山崎正董編

横井小楠
遺稿篇

東京
株式會社 明治書院

山崎正董編

横井小楠

遺稿篇

東京
株式會社 明治書院

小楠堂主

橫存之章

橫井時存

四時佳興

明其道不計其功

文理密察

沼山漁隱

有何心

橫存之印

小楠主人

橫存

小楠堂主

雖無主人

橫井時存

橫井小楠の印譜（實大）

橫井小楠の印譜（實大）

石硯

文箱

匣硯

印章及び印矩

横井小楠遺愛の文房具

石硯

文箱

銅硯

印章及び印矩

横井小楠遺愛の文房具

目次

第二　建白類

第三　書簡

萬延元年……三〇六

第五　談　錄

第六　講義及び語錄

圖版目次

横井小楠 下巻 遺稿篇

山崎正董編

第一 論著

一 學校問答書 嘉永五年三月

本書は嘉永五年福井藩にて學校を興さんとの議ありて、其の制を遂に小楠に問はれたに對して答へたものである。

問云、政事の根本は人才を生育し風俗を敦するに有レ之候へば、學校を興し候は第一の政にて候哉。

答云、和漢古今明君出給ひては必先學校を興し玉ふことにて候。然るに其跡に就て見候に、學校にて出類の人才出候ためし無レ之、況哉是より教化行れ風俗敦相成候事見へ不レ申。先漢土にて見候に、漢・唐・宋・明の賢人君子と被レ稱候人、大學生より被レ出候は無レ之候。唐太宗大學を興し生徒八千人の夥しきを被レ集候へ共、此八千人の中より一人の人才出不レ申、徒に盛成る虚名に歸し申候。且當今天下列藩何方

も學校無レ之所は無レ之候。然るに章句文字をもてはやし候迄の學校にて、是又一向人才の出候勢無レ之候。是其跡かたちを以て見候事にて、其然る所以は嚴斗有レ之事にて、深く考へずんばあるべからず候。

和漢古今學校の跡かたちは然る事に候。然に是は學問と政事と二に離れ候より、學校は讀書所に相成無用の俗學に歸し候。今明君出玉ひて此弊習を深しろしめし、學政一致の道に心を置き給ひて學校を興し人才を生育風俗を教せんと志し玉はゞ、可レ然事には無レ之候哉。

此の了簡一通り聞へ候へ共、深其本を考へざる事と存候。先考て御覧候へ。大和にても漢土にても古も

小楠自筆「學校問答書」の第一頁
（德富蘇峰藏）

今も學校を興し玉ふは其國其天下の明君の時にては無レ之候哉。此明君の興し玉ふ學校にて候へば初より章句文字無用の學問に成り行候は深恐れ戒られ、必學政一致に志し人才生育に心を留め玉ふことに候。然に其學政一致と申す心は人才を生育し政事の有用に用ひんとの心にて候。此政事の有用に用ひんとの心直樣一統の心にとおり候て、諸生何も有用の人才にならんと競立、着實爲レ己の本を忘れ政事運用の末に馳込、其弊互に忌諱娟疾を生じ、甚しきは學校は諠譁場所に相成候。是卽人才の利政と申ものにて、人才を生育せんとして却て人才を害ひ、風化を敦せんとして却て風俗を壞り、其末あつものにこり人才をいやがり候心に相成、果は章句文字の俗儒の學校に成り行候は勢の止むべからざる所にて候。

然ば學政一致の心は非なることに候哉。

秦・漢以來此道明なり不レ申。天下古今賢知も愚夫も押しならし心得候は、學問と申は脩レ己の事のみにて、書を讀み其義を講じ篤實謹行にして心を世事に留めず、獨り自脩養するを以て眞の儒者と稱し、經を講じ史を談じ文詩に達する人を學者と唱申候。扨又才識器量有レ之人情に達し世務に通じ候人を經濟有用の人才と云ひ、簿書に習熟し貨財に通じ巧者にて文筆達者なるを能き役人と心得候。是學者は經濟の用に達せず、經濟者は脩身の本を失ひ、本末體用相兼ること不レ能候。漢の宣帝の漢家自王覇を雜へ用るの說も、其世の儒者體ありて用無きより政事は覇者功利の人被レ用候。今日の人心誰に承り候ても此心得にて分明に學政二に離れ申候。此二に離候學政を一致にせんと欲し候は一通尤に聞へ候へ共、元來

其本無くして治を求るの心急に有レ之、前に申通り人才を生育し有用に立んと欲る心主に成り候て、其實は一致にて無レ之候。是即人才の利政に相成候所以にして古今明君の通病にて有レ之候。

學政一致ならざるのくるひ承り候。然ば其一致なる所以の筋は如何に候哉。

事あたらしき申事ながら天地の間唯是一理にて候へば、人間の有用千差萬變限り無く候へ共、其歸宿は心の一にて候。去れば此心を本として推して人に及し萬事の政に相成、本末體用彼是のかわりは候へ共二に離候筋にては無レ之候。此二に離れざるが一本より萬殊にわたり、萬殊より一本に歸し候道理にて候へば政事と申せば直に脩レ己に歸し、脩レ己れば即政事に推し及し、脩レ己治レ人の一致に行れ候所は唯是學問にて有レ之候。其故に三代の際道行候時は君よりは臣を戒め、臣よりは君を儆め、君臣互に其非心を正し、夫より萬事の政に推し及、朝廷の間欽哉戒哉念哉懋哉都兪吁咨の聲のみ有レ之候。是唯朝廷の間のみにて無レ之父子兄弟夫婦の間互に善を勸め過を救ひ、天下政事の得失にも及び候は是又講學の道一家閨門の内に行れ候。上如レ此講學行れ、其勢下に移り、國天下を擧て人々家々に講學被レ行、其至りは比屋可レ封に相成候。是其分を申せば君臣父子夫婦にて候へ共、道の行れ候所は朋友講學の情誼にて、所謂學政一致二本なきと申は此にて有レ之候。後世は明君と被レ稱候人も父子兄弟夫婦の間種々彝倫の亂を生じ候のみならず、君臣儆戒の學行れず朝廷は唯政事の得失を議する所に相成り候。是即其本無して政事の末を以て國天下を治んとする霸術功利の政にて候。此心にて學校を起し候故前條の通に弊害を生

候は必然の勢にて怪むに不レ足候。

然ば學校は起さゞれ共宜しき事に候哉。學校は政事の根本にて候へば元より興さゞれば不レ叶事に候。國天下に學校無レ之ときは彝倫綱常何を以て立可レ申哉、人才志氣何を以養ひ可レ申哉、風敎治化何を以て行れ可レ申哉、人々各見る所を是とし候へば君子小人の爭のみならず、君子の人にして互に相容れず朋黨を立流脈を分ち、終は國天下の大患と相成り候ためし和漢古今歷々として不レ少候。況哉後世は種々の異端邪說有レ之、天資の高き人といへ共敎習に惑わされ身心をあやまり人道を害ひ候もの不レ少、是皆天理自然學術一定の學校無レ之故に候。然ば道を知り玉ふ明君出給ひては必先一家閨門の內より講學行れ、朝廷の間君臣儆戒の道相立、政事是より出で、所謂學政一致の根本旣に相立候上は必ず學校を興し、君臣是にて講學致すべき事に候。抑此學校と申は彝倫綱常を明にし、脩レ己治レ人天理自然學術一定の學校にて候へば、此に出で學ものは重き大夫の身を云ふべからず、年老ひ身の衰たるを云べからず、有司職務の繁多を云べからず、武人不文の暗を云べからず、上は君公を始として大夫士の子弟に至る迄暇まあれば打まじわりて學を講じ、或は人々身心の病痛を儆戒し、或は當時の人情政事の得失を討論し、或は異端邪說詞章記誦の非を辨明し、或は讀書會業經史の義を講習し、德義を養ひ知識を明にするを本意といたし、朝廷の講學と元より二途にて無レ之候。唯朝廷は職掌ある人に限り、學校は貴賤老少を分たず學を講ずる所にて候へば、學校は朝廷

の出會所と申心にて是則學政一致なる所以にて有レ之候。

教官の撰如何成る人にて可レ然候哉。

學校の風習善と成るも惡しく成るも教官の身に有レ之候へば、其人の撰尤以大切に候。此に二りの人有レ之候、一人は知識明に心術正しく候へ共經學文詩の藝に達し不レ申候。一人は篤實謹行に候へ共知識明ならず、乍レ然經學文詩の藝は格別に有レ之候。大凡の心にては前の人は側用人・奉行等の役人の撰びに入り、後の人を能き教授先生と申候。是卽體ありて用無きを儒者と心得候後世人心のくるひにて、其勢記誦詞章の學校に成らざること不レ能候。一藩教授先生と被レ仰候人知識明に心術正しく無レ之候て、何を以て人の神智を開き人の德義を磨き風俗の正しきを得せしめ可レ申哉。譬文藝は無レ之候とも、前の人にて無レ之候ては教養の道は行れ不レ申、况哉知識明に心術正しく此道の大旨を會得いたし候人聖賢の書一通り讀み得ざるは有レ之間敷候。然に此の人物は一國第一等の人にて一兩人の外は有レ之間敷、學職に用ひ候へば側用人・奉行の要路に人を欠の憂有レ之候。夫側用人・奉行・教授の三職は元來一體にて、人々をして司らしむれば自然に一致ならざる勢ありて其末必弊害を生ずる道理にて候故に、此三職は必一人をして總べ司らしむれば、宮中・府中學政一致に相成、情義能通じ隔絕の憂ひ無レ之のみならず、學校の勢自然に重相成可レ申候。

學校の設は如何して可レ宜哉。

學校の設、聖堂有り講堂あり（君公以下諸生に至迄講學所なり）居寮あり（俊秀を撰び夜白此に詰て修行せしむ）句讀所・習書所あり算學天文所あり武藝所あり（劍槍・弓馬・炮術等の師範一人に各稽古所を與へ日々此に出て稽古せしむ）國中の士人朝より暮に至り此學校に集り文武の道を講ぜしむ。教官の設は惣教有り（家老或一門等の大身の内其人を撰て學校の政を司らしむ）教授あり（是則前條の人物にて文武を分たず總べ司らしむ）訓導あり（教授を助て諸生を教養す）寮長あり（居寮生の長なり）習書師・句讀師あり、大抵此等の設にて委しき事は列藩學校の制度を斟酌して行ふべきことに候（關西にては長州の制度尤宜しきを得候）唯場所の撰は朝廷に引續き設ざれば便利ならず候。君公も左右の人迄被二召具一て日々に出給ひ、大夫以下の人も暫の暇にも出席し講學いたし候が尤學校の本意にて有レ之候。

右問答の本意歸宿は人君の一心に關係いたし、君となり師となり玉ふの御身にて無レ之候ては、如何に制度の宜しきを得候共忽後世の學校に相成其詮無二御座一候。然ば學校の盛衰は君上の一心に有レ之其他は論に不レ及候。

嘉永五年三月　　　横井時存書

二三の社中一覽の上批點を下し申候、其儘にさし上申候事。

小楠が自書して福井に送つた「學校問答書」を村田氏壽の曾孫同英彦が藏して居り、昭和七年德富蘇峰之を讓り受けて珍藏してゐるが、右はそれによつたのである。文中に見る批點に就きては、小楠が二三の社中一覽の上批點を下したまゝ差上げると本文の末尾に斷り書をしてゐるが、或は小楠自ら附したのではあるまいか。さなくとも小楠は此の批點を是認して居るに違ひないから、わざと附して置いた。

二　文武一途の説　嘉永六年正月

本篇は福井藩の重なる人達に見せる積りで、村田氏壽に贈つたものらしい。(傳記篇第八章、三參照)

有二文備一者必有二武備一と申して古の聖賢は大英雄大豪傑にて在ましけり。禹の洪水を治め玉ふに手足たこを生ずる程に自ら働き、成湯・伊尹・文武・周公は雨に浴し風に櫛り自干戈を執り天下の亂を鎭め玉ひしは如何なる英雄豪傑の業なるぞや。孔子・孟子の時に用られ玉はゞ天下の亂臣賊子を誅し四海の叛亂を平げ、いかめしき業思やられ侍る。朱子曰、有下豪傑而不二聖賢一者上、未レ有下聖賢而不二豪傑一者上也。此言聖賢の心術を盡し又限りなき感慨の心を寓しぬ。抑後の世に成りては文武兩端に分れ、眞儒君子と稱せらるゝ人も武事に疎く、撥亂反正の大事を成すこと能はず。去れば四海波立ぬる時は干戈を執り三軍を指揮し天下の亂を鎭むるは別に其人ありて英雄豪傑のなす業となりて、世の儒者の道は治亂常變に通じ天下有用の道とは云ふ可からず。其上治れる世なれども武事弱り士氣衰ては何を以て其治を保んや。是必亂に趣く勢にて、和漢古今亡國のためし歷々として明白なれば、武は唯亂を鎭の道と思ふは甚だ愚かなる事ならずや。しかはあれ其武の一途を以て人の道と心得、治にも亂にも是を以て國を治めんと欲するは其弊更に甚しく、云ふ可からざるの禍を生ずる事必定なり。朱子陳龍川に告る言に云、眞正

大英雄人却從二戰々兢々臨レ深履レ薄處一做將出來、若是氣血麁豪却一點使レ不レ著也。是は龍川が其世の衰弱學者の事を成すに足らざる弊習を見て、漢・唐以來の英雄豪傑を以て自ら任じ、却て朱子の學を迂濶無用に付しより角く頂門の一鍼を下し戒られたる言なり。熟ゝ當今天下の勢を見るに太平殆んど三百年に垂として綱紀の陵夷民俗の傾廢は申も愚かなれ、士氣の衰弊に至りては我邦往古以來今日より甚しきは無レ之、彼南宋の衰弱は同病相憐とも云ふべけれ、況又洋夷の惡氣計り難きの憂迫りたるは又彼の金虜の勢强大なると同じ。然るに學者たる者文武一途の道に志さず、熟ゝ時勢の有様をながめやりて是を救ふの見識力量なし。是に於て世を憂るの人傑出る時は一切學者を以て迂濶無用と押片付け、專ら武の一途を以て國を起さんと欲するは龍川が見と符節を合せずして同じ。此說行はるゝ時は譬ば激劑を以て病毒を討つが如し、一旦に士氣を張り一旦に奇功を奏るの勢あるは必定なれ共、元來仁義忠誠の心術を磨く正心誠意の上より推し本き來らざれば、其弊忽に生じ、或は客氣麁纂の手荒き風とも成り、或は權變功利の拙き術とも流れて其末終に如何とも成し難き勢に落入るは鏡に懸て見るが如し。去れば道は體用本末文武一途に行るゝにあらざれば眞の道とは云ふ可からず。苟も眞正の道を學び天下國家の大憂を抱くものは仁義忠誠の心術を磨き一點氣血の麁纂に馳せず、小心謹畏深く事を慮り必ず中正至當の理を得んと欲するは固より申にも不レ及、釼槍・炮馬の業は此の武士の身の職分なれば力を極て習錬し、或は山野に狩りし、或は川海に漁り、雨に浴し風に櫛り筋骨を逞ふし心體を健になす業は日

として忘らず月として忘れず、鬼取り拉ぐ武夫の矢竹心の一筋なるは古の武士にも劣らず、又彼の三軍を指揮し夷賊を虀粉にする兵の法を究て、百勝の道を得て亂を鎮め治を致す英雄豪傑の事業は尤我が學術の一大事なれば元龜・天正の弓矢の道を本にして彼の西洋の夷賊等がもてはやす兵器陣法に至るまで具に其理を究て、短を捨て長を取り習熟心得するにあらざれば聖賢の道を學ぶの儒者とは云ふ可からず。司馬徳操の云儒生俗士何識二時務一、識二時務一在二俊傑一と、此の俊傑なるものを古今學者が外様に見なせばこそ儒生俗士と並べ稱して迂濶無用とは識らるゝなれ。諸葛武侯は草廬の中に在りて天下三分の大略を定て、用ひらるゝに及で果して其言に背かず。朱子平生の義氣天下の人心を感動し、尤も兵事に分曉なるは其書を見て明かなり。擧て三軍の司命たらば樂毅・諸葛の兵たるもの誰か疑を容る可けんや。況や韓兵は申にや及ばん、中興恢復の大業鏡に懸て見よりも明かなり。是其平生習學の力にして所謂眞正の大英雄人とは武侯・朱子の外に又誰ありてぞ稱す可きや。然れば朱子を學ぶものゝ武事に疎く治亂常變に通ぜざるは腐儒なれ俗士なれ迂濶無用の學者にて、今の德操たらん人の笑ひを取るは此學の大なる耻ならずや。記して同學の諸君子に告ぐと云爾。

嘉永六年正月　　横井時存拜

横井時靖（小楠の曾孫）の家に『横井先生文集』と題した寫本がある。其中にある本篇は『小楠遺稿』に收録されてあるのとは文句・用語・假名遣に多少の異同が有るが、右は『小楠遺稿』に載せられたものに據つたのである。

三　夷虜應接大意　嘉永六年

嘉永六年魯國の使節プーチャチン國書を携へて長崎に來航したので、幕府はその應接の爲に筒井政憲・川路聖謨を同地に派遣したとの報に接した小楠は其の所見を舊知川路に談ぜんとて長崎に來て見ると、魯艦は再來を期して出港して居り、幕使も未だ到着して居なかつたから、所見の梗概を記して長崎港尹によつて川路に送致せんことを請ふたものである。

我國の萬國に勝れ、世界にて君子國とも稱せらるゝは天地の心を躰し仁義を重んずるを以て也。されば亞墨利加・魯西亞の使節に應接するも只此天地仁義の大道を貫くの條理を得るに有り。此條理貫かざれば、和すれば國躰を損ひ戰ば破れ、二ツのものゝ勢眞に顯然たるは更に又云に不レ及事也。凡我國の外夷に處するの國是たるや、有道の國は通信を許し無道の國は拒絶するの二ツ也。有道無道を分たず一切拒絶するは天地公共の實理に暗して、遂に信義を萬國に失ふに至るもの必然の理也。然るに其有道と云るは唯我國に信義を失なはざる國のみを言ことにあらずして、自餘の國に於るも又信義を守り侵犯暴惡の所行なく天地の心に背かざるの國を云ることにして、此等の國ありて我に通信交易を望むに我是を絶て拒絶するの道理あるべきや。我　祖宗此理を明らめ玉ひ唐・蘭の二國既に交易を許さるゝと云へ共、萬國此理に暗して、アメリカの書翰にも鎖國を以我國是の道也と述たるは全く我國是の大道を知ら

ざる故也。只外國のみならず我邦人も又鎖國を以て國躰也とのみをもひ、信義の萬國に貫くと貫ざるとの天地仁義を宗とする國是の大道を知ざるよりして、我の信義を失ひ彼が忿怒の心を起さしめ大に國躰を誤るに到て、又如何んぞ是を救ふの術あるべきや。然ば今彼に答には有道を許し無道を絶ち、國是の大本として一切鎖國するの道にはあらざる事を明に示し、然して後彼の渡來のさま通信通商の望を許さゞれば、軍艦を以て來り迫るの由を述且は妄に浦賀に乘入樣々の無禮を働き一切我法度を守らざるの無禮無道を責、如レ此の國は痛く禁絶するの大法なる事を諭し聞せんに、彼國叩頭して是を陳謝し前非を改め通信通商を乞こと必然也。是朝に無禮をなし夕に改ると云へども、其實なくして其辭のみなるよしを以て又是を拒絶し、果して我信義に服し罪を改めんとならば後來其信義世界萬國に貫徹する時を待て通信通商を議せんとならば、彼何の言葉ありてか兵事を發する事を得んや。是に於ても彼罪に不レ服强て兵事を起ときは彼曲我直、必死を以て戰わんに百勝既に顯然たり、何の懼るゝ事か是あらんや。魯西亞の陳ずる所未レ知と云へ共、察する處アメリカとは情を異にすべし。如何に異にするといへども是に答んに先我アメリカを拒絶するの大義理を述、若我を援けん抔との詞ありとも深く力を他國に借るの道にあらざる事を諭す時は、彼必其國の有道信義アメリカの類にあらざる事をのべて通信を乞べし。於レ是我又彼に答んには我國既にアメリカに事有て彼或は軍艦を以て來らば痛く血戰し其罪惡を懲さんとするの時なり。然るに今魯西亞と通ぜば世界萬國我國を不勇と唱ん事必然の勢なり。是我國の

深く恥る所なれば今に至りて通信通商共に許すべきの日にあらず。是を求んとならば後年其時ありて是を議する事あるべしと答んに、彼又何の辭ありて再陳する事のあるべきや。凡天地の間は只是道理のあるあり、道理を以て諭さんには夷狄禽獸といへども服せざる事不レ能也。今の世にあたり外虜に接する事を談ずるもの大抵四等あり。我宴安に溺れ彼威强に屈し、和議を唱ふるものを最下等とす。鎖國の舊習に泥み、理非を分たず一切に外國を拒絶して必戰せんとするは宴安に溺るゝの徒に増るといへども、天地自然の道理を不レ知して必敗を取るの徒也。又彼が無禮を惡み彼と戰んと欲すれども、我國武百五十年の泰平に天下の士氣頽廢して皆驕兵たるを憂へ、暫く屈して彼と和し其間暇を以士氣を張り國を强して後彼と戰わんとのみ思ふは、彼是の國情を詳かにし利害の實を得たるに似たると云へども、其實は天地の大義に暗きのみならず利害に於ても亦決して其見る處の如くなる事不レ能なり。廟堂假初にも彼と和する心ある時は天下の人心彌益惰弛に趣、士氣何れの日か振起すべき。器械に到りても決して整の日あるべからず、三令五申其益無きのみならず天下遂に瓦解土崩の勢をなす事必然なり。然れば今日に當りて必戰の計を決して幕府列國材傑の人を擧用るの道第一の緊要とす。其人擧る時は其政改り、天下の人心大義の有事を知り士氣一新するも瞬息の間に有て、今日の驕兵忽變じて精兵となる事猶手を復すに異ならず。戰の勝敗は砲熕器械のみにあらずして正義の天地に貫と不レ貫と人心の振と不レ振とにあり。況や人心振時は器械砲熕も亦隨て實備するに於てをや。百夷千變何の恐れかあらん、是利害

得失の見易きもの也。故に我は戰鬪必死を宗とし天地の大義を奉じて彼に應接するの道今日の一義にあらずや。我國毫も彼が强梁を恐れず、大義を明かにして彼を拒絕せば夷虜不レ戰して畏服せざる事能はざる也。內を治め外を固くし軍艦守備を整へ或は通信通商のさまの事は別に論ずる旨ありて爰に混ぜず、今只彼に應接するの大義を述るのみ也。其述る所といへども偏に應接い大綱領にして、其條目に到りては機に臨み變に應じ綱領を擴充して其節に當るは全く其人に有り。爰に於て應接の人材尤選ばざるべからず。夫天地有生の仁心を宗とする國は我も又是をいれ、不信不義の國は天地神明と共に是を威罰するの大義を海外萬國に示し、內天下の士氣を振起して器械砲艦漸を以全く備るに至りては萬國醜虜我正義に服從せざる事能はざるもの何の疑かあるべきぞや。聊鄙意を述て見る人に見せんと云ふ

(橫井時靖藏寫本・小楠遺稿)

〔『小楠遺稿』を見ると、本文起艸の年月に就きては「小傳」中にも嘉永七年十月下浣とあり、又本文の末尾にも「嘉永七寅年十月下浣橫井時存識」と記してある。然るにプーチャチンの率ゐる軍艦は嘉永七年三月三たび長崎に來航せしも只一日碇泊して去りたる後は同港に來たらず、又幕使川路等も嘉永六年十二月上旬來りて露使と十數次接衝して同七年一月引上げてから後は長崎に來たことはない。又本文の內容から考へて見ても恐らくは嘉永六年に記したのではあるまいか。(傳記篇第八章、四、八參照)

四 陸兵問答書 安政二年

西洋の銃砲輸入されては兵制も一變されねばならぬのに、當時軍學者流及び兵備に關する言論は多く古制に拘泥して變通を知ら

ぬ勢ありし爲に艸したものであるが、何處に提出したのであるかは詳かでない。本文は始め「兵法問答」或は「兵學問答」と題してゐたが、後「海軍問答書」を著はすに及びてこの題に改めたのである。

西洋の長技は銃炮にして、本邦の長技は刀鎗に有レ之候。彼是長短ありて相兼る不レ能は自然の勢とも可レ申候哉。然ば方今西洋の銃炮盛に行れ、其弊刀鎗の利用を失ふに至るべく候。夫本邦の萬國に勝て武勇逞しきは全血戰の利に候へば、必しも彼が長を取り用るには及申間敷、我が長を以て彼が短を挫き候てこそ本邦の武勇とも申べく候。

夷變以來天下紛々として兵を論ずる事に相成、西洋の銃炮を主とするは本邦の血戰を廢し、本邦の血戰を主とするは西洋の銃炮を斥け、相互に難辨し各一偏に執着いたし、必竟太平の心を以て亂世を見候故にて有レ之候。亂世に生候へば兵器程武士の身に切成は無レ之、此器が勝れて宜しければ直に一統に行れ異議申もの無レ之候。源平以來兵器陣法の移り變りにて可レ見候。源平より南北の亂迄は弓馬・長刀・太刀を用ひ候處、太平記に鎗と云ふ器二三ヶ所に相見えいまだ一統には行れず。應仁の亂比より漸々皆鎗を用ることに相成、高名の言葉にも一番鎗と唱申候。（此鎗は元來蒙古の兵器にて有レ之候。或人の說に鎗は矛より出たりと云ひ、又長刀より變たりとも云へ共、是皆外國の器たるを嫌て、例の太平の人の云ふことにて不レ可レ信候。）是よりして騎戰廢して步戰と相成候。扨又弘治の比にて候哉西洋より銃炮渡り、其器の猛烈なる勝て利用なれば誰唱るとも無く一時に天下に行れて、本朝古來よりの弓矢も又廢するに至り候。（源平前後專弓馬を主とし、其弓馬の法は其比の諸記錄に相見え、馬は向を下げ駈引進退を主といたし、或は大河を渡し或は險阻へ乘り上乘り下し候事に有レ之候。弓は射力の强きを主といたし遠矢・さし矢・矢繼早の業にて有レ之候處、騎射廢候より大坪氏なるもの東山代出候て天下の馬法一變いたし、當今の馬場乘りと相成弓は銕炮行れるより廢候て專品懸り形樣を主といたし、古法地を拂ひ弓も馬も戰場の實

用にて無之、武士の弄び物と相成申候。鎗も鐵炮も皆外國の器なれ共勝て利用なれば直に天下に行れて古來の兵器も廢するに至り、一人の異議無きは亂世の人利害身に切成る故にて有之候。本國にては鐵炮渡り候て無程太平に相成り候故、其術たる火矢・花火・鳥打・角打等の弄びものと相成銃炮の實用開け不申候へ共、西洋は列國戰爭を事といたし其術益〻明に相成り戰爭の器是に過たる用器は無之候へ共、太平の人心身に切ならず候故種々に難病を生じ拒絕いたし候事に有之候。

西洋銃器を取り用は尤に聞候。乍去我が傳來の陣法を廢し彼が銃隊に變ずるには不及事に候。總じて陣法は兵器に因て變ずる事にて候。源平の昔騎戰行候時は一手二手と手分致し候迄の備立にて、行伍の列も無之相懸り勝敗を決することにて有之候。鎗行候より騎戰廢し步戰と相成り、初て行伍の列も出來申候。扨又鐵砲渡り候て銃隊も出來候て銃隊を前に備へ刀鎗隊を後にいたし、敵合に成れば互に鐵砲を放ち扨血戰を初ることに相成候。去れば本邦の陣法鎗起りて一變し、鐵砲初りて再變し、其兵器に因て變ずるは自然の勢にて有之候。乍然此頃迄は專血戰を主といたし候故當時の諺の剛の者には鐵砲は當らぬものと唱へ、有名の武士は此器を用るを屑といたし不申候は、必竟銃砲の術いまだ開け不申候より其銃隊も紀律節制の法則立ざる故にて有之候。夫血戰を主とすれば刀鎗の利刄を以て切込みつき込乘り入り乘り破ることにて、必しも紀律節制ならざれば敵合に臨み隊伍混雜いたし丸を放こと不能、譬へ放候も大抵越し矢と相成り、再び矢込出來不申して利用を失ひ候は只今の操打調練

にて可レ見事に候。況哉現實の物場に臨ては物の用に立不レ申候。彼の剛の者には當らぬと云ふも必しも義張りたる言葉にて無レ之果して然る事と聞え候。西洋諸國は前に申通り其術次第に開今日に至りて如レ彼嚴密節制の陣法と相成り、其利用雲泥の替りにて有レ之候は西洋砲家者既に知る處にて申に不レ及候。去れば其器を用れば必ず其銃隊の法に變ぜざること不レ能は自然の勢にて有レ之候。

然らば銃隊のみ變じて士隊は是迄の備立にて可レ宜哉。

凡陣法は兵器に因て變ずるのみならず、又敵の兵器と備立とに因て變ずることにて有レ之候。本邦太平となりて兵を論ずる者一國相互の敵合の心得にて候故、大抵甲・越の戰法を祖述し專ら血戰を主とした る備立にて有レ之候。（外國を相手として兵を論じたるは林子平に始り、物茂卿といへ共此見識は無レ之候。）當今に至りては敵は西洋諸州にて、彼等が節制の銃隊に我傳來の陣法にて戰はんに、先手の銃隊敗るゝ時は刀鎗の士隊其彈丸に當りうちすくめらるゝは必定にて、大阪の役木村長門が一軍井伊家の銃隊に競ひ懸惣敗軍と成りたるが如き、士隊にて銃隊に懸り敗を取りたる例し少からず、況や當今の銃隊は總て輕卒を用ふことにて、是を頼みに敵の間合に乘り入らんと欲するは極て危き事ならずや。是士隊も銃隊に變ぜざれば叶はざる事にて有レ之候。

銃炮と刀は一人の身に備られ候得共、鎗と銃炮は用ひられず候。士隊を銃隊に變じ候へば、鎗は捨り候にて有レ之候哉。

兵器用の各々長短ありて相兼る事不レ能候。銃炮は間の外に利ありて血戰の用を爲さず、刀鎗は血戰の

利にして間の外に用無し。弓矢は騎馬に用べくして、鎗は歩戰ならざれば用ひられず候。夫故に西洋にて「ポダマルテ」製の釼筒一統に行れ、敵合に成れば間の外にて打放し直につき懸りて血戰をいたすことにて候へ共、釼の製造利刄ならず候故其鎗法又拙くして我が鎗術の精練なるには比すべくも無レ之候。西洋戰爭繪卷物など見て其鎗法の拙き事相知れ候。且我が刀鎗の術の精練なるは彼等も又深く賞嘆する事にて、和蘭よりは刀鎗の術修行として少年の者連越長崎にて稽古いたし候。去れば我が利刄の鎗を以て銃釼とし、精練の法を以て遣ひ候へば、是に過たる便利の器は無レ之候。是彼が釼筒を我に用れば十分の利に候へ共、方今西洋銃隊を用に大抵釼を用ひざるはいまだ實用の理を究め得ざる故にて有レ之候。然に是は相懸りの野戰を云ことにて、時に取りては鎗も又用る處ありて一概に廢すると云にはあらず候。

西洋銃隊に變ずべきは一々相聞候。乍レ去當時西洋陣法を用候に既に刀鎗を廢するの弊習有レ之、専銃隊にし銃炮を主といたし候へば自然に血戰の本意を失ふの患は無レ之候哉。

此疑一と通りより見候ては尤に相聞候へ共、いまだ深く實理を究ざる筋にて有レ之候。前にも申通り亂世の時は武士の心兵器より切成もの無レ之、利用の器は外國の物も無ニ異議一行れ、利用ならざれば我傳來の物も廢、弓馬・長刀・鎗・鐵炮或は廢し或は行れ候へ共、刀釼の利に於ては上古より今日に至り第一の器と相成り候は必竟是に過たるもの無レ之、是我が血戰の利萬國に勝たる所以にして、天下人心治亂と無く骨肉に徹たる思ひ入にて有レ之候。斯の通りに思入たる人心にて且は陣法總て銃隊に變じ専に銃炮を用ひ候共、一たび兵亂と相成りては決て血戰を廢するの憂は無レ之事にて、況哉治にして亂を忘れ

す一國天下の君相此實理を明め玉ひて西洋銃隊の陣法に變じ、勝を取るは專我が傳來の血戰に有レ之事を人心に喩し刀・鎗・銃炮優劣無く誘ひ進め玉はんに何の弊害か生ずべきや。士氣を振作するの道是に益たる事は無レ之候。夫の西洋陣法を用もの元來其砲術を信じ其陣法迄用事にて、全亂世の實見より彼我兵器陣法の長短優劣の實理を明めたる見識にあらざれば、血戰の利用を廢する弊習を生ずるは當然の事にて全躰を論ずる事にては無レ之候。

（小楠遺稿）

五　海軍問答書　元治元年三月

我國にて最も急にすべきは海軍であるのに、其の費用の巨大なるを憚りて遷延に付するの嫌があるので、之を促進せんとして艸したものである。

方今天下興運の大機會なり。更張の道樣々なる可し。就中至急の要領は如何。

强兵の一途なり。萬事は是より擧る可し。

强兵の道人々見るところ異なり。或は固有の短兵を主張し、或は西洋の銃陣を主張す。二者の外强兵の實用ある可き哉。

往昔の如く本邦一國の戰爭なれば二者何も用ゆ可し。方今航海大に開け四海の通路平陸よりも便捷にして千萬里の所比隣なり、海外の諸夷引き受ずして叶わぬ時勢となり、海軍に過ぎたる强兵あること無

し。

諸夷を引受くるは勿論なり。我が固有の義勇を振ひ海港の要衝を取り固め必死の戰鬪を爲す時は必しも敗を取道には非ず。是又强兵にあらず哉。

方今の形勢、本邦一國譬ば大船の如く四海は總て平陸なり。我が陸兵を以て彼が海軍を待つは船に乘りて陸上に戰が如し。彼れ主にして我は客なり。我は進で戰に難く退て守る可からず、彼は利を見て進み不利を見て退く、是其勢致さるゝことありて致す可からず。且つ本邦四方八達海運に非ざるは無し。彼若し二三艘の軍艦にて海運を鎖すときは全國の通路忽に絕て、生民の困難云ふ可らず。江戶・大坂の如きは百日を待たず飢餓に至る可し。夫のみならず東浮西出近海を横行せば沿海の要港盡く守らざるを得ず、是徒に奔走に疲勞し戰わずして屈するなり。是等淺近のことを察しても海軍を起さずんば有る可からざるを知る可し。

海軍を起す可きは聞えたり。是を强兵と云ふは如何。

凡人は貴賤賢愚に拘はらず一心決定し動ざるより强きは無し。是則志の奪ふ可からざるものにして、必死の地に入れば必死を決す。古の兵を善する者舟を沈め水を背にす、是皆必死の地に陷て必勝の策を定むるなり。今海外の諸夷を引受て戰に彼は進て攻擊し我は守て應接す、進む者は死地に陷入り守る者は後に顧る。譬ば宇治勢田の橋を引き敵を待が如し。大友皇子を初とし源賴政・木曾義仲承久の亂新田義

貞凡五度の戰に一度も其利を得ること無く、近く海外の事を擧ば淸國の英・佛と所々の戰、魯の英・佛と黑海の戰、墨西哥の墨・佛と兩度の戰、安南の佛との戰、海陸の勢進守攻拒主客を殊にし勝敗既に顯然たり。海軍は是に反し隨ふ所犄角の用を爲し一船卽ち必死の地にして士卒力を一致にせざることを得ず。孫子云、兵士甚陷則不ㇾ懼、無ㇾ所ㇾ往則固、入ㇾ深則專、不ㇾ得ㇾ已則鬪。眞に妙言に非ざらん哉。

海軍の强兵たるは聞えたり、然ば今日に當りては陸兵は用るに足らざる哉。是れ何の言ぞや、我は唯主客の勢を云ことなり。

海軍を起すの所置如何。

方今の憂は天下列藩各々便利を占め人心一致せざるより大なるはなし。四海萬國を引き受ずして叶はざる時勢と成り、國一致せずして何を以て天下を興さん哉。況んや新なる海軍を起すに尤も以一致の所置に出ずんば有る可からず。今幸に　天朝・幕府兵庫に於て海軍を起すの命令を出されたり。兵庫は大坂の咽喉にて本邦第一の要港なれば海軍場には至極の形勢を得たりと云ふ可し。於ㇾ是更に亦維新の令を出し左の件々の大綱を天下に布告す可し。

一　總督官に海軍一切の全權を命じ、嚴に有司文法の牽制を禁ず。

一　列藩に海軍を起す大趣意を示し、並に志し有る人は此に來り修行す可を喩す。

一　此に來り修行する人は衣食の用度官より之に給す。

一　總督官諸生を率て長崎に出張し、洋人を呼迎へ三年を期し傳習せしむ。

一　海軍場中信賞必罰、嚴に軍法を以て行ふ可し。

總て傳習には費用を厭ふことなく十分の修行を盡さしめ、海軍一切の規定は西洋の法則を斟酌して行ふ可し。本邦の人の聰敏なるは洋人も亦嘆美して亞細亞洲中第一と稱し、尤事を爲すに曉ければ三年を待たず海軍の術我是を得ること疑無し。傳習既に熟するに隨ひ別に將校を用ることを禁じ、總て此の諸生をして軍艦の職役を命じ、其才能長技に隨て任用し匹夫たり共一艦の長一軍の將にも擧げ用ひ、貴族たり共所長なければ用ひず、一切太平因循の習弊を去り、軍國嚴齊の法則を行ひ信賞必罰威令上に明なるときは一軍齊肅命を用ひざることを得ず。且夫海軍の實用たるや海外の事情に達し器械の精微を盡し萬里の風濤を凌ぎ更に又各國戰鬪の實地を見聞せずんばある可らず。軍艦十艘にも及びなば代る代る海外に乘り出し各國を巡觀するときは聰明を開き膽氣を壯にし、彼が長を取りて我短を補ひ我長を以て彼が短を制し、十年を待たずして全國の人心奮勵發動し、外夷の恐るゝに足らざるのみならず却て萬國を吞むの正氣を發生するに至り、今日恐怖の人情に比するに眞に晝夜明暗の變ずるが如くなる可し。方今海外の各國英夷尤も强大と稱す。其國たるや地球の西北に偏する一孤島なれ共環海の便利に因て今日の盛大を爲すに至る。本邦は地球の中央に位し環海の便利四通八達英に勝ること萬々なるのみならず、人質の聰明にして勇鋭なること更に又外國の比類す可に非れば、盛運年を逐に隨て非常聰明の

人傑輩出し我が大道を明にし我が義勇を盛し、外夷をして理屈し鋒挫け遂に我が仁義の風を仰ぐに至らしむること今日海軍を起すに本づくに非らんや。

天下列藩は如何。

一致の海軍は本なり天下の海軍は末なり。其本既に起る時は其末も亦隨て起す可きは勿論なり。乍レ去一致の根本强盛ならざれば天下の海軍一に歸することなく、却て爭擾を爲すの媒と成て天下の用には立可からず。且夫方今の勢道理明なりと雖も兵力强からざれば不逞を制すること能はず、兵力强しと雖も道理明かならざれば人心を服すること能はず、道理明に兵力備りて正に初て不逞を制し人心を服さしむ可し。是れ唯外夷に所するの道のみにあらず我が內地を治るにも然らざることを得ざるなり。夫れ京師は天下の根本　至尊の在ます所禮樂征伐の出る所なれば、兵庫の海軍即是れ一大强兵親軍なり。此海軍强勢なれば天下海軍一に歸し、我が令する所に從て外は以て洋夷の侵寇を防ぎ內は以て不逞の人心を制すべし。加レ之天下の人情を通じ、天下の人傑を擧げて天下の衆致を盡して、正大公共の王道を行せ玉はんに、內地は云に不レ及海外の各國まで自然に王化に從はざることを得ず。何ぞ唯に區々として一國を守るのみならんや。

天下列藩の疲弊極れり。海軍を起さば更に疲弊を重て却て紛擾を生ずるに至る可し。如何。

費用の甚しきは軍備より大なるは無く、軍備の尤も大なるは海軍に過ぐるは無し。方今海外の各國費用

を厭はず國力を盡して軍艦炮器の精微を極め海軍の兵勢を盛にするは死生興亡目前に有て一身一國現實の利害急迫なればなり。本邦一水の外四海皆戰爭の巷にして四夷八蠻縱橫に航行し、不レ可レ云い禍亂方に目前に起らんとす。是其勢破船に乘りて大洋に浮に似たり、風浪一たび起らば覆沒せざる者幾ど稀なり。如レ此危急の時に當り天下列藩晏然として太平に安じ費用を厭ひ軍備の實用を差置くは譬ば全身痲痺にして疾痛疴痒を覺えざる者と相似たり、至愚の甚しきに非ざらんや。然しながら二百年來太平武を忘るゝの弊政にて醸し成したる人情なれば、恐れ多くも　廟堂の上斷然として自ら罪し玉ひ、古人の所謂郊に舍するに則り露屋雨室も厭はせ玉はず、無用の費を省き國力を强兵の一途に打懸け玉はゞ天下の人心自然に感動し與國の氣象に變ずること鏡に懸て見る如し。惣じて天下列藩の疲弊今日に極りたれば、如何に無用を省かれたれ共海軍の費用に供するに足る可からず。去らば又天下の農商に課せんとせば農商の疲弊更に甚しく忽に天下の人心を失ふ可し。天下を擧て既に是至困の地に落入たれば此莫大の費用何を以て辨ぜんや。夫れ非常の海軍を起さんと欲せば先づ非常の費を辨ぜずんば有る可からず、非常の費用を辨ぜんには非常の事業を起さずんば有べからず。非常の事業を起すには幕府列藩均く課金を出されざることを得ず、試に高一萬石に年々百兩の金を課すれば總計大凡二十四五萬兩内外なり、此の課金を以て元とし左の件々の事業を起さんと欲す。

一　銅鑛を開く。

一　鐵山を開く。

一　船材を貯ふ。

本邦銅鑛の富海外比類無きと稱し産物の最第一とす。九州にて鑛庫と稱する銅山十ヶ所に下らざれば廣く天下に吟味せば幾鑛有るも知る可からず。如レ此寶庫有りて今に開けざる所以の者は邦内人民銅を用る所作の寡きと銅坐より買ひ入る値段の甚だ卑下なるとに因ることなり。

銅山にて紅銅に吹き上ることは嚴禁なる故に、あら吹の銅にて銅坐に渡し銅坐にて紅銅に吹き上ることなり。あら銅二百目を紅銅に吹き上るは八十目の雜費懸りて百廿目の紅銅となる。銅坐にてあら銅二百目斤を三匁五分内外に買入る故盛に出る銅山も總て廢止に及べり。

今海軍を起すに銅の入用夥しきのみならず、外國にて高價なるは更に驚に堪たり。幕府より和蘭に渡さるゝ紅銅一斤（百六十目斤）銀八匁内外なりしに、諸夷進港以來は俄に引き上げて當時は拾二匁内外と承る。去れ共彼等相互の直段は更に又高價なることにて、其一證を擧るに淸國にて乾寶錢一貫二百文を以て西洋用番銀（ドル）一圓に易るなり。乾寶錢は其質甚惡くして目方も又僅に三分なり。我寛永錢（寛永錢の目方六分より一匁貳分迄にて、十文をならし見れは一文九分二毛なり。）に比すれば三分の一なれば一圓即ち四百文に相當す。（四百文斤に直す時は二斤半に拾二匁不足し、一斤百六十文となる。）夫れのみならず紅銅と錢銅との位善惡遙かに隔りたれば紅銅一斤二十匁以上に上らざれば平允の根段とは云ふ可からず。惣じて海外各國にて銅の高價なる所以は軍艦炮器は論無し百般の器物銅を用ること夥しき故に、何程掘り出ても餘り有ること無し。且又墨西哥にて銅（銀カ）を産すること夥しく近十年來尤盛に掘り出し邦内礦を攻るの廠三千餘所に及び各國番銀三分の二分は墨西哥銀なり。是

よりして銀價下落して銅價は益〻上騰すと云。本邦にては銀は尊く銅は卑く、各國と表裡を相成したる所に尊きの銀と卑きの銀とを比較し交易通用の目方を定め、金と銅錢の通用を禁ぜられし故（金は夙に比較し根段たに上げられし故にや相當す。）銅錢の直ひ定らずして一錢十文に當るを三文四文に密賣するに因て九州にては絶て銅錢は無きことに相成たり、是國損の甚しきに非ざらん哉。

銅の根段如レ此高價なれば、夫に應じて銅山より買ひ入るゝ根段も亦相當に引上げば天下の寶庫一時に開ること疑ひ無し。海軍莫大の費用を辨ずるに此の一途より大なるもの有る可からず。銅に次では鐵なり一切の用是より大なるは無し。曾て聞く奥羽の二州尤も鐵に富て所々驚く可きの鐵塊山有りと。是等の山を開き便利に因て西洋製の高爐を設け鎔化して長崎に運輸し、製鐵所にて百般の工作を爲さしむ可し。總じて民間の日用は鐵より便利なるは無けれども、本邦に大に是を用ることを得ざるものは鐵を製するの術を知らざればなり。譬ば三都會の如き家屋重密の處一家火を失すれば延て千萬家に及ぶ、百貨諸物烏有に付し衰弊を極ること是より甚しきはなし。此は火難を救ふに鐵屋に如くもの有る可からず。製鐵所に於て鐵柱・鐵板の類を製作し、都會に出すときは材木・瓦より一倍の高を益すと云へ共百年不易の造作なれば財力有る者誰か是を置て彼を用る者あらんや。（或云、外國にて鐵柱・鐵板は根段材木よりも易しと、果して然らば是に過たる便利有ることなし。）其外民間の用器鐵を用ひて爲す可きもの幾許も有ることなれば、其直過當ならざれば大に行るゝこと必定なり。船材は樫・楠・杉・檜・松を以て尤も上品とす。近年來直ひ上騰すと云とも外國に比すれば尚ほ一と三と

の如し。良材に富たる國々より買ひ求めて長崎に於て貯へ置き軍艦製造の用に備る可し。惣じて此三件の事は國々の奸民山師の者目を矚し時を待たることなれば、一令を出せば響の如く相應じて邊土の隅々迄一時に起ること必然なり。事情如ㇾ此の勢なれば俄に是を起さんとせば忽に奸民の奇貨となり大破に及ぶは分明なれば、先づ一大經綸局を設け廣く天下の人才を擧用ひ、或は西洋攻礦の術を研究し其道明白なるときは奸民山師の者共自然に畏服して其奸術を施すことを得ず、我が使令に歸嚮するに至りては、事業の大に行るゝのみならず又天下幾十萬の奸民を變化して良民と爲す、治道の一術に非ざらんや。夫れ古人の利を起すを戒むる所以は、其利を憎むに非ずして利を以て利とする者を憎む、是所謂聚斂の事にして下を損して上を増す、天下生民の害之より大なる者あること無し。此の三件の利は天下列藩の置て行はざることとなれば其利を奪にも非ず、又萬民の業を助ることなければ其害と成るにも非ず。更又下を損して上を益す聚斂に出に非ずして天下列藩の疲弊を救ひ海軍の用に供することなれば、夫の利を以て利とする者と天淵雲泥の相違なり、是又附して辨ぜずんば有る可からず。

軍艦は彼より買ひ入ると我にて製造すると何れか可ㇾ然や。

西洋各國軍艦炮器の製日を追て發明し、國力を抛て製造する故に銅・鐵・材木の値年を追て上騰し、(英國に材木乏しく成たる故に遠く北亞墨利加の屬國より運送すと云。)本邦に比すれば幾增倍なるも知る可からず、正高價の物を以て製造したる軍艦炮器なれば其値の高價なるは更に論なきことなり。此のみ品に富たる本邦にて製造の道を開かずして夫の

高價の軍艦炮器を買ひ入るゝは愚昧の甚しきと謂つ可し。且夫軍艦の命數限り有れば一年を經れば直に減ずる故に各國互に識別し、（一船必ず一船の號あり）彼は英製にて幾年を經此は墨製にて幾年を經たり或は何處にて破損したるを修覆したるの類分明に知れたる上に、賣買の時は大船を釣り上る仕懸の術ありて舟底を吟味し値の位を定る故に互に相欺くことは無きことなり。本邦は眞の不案内故に彼等勝手に欺て、十年の船を五年と唱へ破損の船を無難と云の類都會の古着店の者共が田舍漢を愚弄すると殆んど相似たるは又如何とも爲ること不レ能。夫れのみならず前に云ふ通り貴きの銀と卑きの銀と比較したる用番銀の値を以て買ひ入るゝことなれば此の損失も又た莫大に非ざらんや。彼れ此れを考へ見るに利害得失甚だ是分明なれば、銅鐵船材の經綸行はるゝに隨て長崎に於て造船廠を設け西洋工匠を呼迎へ製造するときは、百害を去りて百利を來たす莫大の國益に非らざらんや。

有レ客來訪言及二時事一、反覆討論相共三嘆、客曰可レ識哉、乃次二第其言一如レ此。甲子三月

沼　山　老　隱　識

（小楠遺稿）

『小楠遺稿』には時に島津久光强藩の力に據り朝廷を戴き幕府を匡正し天下を一新せんとの志があつたので本文を艸して彼に提出したと記してある。小楠は勝海舟と同じく興國の大業は諸侯一致して海軍を盛大にするにあらざれば之を能くする能はずとの意見を有してゐるから、久光に此の書を贈つたとするはさもあるべきことだが、小楠の記する所は本文の末尾に有るが如くだし、又元治元年三月二十三日に門生河瀨典次をして在長崎の勝海舟に本文を寄贈し、其の翌月には書面を寄せて本文をば「兼て御高話承

り居候上平生の志願にて有レ之、閑散に任せ認め候事に御座候」と記し、なほ海軍に要する費用支辨法につきては本篇記する所の三件以外に一二經綸あることをも認めてゐる所を見ると、當時海舟が長崎滯在中であるを幸に先づ彼に見せやうと云ふのが、筆を把つた動機ではあるまいかとも思はれる。

六　國是三論　萬延元年

三たび越藩の招聘に應じて福井入をなした小楠は當時同藩の情勢として擧藩一致して邁進すべき主義方針を定むることの根本義なるを痛感し、廣く執政諸有司を會して施政は大綱三事—富國・强兵・士道—にあることを議定し、その三論を藩の國是となすべく中根雪江をして其の旨趣を記述せしめたのである。

(天)　富國論

嘉永癸丑の夏米利堅國の使節渡來して國書を呈し和親交易の事を申出たりしかば、幕府に於て其御許容の可否を列侯へ御垂問ありし以來交易利害の議論紛々として一定せず、其害を唱ふる者は水府老公を魁首として鎖國の舊見を主張し、其利とする者は　幕府の廟算に雷同し時運の變革に隨ひ萬國交通の理を唱ふ。此是非如何可レ有レ之哉。

先づ鎖國の見を以てすれば本邦五穀金銀を始め萬物豐饒他に求むるを待たずして人物其生を遂るに欠事なければ、數百年の鎖國毫も不足の事を知らず、然るを今鎖鑰を開かば我より出す處は我が有用の物にして、彼より入る處は我が無用の物なり、有用を以て無用に易ふ、其害一。彼に出す處多ければ我に有

處不足して我用を欠く、其害二。其物滅し其用不足する故其價大に貴に至る、其害三。其利を得る者は數輩の商賈にして其害は全國に被る、其害四。縱令物品を金銀に換るとも、金銀も從來事を欠にあらざれば此上の事は不用にして有用の物を減ずるに替る事なし、其害五なり。目今已に交易の爲に物價騰揚して四民共に其害を受て殆困難に及ばんとする勢也、是交易を開ける害なり。

交易を開たる害は聞くごとくなれば猶いつまでも鎖國すべきか。又鎖國の害もありしや。

鎖國は、二百餘年の染習となりたる事なれば其害尤大なれども、皆人鎖國の害たる事は心付ざるなり。其の次第を說んに、二百年前には亂世に次たる比なれば衣食住を始萬事質素易簡にして、事物を亂世に思ひ比ぶる故人事も穩にして不足もなかりしなれ共、太平年久敷に隨ひ驕奢に成行も自然の勢にて、日本國中諸大名の手前漸々に驕傲鄭重になりて參勤交代を初今日の諸用に付金銀の費は次第に多くなれ共金銀は增す方なく、國中の人口は增多に及べども土地は古昔の儘なれば費す處多くして出す處少く、下なる者も是に准じ富る者は分を忘れて驕に長じ貧きも是に效ふて貧を忘れて驕らんとすれば各自に困窮逼迫を招き、加レ之太平の恩澤に浴して遊手徒食の輩（但今日となりては武士も遊手徒食の類也）十の九に至れば生る者は依然として如レ前食む者而已增長する故物價自ら貴く、物價貴に隨ひ金銀不足す、金銀不足すれば四民困窮を生ず。乍レ併農・工・商の三民は力を以て食ふ故物價に隨ふて力役の價を增す故猶爲すべき樣あれ共、唯士と稱する者は大名を始として收る處限り有て出す處其限を超るに至れば實に爲すべき樣なし。仍レ之

鎖國封建の制諸大名各一國一郡を鎖閉して已に利あれば他に害あるを顧みず、利政聚斂いたらざる處なければ共國用の不足を補ひ難ければ、不ㇾ得ㇾ止諸士の俸祿を借り豪農富商を絞り細民の膏血を吸ふても今日の急を救はざる事を得ず。農・商も是が爲に疲弊を受る故愈〻物價に就て其窮を免れんとするを以其弊又士に及び交互困窮するに至る。仍ㇾ之上下共に榮辱禮節の差別も亂れて民心離叛に及び、一揆を起し窮を訟へ上に迫るに至るも亦少なからず、事重疊にして年を經て遂に騷亂を招かざる事を得ざるも必然の勢なり。さらば此弊を救は如何と云に大節儉を行ふて衣食住を初不益を省き有用を足す事なれ共、不益を省ひて猶足らざれば遂に有益を省くにいたる、有益を省く時は與ふべきも與へざるに至り、且官自ら儉して漸く官の急を救ふ勢なれば士民の急を救ふに遑あらず、於ㇾ是士民も亦自ら儉して其窮を免れしめん事を欲し、其驕奢の弊を矯めて嚴令を下し華屋を毀ち美服を剝て質朴の古風に復さんとすれ共、浸潤して下り來れる時風を一頓に復せんとするの難き而已ならず、奢侈已に氣習となつて奢侈たる事を思はず、却て節儉を以て困難苛酷の新法の如く心得、己に益するの上旨を察せずして自ら損しても猶驕惰の習慣に安んぜんと欲する故人情にをいて拂戾なき事あたはず、人情は拂戾すれ共外に救恤を施すべき術計なく、又虐て課するに比すれば惠政とも云べき程の事なる故大儉を善とせざる事を得ず、雖ㇾ然驕弊を矯て拂戾を生じ、士庶上下の人氣險惡鄙野に落入て四維を以て治めがたきに至るも亦不ㇾ得ㇾ止の勢なり。方今航海自由を得て萬國比隣の如く交易する中に就て、日本獨り鎖國の法

を固くする時は外寇の兵燹を免るゝ事を得ず、其時に當つて治世すら殆困極せる國勢を以て兵備を嚴にし或は離叛或は拂戾の士民を驅て防禦の策を建攘夷の功を奏せん事甚以無二覺束一次第と云べし、是鎖國の害なり。

交易を開きたる害も大にして鎖國の弊も亦甚し方今の經濟如何して宜に適ふべきや。

天地の氣運と萬國の形勢は人爲を以て私する事を得ざれば、日本一國の私を以て鎖閉する事は勿論、たとひ交易を開きても鎖國の見を以て開く故開閉共に形のごとき弊害ありて長久の安全を得がたし。されば天地の氣運に乘じ萬國の事情に隨ひ、公共の道を以て天下を經綸せば萬方無礙にして今日の憂る所は惣て憂るに足らざるに至るべきなり。

天下の大なるは姑く舍て、先づ一國上の經綸如何せば可ならんや。

萬國を該談するの器量ありて始て日本國を治むべく、日本國を統攝する器量有て始めて一國を治むべく、一國を管轄する器量ありて一職を治むべきは道理の當然なり。公共の道に有て天下國家を分つべきにあらねど、先づ假に一國上に就て說き起すべけれ共擴充せば天下に及ぶべきを知るべし。凡封建にして鎖國するの困難は國郡の大小によつて差別あれど、譬ば一斗なれ一升なれ升を以て斗りたるごとく何事も其升內にて辨ぜざる事を得ず。仍レ之其善き者は己を儉して用を足す譬へば衣を典して米を買ふが如く寒を忍ばざる事を得ず。其善からざる者は下を虐て己が用とすれば股を切て口に充つ、腹に滿て

身弊るといへるがごとし。且自國豐熟にして他國は凶歉ならん事を祈るごとき氣習なる故、明君有ても纔に民を虐ざるを以て仁政とする迄にて、其眞の仁術を施すに至らず、良臣といへるも土地を闢き府庫を充るを務として孟子の所謂古の民賊たる事を免かれず。又民間の生產も搬出する先々に限りあれば出す事多ければ、必其物品を壅滯し其價を卑して或は姦商の詐術に落ち大に價を減ずる事あれば民も力を勞するに倦て勉勵せず官府亦大に產を制する事を得ず。一國に金銀の出納も是に准じて歉歳に少なき事はあれ共豐年に多きに至らず、大約窮屈にして支捂多かりしに方今交易の道開けたれば外國を目的として信を守り義を固して通商の利を興し財用を通ぜば君仁政を施す事を得て臣民賊たる事を免かるべし。其概略の條理如レ此。

五穀租稅の外幷糸・麻・楮・漆の類を初惣て民間に生產する處舊來悉く商賈の手に賣渡す故に其價尤賤く、就中姦商に逢へば種々の欺詐を受て其半價を得て止む者も亦多し。□（脫字カ）是を官府に收むべし、其價は民に益ありて官に損なきを限とし、官に於て別に利を見る事なければ民自ら其惠を蒙るべし。

但横濱・長崎等より物品月々の相場を聞調べ、民間にて賣る處の相場に引當、諸港への運賃其餘の雜費を加へ官府に損なくば民の乞ふに任せて精々高價に買べし。

一國中の所產凡幾十萬金なるべし。悉く官府に買ふ事を得ざれば、たとへば福井三國港等に大問屋を設け豪農・富商の正直なる者を選み元締となし、諸產物を買ふ事官府と同樣なるべし。

一以上諸物品を作り出し或は作り增んと欲すれ共、力足らずして意の如くなる事を得ざる者多し。官乂是に錢穀を貸して其の意を遂しめ其物品を官に收め、其價によつて其債を償しめ又利息を見る事なければ民大に便を得て且惠を蒙るべし。

但元仕込・夫食・嚢し仕入といへる類悉官府より貸出し利息を取事なく、相對に高利の金銀を借の冗費を免れしむ。惣て官府の貸出しは元金を損せざる迄にて利を見る事なかるべし。官府の利は外國より取るべし。

一以上の諸物件其他民間所產の生育・製法等に付簡便の方法器械等あるは先づ官に試み其實驗を經て是を民に施し敎へ導くに惻怛の良心を以てすべし。

但養蠶術を初め諸產生方幷農具其外にも大に人力を省き便利の仕方も有レ之由、是等皆官府に於て十分試驗に及び衆人の信を取りて後施し行ふべし。たとひ便法なり共新の事を强ふれば却て民心を害する事多し。

一工・商も亦同じ。其米錢を貸し其便利を敎へ其活計を通利せしむ。

遊手徒食の類皆其好む處に隨ふて各其職業に就しむるに其用其具悉く官より是を貸すべし。

以上の諸件に付き邪正の刑賞・勤惰の勸懲は惣て牧民の職に在る者の心力を竭すべき所也。民の急を周ふして其生を遂げしむる事は粗其要領を聽得たり。士たる者の困究は如何すべきや。

士は世祿を食て各分限あり、其分限を忘れて節儉を修めず驕惰の爲に困窮に落入ものは恒の心を失へる徒なれば素より論ずるに足らず、其困窮の憐むべく周ふべき者は災厄に遭ふ者と分限に過て眷族多き者なり。其災厄は火難病患の類皆不ㇾ得ㇾ止事共なれば其大小輕重に從ふて救濟の制を設けて假貸賑恤し、其多眷の如きは大約左の如し。

士たる者の弟次男のごときは年比となりても妻を迎へざるは天下一同武家の制なれば誰人異とせざれ共、壯より老に至る迄夫婦父子の大倫を廢して知る事を得ざる故、是が爲に不行跡に至る者も又多し甚可憐の至なり。當今富國强兵を事とすべき時勢なれば此輩をして各其用に充べきなれば先づ其才力の長短によりて是に多少の俸祿を與へ、差當る衣食の急を免かれしめ、其用る處に隨て是に居所を與ふ。譬へば航海に志ある輩は海濱に居らしめ航海の具を與へ、養蠶を願ふものは桑田に居らしめて蠶室を與ふといへる如く、各其好む處によつて其生を聊ぜしめ、其功勞を察して其俸祿を増し妻を迎へ子を擧るに至らしむべし。海濱に在る者は遂に海軍の用に充つべく、桑田に在る者は陸軍農兵の用に備ふべし。其他刀匠・銃工を初國用に充つべき事に力を竭んと願ふものは悉く請に任すべし。

一處女の如きも亦同じ。專ら養蠶の道を敎へ、其他好む處に隨て紡績・織紝皆其物品を與へて其力に食しむべし。

一假令多眷ならず共、一藩の婦女をして養蠶の術をなさしめば各自の富足を得る而已ならず、遂に國

用を裨益するの偉績をなすべし。

凡國を治むるは則民を治るにて、士は民を治るの具なり。勿論士民共に孝悌信忠を教るは治道の本源なれ共、教は富を待て施すべきも聖人の遺意なれば、澆季の今日に當つては猶更富すを以て先務とすべし。

士民を富すは當今の急務なるは聞へたれ共、富足の政を爲すには盡く財用によらずと云ことなし。於二官府一如レ此財用を給するに如何の術ありや。

財用の融通鎖國の昔日に比すれば大に其便宜を得たりと云べし。今や民間に無量多數の生産あり共是を海外に運輸すれば價を減ぜず且壅滯の憂なし。されば勉めて産を制するが爲に民を富し、産を生ずるによつて國を富し士を富すべし。一隅を擧て是を譬んに先づ壹萬金の銀鈔を製し民に貸して養蠶の料に充て其繭糸を官に收め、是を開港の地に輸し洋商に賣ならば大約壹萬千金の正金を得べし。如レ此なれば楮札數月を閱せずして正金となつて、言ふべからざるの鴻益ある而已ならず、加ふるに千金の利有り。官府此利を私することなし公に衆に示し悉く是を散じて救恤し其他出て反らざるの所用に給す、仍レ之利を得る事多ければ所用益足るべし。啻繭糸而已ならず民間の所産制するに此法を以てし、年々正金の入るを見て楮銀を出し、財用を通ずる事前の如くならば民間の生産も無數に增進し、官府も年を逐ふて正金に富むべし。正金の融通自在なれば物價の貴きは憂るに足らず、上下の便利是に過た

るはなし。乍レ併もし楮銀增溢の恐れあらば、正金を以て銀局或は司農局に就て楮銀を買ふて其用に給せば官府諸局の殷富も足を翹て俟つべし。國產の內糸・漆種合せ十萬餘金なるべし。此二種を假に官府の扱ひと見ても夥敷の正金にして是に換る銀札の製造も容易ならず、又製造出來る共年々の事となりては銀札過多の變もあるべければ刪張損益の斟酌あるべき事也。乍併物價の貴きに隨ひ通用金も多からざれば世上の融通逼迫にして諸人の難澁なれば、銀札出來の員數も鎖國の了見を以て量りては不釣合なることとなるべし。鎖國の昔日も銀札を以て爲替に組めば銀札直て正金となること今日に同じき樣なれども、昔の爲替は前以懸合約束有て今日のごとく際限なき事には至り難し。且爲替の正金多く江戶の用となりて國中の益となる事なき故、銀札を出すこと多ければ銀局の障りとなる恐ある故、今日の如く盛大の融通には至りがたし。今は品物さへあれば外國目當に買込故恰も塵芥を海河へ流すが如く、紙札の正金に化すること聊指支あることなきは交易の開けたる利益なり。今や日本國と外國と銀幣の直平均を得ざるを以て幕府大に混雜を生じ、全國の困窮にも及ぶべき勢あり。自レ今海外の强國幅輳して無數の洋銀を運輸し日本の商賈を壓倒せんとするの時なれば、鎖國の舊見を以て日本國限りの制度を建て抗衡せんと欲すれ共敵すべからざるは眼前の事にして、日本貨幣の權柄遂には彼に奪はれて洋銀と一般の價直となるべきは必定なれば、一國中の物價も今日騰揚せしむるも又一種の先見なり。日本の物品を洋銀に易れば非常の下直となるを以て猶更外國の利を附益して日本の損失となれば、物品の高價なるは日本の益なり。乍レ併物貴して金銀不足なれば世上の融通逼迫する故、たとへば物品三倍の高價とならば銀札も亦三倍に增益せざれば貨財流通し難し。官府の正金山の如くならんには通用の銀札水のごとくなる共故障も懸念もある事なくして士民共に大に便宜を得べし。於レ是官府其富を群黎に散じ窮を救ひ孤を恤み刑罰を省き稅斂を薄し教ゆるに孝悌の義を以てせば、下も好生の德に懷ひて上を仰ぐ事は父母の如くなるに至らば教化駿かに行はれて何事をか爲すべからざらん。推て天下に及ぼすも亦難からざるべし。

天下國家の經綸も根元の政事を棄て只管交易通商を本とする由なれば、當時となりては惣て西洋風を善として國天下の法則とも爲す可きにや。

通商交易の事は近年外國より申立てたる故俗人は是より始りたる如く心得れども決て左にあらず。素より外國との通商は交易の大なるものなれ共其道は天地間固有の定理にして、彼人を治る者は人に食はれ人を食ふ者は人に治らるゝといへるも則交易の道にて、政事といへるも別事ならず民を養ふが本體にして、六府を修め三事を治る事も皆交易に外ならず。先づ水・火・金・木・土・穀といへば山・川・海に地力・人力を加へ民用を利し人生を厚ふする自然の條理にして、堯舜の天下を治るも此他に出でず。九川を決り四海に注ぎ畎澮を濬し川を距り有無を遷し居を化す皆水路を開き舟楫を通じ、民をして粒食を得せしむ交易の政事にて、就中禹貢には土地の性質によりて金・銀・鉛・鐵を初蠶桑・染糸其外所有物產を開き河海山澤を通利し貢賦の制をも定られたる大交易の善政丕績は勿論にて、八政にも食貨を先にし、九經も庶民を子とし百工を來すの事あり、是等皆大聖の立定められたる善教仁政にして萬世に亙り永く賴るべき大經大本也。然るを本邦は中古以來兵亂相尋ぐの世となり、王室微にして諸侯群國に割據し各疆域を守り互に攻伐を事とすれば生民を視る事艸芥の如し、夫役の苛虐・軍餉の暴斂至らざる所なし。政教已に地を拂ふて韜鈐に長ずるを明主とし謀略に宜きを良臣とせる時世となる故に慶元の際既に建櫜の代となりても猶餘風を存し、本多佐州（佐渡守正信）を初帷幄參謀の名臣悉皆　徳川御一家の基業盛

大固定に心志を盡して曾て天下生靈を以て念とする事なし。自レ是以來當時に至る迄君相の英明頗る多しといへ共皆遺緒をついで御一家の私事を經營する而已なれば、諸侯亦是に傚ふて各家祖先以來の舊套によつて君臣共に自國の便宜安全を謀つて隣國を壑とするの氣習となれる故、　幕府を初各國に於て名臣良吏と稱する人傑も皆鎖國の套局を免れず、身を其君に致し力を其國に竭すを以て、忠愛の情多くは好生の德を損し却て民心の拂戾を招く國の治りがたき所以なり。日本全國の形勢如レ斯區々分裂して統一の制あることなければ、癸丑の墨使彼理が日本紀行に無政事の國と看破せしは實に活眼洞視と云べし。當今忌諱を犯して論ずる時は　幕府の諸侯を待つ國初の制度其兵力を殺ん事を欲するにより て參勤交代を初大小に隨て造營の助功・兩山其他の火防・關門の守衞且近年に至つては邊警の防守等最勞役を極めて各國の疲弊民庶に被る事を顧ず、又金銀貨幣の事より諸般の制度天下に布告施行する所 覇府の權柄により　德川御一家の便利私營にして絕て天下を安んじ庶民を子とするの政敎あることなし。彼理が無政事といへるも寔に然り。鎖國の制割據自全に安んずる習俗なればこそ幸にして禍亂敗亡には至らざれ共、方今萬國の形勢丕變して各大に治敎を開き、墨利堅に於ては華盛頓以來三大規模を立て、一は天地間の慘毒殺戮に超たるはなき故天意に則て宇內の戰爭を息るを以て務とし、一は智識を世界萬國に取て治敎を裨益するを以て務とし、一は全國の大統領の權柄賢に讓て子に傳へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし政法治術其他百般の技藝器械等に至るまで凡地球上善美と稱する者

は悉く取りて吾有となし大に好生の仁風を揚げ、英吉利に有つては政體一に民情に本づき、官の行ふ處は大小となく必悉民に議り、其便とする處に隨て其好まざる處を强ひず。出戎出好も亦然り。仍之魯と戰ひ淸と戰ふ兵革數年死傷無數計費幾萬は皆是を民に取れども、一人の怨嗟あることなし。其他俄羅斯を初各國多くは文武の學校は勿論病院・幼院・啞聾院等を設け、政教悉く倫理によつて生民の爲にするに急ならざるはなし、殆三代の治教に符合するに至る。如此諸國來て日本の鎖鑰を開くに公共の道を以てする時は日本猶鎖國の舊見を執り私營の政を務めて交易の理を知り得ずんば愚といはずして何ぞや。宜敷支那に鑒るべし。彼は亞細亞洲中の大邦にして往古大聖相繼で勃興し文物萬國に先達て開けし故、草味の外國を九夷八蠻に分つて懷柔の政を施せし以降主暗愚にして失ひ賢明にして興り世代革命多しといへ共自ら中國華域と稱し、外國を待つに蠻夷を以てするは古に異ならず。今の滿淸は古の所謂北狄より興り、明を滅して中國に入り邦俗をも一變せしかど、康熙・乾隆の諸帝賢德有て政治を明かにし文教を一新し克く太平を致すといへ共、開國以來百數十年道光・咸豐に至つて升平の久敷其弊驕傲文弱に流れ、海外諸國の往々理を窮め智を開き仁を施し義を崇び國富み兵强く諸夏の亡きが如くならざるを知らず、待つに昔日の夷狄を以てし蔑視する事禽獸に等しきにより、道光の末年鴉片の亂により大に英國の爲に挫折せられ不得止和親の條約を立るといへ共、朝野の氣習驕惰侮慢にして約を守ること堅からず、數變數約每に彼が大義に屈し兵威に怖、好港沃土を折て其違約の罪を償ひ其屈辱を極む

れ共朝廷無﹅人優游無斷曾て懲毖の念なく、又和戰の議を決せず唯偷安を私するのみならず猶約に背ひて英使を濫殺する暴慢の行あり、仍﹅之英國怒らざることを得ず、今歲四月佛國と兵を併せ大擧して其不信不義の罪を討ち、七月遂に天津の河口を破り進んで北京に迫れる故、淸王大いに恐て韃靼に遁逃するの風聞あり。支那たとへ英國の好意によつて帝國の號を存するとも、國體の隕墜如﹅斯なれば後帝號を專らすることを得べからず。支那は日本と脣齒の國なり。其覆轍目前に在て齒已に寒し坐視傍觀の秋にあらず。於﹅是今や天德に則り聖敎に據り萬國の情狀を察し利用厚生大に經綸の道を開ひて政敎を一新し富國强兵偏に外國の侮を禦んと欲す。敢て洋風を尙ぶにあらず、聞く人其原頭を忽り認る事なかれ。

（地）　强　兵　論

富國の道は已に聞く事を得たり。强兵是に次ぐべし。當世の兵を說く、或は固有の短兵接戰の利用を確執し、或は西洋銃陣の猛烈を主張す。其優劣利害如何。

昔時の如く日本國中の事ならんにはいづれにてもあるべけれども、當今航海大に開け海外の諸國をも引受すしては適はざる時勢と成りては、日本孤島の防守は海軍に過たる强兵はなし。

海軍の事は是迄　本朝において法則とする程の聞へもなく、又西洋法も開けたりとも見えざるに、何を以其利用を知るべき。

先づ世界の形勢航海の盛大となつて、海軍の專要なる事より說くべし。本邦の事は姑く舍く、五大洲の內亞細亞中の支那は東面海に臨みたる巨邦にして、文物早く開らけ稻・麥・黍・稷を初人類の生活において足らざる事なく、其他智巧・技藝・百貨・玩好に及ぶまで皆內地に取て欠事なくして豐饒なれば、上朝廷より下庶民に至るまで誇大驕傲の風習あつて、海外の諸國來て貿易するを准せども往て事物を求るに意なく、又人に取て智識を開らく事を知らず、是支那の兵力衰弱にして諸州の凌辱を受る所以なり。歐羅巴は是に異なり。其彊域東方而已亞細亞の地に接して三面海に濱し、地球の西北に位し亞細亞に比すれば尤偏小にして事物缺欠多きを以て他に求めざる事を得ず。仍ゝ之州內諸國各航海を事とせざる事を得ざるも又自然の勢にして、百般の貿易は勿論時としては兵艦を航し互に掠略劫奪して其彊土屬地を開拓するを務とす。波爾杜瓦爾の亞弗利迦の喜望峯を過ぎて印度海に航し、伊斯巴尼亞の閣龍は北亞米利加の東邊に到り亞米利加の南亞米利加を檢出せし抔を初として競ふて遠略を事とせり。就中英吉利は歐羅巴洲の西邊に屬する孤島にして環海の國なるを以て、最も大に航海を務め屬地を擴め專ら富强を事とす。我文祿の頃和蘭初て印度に通販して大利を得たるにより、英吉利是を羨み相繼で到り其他佛蘭西・亞米利加・呂宋・葡萄牙等も又各商埠を立て販賣す。印度は亞細亞の南大部にして四方中に五分し、土地壤沃物產の豐饒各國に甲たる故、英吉利遂に幾多の軍艦を航し數戰の後其王を逐ひ其國を奪ひ、今日に到ては南・東・中の三部は已に英の所屬と成て、西・北の二部而已猶各自の國王あり。西人曾

て印度物產の富足萬國に冠絶するを以て世界中の寶藏と稱するに、英吉利特り其利を擅にせり。仍レ之英の印度を重んずる事本國に超て駐守の兵備最其嚴を致す。英は海內の强國にして歐羅巴・亞細亞・亞米利加・亞非利加・澳太利亞の諸洲に於て呑併の屬地三十五部、海內の民數五分の一を有つて强大無比と稱するも、其因る處は印度の富庫あるを以て其勢力を逞ふする事を得たる也。惣て西洋の諸國古より今に到つて大小の兵革息む時なくして、就中文化年間佛蘭西僞帝の亂を古來未曾有と稱し、歐羅巴諸州陸軍の制此時より一變するに到れども、近年魯西亞の土耳共・英・佛との戰爭は是に過たりといへり。夫魯西亞は東亞細亞より西歐羅巴に亙り廣袤圓方四百五十萬里の彊域にして强盛諸州に冠たれども、其地勢北は氷海に到り、南は黑海・土耳共に至り、東は亞細亞の藩屬國に接し、西は歐羅巴の諸州に連り、大約東西に長くして南北に狹し。廣大如レ是なれども黑海の亞速・白海の澤加牙・東海の汾蘭利芽の諸港と東北隅に甘査甲あれども、共に海運に便ならずして遠略を務るに利あらず。於レ是裏海に傍ふて陸略(路カ)より西北の西印度を略し、遂に東・南・中の三印度を取つて英國の膏腴を殺ぎ、印度海に向ふて大に航海を開き雄圖を海內に擅にせん事を希望し、興都哥士の大山を隔て英と阿付哥尼部を爭ひ兵結んで解ざる事數年、魯もし志を得れば英必屈すべきの勢なれば英全力を竭して是を捍拒す是英・魯の仇讎をなす原因也。近年魯又土耳共を略して地中海より航路を大西洋に開かんとせしを、英・佛これを助けて魯と抗拒して黑海及地中海に戰ふ。紀元以來海軍の大なる此時に過たるはなく、海軍の制一變して、英國新

に迦農船を製して魯の堡砦を攻撃して其鋭氣を折きたり。闘爭數年死傷數十萬人、和約成て魯國軍艦を地中海に置く可らざるを誓ふて互に兵革を收たるといへども、魯猶大志を遂げざるを惱り、間諜を印度に遣つて各自の國王を慫慂して兵釁を鼓舞し、其弊に乘じて英の所轄を掠略せん事を謀り、又滿清に約して黑龍江の地を借り馬頭を開らき、日本海に向ふて大に航路を通じ、宿志を朝鮮海より南大洋に偃んとす。議已に決して黑龍江より都府比特革に到つて七千餘里火輪車の鐵道を造り畢るといへり。魯國の日本に通じて慇懃を致し又蝦夷の經界を論ず、其根據知るべき也。黑龍江は我北蝦夷の薩哈連に隣れば其馬頭繁盛に到らば諸州の船舶日本海に輻輳して、英・魯の戰爭も亦數年ならずして日本海面に起らんとするの勢あり。此時に當つて日本咽喉の地に在て其嚮背大に二國の强弱に關係すれば、二國必日本を爭ふべければ日本の危險尤甚しといふべし。今年英・佛大擧して滿清を討ち天津を破り京畿に迫る。魯鷸蚌の勢を傍觀して一虎の斃るを待つに似たり。魯もし志を支那に擅にすることを得ば實に獲るべからざるの强盛を致すべし。英の畏憚するも亦宜也。海外の形勢如レ此日新月盛なるに日本獨り太平の安を偷んで、驕兵を驅て兒戯に等しき操練を事とすとも何ぞ敵愾の用をかなすべき。海軍を舍て防禦の策なき所以なり。

外國の形勢聞く如くなれば、此時に當つて日本國の所置は如何すべきや。

日本は亞細亞に屬する東海中の一孤島なること、猶英吉利の歐羅巴に於るが如し。其國の環海險惡且颶

風恭發の恐れあつて航海頗る艱難なる故自ら外寇の侵襲を免れ、四國・九州を分つて運輸を便にし物産を富足し外國に求ずして欠ることなし。造化の主宰何の好意を以て如レ是なる善美の邦域を造り、日本人何の幸あつて如レ此樂國に生ずるやと、魯西亞の堅布爾が鎖國論に讃美せるが如し。天險自然の國勢にして、剖判已來外國の侮りを受たることなし。雖レ然前にもいへる如く外國の形勢大に變じて航海の術盛に開け、洋裡の通航は平陸よりも便捷にして、火輪船を發明せし以來は千萬里亦比隣の如し。地球上氷海を除くの外は至らぬ隈もなし。天險も恃みがたき時勢となれる中に日本のみ獨立鎖國してあるべき様なければ、魯西亞は數十年前より通商を乞へども准されず英吉利の乞へるも准されざるにより、米利堅深く謀り遠く慮り嘉永癸巳(丑カ)に到つて軍艦を引て浦賀に航し兵威を輝し虚喝を示し漸く其鎖鑰を開きたれば、魯・英・佛の諸國も相繼で來航し各和親貿易の章程を立たり。仍レ之日本稍海外の情狀を審にすることを得たるに、猶舊見を固執して短兵陸戰を本邦の長技と頼み、或は俄に銃陣を學んで侮を禦がんとする、實に可レ憐の陋習なり。今となりては日本孤島譬へば大船の如し、四海は陸地の如し。我陸軍を以て彼の海軍を待つは船に乘て陸上に戰ふが如し、彼主にして我客なり。我は進んで撃に難く退て守るに處なし。彼は利を見て進み不利を知て退く、進退自在なれば、致さるゝことあつて致すべからず。且彼二三艘の軍艦を以て東浮西出せば日本沿海悉く守らざることを得ず、徒らに奔命に疲れて戰はずして斃れんとす。又近海に横行して海運を妨げ奪はゞ、全國彼是の通路を絶て困難いふべからず。江府

の如きは數日を出ずして飢餓に至るべし。是等淺近の數件によつて考察すとも陸軍の用なくして海軍の興さずんばあるべからざるを知るべし。英國を按ずるに禦ニ外侮一治ニ屬地一不レ得下不レ籍ニ兵力一以壯上國威上。一千七百九十六年內外步騎五萬七千二百五十八人、一千八百十五年二十五萬人、一千八百四十八年步騎十二萬二千八百人、小校九千九百人中校五千九百九十五人、馬一萬一千匹、一千八百五十二年十萬二千人、外二萬五千人屬ニ東印度公司一、印度土人隸ニ軍籍一者三十餘萬人、此外如ニ造鉛丸・控地洞等一匠役一萬五千人、大英兵船最爲ニ著名一、一千八百四十八年兵船六百七十三號・常用者四百二十號・火輪船亦在ニ其數一。礮一萬五千位・水手二萬九千五百人・駐防水陸軍士一萬三千五百人將校九百人、與ニ法蘭西一戰時兵船一千號・水手十八萬四千人、至ニ今日一而火輪兵船計七百號餘甚多。船中軍士水手八萬八千人、軍裝火器船二百四十號云々。軍士較レ前多至ニ二倍一、一千八百五十六年共二十餘萬騎云々と見えたり。文祿中豐臣氏朝鮮の役に日本の兵數三十五萬騎といへるを、英國に比較するに餘りなきにあらず。且日本と英國とは國勢相似たれば强兵を務むるも英に則り、假に英國の常用に擬して四百二十號の軍艦礮一萬五千位を備へ水手二萬九千五百人軍士一萬三千五百人將校九百人計を海軍となし、開港の諸地に於て兵營を設け兵艦を繫ぎ、不虞に備へ變に應じ互に相救はゞ略大方の侮りを禦ぐに足るべし。英國は西北に偏し地勢宜きを得ざれども、環海の便宜あるを以て克く遠略を擅にすることを得て强大今日の如きに至れり。况や本邦は地球の中央に位し、環海の便四通八達英に勝ること萬々なれば、　幕府もし維新の令を

下し固有の鋭勇を鼓舞し全國の人心を固結し其軍制を定め其威令を明かにせば、外國の恐るゝに足らざるのみならず、時あつては海外の諸洲に渡航し我義勇を以て彼が兵爭を釋かば、數年ならずして外國却て我仁風を仰ぐに到らん。

海軍の必用なるも　幕府の命令によらでは興すべき様無きに似たり。然るを是を一國に施さば如何してよろしからん。

當今　幕府の命に據らざれば分國限りのことなれば海軍と稱する程の事は出來まじけれども、先づ士分の内當勤は勿論弟子の航海に志あるものには其才によつて多少の月俸を與へ衣食の急を免かれしめ海濱に居住せしめ、初めは手寄能き漁船に乘て獵業をなし或は商船に乘組て他國に航し海上の風波に馴しむべし。官府別に「コットルスクーネル」等の異様船二三艘を造つて（軍艦製造に志あるものは此役に供すべし）惣督の人を任じ衆と是に乘らしめ、是に二三千金を與へて其出入を問はず一船の計議によつて物品の交易或は鯨獵等惣て其所好に任せ、もし交易して利を得ることあらば是を一船の人員に頒付し、還本は再度の用金に充つ。鯨獵も亦同然なるべし。如レ此せば功驗を見て利あるに進むは人の常情なれば、窮士等大に便を得て其術を窮め其業を樂しむに至るべし。又人々の好みによつて測量推步の術をも學ばしめ、是を實地に試むべし。士人常に他邦に往來して見聞を廣め襟懷を宏にし、或は颶風怒濤に逢ひ一船心力を合せて相救ふの艱險に習ひ、勇義自ら奮發して海を視ること平地の如くなるに到らば　幕府新令の日を待て必海

軍の用に供すべきなり。

先づ航海に馴れて遂に海軍の用をなすべきは聞へたれども、是を强兵と稱するは如何に。士人をして武士道を講明せしむるに過たる强兵なしといへども、其心膽を實事上に練磨することは海軍より善きはなし。凡人は貴賤賢愚によらず一心決定して動かざるより强きはなし、卽ち志の奪ふべからざるもの也。人必死の地に入れば心必決す。古の兵を善くする者舟を沈め水を背にす、皆是を必死の地に置きて必勝の策を定るなり。今數百年の昇平に習慣し來れる驕兵を以て徒らに行伍進退を訓練すとも、戰鬪の實地に臨み炮聲如レ雷白刄如レ電に至らば恐くは畏怖狼狽を生ずべし。加レ之海陸の接戰已に主客の勢を異にすれば、海軍にあらずしては決して對抗することを得べからず。試に一國を論ずるとも敵船もし二三里外に停泊して種々の變態を示さば、陸地防守の兵を出すこと一處に止るべからず。且進擊の鋭氣なければ必退守の念なきこと能はざるは自然の勢なり。海軍は是に反し隨ふ處犄角の用を爲すべく、一船卽必死の地にして士卒力を一致せざる事を得ず。孫子も兵士甚陷則不レ懼、無レ所レ往則固、入レ深則拘、不レ得レ已則鬪といへり。古來兵制の沿革一ならず、源平の頃は弓馬・長刀を專用し、應仁の頃より鎗を以て上功とし、騎戰廢して步戰多し、弘治の頃より鐵炮行はれて弓矢自ら廢れたるも、利用の時勢に切なるにより自ら變革せざることを得ず。今は陸軍を後にして海軍を先とすべき時なるのみならず、驕兵をして强兵と變ずるも亦海軍に如くべからず。試にいはゞ一國の兵士一萬ならば强壯七

千を以て海軍となし老弱三千を以て內地の守衞に充て可ならんか。然れども一國俄に海軍を興すべくもあらねば先づ其好む所に隨ふて手を下し、海に馴れ船に習はし平時といへども一船力を戮せて死を共にするの氣習を存せしめば所謂逸道を以て勞し生道を以て殺すの權宜にして、異日海軍の用を爲すに足れり。今や　幕府航海を開かるべきの聞へあれば、弛禁の時を待て列藩に先立速に交易通商に托して海外の諸國に航し、其情狀形勢を觀察し時としては戰爭の實地を蹈ば精神自ら湧發して初て太平の習氣を脫し、傳聞の者といへども志氣を奮勵し銳勇を興起すること豈記載を讀み畫圖を見るの類ならんや。是等皆强兵の事にして海軍を專らにすべき所以なり。其軍艦の製造・戰鬪の方法の如きは　幕府の命令を待て他日の講究にあるべし。

(人)士　道

文武は士たる者の職分にして治道の要領たる事は誰しも稱道する處なれ共、今其文と指す者は經史に通じ古今に涉る藝にして多くは空理に入り博通に流れ、甚敷は記誦詞章に止る。其武と稱する者は馬を馳せ劍を試る術にして、徒に意味を談じ高妙を說き、或は刺擊猛烈を尙び甚敷は勝敗を競ふるに至る。是故に學者は武人の迂濶麁暴にして用ふるに足らざるを鄙しめ、武人は學者の高慢柔弱にして事に堪へざるを嘲り互に相容れず、治具却て爭端を啓き矛楯を事とするは、日本國中の通弊にして其道の原頭明らかならざるによれり。唯國を治るに文武を以てするといへる虛聲に吠へて其實理を躰察せざる故、

今の文武は相爭ふの媒となるのみにて治を圖るに用ゆべからず。さらば其眞文眞武は如何といふに、文武といへる事の古へ物に見えたるは書の大禹謨に帝舜の德を稱述して乃聖乃神乃武乃文といへり、是ぞ眞の武文の本義にして當時讀むべきの典故習ふべきの武伎あるべくもあらず唯其聖德の外に發せるを指し其仁義剛柔を形容して文武と云、素より德性による事にて決して藝術抔に關るべき事にあらざるは勿論なり。後世是を分判して兩途となし兩事と立たるは大に古意に戻れるなり。本朝も中古爭亂の時に當つても有識の將士は權謀・智術・强勇而已を以て衆を服し國を治るに足ざるを悟り、心を雨矢霰彈の中に治め膽を千槊萬刀の下に練り、自ら反して己を脩め人を治るの方法を工夫自得せる故克く開國創業の功を成し或は輔翼贊成の勳を建たり。是尙武の本意心術に在て伎藝にあらざる所以にして、加藤淸正主の大十文字・本多忠勝主の蜻蛉切師傳あつて修行せられしといふ事も聞かざれども、一心の鍛錬より發して、先登陷陣八面無敵武名を汗靑に傳へ君を輔け亂を撥ふの功業一時を掩ひしも皆武道の致す所にして武術の所爲にあらざるを見るべし。今の武術の興るや織・豐二氏の時に當て天下寢定り、戰爭特に息まんとす。於ㇾ是上泉氏を初刀鎗其他の武伎に精絕せる徒各流祖と成て戰鬪の實地に擬て其伎術を傳へ心を死生の外に鍛錬する事を敎ゆ。天下の將士も已に心を實戰の地に鍛錬する事を得ざるの時となつては各師を求めて學ばざる事を得ず。雖ㇾ然敎る者學ぶ者此心法を先として伎藝を後にす、依て昔時其伎に長ぜる者は必時事に達す。就中北條房州（安房守）・小幡景憲の兵理を說く、專ら經綸に任して

行伍進退に止らず。柳生但州（但馬守）の　猷廟に仕へて大政に參預し、宮本武藏の細川家に賓師として國事を謀りし如き、皆一時の人材俊傑にして後世の兵家武人を以て稱する類にあらず。武藏の武を敎ゆるを聞くに一向心法に本づき、反求・克己・齊家・治國士道の本意を講究するを常とす。然れども空手の坐論而已にては禪家の觀法に類し空理に落るを以て、時としては敵手に逢ひ刺擊に當り學ぶ處の心術の治否を鍛鍊せしむ。故に木太刀の演習は一月中僅に六次にして、其他は武士たるの實躰を講習切磋せし事とぞ。唯武藏のみならず、當時の武人大約如ㇾ此なりしは各其傳書の奧旨を見て知るべし。乍ㇾ併亂後不文の世態理を說き道を談ずるに多くは手を佛氏に假れるを以て、止むことを得ず佛理に似たるも亦尠からず。古人武を學んで文なる事槪如ㇾ此なりき。爾後昇平久敷に隨ひ文華日々に開け文學を業とする者出來りて就て學ぶ者亦多し。依ㇾ之武人と稱する者多くは文盲にして偏武の伎藝に局し、只管其術の精妙を得んと欲するを終身の務とし、有文の世に生れて一丁字を知らず、其拙劣を極むれども敢て羞辱たる事を知らず、撫ㇾ劍疾視唯敵に勝て君恩に報ぜん事を志願とし、其汗れるに至て數家の許狀を得て名を干め職に就くの階梯となさん事を心とするに至れるは痛歎の極といふべし。近世文化頃熊本の藩に長沼十郎左衛門といへる寶藏院流槍術の師範あり、頗有識の士にして槍術に長じ、十九歲の時父の印可を得て其以來は槍を執つて演習せし事なく專ら心法を鍛鍊し、日々門弟子を集め士道を講究し不文にしては智に闇らく理を窮むるに足らざるを悟つて、門人と共に經史を學び德性を原ね事務を論じ其道

を窮め其術を試驗せしかば、百餘人の門人中遂に十二三人の人材を生じ各其伎に精しきは元よりにて皆公に奉て要路に當り顯職に庸られて政敎の裨益となれり。其子十郎助槍術は殆精妙を極むれども、父の心法を傳へ得ざるを以て門人と議して師範を辭退せり。是等古の武に近くして師弟共に士道の要を得たりといふべし。凡天下國家を治るに治亂共に人を得るに非ざれば難し、人を得るは文武の道に非ざれば難し。於レ是古今人皆文武の道人材を敎育するの樞鈕たる事を知れども、其文武の本然心法に因る事を會せざる故、今の文武を以て人材を得んと欲するは譬へば砂を蒸して飯とせんと欲する如くなれば、人材は愈得がたくして國家の治らざる事知るべし。

或問、今文武の道を說くに一向に武を論じて文に及ばざるは如何。

答曰、文を說き武を說く卽ち文武の岐する所以にして、文武本一源なるを知らざればなり。素より尙武の御國風なるが故に、今世政令惣て　幕府に出で、將士共に武家と稱し武士と呼び、武を以て名とするにあらずや。されば武家に生るゝ者は胎內よりの武士にして、物の心をしれば卽武士たる事を知るは習氣の自然なる故、敎も亦自然に隨ふて武を以てすべき事にて、武を離れて士道ある事なければなり。然るを人皆武を以て刀槍・弓馬等の伎藝とする故に、又文學を以て對せざれば偏廢の恐あるが故に脩文・講武を口實となし、學校を設け子弟を業に就しめ文を以て義理を明らかにし治道を裨け、武を以て勇鬭を習はし身躰を强健にして不虞に備んと欲するは列藩の中に就て有道と稱する國々の通例なれども、

文武共に其本義を失へば學校によつて人材輩出の功効ある事なく、却て士氣の扞格騷擾を招くもの多し。是皆文武の原頭を明かにせずして其末藝によれるの大弊なり。元來武は士道の本躰なれば、已に克く其武士たるを知れば武士道をしらずしてはあるまじきを知り、其武士道を知らんと欲すれば綱常に本付き上は君父に事ふるより下は朋友に交るに至り家を齊へ國を治るの道を講究せざる事を得ず、已に其意を知れども是を事業に徵し其至當を得ざれば治教に補ひなきを以て自反・力行・精勵・刻苦心法を練つて是を一擊死生を決するの伎術に驗し、百折千磨且練り且試み、たとひ天地反覆の變亂に處しても一心靜定士道を執て差錯なからん事を欲す。於レ是道理を聖經に求め治亂を史傳に撿せざる事を得ざるに至るは自然の勢にして、武を說て文に及ばざれども文武の內に寓して武の文たる所以なり。如レ此なれば人に强るに道を以てせずして人自ら道を信ず。是を以て力を武道の講習に盡せば學校の施設を假らずして文武並び行はるゝ事を知るべし。

問、三代の聖德も學校を設けて教を爲せし由なるに、今學校の治教に益なきが如くいへるは如何。

曰、三代の學校の大意は大學の序にも見えたる如く洒掃應對より始て脩レ己治レ人の道を教ゆるに惣て德性の固有に本づき人の人たる職分を盡さしむるまでにて、一ツとして强爲に亙る事なし。今の學校は經史を記誦講論し武術を演習鍛錬する道場にして、法を立て制を設け智術を以て諸士子弟を驅て强て業に就かしむ。依レ之人々の長處に任せて或は文學或は武伎、互に黨派を分つて學校中に相爭ふ。是故に

文に文の用なく、武に武の實ある事なし。學校の名は三代に同じけれども、教を爲すに至つては天淵の差違あり。學校も三代の學校ならんには間然すべきなければ、學校の名を惡むにはあらず唯今の學校の治教に益なき事如レ此なるをいふなり。

問、文武は心法に本づくべき事なるを今の文武は藝術に落て實用なしといへれど文學をせずして孝悌忠信の道を知るによしなし、武術學ばずしては武士の本業を遺るるに非ずや。是を藝術なればとて棄たらんには士たる者文もなく武も知らず、不學無術の者にこそなるべけれ。且武術を以て心法を錬るを事とせば、唯さへ懶惰柔弱にして勞役を厭ひ業合を勤めず劇敷事となりては暫しこそあれやがて拳亂れ氣息絶る族も、坐上に高妙の意味を談論して高手名人の面持して俗人に誇るも多かる氣習なれば、心法の說恐らくは其徒の局套に落て口實となり遂には兒戲同様の形計にや成行きなん。文術を鄙み棄る事となりては武人の筋力を强くし躰氣を盛んにすべき業もなくなりて、何を以て重圍を衝き君を萬死の中に救ふ如き力役に服すべきや。

曰、凡人と生れては必父母あり、士となりては必君あり。君父に事るに忠孝を竭すべきは人の人たる道なる事を知るは固有の天性にして教を待て知るに非ず。其道を盡さん事を思ふよりして德性に本づき條理に求め是を有道に正すは文の事也。其心を治め其膽を錬り是を伎藝に驗み事業を試るは武の事也。試業の姿は今の有樣に異なる事なけれど術に縋りて心を治めんとすると、心に興つて術に試ると、其原

頭に本末の差違あり。今の文武是譬ば源の濁れるを措て末流より清ましめんとするが如し、其本源を誤り來れば治亂に益なき事勿論なり。古人の心法により糟粕を甞め伎術を差置て唯高妙を談ずるは素より空論にしていふに足らず、伎によつて武人の强壯を求むるといへるも亦非なり。今身體の强健を是とせば漁樵農夫に如くものあるべからず。暑寒を冒し艱苦に堪ゆ、士人の及ぶ處にあらず。中に就て其丁壯を選び武伎を訓練する事三四月節制を設て敵に當らば、堅きを摧き鋭を挫く事恐くは士人に勝るべし。士人もし强壯を事とせば山野に狩し海川に漁し身を雨露霜雪に曝さば演武場中霎時の試業に勝る事萬々なるべし。もし又たとひ武伎によつて强健農樵に異ならざるに至るとも、別に士たるの道を辨ふることなくんば畢竟農樵同等の鄙夫なり。農樵は力を勞し上を喰ふの職を曠ふせざるに、士として武道に闇らく下を治るの職分を盡す事能はずんば農夫にだも劣りて、豈武士と稱する事を得んや。今の文武に咎あるにあらざれば士たるもの今に倍して精勵すべき事なれども、其學ぶ所以の方法其原頭を誤る時は勞して功なきのみならず弊害又尠少ならざるをいふなり。敢て藝術を棄べしといふにはあらず、惣て今の儘にてあるべきは勿論なり。

問、君父に忠孝を竭す事も武士の武士たる道を知るも、天性とはいへど敎によらずしてはあるべからず。其敎は學校の設より成立べき事なるに其學校をも建ず學問にもよらず、何を以て人々をして文武の眞義を會得せしむべきや。

曰、治教は三代に法るべき事にて、三代は大聖上に在り大賢下に居て教を敷故に學校の設けも治道を補て人材を出すに足れり。今の君臣才德たとへ三代に及ばずとも、治教は三代を目當とするの外なければ君相共に文武の道の離るべからざるを躰認して、人君は上に在て慈愛・恭儉・公明・正大の心を操つて是を古聖賢に質し是れを武備に練り、是を學教に施すに性情に本づき彝倫により至誠惻怛を以て臣僚を率ひ黎庶を治む、執政大夫は此人君の心を躰して憂國愛君の誠を立て、驕傲の私に克ち節儉の德を修め心志を苦しめ躰膚を勞し艱難に屈せず危險に懼れず力を盡し身を致し、士道の要領必如ㇾ此にして遺憾なきの轍迹を履んで身を以て衆に先だち怛懷無我言を容れ人に取るの良心を推して諸有司に讓つて人君の盛意を奉行し善を擧て不能を敎ゆ。諸有司も亦君相の意を稟て敢て己我の念を挾まず、忠誠無二俛焉として各力を其職分に盡し廉介正直共に士道を執て其僚屬を奬勵し公に奉じ下を治む。又文武術の師範に諭して其蒙昧を啓らき固執鄙野の陋習を去て上君相に視て門弟子を誘ふに眞文眞武を以てし治教を裨益せん事を誨ゆ。如ㇾ此なれば文武の教・學校の政已に廟堂の上に立を以て臣僚自から道に嚮ひ、士道の盡さん事を思ふは自然の勢にして、人々君相の心を心とするに至れば經史を閲し刀槍を試る皆淵源あつて空文偏武の伎能に流れず悉く其用を爲さずといふ事なし。是ぞ眞文眞武の治教にして風俗淳厚質實に歸し人材も亦是より出ん事何の疑かあるべき。

（小楠遺稿）

七　處時變議　文久三年

文久三年三月春嶽は京都にて政事總裁職の辭表を呈し、命を待たずして福井に歸つたので擧藩愕然人心不安であつた。時に福井に在つた小楠は此の時變に處するの議として一藩に警告したのが本文である。此の起草の月日は記されてゐないが春嶽の歸國して間もない時であることは想像に難くない。

近年天下の形勢次第に指迫り、別て昨春已來京師を初關西の模樣殆治を離れ亂に入らんとするの兆あれば　老公御登職に付ては專ら御忠誠を盡され、何分にも　公武の御一和萬民の安堵被レ安二　宸襟一再び太平の天に御挽回被レ遊度と萬緒の御苦心被レ爲レ在、二百年の廢典をも被レ興　御上洛の上君臣の大義名分を天下に明らかにせられ御合躰御純熟の上猶又治安の御施策も可レ被レ爲レ在御廟算なりしかども、京地の風景は攘夷の暴論盛んに行はれ不二容易一次第の上、英國よりは生麥一件申出內外の險難切迫に及び一歩の進退實に治亂の經界とも可二相成一勢にて天下の有志握レ拳扼レ腕の折柄なれば、況哉本藩の士人に於ては老若を不レ論　兩君上の御大事臣子身命を致すの秋と存詰、一統及二奮發一たりしは中世未曾有の振興なりしに、　老公には無二御據一御運びにて御辭職の上御歸國たりと雖も素よりの御忠節に於ては毫も御間斷不レ被レ爲レ在候故、今後何時によらず攝海に事ありて京地の騷ぎとも相成らんには兩君共に速に御出馬有て勤　王の御旗を可レ被レ進　思召の旨一統へ御直に被二仰渡一も有レ之、何れも必

戰の覺悟を極め罷在處、京師朝野の形勢今にも事の破れに可レ及勢ひなりしもいつとなく又太平を甘んじ因循に安んずる風習に押移り、激烈の議論も稍退縮し來航の夷情も何故かはしらず愈々平穩の成行なれば、夫につれ奮發の士氣も自然に相撓み元の偸安の舊習に復せんとするは本藩も免れ得ざるの勢となれり。凡久治の弊習は驕奢淫佚の爲に綱常を紊り上下困窮に及び遂に生民の塗炭を致す事殆亂世よりも甚敷事有て、方今の世態已に其極に至れるより事起りたれば、今暫因循して亂に及ばずとも遂に亂れざる事を得ざるは必然の勢なれば、今の時に當つて稍奮發せし士氣を撓めず愈々太平の氣習を去て眞の治道を興して亂世に備へ事あるに臨んで天下の先鞭たらずんばあらず。されば如何して眞の治道を興すといはんに飽まで士民の好惡疾苦を察し採訪救恤に心力を盡し、又緊要闕くべからざるの事業に於ては財を竭して慳まざるにあり、今國家已に士民を惠恤するの端緒を開き加レ之三大事業を興せり、農兵なり蒸氣船なり安島開港なり、事皆大難大費にあらざるはなし。仍て世上其難と費とを見て大に疑懼の論を發し頗其理ありといへ共、疑懼を以て止むべきの事業にあらざれば愈々是を實行に施し信義を明らかにして其世俗の見を破るに如ず。唯此三大事業のみならず怠惰を警め疾苦を問ふて是を君相の身に躰して身自から其難に當るにあらざれば實に世俗の疑懼する如く事は成らずして國の敗れん事必せり。今　老公已に天下の重望を負せられ擧國其德を慕ひ其惠に懷き仰ぎ信ずる事天の如くなれば無爲にして益々其德を修め給ひ、　當公是に繼ぎ給ひ　御身を以て其德惠を擴充し給はん事譬

へば舜の時に當つて禹の庶政を修めし如くし給ひ、自から農兵を檢閱して士卒と動作休憩を共にし給ひ、自ら蒸氣船に乘て風濤の險を試み給ひ、自ら開港の地を檢査して經濟の事業を實にし給ふを始め其他自ら糧を裹んで難風火災に赴き給ふは申すに及ばず、常に自から執政諸有司を率ひ封疆を巡視して下民の苦樂を問ひ給ひ、梳レ風沐レ雨身戰場に在すが如く鄭重煩冗を省き易簡眞率を示し給ひ、歸つて廟堂に坐し玉ふ時は日々政府に臨み勵精圖レ治惣て富貴の風習を脫却し給ひ、傍ら士民の武技を閱して心膽の練否を察し給ひ大小の炮術を訓練して敵を挫くの基業を盛んにし身心を國事に擲ち竭し給はんには士氣愈ゝ勃興して勇壯質實に歸し自ら遊惰の氣習を忘れ、民生も亦其恩德に感懷して自ら貪婪私營の欲を離れ公に奉ずるに誠あるに至るべし。是併ながら良相の　上意を躰認し稷契皐陶の思ひをなし補翼賛成身心を勞し國家に竭すにあらずんば如レ此治道を得べからず。嗚呼　老公上に坐して欣然として天を樂み仁に安んじ　當公の商議に就て裁制を事とし給ひ、　當公は是を受て治道を勵し良相の翼け汲々孜々駸々然として息む事なくんば虞廷の治も庶幾すべし、有苗の狂頑も鎭むべし、天下の治亂に於て又何をか憂ひ何をか慮らん。

或問、國家缺くべからざるの事業におゐて財を慳まざるの論は善と雖も、限りある財を以て限りなき用に供せんとするの嫌ひあり如何。

答、財素より限りあり用素より限りなしといへ共、國家事の急なるに臨んでは財用の有無を論ずるに

遑あらず只其贍らざるを恐る。國家を濟ふの誠意卽財を生ずるの源なり。

問、誠意ありとも財なくんば用足らずして誠意も行はれ難きを如何せん。

答、用の足らざるを恐れず唯誠意の足らざるを恐る。今人あり酒色を始め嗜慾の切なるに臨んでは財の有無を問はずして能其欲を遂るが如し。況哉今費す所は國家と共に費すなれば國家のあらん限りは財用限りあるべからず。

問、今紙幣を假つて國用を辨ず其元に金幣あるを以て假造の紙幣を信用するなれば、大費の爲に假造原金に超過せば民情不信を抱き再び換替頻繁の覆轍を蹈んで其害救ふべからず、如何。

答、官の爲にして紙幣多きに過れば民其害を被りて信ぜず。國事民用の爲に其員を增す、民其澤を受て疑ず。昔年の貨幣は官の用に製して官の物なり。今の紙幣は民の爲めに增て民の用なり。民是を信ぜざるは民の自ら疑ふにて自ら其害を受る道理なれば決して信ぜざるの理なし。

問、信ずべきの理は聞へたれども信ずべきの實を解せず、且官の爲にすると民の爲にするとの差別如何。

答、信ずべきの實は卽爲にする處において官と民との差別を明らかにするにあり。譬へば官に於ゐて冗費を省き質素を尙び諸般の事務眞率易簡にして上の供給も非常の簡略を用ひ給ひ、御臺所の御收納よりは御不相應といふ計に省略を行ひ給はゞ紙幣の官の爲に費ゆる事少くして民に贍すの餘りあるを

知るべし。又惠恤の道民生國用の爲めには大費を厭ひ玉はずんば民の爲に紙幣の過分ならでは辨ずべからざる事自ら分明なるべし。

問、紙幣の用に官民の別ある事は聞く事を得たれ共、近年の時勢を以て是を推すに少雖なき事能はず。先年迄節儉の令嚴重にして官の省略毫も遺憾なく、専ら損上益下の御趣意とは聞へたれども儉を教へられたるのみにして未だ官の損する處を以て下に益し給ふの實迹を見ざりしに、近年に至り上下儉を弛へて下に益し給ふの政迹莫大の事なる故上下の情和樂通暢して前來例しなき恩惠にて列藩無比の盛事なり。然れども下に施す法如ㇾ此にして上の費す處もまた如ㇾ此ならんには上下覺へずして驕奢の風習に流れ共用給せず、遂には共に困窮の地に陷らん事を恐れ惠を得て感戴せず今日の豐樂却て將來の窮迫を招かん事を杞憂するの物議紛然として制し止むべからず、不信の人心實迹に先立て瓦解せんとするが如し、如何。

答、昨日は無窮の太平を保ち上下和樂の地に在べきの時なり。今日は是に異なり、必戰の士氣を撓まさずして益々是を振起し天下の不虞に先立んとす。いかでか頃日太平の日に比すべき。然りと云へども今又別に嚴令を下し士民の和氣を損はん事は非政の極たれば、此時に當つては君相は勿論當路の諸有司身を以て先立ち專ら驕奢の心を檢束して眞率易簡の風習を起し、既に私營の爲に費すの薄きを示し明らかにし民に厚ふするの實行を己が身上に切にし、日夜の勤勞一息の間斷なく廟堂の勵精人をして驚

愕せしむる斗に治弊を一變せられんには、誰あつて感動信隨せざるべきや。所謂禹の閒然なきが如くならむ、今の習俗の憂ふる所は憂とするに足らざるべし。

（慶永公唐桑秘筐文書四・小楠遺稿）

「小楠遺稿」によれば右文章の「天下の治亂に於て又何をか憂ひ何をか慮らん」までを「處時變議」、「或問」以下を「或問」と題して二篇となし、且「或問」を「處時變議」の前に載せ、又各篇起艸の年月も動機も異なりとして「或問」は萬延より文久年間の、「處時變議」は文久三年の著作だと記して居る。然るに松平家文書によれば「何をか憂ひ何をか慮らん」で一節が終り、「或問」から行が變りて問答體になつては居るが、同質の紙に同筆蹟にて書かれて前後引續いた物と見え別々のものにはなつてゐないから今は之に從うた。さて此の文は本來無題であつたであらう松平家文書には「小楠國是論」と記した紙片が貼してあるのみだが、題は「小楠遺稿」のまゝに「處時變議」とした。

八　海外の形勢を說き併せて國防を論ず

本文はその起艸の年月も動機も詳かでない。

方今五大洲中魯・英・亞（アメリカ）自然に鼎立の勢を爲す。其餘萬國の多きは三國に黨與附屬するのみ。魯は大國なれ共元來陸國にして海運は不便なり。其志五大洲を併吞するに在れ共未だ宿志を逞ふすることを得ざるものは獨地勢の海運に不便なるを以てなり。嚮に敎法より事起り獨爾（トルコ）と戰爭に及びしとき直に獨爾を擊て地中海に出んとす、是魯の大に所レ欲也。英之を聞て深く恐れ佛郎西諸國同盟して遂

に獨術を援け魯を防ぎしは、萬一魯志を地中海に得る時は英の困窮之に過ぎたることなければ也。魯又既に地中海に志を得ざりしかば止むことを得ず直に東察加に出でこれより大に海軍を起すの志あり。此に於て我邦の接境たるを以て、彼又姑く善隣の道を以て和親交結せんが爲壬寅の使節云をこせるは其深志遠謀可ニ察識ニものなり。英又早く其機を知り屢〻日本及蝦夷地に來て條約を求るは魯の情態を深く恐るゝ所あればなり。所謂日本幷蝦夷地は魯・英の爭地と。嗚呼眼孔を開き大寐を醒すべきことならずや。

亞は尤晩進の國なれ共其國土人心盛大にして賢を薦め善に從ひ、萬國盛衰の迹に明にして短を舍長を取制度を立ること勝れたるべし。其國是とする所萬國の戰爭を息め交易の道を以て諸國の情を通じ、善に從ふの道は之を世界に取る。是等宏大の規模に至ては決して他邦の及ばざる所なり。且又人の國を覬覦し人の土地を掠奪するの類此國には絕て無レ之ことは大に利害に明かなる所なり。幸に來て交和を求む、我又是等の國と深く交り我國の羽翼とせんは策を得たりと謂つべし。無識無策世の所謂和魂なるもの却て彼を無道禽獸なりとし、尤甚しきは之を仇讎とし之を拒む。天地の量日月の明を以て之を觀ば何んとか云はんア、隘陋國家蒼生を誤る痛嘆の至ならずや（世の和魂なるもの徒らに形迹ニ拘泥シ舊套に因襲し故習を株守するを以ニ和魂なりと思へり、和魂豈如レ此ならんや、一笑に餘あり。

和魂とは神武・日本武・天智の如き賢王・英帥の賊を平らぎ土地を開き制度を明らかにし、民庶を制し大に經綸を明かにし國光を顯はす之に非ざるは和魂と謂ふ可らず）。

交易の道勝手に交易し又物を以て物に易るに利あり。

武備を嚴にし士氣を壯にすること尤軍艦にあり。軍艦乘組の日卽ち士皆必死險海を行こと坦路の如し、應援自由又軍艦ある時は當時の礮臺十に八九無用に屬し、而て武備の嚴なること霄壤の相違なり。故に艦既に備はる時は京師警衞を始悉く無用と謂べし。

軍艦之を亞に謀りて悉く之を異域に取るべし。我沿海の地大要四五百艘を備ふるに至らば金城の堅めなるべし（大抵五萬石に一艘を設くべし。此こと別に說あり。凡又造舶我國に於けるものは其費莫大なるのみならず大洋中は乘艱しと知るべし）。

和好の國々へ傳習生を遣はすこと尤佳。又商館を建べし。且又第一江戸の地へ諸學科の道場を構へ諸國より其人を借受られ、三兵の教師を始分析・物產・航海・厤算・器械・百工の巧者をして大に諸學科を開き狹隘固陋の習を一變すべし。

天地の道窮すれば則變ず、變ずれば則通ずもと一定の理なし。國勢の卑弱今日に及ぶと雖も、變通の道其宜きを得れば元來地勢の靈・人民の殖數年の後大に興るべきは必然なり。且又方今五大洲中の勢英に歸せざれば則魯に歸す、英・魯兩立すべからず、是又勢止むべからず。此に於て我邦一視同仁明らかに天地の大道を以て深く彼等の私を說破し、萬國自ら安全の道を示すべき也。我國の萬國に冠絕して永く帝國の尊號欠ることなきは今日の習氣を一變して天地の大道に歸せしむるにあり。

（小楠遺稿）

『小楠遺稿』には「此文題號を失す、議論簡單なりと雖も先生の經綸規模宏大にして先見の明確なるを見るべきなり」と注意して載

せてあり、又著者は村田(英彦)家にても單に札code角に「横井小楠先生草案村田氏壽謄寫」と記してある本文を見たのでもあるが、文中錯簡にあらずやと思はるる點もあり、文字通りの草案で十分に纒まつたものでないかもしれぬ。『小楠遺稿』にも載せてあるから亦收錄することにした。

(附) 時　務　策　天保十四年

小楠の自書したもので、德富蘇峰によりて「時務策」と題された稿本一册が横井(時靖)家にある。その內容は節儉・貨殖・士風・町方制度に就きて論じたもので、江戸遊學より歸りて(天保十一年四月)後に著したものたることは文意にて窺ひ得られるが、節儉を論ぜる篇中に「御家中去寒の困窮御番方五百人の員數に御救那に入りたる者百八十人云々」とあるを見ると、天保十四年卯正月の細川家記錄に「御知行取以下無苗迄去寅暮至省御心附渡之面々」と題して御知行取吉田某以下六拾貳人、御中小姓山川某以下七拾六人、外樣組野口某以下四拾九人、無苗之者又右衞門以下拾九人、惣人數貳百六人、錢參拾壹貫百六拾目とありて、無苗の者を除けば知行取は百八十七人となるに照らせば起草は天保十四年であるらしい。

此の書は文字通りの書放しでしかも果して當路者に達せしや否やも確ではないが、當時肥後藩の弊風を列擧して其の匡救を論ずる所蘊々として徹を批ち、決して一場の閑文字ならざるを察し得るが故に之を捨つるに忍びず、今その中に就て節儉・貨殖・町方制度の三篇を附存した。

(天) 節儉の政を行ふべき事

太平二百餘年に及び風俗自然に凌夷して紀綱法度弛み亂れ、素樸儉約の政行れず世の中奢美に流れ行き、其末は上下困究に陷入難澁差迫りたるは天下一統の同病にて、獨り　御國斗の事に非るは委細に云に不レ及ことなり。就中　御國は

二十年前より世界の不作に因て米價次第に騰上し、加るに酉の年の凶荒に因て夥敷金銀入り込み、一昨年迄は米價格別に引下げず持ち越たれば、上下士民共に富有の心に成り自然に衣食住の張り出し過分の奢美に陥入り、當時の姿にては三都の繁華に少も劣る事無し。

小楠自記「時務策」の第一頁
（橫井時晴藏）

御家中衣服十四五年前迄は四十内外の者迄は大抵手織物にて濟み來れるが、近年は御役人又は年寄は勿論の事にて、壯年子弟の者凡て越後紬裡付け絹袴を用に成り、手織物は幼少子供の服に極れり。婦人は格別に過超に成り、凡て江戸錦繪樣の姿に似せ都會の風流に仕出し甚敷奢美には成りたるなり。譬ば髮飾の一にて云ば緋縮緬の飾は御家中の外は禁ぜられたるは文政の末の御法度に出たるが、近年はたこちゞみ（鹿の子絞り）と云ふ極上の品上下共に用い來り、緋縮緬の飾は遠在（ザイ）田舍の者か又は乞食の用る物に成り下れるなり。總て三十年前迄は紙の飾ものにて大抵上下濟み來り、大身の家内か又は格別に仕出す者に非れば緋縮緬は用ひざる事なりし、此の一品にて風俗の變遷は見る可きことにて他の衣服類は推して知らるるなり。町方衣服の制は奈良木綿の極り成るが、凡て越後布を奈良地織に云い立て男女共に公然と着用し、又奈良にて格別の上品成者（奈良の上品は甚高價なる者にて少も越後に劣らざるなり。）木綿にてもうか（眞岡）・琉球かすり・結城縞等縮緬の類より高價なる上品を用ひ、過超の奢美に成りたる事新しく云に不レ及、在（ザイ）方の美麗こそ殊に驚く可き事なり。遠近を云はず大

抵大目嶋又は湯形地等を用ひ裾・袖口・襟には必ず綿類を付け、町家の者に少も異ることなし。某七年前の事なりし秋の比菊池に遊びしに、村祭に男女の出遊を見るに凡て大目嶋位を着用し、帯は綿類にて、木綿帯を着したるは十人の中に一人も稀に見受たり。又四五年前に江津に出漁したるに、九月節句かと覺えたり村々の祭日にて、多くの男女長塘を通るを見るに大抵湯形地にて綿の帯を着用せり。菊池は殊に繁華の處、江津は近在にて角く過分に張り出したるかと思へども、凡て遠在田舍の者も近年は手織木綿を用ふる事無し。八月の御祭に遠在の男女の見物に出るを見るに婦人は凡て上方下りの美麗成る湯形地を着、男子の中に十に二三は大目嶋等を用ひたり。是にて一統の奢美成ることを知るべきなり。

御家中飲食の奢に付ては追々御制度出されたれども露斗も行れず益々過超に成り、當時は朋友親戚打寄るにも必ず吸物に相應の三鉢四鉢は出さねば叶はぬ風俗に成りたるなり。又召し御用か或は内祝等にて推し立てたる客の時は吸物坪を出し、少し念入たる節は必ず茶碗物を出す事にて其外の奢は推して知らるるなり。町方の奢りは限り無事にて、別て豪家は王公の奢を極め、中以下の者も三度に一度は魚類を食し、夜分は酒肴にて宴興するは常の事なり。在方は中以下の者は麁食すれども、中以上に成りては殊の外に奢り、別て豪農の振舞は町家の豪富にも劣らざる超過なり。某玉名に遊し時一農家にて過分の馳走に逢ひ、取り肴・鉢肴の類餘りに美麗なりし故に尋たれば、御城下より料理人を呼て所の者共打寄て習ふ故に今は熊本にも恥ざる様に仕覺たりと語りき。誠に美を盡し善を盡し某の如き野人は在方にて始て結構の美味を食せりと笑し事なり。

御家中家居の美麗なること近年格別に張り出し、小身の者も天井無しの坐敷・玄關付かざるの家居・長屋無きの屋敷は一軒もなく、大抵町向きは塗塀・土手塀に圍ひ生垣・芝垣は出府屋敷の外には見受る事無し。其外十軒二十軒の内に

は必ず居藏總瓦の屋敷二三軒は雜りて、二十年內外に比すれば格別に美麗に成りたるなり。寛政・享和の比の樣子を承るに通丁の中にて塗屏の家僅に二軒程有りて其外は總て生垣・芝垣なり。又小身の坐敷は大抵六疊敷に極り八疊の坐敷持たる者甚稀に有たる由。元より天井長屋等稀にも無く、今日に比れば百姓家の樣なる住居なりと赤尾勘十郎・永嶺笑山咄を直に承りたるなり。町家の美麗は委細に云に及ばず、大抵十に八九軒は瓦屋根・總瓦居藏に成りたるなり。在方の家居殊の外に美麗に成りたり、一體百姓は往昔は堀立家の牀無の制度にて、土間に猫ぶく（穀物の收納に用ゆる敷物）席ろ樣の物敷て暮し來れるが、太平の因循にて漸々と牀敷きの家居に成りたるは無理なる筋に非れども、凡て堀立家は百姓相應の作事なるに近年は茸屋に瓦下屋を下ろし町家並に一統成りたるなり。其の上一村に五軒七軒は必總瓦居藏有りて誠に驚くべきことなり。

總て諸物の價の過超なるは奸商の者の利を射るより出たる事なれども、其の世の中の邪氣に付け込まざれば無理に行ふ事はならぬなり。譬へば正月の蛤の如く家々凡て儀式に用ふる物なれば貴賤貧富と無く必て買ふ故に價を十倍にも二十倍にも賣る事なり。買はぬ品を高直に賣るは商人の情に決して無き事にて、凡て物價の過超に成るは世の中の奢美に成りて如何に高直の品も借錢をしても買ねば濟ぬ故に、奸商共が付け込て諸物の價を過超に引上ることなり。去れば米價は一年々々に引下り物價は又年々に上れば士民の困窮年々に甚敷立ち行き難き勢に成るは怪む事に非ず。御家中去暮の困窮御番方五百人の員數に御救郞に入りたる者百八十人、至貧拜借の位は大抵過半の數に至れり。寶暦以來絕て承らざる困窮なり。又町・在共に一統のつまり甚しき急迫に赴きたれば、當冬米價下落に及べば難澁更に甚じかる可しと存るなり。

此の從來の譯合を合點せず、米價の下れると云て物價を無理に下げんとして種々の工面を付け法令を出せども寸毫も

下方不引せず、凡て徒法に陷入り術智盡き果たる勢なり。然れば今日の勢孟子の所謂盍返二其本一と云處にて、節儉の本に立返らざれは御法度筋凡て徒法に落ち一事一令も行れず、唯に無益成る迄にて無く却て大に弊害を生ずるなり。扨其節儉の本と云は聊も官府に利する心を捨て一國の奢美を抑え士民共に立ち行く道を付くるを云事なり。凡て是迄被二仰出一たる節儉は上の御難澁に因て諸事御取〆に被レ及、御家中手取米を減ぜられ又は町・在に懸け寸志銀を取らるる道行にて、一トロに云へば上の御難澁を下より救ひ奉る故に節儉を行はせらるゝと云筋に當り、是は節儉と云ふにて無く聚歛の政と云ふ者なり。聖人の道の節儉は上下持ち合ひ不便利に暮し立ち行き付る事にて聊も上一人の便利を謀る筋合には非るなり。是即治國の大本なれば今日の困窮は第一節儉の本に立ち返らざれば外に手段有る可からず。扨其節儉を行ふ政は先づ御家中・町・在一統に觸出すに三十年來格別の奢美に流れ今日に至り士民必迫の困窮に陷入り上下立行の見渡無く、此儘に押し移れば終には流亡に及ぶ可き事も難レ斗甚以て苦惱の至に因て、別段の御主意被レ爲レ在非常の節儉を被レ行に因て一統其心得可レ致旨申渡し、扨御家中衣服上下貴賤を不レ分共に木綿地布に限り、飲食は珍客たりとも肴一種に極め、召御用・內祝等も勿論一種の肴にて禮式を行ひ、譬ひ有り合の品たりとも一種の外に決して出す事を嚴しく禁制し、家居は當時の儘にて漏止め迄を爲し一切作事を禁じ、町・在共に同樣の嚴令を出し是迄の家居にても分外の奢美なるは凡て破却致させ、衣服家居は此春より來春迄に相改る事を許し、一大改正の號令を觸れ出し扨貴賤上下の別は染色か或紋付・無紋の類に目印を立つるときは少も禮式に妨る事無し。如レ此に嚴重に節儉の政を行ふときは奢美無用の諸物を省き、僅に日用に用る當然の物迄を買ひ求る事に必ず成る可きなれば先に云如く正月の儀式に蛤を買はぬ通りにて、衣食住の諸物是非とも値段下らねば成らず、上下ともに暮し能き世界に返る可きなり。總じて政事は總論にも云ふ如く民の耳目の向ふ方に導くときは如何成る嚴敷法令も悅で用るものにて、又人情に逆らひ耳目の向はぬ

方なれば差障も無き些少の事も承引せざるものなり。今日の勢一國を擧て士民共に至極の困窮に差迫り米價は次第に下落に赴き、暗夜に燈を失ふたる人情にて且は近年の江戸御取り〆を見聞して士も商も農も奢美を厭ひ節儉に心付きたる時節なれば至極の鹽合にて、非常の節儉を出されても總て尤に心得決して怨望する人情は有る間敷ことなり。且又凡の事仕癖より大切なるは無く、善も惡も暫の中居合へば其癖付ものなれば、此度一大改正の非常の政を出されば三年も過ぎ五年も經れば共に慣れ染みて昔の奢美は忘れ果つ可き道理なり。所謂是れ百政の大本にて、此の節儉の大本立たざれば萬事の筋に手懸る事ならず。故に先々節儉の政を第一に行ふ可き事なり。

（地）　貨殖の政を止むる事

國計取扱の道は禮記の計レ入制レ出の一句に在りて、總て產出充の釣合を以て出方の幅を縮め、一國上下節儉の道を行ふべき事是れ聖人治國の本意なり。產出の幅釣合ぬとて出方の幅を縮めずして貨殖の扱をなし、償を外に取りて不足を補ふは是れ聚斂の者の仕事にて士民の心を失ふ第一の惡政なり。大抵和漢共に亂世に及ぶ病因を見るに聚斂の利政に基づく事にて、士民の怨を取る事は是より外なるは無し。遠きを云ふに不レ及往昔の竹田の黨民・近來の玖摩の黨民凡て聚斂を怨みて事起り天下に大恥を曝せしなり。去れば國家の大害は聚斂の利政より甚敷は無く、一たび國を憂ひ民を憐むの心起るときは第一に貨殖の筋を止めざれば一日片時も安らかなる心無き事なり。　御國貨殖の始末を考るに寬延以前は闇き寶暦以後の跡を尋るに、寶暦二年に御勝手向格別に貯無き處より生蠟を取扱ふ局あるを取立櫨方と改め、御勘定所の集錢八百貫目引渡し貨殖を仕初め、又小物成方にて拜借等の扱をなし、其利分にて御手傳御用を助くる仕方を付けられたり。是は其時の執政一時の急を救ふ手段にて、深く後世の利害を慮りたる筋には非る可し。然るに智者も千慮

の一失にて、是より後御役人の面々貨殖の扱を國政の第一義に心得、其筋の利を様々に付け平準方・蠟〆所の貨殖局を次第に起し專利を扱ふ仕方を行ひ、　御國中諸産物を〆推し歩入所を立御家中・町・在に拜借錢を出し、あるとあらゆる利を括り取り官府を富す術計を行ひしより刀筆の小役人共其風筋を仰ぎ毫毛の利も餘さぬ様に手を付け、又御郡中は會所々々にて集錢を以て田地の質入れ年貢の立拂に貸し付け、紙札ある處は延べ料替の仕法を組み立、近年は御作事所にても拜借錢を出し咫尺の地も官錢を出さざる處無く、一國を舉て聚斂の利政に困み、御家中は大抵無手取に成り、町・在は利息の取立に苦み或は家藏を封印し又は田地を引上げ渡世を失ふ者夥敷、誠に苛政は虎よりも猛しと云ふ古人の言今日の有樣にて、仁人君子より是を見るに心肝を消す可き勢なり。

御家中・在方に出たる官錢の員數は未レ承、町方に出たる總數は大抵五千貫目内外に承る。此の五千貫目を御府中の町に振出し一錢の貯無き奸商共が種々に術策を付け高利を取る故に諸物の價是に因て高直に成り、其損失の積は御家中を始め一統の困窮に成る事なり。

西年前後よりは米價殊の外に高く引上げ金錢の融通夥敷く、御家中を始め町・在共に拜借の上納に兎や角と差くり出來るに因て此の弊害をしみ〴〵と知らざりつるに、次第に米價下落に及び去暮に至りて必死に差迫り、始て聚斂の弊政を知り愚夫愚婦に至る迄一統上を怨むる心に成りたるなり。

扨又官府の方に成りて得斗貨殖の利益を考ふるに、爐方・小物成方・平準方・蠟〆所共外御作事所・諸御郡會所々々貨殖に因て大小御役人を被レ立、其扶持切米・勤料・御心附且は役人年數等にて御藏米御知行を取るも澤山にて十ケ年をならし米錢の數を斗るときは夥しき御出方なり。且又一統に出たる金錢の利息滯りて納まらず又は永年賦に成りたるの類を帳面の面を捨て現物にて精算すれば彼是にて差引ありて、今日御役人共が幾萬貫目の御利益と申立には必定相違あ

る可き事なり。利益の筋にて見るにも是に因て今日の御勝手差續かれると云ふ事に非ず、第一は前に云通り一國困窮の根本なれば是非共一日も早く被二差止一ねば不レ叶事なり。扨貨殖の筋を止むるに成れば政府の議論凡て官府を利する手段を捨て、　御國中士民の利益に成る道を世話する富國の道に一決し、第一樞方・平準方・蠟〆所を崩し取り拂ひ、小物方には元來國初より御軍用の御貯にて御知行並受數代等諸入金を被レ付大切なる處なれば其儘に致し置、一切ふやし方を相止め入る所の米金を嚴重に納貯ふる迄に相極め、扨右の局々にて是迄扱ひ來れる穀類を始め諸産物を推したる利益筋を止め、一統の拜借は成る可き事なれば此節一切流し捨に致すべし。若又流し捨出來ざれば右崩したる局々の帳面現金を御勘定所に返し納め、御勘定所にて委細にしらべ立、振出たる金錢の利を一切に捨て元錢斗を上納する樣に定め五年の年賦は十年十五年と至極寛年賦に延ぶれば、御家中を始め町・在共に少しも累に成らぬ元錢分は納まる可し。

御郡中會所々々の振出金も同樣の仕法なり。

扨一統に達觸には是迄御勝手向御不如意に付以前より貨殖の筋を被レ開、其利分にて公私の御用御不足を補ひ來りたる處、必竟富國の本意に非ず止むことを得られざる御仕法にて、其末近年に至ては一統の困窮に成り行き　御苦惱に被二思召一に因て此節貨殖の筋一切御止方被二仰付一、御家中を始め町・在共に拜借金は箇樣々々に被二仰付一に因て、以來は容易に拜借は不レ被レ叶、不レ得レ止無二餘儀一筋にて拜借を奉レ願事は組頭・支配頭に申出、組頭・支配頭無二餘義一見込たる筋なれば御奉行中に相達、御奉行中詮義の上にて拜借被二仰付一に定（當時御本方拜借の通なり。）ときは拜借の實義立ちて難レ有心に奉レ承事なり。

先に云ふ如く御府中・町迄に振出たる金錢五千貫目なれば、御家中・在方に出たる總數を量るに大抵一萬五千貫目の外なる可し。（此錢金に直せば十五萬兩なり。）凡て金錢の融通は千人よれば千人丈の融通、萬人なれば萬人丈の融通なる道理故に、諸物と

金錢と相對して値段自然に釣合ふことなり。然るに　御國中の人數當然の金錢融通の外に此の十五萬兩外の莫大の金錢加はりて融通するに因つて自然に金錢の位賤しく成りて諸物の價貴く成り、上下困窮するに至るは當然の道理なり。去れば此節右の十五萬兩外の融通を止め、人數相應有り前（當り前）の融通になれば自然に金錢の位貴く成るは是れ又當然の道理なり。兎角上下共に金錢の融通少くして不便利に成るにあらざれば諸物の價下落せずして幕方に難澁する事なり。

右の如く貨殖の筋を止め其局々を崩し　御國中士民立行の道を付れば是迄御本方を助くる御手傳御用の御備に差さはり此扱ひ如何と疑惑す可し。此の扱は全體御手傳は公用の事にて、　公義より被二仰付一も御出方は關東より半分、大名より半分の極りにて有れば此の道理に從つて官府と　御國中一統と半高わけに出す可き事なり。御手傳は大抵のならし十ケ年に一度位に當る故に其手當を平生に致し、右の趣を一統に申達し譬ば八萬五千兩なれば四萬二千五百兩を御家中・町・在に課し十ケ年にならして取立れば一ケ年の積が四千二百五十兩なり。此の四千二百五十兩を御家中・町・在と三分にすれば一千五百兩少なり。一千五百兩少は御家中にても町・在にても總懸にすれば至極僅の事なれば少も難題に當る筋に非れば、此の通に極めて毎年に取立置可き事なり。去れば御手傳は貨殖の不筋を不レ行して最安く行はるる事なるに、寶暦の時に此の道を行はれずして貨殖の利政に扱を付け、後年に及で今日の大弊害の本を被レ開たるは甚疑惑の筋に存ずるなり。兎角官府を富ますを以て富國と心得必多物（ヒタモノ）に國中の利を吸ひ取り果は士民共に困窮に墜入れば、官府のみ富たりとも無益の事にて積りは禍亂を釀し成すに至る事なれば、得斗此の道理を考へ凡ての法度政令富國の道に改正す可き事に存ずるなり。

（八）　町方制度を付る事

町人は國中の有無を通じ貴賤上下日用の諸物交易する爲の者なれば過分の羨利を取らず、游食無頼の者を戒め其業に精出す樣に制度を付く可き事なるに、凡て其扱ひの道を失ひたるより町方の者共過分の羨利を恣にし士民上下殊の外困窮に及べり。且又豪商奸猾坐に國中の利を〆括り米價の權此の者の手に落入り上げ下げを自由にするに因て御家中在方の難澁を致す事近十年來の大害なり。其外奢美淫風凡て一國の風俗を害する者町方より流れ出る事にて、是迄御役人の中に其病因を知りて町方を制度する仕方を付けたれども朝に令するは夕に崩れ一切の法度行はれず、今日に至りては何事も町方の者の心の儘に行はれ賞罰の筋も立たざる事に成り果てたり。

町方にても逆罪大盜の者が、或は御家中・在方の者と相謀り惡事を企て其の黨與の內へられたるに因て同じく刑罰に入りたる類は有る事なれども、其外の罪狀にて町方役人より敎喩を加へ又は手に餘らず御刑斷に差出したる事は終に是れ無き事なり。

然る所以を得斗考ふるに從來町方を世話する重役を立られず根取以下の小役人共の勝手に取り扱ふ事にて、或は賄賂に引かれ又は町方の氣受を憚り上を繕ひ下を撫で付けて越度無からん樣に推し移る事なれば、町掛りの御奉行より制度を付くる手立を爲せども下た役人表向の同意にて一致せざれば機密の事を町役人共に內應し、凡て已の心に出でずして上役の人の打立なる事を示し町方の氣受を取る故に何事も穩密成る筋の手を打つ樣に知れて彼の方にて早く崩し止るの術策を付くる事なり。且又町家の者は大小身に不レ拘凡て御家中に出入する故に已の便利にならざることは種々に申立て浮說流言を唱へ風波を懸くる事なれば人心を動搖し善事も惡しく成り行き、果は打立たる人の一身に打かぶ

りて遂に制度も崩れるに至る事なり。去れば當時の仕法にてはとても町方に制度を付くる事は不レ叶勢なれば先制度を付くる道行を立つ可き事なり。其道行と云ふは町奉行を立る事にて、町奉行を立つれば町役人の者共と直き肌に相談する故に彼れ我れの情意通達し、得斗制度を付けざれば不レ叶道理を喩し示すときは彼の者共にも道理を辨へたるは尤の筋に合點す可し。一人合點すれば其より示し廣げ終には是迄の仕癖の病を改め制度を行ひ屆く可き事なり。扨其制度と云ふは町方の便利を打ち破り一切理不盡にひしぎ付くる事には非ず、是れ迄の亂雜を正敷し商賣の筋を推立て立ち行くの道を付くる事にて、實は町方の甚だ便利にて成ねば不レ叶道なり。町奉行既に立つときは諸事萬事凡そ町方に預かる事は上より一切町奉行に委任し、扨諸願筋を始め凡て下より官府に達する事一切町奉行に訴へ出て其の差圖を受くべき様に町方一統に觸れ流し、又根取以下是迄町方を支配したる者には町奉行よりの參談外に一切町方よりの内意等を承らざる様に命じ（大抵當時の川尻等の諸町奉行の格なり。）出るも入るも町奉行の可否に因るに定むれば自然に町奉行の威光付く事なり。扨町奉行制度を立つるに總町を十組に分ち、一ト組ごとに別當役一人を置き當時務め來の内にて精々人物を吟味し可レ然者を殘し其外を減じ、以來共に豪富に不レ限人材を選び貧民よりも擢拔するに極め、

當時別當役無役料なれば凡て豪富の者に云ひ付るに極れり。貧富に不レ拘人材を選び用ふるに定むれば役料を遣し居宅をも作り渡さねば勤むる者ある可からず。居宅は一たび作渡せば其後は造作事にて格別の物入無ければ苦しからざれども、役料を一人五十俵宛にも定れば五百俵なり。五百俵の米を年々遣すは決して出來ざる事なる故に米屋のかぶを許し、其の買る丈の米穀は御藏より下ろさせ年の冬に算用し代銀を納むる仕法に付くれば十分の役料に當る事なり。

如レ是にすれば御郡の手永々々に總庄屋在る道理にて、町別當と云ふが一ト組を支配する役人なれば差はまりて勤めね

ば成らぬ事なり。扨町別當日々町奉行の官宅に出勤し其支配々々の利害を一座にて參談すれば町方の情症は明白に知れる事なれば得斗其の情症を合點し、扨一町々々の中にて孝悌なる者・篤實に產業を心懸くる者・筋能く一町の世話をして衆人の心服する者及び父兄を始め家長の者に仕へ方惡敷不屆なる者・產業に心懸けず無賴遊食の者・喧嘩爭鬪を好み一町の妨に成る者・たわにて淫行なる者を精々吟味し、症倣明白間違なきの上（此の吟味の仕法は役人の手許迄にては知れざることにて奉行の心懸擾轉に因て明白に分るなり　尤昨今に知れる可からず必ず一年位は經可き事なり。）先づ罪狀の者を一日に盡く官宅に呼び出し、（呼出の仕法は前日其の五人組の者に申達し、何某用事有るに因て明日其方も同道にて官宅に罷出る樣、尤大病にて行步不レ叶の外は罷出ざる事相成らざる旨嚴重に申達するなり。）其罪を二等に分ち委敷罪狀を擧げ御刑法方に差出す筈なれども此節は所存の筋有レ之手許切に懲戒申し付くるなり、以來は差許さざる段を急斗申渡し、上等は繩を懸け其町々に五日位さらさしめ、下等は嚴重に教示を致し歸さしむ可し。前に云ふ如く市中は是迄刑罰筋立たざれば是にて先づ恐れ入り俗に云ふ沸湯に水の入りたる如く成る可し。扨其後一月斗も經て賞美の者を盡く呼び出し、是又二等に分ち其善行を委敷申述べ上等は銀子を取らせ下等は言賞迄にし彌〻以て善行を勵む樣に申し渡せば、前日の恐入りたる處なれば一入に難レ有かる可し（罰を先にし賞を後にするは其事勢に因て行ふ事にて機括の道なり。）此の賞罰にて善をすれば賞せられ惡をすれば罰せらるる事を知りて始て官府を恐れ敬む心付く事なれば、是よりして官府の制度行はるるなり。扨制度の次第が第一に步札を禁ず可し。尤侵す者は闕所申し付くると嚴令を出すなり。（步札は既に禁ぜられたれども、忽に崩れて公然と行ふ事なり。）

步札の害は御家中・在方の難澁のみに非ず所詮の處が大博奕にて勝ちても負けても積りは家產を亡却するなり。（是迄豪富の頭亡は大抵步札に因る。）去れば市中の浮足になりて實產の立たざるは凡て步札に基づくなれば今日の市政に第一の制禁なり。（肥前の事を承るに步札は以前よりの禁制にて行はれざる由なり。）

次に戸籍を改むべし。

御城下町方戸數夥敷は列藩中に比するに增倍にも至るべし。上方は差し置き九州にて云へば薩州は殊の外に狹く、肥前も一筋町の御城下に在る迄なり、獨り筑前が福岡町（是も一筋町なり）の外に博多と云ふ繁華の町有り、（博多町の廣さ古町一ぱいよりは少し狹かる可し。）去れども熊本の町に比すれば十の七分通と考ふるなり。彼を見之を考ふるに兎角町方の戸數は御城下の幅に釣り合はず、三條日橋を限り南一圓の古町は御城下の有用に係らず凡て遊民の藪澤と成り無用の繁華の地と云ふ可し。（何方にても町方の廣き所は其城下の有無を通じて生業を爲すには非ず、多人數集れば互に生を成す事なり。豐後の府内は二萬石の城下なるに城下の町は一里許續けり。是は其昔大友宗麟の居城なるに因て其時の町が持續きて互に生を成すことなり。又八代は三萬石の城下に夥しき町數にて、是も知行高より云へば十萬石以上の町の釣合なり、必竟三齋公の御時七萬石の御隱居料にて被爲住たる節の町數を持ち付けて今日に至り、城下の幅に釣合はねども互に生業を爲す事なり。）去れども驟に取除る事は出來ざれば漸を以て引き拂ふ道を付く可き事なり。

其の道と云ふは大抵町方の人員の繁多なるは在方の者の出て變業するに因る事なれば、今日戸籍を正し見るに十分の二つは在の人數なる可し。其の二分通の人數を在方に返す事は一概には出來ざる筋なれば、制度を付くるに久しく御城下に出で當時既に家をなし商業に就きたる者は改めて町方の人數に入れ、町方に出で居れども未だ家を爲さざる者は盡く本所に返し、扨て一統の町に觸れ渡すには小童・手代等の奉公人一切在方の者を召し使ふ事を并に在方より養子を致す事を禁じ、凡て小童・手代を始め養子共に町方は町方にて致し農商の別を定むるときは町人數次第に減少して二十年の內外には十分の二は省く可し。凡て町方減少するが昇平の世城下の繁華にならざる政の肝要にて、扨又町方の戸數の減少するとて町方の衰と云には非ず、とても張り出たる過分の減少する事にて城下相應の人數は如何に減ずる手立を付くるとも天地の道理省かるる事はならぬ事なれば、戸籍を嚴重にし積り果は熊本相應の町幅に成る事なり。

既に在・町の人數を別ち戸籍を嚴重にすれば又御府中小路々々を始め御家中出府所等の長屋借の者共の諸商をなすを嚴斗禁ず可し。少しく町の隔たりたる所は酒・豆腐は勿論の事にて日用の諸雜物に至る迄商賣せざるは無く小路々々は

大抵何方も町並にて獨り料理屋・肴屋の無き迄なり。近年に至り別して甚しく第一風俗を破り且は市中の者の衰弊に成る事なり。追〻制禁を出されたれども兎角に行はれざるは必竟は日雇取と云ふ者を小路〻〻又は御家中長屋に置くことを許したるより起る弊害なり。凡日雇取と云ふは町家の者の職業なれば、町家に在りて大工の如く仕事をする筈の者なるに、いつの比よりか日雇取は在方の者の小路〻〻に出たるが爲す仕事に成りたるより、御家中奉公に出でたる者十分の五は本所に返らず長屋小路を借りて日雇取の類に成る事なり。是は有間敷筋違の事なれば、凡て熊本中に出で渡世をする在方のものは本所〻〻に引返し、田地を失ひ家居を持たざる者御郡代より世話を致し農業に就かしめ我が支配の者の流亡するは郡代の秘す可き事なれば嚴斗世話するは當然なり。御家中小路〻〻共に御家人の外は一切居住を禁ずれば日雇取は是非共町方の者の致さねば不レ叶事にて、一旦は御家中も不便利の樣に有る可けれども町方にて世話して日雇取の組を仕立れば其が仕癖付き大工同樣に成り、却て御家中の便利に成る事なり。如レ此に制度を立つれば各其本業に就き安ずる事にて、又御家中小路〻〻凡て町方に出で諸物を買ふなれば町方の商賈增倍して振ふ事なり。

日雇取を盡く本所に返すときは御家中出府所番又小路〻〻の小身なる者の取遣の不便利に成らんと云說も有る可し。是は大體を不レ知說なり。輕輩の者諸役人段よりは增奉公渡り僕一人は遣ふ筈なるに大抵は己の便利を計つて僕を不レ抱長屋借にて濟せ來れり、是は其の自由と云ものにて長屋借を禁ずれば是非共極の僕一人は抱ゆ可き事なり。又足輕以下の者は人を使ふ筈の身分に非ざれば何事も自身に成す可き事なり。出府所番は足輕以下の者の家持たざるが在る可ければ是に借して番を賴みて手違ひする事は有る可らず。

制度を出す事は大抵此の二條の大綱令に極り、節儉の道は上編に云ふ通にて益〻嚴重に取〆、料理屋の品物は是迄制度の外に出たるものは盡くに禁じ二階坐敷もならぬ禁制なれば其通に戒むるなり。長歌の類の三味線凡て風俗を害する淫聲以前の通に禁制し、公事訴

訟町奉行自身に承り正直に沙汰し賞罰の筋狂はざる樣に行ふときは町方自然に居り合ひて風俗の變らざる事は有る可らず。此等の制度凡て新格を始むるに非ずして從來の法度を溫め行ふ事なれども、町奉行を立つると立てざるとに因て行はると不ㇾ行とに關はる事なり。節目枝葉の政は現實に臨みて行ふ事も有る可けれども、是には市政の大要を記す故に繁細の事に不ㇾ及なり。

本文中士風につきて論じたる「家中の風俗を正す事」の一篇を割愛したのは本篇は「諸聚斂の政を止め節儉の道を行ひ士民上下富國の要用を立れば、必ず士風を正しくし一國向ふ處の大道を一定し國家の本體を立つ可き事なり。凡て和漢共に後世子孫の心は其の開祖又は中興の君の志の向ふ所に行き、善も惡も此の閫範の外に出る事なし。去れば其祖宗忠孝大節を以て國政の大本を立てられたれば子孫も必ず忠孝大節の風を失はず、功利詐術を以て立れば子孫も亦此の風に流るゝ事なり」とて其の善の例—米澤の鷹山公・會津の神公・水戸の西山公・薩摩の祖先—と惡の例—藝州・阿波—とを擧げ、名君出づれば衰へたる士風も盛んとなると云ふ所まで書いて、肥後藩の士風には說き及ばずして中止してゐるからである。

なほ本文には貨殖につきては二樣に書かれて居て一は「貨殖局を止る事」と題した一篇であるが、之は右に揭げた「貨殖の政を止る事」とその文意全く同じで、しかも此の下書きとも見るべきものだから採らなかつた。

電眼烱々射五洲奇文
天授誰與儔
尊王籌策邁往古
志與廟謨宏遠猷
學問淵源道統正
識高論卓第一流
名並元勲身早死
猶餘遺墨照千秋
己丑春日友人長岡護美

長岡護美「小楠遺稿」題詩

第二　建白類

(甲)　肥後藩に

一　銅鐵の事に就て言上の條々　安政二年

小楠は前記「陸兵問答書」を艸した安政二年の四月に、西洋法によりて銅鐵を掘出して兵器製造の資金に充つべきを肥後藩に建言したのである。

一　凡戰の事は士氣の壯成ると、器械の備ると、武術調練の其實を得て能訓練習熟するとの三ッに有レ之、此三ッとゝのい候へば必勝利を得て初て强國とは可レ申候。就中士氣は第一の根本に候へば平日愛養淬勵の力に有レ之は申にも不レ及候。且譬へ振興の勢無レ之候共、一旦事變に臨み國君・大臣非常の決定候て引立に相成候へば忽に感動いたし擧國振ひ興り候は相違無二御座一候。既に昨春浦賀御手當として被二召登一候面々　君前に被二召出一御一言の御情にて何も感泣にひたり、一人も命おしと思ふ者は無二御座一由に承り候。御譜代被二召仕一御高恩を戴候御家中に候へば唐土抔の百姓兵と違ひ、さすがに賴母敷事に奉レ存候。まして平日御愛養被レ爲レ成御淬勵の御力被レ爲レ盡候へば不日に振興仕るは疑ひ無二御座一

候。獨り器械に至り候ては兼て其の用意無レ之其時に臨み如何にいたし候ても一旦に出來候者にて無レ之、士氣は譬振與いたし候ても何を以て戰を接可レ申哉。極て大成る後悔に可ニ相成一は必定に候。然ば今日の閑暇一日を空しく送り候も甚殘念に奉レ存候。

一　大小炮の御筒御製造に付ては莫大の御物入は申も中々おろかに候。一昨年來浦賀の兵役幷江戸御國許大炮の御製造等二百年來絶て無レ之非常の御物入に候へば、御勝手向御さし支に相成　廟堂御困窮は御尤に奉レ存候。此上　御國中の御備筒第一御本陣を初六御備(ムオソナヘ)（肥後軍備ハ六軍）・熊本御城附・八代御城附・葦北・佐賀關海岸臺場等大小炮の御備筒一ト通りは是非出來不レ仕ては難レ叶、幾十萬金の費も難レ斗候。將又御模樣に因りては西洋流の軍艦も出來可レ仕莫大の費用目前にさし迫り、何を以てわきまへ可レ申哉深く奉ニ憂勞一候。然ば尋常通例の仕事にて此の患難を救ひ申事は決て出來不レ申候へば、非常の利を考へ非常の事を起すは今日の時節と奉レ存候。扨其非常の利と申は銅・鐵等の利を起すより大成る事無ニ御座一候。御國中に於て見聞仕候處沼山津の銅山・八代の鐵山・葦北太河内の銅山・水股の金山・荒尾の石炭は全く出候に相違無レ之、其外にも吟味屆き候へば幾所も可レ有レ之候。沼山津の銅山・八代の鐵山・荒尾の石炭は近年取り起に相成候へ共、第一仕法至て不案内の上町人共元受いたし利益の効聊も無レ之却て損失のみに候へば、是迄の致し方にては利とも害とも何の症佐に立ち不レ申候。薩州に於て何方に候哉地名を忘申候金山有レ之以前より追々掘懸り毎々仕損じ候て取り止に相成居候處、近年アメリカの掘り樣を

傳へ其仕法にて取り起候處莫大に掘出いたし候內、金塊目方八百目の物出、餘り珍敷物にて君侯御左右に被ㇾ差置ㇾ候由、其外錫山近年御取り起にて是以莫大に出申候。去秋の比公義より十萬斤かの御用早速に相辨じ一斤二步とかの積りにて上納相濟申候。將又石炭一昨冬より筑前より石炭奉行何某とか申者御申受に相成御領內御吟味の處德ノ島・大島と申所に有ㇾ之、去秋より掘懸り是又莫大に出申候由、此石炭は西洋法にて掘候哉筑前是迄の掘樣にて候哉承り不ㇾ申候。銅山・鐵山も御取り起に相成候哉に承り候へ共いまだ事實分明ならず候。全體薩州は下タ地琉球交易の利有ㇾ之候上、金・錫等の大利を起候て當時諸藩第一の富國に相成、大炮・軍艦夥敷御製造御差支無ㇾ之由御家中鮫島正介・竹內五百人と申者より檮に承り申候。肥前に於ても諸物掘出の西洋法專御吟味にて蘭學者御取り立御近習の者五人か其懸りに被ㇾ命候。いまだ御取り起しは無ㇾ之候へ共御領內は申に不ㇾ及他領に懸け專御吟味にて有ㇾ之候由、御家中田中虎六郎と申者より承り申候。此虎六郎は反射爐を作り立大炮夥敷製造いたしたる人にて御座候。

一　惣じて金・銀・銅・鐵の類は海氣の凝り候て生ずる物にて、大地接續いたし海遠き地方には生じ不ㇾ申由に候。日本四面皆大海にて、西洋人殊の外見込候て賞歎仕る由に承り候。　御國中にてさへ種々出候へば其道に精しき者日本國中を吟味仕り候へばいか斗の名山寶嶽有ㇾ之候かと被ㇾ存候。然處日本古來より土地より生ずる處の五穀を以て一國一統衣食仕る習ひ來りにて、掘出する所の諸物は更に經濟

の大事と存じ不レ申候故、當時天下に有名なるは佐渡の金山・丹後の銀山・伊豫の銅山・石見の鐵山・豐後の錫・鉛山等にて至て僅々たる事に有レ之候。其外國々處々にて打立候事も有レ之候へ共、大體町人原の山師者共の仕事にて何方も官府より取り起候筋には相成不レ申候。因て隨て起り隨て消候勢にて有レ之候。近年外虜の動搖にて銅・鐵・錫・鉛等俄に高價に相成候に因て所々取り起候由に候へ共、何方も古來の仕方に泥み良法を研究する筋には至り不レ申候、ましてや西洋の法抔は薩・肥の外は天下いまだ心附不レ申候。必竟は人心舊習の見かはり不レ申故と奉レ存候。西洋諸國の事粗承り候には彼の國々經濟第一と仕り候は、土地より生ずる物と掘出する物と幷に諸工を集め工作場をこしらへ諸物を製造せしめ、此の三つの利を以國計といたし候故官府何方も富有に有レ之、民百姓を累らはさずして大炮・軍艦等莫大の費を能辨へ候事に承り候。此等誠に良計にて候へ共前條の通り上下人心舊見を脱し得不レ申故、今日に至り天下列藩器械の費用を辨ずるの術無レ之困窮に罷成候。獨り薩・肥のみ天下に先立て掘出の利を被レ開候は眞に活見と奉レ存候。

一　銅・鐵等の利果て御開に相成候筋に候へば前條の通り西洋法にて無レ之候ては決て大利有二御座一間敷、何も扨置此研究第一にて、薩・肥の二藩に可レ然人を被二差越一習熟仕事に奉レ存候。仕法さへ分明に知れ候へば取り懸り候はいつ何時も不レ苦事に奉レ存候。此段略承り候處言上仕候。以上。

四月　　　　横井平四郎

（横井時靖藏寫本）

右文中「昨春浦賀御手當として被二召登一候面々君前に被二召出一云々」は安政元年三月二十五日藩主齊護浦賀の守兵として藩地より召集したる番頭長岡銈太郎を初め各部隊の將士を江戸龍ノ口藩邸の小書院に引見して軍令狀を授け、且つ全軍に酒肴を與へて其の行を勵ましたこと、「大小炮の御筒御製造に付ては云々」は安政元年正月十六日本藩警備地用として大小五十挺の砲器を新に鑄造する旨を幕府に申告したこと、「一昨年の浦賀の兵役」は嘉永六年六月の本藩出兵のことを云つたものだから、此の建言は安政二年たるに相違ない。

（乙）福井藩に

二　藩主に呈する書　文久二年

文久二年戌三月世論紛々中藩主身上の處置立脚の地を申べたるものなり。

方今天下の勢危難樣々に候中、京師より　密勅を被レ下　幕廷の非政を被二仰立一、干戈を被レ爲レ起候　仰言御座候へ共、誠に一大事の御所置と奉レ存候。萬一左樣なる事有レ之候へば、御尤なる稜々は御力の被レ及丈は御盡し可レ被レ成旨奉レ畏干戈を被レ起候事は方今の勢決て不レ可レ然、其上列侯に於ては君臣の大義不レ可レ犯のみならず、越州は親藩にて　幕廷に向ひ弓矢を取候は天地飜候ても難二相成一道理分明にて、被二仰上一事に奉レ存候。然るに天下の勢　幕廷の非政を憤り　京師に志を寄候者ども國々に罷在、內

々は聲氣相通じ候へば忽に天下に相響き、　幕廷より危迫の御所置可ㇾ有二御座一は必然のことにて、今更思召止ませられざる勢に至可ㇾ申候。左樣に相成行候へば事情具に　幕廷へ被二仰上一、彌以　京師に御恭順被ㇾ遊、決して危迫の御所置無ㇾ之樣、其上被二仰立一候非政の稜々は速に御改正可ㇾ被ㇾ成次第明白言上に被ㇾ及候御事と奉ㇾ存候。此上　幕廷御悔悟無ㇾ之、　京師へ御迫り被ㇾ成候へば夫は天地滅却の時、臣子不幸の大變にて決然と　御國御指上可ㇾ被ㇾ成候御覺悟と奉ㇾ存候。是則仁の至、義の盡る處にて、天地の間の大義始て相立可ㇾ申候。以上。

壬戌三月　　　　横井平四郎

（小楠遺稿）

三　朋黨の病を建言す　文久三年四月

小楠は上記論著「國是三論」を艸して福井藩の向ふべき所を示すと倶に財用不足・紙幣增加に對する同藩士の杞憂を除きその結束の亂れるのを警告したが、一旦動搖した人心には自然間隙を生じ易いので、さなきだに著しき朋黨の爭の增長せざるやうにと本文を艸して建言したのである。

乍ㇾ恐言上仕候三條

一　朋黨は人君の不明に起り國家の大害たる事兼て御講習の第一義にて候、卽今執政諸有司一致の躰

に相見へ候得共、御油断被レ遊候へば今日に起り可レ申候。

朋黨は私情に起り所謂閑是非に爭ふ事に候。執政諸有司に先立玉ひ公共の明にて事々被二聞召一條理に隨ひ御決斷被レ遊候へば、自然に閑是非は消へ申候。是朋黨無レ之所以に御座候。

一 一人の 御身にて萬機を親ら爲し玉ふも不レ叶、故に執政諸有司を立られ委任し玉ふ事に候。是執政諸有司は人君に替りて士民に臨候故、手短く申せば御名代にて候。人君政事堂に出玉へば執政と同じく計らひ、町・在にては其奉行と共にし、其他皆然る事にて 御身を以て先んじ勞し萬機に當り玉ふ故に執政諸有司は御同役にして初て委任に相成候。然らずして坐して諸事を聞玉ひては是政事を臣下に與へ玉ふにして、御委任にては無二御座一候。

一 政事を與へ玉ふ故に政事人君に出ずして執政諸有司に出候、執政諸有司に出候故、如何なる善政美事も誰某の仕事と紛紜の議を生じ候。況哉卿も過失あれば甚敷申唱候、是則朋黨にて有レ之候。以上。

亥四月廿五日　　横井平四郎

（慶永公唐桑秘篋文書二・小楠遺稿）

四　兩閣老上京に付建言　慶應元年二月

慶應元年二月閣老松平伯耆守宗秀・阿部豊後守正外は將軍の上洛を止め、一橋慶喜の禁裏總督・松平容保の守護職・松平定敬の所司

代を罷めて何れも東歸せしめ、外藩の宮門守衞を撤して幕兵四大隊を以て之に代らしめんと欲して巨額の賄賂金を携へて上京した(松平は二月五日、阿部は翌六日に)。これは幕府は長州の恭順に勢を得て幕府の威權を復奮せしめ、その餘勢を以て京都に臨まんが爲に此の事に當たが案に相違して朝廷より逆襲を受けて這々の態で歸東したのである。當時小楠は沼山津に閑居してゐたが、兩閣老上京の報に接してけしからぬ事と春嶽に建言したもの。

今度關東より兩閣老上京相成候處、萬に一　御所え對し暴威を以押付候手段に出候か、左は無レ之候共叡慮遵奉の筋に不レ出關東の御得手に被二引付一　朝・幕の御議論致二齟齬一御合體の道難二相整一節は再天下の大變にて忽分裂の勢を醸成候は眼前と奉レ存候。然處　御家に於ては比來　朝廷より拔群御依賴、素より　幕府に於て格別の御家柄に候へば、決て御傍觀可レ被レ遊様も無レ之、不幸にして右様の時節到來候はゞ幾重にも　幕府え御獻言、　朝廷え被レ對恭順の道を被レ失候ては相濟不レ申義俛迄御盡力可レ被レ遊義勿論に奉レ存候。此義御用ひ無レ之候共、いつ迄も無道に御組し御隨從可レ被レ遊様は無レ之、其節は不レ得レ止事斷然として三仁の處置御覺悟より外は御座有間布奉レ存候。

(村田英彥藏)

五　國是十二條　慶應三年

越藩士松平源太郎(後の正直)に贈りたるを、松平が越藩政府に差出し、執政又之を春嶽及び藩主の覽に供したものである。

一　不ㇾ關二天下之治亂一、一國以二獨立一爲ㇾ本。
自然の天理に則り自然の人事を盡し利害得喪一切度外に付す。此の大條理明なれば吉凶禍福凡そ外事の變態人心を動すに足らず。其理に隨て順應し信義をして天下に明かならん事を欲す。

一　尊二　天朝一、敬二　幕府一。
誠心奉戴非心を正し非政を匡し、必す　皇國をして治平ならんことを欲す。

一　正二風俗一。
風俗の正しからざる、法制禁令固より廢す可からすと雖も終に是れ末政數ふるに足らす。君臣一德治教明なれば風俗自然に正に歸す。所ㇾ謂民免而無ㇾ耻、有ㇾ耻且格、何等の道理ぞ、人をして感動せしむ。

一　擧二賢才一、退二不肖一。

一　開二言路一、通二上下之情一。

一　興二學校一。
唐虞三代の大道を明にし推て西洋藝業の課に及ぼす。其要は人君躬行心得に發して觀感の化に本づく。

一　仁二士民一。

一　信賞必罰。

一　富國。

一　强兵。

一　親二列藩一。

凡彼に嫌疑あらば分明に正言し、理あれば止む、改むれば止む、或は欺に其の道を以てすれば止む。孟子葛伯仇餉の言其理甚分明なり。

一　交二外國一。

右十二條試に國是の目を定め、儘付するに愚意を以てす。以て君子の需に應ず、妄言の罪逃るゝ所なし、幸に之を恕せよ。謹呈。

正月十一日　　小楠

右は『小楠遺稿』所載のものに據つたが、著者の知己某は小楠が曲尺で竪五寸五分横一尺五寸の紙本五葉に自書して松平源太郎に贈つたもの――或はその下書か――を巻軸に仕立てゝ藏してゐる。之を見ると其の前半の十二條は

一　不レ關二天下之治亂一、一國以二獨立一爲レ本。

愚以謂、此章全く十二ケ條中の根底にて、舊習を脫却し、人心固有の性に隨ひ不レ願レ外て誠を內に存し、大に襟懷を開き今日の至善を盡し仁義の極を用る覺悟にて、私意を未發に去る事に可レ有レ之哉。

一　尊二天朝一、敬二幕府一。

愚以謂、襟懷平ならざれば尊敬の心感ぜず、私意去ざれば尊敬の意不㆑誠、至善を盡ざれば尊敬の事不㆑正、非心を正し非政を匡すは言語を用ひざる先に己の誠意を以動す事可㆑有㆑之哉。

一　正㆓風俗㆒。
君臣一徳より風俗正に歸る可㆑申事は來書御注に於て分明也。畢竟人君の信民心に感ずると不㆑感との間にて、尊敬の信貫時は士民節義に興り申候、是其驗哉と奉㆑存候。聊成共人君良心より生ずる處の信義培養補佐、自然道徳に趣き候事必然にて可㆑有㆑之哉。

一　擧㆓賢才㆒、退㆓不肖㆒。
風俗正時は人心正しく人目明に、自ら賢不肖判然たり。獨り褒世中擧て用不㆑能、退て遠くる事不㆑能、正邪紛紜己の大活眼に非ずんば辨ずる事不㆑能。識の人を知に及事第一にて可㆑有㆑之哉。

一　開㆓言路㆒、通㆓上下之情㆒。
愚以謂、大に國事を爲に當りて寸善を不㆑殘寸言を不㆑捨善に隨こと如㆑流氣象無㆑之時は却て民情に逆ひ、善と雖不㆑行事儘有㆑之候。深く民情に隨ふの心を留め可㆑申哉。

一　興㆓學校㆒。
三代の道に本き西洋技藝の課に及ぶ事來書御注に於て分明也。規模の正大に至らざれば講學の道不㆑興、兎も角も人君政府合一に、治敎は人倫に本き、民を治るに仁を以するの義を眞實講習討論事第一にて可㆑有㆑之哉。

一　仁㆓士民㆒。
愚以謂、上下損益の利害を知れば自ら仁政立、己の利害を忘れ候事に可㆑有㆑之哉。

一　信賞必罰。
愚以謂、學校興て敎化行れ、仁政立て民上を信ず。賞罰不㆑正ば民乍ち惑、手足無㆑所㆑置。畢竟人君の喜怒に本づく事に候得ば其心をして公平ならしむる事第一にて可㆑有㆑之哉。

一　富國。

愚以謂、民に信を通候上は彌以て世界の有無通じ、仁愛心を以て恒の產を興へ、人々をして富饒ならしむ。民死して不レ恐、富國の本立可レ申哉。

一　强兵。

愚以謂、有レ敎之民臨レ戰て有レ勇爲レ上致レ死、民心固結し有レ急國擧て兵强く、兵の本堅しと可レ申哉。

一　親二列藩一。

交際の道來書御注に於て明白也。但天下の治平は天下の民と共に樂み、天下の至善は天下の人と同く爲の氣象を養ひ、内外隔心を去る事第一にて可レ有レ之哉。

一　交二外國一。

愚以謂、大陽の照す處善事を盡し天下黎民（編者註、この以下に文章あるべきと思はるゝが表裝の際切除されしと見え缺如す。）

國是之目に付僕之心得思之儘記レ之、伏て乞二正敎一。

で松平が各條に對し意見を具して質問し來れるに對して答へたものらしい。後半の十二條は原文だが、『小楠遺稿』に收錄してあるのと稍異なつてゐる。卽ち假名遣の相違はさて置くも、「正二風俗一」の條の「末政數ふるに足らず」は「末政類むべからず」、「民免而無レ耻」の下は「且格是の謂也」。「興二學校一」の條の「觀感の化に本づく」は「觀感化に在り」。「信賞必罰」は「明二賞罰一」。「親二列藩一」の條の「甚分明」は「太タ分明」。「交二外國一」の次の行の「右十二條」は「各十二條」、「儘付」は「間付」、「罪逃るゝ所」は「罪遁るゝに所」。最終の「謹呈」は「謹で呈す」となつてゐる。いづれが改定文であるかはよくわからぬ。なほ此の卷軸の跋文中に「此の國是十二條は元治元年の起艸に係り、松平春嶽侯に獻言し以て時事を論ぜし者にして、其の經綸鑿々として概見すべきなり。末尾の松源君とは越藩士松平源太郎を指せり。」とある。之に據つたのであらうか、『小楠遺稿』の此の十二條を載せた處にも「或人の跋記に因るに元治元年甲子の正月將軍家茂公再度上洛、春嶽侯も滯京中侯に建言せしものなり。」と說明してゐる。然るに同書の松平源太郎に答ふる書（慶應三年九月十二日に六月廿七日付の松平の書狀に對して書いたもの。）を掲げたる處の欄外には「此時先生國に歸り沼山の廬に在り。天下の形勢益急迫、各藩諸侯方向

を失ふ者多し。乃ち「國是十二條」を草し越前に贈る。松平之を藩主に呈して後寄送する書の答書なり。」と注意してゐて前の說明とは矛盾してゐるが、此の松平への答書中の一節「差出し候十二ケ條」以下數行（本篇五一一頁）によりても、松平が小楠四十年祭席上の演說（傳記篇第十八章、九）によりても後の說明が正しいやうだ。

六　新政に付て春嶽に建言　慶應三年十一月

慶應三年十月十四日將軍慶喜大政奉還の儀を奏請するや、翌十五日朝廷はそれを容るゝと俱に施政の方針を示し且つ諸侯を京師に召した。小楠は沼山津に在つて此等の報に接するや否や此の文を艸し門生をして春嶽に呈せしめた。

献白

幕庭御悔悟御良心被ㇾ爲ㇾ發、誠に恐悅の至也。四藩の御方一日も早く御登京御誠心一致の御申談　朝廷輔佐に相成候へば　皇國の治平根本此に相立申候。　幕公彌以御滯京にて大久保殿初正議の人々御擧用、御良心御培養是第一の所ㇾ希也。

一統の諸侯早速に御登京は如何、一と先重役被二差出一候方多分可ㇾ有ㇾ之、新政の初別て御大事にて、四藩の內御登京の上は大赦大號令被二仰出一。

但　朝廷も御自反御自責被ㇾ遊、天下一統人心洗濯所ㇾ希也。

一大變革の御時節なれば議事院被ㇾ建候筋尤至當也。上院は公武御一席、下院は廣く天下の人才御擧用。

四藩先執政職被二仰付一、其餘は諸侯賢名相聞へ候上追々御登用。

皇國政府相立候上は金穀の用度一日も無んば有る可からず。勘定局を被レ建（此人選大切也）差しより五百萬兩位の紙幣出來　皇國政府の官印を押し通用可ニ相成ー事。

皇國中の知行に課し高壹萬石に百石と定め、政府の貢米に可レ被ニ　仰付ー事。

但　幕府御辭職なれば莫大の用度を被レ省、諸侯室家歸國參勤相止江戸引拂にて是又莫大の省減なり。十分一の貢米は當然なり。紙幣は此貢米より漸々取り收之事。

一　刑法局を可レ被レ建事。

一　海軍局を兵庫に可レ被レ建、關東諸侯の軍艦御取り寄、十萬石以上の大名に仰せて高に應じ人數を定め兵士を出さしめ、西洋より航海師幷指揮官乞ひ受け專ら傳習せしめ、年々艦數を增し熟練の上は人心一致士氣盛興、萬國の形勢と可ニ並立ー事必然なり。其總督官は大名の內其器に被レ當候人々被レ命、以下の士官は關東諸藩當時熟練の士を擧用す可し。總て用度は先づ勘定局より出し、外國交易盛行の時に至れば諸港の運上交易の商稅を以て之に當つ可し。此費用莫大なれば貨財運用の妙は議事院中の人傑必ず能く是を辨ずるものあらん。

一　兵庫開港期日既に迫れり。國躰名分改正の初なれば舊來の條約明白適中せざるは一々改正し、公共正大百年不易の條約を定むべし。唯恐くは事件によつては忌嫌無きにしもあらざるべし。是等後日の大悔となるべきを慮り公平の判談あらん事を欲す。

一　外國の交易、商法の學有りて世界産物の有無をしらべ物價の鋒下を明にし廣く萬國に通商し、更に又商社を結び互に相影響を爲す。如ㇾ此練熟を以て我が拙劣の人に對す。殆ど大人と小兒との如し、是彼が大奸を爲す所以なり。十餘年來三港の交易我に於て一人の富を爲さず、彼は總て大富有の商と爲れり。此現實にて是迄の交易我が大損たる事分明なり。要ㇾ之我より外國に乘り出さゞるの大弊にて今日是を改めんことを欲す。西洋に於ては魯・英・佛・墨・蘭の五國漢土にては天津・定海・廣東の三港に日本商館を設け建つ可し。さて內地に於て商社を建て、兵庫港なれば五畿內・四國・南海道の大名は申に不ㇾ及、商人・百姓たり共望に因ては其社に入れ、同心一致いたし相共に船を仕立乘り出し交易すべし。他の三港は是に准じて略す。唯妄に出入を禁じ、必ず其港の鎭臺の印鑑を受け、行く先き日本商舘に達すべし。歸帆も又同樣なり。如ㇾ此なれば自然に商法に熟し、其利を得ること分明なり。內地も又自然に彼等が奸を制し公平の交易に歸すべし。是等は大事件に關れば速に議定あらんことを欲す。
外國公使奉行幷諸港鎭臺等の御役人、關東御辭職とはいへ共諸侯の長にて候へば、其職一人は旗下の士より撰び用に定め、其餘は下院中より撰擧、大小監察・右筆等の類無用に屬す、廢職なるべし。記錄・布告等は下院にて爲すべし。如ㇾ此なれば簡易の政事に歸也。
國躰改正に因て各國に公使を被ㇾ立布告可ㇾ有ㇾ之事。
右等件々卽今の御急務かと奉ㇾ存候。學校を初御改政の諸事愚存御座候へども政府の御基本相立候上御

取り興の事に奉レ存候。至急に相認、別て不都合に御座候へども聊寸心表白迄に獻言仕候。以上。

十一月三日認　　横井平四郎頓首拜

（小楠遺稿）

『小楠遺稿』には本文起艸の年月と動機とにつきて「慶應二丙寅年薩・土・肥前及越前春嶽侯四侯を京師に召さる。時に幕府稍悔悟の色有り、而して家茂公は猶京師に在り。先生沼山に僻居すと雖も遙かに此事を聞き事或は爲す可しと、乃ち起草して春嶽侯の許に建白せしものなり」と記してゐるが如何であらう。小楠が慶應三年十一月三日付にて在京の門弟山田に寄せた書面（本篇「書簡」一八九）を見ると、十月十六日夜認めた山田の書狀を受取つてからこれを書いたものたることは確だ。小楠への山田の書面は今見るを得ないが、獻白文中の處々に將軍の大政奉還や新政府樹立を意味する文字があるのを見ると、山田が此の時變を情報したものと想像されるから、本獻白文は慶應三年に艸したのであらう。

小楠は本文を艸するや在熊本の安場一平に見せ、その寫しをとらせてから安場より山田に送付し、山田から春嶽の上京を待ちて呈したものだ。（本篇「書簡」一九〇）安場や山田に見せた文には發端は「別呈」、最後の一節は「右等件々卽今の御急務と奉レ存候。學校等は政府基本相立候上漸々御取り興の事に奉レ存候。極々至急に相認、定て疎略多分可レ有レ之、御用捨所レ希に御座候事。」とあり、署名は「小楠拜」となつて居り、「柳藩十時攝津幷池邊藤（藤左衞門）來る九日頃には出京の發途可レ仕樣子に相聞へ申候。無二間違一出方いたし候へば別紙は御見せ可レ被レ下候也」なる「尙々書」がある。

七　方今の勢四條　年月未詳

『小楠遺稿』には「此稿孰れに向て建言せしや詳かならずと雖も、文意に由て案ずるに文久・元治年間越前に於て立案せしものならん」とあるが、小楠は文久三年八月以後は越前にゐない。

一　方今の勢治亂に拘らず、方先一國獨立の基本を定むべし。

一　一國の獨立は國論を明にし好惡を定め人心を一致するに在り。

一　國論を明にするに內外の分あり。

一　王室幕府を尊奉す。所謂尊奉は其是非を問はず尊奉するにあらず、非心必ず匡し非政必ず正し、心力餘さず匡救。

（小楠遺稿）

(丙)　幕　府　に

八　國　是　七　條　文久二年

四たび福井藩の聘に應じて江戶の同藩邸に在つた小楠が春嶽の惣裁職を拜した日か或はそれから間もなく幕府に建言したのがこれである。（傳記篇第十四章、三參照）

大將軍上洛謝ニ列世之無禮一。

止ニ諸侯參勤一爲ニ述職一。

歸ニ諸侯室家一。

不レ限ニ外藩譜代一撰レ賢爲ニ政官一。

○大将軍上洛謝列世之無禮
○不諸侯参勤為述職
○帰諸侯室家
○不限外藩普代撰賢為政官
○大開言路與天下為公共之政
○興海軍強兵威
○廢金銀銅坐公貨幣
○開天下金礦
○止相私對交易為官交易

小楠自筆「國是七條」
（横井時靖藏）

大開二言路一、與二天下一爲二公共之政一。
興二海軍一强二兵威一。
止二相對交易一、爲二官交易一。

（小楠遺稿）

小楠は右の外に「廢二金銀銅座一、公二貨幣一」と「開二天下金礦一」との二條をも建言する意であつたが、此の二條は固より必要なれども、幕吏急に擧行する能はざるの事情があるので、しばらく之を削りて他日を待たんとて右の七條としたとは村田氏壽の遺話だ。（傳記篇第十四章、三參照）

九　幕府は朝廷に對し君臣の義を明らかにすべし　文久二年

第一　公武之御間柄御隔絶と相成候ては天下之人心更に一定仕様も無二御座一候へば、如何様之善謀良策も難レ被レ行所以に御座候。方今之勢天命人心之新に御随ひ君臣の大義を御立被レ遊、　君令臣行之實事被レ行候へば　皇國人心自然に一致いたし候事は相違有二御座一間敷、是則　御國體之第

一義と奉ㇾ存候。既に君臣之大義立候上は外夷無道之振舞有ㇾ之　皇國之御耻辱に關係仕義も候へば、いつ何時も拒絶之御覺悟を以て一切舊來因循之大弊を御改正、富國强兵之御事業天下に被ㇾ行候御所置當然之御事にて、此外別に策略は有二御座一間敷奉ㇾ存候。尤富强之御所置に至ては廣く天下之衆智を御撰、寬急前後之序を不ㇾ失樣之御政事尤以肝要の御事に奉ㇾ存候。其時に臨其節に至り候ては不ㇾ顧二不肖一尙愚衷建白可ㇾ仕候。

文久二年壬戌

横　井　平　四　郎

（横井時靖藏小楠自筆下書）

一〇　外交問題に關して　文久三年二月

今般至急に攘夷拒絶之被二　仰出一有ㇾ之、且亦英夷三條之申立御取上無ㇾ之速に戰爭相開候樣被二　仰出一之趣拜承仕候。　皇國興廢存亡之機今日に相迫り眞に不ㇾ堪二痛心一不ㇾ顧二恐懼一言上仕候。方今天下之勢海航相開四海萬國比隣と相成、一國鎖守す可からざるの勢に有ㇾ之候。況哉　皇國四面環海之形勢に候へば開て通ず可くして鎖して守る可からず、進で征すべくして退て攘ふ可からず、是則世界之一大變革にして、　皇國往日之孤立鎖守決して今日に行ふ可からざるの事は不ㇾ及二辯論一分明之道理にて有ㇾ之候。然ば天地自然之勢に隨ひ舊來之鎖鑰を開き、彼が所長を取り富國强兵之實政被ㇾ行候へ

ば數年を待ずして一大强國と相成候事は是又分明之勢にて有之候。且英夷三條之申立尤之道理に相聞へ當然之御所置可有御座之處、一切御取上げ無之御拒絶に相成候ては曲直如何之筋合に相當り可申哉、彼れ却て直道を以て我が曲名を天下に鳴し、列國申合せ來り侵し候事は顯然にて、　皇國有道之御美名一時に相消へ古來未曾有之御耻辱と奉存候。加之今日人心之不和器械之不備を以て及戰爭候へば百敗必然之勢にて、百萬之生靈を傷亡し慘怛之極實以不忍之事に奉存候。假令　勅命とは乍申此過擧に被爲出候ては上は神明に被對下は萬民に被對決て御申譯無御座候へば、幾重にも御精神を被爲盡御諫諍被遊候樣達て奉希候。若又　主上聞召不被爲譯候へば速に大權御さし上、早々關東え御歸城之上外國え情實分明に被仰聞通信御斷に相成候樣仕度奉存候。　皇國重大非常之御事に候間犯萬死不顧多罪言上仕候。誠恐々々頓首拜。

文久三年癸亥二月

（横井時靖藏小楠自筆下書）

(丁) 朝廷に

一　中興の立志七條　年月不詳

此書維新の際先生參與拜任後の書なるべし。固り獻言の文體に非ず、或謂主上御壁書の草案の大要を摘記せしものならんかと、或

は然らん。然れども門下の士闕り聞かざる所なるが故に其詳かなるを得ず。今片紙に自筆せしを篋底に得たるを以て刷出す。本書同文自筆の書を武州北多摩郡蔵鋪村内野杢左衛門所藏せり。其何人より購ひ得たるを知らず。因て以爲く再三試記せしものならん。

（小楠遺稿所記）

小楠自記の「七條」
（横井時靖藏）

一　中興の立志今日に有り。今日立ことあたはず、立んことを他日に求む。豈此理あらんや。

一　皇天を敬し祖先に事ふ、本に報ずるの大孝なり。

一　萬乘の尊を屈し匹夫の卑に降る。人情を察し知識を明にす。

一　習氣を去らざれば良心亡ぶ。虛禮虛文、此心の仇敵にあらざらんや。

一　驕怠の心あれば事業を勉ることあたはず。事業を勉めずして何をか我靈臺を磨かんや。

一　忠言必ず逆ひ、巧言必ず順ふ。此間痛く猛省し私心を去らずんばあるべからず。

一　戰爭の慘怛萬民の疲弊、之を思ひ又思ひ、更に見聞に求れば自然に良心を發すべし。

（小楠遺稿）

一二　會津・仙臺の處置に關しての御諮詢に答ふ　明治元年

此稿小楠の手記目錄中に在り、當時先生臥蓐中なり、因て意見を手記して御下問に對へしものなるべし。（小楠遺稿所記）

明治元年十一月八日　晴

會津・僊臺等逆藩の罪狀を斷ずるに宜敷德川氏を以て斷案と爲す可し。德川氏一旦京師を侵し一敗後背て　王師に抗せず、城門を開き兵器を具し謹で　王命を奉ず。慶喜僅に首領を保ち、嗣子七十萬石の封を得たり。更に官軍身を抛ちて勤王し、莫大の死亡夥多の疲弊其慘怛愁苦如何たるの情實を照照し、此輩をして御所置の次第絕て遺憾なからしむるに至て卽ち其當を得たりとす。若し寬大の名を愛し、一旦賊に黨し勢ひ窮りて降伏する者をして初より勤王の徒と均しく本領を安堵せしむる有らば、是卽姑息刑罰其當を失なうとす、豈に新政の宜しく爲す可き所ならん哉。其罪狀を斷ずるは其情實に明詳ならざればあたはず。斷案の目的を擧て謹而對。

（小楠遺稿）

（附）時務私案

（イ）議事の制に就きての案　明治元年

大に議事の制を興さんとせば左の件々辨別し、日今の勢を利導して所立の本意を復歸せんこと要とす。

一　議事の制を擧ぐるを旨とし、議政立法行政行法の分別を立つと雖ども、其實は議政亦行政の事と成り、初本意とする所の議事の制は愈相擧げ難く、貢士は議員の旨を得ずして徒に外面に於て横議を抱くのみと成りし所以を辨知す可し。

一　議政亦行政と成りし所以は議事を旨とし、立法の權を執るの議定を以て　至尊を輔佐し行法の權を執るの輔相を兼ね、行政官に在るの辨事を以て議政官下局を司るの議長を兼ね、且議定の次に在るの參與を以て諸行政官の事を分執す、是則混合の本にして遂に議定は輔相の參決□（官カ）の如く、參與は輔相の顧問の如く成に至れり。最初總裁顧問と立て在し時に同じ。是實は不レ得レ已者あり、亦自然の勢なり。然れば此勢を利導して議政・行政の本意に基き斷然其分別を立つべきたり。

一　其勢を利導するは則政體書所立を推し實に之を踏むべく、第一立法・行法相兼るを得ざるの旨を執り大に議事の制を興す可し、唯其勢不レ得レ已の者を察し新に行政官・輔相の副次官を此官名た撰むべし諸行政官の副知事の如くす可し、是其利導して名實相立道ならん。副事官は參與より選入せん。

一　當時の公議人に今日萬機公論に決するの旨を以て議事の制を立つるは如何せんと議せしめ、再次に及で府・藩・縣知事を立つるを本とし、公撰貢擧等の法を設くるの次第を以て又其如何んを議せしむ可し。

一　公議人の名を止め貢士の名に復し、議員たるの職掌を開知らしむ可し。

一　議政官・吏官專ら議長に屬する者を增撰し、議事の制に與る可し。

（ロ）處務案　明治元年

奏狀牒

府・藩・縣五官を部署し、諸願屆其他事件其急不急二件を分記し、史官毎朝前一日の分を點檢し、此牒を以て參與に差出す。

詔制牒

前に當り御沙汰面其餘新に被二仰出一候事件等總て御議定に相成候分史官此牒に記し、其後行政官に御廻に相成候事。

審斷牒

毎朝史官奏狀牒に此牒を添て參與の席に出す、參與各見込を此牒に記し、議定の席を經て輔相公より　聖斷の所を朱字を以て御記し下有レ之、別に思召無レ之分は御檢印のみ。再び此牒議定の席を經て參與閲了の後史官に命じ、史官乃ち此牒を檢して詔制牒に修む。其外萬機被二仰出一候も此牒に記す。總て細事といへ共議・參兩員宛の印不二相備一內は未決の事件と被レ定候事。

太政官大史

右は編年體を以て前の三牒を照して是を編輯す、乃大成の記錄也。

分　課

參與二名宛毎日當職を被レ定、一名は奏狀等點檢を司どり、一名は詔制を司る。史官二名是に屬す。

一　判司事

前件の通に付書記中にて日誌司・判司事を置き、史官は唯日誌に載す可きものを檢出して判司事に授く。

（八）服制案　明治元年六月

衣服の制種々の混亂に至、近來甚謂れ無き事に候。試に三等に分混雜無レ之樣有レ之度候。

一　朝　服

朝廷御用來の通。

一　平　服

貴族以下帶刀以上羽織袴を用、其他庶人は各自の辨利に應ずべく候。

一　戎　服

上下共に洋服に擬へ　皇國の制を定られ、軍行操練渾て兵事に關する節のみ是を用、平常に用べからず。

一　辮髮混雜甚敷無レ謂至に候。　皇國中帶刀以上總髮一式に可レ被ニ仰付一候。

六　月　　　　　　横井平四郎

右(イ)(ロ)(ハ)の三案はいづれも横井時靖所藏で、奉書卷紙に小楠自記したもの。多分參與として自家の考案を上奏したものゝ艸案であらう。(イ)(ロ)の起艸の月は詳かでない。

此等の外に小楠が文久二年十二月二日に幕府に建白した「攘夷三策」がある。これは右(丙)の中に收錄すべきであるが、既に全文を傳記篇第十四章六に出したから玆には省いた。

小楠先生遺文後序

先生道學中之俊傑也少而志在振起天下余年二十初見先生先生曰爲學須通古今明大義闡活見施諸世務而已若夫詩文亦發於忠孝天性彼拘々於章句者俗儒不足與論也先生時年二十九余以師兄事之而先生待余以心友先生游學于江戸歸與長岡是容下津久大荻昌國專講道學余亦從遊焉其所講則堯舜孔子之道自一心之微以至天下之經綸無一所漏常曰不可舍第一等而求第二等唐虞之道可行於今時也慨然有王佐之志尋移居于沼山津閑逸樂道專論利用厚生曰堯舜之政在水火木金土穀之運用漢唐以下不知經濟之道宋儒説格物之理而不達於大用反爲西洋所發明又欲大改兵制專習歐制大技癸丑甲寅以後攘夷鎖國之論滿天下先生獨以開國爲首唱曰天地大道萬國共由豈容有鎖國之理吾當闡我國明王道以交萬國苟有用我者吾當奉使命先説於米國一和協同然後説於各國遂止四海戰爭其識見逸出於世論之外安政戊午應越前老侯徴聘將發一夕歡飲余舉觴賦詩有洞闢吾心一歐亞大明斯道正乾坤龍躍豹變功成後歸臥山蒼水碧村之句先生大喜爲余酌太白其在越也所説則王道經綸老侯傾心任用士大夫皆服其説壬戌之春老侯爲幕府總裁職先生在内贊襄將軍上洛還諸侯家眷於封土緩參勤之期等先生所計畫居多未幾歸隱於沼山津明治維新先生祇　己命入爲參與叙從四位八閲月而捐館其所謀議建明事屬樞機不滿記焉先生爲人明快洞見天理所見常在時幾之先善發揮人之志氣一見先生者頓日覺長進荻昌國與余評先生曰帝者之師先生聞之曰吾亦知之否非執政之人也常尚論古人三代以下惟推諸葛孔明程明道稱其盛頌爲堯舜以後一人於本朝則以平重盛比顔子其於學者獨取熊澤蕃山嘗慕楠正行之爲人自號小楠晩年道益熟有無不可爲之時無不可化之人之意嘗欲著一書而名天言未就蓋先生之言啓發天機而非常人所測知也平生所論述贈答詩文數百篇多散逸嗣子時雄君編輯之將上諸梓使余書其後嗚呼先生抱非常之材而不得盡行於世其先見卓識存于簡篇者豈可不貴重焉哉然余嘗謂先生之文字僅遺者不若其言論之爽快也其言論之爽快者又不若其志操之超化胸襟之洒然使就而觀者爲彌高之想也余因書多年所親炙之實以爲序以未足以窺先生之一斑也

明治二十二年己丑三月三日

樞密顧問正三位勲二等元田永孚撰并書

元田東野「小楠遺稿」跋文

第三書簡

天保十年

一　兄左平太へ

天保十年十一月二十五日

小楠在江戸
左平太在鶴崎

天保十年江戸遊學中水戶行の事・尾張騷動・米價下落を報じ、是迄信頼して居た澤村子寬(西坡)の人と爲りにつき書き添へてゐる。

(前文缺)正月に至り餘寒仕申間敷と祈申候事に御座候。然ば來春は御許にて御咄申上置候通り二月餘寒退き候時節より水府に遊學仕筈にて、既に澤村(太兵衛)御奉行迄は近日內意申置候。水戶は此許より纔に三十里餘にて格別之遠藩にて無二御座一、且當時は一藩不レ怪盛に相成、追々此許より出懸申候者有レ之委敷樣子も承り、幸水藩藤田虎之介知音にて手寄も宜敷彼是出懸申筈に御座候。左候へば御紙面は月に一度斗後藤善左衞門當に御遣し被レ成候樣奉レ存候。發足まへ藤田に賴置申候筈にて、善左衞門より藤田に遣し水戶に屆候樣に手配仕置可レ申候。尤他藩に賴み遣し候事に御座候へば極々簡易御平安之御樣子迄御申被レ遣可レ被レ下候。二月より出懸け十月比には此許に歸申候積にて、片山喜三郎も十に八九は同伴之筈

に御座候。此節之序に五六月より仙臺・會津・米澤を觀國仕筈に奉レ存候。尤旅中萬事愼心之内酒は別て大切にて一切禁制仕り、少も御不安心被レ爲レ成間敷呉々奉レ存候。

尾張騷動之事一通りは御承知と奉レ存候。乍レ然御屋敷中より申遣候事は呉服屋抔御出入之者共より承候事にて、外には一切交り無二御座一候。總て間違迄に御座候。先日水野越前様(忠邦)御儒者に參り不レ斗尾藩之咄に成り一通り承り、此說正敷御座候と被レ存候間申上候。當三月尾公(德川齊溫)御逝去、御跡式之儀田安様(齊莊)御養子被二仰付一候處、御隱居様へ御內意も無二御座一直に被二仰付一候。一藩中甚不氣受にて御座候へ共既に被二仰出一之上にて仕方無二御座一、責て攝津守様跡御養子に被レ成候様に秋之比國家老大導寺玄蕃と申者此許に登り先水戸様に參り御對面奉レ願候處、御三家之家老何方に御目通奉レ願候にも其君公より先被二仰込一其上家老罷出候格合にて御座候處、玄蕃儀は直様罷出候間水戸様御對面不レ被レ爲レ成、是にて一ト弱りに及び、致方無二御座一脇坂中務様(淡路守安宅)に罷出前條御養子之儀奉レ願候處、中務様より御返答には二十年前當御隱居様大御所様へ御直に被二仰上一候には尾州も御血脈遠く罷成候間御連子様之御中御降臨奉レ願旨被二仰上一置候間、此節幸之事にて田安様御養子被二仰付一候、箇様之子細にて又其跡御養子之儀全體之御主意に違ひ甚不埒之至、將又一藩色々申分いたし候儀不レ憚二公義一仕方追て被二仰付一筋有レ之旨之御返答にて、玄蕃儀一言之申分無二御座一引取、其よりじゆつと相成候との咄承申候。此咄正說にて可レ有二御座一候。外にも色々唱申候へども一向に貫き不レ申候。近來は何とも唱無二御座一候。右之通りにて治り

候事と奉レ存候。

一　此許米價大に下り、勤番之面々一統大困窮之様子に御座候。私は存外仕舞宜敷、是迄借金一文無ニ御座一、且買ひ懸り一切不レ仕、只今通にて御座候へば二三兩は持候て越年仕り可レ申、少も御氣遣被レ爲レ成間敷奉レ存候。此外格別申上候程之事無ニ御座一。何も後脚可ニ申上一候。以上。

十一月廿五日　　　　　　　　　　横井平四郎

左平太様

尙々先便引切書にて申上候元祿中三家中より諏訪様に參候者之事大間違にて御座候。先日諏訪之人に對面仕り委細承申候處、横井某と申人熊本士之由にて參居、醫者手習師匠抔仕り纔に取り續き居、當時年齡七十斗にて男子兩人有レ之、熊本之事尋候へば委細咄抔仕り、自然は私家より亡命之人にては無ニ御座一哉尋申候間、一切右體之人は無ニ御座一と及ニ返答一申候。然處得斗考申候へば岳之助叔父之中以前亡命之者有レ之かにどふか承申候様にぞんじ、自然は右躰之者にても可レ有ニ御座一哉、何分馬鹿敷事に御座候大間違にて此位申上候。澤村宮門(子寛)事言語同斷にて、私は着足下交不レ申、近來は四五十兩之借金有レ之太兵衞より是迄二十兩餘は遣し候へ共中々ふさがり不レ申、當冬抑つめ候ては尙三十斗は遣不レ申候へば相立申間敷、先日太兵衞に參り候處太兵衞甚心痛にて氣之毒千萬に奉レ存候。全躰宮門事此許に參り初て得斗承知仕、恐敷心底に御座候。第一人のことをほり(あばくの意)申候

事甚敷、且言葉は虚斗にて淺間敷奴にて御座候。私抔もよ程堀られ且うそを所々にて申唱へ絕二言語一候次第、乍レ然直に破れ返て其身のうちかぶりに成り笑しく事共甚敷御座候。來春は下り申筈にて、太兵衞も大氣遣ひ一刻も早下り候樣心配に御座候。十年斗大だまされ、甚不明之至り失二面目一申候。四郎作は委細承知仕居申候間御序に御噂被レ成候樣奉レ存候。何も後脚可二申上一候。以上。

（横井時靖藏）

天保十一年

二　木下宇太郎へ　天保十一年二月二十四日　木下・小楠 在江戸

木下は熊本藩士、諱は業廣、通稱は初は宇太郎後眞太郎と改む、犀潭及び韡村は其の號である。當代の碩儒、諸公子侍讀・時習館訓導であつた。文久三年には幕府より徵せられしも固辭す。小楠よりは四歲の年長であるが時習館時代よりの親友、學問文章に於ては木下勝り識見に於ては小楠優れりとは世評の一致する所。
當時小楠は遊學を命ぜられ、木下は藩主に供して倶に江戸に在つた日の往復。

昨夜は酒坐にて私もよ程醉ひ候ての御咄合心中盡不レ申かと考、尙書呈仕候。御互之御交は居寮以來別て打明しつゝ親敷御座候處、去夏此許着以來何角と御疎遠に相成、仲冬墨田御同行之節共迄之事抔御互にうち出し、私心得等御教示承り古之通りに無二腹藏一御咄合可レ申と御盟申候事は御覺と奉レ存候。然處

其後とても不二相替一被二打明一候御樣子に見受不レ申、昨夜不レ斗其御咄合に及び候處御了簡有レ之ての事之由、將又私事には御腹藏之儀も有レ之段承り、御互氣質替り候より合兼候と存じ、只今迄にては交情とても面白無二御座一却て妨に相成可レ申、左候へば御互切磋等は以來仕不レ申方可レ然と及二御咄合一申候。右之通に御聽取に相成候か、自然申違ひ聽き違ひ等有レ之候ては不二相濟一事に付爲レ念尙得二貴意一申候。已上。

二月廿四日　　横井

木下樣

小楠より木下宇太郎への書簡
（木下勤一藏）

尙々御書物は返上仕候。已上。

木下宇太郎より

御紙表被二成下一奉二拜見一候。昨夜座間被二仰聞一候儀に付猶又御委細被二仰示一被レ下御多念之御儀奉レ存候。御書中通に昨夜も拜聞仕候。尤御事に付腹藏仕候と申事にては無二御座一時宜に寄候ては直に御咄に及兼候儀は不レ免事も

御座候て、何ぞ御隔意に奉レ存候ての事にては無二御座一候。墨田道上にて段々御咄合之後於二私心事一御疑之筋も有二御座一間敷と奉レ存て追々之通昨夜も不遠慮之戯謔放論、不都合之儀も御恕容可レ被レ下と奉レ存候處、私御交際に付て打明不レ申樣に被二思召一、且流儀違にて於二御自身一御氣遣被二思召一との事に御座候へば罪過存當り候迄は御斷之申上樣存不レ申、御相談通に相心得可レ申と御返答仕候通に御座候。此段御報簡如レ斯御座候。以上。

二月廿四日　　木下宇太郎

橫井平四郎樣

尙々別裁一帙、慥に拜受仕候。已上。

三　木下宇太郎へ　天保十一年二月二十五日　木下・小楠 在江戸

墨田川御同行以來御隔意無レ之候處私より御疑惑仕儀有レ之、只今通りの交にては氣遣敷有レ之御切磋等御互に仕不レ申方却て可レ然と一昨夜及二御相談一、昨日尙御取遣申候處疑惑可レ仕筋御存當無二御座一、其通に御心得被レ成旨御返書承知仕候。然處疑惑之筋御承知無レ之と申ては私主意相立不レ申候間箇條相認差上申候。

木下宇太郎より小楠への書簡（木下一勤藏）

一　藤田虎之助方舊臘參候歸に私過酒に及候唱御座候て御耳に達し、淺井先生（時習館訓導淺井政次）へは御咄有レ之、跡經候て東遊六ヶ敷に至り御來臨御尋被レ下候段交際無二腹藏一打明被レ成候筋合に御座候哉、疑惑之一條にて御座候。

一　名札遣候儀は無音晴しに向方に參候知之爲にて、緣家朋友親敷間に可レ仕事柄にて無二御座一候。然處舊冬二度御名札參り、よそ／＼敷御仕方如何之思召にて御座候哉、疑惑之一條に御座候。

一　東着以來一體御疎遠にて御座候處、墨田川御同行御咄合に及候後と申候ても彼是御往來等も不二相替一御疎遠に御座候。必竟私心得は兎角被二打明一候御樣子に存不レ申候間、龍ノ口御屋敷へは追々參り御小屋まへ踏通候て遠慮仕切々御尋不レ申罷在申候。右之次第は親友之間には何程に御座候哉、此段爲二御承知一如レ此御座候。已上。

二月廿五日　　　　横井平四郎

木下宇太郎様

木下宇太郎より

昨日御取遣之儀に付尙又華墨被レ成下一奉二拜見一、御疑惑之筋被二仰下一夫々承知仕候。強て御主意に戾候にては無二御座一、一應鄙情相陳申候。

一　舊臘藤田虎之助方御歸途中御過酒に被レ及候唱私承淺井先生え咄候との儀、事宜に寄候ては左樣之事も難レ斗候得ども此儀は御間違と奉レ存候。彼方御聞取之筋私え御咄に相成候儀は有レ之候。右之儀直に御噂に及不レ申、先日迄差控候は少し樣子御座候て疎外之事にて無ニ御座一ケ樣之儀は申譯に一分之振難斗仕候樣に成候ては交際之本意にても無ニ御座一と相心得居、前條之御間違無レ之候はゞ御不審之筋とも不レ奉レ存候。

一　名札之儀は當地詰込之習し寒中年始回勤之節御留守にて兩度程相用時候作節之一禮を納候迄にて、平日御留守に參候節遂に左樣には致不レ申、餘所々々敷家にも有ニ御座一間敷、白金當り親敷中にも相互に同樣に仕候事に御座候。（江戸肥後藩邸）

一　御往來之儀當月に入候ては毎も御在宿に參合、舊冬より正月に懸候ては御閑に相成居候事多く、名札も納不レ申候へば御承知不レ被レ成は御尤に奉レ存候。其に付御疑に成行可レ申とは不レ奉レ存、日も記不レ申用事無ニ御座一候へば跡以御噂にも及不レ申其姿には無レ之儀と奉レ存。私御小屋え御尋被レ下候儀、少御座候とて、是迄御遠慮之筋とは氣付不レ申候。右之通に御座候間乍レ憚左樣御聞取被ニ成置一可レ被レ下候。以上。

二月廿五日　　宇太郎

横井平四郎様

四　木下宇太郎へ　天保十一年二月二十六日　小楠・木下　在江戸

昨日は再御返書之趣承知仕候。

一　藤田方歸り及ニ過酒一候一件は從來淺井先生より御聞に相成候旨に付、私不束にて聞取違仕候筋に

御座候へば了解仕候。右間取違は御挨拶仕候。

一 名札之儀御當地詰込（役人達の江戸詰のこと）之習に被ㇾ任寒中年始御廻勤之節に御遣に相成、時候佳節之一禮御述被ㇾ成候迄之由。然處私方に御名札見へ候て疑惑仕候儀は舊冬之事にて、一度は寒中と覺へ一度は平日無二何事一時節に御座候。被二仰下一候通り年頭時候等に御座候へば私疑惑可ㇾ仕子細無二御座一、御返書之趣と相違仕候。

一 御往來之儀年明候ては御互に兩度づゝとか仕候樣に覺申候。尤私は一度は御他行御留守に參上、其後御紙面取遣之節に御留守に參上仕候儀は被二仰向一申候。舊冬より年明迄切々御來臨被二成下一、毎度私外出にて於二御手許一は墨田川以來少も御心を被ㇾ遣候儀無二御座一、私外出多候處より失敬に及び切て疑惑仕候旨に罷成、甚以赤面之至に御座候。乍ㇾ然交際は用向述候迄にて無二御座一、互に出逢等にて久敷逢不ㇾ申候へば必ず紙面にても申合出會述二舊事一候儀は熊本にて左樣に仕申候。まして旅中にて御座候へば一シヲの事に候。既に白金連朋友抔は月に一兩度は必ず申合出會仕事に御座候。然し私より御うち合御出會不ㇾ仕儀は前條疑惑仕候より是迄之通に罷在申候。右之次第苟御返書仕候。已上。

二月廿六日　　　横井平四郎

木下宇太郎樣

木下宇太郎より

御手簡又々薫讀、被レ仰下ー儀拜承仕候。御聞取違之事御挨拶被ニ成下ー、痛入奉レ存候。名札之儀は一度は如レ仰寒中一度は正月二日朝回勤之節に御座候。乍レ去兩度舊冬御見當被レ成候と被ニ仰下ー候へば如何之折にて御座候哉頓斗覺不レ申、因レ是御不審と御座候ては當惑之仕合無念に奉レ存候。御往來之儀用向迄に無ニ御座ー、出逢等にて暫時盡不レ仕候へば紙面にて申合出會迯レ舊候等之儀は誰も樂候事にて私とても別儀は無ニ御座ー候得ども、御見通も被レ下候通此節に限不レ申聊不自由にも有レ之藝業之形も付不レ申平生憫（傷カ）□只々物事に屆兼、於ニ御國ーも追々後に陪候事も御座候へども私より起會話之御約束等は少く實に疎き様に有レ之、此元にても存外諸用之外出も多、白金當振懸娯談仕候外前以之約束等月に度々は扨置、用事御座候てさへ押移候事多、御小屋え出申候も序勝之事にて、被ニ仰下ー通に御座候へば何方にも申譯無ニ御座ー候へども稽古等に怠も不レ致候はゞ私身分には御恕察も可レ被ニ成下ーと兼て相恃居申候。思召に違候迄は因レ是疎遠之御疑惑御尤に奉レ存候。早速相改可レ申と御斷可ニ申上ー筋にも可レ有ニ御座ー候得ども、跡以屆兼又は矯飾に出申候半も難レ斗、是迄不束之至御推量被レ下、公面之御交迄被ニ成下ー候はゞ難レ有奉レ存候。度々煩ニ來鴻ー是又恐懼不レ少、右奉答如レ此御座候。已上。

二月廿六日　　宇太郎

横井平四郎様

右六通の往復書面は一纒めにして木下（勤一）家に藏せられてゐる。但し其の内木下の書面三通は彼自筆の控書である。六通の書面を通覽すると小楠は木下の行動に友情味が乏しいとの不平で義絶を申込み、木下も色々辯解の末遂に容認した。（傳記篇第四章、二、ハ參照）小楠と長岡監物との絶交は天下周知の事だが、木下とのそれにつきては知る人少からう。

弘化四年

五　長野濬平へ

弘化四年八月二十二日　小楠在相撲町　長野在南關

長野は立大又は桑陰と號す、小楠の門生にして後肥後蠶絲業界の大先達となつた。此の書は長野が小楠塾を辭して玉名郡南關に私塾を開きたる際生徒教養に關して教を乞うたに對して答へたものである。

先十九日之御紙面到着、忝々致二拜見一候。十三日南關御引越之趣何角御配意にて有レ之たると存申候。諸生もさし寄二十人斗も御座候段、必竟木下(總庄屋木下初太郎)厚き世話故と兒よりも悦入申候。箇様に地底宜敷箇所は外には有二御座一間敷、彌以御出精御引立之程奐々祈申候。

先頃も御咄合に及候通り因循傾廢之俗を遽に嚴重に引しまり候ては大に一郷之耳目を驚し極て宜敷無二御座一候。御紙面通り長幼之序位にて宜敷かるべく、只々讀書專精を出候様御示教專一に存申候。何事も人々に信ぜられざれば如何によろしき了簡も仕法も行れ申儀にては無レ之候間、萬事之仕様はとても信を取候上之事に御座候。

諸生之中町家もの有レ之、い才御申向之趣夫々致二承知一候。是以先其分之事にして、讀書に參り候へば御授讀可レ然候。乍レ去町家もの抔讀書いたし候へば得手氣高相成其職分を卑しむ心出來、果は放埒もの

に相成尤以恐しき事に御座候。御申向之通り此處は夜分抔參り候節は嚴と御示教專一に御座候。讀書之害は士も農も町人も同樣天下一統相受候ものか。天下之人學問と申候へば嫌ひ憎候樣に相成、誠に可二嘆息一事に御座候。町人にても眞之讀書いたし人物ものに相成其職業も素直にいたし、人よりも流石讀書いたし候程有レ之感心成ものと被二賞美一候へば是又吾黨之學之及候一端にて御座候。其人物に寄候ては町人も百姓も讀書不レ苦候間、一切讀せ不レ申筋にては無二御座一被レ存候。

（町人獻金して身分を獲得する事）町家寸志もの御問合い才承知いたし候。是は元來有問敷筋にて申がたき事に御座候へ共官府之失政之第一に存申候。士席を給り萬事士席のあいしらひかと見候へば、婚姻は御家中とは六ヶ敷御座候。將又近來油屋太郎左衞門一件之始末、全町人之御あいしらいにて御座候。官府よりも右之通兩端に相成候も初に申述候通元來有問敷事にて其末致方無レ之候ものと被レ考候。右之通にて候へば其身分々々に取り候ても兩端に相成候は勿論無レ據事にて、今更如何樣とも一方に落着は六ヶ敷御座候。然處此等之詮議最早無益之事にて、其身々々學問いたし道理わかり候へばよろしき筋に付き可レ申候間只々御示教實心感悟之處御心懸可レ然存申候。

右拜復迄、何も其內御出府懸二御目一候上萬縷可二申述一、略呈いたし申候。已上。

八月廿二日　　橫井平四郎

長野濬平樣

尙々書物御求之事、是は小子了簡とは大に相違いたし申候。其許諸生中いまだ素讀も出來申間敷、通鑑・語類・文集・五經集註・節要等之書さしより不用にて可ㇾ有ニ御座一、只今御求方不ㇾ可ㇾ然存申候。黃金無して藏を造るは見惜き事なり、金たまりて作る藏がよろしかるべし、況哉昨今御引越にて箇樣に大部之書を御買入は重々よろしかる間敷、彼に付是に取りても御止之方可ㇾ然見込申候。後來に至り諸生中通鑑を讀みたし語類・文集が見たしと進步之節に至り被ㇾ求候へば如何斗か可ニ面白一其期を御待の樣吳々存申候。此趣を以て木下へは相談可ㇾ然、程により候ては此紙面御見せも不ㇾ苦御座候。兎角々々何事も大總之事無ㇾ之、唯々實を盡し被ㇾ申、後日通鑑を讀み語類・文集之吟味に懸り候諸生出來いたし候樣に御世話祈申候事。

（長野友博藏）

嘉永元年

六　德富萬熊へ

嘉永元年十月九日　　小楠在相撲町　德富在葦北

德富名は一敬、通稱は萬熊、後太多助・太多七と改め、淇水（小楠の名づくる所）又は吾不與齋と號した。肥後水俣に生れ、小楠家塾を開くや第一の入門生で後小楠と相婿ともなつた。小楠在世間之に事ふること最も篤く、小楠よりも亦最も信視された。退塾後は郷黨の事に盡瘁し、藩命により諸方に往來し交涉の任にあたつたが、明治維新後民政大屬又七等出仕となり、明治六年辭職後は專ら勸業・教育の務に從うた。德富蘇峰は其の嫡男で蘆花は其の二男である。

一書致二進呈一候。時下御安康珍重之至に御座候。先以御家翁長々御出府御退屆之事共にて、昨日御出立に相成遠方御氣削と致二想像一候。然ば熊太郎（萬熊の弟）より內々承候處此節は御家翁御退役筋よく參り可レ申模樣之由、先々御安心と存申候。就ては跡役之儀自然は御手元に直に被二仰付一可レ申哉、十に七八は其通に落着いたし候方かと推量いたし候。自然右之通にて御座候へば甚以殘念之事にて、何分今兩三年は被レ致二出府一文武之道修行無レ之候ては實々其甲斐無二御座一見込申候。乍レ去御家翁之御所存も可レ有二御座一、さし切之儀は勿論六ケ敷、如何御了簡御座候哉、實意之處承り度存候。彌以此節迄は跡役被二仰付一候筋は當惑にて今兩三年は是非共御修行被レ致度御了簡御家翁も御同樣一致いたし候はゞ、家兄より其趣を以て中島手許迄斷申入、御詮議に不二相成一樣に配意いたし可レ申、將又其元にてもいか樣とも御配意有レ之度、乍レ去人心之異なること如レ面事に御座候へば御郡代之方如何參り可レ申哉、其れだけにも强て被二仰付一候に及候ては初て官途に附き被レ申候事故强て御斷は上下之分に於て不二相叶一筋に候間、其節に至候ては神妙に御受被二申上一候事當然之筋にて、決して兎や角は不レ被レ申すらりと被二相勤一候儀重々可レ然見込申、其故被二仰付一無レ之先々如何樣とぞ仕法出來候へば其手當いたし、此節は跡役被二仰付一不レ申方にのがれ被レ申度呉々存候事に御座候。右之通之愚存一ト先御取遣に及び度致二進呈一候。何卒急に御了簡御返事可レ有二御座一如レ此御座候。以上。

十月九日

橫井平四郎

徳富萬熊様

尙々家內何も不二相替一𦾔申候。熊太郎列も無事出精いたし候、御安心可レ被レ下候。御家翁へ宜敷御致聲可レ被レ下候。長々御出府さぞ〳〵御不如意にて有二御座一たる其のみ申事に御座候。右迄何も申縮候。以上。

（徳富蘇峯藏）

徳富一敬自傳中に「嘉永元年父美信病氣に依て惣庄屋及代官辭職す一敬跡役相續の內命あり固辭してなほ小楠家塾に留學七年間嘉永四年亥九月退歸云々」とあるが、右小楠の書簡が跡役相續の內命固辭に與つて力があつたと思はれる。

嘉永二年

七　長岡監物へ

嘉永二年閏四月十一日

小楠・長岡
在熊本城下

長岡監物は卽ち米田是容。小楠とは布衣の友としての交情いと厚く、小楠も深く是容に望む所ありて或は面論或は書簡を以て切磋した（長岡の小傳は傳記篇第十一章、三にある）。

乍レ憚拜呈仕候。近來御勤學以前の通に不レ被レ在共(ドモ)にては無二御座一候や、御會讀・御咄等に能出候ても御新得之御高論拜聞不レ仕のみならず、御誠意之人にうつり候處何と無く以前と相替り候樣に奉レ伺候。萬一左樣に共被レ在候ては此道之衰廢　御國家の傾運甚大關係之事に奉レ存候。申迄も無二御座一候へ共學

間は脩身之事業に御座候へば彌益强勵の力を用ひ、讀書無レ懈怠ニ參り可レ申事に奉レ存候。此段先頃より申上度御座候處、何角と押移り、今夕罷出候へ共他人も御同席にて相憚り、必多(益々)もの延引仕候間書中にて拜呈仕候。不レ顧ニ鄙意ニ奉レ犯ニ尊嚴ニ候義は誠以恐懼之至に奉レ存候。以上。

閏四月十一日　　　横井平四郎

監物様

尊下

長岡監物より

一昨夜の御書面反復熟讀、御教示之趣深忝存候。固り懈可レ申様も無レ之、聊も御氣遣被レ下間敷候。新得之說等御話し不レ申候には去夏頃よりかと覺申候。少く存念有レ之ての事に候。しかし誠意の人にうつり候處前日に異り候との御書面を以得斗相考候へば、是非此道を世にも人にもと申志は近來甚薄相成、唯我一人と申様なる心持に相成居申候。此所大なる曲せ事かと存當り申候、如何。猶御遠慮なく御教示可レ被レ下候。將又一昨夜御噂之佐敷之書翰餘程吟味いたし候得共見出し不レ申、猶精々吟味は可レ致候へ共何程に可レ有レ之哉、甚以心痛之次第に御座候。何樣右之趣を以先見出候迄之處宜敷々々御賴申候。此段も任レ序申進候。不具。

閏四月十三日　　　長岡監物

長岡監物より小楠へ
(橫井時靖藏)

横井平四郎様
差置

の書簡

八　長岡監物へ　嘉永二年閏四月十五日　小楠・長岡 在熊本城下

尊書謹て拜見仕候。被二仰下一候趣夫々奉レ得二其意一候。此學元より御解不レ被レ爲レ成安心仕候樣、必竟淺心寡慮より奉レ伺甚以恐入奉レ存候。乍レ然此御一言を奉二敬承一、末學之身分一段之精神を益候心地仕感憤之至に奉レ存候。御新得等之御咄無二御座一儀は去夏頃か御存念之筋被レ爲レ在御工夫之處にて御座候段、成程去夏頃か其御存念私へも被二仰聞一慥に覺へ罷在候。然處一切程に御咄無二御座一儀とは不レ奉レ存より御新得之御高論拜聞不レ仕と言上仕候。其子細は此理發明いたし候へば己が受用はさし置先づ人に咄し度心御座候間、此心を省察仕妄に咄し不レ申が所謂爲レ己之處にて學者尤も可レ用レ心處勿論之事に御座候。乍レ然又あながち人に咄し不レ申にても有二御座一間敷事は、此理元より無レ極、發明新得無レ疑存候筋も或は不レ覺私見に落或はいまだ其理を盡し不レ申事のみ多く御座候故、其人により候ては咄合候へば存外之益を得申事に御座候。（此意愚者彼之發明たて之外雖之心とは格別に御座候。）況哉聖賢之言語意味深重にて彼よりして說き是よりして言ひ或は淺く或は深く一方ならざるの活理に

候へば、其意を不ㇾ得して疑惑を生じ候事尤も夥敷御座候。是等之處咄合候へば意量之外なる合點も參り其益尤も不ㇾ少奉ㇾ存候。是故古今朋友之交を大切に仕、君臣父子之倫に同じく仕候てあながち切磋琢磨之益薰陶觀感之德迄に限り不ㇾ申、講習討論平生致知上に於て尤得ㇾ益之處に關係仕候。然者平日讀書に心を盡し脩行仕候へば右之會得之筋も有ㇾ之疑惑之筋も有ㇾ之、何分同學之人に咄し不ㇾ申ては不ㇾ叶之意思より寄合候ては此學事之詮議に相成候は必然之勢と奉ㇾ存候。尤其場にて發明たての心さし起り候事も有ㇾ之、是は直樣克治之力を下可ㇾ申、如ㇾ此心得候筋にては無二御座一候哉。如何々々。

御誠意之人にうつり候所前日にかわり候筋之言上にて、是非此道を世にも人にもと申御志は近來甚薄被ㇾ爲ㇾ在、唯御一人と申樣成る御心持にて此所大なる曲せ事かと被二思召當一候段、是又私存念とは些さし違ひ申候。私存念は內にあるものは必ず外にあらわれ候筋より申上候。譬ば唯御一人と被二思召一候御心深切に御座候へば其御一人と被二思召一候御心のなりに必ず人にうつり申候。又世にも人にもと被二思召一候御心に候へば其世にも人にもと思召候なりに必ず人にうつり申候。何にもあれ心のなりに人にはうつり申候へば其うつり候處にて我心之正不正厚薄淺深顯然と相知れ候間、此に就て省察仕が外に因て內を制するの工夫と奉ㇾ存候。將又此道を世にも人にもと志候は恐くは氣の上より生じ、眞實底心に思ひ入候者にては有二御座一間敷奉ㇾ存候。是は私身に躰し考へ候へば以前之心は世にも人にもと申樣成る意思にて御座候處、今日の心は聊相替り何か己を成就せんと思ふ意思に罷成、左程世にも人にも求め

心無二御座一樣に覺へ申候。今日の心が宜敷方かと存じ以前の心聊以戀しくは存不レ申候。乍レ然如何可レ有二御座一哉、思召奉レ伺候。再應之奉復御面働可レ被レ爲レ在奉レ存候へ共、存付候次第其儘にてさし置可レ申儀にて無二御座一、尙言上仕候。以上。

閏四月十五日　　横井平四郎

監物樣

尊下

長岡監物より

頃日御敎示之末、是より申進候趣に付て猶委細之御高諭萬々忝存候。勿論一々敬服いたし候。尤新得之說を御話合不レ申候一段、幷に世にも人にもと相認候心持は全く前書筆足不レ申候處より御疑惑にも相成たる哉と存候。右之譯は今少し申試度筋も有レ之候得共紙上にては意を盡し兼候而已ならず、折角御敎示之末彼是辨じ候樣にも相聞候ては意味氣象甚以不二面白一候間、何卒不日に拜話御示敎を仰申度候。右迄不備。

閏四月十五日　　長岡監物

横井平四郎樣

御報

右小楠の書面二通は横井時靖所藏小楠自筆の下書に據つたもので、閏四月十一日付の書狀の一角に小楠は「嘉永二年閏四月來翰取遣書附」と自記してゐる。長岡の書面二通も同じく横井家所藏の原文によつた。右兩人の往復書を見ると其の交誼の厚さを想察し

得られる。

九　本庄一郎へ（別啓）　嘉永二年八月十日　小楠在熊本　本庄在久留米

小楠江戸遊學より歸り堅苦刻勵心を經傳に専らにすること數年、其の所見を吐露せんとするに其人無し。筑後久留米藩の教授本庄一郎は老儒にして學識有りと聞き、書して之を寄す。行間の細字は本庄の書込み。

小楠より本庄一郎への別啓書簡（最初の部分）
（行間の書込は本庄の自筆）
（横井時靖藏）

奉問條々

小學之書は必しも小子の書たらざるは朱子も論説有

朱子曰修身大法小學書備矣。義理精微近思錄詳之と相見候通り、學者

終身の工夫小學に備り居候樣相心得罷在候。別て體裁妙にて、敬身篇其骨子に相成居候。許魯齋曰小學四書吾敬信如二神明一云々可レ謂レ知
之、學者平生誦讀可レ仕事と奉レ存候。自然に良心を發し靄然たる氣象を生じ脩養之益不レ少樣に覺申候。
言一。
此書陳選句讀世に行候へ共、大に本意を誤り候處多分相見へ、不レ宜樣に被レ存候。山崎點本尤簡易にし
山崎點本、集成中の本註と云を采り今の點本を定むと聞く。參考には句讀集說近時の高愈纂註の類を幷せ讀み取捨すべき事なるべし。句
て正しく、可レ然奉レ存候。其他之末書曾以有益無二御座一樣に覺、必しも參用すべからずと奉レ存候。
讀も全く拘つべきの書にてあるまじく存候。
近思錄山崎點本固より宜敷有レ之候へ共、無註にして初學之爲助無二御座一候。却て意見を付本意を失ひ
近思錄貴論の通り也。闇齋の意、序文に見へたり。註解乏ければ先づ葉註に依るべし。語類の說は勿論也。但意味深き所は長師友に就て質
候病可レ有二御座一候。葉采註全躰正當に相見へ、言辭も又簡易にして繁細之弊無レ之、竊に謂朱子以來經
ざれば會得し難く被レ存候。
傳之註は樣々有レ之候へ共恐くは此葉註に及もの有二御座一間敷、蔡沈書傳と幷べ稱すべきかと被レ存候。
尤一切病疵無レ之とは難レ申間或用捨いたすべきは勿論に候。蔡傳も亦然り 他は語類中四先生之書之部參用し、
可レ然奉レ存候。
四書樣々之點本有レ之候へ共、獨り山崎點甚以正意を得、殊に或問輯略附屬いたし先十分の善本と被レ存
點本數種中山崎點貴論の通りなるべし。但訓に長すぎる所あり。或問輯畧の合刻は達見なるべし。
候。近時一齋點行れ候。是は專文理を主とし候點にて、强て意思を付け候樣に相見へ尤以不レ宜と奉レ存
候。
四書集註之外、輯畧あり或問あり。論孟或問未定之書といへ共必しも廢すべからず。又語類文集之說殊に以浩大なる有レ之、至れり盡せり
御同意。
と可レ申候。學者此に就て力を極熟讀玩味いたし候へば先聖之深意を會し虛靈之心躰を明にするに更に
他に求るに不レ及候。唯嘆ずべきは學者爲レ己之志無レ之より力を此に用る事あたはず、後世末書新奇可レ
喜之處に馳せ去候。是唯其心身に益なきのみならず又甚道を害するに至り、此弊天下皆然りとも可レ申、

嘆かはしき事に候。

語類諸弟子之聞書之上初・中・晩之説混入いたし候へば、固より一々一定之説とは雖レ申候。乍レ去未定之説に聞へ候は至て稀少に相見へ、先は一々可レ信事に被レ存候。尤集註は朱子畢生之力を被レ盡候へば往々改正に相成り、別て論語中夥敷有レ之候故、舊註之説語類に多分相見へ申候。其舊註之説と申候ても東西義理相替り候ものは容易に無ニ御座一候。文義之捌、彼是より宜敷、意味も亦彼是より深位に因て改正に成り候ものにて有レ之候。後儒信心薄候より動れば我見を立、未定之説に押片附候は妄慮輕薄之至り、可ニ心得一事に奉レ存候。

右同。乍レ去未發已發等の論は晩年に定り候得ば、語類文集を讀に文公の年齒を引合見候義肝要と存り居申候。

永樂大全行候より學者是を以朱學之要典といたし、和漢古今尊奉いたす事に相成候。竊に謂此書編集之本意必竟擧業之爲に設候ものにて、天下萬姓に此道を明にするの本意にては聊以無レ之候間、大抵注として文義を解候説のみ取用ひ候。譬ば語類之説文義を解候所勿論大切に候へ共、又學者發明受用之所は往々文義を轉じ現在工夫之實を示され、或は古今時世にわたり事の得失義理の當否を説申され候處、此理の活動尤以可レ味事に候。此類の所は大全一切取用ひ不レ申候故、大全に就き朱子之説を見候へば徒に訓詁文義に規々たる俗儒の説に同じく相聞へ甚以本意を失ひ申候。必竟擧業之俗本たる所以、此等の處に分明に相見へ候。且永樂藩王を以て天子を弑し天下を奪ひ、胡廣・揚榮・金幼孜が輩國を賣り仇に仕へ、君臣共に人倫を滅絶候身を以て朱子綱常の正學を世話いたし候は耻心なきの甚敷、夫の武田信玄が

大全固より高論の通也。厖雜甚し。併し初學の入り口會讀の下見抔に正解直解樣之疏註無レ之ては事欠け申候。陸稼書校本・汪武曹の校本等を相加へ看るも可ならん乎。或云永樂大全洪水猛獸の害よりも甚しと云は刻論なるべき乎。

一生論語を手に取らざるには同日にして語るべからず、附記供二一笑一。

朱子以來宋・元之儒者盛大之氣象は乏敷候へ共、大抵師說を守支離破裂之病無二御座一候。明・淸儒者に至り候ては一向に頭腦無レ之候より格致之訓を誤り、徒に書を讀其義を講するを以て問學と心得候。必竟格致之訓を誤り候所、猶再便委細御示可レ被レ下候。是大全之陋習にして俗儒無用之學に陷入申候。王陽明此の俗儒の弊を見候て朱子格致之訓如レ此と心得良知之說を唱へ別に寂禪異端之幟を立候より、朱・王之學と二タ通りに相成、此道之大害誠に嘆しき事に御座候。夫陽明之非は元より論ずるに不レ及候。我朱子之學之弊凡て格致之訓を誤り候に因て和漢古今共に無用之陋儒に陷入り天地之間に有益無レ之候故、聊性氣材識有レ之ものは此俗儒を見て朱子學と心得、或は良知之說に陷入り或は功利に入り、又は學問無用なるものに存じ一切學事を廢候に成り行候は尤當今天下のあり樣にて、其起り本き候所は全俗儒之陋に有レ之、慨嘆之至に御座候。不レ堪二同歎一

淸儒大抵考證を以て學問といたし、一部之皇淸經解汗牛充棟此道終に何事たる事を辨まへず候。然るに淸儒考證之徒の一弊、御說の通り也。時勢風習の然らしむる所もあるかと愚按いたし候。是古學者是非邪正固より論ずるに不レ足候。朱學を奉ずるもの又此考證之弊染入いたし、異同條辨・讀書齋大全之如き永樂以後末說之是非得失を折衷討論するを以て本意にいたし候は末弊之又末弊とも可レ申か、腐壞之甚しき人をして厭に堪ざらしむ、誠に支離破裂之至極に候。獨陸稼書此の陋風を脫却いたし、陸稼書一世に卓出たる學前人定論、貴重の通なり。陽明を闢之意不レ離所は皆むべき事にも有レ之間敷乎。是亦爲二天下後世一深く慮る所なるべし。所謂[illegible]人之徒也の類にて可レ有レ之候。其說相聞へ人物も又眞儒之風有レ之淸代一人と被レ存候。唯經を說之間胸中陽明を闢之意離不レ申、故に往々穩當を失ひ候樣に相見へ候。虛心見理之訓尤以大切に奉レ存候。

明一代之眞儒薛文靖と奉ㇾ存候。其外朝鮮之李退溪有ㇾ之、退溪却て又文靖之上に出候樣に相見古今絕無

胡敬齋亦一醇儒なるべし。

之眞儒は朱子以後此二賢に止候。故に讀書錄・自省錄等之書は程朱之書同樣に學者可ㇾ心得ㇾ奉ㇾ存候。

讀書錄・自省錄の類初學の人に讀しむる事を不ㇾ願。其說重て述ぶべし。

皇朝之儒者惺窩特に傑出之人豪にして、文運いまだ開ざるの際程朱之學聖人之正道たる事を被ㇾ見出ㇾ

惺窩の著書御所藏御座候はゞ御惠示可ㇾ被ㇾ下候。

尊信いたされ候は非常之卓見申に不ㇾ及候。一生仕をいたされざるにて其志之高大なる事相あらはれ、中々富貴爵祿之絆す所にては無ㇾ之候。乍ㇾ恐　權現樣聖賢之道御合點參り御尊信被ㇾ遊候にては無ㇾ之、先學者は顧問に備り和漢古今種々の事御尋之節申上候御道具に被ㇾ召仕ㇾ候。羅山にて可ㇾ知なり 治國の筋は却て佛氏御信用にて、天海・南光坊の如き內外の機密に預り所謂黑衣之宰相とも可ㇾ申候。是惺窩の仕を辭し退隱被ㇾ致候所以にして、志ㇾ於伊尹之所ㇾ志學ㇾ於顏子之所ㇾ學、惺窩の心底分明に此に有ㇾ之候。且渡唐の打立抔にて其志の高大なる事相知れ、流石に眞儒の風有ㇾ之古人と奉ㇾ存候。

方今程朱之學行れ候は惺窩に本き山崎闇齋に成り、此二賢は後學のもの篤く尊重いたすべき事に被ㇾ存候。別て山崎四書之點を正し或問輯略を付し、朱子以後易之混雜を辨明し本義を獨行し朱易衍義を著し、朱子之本意を明に被ㇾ致しは無ㇾ比類ㇾ見識にて御座候。其外小學・近思錄等の如一切朱子の舊本に復

誠然々々

し、俗儒を辨じ功利を斥此道を天下に明し被ㇾ申候は闇齋の功勳莫大に奉ㇾ存候。唯恨むらくは此學を世に明にするに主となり候故自家脩養之本地恐は薄く有ㇾ之、所ㇾ謂專用ㇾ力於ㇾ內とは少しく相替り、氣癖

退野先生の事昔て傳承罷在候。御集書御座候はゞ必御惠借奉ㇾ願候。退野語錄と名候十四五紙の小册は近年手に入申候。

荒々敷相見へ其門人も又此弊習有ㇾ之候。拙藩先儒大塚退野 名丹右衞門、初陽明を學び專心氣を脩養いたし良知を見るが如に是あり候。然れ共聖經に引合て不易ならず疑ひ思ひ候うちに、李退溪の自省錄を見候

て程朱之學の意味を曉り、年二十八にして脫然と陽明之學を絕ち程朱之學に入り申候。其の曉り候處は格致之訓にて有レ之候。退野天資の高のみならず篤實の力格別に有レ之、知識甚明に御座候間治國之術も以會得いたし候へ共時之否塞に逢ひ終に用られ不レ申。乍レ然老年に至り候ても國を憂へ君を愛するの誠猶以深切に有レ之眞儒とも可レ申人物にて御座候。其著述と申て格別に無二御座一候へ共門人其語を錄し候もの有レ之、且應答の紙面等段々相集二三冊のもの御座候。拙子本意專此人を慕ひ學び候事に御座候。　語錄に云山崎の學は致知して一事を知れば一事を行ふ底の意あり、是ならず。又云學は初入之志の通りになるものなり。男兒豈卒死なんと、其志功業にあり故に其學如レ此。山崎は初程朱之書を世に廣めん事を志す、故に山崎に至りて書大に廣まる。此論至當かと被レ存候。是を要するに山崎の學は押しかたに相成り弊害無レ之學にては無二御座一重々可レ心得一所にて候。

山崎門にて傑出に見へ候人は淺見絅齋と被レ存候。名譽を求めず貧賤に安じ眞儒を以て自任し、其志之（三宅尙齋・遊佐朴齋・佐藤直方・絅齋の四子、俗に崎門四傑と稱する由。其內絅齋・尙齋は格別に相見え候。尙齋著述に富む。）高尙なるは他の儒者の及所にては無レ之、幾ど其師にも劣り不レ申樣相見へ候。然るに學意終に押究め候へば伯夷・叔齊に歸し、水戶西山公と同一腹の樣に見へ申候。大塚退野云靖獻遺言は淺見の骨子と、能一（靖獻遺言は明二君臣之義一、專ら名分を辨正する著述なるべし。併し絅齋の全體を盡すとは云難かるべし。）言にて申盡候。山崎家講義成程精細に說き來り候ものにて、講義に因り候ては甚以感心仕其益少から（崎門和字の講義類隨分精微の說多し。併し初學の人には看る事を許さず。如二高論一假名書學問にて聖經の精微を窺ふ事は出來候譯も無レ之候。）ず候。乍レ去近世儒者山崎を尊奉いたし候もの大抵講義に因て文義を解候を以て學問と心得、曾て力を朱子原書に用ひ不レ申候間一向に力弱して知識通り不レ申、口まねをいたし候樣の弊風甚しく大に闇齋・絅齋の學意を取り失ひ、固陋寡聞の偏窟の儒者に落ち、をかしく被レ存候。

鳩巣の學は山崎の學のあらけ候弊を見候より却て俗見に落ち候樣に見へ申候。儒者君を得登用に逢候（鳩巣の世上に出しより、鳩巣の直段も下り候樣評する人あり。）は鳩巣程の仕合無二御座一候。然に立論獻議彼に止り候は（兼山秘策等之書にて可レ見なり）程朱立朝の面目を失ひ申候。且學庸・

新疏之二書一向に發揮之精神無レ之只々文義を解申候。此流弊必ず俗儒の陋に陥入り可ニ心得ニ事に被レ存候。

近世朱學を唱へ强有力之人は中井竹山にて有レ之候。餘程爲す事あるの力量相見へ申候。然るに此人道をかしこに見て我が事にいたさず候。唯天授明達之人にて朱子格物之學をいたし候間、人事之義理は明に有レ之候へ共尊ニ德性ニ之實地は一向に忘却し、心術全功利之上に馳候間、存養省察唯其義を説候迄にて終に何事たる事を不レ辨候。是を要するに徂徠にして朱學を唱候ものにて、此學の大くるひは竹山にて御座候。其師五井蘭洲質疑篇を著し公然と世に行申候、誠に私見卑陋辨に足らず候。是にても竹山の學の曲ひは相見申候。徂徠は公然と功利を押出候間其非明に相見候へども、竹山は表に飾候間其非中々見へ不レ申、且其人力量見識御座候て世の陋儒よりは格別にて候間、于レ今尊信も被レ致、所レ謂似而非なる所にて甚以正道を妨申候。如レ此類は明に辨ぜずんばあるべからずと奉レ存候。

竹山素より純粹の正學とは被レ申難かるべし。故に當時の　公擧にももれ候事なるべし。

右大抵和漢程朱を奉じ候前賢之學拙子了簡如レ此御座候。是唯前賢を評論いたす本意にて無レ之、其人其書嚴然と世の尊信に相成り後學の階梯にて有レ之候。必竟用捨いたさず候へば大なる誤にも相成候間、先其人其書の得失邪正明に辨別いたし候て誠の用捨出來可レ申、且朱子以來眞儒と被レ稱候人は僅に指を屈候へば此學の正當如レ此の難事に御座候。是に於て深く前賢の得失を明にし、偏倚ならざる所に參り不レ申候へば忽に邪徑に落入此生を誤り候間、彼是先此所辨ぜずんばあるべからず候。乍レ去固陋寡

間の私見より見候間、勿論間違のみ可レ有ニ御座一候、是御叱正を奉レ願候願望に御座候。御面働ながら少も無ニ御遠慮一御書入被ニ仰聞一可レ被レ下、此外御正し申度事は後日に付置、先此段拜呈仕候。以上。

八月十日　　横井平四郎

本庄一郎様

右行間の本庄の書込みに就きて、小楠は三寺三作に「聊卓見無レ之背ニ本意一候」と評し送り、(本篇一三六頁)又嘉永四年久留米に遊び本庄に面會してから、彼のことを長岡監物に「通例の一老儒にて何も無レ之人物にて御座候」と書き送つて居る。(本篇八二五頁)

左記書簡は本庄が上掲小楠の別啓書簡の末尾に記して寄せたものである。

右數件之御議論一々正當にて拙者等異見無ニ御座一候。多年積習之御工夫感服仕候。依て異見無ニ御座一候内御懇篤の御來意に任せ唯一二點槧仕致ニ返璧一候。御取捨可レ被レ成候。拙者素より不才淺學御盛意に答酬する實も無ニ御座一、慚愧之仕合奉レ存候。但貴論を反覆するに古人を指謫する意重く相成、自反務求ニ涵養温潤之氣象一乏歟乎と乍ニ慮外一相伺申候。所謂虚心靜慮四字徒に讀書の法而已ならず、萬事に渉り大公至正の理を得る要法かと奉レ存候。今便甚忽忙中相認萬緒省白仕候、御照鑑可レ被レ下候。不宜。

四月十一日(嘉永三年)　　本庄一郎

横井平四郎様

(横井時靖藏)

嘉永三年

一〇　三寺三作へ

嘉永三年五月十三日　小楠在熊本　三寺在福井

嘉永二年秋小楠堂に入塾二旬にして、十一月十日熊本を發し翌三年正月福井に歸着せる越藩士三寺三作（傳記篇第六章、三參照）が同年二月小楠に仕出したる書面（後出）に答へたものである。

二月十八日御仕出之貴書、四月中旬到着仕、忝々拜見仕候。先以　御兩家　上々樣益御機嫌克被㆑遊㆓御座㆒、恐悅之御儀に奉㆑存候。隨て貴所樣海陸御安全に被㆑成㆓御歸鄕㆒、重疊目出度奉㆑祝候。昨冬は不㆓思寄㆒御訪尋被㆓成下㆒千萬忝々、乍㆑然萬端不行屆之事共にて赤面の至に奉㆑存候。就ては縷々御厚情之御書中、誠に以て痛入奉㆑存候。御到留中日夜之御咄合にて近年無㆑之進益を得、不㆑淺大慶に奉㆑存候。御出立後萬事寂然と罷成、日に增思慕の感を生じ、社友出會の度は每々御噂仕申候。被㆓仰下㆒候通各地西北貳百五拾里、思へば無㆑限遙々の路程に御座候得共、此心の同じき處把手組膝之心地仕候。唯々共一理を會し一疑を生じ中心不㆑可㆑已之時に至、尤吾友を思出し申候。朱子之詩に云一別便成㆓數月㆒、有㆑疑誰講過誰箴。古今同一情更に堪㆓感嘆㆒不㆑申候。

一　淺井賢丈昨年十一月二日御死去被㆑成候由、甚以驚愕仕候。伏惟　尊藩一新興隆之御時節、一才一能

之士を被レ失候といへ共一之御事缺にて御座候、まして棟梁依賴之人賢如レ此に御座候へば　御一藩の御不幸、志士仁人之痛心何事か之にしき可レ申哉。御弔詞可ニ申上一樣無ニ御座一候。千里外奉ニ推察一候。申迄も無レ之候得共人事之變は何も意料外に出候へば吉凶禍福共來る處に應じ、彌益人事之實を修勵し敢少も吉福に安じ凶禍に屈し不レ申、天之明命を警提いたし候事是君子心を用大苦勞之處にて有レ之候。漢之光武之功臣吳漢敗軍之度毎に專攻戰之用意いたし、少も敗氣見え不レ申候。殊に以て三軍之氣を壯にいたし候と承り申候。是は這君子立心主腦之處にして、尤以浩然正大之氣を養ひ處と奉レ存候。如何々々。

一　洋夷來寇之沙汰紛々と有レ之、彼が情勢既に顯然に御座候へば干戈に及候事も遠くは有ニ御座一間敷、被ニ仰下一候通天下之憂に任じ候人は實に寢食を安じ不レ申候時節に候へば、擧世總て宴安二字之深坑に落入、天下之士氣如レ此に衰弱に至り候は眞に痛心大息に奉レ存候。去冬於ニ江戸一閣老より策問有レ之、對策も百通餘も上り候由、弊藩にも少々傳寫流布仕一覽仕候處大抵軍器防禦之手當之末を說候のみにして、曾以て天下大勢之所レ係大根本を痛論仕候ものは無レ之、無下に不見識之至と被レ存候。佐藤一齋抔は和議通商之說を立候樣に承り申候。和議之說は一齋に限り不レ申、余程多く御座候由。就中學者之說に出候と承り、學術之不正人心之邪なるとは乍レ申、誠に以て沙汰の限なり。只今より既に和議之說行れ候は實に南宋衰弱之時勢に少しも替り不レ申候。後來之成行甚だ以て氣遣仕候。夫我　神州は　百王一代三千年來天地之間に獨立し世界萬國に比類無レ之事に候へば、譬人民は皆死果、土地は總て盡き果

て候ても決して醜虜と和を致し候道理無レ之候。天下當路之諸公は申上にも不レ及、列藩之諸公苟も社稷人民之責被レ爲レ在候御方は此道理を眞實御合點被レ遊候へば一切之利害心忽に消果可レ申、（是卽孟子滕文公に告給ふ眞術之道理也）此利害心一度去り候はゞ必斷然たる剛明之勇氣憤發可レ仕、於レ是臥苦枕杔之御心に被レ爲レ成一切宴安因修之舊弊を改め身を以て天下之憂に先立せられ候へば、號令を出すに不レ及天下列藩之士氣憤興可レ致は必然之勢也。況又大號令を出し大賞罰を被レ行候へば　神州固有之正氣一旦に舊復し、六大洲中をふみ付候意氣に罷成候事は何之疑か可レ有ニ御座一。於レ是軍艦火器凡百之攻戰之術必其宜敷を究本末並擧り、武備嚴重に相成候へば威光八荒に輝き醜虜膽落魂褫れ窺覦之心自絕て天下益ゝ泰平に相成可レ申候。是朱子上ニ孝宗一之書深意肝要之大義理にして、眞に是二つなき道と被レ存候。如何々々。

一　春秋胡傳御讀被レ成候由、被ニ仰下一候趣逐一御同意に奉レ存候。天下にて誰某と名を得候程の學者胡傳を讀不レ申候は有ニ御座一間敷、然るに今日の世に處しては何の憂も無ニ御座一、安然と罷在候は未曾讀ざる者にて御座候。是此學之事は一切世の學者とは咄も出來不レ申所以にして、滔々たる者皆然り。嘆息々々。

一　本庄取遣之書並書懷之卑稿御社中に御示被レ成候旨甚以汗背仕候。別て書懷は舊作にて道理不行屆之處多、改作仕心組に有レ之候。本庄取遣之書は去月返紙參り、少々評語之樣なる事を書入遣し申候。聊卓見無レ之背ニ本意一申候。

一　拙子事御存知通弊藩にて可ㇾ然講學之師友無ニ御座一、誠に獨學孤陋に候へば眞實當惑仕候。因て何方にても可ㇾ然人とは書中にても取遣いたし講習仕度念願に有ㇾ之候間、於ニ　尊藩一御社中之諸君子吉田氏を初貴所様思召次第以來御書通仕度奉ㇾ存候。左候へば御互に彌以て進益を得可ㇾ申候間宜敷被ニ仰談一可ㇾ被ㇾ下、奉ㇾ願候。

一　近來中庸を讀申候。此節は少は發明仕候樣に覺申候。中々聖經は一と通りならざる道理に御座候へば幾遍も打重ね〳〵熟讀玩味不ㇾ仕候へば意味之眞髓會得し難く奉ㇾ存候。未發既發之處は如何に御勘考被ㇾ成候哉、中和集說は御熟讀被ㇾ成候哉、朱子新舊之說嚴斗相替り、集說も又全く精選とは見え不ㇾ申候。よ程混雜仕候。何分思召拜聽仕度奉ㇾ存候。

一　金ヶ崎之石御心配被ニ成下一候段不ㇾ淺厚仕合に奉ㇾ存候。玩好奇癖おかしく御座候得共勤王諸公忠死のいさましき處平生感慕仕候間、此一玩石も又實に忘れがたみにして、朝夕もてあそべば自然に卑劣之心さりて義理之滿心新なるべし。吳々御配意奉ㇾ賴候。

一　御土產之奉書紙並雲丹被ニ贈下一御厚情之至不ㇾ淺忝々奉ㇾ存候。乍ㇾ然餘り過分の御惠投忝內深痛入奉ㇾ存候。到着開封卽時老母家內孰も打寄、例之黑色酒にて拜味仕候。老母始何れも御禮申上候樣申付申候。老母も當春以來は大分元氣宜敷、近邊緣家迄あり折出浮申位に罷成、悅申事に御座候。千緖萬端拜話樣々と御座候得共任ニ愚筆一不ㇾ申、何も後日に付與仕、先奉復迄大略如ㇾ此に御座候。頓首拜。

五月十三日認　横井平四郎
時存（花押）

三寺三作様

尙々當春は此許麥作能出來、一國粮物取續き、去秋以來の荒作打替り大慶此事に奉ㇾ存候。尊藩も定て御同様と奉ㇾ存候。自然當春不作に御座候へば大凶荒に相成可ㇾ申、誠に危き事に御座候。

一　御返書早々さし出可ㇾ申筈に御座候處、無ㇾ餘儀ㇾ數日廻鄕仕、歸り候上塾中大病人出來日夜心遣仕候。其故及ㇾ延引ㇾ恐入奉ㇾ存候。

一　前條申落候。京師には暫く御到留被ㇾ成候由、定て所々御咄合御座候と奉ㇾ存候。梅田（源次郎）は如何御せり付け（督促の意）に相成候哉。當時にて梅田程の人落入居候ては重々殘念に奉ㇾ存候。何卒正學に立かへり修行仕候へかしと奉ㇾ存候。情話盡不ㇾ申、筆を留申候。以上。

（小楠門弟伊藤某筆寫本）

三寺三作より

一筆啓上仕候。春暖之節に御座候處、先以　御兩家　上々様益御機嫌克被ㇾ遊ㇾ御座ㇾ恐悅御儀奉ㇾ存候。隨て其御地御全家様愈御健勝御揃可ㇾ被ㇾ成、目出度奉ㇾ敬壽ㇾ候。次に小子儀昨年十一月十日　尊藩出立後、鶴崎より同十七日に出帆仕、同廿日播州赤穗領坂越え着岸、同廿四日京都弊邸迄到着、當年正月五日無事歸國仕候間乍ㇾ憚御休意被ㇾ成下ㇾ候様奉ㇾ冀候。扨御塾中に寄宿仕候節は御懇誠被ㇾ成下ㇾ其上毎度御馳走に相成、御社中様方縷々御親切に御教喩被ㇾ成

下一、海岳忝仕合に奉二拜謝一候。京都並攝都共餘山陽道筋・九州筋・文字邊（門司カ）一偏之儒家は澤山有レ之候へ共、道義の話に至りては話も合ひ不レ申。　尊藩え罷出、於二御塾中一は、初ての拜顔より年來の御入魂同樣に御話も合ひ、於二小子一不レ淺本懷之至に奉レ存候。卽貴公樣昨年久留米の儒官本庄一郎方え御掛合ひの御書取り並に御書懷之御尊作、小子社中え拜見爲レ致申候處、御卓見之程乍レ憚何れも奉二感入一候。誠に天下之風俗日に增し澆季に相向ひ、其上洋夷之變紛々たる事に御座候得ば、忠信義士は寢食を廢する時節に御座候へ共、擧世王公士大夫徒に驕惰を甘んじ名利に相走り候は天下一統之弊風に奉レ存候。然る處於二九州一貴公樣方に御出遇申候は、沙中に金を得候心地と奉レ存候。乍レ憚幾久敷斯道之應援とも罷成り、一旦緩急之節も責て日本の義氣を振立候位の事は仕度儀に奉レ存候。乍レ去蚊蚋負山、且又時之否泰も有レ之事に御座候へば、畢竟は徒に悲歌慷慨之士に歸し候のみに御座候。扨又弊藩執法淺井八百里儀兼々病氣に御座候處養生不二相叶一、昨年十一月二日病死仕候。小子儀は昨年十一月廿四日に京都迄歸着仕候故、貴公樣方御學風之處八百里に爲レ聽不レ申儀は千載之遺憾と奉レ存候。萬事不レ費二多言一、右八百里病死之一事にて御推判可レ被二成下一候。天色濛昧只々血涙而已に罷在候。千里外御推恕奉二希上一候。扨又御承知之通り小子儀和漢歷史等之事甚不穿鑿に御座候に付、歸着後は春秋胡傳を讀申候。貴レ王賤レ霸內二中國一外二夷狄一、聖人之大經大法當今天下之時體に推當て相考え申候へば長大息而已に御座候。千里外御推判可レ被二成下一候。其餘種々申上度儀御座候へ共禿筆不レ盡レ意、尙奉レ期二後喜之時一、早々如レ此に御座候。恐惶謹言。

二月十八日　　三寺三作

茂懋

橫井平四郎樣

人々御中

追啓。春寒未退兼候間御自愛專一に奉ㇾ存候。御塾中にて義理之御話し承り候儀但今之樣に奉ㇾ存候。今も席上にて猶尊顏を拜し候心地仕候。　尊藩より大坂迄は大法貳百里斗りは可ㇾ有ㇾ之と奉ㇾ存候。大坂より弊藩迄は五拾八里の山海を隔、遙々の道義話し珍敷儀と存候。乍ㇾ去古今和漢之差別無く、道義斗りは合符之事に御座候へば、貳百五拾里位之地は若二比隣一と奉ㇾ存候。扨御約束仕候金ケ崎之石、早速同志之方え相賴取寄せ申候處、頑然たる一片石にて目方も少し重く御座候に付、竹木之內にて差上申度心配仕候處、元來戰死被ㇾ致候地は日本外史なぞには金ケ崎と有ㇾ之候へ共、實は金ケ崎より少々相離れ、甲樂城浦（カフラキウラ）と申海岸は戰死之處に御座候由、即前文申上候石は其浦より取寄せ申候得共、今少し小さき石を差上申度奉ㇾ存候。又々同志之者え相賴申候、後便に差上申度奉ㇾ存候。左樣思召可ㇾ被ㇾ下候。

一　目錄之品、輕微之至に御座候へ共奉二呈上一候、御笑留被二成下一候はゞ大慶の至に奉ㇾ存候。且又木下・狹・笠之諸賢えも目錄之中御屆被ㇾ下候樣奉二希上一候。本文に相認可ㇾ申筈に御座候處、道義話しに被二取紛一追書之中加書失敬之段御海容奉二希上一候。以上。

（小楠門弟伊藤某寫本）

一一　德富熊太郎へ

嘉永三年六月九日　小楠在相撲町　德富在葦北

熊太郎名は一義、萬熊の第一弟、小楠門下。頗る器用の質で小楠に愛せられ、小楠の嘉永四年の上國遊歷には隨從して其秘書であつた。(傳記篇第七章、三、附參照)左記本文は德富、行間書入は小楠の書簡である。

書入御免可ㇾ被ㇾ下候。御全家御安康珍重之至に御座候。然ば德永御老人御遠去に相成、

熊と壹人差立候に付奉ニ申上一候。向著之砌被レ爲レ成ニ御揃一益御機嫌能可レ被レ遊ニ御座一と奉ニ賀上一候。次に此元何れも相變不レ申、
誠に以殘念千萬難ニ申盡一御座候。就ては御間に被ニ相兼一別て御殘心察入申候。和左衞門
乍レ恐御休慮被ニ仰付一可レ被レ下候。先達て飛脚來着之砌は老人も療養相叶不レ申、先月二日病死仕候。私共儀は間に合兼、別て殘念之
殿方紙面も進不レ申、宜敷御言傳可レ被レ下候。
義に奉ニ存上一候。忌明後も病人等御座候て押移出府も出來兼申候。併萬熊近日より出府之心組に居申候間程に寄候得ば私も一同と
令兄御出府重々相待居申候。何卒御一同に御出方有ニ御座一度祈申候。
思立居申候。

一　當春前崎源四郎（小南の實兄）より御天守之方え歩入に仕置候鑄立筒拜領奉レ願、上納壹貫百三拾目之內三ケ一先月節句前迄に上納仕候筈に
て其趣　左平太樣え申上置候末、老人不幸等に取紛居候處右之上納は伊藤手元え預り置く由にて私より才足（催促カ）仕り候儀も居兼延引
御申越之趣夫々致ニ承知一、態と遠方御人遣に相成心痛之至に御座候。夫々取斗上納いた
に相成り奉ニ恐入一候。右に付莊左衞門（伊藤）より紙面遣し申候間、先づ四百め程をさし立上納仕申候。則別紙不念書（あやまり書）相添差上申候間乍レ憚
し可レ申候。
倚宜敷御取斗被ニ仰付一可レ被レ下候。當時は　左平太樣にも御出在と奉ニ存上一候間不レ顧ニ御手數一此段奉ニ申上一候。
臺木迄り方に相成居候段岡松よりも申參り、いまだ手許に着はいたし不レ申候。何れ近

一　火打筒も近々出來仕候由、臺木一丁分は先達て引入中にて御座候間恒助え委敷屆方申聞候間定て相達居申候と奉ニ存上一候。筒
日には參候へかしと存居申候。
代之儀並筒百四拾目にて金具代拾五匁引百廿五匁火打金具代米壹俵分錢にして先づ七拾目都合百九拾五匁差上申候。當地も大分
是又受取申候。いまだ身筒も金具も出來不レ申、何に不レ遠出來いたし可レ申候。六匁數相
志氣ふり立恒助抔打廻り誘申候間六匁之筒數も卅増可レ申と大慶に奉ニ存上一候。
增可レ申段大慶いたし申候。何分御配慮と存申候。

一　薩州內亂先日萬熊より申上候より外寸斗分り兼申候間明後八日私共兩人出水迄罷越候筈に御座候。左候はゞ少しは緒も知れ
頃日令兄よりの書附にて大略之情實は相知申候。何卒い才（委細）始末承り申度、呉々御聞繕
可レ申哉と奉ニ存上一候。
ひ有レ之度存申候。

一　天草の方　御國御預り被ニ仰付一候由、定て御手當筋格別之儀と奉ニ存上一候。左候へば當境抔一段之儀に御座候へば鄕之軍備に
此方樣御預りと申事にては無之、長崎御代官所より自然之節は御賴に相成申との筋之
ても相調申度奉ニ存上一候。江戸表之事情歸在後各別相分り不レ申、何程之御樣子に御座候哉と奉ニ想像一候。先は此段迄奉ニ申上一度、
由に承申候。いまだ御手當等之儀御手を被レ附候段は承知いたし不レ申候。どふか軍學師
橫田淸馬見分に參り候筈と承り申候。江戸事情は不ニ相替一軍備に御手を被レ爲レ盡、此方
書外不日出府可レ奉レ得ニ拜顏一と申上縮候。以上。

樣抔も御備も立候由に御座候。い才不ㇾ遠御出府之上草々可ㇾ申述ㇾ大に取紛此段迄拜呈いたし候。已上。

九

六月六日燈下　　横井平四郎

德富熊太郎樣　　德富熊太郎

平四郎樣

尙々萬熊より別紙差上不ㇾ申、乍ㇾ憚宜敷申上候樣に申付候。又拜。

（德富蘇峯藏）

右熊太郎文中「飛脚來着の砌は老人も療養相叶不ㇾ申」及び小楠の書入文中「德永御老人御遠去」とあるは德永和左衞門の父昌長のことで、熊太郎及び其の同胞―萬熊・江口純三郎・德永郡太―の母は和左衞門の姉である。昌長の死は嘉永三年五月二日（六十八歲）だから此の手紙は同年のものたる事がわかる。

一〇　藤田東湖へ

嘉永三年六月十九日　小楠在熊本　東湖在水戶

一書謹て奉呈仕候。時下增御安祥に被ㇾ成ㇾ御座ㇾ、珍重之御儀に奉ㇾ存候。先以昔年は於ㇾ江戶ㇾ節々罷上り御懇誠被ㇾ成下ㇾ、不ㇾ淺忝々仕合に奉ㇾ存候。以來は書狀も呈上不ㇾ仕、法外之御無音に罷過、思召之程恐懼之至に奉ㇾ存上ㇾ候。何卒御海容可ㇾ被ㇾ下候。然ば近年來　尊藩御維新之御政事赫々と天下に響聞仕、遠境邊地に至り候迄御風化奉ㇾ仰、有志之士乍ㇾ恐深奉ㇾ賴上ㇾ罷在候處、萬事變亂に罷成、天地昏昧日月否

蝕眞に血涙にむせび堪ㇾ慨嘆ㇾ不ㇾ申候。將又　諸君子慘怛之御事共追々傳承仕、天下志士之腸爲ㇾ之寸斷仕候。抑黨禍之慘怛曾於ㇾ史傳ㇾ見候へ共、現在如ㇾ此之事目擊仕候とは存不ㇾ申、誠に以人間之變亂難ㇾ斗、眞に呼ㇾ天悲憤仕候。然處天定運開再御出世被ㇾ成、殊に　諸君子一人之御別狀無ㇾ御座ㇾ御歸鄕被ㇾ成候義は天佑ㇾ忠賢ㇾ之道理とは乍ㇾ申、又　諸君子御平生集義徹底之御學力於ㇾ是相顯、金石之御節操天地之間に暴白仕、眞以古人を今日に見申て深堪ㇾ仰望ㇾ不ㇾ申候。以前之御舊交も有ㇾ之、早速寸楮さし出仰望之心底表白仕度奉ㇾ存候得共、是迄は他所人御往復不ㇾ被ㇾ爲ㇾ叶哉に傳承仕、さし扣能在候內、久留米藩村上守太郞より拙藩同志之者迄申遣、最早他所御往復も御平常通りに相成候段承候間不ㇾ取ㇾ肯ㇾ書狀奉呈仕候。申迄も無ㇾ御座ㇾ候へ共　尊體御愛護被ㇾ成、向上一分御開運之日再天下士氣之傾廢を御救被ㇾ成度奉ㇾ祈候。將又如ㇾ拙子輩ㇾ小人も以來は御心頭に被ㇾ爲ㇾ懸度、千里外奉ㇾ賴上ㇾ候。

朋黨之禍和漢古今何之世も不ㇾ相替ㇾ此憂有ㇾ之、小人善類を陷入候一術必過激名を好と稱し必ず異を立黨を結と稱し、其類を求て盡に去り盡に至りて國天下必破亡に相成候は史傳之上如ㇾ此歷々明白に有ㇾ之、且又歐陽永叔・朱子を初大賢名公確然不易之論御座候て、其事實に因り其義理に就て見候へば毛頭疑惑可ㇾ仕筋無ㇾ御座ㇾ候へ共、兎角朋黨之二字天下古今之大患にて、陽消し陰長し天地否塞に罷成候事必此二字に本き、痛憤之至に奉ㇾ存候。況哉三百年之泰平天下之四民總て宴安之深坑に陷溺仕、綱常を修勵し士氣を振起し奢侈を去りて質素之政行れ候筋尤四民之俗情に違拂仕候故、君子は常に助け寡く小

人は常に助多く、所レ頼は唯君上之一心に御座候へ共古今一ト通りの名君位にては此道理決して明なり不レ申、扨々頼み寡き事に御座候。且又方今儒者號して宿儒と被レ稱候ものも全體利害之私心を抱き曾て義理之心肝を失ひ申候間、此等肝要之處に於ては總て俗論に落入申候は學術之不正人心之邪なるとは乍レ申、誠に以慨嘆之至に奉レ存候。雖レ然變易難レ測は天理にて御座候へば不レ遠　尊藩向上之一分必御開運に罷成可レ申、天下之志士仁人眞以奉レ賴日夜祈望仕候間、彌益御自愛被レ成度奉レ存候。

小楠より藤田東湖への書簡（最初の部分）

外夷來寇之憂天下いまだ夢幻之時　尊藩既に御覺悟被レ成非常卓越之御先見、乍レ恐　義公御以來正大之御學術今日に相顯、眞以奉二敬服一候。近年之模樣にては必然不レ遠及二干戈一可レ申、有志之士は寢食を安じ不レ申候へ共擧世總て宴安に陷入、甚しきは外夷之事を申候へば忌諱に觸れ候て却て發狂之唱を成し候位にて、今日之情勢にても少も覺悟不レ仕、士氣之衰弱風俗之廢弛甚

痛憤之至に奉レ存、何分　幕下大號令を被レ出綱常を風勵し士氣を振興し奢侈を去り質素之御政行れ、根本底柱相立不レ申候へば宴安因循深痼之大病療治之道無二御座一、痛心此事に奉レ存候。私事不二相替一讀書仕候へ共元來迂癖之質に御座候へば舊日之面目改り不レ申慙恥之至に御座候。近年南朝之事に付て聊所存有レ之書認候ものも御座候へ共、いまだ脱稿に至り不レ申、出來之上は大方之君子に叱正を相願申心願に御座候。此許阿蘇大宮司大分古文書御座候。自然はいまだ盡は　尊藩に無二御座一候儀も難レ斗、左様に御座候はゞさし出候事も不レ苦奉レ存候。藩醫田中元勝と申もの近年征西將軍之御事蹟を考究仕、御傳を書認申候。右元勝　本朝之事には博相渉り且又考證に長じ申候上、此吟味十年來之日月を懸け申候間随分行届候様に奉レ存候。是又御用に被レ爲レ在候はゞさし出可レ申候。十年餘來之心事千緒萬端言上仕度候へ共一旦に盡し得不レ申、此節は先前條心底之表白迄呈上仕候。何分奉レ期二後鴻一候。

同　上（最後の部分）
（長野友博藏）

頓首拜。

六月十九日認

横井平四郎
時存（花押）

藤田虎之介様

再白、時下彌益御自愛奉㆓伏希㆒候。薩藩之内亂は最早御承知に相成申たると奉㆑存候へ共、承り候處大略言上仕候。

薩州當君之御初政より調所笑左衛門と申者下賤より登用、琉球之交易を管權いたし、（薩・琉之交易は勿論公許に候へ共、内實は琉球にて諸夷人之交易甚敷、是に因て夥敷利益を得申候由。）御側女中大奥と稱し候ものと深密相結内外表裏仕、御左右は申に不㆑及要路之職事總て其子弟黨類にて相堅め、一切有志之士を斥去、（是又朋黨之名を付候由。）擅權以來三十年餘に相成申候。然處當世子久敷此奸邪を御合點候へ共一切御力を被㆑出候事出來不㆑申、空敷被㆓押移㆒候内、此十年前之事にて世子御子御三方極々あやしき病にて引續き御死去に相成候間牀下御吟味之處、矢の根樣のもの樣々出申候間、調伏之怪事相違無㆓御座㆒、有志之士甚以御氣遣仕候へ共奸黨之防禦甚以嚴重に有㆑之、一切申破之手段無㆓御座㆒空敷隱忍いたし居候内、世子を廢し前條大奥女中が腹に被㆑爲㆓出來㆒候庶公子を立候奸謀相顯候間於㆑是相決し、御家老（笑左衛門は去年か死去仕候。）何某（島津壹岐と云と承るいまだ不分明。）より言上仕候處、奸黨之者共早其色を曉り嚴敷奸謀之跡を消し候のみならず、此奸謀は却て申出候御家老之黨類に出候

段黑白を翻し誣告仕り、右御家老を何之吟味も無レ之直に切腹被二仰付一、其黨十九人死罰四十餘人遠島（此遠島は異例にして、決して生路無レ之由。）依レ之有志之士數十人出亡仕今以絶へ不レ申、國中心なき町人百姓も黑白明白に合點仕候へ共少にても口外仕候へば直に誅戮に逢候由にて、一國聲を吞目を見合誠に以慘怛之極と承申候。甚哉小人之國を禍する、痛心嘆憤無レ限至に御座候。實に累卵之勢にて有レ之、一日も早　公裁御判決に相成不レ申候へば大切之樣體と奉レ存候。乍レ然此一件は薩國嚴敷隱密仕候間、筋々には一切樣子相分不レ申、風說傳聞彼是承り候處前條之次第に御座候。勿論間違も可レ有二御座一、一說に御聞取可レ被レ下候。以上。

（長野友博藏）

右書簡は横卷に仕立てられてあるが、其の跋文は昭和三稔八月廿七夕大森山王艸堂に於て後學菅原正敬と署して德富蘇峰によつて書かれてある。其の文の前半には小楠が東湖と親交のあつたことが記され、後半には此の書狀の原委が左の如く誌されてある。

先生の東湖に與へたる書信は、二通藤田家に存せり（今は後藤仙太郎氏に歸す）。其一は嘉永四年二月十五日附にて、先生諸國漫遊上途前三日なり。其二は嘉永六年八月十五日附にて、宛も彼理浦賀灣闖入の報に接したる際なり。此の兩書翰は、何れも史料として重要なれども、それよりも先生の至誠君國に報ずる眞骨頭の最も遺憾なく發揮せられたるは、本書翰に若くはなし。

本書翰は藤田家現存の書翰と對照して、正しく嘉永三年六月たることを明にするを得たり。蓋し本書翰は先生が江戸遊學歸鄉以來、間もなく水戸君臣遭厄となり、其爲め音信打絶えたりしが最近漸く其寃解け、藤田氏等も外間との交通に付幾分の自由を得たることを、久留米村上守太郎氏より先生の親友荻昌國に由りて傳承し、直に此書を村上氏に托して、東湖に寄せたるものなるが如し。乃ち先生の東湖に與へたる嘉永四年二月十五日附の書翰中に

御歸鄉後他所御取遣も不レ苦樣子承り申候間村上に相賴一封さし出申候處、無レ據變事出來心事達し不レ申別て遺憾千萬に奉レ

存候

とあるを見て知る可し。蓋し村上氏は捨身刺姦の擧に出でたれば、固より小楠先生の本書翰を東湖に寄送するの餘裕あらざりし也。而して本書翰頼ひに天地の間に存し、友人長野友博君の插架に歸す、眞に是れ神呵鬼護と云ふも過言にあらず。予長野君を慫慂し、本書翰を複製し、之を同志の士に頒たんことを以てす、君慨然として之を諾し、更に予に囑して本書翰の原委を誌せしむ。義辭す可からず、乃ち考證の一斑を錄して之に應ず。若夫れ小楠先生の學術の光明正大にして、其の規模の宏恢なる、其の氣象の爽快なる、特に勤王の精忠大節に至りては、赫々として本書翰の上に灼爍たり、復た奚ぞ予の贅々を竢て、而して後之を知らんや。

嘉永四年

一三　藤田東湖へ

嘉永四年二月十五日

小楠在熊本
藤田在水戶

一書拜呈仕候。時下愈御安全に被レ成ニ御座一、珍重之御義に奉レ祝候。先以往年於ニ江戶一屢奉レ接ニ鳳容一御懇情被ニ成下一、不レ淺忝き仕合に奉レ存候。以來歸鄉仕、片紙も拜呈不レ仕誠に申譯無ニ御座一、御無禮に押移御海容奉レ希候。然者　尊藩御盛運之時節御新政赫々海隅邊地まで相響、列國廢衰實に憤興之勢にて竊に天下興運之時運と奉レ存月日に刮目罷在候處、不レ圖大變に相成、天下志士之腸爲レ之百斷仕、徒に天地神明を呼、悲痛感歎之外更に他事無ニ御座一候。然る處無レ程大寃表白御安全に被レ成ニ御歸鄉一、眞以重々至悅之御事にて爲ニ天下蒼生一奉ニ賀悅一候、抑黨禍之事史冊上歷々照々と明鑑有レ之而已ならず、歐陽永叔・

朱子之諸公於レ此は別て心肝を碎き痛論辨白に相成、聊以疑惑之筋無二御座一道理に候へ共古今天下之禍必此朋黨之二字に有レ之、尤以當今天下列藩之大病根にて、君子之正氣日々消小人之邪氣日々長、異日之患不レ可レ言に相成候は必然之勢に奉レ存候。就ては無事を好み風波を恐る上下之情如レ此に候へば、君子之大道決して行れ申間敷痛心大息何堪々々。久留米村上守太郎一件眞に悲痛之至に奉レ存候。捨レ身刺レ姦、或は過たりといへ共必竟是赤心報國可レ敬可レ仰、爲二同藩一もの其志を繼是非共君之非心を正し先公之御遺志を奉レ達べき事に候處、國論顚倒大抵村上を非斥致し、甚しきは喪心人之樣に唱候由に承り申候。扨々無二是非一次第ながら憤怒に堪不レ申、小生は村上知音にては無二御座一候へ共其人物追々承り去年書狀遣し通問仕、且御歸鄕後他處御取遣も不レ苦御樣子承り申候間村上に相賴一封差出申候處、無レ程變事出來心事達不レ申別て感歎千萬に奉レ存候。志士一人之喪亡は實に天下之義鋒かげ候樣之心地仕可レ惜之至に御座候。同藩宮部鼎藏列今度遊歷として罷出、 貴藩之御事は別て迂生嚮慕仕、此節主として拜趨仕候間乍レ憚萬端御敎示被二成下一候樣奉レ賴候。右鼎藏は兵學を主と仕候間其筋之事別て拜聞仕度心願に御座候。小生身上萬端是より御承知可レ被二成下一候。心事海山拜呈仕度事御座候得共先右之次第迄申上候。是よりは追々書狀差出萬端相伺度奉レ存候間、乍二御面働一其心得被二成下一度奉レ願候。頓首拜。

二月十五日　　　　　横井平四郎

時存（花押）

藤田虎之助樣

尙々近況如何被レ成ニ御座一候哉、乍レ憚爲ニ天下一御自愛被ニ成下一度奉レ存候。小生事當月十八日より國許發程上方迄罷越、往來諸所遊歷仕筈に御座候。此節は江戸にも罷出　尊藩に拜趨白來之心情相述御安否奉レ伺度御座候へ共、其義出來不レ申甚以遺憾千萬に奉レ存候。尾・紀・越前・加賀・因州・藝州・長州等之國には打廻り申候筈に付歸鄕後は見聞錄差出可レ申、何も奉レ期ニ後雁一候。以上。

（小楠遺稿）

右書面は上記蘇峰の跋文にある如く小楠上國遊歷上途前三日に認めたもので、宮部鼎藏は肥後藩の軍學家にして肥後勤王黨の領袖だ。小楠と宮部とは小楠が開國論を唱ふるに至りて（安政二年）交際疎隔したが、當時は親交があつた。

一四　兄左平太・嫂淸子へ

嘉永四年二月二十八日　　小楠在久留米　兄・嫂在熊本

嘉永四年上國漫遊の途中よりの家信。

口上

久留米より一書申上候。奉レ始ニ　御母樣一益御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅之御事に奉レ存候。私も何之申分も無ニ御座一候。十九日に柳川に着、廿三日迄到留仕、不レ怪地走（馳カ）に逢ひ申候。夫より久留米に參り今朝太宰府之樣（ヤウ）に參り申候。久留米にても同樣所々方々案內を受け、中々應對に窮困仕程に御座候。何ぞ申上

候儀無二御座一候。田邊列歸に付此段拜呈申上候。い才は田邊より直に御聞可レ被レ成奉レ存候。尙此後之事
は便利御座候はゞ可二申上一候。以上。

二月廿八日　　　　横井平四郎

左平太様

御マヽ清様

（横井時靖藏）

一五　長岡監物へ

嘉永四年五月六日　小楠在京都　長岡在熊本

小楠嘉永四年上國漫遊間京都滯在中に寄せたもの。

一書奉二拜啓一候。時下愈益御安泰に被レ爲レ成二御座一、恐悦之御事に奉レ存候。隨て私儀去月廿二日に京都に到着仕、同行何も申分無二御座一壯健に罷在申候間乍レ憚　尊慮安被二思召一可レ被レ下候。先以當節は經歷之所是迄十一藩にて、十分咄合出來候所も有レ之又は出來不レ申所も御座候て一なり不レ申候へ共、國風民俗一ト通りは相知則別紙に認め差出申候、勿論委細は早々にて認め盡し不レ申、誠に大略にて御座候間左様被二思召一可レ被レ下候。何分罷歸候上奉レ拜二　尊顏一候上可二申上一候。熊本にて考居申候に全躰は相替不レ申候へ共諸藩節儉并知行手取之二つは存外にて、是は奉レ始二　尊所様一恐は御信被レ爲レ成間敷

と一笑仕候。

一　中國筋長防・三備・藝州別て風・水之二害を被り困窮甚敷飢民道路に連續仕候。右は大抵京・大坂を指參り申候間二都別て夥敷、既に大坂にて去月初御城代御手許に達出候餓死二百餘人と申事にて、其實は五倍も御座候由、私共も大坂にて現在死になん〳〵たるを見申候て甚以惻怛仕候。大坂は今以御救恤無ㇾ之、京都は去冬霜月より御救恤有ㇾ之候。此起りは例の道話社中より打立今以此社中主として取り計ひ余程其仕法も宜敷嚴重に被ㇾ行申候。（道話社中と申は實暦之末頃か京師にて石田勘平と申人、元は程朱學にて專主として愚俗を諭し其人一切金錢等貪り不ㇾ申甚愚俗に被ㇾ信申候。此流儀にて今以京師に社中有ㇾ之、其流義國々に及中々盛成事に御座候。京師にて豪家抔此社中に入申候得ば直樣人物も宜敷相成申候位にて、第一に被ㇾ尊信ㇾ候事に御座候。既に當町御奉行抔も御信向にて節々講釋御聞にて御座候。）初發官府より米五百石に銀貳拾五貫目御出し方に相成候間道話社中京師中之豪商相誘都合壹萬兩餘之金相集り、三ヶ所に施行所を設公平に取計施行仕候間大抵京師中には餓死無ㇾ之候。此許學者多分に御座候へ共左樣成る事には夢更氣付不ㇾ申、却て道話者に實行相讓候と一笑仕候。

一　北國は去年は平年よりも米出來方宜敷御座候へ共何方も殊之外鎖國仕り、大坂廻米例年よりは三分之一位と申事にて御座候。其故米拂底に相成大坂にて町御奉行より令書被ㇾ出米根段引下げ被ㇾ仰付、且豪家之者共過分買入候儀堅く御停止に相成申候に付根段は引下げ候へ共、現實之米拂底故小うりは不ㇾ相替ㇾ高直に御座候。大抵白米壹升に付百七拾文程に御座候。京師は根段下げ無ㇾ之に因て却て所々より米も出申候由、何分麥作不熟にも相成申候へば大凶に相成可ㇾ申、甚以恐敷奉ㇾ存候。（大坂一日に御拂米千俵づゝにて御座候、是にて拂

底御推量可レ被レ成候。

一　天下人才は誠に大拂底にて、是迄敬服仕候程之人一人にも出會不レ仕、學意は勿論申に不レ及正學にても何學にても一向に無二御座一候。責て指を屈候へば柳川に池邊藤左衛門、徳山に井上彌太郎、藝州に吉村重助、京師に春日讃岐守、大坂に大久保要、此五人にて御座候。就中讃岐守は余程才力明敏なる人物にて深相交り咄合仕候。大久保は去年君(土屋釆女正寅直)侯大坂御城代被レ蒙レ仰、公用人にて御供仕相詰居申候。此人溫然たる人物にて才識も有レ之中々底强き氣象にて可レ愛人物に御座候。學問はさして深は相見不レ申、例の水戸學にて大道は甚以明白に御座候。水府之咄樣々御座候へ共是はとても筆上には盡得不レ申、且相憚候事も御座候間態と拜呈不レ仕、何(イヅレ)に歸鄕之節御土産に相貯置申候間左樣に被二思召一可レ被レ下候。藤田虎之助著述常陸帶は未だ狹手許にも有二御座一間敷此節寫し歸申筈に御座候。是は溪山樣(景カ、齊昭)御一生之御事を認め候ものにて十分之丁冊にて藤田心底溪山樣御心底を明し候赤心にて御座候。

一　楠公肖像備前之内何郡何村兒島高德子孫今以血脈相傳いたし罷在候。此家に舊物樣々有レ之候内楠公幷高德之肖像御座候。溪山樣久しく御聞に相達居候處土浦侯大坂御城代被レ蒙レ仰候間土浦侯に被二仰聞一、要に世話いたし差出候樣御賴に相成申候間、大久保樣々心配仕漸寫取り溪山樣に差出申候筈にて、別に寫方出來仕候間見せ申候。右寫取り候本圖左(笠)一右衛門所望仕此節差上申候。是は中々得難きものにて此節遊中之珍物と奉レ存候。依レ之何卒絹地に御寫方被二仰付一、私幷左一右衛門に一幅づゝ拜領奉レ願

候。今より奉レ願候事餘りなる儀と御一笑可レ被レ爲レ成候。此にても又一笑仕候。兒島像は追て要寫させ候て遣し申候筈に及ニ約束一置申候。

一　菊池正觀（武光）公像之事要に咄申候處殊之外大慶仕、何卒溪山樣にさし出候樣噂仕候間歸鄕之上寫取り差出可レ申と咄合置申候。何に此かはりには溪山樣御手跡自然は拜領仕儀も可レ有ニ御座一候。千里遊歴山野拔（跋カ）涉大抵苦勞のみに御座候中此一事は誠に大樂に奉レ存候。言上仕度事は山海御座候へ共何分筆上盡得不レ申、先あら〳〵迄奉呈候。五月十日頃は此許發足之積にて何に越前より尙可ニ申上一候。頓首拜。

五月六日認　　横井平四郎

時存（花押）

監物樣

御左右

尙々乍レ憚御自愛被レ爲レ成度奉レ存候。最早次第に暑に向申候間私共も愈以愼戒を加へ養生仕候。勿論海乘りは堅禁制仕候。將又御示敎之酒は大禁制仕、何方にても聊にても醉申樣には給（タベ）不レ申、三杯に相限斷（下津）申候。彼是御安心可レ被レ下候。家鄕初所々に數十通之狀仕出申候間新

堀（休也）・都築（四郎）・狄（角兵衛）に別に認め不レ申、乍レ憚其旨御致聞被レ爲レ成、別紙聞取書御遣し被レ下候様奉レ願候。此段拜呈仕候。已上。

（狄昌道藏）

右文中「國風民俗一ト通りは相知則別紙に認め差出申候」とあるは後記「遊歷聞見書」のことであらう。

小楠より城野靜軒への書簡
（德光福美藏）

一六　城野靜軒へ

嘉永四年七月二日　小楠在金澤　城野在熊本

城野は肥後の人、名は充通、通稱彌三次、靜軒と號す。文學に秀で最も書を能くし、武技ことに劍術・居合にも優れてゐた。留守居小姓頭に擢んでられ、小楠より八歲の年長であるが親交があつた。此の書は小楠嘉永四年の上國漫遊間伊勢の津の宿にての出來事等を金澤から報じたもの。

上略　津藩にて旅宿三人寢酒を少々給候節又々例の故郷噺に相成、頻に歸心之念を起し候。熊太郎輿地圖を出し是より先幾國可レ有レ之哉及ニ吟味ニ候處、尾州より初十三ケ國に候て遙々之事哉といつ迄も打なげき申候間不レ斗詩を作申候。

山陽幾旬浪爲レ遊。觀國訪風且掩留。倦客思レ歸歸不レ得。尙餘西北十三州。

御笑に拜呈仕候。是よりは存外果か取、いづれに九月初には歸鄕可レ仕と相樂申候。五月十九日名古屋着、六月五日同所を發、越前に赴候。三人儀平安何ぞ申分無レ之候。申越候此狀一段之要事之箇條有レ之に付、宿本へ急々返候筈に候。右迄書狀進申候。以上。

七月二日　　小楠

靜軒老兄

(德光美福藏)

一七　吉田悌藏へ　嘉永四年七月十四日　小楠・吉田在福井

悌藏名は篤、號は東篁、越前近世の名儒。藩學教授兼侍讀で藩政の顧問にも備はつた。憂國の念頗る厚く、嘉永六年米艦來航以來は慨然國を出で國事に盡瘁した。彼の門下には鈴木主稅・橋本左内等の逸足多し。(傳記篇第七章、三、カ參照)此の書は小楠福井滯在中吉田の世話にて稻葉家別莊含翠亭に居を移した時のもの。(同上タ參照)

昨日は萬端御配意被二成下一、殊に每々御來臨被二成下一不レ淺忝々拜謝難二申上一奉レ存候。御庇にて大にあり付、快然之氣色に罷成り申候。扨被二仰聞一候書二枚認さし上申候。右語にて宜敷御座候哉、思召も御座候はゞ書き替へ可レ申奉レ伺候。此段拜呈、餘は奉レ期二拜鳳一候。頓首。

七月十四日　　横存拜

吉田先生

（吉田てる藏）

一八　吉田悌藏へ

嘉永四年十月朔日

小楠在熊本
吉田在福井

（前缺）履歴にして、拙藩中眞儒と稱するは退野（大塚）・平野（深淵）兩人にて御座候。い才は此書御覽被レ成候へば相分申候。

一　拙藩一体無事、相替り申儀無ニ御座一候。此節罷歸り承り候處、例の黨禁も存外相寛みの勢にて一向に波立不レ申、大に安心仕候。因て御相談仕置候諸子御遣に相成候儀少も故障無ニ御座一候、左樣御承知可レ被レ下候。

尊藩盛大之筋監物（長岡）列に委細に咄申候。最早歸鄕後七八度の出會每に其儀に及、甚以大慶仕候事に御座候。誠に當世之勢此道之衰廢無レ限、平生監物慨嘆いたし罷在候處　尊藩如レ此御盛運之儀拜承仕候ては、ならぬながら（及ばずながらの意）一臂の力にても御助力仕度と眞以躍喜仕候。御高作は誠に存外にて甚大慶に奉レ存候。和歌も嗜候間何に不レ遠さし出可レ申候、此節は御斷仕候。私より呉々宜敷得ニ貴意一呉候樣申聞候。其外狄角兵衞より同樣宜敷御傳言仕呉候樣申出候。此段拜呈仕候。以上。

十月朔日　　橫井

吉田樣

（吉田てる藏）

一九　岡田準介外二名へ　嘉永四年十月一日

小楠在熊本
岡田等在福井

岡田は吉田悌藏の弟で、福井藩家老稲葉正博の家臣。學識もあり氣慨にも富む。

（前略）各様彌御平安御精業可レ被レ成、爲ニ此道ニ拜賀仕候。然ば先頃は不レ斗罷出、數旬萬端御配意被ニ成下ニ、別て御別業（稲葉家の別墅）に御引移被ニ成下ニ、何角御丁寧之御事共山海拜謝難ニ申盡ニ、千萬忝奉レ存候。就ては日々御討論御深志之御事深感激仕候。拜別以來餘り殘暑に堪不レ申、敦賀より直に大坂に至り同地出船、周防三田尻と申處に至り、夫より萩に參り、八月二十一日に何之申分も無ニ御座ニ歸郷仕候、御安心可レ被レ下候。萩表之事は吉田樣迄い才拜呈仕候間略仕候。御別後は定て萬端御咄合御座候□□□□（四・五字蟲喰不明）後尤彼是學事相考申候內、野村君（淵藏）□□□□□（五・六字蟲喰）合乍レ憚些掛念仕候。爾來は御會悟被レ成□□□□（三・四字蟲喰）即義理に候文義にて二□□（二字蟲喰）無ニ御座ニ□□□（二・三字蟲喰）書物迄にて文□□（二字蟲喰）解せんとする□□（一・二字蟲喰）成る間違にて眞に俗儒□□（一・二字蟲喰）に落入申候。書物の文義は直に事實の上にて會し候□□□（三・四字蟲喰）にて卽義理にて御座候。所詮之處書物は日用事實之義理を說候もの故、日用事實之上に□（一字蟲喰）其義□□（一・二字蟲喰）相分申候。日用事實之上にて其義理を辨明いたさすして書

物上にて合點せんとするは、譬ば碁を打ものが現在之碁はうち不レ申して碁經に就て合點せんと欲するが如し。如何に定石を覺たる樣なれ共現在之碁をうてばまつ黒にして少も分らず、是所謂世の文義者なり。誠の碁を志すものは我が知りたる丈にて四ッ目殺しより先現在之碁を必死とうち、扨夫より碁經を見て其碁經の手は現在うつ所の活所にて合點する故碁經之意味甚面白、是卽眞文義なり。此合點の意味と碁經の上迄にて定石を知り覺たる意味は死活雲泥之相違なり。是卽世俗之文義は眞文義にて無レ之處分明に相見申候。是にて推せば醫者の治療之上にて醫書を會せず、醫書にて其理を知らんと欲するは甚以無理事にて終に醫書は少も分り不レ申候。武藝も又此道理なり。天下何事か此道理に非ざるべき、如何々々。

十月朔日

尙々此許同志不ニ相替ニ罷在候。今般御配意被ニ成下ニ常陸帶（藤田東湖の著）千萬忝奉レ存候、御禮難ニ申盡ニ奉レ存候。御約束之程易二話（程易夜話・司儀話、大塚退野高弟平野深淵の著）は吉田樣迄指上置候間御轉覽可レ被レ下候。

右書簡は寫本にて横井家文書中にありしより採錄したが、蟲喰の場所多きと文中にある吉田悌藏への書簡（その終りの方は本篇一五七頁に掲げあり）の全部を見るを得ないのとは遺憾だ。岡田外二名は何人であるか詳かでないが、恐らくは稻葉家の家臣で野村淵藏と坂部簡助とであらう。

二〇　立花壹岐へ

嘉永四年十二月五日　小楠在熊本　立花在柳河

壹岐は柳河藩家老、諱は親雄、胖亭後髑髏と號す。同藩家老十時攝津の弟にて立花家に入つた者。小楠の門人と云つてもよい關係で、小楠の越藩招聘には少からず骨折つた。藩政ことに兵制の改革に功勞あり、國事にも盡瘁した。

十一月二十二日之尊書忝々拜見仕候。向寒之時節愈御安泰に被レ成二御座一、珍重之御儀に奉レ存候。先以八月には罷出不二一方一御配慮被二成下一、厚忝々御禮之申上樣無二御座一候。早速書狀さし上奉謝可レ仕筈之處何角押移失禮、御海恕奉レ願候。右罷出候に付ては縷々被二仰下一候趣、御厚情之至り總て汗顏之仕合恐入奉レ存候。

爾來御同社彌益御精業御盛之由、聊此道に志し候もの甚以人意を強し大慶此事に奉レ存候。扨當冬御來臨も被二成下一べき段略御約束にて奉二待入一候處、御さし支にて來春に被二差延一候段細々縷々御申越之次第、是又重々御多念之御事に奉レ存候。私事も正月は閑暇に御座候間、御約束仕候通國界まで出獵仕候間極々忍にて何方にてぞ御出會可レ仕奉レ存候。尤南關に參り申候はゞ野町御別莊に罷出可レ申候へ共、此節は高瀨の方角荒尾と申所に參り申筈にて　尊藩には三池通りの道にて御座候。右三池通りにて御城下より一二里隔り候處に可レ然御別莊か何か可レ有二御座一候。御家來まで門人より場所柄之事は相談に及置申候間御家來より御承知可レ被レ成候。乍レ然故障等さし起罷出出來不レ申儀も難レ斗、御堅約は御

斷致候。拙子事一兩日散々腹痛相煩打臥罷在、丁度之折柄にて何分此節委細之御返事認候事出來不レ申候。何分今一兩日迄は快相成申間敷、左候へば(此の上脱カ)必多物御家來へ懸留置候て甚以心痛千萬に奉レ存候間、御別紙委細之御報答は此節御斷仕、不レ遠奉レ接二拜鳳一之上一々御咄合可レ仕と奉レ存候。呉々も失禮千萬に奉レ存候得共何分任二心底一不レ申候。既に此御返事も臥ながら相認申候位にて、失禮御海恕奉レ希候。他諸君への御返事も同樣にて乍レ憚宜敷御斷被二仰入一可レ被レ下候。何分拜話之節は山海無量に御座候へ共此節は如何にも御斷仕候。尤腹痛格別之事にては無二御座一、今四五日も經申候はゞ快能成可レ申、御懸念は被レ下間敷奉レ存候。此段迄拜復申上縮候。頓首拜。

十二月五日　　横井平四郎

立花壹岐様

尚々次第に寒に相成時節隨分御自愛可レ被レ成奉レ存候。拙子歸郷後同社中も不二相替一學事怠り不レ申、別て(長岡)監物壯に能在り毎々御噂仕候。何卒來春は御出途被レ下候はゞ寛々御咄合可レ仕と相樂罷在申候。御國製之美酒御贈り被二成下一、千萬忝々奉レ存候。隨て千破屋城跡之竹にて造へ申候筆二對並同城跡石一ツさし上申候。右は遊歷之節罷越持歸り申候ものにて御座候。一小石一筆管可三以想二見楠公忠誠神武、攖二孤城一挫二百萬之賊鋒一振二起天下義士之氣一、則是又非下修二養靈池一者上耶。如何々々。

別　紙

御上書御遣被レ下、就て縷々被二仰下一候趣御厚志之至に奉レ存候。本文申上候通之腹痛にていまだ拜見出來不レ申候。何も少快能成候はゞ得斗拜見可レ仕候。來陽に至り返納可レ仕、左樣御承知可レ被レ下候。刑官御取起に付て被二仰下一之次第重々御最千萬御同意に奉レ存候。□□(欠字)無レ之候へば先政事は無きもの同樣にて、賞罰の亂何よりもかよりも大切千萬に奉レ存候。就ては愚意申出候樣被二仰下一、是は得斗勘考仕り、且此許刑局之次第等能々及二吟味一候て何も來春拜呈可レ仕、左樣御承知被二成置一可く候。此段迄此節拜復仕り、餘は來春に可二申上一、臥ながら相認申候間文字見にくゝ可レ有二御座一候、御用捨奉レ願候。何も來春に附與仕候。頓首拜。

十二月五日　　横井平四郎

立花壹岐樣

(壹岐文書・立花親雄來翰寫)

嘉永五年

二一　岡田準介へ　嘉永五年正月十五日　小楠在熊本　岡田在福井

（前略） 尊藩御同志彌以御修勵之義日新長進之功御正大之御樣子、千里外大慶此事に奉ㇾ存候。此許同社中少しづゝ盛に相成方にて、一兩人は大分進歩之模樣に相見え大慶仕候。乍ㇾ然全體流俗甚下劣に御座候間寸斗功効は相立不ㇾ申候。是今日之痛心なり、御推察可ㇾ被ㇾ下候。東篁先生に指上申たる程易二話は追々御一覽と奉ㇾ存候。拙藩之人ながら此道理格別に會得いたし候樣に相見、深く感心仕候。學者くさき事は一向に無二御座一候。流石に人傑に御座候。外に少しづゝ著書御座候、是は追々差上可ㇾ申候。

一　聖人生知安行之御講論被二仰下一、どうか御同意に奉ㇾ存候。御說に付き愚意を可二申述一候。聖人之生知安行は天授と申は凡の人は困しんで知り困しんで得るを聖人は困まずして知り困まずして行ひ玉ふ此困まざる所が勉强の入らざる地にて、其工夫は只敬の一字なり。聖人の學力□□（一・二字蟲喰）外に有ㇾ之と申は見る所聞く所一として我が學に非ざるは無し。孺子之歌滄浪之水之如く山か川にひゞきの所則聖人之格別にて有ㇾ之、且至善は終に極り無き所に候へば聖人之御心にては彌以御不足の所が聖人之學力之出候所と奉ㇾ存候。如何々々。

凡學者心に不足なき故進歩之道無ㇾ之、是至善之目當無き故なり。至善之目當あれば一歩進めば又一歩又一歩、此一歩の進みは限り無二御座一候。去れば進むに隨て不足之心彌益盛に相成申候。終に聖人となり候ても不二相替一不足之心にて御座候。是至善を極と見ては不二相成一、限り無きが至善と申は此事に御座候。如何、思召に相叶候哉。尙拜聞仕度奉ㇾ存候。

其他種々拜話之所御座候得共、何事も東篁先生に拜呈仕候間御轉覽可ㇾ被ㇾ下候。

正月十五日

尙々未だ餘寒盛にて、隨分御厭被ㇾ成度奉ㇾ存候。拙生も不㆓相替㆒壯健に罷在り、御懸念被ㇾ下間敷候也。彦藩之事い才東篁先生より被㆓仰遣㆒、甚以大慶之至に奉ㇾ存候。此上彌以御力を被ㇾ盡同心同腹に相成申度、此藩實に興起候へば天下の中興憂に不ㇾ足と奉ㇾ存候、呉々奉ㇾ祈候。

（横井時靖藏寫本）

二二　吉田悌藏へ

嘉永五年正月十五日　小楠在熊本　吉田在福井

密啓

水府一條被㆓仰下㆒、去四月以來之光景初て承り千萬忝奉ㇾ存候。如何に相成申たる哉と朝暮案勞いたし罷在候處、此御一報にて先々積氣下り申候。思召通り彌以寛々と仕候儀重々可ㇾ然、何れ當春中には御登營も相濟、且兩奸跡役も出來可ㇾ申、尙御樣子分り次第被㆓仰聞㆒可ㇾ被ㇾ下候。

尊藩江戸表彌以御宜敷方と奉ㇾ存候。鈴木君（主税）は御再勤は如何、何分色々思を勞申候。拙藩事體何ぞ相替申儀は無㆓御座㆒候。先書得㆓貴意㆒候通り黨禁は何と無く少しく寛ぎ候樣に相見申候。然し朋黨之士被ㇾ用候事は中々程遠有ㇾ之、心痛之事のみに御座候。同社講學は彌以盛に有ㇾ之、是は甚大慶仕候。何分水府同

様之事體にて彌以寛々心得候儀第一と奉ㇾ存候。(長岡)監物家中是迄寸斗齊ひ不ㇾ申、其には色々譯有ㇾ之心外に存じ罷在候處、去冬不斗したる事御座候て殊之外動き立、夫より手を入申候處家中末々家内之者迄甚以感動仕、初て監物所存家中一統に及申候。既家司・奉行等之重役共六十餘にも相成候者老年を忘れ學事に取り懸申候。是一事は小生共も甚大慶之事にて、序に拜呈仕候。監物よりも呉々宜敷御致聞仕候樣申聞候。荻角兵衛近年旅行打立罷在候處當年は彌決定仕、三月末より出懸申筈に御座候。左候へば　尊藩には勿論罷出御難題に相成申候心得に御座候、此段も拜呈仕置候。以上。

正月十五日　　横井

吉田様

(吉田てる藏)

二三　坂本格・井上司馬太郎へ

嘉永五年正月十五日　小楠在熊本　坂本・井上在岩國

小楠上國漫遊の際岩國に到り藩學養老館の督學玉乃小太郎の案内にて同學を視察したので、漫遊より歸りたる翌年、當時同學教授にて親しく交遊したりし坂本・井上兩人に寄せたもの。

一書拜呈仕候。新春之御賀目出度申納候。各樣愈御安康に被ㇾ成ㇾ御座、珍重之御儀に奉ㇾ存候。先以去春は不ㇾ斗罷上り、萬端御難題に罷成、不ㇾ淺忝々奉ㇾ存候。奉別以來中國筋列藩所々到留、大坂に出紀州に

參り大和・河内より京師に出、夫より勢州津・桑名・尾張・彥根・福井・金澤に參り、夫より引返し大坂に出乘船にて（編者註。以下、次の文字との間には幾行かの缺文あるもの丶如く、紙を切りて貼合はせあり、この例、下文にも所々に少からず、其の他、少きは一・二字より多きは五・六字も磨滅して全く字形を存せざる所も頗る多い。）抵廿一藩にわたり國々風俗士氣之相替り且は政治之盛衰人物之有無誠に樣々にて一々言上出來不レ申候。就中當時甚盛大なるは福井にしく所無二御座一候。御政事向はいまだ夫々御手附き不レ申候へ共、全體士氣之（編者註、以下文字全く分らず、その字數等も想像つき兼ねる。）春公□□（一・二字磨滅）よ程之賢明にて當時之所は君臣上下共に此學事に必死に志し修行最中にて、よ程可レ然人物も出來いたし、何れ五七年も經候へば君臣共に丈夫に御成り可レ被レ成、□□□（二・三字磨滅）にて政事にも御乘出し被レ成候へば極て一ト通之事にては有二御座一間敷、全體學術之本意專程朱を宗とし綱常彜倫より政事に推し及候、所レ謂修レ己治レ人之所に有レ之候へば一藩之人士少年輩といへ共徒に書物を讀候心□□□（二・三字磨滅）御座候。實に一身□□□（三・四字磨滅）懸け工夫を用候志にて御座候。まして詩文等之事□□（一・二字磨滅）おかしく存、一切度外にさし置申候。四年前□□（一・二字磨滅）藩より私塾に參り□□（一・二字磨滅）もの有レ之、兼て因□□□□（四・五字磨滅）間三十日斗到留（編者註、以下何程の缺文あるか想像つかず。）御憐（編者註、以下一行消滅。）之取り樣て□（一字磨滅）輕く、流氓等一人も無二御座一樣□□（二字磨滅）兼候御心を被レ盡候間乞食體之流氓一切無レ之、是にて御察可レ被レ下候。彥根藩當侯よ程賢明にて不レ遠天下に相聞可レ申、紀州・尾張抔は誠に弊政之極にて御座候。尤尾張は大身之□□（二字磨滅）一輩人傑有レ之、出會いたし咄申候處よ程志有レ之、聊三藩之尊をさしはさみ不レ申、且其□□（二字磨滅）大身に□（一字磨滅）候へ共少も其等に心を取られ不レ申候。中々道を求候之心親切に相見へ（編者註、以下の缺文字數等不明。）

聖像之御寫被㆓贈下㆒御多情之至り、誠に以不㆑淺忝仕合に奉㆑存候。御庇にて不思議成る御像拜戴仕、終身之大慶此事に奉㆑存候。何分御禮之申上樣無㆓御座㆒忝々奉㆑謝候。且　元春公御父子樣御遺事□□□□（三・四字磨滅）是亦御多念之御事共に候て不㆑淺忝々奉㆑存候。

一　玉名（乃カ）先生初彌以御壯健にて可㆑有㆓御座㆒想像仕候。且館中之諸君彌以御精業御盛成□□□□□（四・五字磨滅）と奉㆑存候。一々書狀等も出來不㆑申、宜敷御傳致被㆓成下㆒候樣奉㆑願候。當春は自然貴藩之御方九州方御遊も御座候はゞ必ず弊邑御立寄被㆑下度奉㆑待候。拜話之筋山海御座候へ共書中盡し不㆑申、先此段迄呈上仕候。行末長く御取遣可㆑仕候。頓首拜。

一月十五日　　　　　　　　　　橫井平四郎

坂本格樣

井上司馬太郎樣

尙々春寒いまだ除不㆑申、時節御厭可㆑被㆑成候。同行兩人に御傳致之趣夫々申聞、何も忝々宜しく申□□（一・二字磨滅）呉候樣申出候。何も付㆓後雁㆒申候。已上。

（坂本格藏）

右は橫卷に仕立てゝあるが、裝潢の不手際の爲か文字磨滅する處頗る多きは遺憾である。文中の「玉名」は「玉乃」の誤であらう。此の玉乃は文靖と號したが子無く、その養嗣子は明治時代に明司直の許ありたる玉乃世履である。

二四　吉田悌藏へ

嘉永五年三月二十五日　小楠在熊本　吉田在福井

正月廿日之貴書先月相達忝々拜見仕候。　御兩家　上々樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅之御事に奉レ祝候。隨て貴家御老人樣奉レ初彌御安全に可レ被レ成ニ御座一、珍重之御儀に奉レ存候。將又御同社益御精業と想像仕候。廣部君獨立之見相進候段既に村田(氏壽)君より論志二篇被ニ差下一誠に以非常出類之人物と被レ存、甚以ゆ(か脫カ)しく御座候。病氣何程に御座候哉、一つ喜一つ憂申候。村田君此般之書狀にてよ程進歩之樣子に相見へ、重々慶賀仕候。

學校之下問有レ之、問答書相認さし出申候、御一覽可レ被レ下候。　尊藩學校御建方は是非共御止方に相成、後日其時宜參り候上に御興し被レ成度、呉々奉レ祈候。備前新太郎(池田光政)少將此學御信用天下の儒者をも御集被レ成候處、御年十四歲かにて御家督、學校御建方は五十五才之御時にて御座候、流石に芳烈公と奉レ存候。當時は誠に衰廢に至り候へ共、元文・寶曆比迄はよ程盛成る事に御座候。箇樣に百年斗も學校盛成は必竟其根本深有レ之故と被レ存候。

立花(壱岐)氏事先書に拜呈仕候通拙塾には見へ不レ申、當春は熊本に暫到留之積にて御座候處、君公當月初御下國にて其迄出來不レ申、何れ夏秋に至り可レ申、此藩は彌益盛に相成最早同志大身小身打混じ六十人餘にも相成り、日々立花方に打集精業仕候。拙塾にも當春より兩人(津留敬藏・淺川鶴之助カ)士人參り專精業仕候。君公も御下國後

よ程御悅之樣子に承り申候。此上此道を君公眞實に御合點被レ成自身御修業に御踐込に相成候樣にと重々祈申候事に御座候。君公も並々之御生質にては無二御座一候。隨分有爲之君にて事功に被レ懸候樣に共(ドモ)相成候ては決して相成不レ申、先何事もさし置き此學問之本意を御合點之處のみ立花氏初何も心ざし能在申候。是以助長に相成不レ申候樣に追々咄し合申候。何れ夏中には萬事相分り可レ申、其上は內輪御相談之筋も御座候心組に居申候。

久留米當春大騷動有レ之、大臣以下十八人閉門被二申付一候樣子にていまだ事實は承り不レ申、何分非常之事にて氣之毒千萬に奉レ存候、事情相分次第可二申上一候。

薩州は當君去年御下國以來物情大に安穩に相成申候。隣國にては御座候へ共熊本より五十里餘に及申候間委しき事は一向に知不レ申、然しよ程心ある君とのみ相考申候。水府老公を御慕ひ被レ成候、是にて御心立は相分申候。

彥藩其以來は如何に相成候哉、定て御往來のよしみ付き申たると奉レ存候。南部は御召出に相成申たる哉。此藩之盛衰は實に大關係と奉レ存候。金澤は如何に御座候哉。關澤(房清)登用に相成候由大慶存候。いか樣之職掌に相成候哉、承度奉レ存候。長大隅守當時の執權にて此人はいまだ年若にも有レ之、右關澤はよ程懇意の由に關澤より直々承申候。此上御同社中より往來に相成、終には學意混同いたし申度奧々奉レ存候。兎角彼方は三州之外に見識出不レ申、是金澤諸子之病痛にて御座候。(越藩士、名不明)皆崎氏此許御出遊之御心組有レ

之段被二仰下一候趣御多念と奉レ存候。此許はさし支無二御座一候間御都合次第相待申候。荻角兵衛遊歷打立能在候處宮府故障さし起り、いまだどふとも決定には相成不レ申候へ共とても六ヶ敷方にて可レ有二御座一、殘念千萬に奉レ存候。是も俗論にて風波の一に御座候。

（小楠の上國漫遊に隨行した門生）徳富熊太郎事當月初より熱病相煩候處養生相叶不レ申、去る廿日に死去仕候。熊太郎妻幷妹一同に相煩三人共に一同に相果申候、誠に以悲傷之至り絶二言語一申候、御察可レ被レ下候。諸君にも御通知奉二希上一候。此段拜呈仕候。餘は後便に可二申上一候。以上。

三月廿五日　　横井平四郎

吉田悌藏様

尙々去冬は其御許よ程の大雪にて御座候由、定て今比も餘寒かと奉レ存候。此許は昨今一重位の身（時候）がんに相成申候。當春作は只今通にては通例の出來と相見申、悦申候事に御座候。御土産雲丹二箱御贈被レ下、千萬忝々早速拜味仕候。家內打寄屢夜酒之節相用ひ、毎々御噂仕事に御座候。此節は諸君夫々出狀不レ申、吳々宜敷御致聞被二成下一度奉レ願候。何も後便に拜呈可レ仕申縮候。以上。

（德富蘇峰藏）

二五　吉田悌藏へ（別啓）

嘉永五年四月　小楠在熊本　吉田在福井

一　御家老有馬河内（織部嫡子なり）事二月比登城之上或は御手打とも云ひ或は切腹とも唱へ申、屋敷は閉門に相成申候。

一　大身之内五六人閉門に相成申候。

一　中小姓以上三十五六人閉門にて其身は支配頭に預に相成、閨の内烟草も被レ禁、一日越に御目附役より見分いたし候。此面々は何も人材にて有レ之候由。

一　三の丸番人増人に相成、晝夜共に大勢罷通り候はゞ差留可レ申、若し强て罷通り候はゞ切捨にいたし候樣に被二仰付一候由。

一　殿樣御在國之節是迄頻々御出浮有レ之候處、當年は其儀無レ之、四月三日始て北嶋と申所に御獵有レ之候由。

一　當閏二月中旬御出府被二仰出一候處御延引に相成、今以何之御沙汰も無レ之候事。

一　御中老稻津因幡事有馬勇吉（播磨嫡子なり）に御預に相成、屋敷は閉門の由。

一　右因幡實弟吉田久右衞門事同姓何某に御預、屋敷同斷。

一　因幡實父大番頭水野某之嫡子も御預なり。

一　殿樣御領內大庄屋宅抔へ頻々御出に相成物入多、下方何も困窮いたし候に付、右河內列諫言いたし

候より事起り候と下方風說いたし候事。
一　御儉約去冬迄五ヶ年之年限相濟候へば衣腹(服カ)は是迄之通り、其餘三味線・歌舞妓(伎カ)・相撲等是迄被レ禁置一候事一切御免に相成候事。
一　御領內往還筋之宿々は申に不レ及、村々百姓共庄(屋カ)敷宅に呼集、此節之混雜一切風評いたすに於ては見當り聞當り次第御咎可レ被二仰付一段申渡に相成、一統口をつぐみ罷在候事。

子　四　月

右之通り國境之者より申來り、甚しき混雜に相見申候。尤是は下方之聞書にて虛實間違ひ申事のみと相考申候。乍レ然其大なりは相違無二御座一候。段々考察の次第も御座候へ共事長く略仕候。近日には柳川より申參り可レ申候。尙拜呈可レ仕候。以上。

横　井

吉　田　様

(市村佐太郎藏)

二六　吉田悌藏へ（別啓）　嘉永五年五月二十一日　小楠在熊本　吉田在福井

水一條被二仰下一、忝々奉レ存候。御登出來兼兩邸又々六ヶ敷相成扨々笑止千萬に奉レ存候。藤田(東湖)・戶田(蓬軒)御免

は大慶に候。就ては中山氏（備後守）引拂に可二相成一との御様子、是より萬一俗論に觸れ色々六ケ敷共相成候ては重々大切に奉レ存候。然し吉も凶も打替る世の習に御座候へば跡之御仕方は重々被二成置一、呉々奉レ存候。兎角水學之病は一偏に落入り助長之所此以後も甚以氣遣仕候、尙被二仰遣一可レ被レ下候。

尊藩此節は少は御手を被レ付候御趣向之段重々恐悦に奉レ存候。乍レ去何事も遲き程宜敷、餘り十分に參り候ては決して宜しかる間敷乍レ憚奉レ存候。第一御領内至窮民等御救恤被レ遊候事御仁心之根本にて尤大切之御事に奉レ存候。町抔御取りしめは此節迄は重々早く可レ有二御座一候。且學校之儀は先便愚意さし出候通彌以御取り懸り無二御座一、やはれ此儘にて只々　君臣御講學のみ彌以盛に罷成り、　朝廷之間警戒講習朋友之道行れ候處實に　御國家之大根本と奉レ存候。是さへ盛に相成候へば餘之事柄は次第に漸々擧り可レ申、眞以奉レ祈候。且節儉も命令にては宜しかる間敷、　御躬行之御德儀自然に一統に及候上命令は被レ出度御事に奉レ存候。是等誠に釋迦前之說法御一笑と奉レ存候。

（長岡）監物家政家來中一統盛に相成候事に付て思召被二仰下一、早速監物に御紙面見せ申候處、不レ怪忝がり呉々御禮申候樣申聞候。重々思召通り助長に相成不レ申方に深申談仕候。尤去冬家來中一統箇樣に起り候儀は十年來心配之餘にて家來中內輪二タ黨に相成居候處、此節眞實に雙方解け合無二遺念一相成候より、家來中一統監物本意を合點仕初て君臣一致に相成申候。何ぞ作（マヽ）用之筋を付け鼓舞いたし候事にては少も無二御座一候。自然に右之通と罷成候事故彌以先き強く宜敷方に參り申候。且又小生社中も漸々盛に相成、

何ぞ氣遣しき筋は無レ御座一候。右之次第御懸念被レ下間敷奉レ存候。尤一統之勢は寸斗開通之模様に成り不レ申、誠に以痛心仕候。彌以助長は大禁物に毎度咄合仕候。い才は尚追々拜呈可レ仕候。鈴木君（主稅）御出處被二仰下一大に安心仕候。此御報にて　尊藩の今日の大體會得いたし實に安心仕候。宜敷御鶴聲可レ被レ下候。先此段迄、拜呈仕候。以上。

五月廿一日　　　　　横　井

吉　田　樣

（市村佐太郎藏）

二七　野村淵藏へ

嘉永五年七月十日　　小楠在熊本　野村在福井

野村は上記岡田準介と同じく越藩家老稻葉氏の家臣。後恒見と改名し歌を詠み茶を點じた。

三月十日之貴書到着、忝々拜見仕候。　上々様益御機嫌能被レ遊二御座一、奉二恐悦一候。隨て愈御安康被レ成二御座一、珍重之至に奉レ存候。

彥藩尚御出懸に相成候段東篁先生（吉田悌藏）・村田氏（氏壽）より申參り、一ト通承申候。君公之御樣子全明君に相違は無二御座一候。乍レ去此道之大體御承知無レ之より一旦之美政美行に有レ之、終始之落着は遂に世間一樣之明君

と奉レ存候。此流義にては天下を憂ひ玉ふ御志は有二御座一間敷、中々残念に奉レ存候。乍レ去所詮明君にて御座候へば可レ然人賢を被レ爲レ得候へば御心も相替り可レ申、此上は補佐之人物に御座候處、彥藩是迄之衰廢徂徠學抔と申事に候へば其人物決して有二御座一間敷、南部氏も學術正しからず候へば何分大本領之處に暗く可レ有二御座一、此人中々是迄之積學其方には十分力も入り居可レ申、今更歸正は六ヶ敷御座候はんと奉レ存候。然し此人物はどふとぞいたし引入申度、御見込如何と奉レ存候。南部氏より外には勿論出類之人物と申は有二御座一間敷奉レ存候へ共、當時興國にて人心競立居候へば其内には志あるものも急度可レ有二御座一、子細に心を用ひ相求候へば能き手綱も付可レ申、何分御配慮被レ成度重々奉レ存候。南部は君意相懸り居申候哉、どふか御召出にも可二相成一と承り申候。只今は如何にて被レ居候哉、承り度奉レ存候。

柳藩相替不レ申隨分盛にて御座候。尤彼方より兩生（前出）參り居候人五月末より歸省仕、當月末に尙又參り申筈にて御座候。其故五月後の樣子は知れ不レ申、定て宜しき方と奉レ存候。

昨夏夷齊之仁に付て御咄合之後御發明之次第一々御同案に奉レ存候。何分此處が賢君之病症と相考申候。旣に此處に御會心被レ成候へば全體之御心嚴斗相替り可レ申、深大慶に奉レ存候。

此許社中少づゝ進候勢にて、兩三輩は相應に出來仕候。然し全體衰世委靡之勢に候へば一として快くと奉レ存候事は無二御座一、萬事痛心のみにて、御察可レ被レ下候。此段拜復仕候。何も近々拜呈可レ仕候。頓首拜

尙々去歳罷出候事最早一周回に相成、何角思出し想像仕候。扨々光陰は如レ矢空しく日月を送り、此身は依然と舊日にて罷在り恥入候仕合に奉レ存候。近來は些と存じ付候事有レ之西洋飜譯之兵書を讀申候。就ては軍事深思ひ當り候事有レ之候へ共筆上に盡得不レ申、半白之書生兵書を几上に置候は竊に一笑仕候。早々申縮候。已上。

（野村厚生藏）

七月十日　橫井平四郎

野村淵藏樣

二八　岡田準介へ

嘉永五年七月十日　小楠在熊本　岡田在福井

（前略）日本之書にては熊澤之集義和書は格別に相見申候。尤外書之方は甚以疑しく、決して熊澤之書にては有二御座一間敷と兼々存罷在り、（嘉永四年）去年岡山へ參り承り候處彼方にては僞書に相違無二御座一と申事にて疑晴れ申候。是は大に俗論のみにて見る可きものには無二御座一候。

至善を事上と心上と御引分之高論尤以明白にて重々御同意に奉レ存候。然るに事上・心上二にて無レ之、今一事に處するに至當を得たるは是理之至善なり。是にて安心と心得れば油斷に相成忽に事理を失うに至る故、其理之至當なる所にて其事に處すれども、此心は未だ盡さゞると思ふ所無レ之ては不二相成一是則心上無窮之至善なり。是事に處する上にて云なり、況や一身を修る國天下を治る尤此心得にて二に

離レ不レ申候。是則至善たる所と奉レ存候。如何々々。

尊藩諸賢愈御進歩被レ成候段大慶此事に奉レ存候。尤村田君（氏壽）・矢島君（恕介）御長進之由東篁先生より申參り、此許も兩三輩は大分長進いたし深く悅び候事に奉レ存候。野村君（淵藏）彦根御出浮之御樣子承り申候。南部は乍二人才一學路正しからず是は甚以殘念千萬に奉レ存候。其外は一向人物無二御座一候段扨々心痛之至り、どふとか可レ致樣は無二御座一哉と案勞致し候。然し行末は何か變代も可レ有レ之、何分此藩は終始此道に引入申度呉々奉レ存候。此節數通相認縷々奉復出來不レ申、略呈仕候。

七月十日

（小楠遺稿）

二九　吉田悌藏へ　嘉永五年七月十一日　小楠在熊本　吉田在福井

六月九日御認之御狀當月初に到着、忝々拜見仕候。上々樣益御機嫌能被レ遊二御座一、奉二恐悅一候。隨て貴家奉レ始二御老人樣一御揃被レ成御安康に被レ成二御座一、珍重之至に奉レ存候。此許同社中相替不レ申、御懸念被レ下間敷候。

矢島君（恕介）彌以御長進之段定て大ほけに相成申たると奉レ存候。此公局外より道を見られ候處先便紙面參り、初て局中に入り候樣に覺申候。其後彌以親切に被二相成一候御事と奉レ存候。左候へば是迄と替り外々にも意念懸り極て押し懸られ我物之規模立候筋と奉レ存候、誠に目出度御事にて眞以大慶に奉レ存候。然

るに遂に局外之病は當分は出入仕り可ㇾ申深想像仕候。

村田（氏壽）君當年兩度之取遣格別に進歩と奉ㇾ存候。此公殆菩薩界上之地位に被ㇾ到候と重々大慶に奉ㇾ存候。此上は千里外よりも望み格別に御座候間、聊之油斷も被ㇾ致候ては天下君子之責參り可ㇾ申、乍ㇾ憚御致聲可ㇾ被ㇾ下候。此許にても湯地尉右衞門・津田山三郎・矢島源助此三人は近比格別に進歩仕り、深大慶に奉ㇾ存候。追々は此面々よりも御取遣可ㇾ奉ㇾ願御聞置可ㇾ被ㇾ下候。

學校或問御同案之段深大慶に奉ㇾ存候。就ては被ㇾ仰下ㇾ候趣甚以安心仕候。

柳川藩彌以助長は深相恐れ、小生力丈は入置申候。且同家中池邊藤左衞門と申候人は彼藩之先輩にてよ程識見も長進いたし、深助長を恐萬端さし扣候方に引しめ罷在候間、容易之事は無ㇾ御座ㇾ奉ㇾ存候。拙塾に參り居候兩生（前出）去月より歸省、近日には參り申筈にて、其内之樣子はいまだ分り不ㇾ申何も安穩と被ㇾ存候。

久留米大亂漸平治に相成申候。委しき事は分り不ㇾ申候へ共筑後守樣御代登用之人物御死去後兩脈に分り、一方は村上守太郎列に有ㇾ之、向の脈之物共守太郎双（マヽ）死一件を樣々惡く申立、一旦は極々非分に落入候處、此節御家老有馬河內（此人は織部嫡子にて守太郎方にて忠臣なり。）より書達いたし、双家御究明之上全向の者等非分に落着、五人御知行被ㇾ召上ㇾ親類にか御預、河內は御賞美に相成候。此通りに承り候儘拜呈仕候。

彥藩之事被ㇾ仰下ㇾ承知仕候。南部事甚以殘念に奉ㇾ存候。必竟英物之上是迄自我之讀力もあり十分之私

見に落入よ程かたまり候と相見、正路に歸候儀は中々六ケ敷相考申候。必竟は三代上に眼上り不レ申、規模狹少と奉レ存候。且又君公之御樣子も同樣甚殘念之至に奉レ存候。乍レ然いか樣とか御手段被レ成、南部御引入之道御配意之樣吳々奉レ存候。且又興國にて候へば家中一統因循に眠入り候ては居申間敷、何樣興り候は必定にて、外にも極めて心ある人可レ有ニ御座一候。何分御吟味被レ成、何からしても道を知らせ申度吳々奉レ存候。餘は別紙に拜呈、早略申縮候。以上。

七月十一日　　　　　　　　　　　横井平四郎

吉田悌藏樣

尙々去月初は御許大洪水に御座候段驚入奉レ存候。田地之損失如何に御座候哉、定て餘分之事と奉レ存候。此許は夏中は極々雨少にて、旣村々雨乞仕候程に御座候。秋分に入り節々雨を催し、只今通りにては相應之作毛と奉レ存候。然し此より先風と云恐あり又は早霜尤恐申候。

昨年罷出候時節に相成、日月誠に如レ流、感慨無レ限事に御座候。日夜諸賢集會よりして稻葉大夫別業之風色或は夜更客散じ、獨一壺をたづさへ池上の小舟に掉月を賞、千里家鄕之情を起し候抔、歷々として昨今の如し。今則家國に在りて却て他鄕を思之情更に切なり、人世之變遷如レ此眞に感情に勝不レ申、附呈仕候。以上。

（波々伯部〔ホウカベ〕繁政藏）

三〇　伊藤莊左衛門へ

嘉永五年八月五日　小楠在相撲町　伊藤在津奈木

莊左衛門は葦北郡津奈木の名家に太多次の長男として生れ長じて小楠塾に入りたる人。文中の四郎彦は其の弟で同じく小楠塾に在つて學んだ。

愈御安康珍重之御事に御座候。然ば病氣御見舞として四郎彦氏被㆓差越㆒忝候。痛に相成、性(マヽ)命の氣遣は無㆓御座㆒候へ共寸斗落筆甚以難澁いたし、誠に是迄無㆑之くるしみ疲勞無㆑限御座候。此上早く落候へかしと祈申候。扨先比御世話被㆑下候臺木代錢何角及㆓延引㆒、此節純三郎歸りに遣申候、御受取可㆑被㆑下候。病中相認、最略に申縮候。以上。

八月五日　平四郎

莊左衛門様

尙々萬熊へ宜敷御傳聲可㆑被㆑下候。以上。

別啓

先頃參上之節いわし網之事御咄合彌以損失のみにて重々馬鹿事、深淵に落入不㆑申内に御止方有㆑之度、箇様之事は體裁も甚以惡しき筋にて、彼是此節よりは嚴斗被㆓差止㆒候様存申候。御老人様にも其趣御相談被㆑成候はゞ定て其御所存にて可㆑有㆓御座㆒、最早時節に相成、如何と氣附且聊心遣いたし申候間此段

申進候。以上。

八月五日　平四郎

莊左衛門様

（渡邊季基藏）

三一　吉田悌藏へ　嘉永五年十一月十日　小楠在熊本 吉田在福井

一書拜呈仕候。　御兩家　上々様益御機嫌能被ㇾ遊二御座一、恐悦之御儀に奉ㇾ存候。隨て愈御安康に被ㇾ成二御座一、珍重之御儀に奉ㇾ存候。將又御同社諸賢增御精業之御事と目出度奉ㇾ祝候。扨近比は久々御書通打絶、御樣子も承り不ㇾ申、小生も八月か書狀にて得二貴意一候通七月末よりギヤク（瘧）相煩、次第にきびしく相成、八月中は誠に困窮仕、漸近來快罷成り、當月朔日初て外出仕、日數百日に至り打臥居申候。只今通りに候へば一日々々と元氣も付き、年内中には十分の平快に至り可ㇾ申、少も御氣遣は被ㇾ下間敷候。

此許同社中も何ぞ相替り不ㇾ申内少づゝ進歩之人も有ㇾ之、御安心可ㇾ被ㇾ下候。

柳川之方も先は無事にて御座候。君公は今年二十三歳に御成り被ㇾ成、御順良中御氣力も御座候。然し御左右に可ㇾ然人物無二御座一、重役も同樣にて殘念成る事のみ承り申候。只今通りにては來年御參勤之上大廣間御同席の風化に被ㇾ爲ㇾ化候は必定にて、有志者深憂懼を抱き罷在候。追々得二貴意一申候池邊藤左衛

門より御書通仕り申度、紙面遣し置申候間さし上申候、御返事は小生迄御遣可ㇾ被ㇾ下候。此人は柳藩中之先覺にて近比別て知識も相進み、依賴ある人物に御座候。內輪之處はさして風波立不ㇾ申迄にて、壹岐（立花）列之同志決して助長無ㇾ之樣に精々申遣し置申候間御安心可ㇾ被ㇾ下候。
尾州追々取遣仕、去秋田宮君（彌太郞）側に轉役後、肥田孫左衞門と申人御家老に登用、此肥田は藩中有志之第一にて、是迄御城代之閑職に罷在り此節御用ひ、當春肥田・田宮共々御供にて江戶詰仕候。然處是迄御登用之小人輩次第に御斥に相成、よ程國脈張りあがり申候由に御座候。旣小生同姓横井伊織介も病氣申立退役いたし申候。此伊織抔尤俗人にて御座候。右之次第にて先は一新之模樣に相見申候へ共あまり一旦に進退有ㇾ之、重々氣遣仕候。此段迄承り、拜呈仕候。
彥藩如何と奉ㇾ存候。近來は拙藩邊迄御美政何角と唱有ㇾ之、內輪之處何程に御座候哉と甚案勞仕候、被ㇾ仰聞ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。一體相替申儀無ㇾ御座ㇾ候。餘り御無音に付拜呈仕候。頓首拜。

十一月十日　　横井平四郞

吉田悌藏樣

尙々時節御自愛可ㇾ被ㇾ下候。乍ㇾ末御家內樣へ宜しく被ㇾ仰上ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。此節は諸君夫々書狀さし上不ㇾ申、是又御傳聞奉ㇾ賴候。以上。

（吉田てる藏）

三二　矢島源助へ　嘉永五年十二月二十五日　小楠在相撲町 矢島在中山鄕

源助後の名は直方、上益城郡津森村の人。矢島忠左衛門の嫡男にして小楠夫人つせ子の兄である。小楠の門下となり其の學べる所を實地に應用して利用厚生に心を盡くした。既に十六七歳にして總庄屋たる父の代役を務めたほどの英物で、才華渙發理非の辨別峻嚴で流石の小楠も持てあました。明治維新後左院議官や福岡縣參事官になつたが、官を辭して歸鄕後は道路を通じ產業ことに茶業を興して村治に功績があつた。

一書致二拜呈一候。月迫に相成何角御多用と存申候。先以先日は長々御難題に罷成忝々拜謝難二申盡一御座候。御庇にて寛々保養相加大分氣力を得大慶此事に御座候。御全家樣宜敷御禮御傳可レ給候。然ば日外御難題に相成申候五十目の借錢手許出來いたし候間御返納いたし申候。是又御庇にて急用手使無く、千萬忝存申候。

駒藏事彌以宜敷相成申候。金三郎もよ程感動いたし、只今通りにては來春は大分面白見申候。其外塾中此節大分起き上申候。尤おもて向迄にて無レ之、下た心より起り申候間御同悅可レ被レ下候。熊本之模樣一體相替不レ申同社中大分起き上申候へ共、此節之打立二の丸(米田是容)・新堀(下津休也)と些ニ相替り行違候事も大分有レ之、是にはよ程心痛いたし申候。乍レ然春にも成り候へばもつれも次第にほつれ可レ申、何も年内は御出府も有二御座一間敷、明候へば早々御出方い才御咄合可レ申候。先右迄拜呈いたし候。以上。

十二月廿五日　　平　四　郎

源　助　様

尚々御大人様（忠左衞門）初宜敷御傳致可レ被レ下候。長野（濟平）昨日出府、寛々咄申候。此節はよ程分別まわり、よ程開候て大に悦申候。是も年明候上は早々出府之筈に御座候。

萬熊目出度御同慶に存候。先日御禮に出府、寛々咄合申候。彌以進歩之模樣に相見申候。以上。

（江藤太郎藏）

此の書面につきて德富一敬は「嘉永五年十二月二十五日仕發と拜觀す」と裏書してゐる。

嘉永六年

三三　澤田良藏へ　嘉永六年正月十五日　小楠在熊本　澤田在名古屋

良藏名は師厚、眉山と號す。尾張藩士、漢學者にして書を以て著れ、弘化元年よりは明倫堂にて書法を教授し、同四年よりは御儒者となり明倫堂典籍次座に上り、嘉永六年五月教授に進む。小楠は嘉永四年上國漫遊の際名古屋に遊びて相識り、其の後懇意となつたのである。

新春之御慶目出度申納候。愈御安康に被レ成ニ御加年一、珍重之御事に奉レ存候。隨て小生無異に馬齢を重、御安意可レ被ニ成下一候。去秋は御書狀被ニ成下一、忝々拜見仕候。早速に奉復仕筈に御座候處、八月初より闊（間カ）遏

熱相煩十二月初に初て理髮仕候程にて十二三旬打臥能在候間、執筆出來兼失禮仕候間御海量可レ被レ下候。先以久旱嘆之高吟幾回拜誦仕、何方も御同様之奸吏俗夫此民を苦しめ候事甚しく、眞に痛心之至に御座候。九州表去秋は七歩通之出來にて御座候へ共、近年打重候凶荒にて中々愁苦少も相寛み候容體にて無二御座一候。弊藩尤窮困之民情にて御座候。自然當春作聊不熟にて候へば民食必死と被レ存候。如何に成り可レ申哉、痛心仕候。乍レ然例の俗吏は少も驚き不レ申、依然たる光景眞に嘆息之至に奉レ存候。

久留米藩此節の出入は小人輩敗軍にて君子寃を開、珍重に奉レ存候。高喩の通り近年天下之勢何方も君子小人流脈を分朋黨之憂甚しく、是總末世之勢眞に氣之毒之至に御座候。小人は勿論、君子亦餘り小人を惡み過し却て□□（二字不明）成病は尤戒め謹まずんばあるべからず。去冬柳川藩士拙塾に參り居候書生歸鄉之節二絶相送申候内一首

後先憂樂果名箴。忠愛養來深又深。人類不レ須分二黑白一。包レ荒識量服二人心一。

柳藩亦此黨脈之病有レ之、深く君子心を用ひべき所にて御座候。乍レ去此間甚以所置六ヶ敷、苦心此事に御座候。薩藩は當君よ程明主にて御座候。既に此藩よりも拙塾に參り居、内輪之事情具に承り申候。此節は必定起り可レ申候。乍レ然至て事情六ヶ敷、何分君公寛大之御量にて無二御座一候ては御乘り鎮め出來申間敷、御先代御用之小人輩は大略御斥に相成申候。三十年來小人政を執り罷在候間其黨與流滿いたし候間、忽に是を斥け罪を正し候様に御座候ては如何成禍亂を生じ可レ申哉、深憂ひ恐れ候勢にて御座候。尤

此所は君公御合點參り、巨魁のみ御斥にて其餘は深御惡みの樣子も相見不ㇾ申、所ㇾ謂包ㇾ荒之所御見識御座候間重々珍重奉ㇾ存候。

外夷惡氛景色至て六ヶ敷模樣に承申候。既に長崎にては紅毛よりさし出候書附一切外に流布いたし不ㇾ申樣に御奉行より嚴令有ㇾ之、通事共翻釋は御奉行面前にて仕り、其草稿は直に火中いたし候との事に御座候。且又薩生申出にはイギリス近年琉球に參り、年々夷人を殘し置只今も兩人罷在り每歲々々更代仕候。此譯は琉球はアジヤ洲の中尤中央之地にて有ㇾ之、是非共大交易場を立可ㇾ申との論談の爲にて、琉人も內輪は利害之說によ程動き申候由。因て薩よりも甚以致しにくき鹽梅に罷成、何に夷賊之心底難ㇾ斗次第に御座候。此方之流說にては當夏は必ず何方かに參り一論談いたし可ㇾ申、此論談之儀は海運を鎖すの一策に出ること必定と奉ㇾ存候。可ㇾ憂可ㇾ戒。

文草五篇御笑具に拜呈仕候。小生文字は兼て修行も不ㇾ仕、別て近年は一切程に廢絕仕り無ㇾ餘義ㇾ應酬共仕候位にて中々下劣可ㇾ恥之至に御座候、必御改正被ㇾ成下ㇾ度㕝々奉ㇾ希候。此段迄拜呈仕、餘は後脚に萬縷可ㇾ申上ㇾ候。頓首拜。

正月十五日　　　　横井平四郎

澤田良藏樣

尙々鬼頭君に一封さし上申候間御序に御屆被ㇾ成下ㇾ候樣奉ㇾ賴候。以上。

別啓

尊藩彌益御盛隆之御事奉二恐悅一候。田宮君は不二相替一　君側に御勤被レ成候と奉レ存候。乍レ憚此地位尤以御大切之大根本にて、第一等之人物須臾も離れ候ては相成不レ申、眞以千里外想像仕候。肥田大夫(孫左衞門)御登用直に御東下重々目出度御事に奉レ存候。大導寺君はいまだ御閑散にて御座候哉。將又小生本家(横井伊織介)御役御斷に相成候樣に承申候。其外にも此類之人御同樣之事可レ有二御座一候。此等之御進退尤御一藩中之耳目打替り候第一にて、就ては御內輪樣々委曲之譯合善事惡事さぞかし御座候と奉レ存候。一喜一懼重々御大切之御時節にて　尊藩御盛隆は眞に天下列藩之大勢に大に關係仕、有志者甚大望を懸け能在候間乍レ憚聊も御失慮無二御座一御都合宜しく行れ參候樣神以奉レ祈候。中々季世之人心は惡習甚しく候。別て尊藩は以前御內亂より指届仕候へば十六年餘に相成候樣に奉レ存候。此間士風民俗惡しき方にのみ培養に相成候御事にて、中々一朝一夕には改觀仕樣には參り申間敷、乍レ憚寛大なる御趣向第一にて助長等之事無二御座一樣重々奉二存上一候。是等は誠に釋迦前之說法、失禮千萬之申事と可レ被二思召一奉レ存候へども、御懇意に任せ無二遠慮一拜呈仕候。何分有志者大望を奉レ懸候御事にて、其所御憐察可レ被レ下候。以上。

正月十五日　　　　横井平四郎

澤田良藏様

(名古屋市圖書館藏)

澤川より小楠への書簡を見出し得ぬのは遺憾である。本文中の詩は柳河藩士池邊龜三郎の歸省を送る二首中の一。「倘々書」にある鬼頭は忠次郎忠純のことで、此の人については傳記篇第七章、三、ヲに述べてある。別啓中の田宮は云ふ迄もなく彌太郎のこと、大導寺は玄蕃と稱して尾藩家老で、此の人の事も本篇「詩文」乙、二「遊學雜志」中尾藩騷動を記せる處にある。

三四　吉田悌藏へ

嘉永六年四月三日　小楠在熊本　吉田在福井

二月十一日之貴書相達、忝々拜見仕候。先以　御兩家　上々樣益御機嫌能被ㇾ遊二御座一、奉二恐悦一候。隨て貴家愈御安康に被ㇾ成二御座一、珍重之至に奉ㇾ存候。且御同社中彌御盛事奉二抃賀一候。此許拙家別狀無二御座一、同社中不二相替一罷在、御懸念被ㇾ下間敷奉ㇾ存候。

柳藩池邊（藤左衞門）への御返書直に相達申候。且又御許諸君より御通問被ㇾ成度旨重々御雙方之爲可ㇾ然奉ㇾ存候間、其趣池邊え申遣置候。柳藩も同學次第に盛に相成、大身之子弟漸々此道に入申候樣に成行、悦申候。然し君側一向其人無ㇾ之甚殘念に奉ㇾ存候。君公は御氣力も有ㇾ之、何分凡庸にては無二御座一、一ト開いたし候へば此道に御入り被ㇾ成候御方と被ㇾ存候間、　尊藩とは御問柄にても有ㇾ之、何卒御引立被ㇾ遊度奉ㇾ存候。

尾藩近比書狀參り不ㇾ申、如何と按じ居申候。尤あしくは決して無二御座一模樣にて、不ㇾ遠樣子相分り可ㇾ申候。

彦藩當春には南部龍出可ㇾ申旨、定て今比は參謁御咄合御座候と奉ㇾ存候。是は是非共此道に入れねば不ニ相叶一、幾重にも御心配之程奉ㇾ祈候。

薩藩之事前書に一ト通拜呈、其後書生參り不ㇾ申、何(イヅレ)に不ㇾ遠尙再遊可ㇾ致相待居申候。其上い才言上可ㇾ仕候。

外寇一條長崎・薩州之事狀前書にさし上申候通にて、其後は相替不ㇾ申候。尤長崎より書生參り居先月より歸省、當月初には尙又參り申筈に付內實事情承り參候樣申含置候間、尙樣子も御座候はゞ早速拜呈可ㇾ仕候。早々以上。

四月三日　　横井平四郎

吉田悌藏樣

尙々時分柄御自愛可ㇾ被ㇾ成奉ㇾ存候。御老人樣益御安康に可ㇾ被ㇾ成ニ御座一、乍ㇾ憚可ㇾ然御傳言奉ㇾ賴候。拙家老母先月初外邪(感冒)に感じ、一段はよ程氣遣仕候處甘快に相成、今程は大分元氣付き安心仕候。家兄(左平太)近日中風相煩甚氣遣仕候處、是以漸々甘快に趣、先安心仕候。彼是病人打重近來は大に按勞仕候。小弟も大病(前出)後漸く全快仕、當時は氣力も殆平常通に罷成申候間御安心可ㇾ被ㇾ下候。此段迄申縮候。以上。

(吉田てる藏)

三五　伊藤莊左衛門へ

嘉永六年四月十四日

小楠在相撲町
伊藤在津奈木

御紙面忝々拜見いたし申候。御全家御揃御安康之由珍重之御事に御座候。其御許讀書生も大分折合申候段珍重に存候。

此許も相替不レ申、民平參り候に付ては少は宜敷御座候得共寸斗思ふ樣に成り不レ申、困入申候。彌以力を用心得に罷在候。

(江口)純三郎御咄合之段此人どふでも本領に力入り不レ申の病痛にて御座候。彌其處に工夫相用候樣御咄合重々可レ然存候。

未發已發之御說一々御同意に御座候。尤閑居獨處閨中重々力入り不レ申ては何事も外に成申候、學は全此處に御座候。

先月末より家兄中風相發散々之容體誠に心痛いたし候。然し大分快方に相成、只今通りに候へば大方此節は平復可レ致、然し寛病に御座候。右之次第故拙子遠方出懸は一切六ヶ敷、當夏其御許避暑は行れ不レ申事と相考申候、左樣御承知可レ被レ下候。

小鰯之鹽煎被レ下忝々、別て調法每夕相用申候。此段迄略復、餘は往々可二申述一候。以上。

四月十四日　　　　　平四郎

莊左衛門樣

（緒方直喜藏）

三六　岡田準介へ　嘉永六年五月三日　小楠在熊本 岡田在福井

（前略）尊藩舊冬之御樣子又々御都合宜方に相成候段重々目出度奉ㇾ存候。根本之地嚴斗一定不ㇾ仕內は色々變動可ㇾ仕、何分御大切之御時節と奉ㇾ存候。被㆓仰下㆒候通是迄積年之御講學人心に深染いたし居候事を得ば終には御一定之地に能成可ㇾ申候。此間助長は大切なれ共又大に力を入れねばならぬ事、御心配之御事萬端奉ㇾ察候。何分君側に一大人無㆓御座㆒候てはなり不ㇾ申、願くは當年中にも鈴木君（主税）御歸役に相成度御事眞に神明に祈申候。近來は西洋之變動其沙汰紛々と有ㇾ之、定て夏中には浦賀へ參り可ㇾ申候。去れば彌益天下之勢武でなければならぬと、士氣を興すと一偏の所に參り可ㇾ申候。成程士氣を興し武備嚴重にならねば決して相成不ㇾ申候得共、此一偏に根本定候へば甚以恐敷事に御座候。先使村田君（氏壽）列に文武一途之說と申候一通指上申候。或は御一覽なされ候半。唯武事を起し候は大成る相違にて御座候。聖賢豪傑心術事業一致に參り、治にも亂にも常にも變にも一偏ならざる修行尤以此學の心得と奉ㇾ存候。如何々々。

水府の事は飛立計に大慶存候。然し復の一爻甚以氣遣しく、聊心付候筋先便藤田（東湖）へ申遣候。どふぞ好き

返書參り候えかしと希候。此許同社中不二相替一大分盛に相成申候。柳川同様と申内、是は餘程面白き趣りにて御座候。只今通りに候得ば一藩中に及び可レ申勢に相見悦申候。池邊（藤左衛門）一人之力にて、此人は彌以修勵進歩に相成申候。近日に此許に參り申筈に候、左候へば萬端咄合可レ申候。此段拜呈、餘は後便に付申候。已上。

五　月　三　日

外寇之一條、前條之通彌以變動可レ有レ之奉レ存候。長崎表抔は殊の外秘密に相成、扨々氣之毒千萬に奉レ存候。北條時宗が蒙古之使者を首切り、天下に令して逆寄之打立いたしたるとは天地之懸隔。眞に嘆息々々。

梅田至困に付御助力被レ成候由、御厚情之御事に奉レ存候。此人不二相替一偏固に御座候段迷惑成る人物、扨々笑止に奉レ存候。水府御開運に就ては尚更氣力を張り可レ申候。此種の人程致しにくきは無二御座一候。御一笑々々。

〇〇へ御傳言忝奉レ存候。此者近來大にくたびれ、繩も綱も掛け不レ申甚以迷惑に奉レ存候。必竟例の山崎家講義讀之學者にて一切心術之工夫無レ之、外馳之大病甚敷、其故同家中之面々より一統に見限られ、うち合候者も無二御座一候。主人よりも嚴重切偲申聞、小生も同様最早示教幾度と申限り無二御座一候得共、唯屈し込み落入迄に御座候。

梅田は何樣氣力にても有㆑之とても一種の人物、〇〇が如き者に成りてはどふもこふも致し方無㆓御座㆒候、扨々迷惑千萬之者に御座候。已上。

（小楠遺稿）

右文中梅田至困云々は岡田の主稻葉正博が岡田の紹介でその國事に奔走するの內情を知り梅田を別墅遊仙樓に寓せしめ且つ衣食を給した事があるのを云つたものでもあらうか。梅田の評は後記吉田悌藏への書簡中にもある。（本篇二〇〇頁）〇〇へ御傳言云々の〇〇は小楠が上國遊歷の時同行した笠安靜の事、次の伴圭左衞門への書簡の「何々書」參照。

三七　伴圭左衞門へ　嘉永六年五月七日

小楠在熊本
伴在福井

伴諱は晋輔、閒山と號し、吉田東篁に從ひて經學を研究、藩に仕ふるかたはら家に在つて敎授す。安政中司計吏となり尋で中監察に遷り、功を以て大番に班した。

二月之御狀忝々拜見仕候。　上々樣益御機嫌能被㆑遊㆓御座㆒、奉㆓恐悅㆒候。隨て愈御安祥被㆑成㆓御座㆒珍重之至に奉㆑存候。御許御同社諸君益御精業御進步被㆑成重々之御事、此許も不㆓相替㆒聊脩勵仕、御安意可㆑被㆑下候。然ば格知御工夫被㆓仰下㆒夫々承知仕候。如㆑命是も先彼も大抵先抔と推究十分に成り不㆑申、根本を深吟味仕候へば必竟其事に誠意ならざる所に基き來り候へば丹書敬怠之字重々大切に奉㆑存候。因㆑之大學或問に主として敬之一字を說き來り候は卽格知之根本全是に有㆑之尤以親切に覺申候。然處近來熟々省察勘考仕候には敬尤大切に御座候へ共是は本心發見之上より持守いたす所にての工夫な

り、今日之學者兎角舊習にまどわされ候へば言行共に善を爲し候とも此心は眞實ならず、やはれ（やはりの意）內より引もの有レ之候故第一誠意之工夫にあらざれば其事物に親切ならず候。既是親切ならずして如何にして物理を究候事を得可レ申哉。於レ是甚以力を弱く覺へ何事もまあ〳〵の位に相成一切格知之修行に成不レ申候。左候へば敬は勿論之事に御座候へ共尤大切なる工夫誠意と奉レ存候。故に明道も先立二誠意一後致レ知と被レ申候。其上此誠意は論語にて申せば主二忠信一之處、近思錄にては爲レ學之所、皆此學問之大本領之工夫なり。然れば大學或問之說き樣と替り候樣に御座候へ共大學は小學を受け來り全體順道に說き申所にて敬之字にあらざれば不二相叶一、論語・近思錄は學者此心本領を不レ得所より其本領を立る工夫より誠意之工夫を主といたし候。要レ之敬といへば誠意も其內に有レ之、其心持にて大學を見るに誠意致知誠意と心得候へば却て大に親切に御座候。然し此心之發る所を持守擴充する所よりは敬にあらざれば不二相叶一、兎角敬は此心之發る上よりの工夫、誠意は善を爲せ共此心實ならざる上之工夫なり。學者此心實ならざるより本領立不レ申格致之土臺無レ之、是孔子以來學者之入處忠信誠意之處を以て御示教に相成候所以なり。如何々々。

去秋來は官途御多用と奉レ存候。被二仰下一候通是卽第一之工夫處にて、學者往として誠意格知之工夫にあらざるは無し。御自愛可レ被レ成奉レ存候。

末松君（疊兵衞）・三寺君（三作）一向に音信相絕、如何と奉レ存候。此節は書狀にてもさし出申筈に御座候處、少多（少し多く）相認失

禮仕候間、吳々御傳聲可ㇾ被ㇾ下候。
柳瀨池邊(藤左衞門)はよ程上進、日出度事に御座候。藩中も日々益盛事にて、御同慶に奉ㇾ存候。先此段迄略呈仕候。頓首拜。

五月七日　　　　　　　　　横井平四郎

伴圭左衞門様

尙々笠事御尋被ㇾ下、忝候。一向に信實之學に入り不ㇾ申、一昨年(嘉永四年)來主人家(長岡家)彌以脩勵致し、家中之者共老輩之面々迄一致に此學に入り、當時に至り候てはよ程可ㇾ見家風に相成申候。然處左一右衞門(笠安部)右之通之不埒にて段々督責に逢ひ、言語同斷之仕合にて御座候。追々呼寄教示いたし候へ共中々本心遠、是には甚心痛仕候。全體は左一右衞門親父(笠夕山)山崎學いたし例の講義讀にて、父子是迄彼之家中にては學者と被ㇾ稱、自も先輩を以て罷在候處實地之學起り候ては一向に狼狽いたし如ㇾ此之仕合、何とも可ㇾ申樣無㆓御座㆒、氣之毒成ものにて御座候。此段付呈仕候。以上。

(伴圭一藏)

三八　吉田悌藏へ　嘉永六年五月十一日　小楠在熊本 吉田在福井

一書拜呈仕候。先以　上々樣益御機嫌能被ㇾ遊㆓御座㆒、奉㆓恐悅㆒候。隨貴家被ㇾ成㆓御揃㆒愈御安康被ㇾ成㆓御

座ニ珍重之至に奉ㇾ祝候。御許御同社中彌以御精業之御事と奉ㇾ存候。此許も相替不ㇾ申、御安意可ㇾ被ㇾ下候。將又柳藩も相替不ㇾ申と申内是は彌以好き都合に參り日に增此學盛に相成、大身之面々過半は心を傾申由に御座候。必竟池邊（藤左衞門）一人の力にて此上之處助長は勿論萬事聊之敗事無ㇾ之様、精々是よりも心を付候事に御座候。池邊人物別て近來は進歩いたし知見大に活動、譬ば同社中不見識之人よりは智術にわたり候様にも疑を生じ候程に御座候て、中々此人は大に賴み有ㇾ之候人物に御座候。當月末には此許に五七日到留に咄合に參り申筈にて何角相談可ㇾ仕と奉ㇾ存候。彥藩南部は當春は定て參上いたし候と奉ㇾ存候。彼表之模様如何に成行居候哉、按勞仕候。萬一功利之様に共落入候ては重々殘念千萬、既に肥前之容體以前略拜話仕候通り彌以功利に落入り士俗至て輕薄に相成、近比は學者押出候て功利を唱へ、道學を忌み嫌候様に成行申候。大抵當時之士風を申せば種々様々之黨脈に分れ相互に娟疾甚しく、己を是とし人を非とするけわしき人氣に相成申候。御政事之上を見候へば御家督足下より御儉約嚴敷被ニ仰出ニ、御領内中三吟（味カ）線之聲を不ㇾ聞事既に二十餘年不ニ相替一行れ、學校御建立居寮生二百人斗も平生相詰、專文武御勵、將又武事は炮術は申に不ㇾ及劍槍等嚴敷御力を被ㇾ入、長崎表之御防禦に至り候ては尤以十分之御力至れり盡せりとも可ㇾ申候。既長崎湊口のまへこふやきと申嶋より海上八丁餘り御築出に相成船入出來仕候。此處深さ十八尋以上之由、誠に非常之事に御座候。佐賀藩士之內話に十餘年來御軍備一條之物入大抵三十萬兩餘と申事にて御座候。箇様に御心志を被ㇾ盡御政事向種々御配意に相成候へ共前

條通り士風益以惡しく相成一人之人才も出來不ㇾ申、必竟功利之學可ㇾ恐事に奉ㇾ存候。共故彥藩も明君にて此道を御講明に相成不ㇾ申候へば肥前流に落入可ㇾ被ㇾ成かと大に氣遣仕候。兎角明君英主大僻事は此所にて御座候。何分彥藩は御配意と奉ㇾ存候。

當年は浦賀表夷船參り可ㇾ申模樣、是付ては段々愚意之次第御座候へ共略仕候。何樣夷船參り候へば跡之所置にて御座候。何も後脚に付與仕候。頓首拜。

五月十一日　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

吉田悌藏樣

尙々時分御自愛可ㇾ被ㇾ成、乍ㇾ末御老人樣へ宜敷御傳聞奉ㇾ賴候。先便得二貴意一申候家兄病氣も殊之外鹽梅宜しく、昨今は大抵八步位も快相成、近邊迄は外出も仕候。先安心仕候。

水府正月以來之御模樣如何と奉ㇾ存候、定て樣子可ㇾ有二御座一候。急ぎ御知せ可ㇾ被ㇾ下候。先便藤田への書狀は定て返書參り可ㇾ申候。返書之趣に因ては段々愚意建白仕筈に罷在候。先第一此學術一條是迄之事實に因て重々討論仕度奉ㇾ存候。共外御政事之得失何角建白仕度、返書を相待居申候。此節は格別言上之筋も無之、別紙諸賢え拜復仕候間荒々如ㇾ此申縮候。以上。

（市村佐太郎藏）

三九　吉田悌藏へ

嘉永六年七月十三日　小楠在熊本　吉田在福井

四月廿九日之御書先月末に到着、忝々拜見仕候。烈暑之砌　上々樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、奉ニ恐悦一候。隨て貴家御揃被レ成御安康に被レ成ニ御起居一、珍重之至に奉レ存候。且諸賢君彌以御精業、別て村田・矢島之諸賢御進歩實に大慶仕候。此許も同社相替り不レ申御安意可レ被レ下候。

然ば江戸表英船參り散々之無禮相はたらき、深痛心之至に御座候。此船去夏蘭船に託し前廣申入候事にて、　廟堂實に御覺悟に罷成り候へば夫々御手當に相成り、箇樣に寢耳に水入り候樣には至り申間敷、必竟例の因循家何事も無事々々の御沙汰故如レ此之大驚動、實に耐ニ慨嘆一不レ申、然し夫は跡之事今更に申不レ及、何樣是より兵禍に相成候は必定にて、既に琉球表にはアメリカ船十六艘か參り居り、當年中尚又江戸に參り御返答承り可レ申との取沙汰、（是は現實之事は承り不レ申、薩州に聞合置候へ共いまだ返事參り不レ申候。）果して然ることに候へば手近く干戈に相成候事も難レ斗、　廟議之御決定如何に御座候哉。何も扨置此場に至り候ては第一人才御用之外無ニ御座一、水府老公（齊昭）御用に相成候一着に御座候。左樣に御座候へば此節是中興之大機會大有爲之時節、重々目出度御世に罷成候は現然之事に御座候。若し然る事に不ニ相成一して例の海防家之說行はれ、軍艦の大炮のと防禦之用意迄に至り候へば實に寒心に耐へ不レ申、覆亡は現然と奉レ存候。何樣老公御用に相成候へば　大將軍家御一身より非常格外之御所置可レ被レ爲レ在、御身を以て天下に令せられ（此御所置大綱條付定て御思惟一定仕事なり略仕候。尤

（程に寄り候て再認不レ申候ては不レ叶儀も御座候間出來仕候へばさし上可レ申候。）候様相成候へば實に天下萬姓之大幸此節程大機會は無二御座一候。御賢慮後便奉レ待候。

彦根藩南部龍出に付縷々被二仰下一、中々驚入候人物重々賴母敷大慶至極に奉レ存候。就中出所之一條は今代人士絶て無レ之志確然たる所眞に感心仕候。學意は先づ扨置、今日之世界一人之人物も尤大切にて、君公當年は御在國、此變動にては或は御登用にも相成可レ申哉、如何と案じ申候。南部に御通問之節小生よりも可レ然御傳致仕候樣、御沙汰重々奉レ賴候。

加藩密交易既に此許にも種々之風説有レ之、萬一大身之內黨與も御座候へば此折柄重々氣之毒千萬に奉レ存候。能登・越中之御領にても如何成事御座候も難レ斗、越後抔は交易殊之外盛之由に承申候。其外九州にては薩州・五島等、南海には土佐・紀州等沿海之諸國海禁甚以大弛に相成、因循之流弊絶二言語一事に御座候。

柳川彌以都合宜敷、只今通りにては聊大氣遣は無二御座一候。次第に宜しき方に成行申候。必竟池邊・立花（壹岐）（ナラン）兩人之力と奉レ存候。此段拜呈、餘は付二後鴻一申候。頓首拜。

七月十三日　　横井平四郎

吉田悌藏樣

尙々當夏は殊之外烈しき暑にて御座候。御地如何、御自愛可レ被レ成候。乍レ末御老人樣方彌以御壯健

御申分無二御座一御暮し可レ被レ成、宜敷被レ仰可レ被レ下候。拙家先便に拜呈仕候家兄中風相煩、一旦は死生不定に御座候處漸々甘快に相成、近來は彌以快く大抵八分位之平復、外出等も仕事に御座候。老母は當年は大に元氣壯にて大安心仕候。京師梅田(雲濱)困窮に付ては稻葉氏(正博、福井藩家老)より御助力に相成候由、尙又此許(長岡)監物手許に助力申越、扨々困り入申候。此人陽に正直をかざり、陰に利心をさしはさみ、都會儒者之情態一笑に耐不レ申、聊附記供二一笑一。

(山口周祐藏)

四〇　矢島源助へ

嘉永六年七月十九日

小楠在相撲町
源助在中山鄉

一書致二拜呈一候。朝夕は大分暮し能御座候。扨竹崎(律次郎)・內藤(泰吉)參り雨乞一條是迄之成り行承候。吉田直吟味にて却て事情明白いたし可レ申と存候事に御座候。然し此末如何と案申候。右に付ては此方之御心中平坦成る所に彌以御心を被レ用、清原列を此節物見せんと敵に取り候樣之意思決して無レ之、只々自ら罪し自ら責人に對して言も我が獨りの心も不二相替一御座候樣重々祈申事に御座候。凡人情平生不平之筋有レ之候へば其事に當りて此不平主と成り候より大に事理を誤り申事は御案內通りにて不レ及レ申候。別て貴公は生質(マヽ)此處に偏なり申候間實々氣遣ひ申候。何事も何事も自反被レ致、平坦なる御心得尤以大切にて、

嘉悦がどふの清原がどふのと聊人を敵に取り被レ申候樣無レ之、千々萬々祈申候。平生之學問全く箇樣之場にて、俗人と氷炭相替り申候、實に御心得可レ有ニ御座一存候。

嘉悦一條も竹崎列よりい才に承申候。是は懸ニ御目一不レ申候へば委細筆上にて盡しがたく候。只々吉田望みの通りに門兵衛手前よりほどき（門兵衛の手の方から解決）に相成候樣嚴斗可レ然存申候。平生友誼御信じ不ニ相替一候へば愚拙所分御疑無レ之御決定可レ有ニ御座一候。い才はどふも筆に盡され不レ申、略仕候。

右愚意之趣一刻も得ニ貴意一度態と人をさし立致ニ拜呈一候。呉々も愚存御疑惑無レ之候樣、天地神明に懸け誠心御切瑳仕候。此意御組（マヽ）取可レ給候。外に申事も無ニ御座一申縮候。以上。

七月十九日　　　　平　四　郎

源　助　樣

尚々江戸之御模樣大に宜しく、水府老公御委任にて大に言路を御開き衷情も御打明に相成申候。外に恐悦之筋御座候へ共、態と略いたし候。何れ不レ遠相分、爲ニ天下國家一大慶無レ限、此段迄申縮候。以上。

別　紙

昨日早御飛脚着之次第なり。

御大人樣に別書呈不レ申、呉々宜敷御賴申候事。

（矢島武次藏）

四一　江口純三郎へ　嘉永六年八月二日　小楠在相撲町　江口在葦北

純三郎名は高廉、德富一敬の第二弟で江口家の養子となつた。小楠門下の才物で、小楠の越前行にも數度隨伴したし又明治元年小楠が朝廷よりの召命によりて上京せる際には出發當初より之に隨ひ、病床に親しみ勝ちだつた師の身邊に在つて何呉と介抱した。小楠も純三郎を家人同様に親しんで普請其の他家事向のこまぐ\した事まで同人に依頼してゐた。小楠歿後は諸方に宦遊して、後は東都にて雜誌を發行し、明治廿二年『小楠遺稿』上梓に際しては資料蒐集及び編輯の任に當つた。

一書致二拜呈一申候。愈御安康珍重之至に存候。先以先日來は御不快之御様子典次(河瀬)列より承り如何と案勞いたし申候。最早定て御甘快と存申候。隨分御保養專一に御座候。扨家兄病氣來今以十分勝不レ申に就ては家政向一切拙子受込申候。全體御承知之不勝手之上病人之物入非常に有レ之實に大困窮に相成、痛心此事に存候。就ては熊本居も出來不レ申仕合に候へ共此節之折柄拙子在宅(田舍住ひ)は六ケ敷、板はさみの身に相成申候間何卒御助力被レ下度希所に御座候。い才(律次郎)は竹崎に咄合置申候間可レ然御相談被レ下度重て御頼申候。外夷之事も竹崎より御承知可レ被レ下候。前條御願申候迄拜呈、其外は略申候。以上。

八月二日　　平四郎

純三郎様

(米原鶴太藏)

四二　伊藤莊左衛門へ

嘉永六年八月七日　小楠在相撲町　伊藤在津奈木

七月廿九日之御紙面相達、忝々致二拜見一候。先々御揃御安康珍重之至に御座候。此許も不二相替一社中一統無事にて御座候。

先頃は内野（健次、小楠門生）參向寬々御咄合御座候段い才に承り、大慶いたし申候。扨長崎表にもヲロシヤ參り是は同じ穴の狐にては有二御座一間敷、全體ヲロシヤは御案内通り世界第一之大國、イギリス抔は元來共屬國に候處文政之初かより强大に相成獨立いたし、ヲロシヤの命令も受不レ申全體中惡しく有レ之。此節の北アメリカも同樣にて、是等の夷人强大はヲロシヤの實情大に悅び不レ申事と被レ存候。去れば是等と申合此方を搖動いたし候樣の筋合には決して見へ不レ申、いまだ使節の主意は一向に知れ不レ申候得共愚考する處此節アメリカ參り候事嚴斗沈痾たる大病、一方ならざる大變事にて候得ば日本にて重々遠慮を被レ加、決して疎率なること無二御座一樣に心を付けに參り、且ヲロシヤより此節の風波は取り鎭め無事に取計可レ申と申出候ものに相違無レ之相見え申候。左候へば日本・アメリカの亂をヲロシヤより取り治候大名世界にかゞやき、且日本よりは大恩に相成たる（故脱カ）交易も無二異議一行れ可レ申との所存と考申候。然ば此返事尤以大切成る事にて如何御了簡候哉、承り度候。

江戸表水老公（齊昭）日々御登城、全く御後見と相考誠に大慶此上もなし。去月十九日一萬石以下御旗本之衆登

城出仕、木綿被ニ相用一候様御達有レ之中々きびしき事に被レ存候。いまだ委細之狀參り不レ申、何に四五日中には相分可レ申候。先御穩便たるといへ共炮術之修行は江戶中少も遠慮いたし不レ申段御達に相成、此節は江戶中炮聲甚だ賑々敷穩便と申參候。（是は江戶之事、御國は左樣にては無レ之候。）彌以夷船御打はらひに決し、誠に以重々目出度御事飛立斗に悅申候。段々得ニ御意一度儀御座候得共先此段迄申略候。以上。

八月七日　　平四郎

莊左衞門様

尙々竹崎（律次郎）薩州に打立、定て御咄合御座候と存申候。太多助（德富）・純三郎（江口）に宜敷御傳致可レ給、御賴申候。以上。

（洪水文庫藏寫本）

四三　藤田東湖へ

嘉永六年八月十五日　小楠在熊本　藤田在江戶

一書拜呈仕候。愈御安泰に御起居なされ珍重之至り、奉ニ賀上一候。然ば夷船來航天下の大騷動と罷成、十年以前其兆顯然の處廟堂恬然無事太平に押移られ、一旦狼狽申計なく、眞に痛哭の至り言語に絕たる事にて候。然しながら夫より跡の事今更申に及ばず、天命人心尊藩に屬し、老公樣（齊昭）御後見眞に以て天下中興の大機會到來仕り、何の悅か之に過ぎん。此時に於て列藩總て老公樣の尊意を奉じ二百年太平因循の弊政を一時に挽回し、鼓動作新大に士氣を振興し、江戶を必死の戰場と定め夷賊を鏖粉に致し、我が神

州之正氣を天地の間に明に示さずんばあるべからず、是今日大に馮河を用候の機會、誰か疑を容べけんや。然ば小子輩一番に馳參り聊の御力とも相成るべきの處、我が國體是迄敬上の事共何ともかとも言語に述られ申さず候。俗論頑固有志者少も動かれ申さず、眞に恥心限りなき事に御座候。夫故同志中津田山三郎と申もの罷出、國體事情內實御相談仕り、小子輩念願の事共委細御聞取成下され度千々萬々奉二願上一候。越前藩中平生深く相結び同心隔なく御座候へば兼て我が國情は委細に合點致し罷在、尙更此節は二三の有志者出府にて、津田より萬端咄し合申事に御座候間、定て越藩よりも御相談仕り申べき事と奉レ存候。事新らしく申事に御座候へ共拙藩も百萬石の一大藩の上祖先三齋東照宮の御先手仕り關原にて大友を打破り、父子夫婦君臣御當家の爲非常の忠戰を盡し候へば斯く大國をも給り三百年太平の恩波に浴し、今日に至り決して他藩に一歩も讓り申事は相叶はず、況や今日の國體開闢以來未曾有の大變事、天下の御爲十分の御用を盡し申さず候ては我國有志者の心情濟み申さず候間、何分深く御組取御配慮成下され度神明に懸けて奉レ願候。委細は津田より言上仕るべく、此段書中拜呈仕候事。頓首拜。

八月十五日　　　　横井平四郎

藤田虎之助様

（肥後藩國事史料）

右は米使節彼理浦賀灣闖入の報に接したる際時局に對する其の志を述べ、且つ同志津田山三郎出府同志の委頼を陳ぶべきを以て

宜しく配慮ありたき旨を請うたもので、文中の「越前藩中云々」につきては次の鈴木主稅及び吉田悌藏の兩人に寄せた小楠の書簡二通を參照すれば其の事情が首肯せられる。

四四　鈴木主稅・吉田悌藏へ

嘉永六年八月十七日　小楠在熊本　鈴木在江戶、吉田在福井

鈴木主稅名は重榮、純淵又鑾城と號す。福井藩の重臣で同藩の治績を天下の標準たらしめんとして藩政の上に規畫献策遺す所なく、江戶に在りては春嶽の左右に侍して內其の機密に參與し外は幕府及び列藩の名士と交り國家の衰運を挽回せんと謀り、幕府に献策する所頗る多かつた。主稅と最も交の深かつたは藤田東湖と長岡監物とであつたが、藤田・長岡も鈴木には推服してゐた。小楠も亦大いにその偉材なるを認めてゐた。

一書拜呈仕候。秋冷之砌、　御兩家　上々樣益々御機嫌能被レ遊二御座一、奉二恐悅一候。隨て御兩賢君愈御安祥に被レ成二御勤一、珍重之至に奉レ存候。然ば吉田君御狀早速相達、本多君・鈴木君七月十九日比に御國許御出立被レ成、吉田君は追て御出府之段、今比は其御地御着參と奉レ存候。天下の御大事此節に有レ之、天下の有志者捨二身命一奉公可レ仕時節にて、藤田(東湖)・戶田(蓬軒)も小石川に參り居候と承、定て御出會被レ成候と奉レ存候。老公樣(齊昭)御出方に相成候ても擧二朝堂一頑固之俗論相かたまり、十の六七は和議之說相立、于レ今國是決定に至り不レ申と承り、扨々人心之果なさ何ともかとも可レ申樣無二御座一、深痛心仕候。大廣間等之御大名方は如何に候哉、甚以氣遣しく事に奉レ存候。何分累卵至危之地に候へ共天下有志者身命を捨相はたらき候へば　老公平生之御志相立、三百年來の因循宴安一時に打崩し、一新中興之大機會此節到來仕

候。就ては熊本有志者長岡監物を初小子輩一刻も早出府仕御一助と相成覺悟一ト筋に御座候處、兼て御承知之通此許之容體俗論頑固無限之至り絶二言語一事共にて、一歩も足出し出來不レ申慨嘆とや言はん悲痛とやいはん眞に哭泣之世界、御察し可レ被レ下候。因て同社中津田山三郎さし急ぎ出府仕候間小子輩念願之次第同人より得斗御聞屆被レ成下一、御配慮之處偏に奉レ願候。何分事情を御盡し被レ成敗事無レ之樣御賢慮可レ被レ下、千々萬々願所に御座候。此段拜呈仕候。以上。

八月十七日　　横井平四郎

鈴木主税様

吉田悌藏様

尚々吉田君萬一はいまだ御出府に相成不レ申難レ斗被レ存候へ共、御連名にてさし上申候。天下の御處置夷人御返答之旨等此許同志建議之處津田より御聞可レ被レ下、何も不レ遠懸二御目一候樣に罷成御配慮之程偏に奉レ願候。以上。

（松平慶民藏「遺愛帖」）

四五　鈴木主税・吉田悌藏へ

嘉永六年九月二十六日　小楠在熊本　鈴木在江戸、吉田在福井

一書拜呈仕候。先以　上々樣益御機嫌能被レ遊二御座一、奉二恐悅一候。隨て愈御安康に被レ成二御座一、珍重之至に奉レ存候。然者先達て津田山三郎罷出、此許事情御聞取被レ下候事に奉レ存候。誠に以一大事之御配意

を奉レ願奉謝之筋可ニ申上一様無ニ御座一、何分御仁憐之程千々萬々奉レ願候。扨吉田賢丈には御承知に相成居候薩州鮫嶋正介と申人出府仕候。此人非常之人材之上大有爲之志相抱き深內談仕申候間、何卒小生に不ニ相替一様御咄合被ニ成下一候様千萬に奉レ願候。小生心事委細に正介承り罷在申候間、是又御聞取可レ被レ下候。此段轉書仕候義鮫嶋より縷々可ニ申上一奉レ存候。以上。

九月廿六日　　　　横井平四郎

鈴木主税様
吉田悌藏様

尙々吉田賢丈は最早御出府之御事に奉レ存候。千里外晝夜考申のみにて、心中御憐察可レ被レ下候。極々いそがしく寸楮迄相認上申候。以上。
再白西依は拙塾に留置申候。以上。

（編者藏）

右二通の書面につきては、前記小楠より藤田東湖への書簡（四三）を參照すればその事情がよくわかる。

四六　吉田悌藏へ（追啓）

嘉永六年十月二十五日

小楠在熊本
吉田在福井

追啓
先達ては西依熊太郎罷出、就ては懇に被ニ仰越一候筋いオ承知仕候。熊太郎事拙塾に留置段々咄合申候

處、此者何の志も無レ之例の俗人、書物讀にて却て塾中の害のみに能成り甚く望を失ひ申候。とても此もの罷在候ては塾中色々煩敷事さし起り大に迷惑仕候間、引き取らせ申筈に心配仕候。折角被ニ仰越一候事に候へばどふとぞいたし教喩仕、心得相立候樣に十分力を盡し候へ共右之次第にていたし方無ニ御座一候。扨々當惑之至と奉レ存候。此段附呈仕候。以上。

十月廿五日　　橫井

吉田樣

（吉田てる藏）

四七　吉田悌藏へ　嘉永六年十二月十八日　小楠在熊本　吉田在福井

一書拜呈仕候。　上々樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、奉ニ恐悅一候。隨て愈御安康被レ成ニ御座一、珍重之至に奉レ存候。先以先達は御書狀被ニ成下一候處何角押移不レ及ニ貴答一、失禮御海容可レ被レ下候。江戸表寸斗都合不レ宜と申內、近比同社中よりの申越には第一水府奸黨嚴罰、是にて、少は勢を替へ申候段珍重此事に奉レ存候。扨又拙藩浦賀固被ニ仰付一に付ては寡君よ程之開明之模樣にて、（長岡）監物へ急速之飛脚にて直書到來一藩之惣帥被ニ申付一、去る十一日に出發仕候。必竟　尊藩初奉り諸方御配意故と奉レ存候。誠に以難レ有仕合眞に感涙に沈申候。就ては一藩人心兒童奔卒に至る迄大慶此事にて、御察可レ被レ下候。然處浦賀之固中々

大事にて、此節は彦根抔之樣に夷艦內海に入れ候ては決て相成不ㇾ申、嚴重に防禦之道相立候策尤以大切にて、さし寄舟臺場にて防止め申外は有ㇾ御座ㇾ間敷と被ㇾ存、天下之公論如何と奉ㇾ存候。御見込之筋無ㇾ御遠慮ㇾ被ㇾ仰越ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。小生も出府之心得に御座候處さし障り勝にて、此節は留守居罷在申候。賢丈如何に候哉、于ㇾ今御出府出來不ㇾ申哉、案勞仕候。藤田抔之樣子大分動じ候樣承申候。心事萬緒に御座候へ共何も先さし置、監物出府之事言上仕候。大に取紛罷在り、餘は後便に拜呈可ㇾ仕候。以上。

十二月十八日　　　　　　　　　　　横井平四郎

吉田悌藏樣

尚々御全家樣へ可ㇾ然奉ㇾ希候。岡田君(準介)其外樣へも書狀さし出得不ㇾ申、宜敷御致聞奉ㇾ願候。以上。

（吉田てる藏）

安政元年

四八　岡田準介へ　安政元年三月十四日　小楠在熊本　岡田在福井

新春之御慶目出度申納候。　御兩家　上々樣益御機嫌能被ㇾ遊ㇾ御座ㇾ、奉ㇾ恐悅ㇾ候。　御主家(稻葉家)樣彌御安康に被ㇾ成ㇾ御座ㇾ、重々目出度奉ㇾ存候。先以舊十一月廿九日之御書相達、忝拜見仕候。愈御安康珍重之御事

に奉レ存候。隨て小生も無事依レ舊罷在り、御懸念被レ下間敷奉レ存候。其御許御同社中彌御精業と奉レ存候。此許相替不レ申候。大分去冬來は進歩之人も有レ之大慶仕候。扨去年來は御許光景専武之一字に參候由、就ては何角御配意被レ成候と奉レ存候。是は乍レ憚當時之勢と奉レ存候。必ず〳〵御力落無二御座一様呉々奉レ存候。此方に就てはい才村田君列に別紙さし上申候、御一覽可レ被レ下奉レ存候。

此許前條通り監物初彌以勵み罷在申候。靑天は曇り候へ共一統は大分耳目をさまし申勢と相成申候。彌以助長等之病無レ之様精々申談候へば御氣遣被レ下間敷候。水府もよ程宜しき方に相向ひ、姦物(結城寅壽等)底は水に退轉いたし御父子様彌以御和熟、　老公思召次第に被レ行候段爲二天下一誠に目出度御事に奉レ存候。是以此上御助長無レ之寛々御心を被レ用度千萬奉レ存候。

御主人様御教導方の事被二仰下一、奉レ得二貴意一候。柔順之生質は柔順に參候が一ト通り誰も心得候事に御座候へ共、小生了簡は少し相替り、猛勢にいたし度被レ存候。尤猛勢と申候ても一がいにては無二御座一候。第一氣力を脩養いたし候が尤御大切にて御座候へば、平生利害之心斷きり此道に打はまり候様に手を附參り度奉レ存候。且又武稽は尤心體を養候事にて、劔鎗或は炮術二者深力を盡し修勵仕候方重々可レ然奉レ存候。彼の山野に狩し水におよぎ候様の事も重々肝要成る筋にて、別て御大家様にて御座候へば此武事は尙更御修勵被レ成度存候。孟子浩然之氣の養を外よりいたし候には武事は重々良法にて御座候。左候へば筋骨も强壯に相成、夫よりして氣力も附候は存外之一助にて御座候、如何々々。種々御話之筋

御座候へ共舊冬來外邪にて打臥、明日飛脚相立候て數通相認申候間右迄拜呈、餘は春長く可二申上一候。已上。

三月十四日　横井平四郎

岡田準介様

（松平慶民藏「山澤文書」）

四九　荻角兵衛へ　安政元年四月七日　小楠・荻　在熊本

拜呈仕候。近日は御出在と承り、最早御歸府に相成申たる哉如何と奉レ存候。私も昨日初て外出仕候。昨晝御雇着と承申候間二ノ丸（長岡監物）に參り申候處新堀（下津休也）に紙面參り居河内留守にて御座候へ共久馬（下津休也嫡男）・典次郎（山形、休也の弟）に懸合見申候處、江戸之事情散々之成行　老公（水戸齊昭）御引入就ては二ノ丸も浦賀總帥御斷之都合に相成、どふともこふとも可レ申樣無二御座一、痛心之至に奉レ存候。依レ之隱居に急に歸りに相成候樣昨夜人を立申候。何に今日中には歸りと相考申候。今夕は新堀にて御咄合申度存候間、御歸府にて候へば御出懸可レ被レ成候。此段拜呈仕候。以上。

四月七日　横井平四郎

荻角兵衛様

（長束保藏）

五〇　吉田悌藏へ　安政元年四月二十五日　小楠在熊本　吉田在江戸（カ）

一書拜呈仕候。　上々樣益御機嫌能被ㇾ遊㆓御座㆒、奉㆓恐悅㆒候。隨て貴家愈御安康に被ㇾ成㆓御座㆒、珍重之御事に奉ㇾ存候。先以春分は從㆓江府㆒御書狀被㆓成下㆒、忝拜見仕候。　御母堂樣御病氣如何被ㇾ成㆓御座㆒候哉、定て御甘快之御事と奉ㇾ存候。折角御出府之處早々御歸國殘念千萬に奉ㇾ存候。御甘快之上は再び御出府可ㇾ被ㇾ成、今程は御出懸に相成可ㇾ申想像仕候。御許御同社中彌以御盛事と奉ㇾ存候。此許相替り不ㇾ申、無事に罷在候。諸君へも此節書狀さし出得不ㇾ申、可ㇾ然御傳聞奉ㇾ願候。い才之事は別紙に相認置申候。先御見舞迄早々申上縮候。以上。

四月廿五日　　横井平四郎

吉田悌藏樣

別紙

水老公之御模樣も實に意外に御座候、如何成行可ㇾ申哉、案勞此事に御座候。田宮（彌太郎）えは御序に呉々宜敷奉ㇾ賴候。甚以殘念に御座候得共天下之爲嫌疑をさけ候事に候へばいたし方も無㆓御座㆒候。以後御在府中相變候儀も御座候はゞ柳川之方迄御通路幾重にも奉ㇾ希候。弊藩之方は阿閣・肥前兩侯より御引立被ㇾ

小楠より吉田悌藏への書簡
（吉田てる藏）

下候へば都合可レ宜相考申候。右之處は藤田へも賴置候事に御座候間、御含に申上置候。田宮抔も心に懸吳候樣御賴被レ下候樣祈申候。唯々何事も君上之御一心少しひらけ不レ申候ては御左右に人を入込候事も何分出來兼申候。其御志を被レ立候一段實に野生誠實薄き處より力におよび不レ申不忠之至恥入申候、何分御氣永く御力被ニ添下一候樣奉レ希候。頓首。

同　時

よそならす思へはいとゝ賴なり心にかゝる御代の行末

御汲取可レ被レ下候。

至　密。

（川喜多久太夫藏）

五一　吉田悌藏へ　安政元年九月二十日　小楠在熊本　吉田在福井

一書拜呈仕候。先以　上々樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅之御事に奉レ存候。次に賢丈御一家彌御安康に被レ成ニ御座一、珍重之至に奉レ存候。久々打絕書狀も呈不レ申、御模樣も相分不レ申、何角案勞之事共に御座候。御社中諸賢彌益御盛大之御事と奉レ存候。此許同社何ぞ相替不レ申無事に罷在申候。

然ば兄左平太儀久しく相煩居申候處養生相叶不レ申、去る七月十七日に病死仕候。依レ之小生名跡相續願置申候處當月十四日に知行無二相違一番方に組入被二申付一候、此段御吹聽仕候間諸君へも可レ然御致聞奉レ願候。是迄浪人に決定いたし居、五十に向たる身分世事相勤候儀は眞以迷惑に奉レ存候。乍レ然人事之變態不二一定一事にて、今日は又今日之當然を盡し可レ申事に御座候。此段御吹聽迄如レ此御座候。頓首拜。

九月廿日　　　　　　　　横井平四郎

吉田悌藏様

尙々時分柄御厭被レ成度奉レ存候。御兩親様御替り無二御座一御壯健に被レ成二御座一候と奉レ存候。乍レ憚宜しく奉レ願候。何も別啓に相認申候。以上。

別啓

近來は江戸表之事情一切分り兼申候處和儀は彌以固まり候ものと被レ存候。然處　老公又々御登營に相成候と承り、寸斗解兼申候。勿論今日に相成今更戰に被二引返一候事は事勢に於て出來申間敷、先和議は和議にして致し方無二御座一、旗下列藩之因循は是非共被二引起一度　廟堂之御主意相立候より　老公御出方に相成候筋にて御座候へば誠に目出度御事に奉レ存候。若又左様之根本に起り候にては無レ之、御備筋

御改正、軍艦・鐵炮等之御用意迄にて御座候へば夫は天下への御申譯にて、彌以困弊之筋に成り行申深勞心仕候。先達て藤田（東湖）より監物（長岡）迄紙面遣し候へ共さし控候故か一向事情申越無レ之、定て　尊藩へは御承知と奉レ存候間何卒御申越可レ被レ下候。扨又今日之事勢和戰之二ッは先さし置き　老公奉レ始　尊藩・尾公御一致之上は此道を明にする處に被レ盡ニ御心一度御事に奉レ存候。然ば　老公は申上に不レ及　尊藩・尾公より列矦方に被レ對最早御遠慮は入り申間敷、脩レ己治レ人人道之大義理を御喩被レ成、御互に講學仕る處に參申候へば列藩も漸々起り立候御方も必定可レ有ニ御座一候。此講學盛に成候へば人才も上り弊政も改り士氣も起り可レ申、此外に何之手段も無ニ御座一儀と奉レ存候。必竟和戰之二ッを爭しは今日に至りては不見識と奉レ存候。勿論又列矦御應對御遠慮は無益之御事に奉レ存候。此趣は先達て監物より藤田へも申越置候。いまだ返事は參り不レ申候、如何合點に相成申たるや。此講學之筋にて候へば　廟堂もさして御疑惑に相成申筋にても無ニ御座一候、如何御所存にて御座候哉、相伺申候。

惣じて和と云ひ戰と云ひ遂に是一偏之見にて時に應じ勢に隨ひ其宜敷を得候道理が眞道理と奉レ存候。既に墨夷に和を許候へば英夷にも何にも許さねば成り不レ申候へば墨夷に許さるゝ時に一決するが戰之道理なり。最早墨夷に許し大計を誤たるなれば今日之勢必ず和を絶之論は事勢を不レ知と可レ申か。然れば墨・英等之夷に處するは應接之人其人物を撰び道理之已（ヤマ）れざる自然之筋を以て打明け咄合、聊たり共彼が無理成る筋は論破いたし、又聞へたるは取用ひ、信義を主として應接する時は彼又人也理に服せ

ざる事不能、扨此上にも無理を申立なれば、不得已戰に及候に我義也彼不義也、決して萬國を敵に取るの道理無之、是我が道を四海に立る國是に決し候へば今日に至り和戰之二ッを爭事とは存不申、定て　尊藩之思召此所に落着と奉存候、如何、拜聞仕度奉存候。樣々拜話仕度奉存候へ共、此節は略仕候。以上。

九月廿日　　　　　　　　　　横井

吉田樣

追啓

別紙書狀相認置候へ共いまだ發脚無御座候内大坂之變申參り、扨々痛心之至に奉存候。去冬魯夷長崎に參候節交易之場所は大坂と申出居候へば極て此處に出候事と此許にて咄合候處、果して共通りに參り申候。下田は墨入込み、長崎は英、大坂は魯、各場所相極候ものにて、來春迄には北海にはフランス必定參り可申、四方敵を受、如何成り行可申哉。　廟堂御決定次第治亂存亡どふとも相成可申、扨々かゆき所のかゝれざる事に御座候。　尊藩御處置承り申度奉存候。何樣別紙にも拜呈仕候通り今日に至り候ては、内は講學を以て列藩君臣を一致せしめ、外は應對之人物を撰び自然之理を以て夷人之心を服せしむる此兩端内外之所と奉存候。此段追啓仕候。以上。

十月三日　　　　　　　　　　横井平四郎

吉田悌藏樣

（吉田てる藏）

五二　吉田悌藏へ（別啓）　安政元年十二月十日

小楠在熊本
吉田在福井（カ）

別　啓

水一條被二仰下一、忝存候。余程開運之機と相考申候。第一　當公思召大替と申候ては何より以目出度御事不レ過レ之と存候。此上は御登一條も決て御急ぎ無二御座一候。彌以　御父子樣御同心に御成り被レ成、賢丈思召通り小人を責めず荒を包み大量を御修養被レ成度奉レ存候。左候へば小人反側を懷き候ものゝ心何と無く安らかに相成、漸々と思召之通りに參り可レ申、　當公角く思召御替り被レ成候へば奉レ始二老公一其外水風之大はやりの面々色々御手段を御附被レ成候樣に相成共（ドモ）いたし候ては又々塞り可レ申、是は甚以氣遣仕候。岡田江戶執（詰カ）に相成候段、此岡田は定て天狗黨と被レ存候。今迄姓名も承り不レ申、藤田能登守抔之樣成る少しはやはらか成る人物にて御座候哉、萬一血氣派之一にて御座候へば此節大事之時に當り恐くは事を破可レ申、如何と案勞仕候。兎角水府之所置は奸黨之者共恐懼之心を和げ諸君子憤怒之策をおさへ、一國之黨派何と無く波立不レ申樣に　兩公御心を被レ盡候へば、御登抔は申に不レ及根本之病消亡致、御開運に相成申事必然之勢と被レ存候。如何々々。

十二月十日

吉田様

横井

（山口透藏）

五三　伊藤莊左衞門へ　安政元年十二月二十三日　小楠在相撲町　伊藤在津奈木

御紙面忝々致二拜見一候。月迫に相成何角御多用と存申候。扨相願置候講德永御申談じ一口御加り千萬忝候。御庇にて困窮を凌大慶此事に御座候。五十に迫老書生不レ圖家督相續、大破の餘を受け誠に困窮の仕合、痛心御察可レ被レ下候。乍レ然諸友の助にて無事に越年いたし大に仕合に存候。御手許もさぞかし御心配の事共に被レ察、御互に迷惑なるは此俗事にて御座候。乍レ去世話は十分の上にも屆き候樣に致さねば勿論なり不レ申候得共、此一事より心を被レ取候は扨も不勇不義之俗漢にて、我が輩は些（スコシ）は高尙なる人物と自讃いたし候。御一笑可レ被レ下候。

一　四郎弟事御申越、且白鹽焇製方の事致二承知一候。是は來春四郎出府直と事情承り候上にて無二御座一候ては御天守方に內談出來不レ申候。左樣御承知可レ被レ下候。當冬は熊本御家中町何も殊の外困窮、且在中何方も不レ怪詰まり、困窮の聲のみ承り、扨々心外の至に御座候。御許御同樣の由氣之毒千萬、御心配と存申候。何も來春目出度萬々可二申述一、先此段拜復申縮候。已上。

尙々乍ㇾ末御大人樣に可ㇾ然御傳致可ㇾ被ㇾ下候。困窮は勿論に候得共、家内無事何も申分も無ㇾ御座ㇾ越年いたし是は大に悦申候。御許も御同樣と拜賀々々。

十二月廿三日　　　　　　　　　　　　平　四　郞

莊　左　衛　門　樣

（渡邊季甚藏）

安政二年

五四　立花壹岐へ　安政二年三月二十日　小楠在熊本　立花在柳河

三月八日之貴書忝々拜見仕候。先々先頃は御枉駕被ㇾ成ㇾ下ㇾ厚忝候。然し何之風情も無ㇾ御座ㇾ恐入候次第に奉ㇾ存候。御出立には無ㇾ余儀ㇾ用事にて罷出も不ㇾ仕、御無禮御海容奉ㇾ希候。扨池邊君（藤左衛門）も十五日に御出府重々目出度奉ㇾ存候。御許彌以御盛事之段珍重此事に奉ㇾ存候。頃日は鮫島（正介）歸り池邊君兄弟御出會之段藤左君よりも御申越に相成申候。此許にも一兩日は滯留、拙宅にても寛話仕候。段々江府之事情も承り申候處不ㇾ相變ㇾ依然たる光景痛心之至に奉ㇾ存候。　水老（水戸齊昭）も全く和議相唱へ被ㇾ成候段鮫島咄にて承り、同人も重々同意にて老練之見識と申事に御座候。已に去春和に決し候は全　老公御一言と申事にて、梁

川星巖抔甚残念がり申候は不見識と鮫島は申候。私抔は依然たる舊見、今日に至り候ては彌以其心得にて、竊に天下之勢を見候處朱子之所レ謂天下之正義不レ破ニ流俗ー而破ニ君子之私心ーと申は中々名言と奉レ存候。扨々不レ及ニ是非ー事に御座候。必竟は水府之學一偏に落入り天地之正理を見不レ申處より、其流義之大節義を却て失ひ候樣に罷成り恐歎事に御座候。和漢古今之事を吟味いたしても能く知れ申候。恥を忍び和を乞候て扨後日に中興仕る事は決て無ニ御座ー候。且古今聖賢之論一として是を是といたし候事は無ニ御座ー候。是全利害之私心にて實に慨嘆之至に奉レ存候。總じて水府如レ此上は天下知名之士大抵は是に付應いたし鮫島同樣に罷成、不思議成る了簡に變じ智術之計策を尊び候樣に成行くは此學根底無き者（三・四字不明）□□□□にて御座候。如何被ニ思召ー候哉。今日は今日にて候へ共後日筆を取り候者水府を如何書き可レ申哉。義公以來之節義も水之泡と相成可レ申候。譬へ今日勢彼に敵し不レ申、水府を始天下有志者正氣之下に敗死いたし申候ても少も不レ苦事に御座候。其正氣に感じ後の人必中興仕る事は必定にて、我が身の私を見る處にては無ニ御座ー候。先頃も拜話仕候通り天下知名之士は非常之折柄は却て利害を挾み何之役にも立不レ申候事は後漢の末抔にても相知れ申候。中興之人は一向に名を知れ不レ申存外之人物にて御座候。此處は御互に重々可レ恐事にて、實に心肝に銘し百回も自省不レ仕ては難レ叶、深く私心を去り本來固有の正心を守り天地の大義を聊たりともは（二字不明）□□付け不レ申、成敗は見る處にて無ニ御座ー候。然ば今日之一言深く愼み大道を堅守仕外は無ニ御座ー候。何分御考可レ被レ下候。萬縷御座候得共拜復迄

仕候。以上。

三月廿日　　　　　横井平四郎

立花壹岐様

尙々津留君（敬蔵カ）へ可レ然御致聲奉レ希候。其外諸君へも同様奉レ願候。

（壹岐文書・立花親雄來翰寫）

五五　伊藤莊左衞門へ　安政二年八月十日　小楠在沼山津　伊藤在津奈木

徳永歸郷にて一書致二拜呈一申候。御全家愈御安康珍重之御事に御座候。拙家老少相替不レ申御懸念被レ下間敷候。轉宅（安政二年五月沼山津に轉居）以來は次第に有附き致二大慶一申候。將又老後一男を得大慶此事に御座候。一昨日里方より歸り母子共に安穩に罷在申候。御家事御心配之段何角想像いたし候。酒之方うれ申候哉、さぞ／＼御痛心察入申候。兎角御家も難事多く、此上の處喜十・四郎の二子彌以一致に相成り御世話に候へば凶も吉と成り禍は福に變可レ申候。此處呉々祈申候。江戶表の事長崎の事等は兩徳永より御承知と存じ、略いたし候。此許も何ぞ相替り申儀は無二御座一候内鐵炮は大分都合宜しく相成申候。此許銅山も官府申談、近日より取り懸り申筈と存候。在宅以來は誠に閑散にて心事寛りと有レ之、時々は詩抔も作り申候。近作定て郡太（徳永）寫し歸り候と存申候。今朝徳永歸り折節來客にて早々に筆を取り申候間拜復迄いたし申候。餘は

後雁に呈可レ申候。以上。

八月十日　　平四郎

荘左衛門様

尙々鹽いわし呉々宜敷御賴申候。山崎（町名）不破方が返て都合宜敷、御遣し可レ被レ下候。以上。

（洪水文庫藏寫本）

五六　立花壹岐へ　安政二年九月十七日　小楠在熊本　立花在柳河

八月十六日之御狀先日到着、將又昨日之御狀今晝到着、忝々拜見仕候。先々秋冷之砌、愈御安泰に被レ成ニ御座一、珍重に奉レ存候。然ば池邊（藤左衛門）氏御往來之御扣寬々と拜見仕候。何も扨置同氏御苦情之至り實に想像仕候。幕府　尊藩御事體臣子疾痛之至り、兎角之中樣無ニ御座一候。然處此節御知せの御狀にては天下之有樣も聊打替り候ものと被レ考、愁眉を開き候方かと奉レ存候。　老公御出處之高論至極御同意にて、此節は嚴斗御建言に相成御さしはまり御政務筋御改正に相成候か、左無くては御出無レ之方に御決定候か、何れ兩端之御處置に候はでは徒に閣老之使令に御成り被レ成候迄にて天下之大權は二三之閣臣に有レ之實に何之益も無レ之、如ニ高喩一一條三條之美事有レ之候ても天下に對しての申譯にて、根本之處は依然たる舊習面目却て弊害と奉レ存候。惣じて今度之　老公に被ニ仰渡一海岸防禦御軍制之一筋にて、御

老公を深御信用と政務之筋は御相談之筋も有レ之との御辭令は打□(不明)し考候へばやはれ(矢張の意)表向之事にては見へ不レ申、主は御手許に有レ之客として　老公を御用被レ遊候御事情と奉レ存候。此御事情にては中々老公御力を被レ盡候筋には相成申間敷、扨々殘念に奉レ存候。何分如ニ高喩一十分に御建言被レ成、兩端之落着重々至極之御所置と御同意奉レ存候。將又近々簡易之筋に御革正藩々武備之虛實御吟味之被ニ仰出一、竊に考申候處簡易と云は諸大名御官位御伊達道具等を御取り除け或は大節儉位之御處置にて中々今日之有様に相成りさしたる關係には相成申間敷、追々御講論之根本之地に基本相立候筋とは見不レ申候。藩々武備之虛實是又外之事にて、諸藩君侯之御心打替り弊政引改人才擧用之筋とは至り不レ申候。大炮抔製造調練等行れ候迄之筋と奉レ存候。是等は今日に至り江戶表西洋法抔之調練盛に行れ候勢に候へば、諸藩も其流行に從ひ今日之習弊人物にて申譯之仕事に仕る事に候へば中々藩々士氣之振興は決て出來不レ申候。徒に軍用意迄に落着仕り、萬一其場に至り必定敗軍は相違有レ之間敷、近比夷人之情實種々及ニ吟味一候處中々以前一ト通り考候とは雲泥之相違にて實に恐敷事に御座候。勿論兵端さし迫り候筋とも存じ不レ申候。遠大深謀之所存にて尤邊地抔を亂暴侵奪抔仕る者共にては決て無ニ御座一候。委細は火急に認は出來不レ申候、不レ遠言上可レ仕候。好き筋に相成候へば好きに付て愁は相增し、天下への註文は山よりも多く海よりも深く、偏に根本より起り不レ申候ては一向に嬉しく心底には相成り不レ申候。扨々志士之苦心無レ限之至に奉レ存候。

池邊君水戸（戸田）・藤（藤田）之二氏御深交重々大慶此事に奉レ存候。藤田（東湖）小生を一筋者と心得候段重々尤と一笑仕候。

池邊君御留守居之選擧是は甚笑止千萬、大に氣遣仕候。何分御力を被レ盡度千萬奉レ祈候。　尊藩御內情御苦情千萬に奉レ存候。他はどふでも宜く。　君公御一心迄にて此間に晴陰有レ之候ては何も六ヶ敷實に案勞申上候。乍レ然年內中には御模樣打替り可レ申候。基本確立仕不レ申候ては好きも賴まれ不レ申惡も捨られ不レ申候。徒に波浪にゆられ候舟の心地仕候。御老中始諸役人打替り候段是は重々恐悅に奉レ存候。姓名承り申度御知せ奉レ願候。

池邊氏御往來之御扣は返上仕候。

池邊氏へ書狀さし出候筈に御座候へ共此節は火急にて出來不レ申候。何れ不レ遠相伺可レ申候。何も大略奉復申上候。い才は後便に萬縷呈上可レ仕、早々頓首。

九月十七日　　　横井平四郎

立花大夫

膝下

尙々長州君（柳藩家老十時長門）御歸國御安康に被レ成二御座一、珍重御事に奉レ存候。將又主計君（柳藩家老立花主計）より頃日御出之節御書狀被レ成二下一忝々奉レ存候。兩大夫君に此節は奉呈不レ仕候間宜しく奉レ願候。小生も無事に罷在日々小兒

輩と讀書仕り候。先日肥前田中虎六郎より沼山津在居之四時軒記認め遣申候。因て古風一篇謝禮仕候。草稿御座候間御一笑に拜呈仕候。御閑日に四時軒之題詩にても被二成下一度奉レ願候。以上。

（壹岐文書・立花親雄來翰寫）

五七　立花壹岐へ

安政二年十一月三日　小楠在熊本　立花在柳河

江府大凶變誠に前代未聞之事と申も中々愚に候。　尊藩之御屋敷大破、且御侍初四人壓死絶二言語一候御事、乍レ去御類燒は無二御座一責ての御事に奉レ存候。拙藩は上・中・下之屋敷共に一通りの崩にて家中末々迄死人無二御座一候、誠に大幸にて御座候。御許四日以來之御飛脚いまだ到着不レ仕段、此許へは九日之飛脚來着、一ト通りは相分り候。第一水府別段之大凶、戸田（蓬軒）・藤田（東湖）之兩士始士分以上三十餘人之壓死と申事に御座候、誠に沙汰之限何とも言語に述られ不レ申候、他人は兎もあれ、此兩人如レ此之仕合天道如何之事に候哉、扨々痛心之至りに御座候。其外列侯方も御三方か壓死之由、例の本郷丹州同樣と承り申候。大抵江戸中十の七分大崩にて十の一は燒申候。市中死人六萬計、屋敷々々はいまだ相分り不レ申候。左候へば惣計何れ十萬餘にも至り可レ申哉、古今未曾有の大凶變、高諭の通り全く神明之冥罰かと奉レ存候。扨早速被二仰出一候筋は御城內要害之場處迄御取繕、其外は其儘にて無レ搆閣置候との事、諸家に御使番被二差立一登城出仕に及不レ申候御事、諸大名在府之御下國被二仰出一候事、此箇條九日迄之飛脚に申越候。其

後之模様は未だ相分り不レ申、惣じて天下之事禍を轉じて福と爲し候は一通りの君相の出來させられ候事にて無レ之、必ず非常卓越之名賢君相水魚一致の時に被レ行候ものにて、其他の人にては成程大變に當りては心動じどふなりと爲んと欲る意念有レ之候得共、元來天下經綸一定明白の見識無レ之候故第一等の處に押し出候事は出來不レ申、衆人同じく見る所枝葉小補之號令、大有爲之機會失ひ果は何之譯にも成り不レ申依然たる光景に歸し申候、古今例明白に有レ之候。此節被二仰出一候にて考候處、諸大名歸國之一條聊英斷の様に聞へ候得共是は明曆大火之節松平伊豆守殿の故轍にて諸公の新案に出候ものにて無レ之候。初發號令如レ此に候へば中々賴みある勢とも不レ申、扨々遺憾之至に奉レ存候。小生も藤田へは一通遣候心得に御座候處、此節之大變にて甚力落し申候。藤田を失候ては外に可レ言人も無二御座一、唯々口を鎖申候。然る處段々厚き御內存被二仰下一一々敬服仕候、就ては聊愚存之趣下文呈上仕候。尙々御存念之筋被二仰下一候へば重々忝く奉レ存候。

一　池邊氏（一本左欄削）藤田御應接之上水府之誠一所達有レ之候一條に因て御返書之趣御同意に奉レ存候。然處此一所達と申所全體大達之事にて、水府の所レ謂誠意を內に積と申は恐らく眞之誠意にては無レ之全く利害之一心と奉レ存。此利害之一心と申は一身之利心を指して申事にては無之、事之成否を見るの利害心にて有之候へば所詮之處は一身之利害にも涉申候。其故事を爲し行之上總て表立候筋は嫌ひ必ず密に手を附之事に相成申候。此處卽ち智術之的面にて隱然たる險阻之模様天下之人眼識有レ之ものは既に見破申候。當時　老公天下大柱石之御身として正大明白之處に御立脚無レ之、却て隱險の智術に御運び

被レ成候半實に笑止に奉レ存候。然ば此一所の違と申は全躰心術の大違にて決て天下第一等の事を被二成行一候御心底とは存じ奉らず、成否の上より見候半却て小人之邪氣に觸れ事を破に至り可レ申候。是を以成否は天也と御心得被レ成候はゞ甚以御了簡違と奉レ存候。惣じて正大明白と申も眞僞二つ有て、世之所レ謂慷慨者抔は唯一偏に事を爲さんと欲し無理有理をわきまへずしてひたすら其事を遂げ得んと懸り候は、是其人不見識なるのみならず、其心術專に功名之上に馳候て義理正大之筋を表に押立候輩にて、事こそ替れ戰國山師者共と同樣之輩にて今日に於て深く恐るべき事に有レ之候。此種之僞物にこり正大明白之道をいやがり候は必ず水府に限り不レ申、公に天下老練之士之通患と奉レ存候。將又水府に於ては舊年之禍亂に御こり被レ成一盥此病深痼いたし、深く殘念に奉レ存候。

一　老公諸大名を御誘掖無レ之所御高論御同意に奉レ存候。是則前條心術之御曲にて、成否利害之上に御心有レ之候間此一條尤以御憚り被レ成候。只今之御心術にては譬諸侯に御手を被レ付候とも極々之隱密にて、或御內狀御遣し被レ成候か又は殿中抔にて隱語等之御咄有レ之かの御智術に出申候。既に此筋の事は二三ケ條之其證據有レ之却て人心を御失ひ被レ成候。其事又世間に流布いたし候。智術之益なきのみならず可レ恐事如レ此明白に有レ之候。天下之事は　幕府に有レ之、　幕府之事は　老公に有レ之、今日之天下大根本之御身にして如レ此之御心術之曲は誠に賴み無レ之事に奉レ存候。池邊氏之御見識は此御心術を見被レ申候にては無レ之かと奉レ存候。然ば如何に列侯を都させられ候樣に御建白に相成候とも中々御取用

には相成申間敷、譬御得心候とも御誘掖之筋前條隱密之御手段に出候て正大明白に押出され候には參り申間敷、殘念至極此事に奉レ存候。要レ之水府之君臣人傑之天授に候得共、如レ此心術之曲は必竟學問之偏所より出候事にて深大切に奉レ存候。是等之愚存も藤田存生に候へばどふぞ一度は屆度罷在候處、此節之落命實に力を落申候。最早誰に向て心中を盡可レ申哉、誠に寂然たる光景に奉レ存候。

一　老公此節之御出現に付て池邊氏に御申越條々之內、水府之見一所破れざる所有レ之、罪を公邊に懸け自分隱然として顯不レ顯之病御座候。此所長大息之御說至極御同意に奉レ存候。先頃も津田山三郎紙面遣し、專公邊御誠意無レ之所を嘆息申遣候。小生は左樣のみ存じ不レ申候。勿論諸閣老大權を　老公に被レ讓候筋には勢決て參り不レ申候、其罪有レ之は申迄も無レ之候。然るに　老公に於ては御心中を奉レ察候天下之大權を御一人に御引受被レ成候共、天下之急危を御一身にて御救被レ成度との御志は恐は薄く可レ有二御座一候。やはり諸閣老と共に天下之事を御謀被レ成、誰主に成り申もの無レ之所に御心有レ之候と奉レ存候。然る所以前條申候通り利害の御心主に相成候故、御一身にて天下之的目に御當り被レ成候事實に深く御避被レ成候御心中と奉レ存候。然ば　廟堂　老公を御專任無レ之と遺憾は天下有志士之念願にて、水府の老練家は却て是を深く恐れ候事情と奉レ存候。池邊氏よりも何共天下に先立候處何か遠慮有レ之、又は山之絕頂に登り上りも下りも出來不レ申樣之勢と申參り候。池邊氏は津田同樣やはり罪を　廟堂に懸け專に御任用無レ之其名ありて其實無レ之虎に騎之勢と見被レ申候得共、是は例の水府之智術にて進退

固窮に見を(せカ)懸け候て、天下有志者の責をのがれ申所にして、是則心術之曲御誠意之立不ㇾ申所と奉ㇾ存候。此隱微に至候ては天下之有志者恐らくは見破申間敷、水府之術中に落入罷在候は殘念に奉ㇾ存候。

一　惣じて人道は知識を本として致知力行之養を以て磨立候は第一大學之教明白に有ㇾ之、申にも不ㇾ及候。去れば中庸に申候通り自明易誠が自然之道理にして、何事に處候ても我が了簡明白に有ㇾ之聊も疑惑無ㇾ之筋に候へば我が心も能其事に一途にはまり他念無ㇾ之候。其はまり候心が則誠にて、此外に別に誠と申心は無ㇾ之候。水府君臣御身に於ては伊尹之所ㇾ謂我は天下之先覺なる者也と申御任底之御心他に御讓可ㇾ被ㇾ成樣は無ㇾ之候得共、必竟御誠意立不ㇾ申しては天下之經綸綱領條目本末緩急之次第に至る迄分明一定之大聰明無ㇾ之よりして、自然は利害之心に御引落され被ㇾ成候と奉ㇾ存候。將又此君臣之御令名天下に轟人才響望㆓泰山㆒の如く有ㇾ之、御應接被ㇾ成候へば何も御下風を仰ぎ御一言をも難ㇾ有奉ㇾ存候位にて、誰ありて一人寸鐵をつき立候者無ㇾ之より自然御氣高に相成り、天下之人才は我一人と君臣共に被㆓思召㆒候はゞ無㆓餘儀㆒勢とは申ながら今日御心術の弊病と相成り、御聰明を塞ぎ候筋と奉ㇾ存候。其故天下之人々御求被ㇾ成候御心は一向に見へ不ㇾ申、天下之人才愛せられ候も御使令被ㇾ成度御心に出申候。扨々殘念之至に御座候。

一　夷變以來　廟堂御所置之失策、彼の十三條約定を初として大抵は國躰を辱候事のみに候得共、是は泉州・伊州初諸當路流家之仕事にて、　老公被ㇾ成㆓御座㆒候得ば天下之有志者此　公を賴に罷在候故

心膽を落候に至り不ㇾ申、今に至り　老公御處置天下之人望に叶不ㇾ申下等之失策に共出候ては最早何之賴も無ㇾ之　必定人心瓦解可ㇾ仕、自然ヶ樣之勢にも相成候ては天下の事再び爲すべからず甚以憂勞いたし候。其故小生はひたすら水府を氣遣ひ笑止にも存候、日夜心を苦申候。水戶君臣に此一點之赤心は通じ申度事に御座候。

一　今日之　廟議高論の通り大節儉之事・武備を嚴にする事・粮食を貯事此三條に出に相違無ㇾ之、是を以て富國强兵の實政と相心得候は誠に嘆息之至に候。全躰天下之事第一等をさし置き二等三等にて行候事は古今其例無ㇾ之、高喩一々敬服仕候。誠に此三條を申候へば節儉も武備を嚴にするも粮食を貯るも事は相替り候得共同じ節之仕組にして、全く表向之事に御座候。今に列藩君臣依然たる舊面目之人物にして大節儉行れ可ㇾ申哉。武備を嚴にするの實事行れ可ㇾ申哉。粮食之貯行れ可ㇾ申哉。一日百回の號令を被ㇾ出果は刑罪をいたし被ㇾ威候とも、其君の心も改り不ㇾ申候其臣之不肖も替り不ㇾ申候て何之實事か行れ可ㇾ申か。徒に責を塞て表向之手數迄相成り候は必然之勢と奉ㇾ存候。將又今日窮乏之列藩にて强て大砲を鑄り軍艦を造又は粮食を貯候へば其勢民に取らざる事能はず、忽に民百姓之大害と相成り候は是又必然之勢にて甚可ㇾ恐事に御座候。惣じて是等之拙議は　廟議必竟江戶一府之事に心有ㇾ之、天下列藩に懸りあまねく治平を求むるの心無ㇾ之故、天下之事情を得られざるに出候事にて、誠に笑止に奉ㇾ存候。

一　列藩君心を御誘掖御感動被レ成、列藩各其弊政を改君子用ひられ小人斥られ、一新改正之治に向候様に御配慮被レ成候事是今日之第一御急務に候は高諭之通重々御同意に奉レ存候。然る處此外第一之急務有レ之、尤今日之大切成るは天下之人才を江戸に被二召寄一候事にて有レ之候。總じて天下人々望を懸け重んじ候所は人才之在る處に有レ之候。人才　朝廷に有レ之候へば　朝廷重く、野に有レ之候へば野重く、江戸に有レ之候へば江戸重く、水府に有レ之候へば水府重く、　尊藩に有之候へば　尊藩に向望いたし、拙藩に有レ之候へば拙藩に向望致、皆其有る處に人心は向望いたし候ものにて是自然之勢にて候。然ば今日之大急務之御處置、天下人才之悉名顯候者總て江戸に被二召寄一、天下之政事當今之急務御誠心を御打明し、老公を初諸閣老三奉行に至り候迄貴を忘て御講習被レ成候へば天下の人言を求め天下之人心を通じ天下之利病得失を得候事は此一擧に有レ之候。勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊候共、遂には一本之大道に歸し可レ申候。是則舜之開二四門一達二四聰之道一にして天下之人才と天下之政事を共に致し、公平正大此道を天下に明にするは此外に道は無レ之候。勿論一國之執政大身たり共少も無二御遠慮一被二召寄一候は當然之御事にて、扨其正議讜論は現實に御政事に御施行被レ成候へば、列藩深痼之俗說弊風自然に氷解いたし正大之風に變化いたし候は不日之勢と奉レ存候。是其大略を述候事にて精細の事は略申候。

一　地震大火に付て御高論中在府大名御歸國幷に奥方御女中國に歸され候事一々御同意に御座候。

一　此機會に因て御旗本之面々江戶二十里限り在宅せしめ、江戶へは勤番交代之事。

一　江戶市中之者江戶生之外總て其國々に歸可ニ申付一、町奉行より精々吟味之上公領は御代官私領は國主・郡主受取て夫々家產に付しむべき事。

但大丸・松坂屋等之諸國之豪商共たな見せ一切停止之事。

一　御城御女中總數壹萬餘人と承申候。古後宮三千と申候得共三倍にも至り弊事之第一にて、此節御女中盡く歸家可レ被ニ仰付一、是閨門よりして政を一國天下に推及すの第一之御所置にて有レ之候事。

一　大將軍家御城御出に相成何方にても御陣中之御住居御政事被ニ聞召一、是古人非常之變に所する所レ謂郊に廬する御處置之事。

一　諸大名家屋一切破却、在府中小屋住居之事。

一　諸大名以來は一年に百日之在府にて、往來は出陣之格にて參勤之事。

一　大坂を初豪家之蜚諸大名之借金十ヶ年壘置候事。

右之條々御改正に相成候へば江戶內之人數十之六七は省可レ申、將又天下列藩無用之費一時に相改り、今日之大貧國を變じ大富國と相成候は三年を不レ待して掌を返すよりも易き事に有レ之候。

十一月三日

（小楠遺稿）

安政三年

五八　立花壹岐へ

安政三年五月十五日

小楠在熊本
立花在柳河

一書拜呈仕候。梅雨之候愈御安康可レ被レ成ニ御起居一、珍重之至に奉レ存候。先以爾來は打絶書狀拜呈仕り不レ申御無沙汰に打過申候。然ば三月末に候哉御家老職被レ蒙レ仰候旨承り眞に以珍重之御事、爲ニ此道一爲ニ邦家一奉ニ敬賀一候。天下列藩衰運之末季大抵何方も士君子閑地に屈し候內、執事此節之御登用は聊有志之士は深大慶仕、大に望を懸け候へば關係尤も大に有レ之、決て　尊藩一邦之御事のみにて無ニ御座一候。就ては小生十餘年（マヽ）來之御親交、別て懸念罷在候へば中情不レ能レ不レ献ニ一言一候。舊見之腐廢恥しく候へ共御用捨可レ被レ下候。先日池邊氏（藤左衞門）御取遣に相述候所レ謂一德卽國是、國是卽一德二ッ無レ之の書は自然は御一覽被レ下候と奉レ存候。和漢古今明君賢主と奉レ唱候御方必ず其時之人才は御登用被レ成候へ共、始終御信任君臣一德と申候は未曾無レ之事に候。是其人君之不明たるは申迄も無レ之候へ共、其君子も又不明の過り免れず候。如何となれば古之聖賢は殊に出處之間を重じ、其君心明白確定萬一も動かざる所を見屆ざれは決て身を出し不レ申候。卽伊尹之於ニ成湯一、傅說之於ニ高宗一、太公之於ニ文王一、或は武侯之於ニ昭烈一の如き其初相遇之際君臣始終之一德旣に相定候故身を出候て、如レ彼天下之大事を成就し得候事

に候。後世之賢人君子と被ㇾ稱人元來三代之道に明らかなり不ㇾ申候。君臣一德國是一定にあらずしては邦家之大事は決して成就し得ざる事を實に眞知いたし不ㇾ申に因て容易に身を出し候のみならず、其初君之誠心を開導し國是之大本を定るに心力を盡すことあたはずして既に政事の上に取り懸り或は號令制度を出し或は改正之新政を爲し紛々多事に候處、元來其君心とは契合不ㇾ仕候へば民心に徹する所其君之政事にあらずして其執政之政事にて有ㇾ之候。是其民心を感動すること不ㇾ能のみならず却て民心を失ひ候は必定にして、又終に疑を其君に取り國事を誤り候に至り候は古今有爲之人傑之通患にて有ㇾ之候。且夫君子いまだ位を得ざるや當今之弊事を見て日夜心を傷しめ、流俗之物議に觸れて不平を起さゞること不ㇾ能感慨無量許多之愁苦不ㇾ可ㇾ言狀黃山谷所ㇾ謂一日十二風波時、朱子所ㇾ謂志士心腸百回斷、然るに一旦登用を得る自ㇾ非二聖賢一功名之欲動かざること不ㇾ能、於ㇾ是本をさし置き末に懸り候は其勢然らざることを不ㇾ得、是後世有爲之人傑道を失ひ天下國家を誤候所以に候。執事以爲二如何一。
方今天下知名之諸君子平生此道之正大を唱、其趣向大に流俗に異が如に候へ共或は事變に處し或は登路に當り候へば等之道はとても行れ候事にて無ㇾ之、聊今日を小補するに志し不ㇾ知不ㇾ覺俗見に落入平（第一脫カ）生之言總て地を拂ふに至候。是其立志三代之道に無ㇾ之候故所ㇾ謂古今天地人情事變之物理を究す格物之實學を失ひ其胸中經綸全く無ㇾ之、扨現實之大事に當り候ては茫乎として其所置を得ず、既に事理に明ならず何を以て君心を開き同列有司之人を導き可ㇾ申哉、俗見に落ざること不ㇾ能は當然之事に候。朱

子云士君子壯年盛氣未レ得レ志也感ニ憤時事一如下有レ爲者大與ニ流俗一異上、一旦得レ志潰レ方爲レ頑自以爲ニ誠見一、深悔ニ往日之正議一可レ笑之甚。水府君臣覆轍目前に有レ之、執事以爲ニ如何一。

天地之間第一等之外二等三等之道無レ之、此處眞知いたし不レ申候より或は政事之末に懸り或は小補之俗見に流れ其尤甚しきに至り候ては全く利害之私情に落入、却て士君子之正言讜議を拒絶いたす樣にも相成可レ恐之至に候。古人眞に道を知り候人は決て第二等に落し可レ申、必ず第一等を成し行事にて有レ之候。其第一等と申は夫之君臣一德國是一定之所にて有レ之、夫故古人は深く出處進退を重じ動れば身を退候は道之行るゝと行れざると事の成ると成らざると義理利害明白に徹底仕候故、其進退にて國家之治亂と相成申候。一國第一等之人才用られ候へば必ず第一等之治を爲すべきことに候。若其勢不レ可レ爲候へば身を退き道を講じ天地之常經を立る事に候。第一等之人被レ用候て第一等之治を爲すこと不レ能又身を退ること不レ能、是を知道之君子と云ふて可ならんや。執事以爲ニ如何一。

右三條其實は一條に歸し特に過言之至に候へ共、古人相警戒する時は勿レ習ニ丹朱之傲一とも申候へば不レ顧レ憚建言仕候。其外經國之事に於ては執事平生之思召拜聞仕度、其上愚存拜呈可レ仕奉レ存候。二十年來天下之知名之諸君子平生賴みに存候面々事變後之光景は總て利害俗見に落入候は御案內之通に御座候。誰之歌にて候やらんはかなきものは人にぞありけりと申如く實に嘆く可き事には候はずや。去ればば今日心を述べ思ひを盡す人は執事と池邊氏にて候へば心之底をたゝき、止まれざるの誠を盡す小生一

片之孤忠御察可レ被レ下候。他は萬事略仕候。以上。

五月十五日　　　　　横井平四郎

立花壹岐様

尙々徳富太多助　尊藩に罷出、池邊氏(藤左衛門)御高話拜聞仕候間一兩日は留在可レ仕、御返書奉レ待候。以上。

(壹岐文書・立花親雄來翰寫)

五九　伊藤莊左衛門へ　安政三年七月十三日　小楠在沼山津　伊藤在津奈木

烈暑甚敷御座候處御全家愈御安康珍重之至に御座候。拙家も老人始め相替不レ申御安意可レ被レ下候。扨四郞弟歸りに刀拂之儀相願候處御心配被レ下、いまだ可レ然相手も無レ之、就ては三百五拾目之處御取かへ被レ下御厚情忝々拜謝難ニ申盡一御座候。あり樣當月は先代三年忌にて盆仕舞誠に困窮に御座候處御蔭にて苦界を逃れ大慶此事に御座候。御家事も此節之拜借にて御都合宜しく御座候段何より悅入申候。此上隨分御心配有レ之度重々祈申候。此段迄さし急ぎ拜復いたし候。何も後便追々可ニ申述一候。以上。

七月十三日　　　　　平四郞

莊左衛門様

(洪水文庫藏寫本)

六〇　立花壹岐へ　安政三年十一月十日　小楠在熊本　立花在柳河

當月七日之御書狀忝々拜誦仕候。時節御安泰に被レ成ニ御勤一、珍重之御事に奉レ存候。被ニ仰下一候次第夫々拜承仕候。

御國情一條昨夜より池君（池邊藤左衛門）御咄巨細承り、誠御苦心之程奉ニ敬思一候。隨て□□（欠字）之了簡得斗池君に御咄合申候間、御同人より御聞可レ被レ下候。□□（欠字）は長州君（十時長門）御出方（家老職に就きしこと）は最以大慶仕候。來春は西東御引分れに相成（壹岐は安政四年出府の筈なれば兄長門は柳河に壹岐は江戸に分れて藩政に當ることゝなる）候へば大に御都合宜しく、將又後之權臣退付抔は案外事にて全御利運之吉兆奉レ賀候。池君侍讀思召之趣御同人之所置い才に拜聞、よ程及ニ詮議一申候。然處是は池君之所置穩當かと奉レ存候。江戸より御都合次第に御呼登、行先之爲甚可レ宜御事情と奉レ存候。い才は御同人より御承知可レ被レ下候。來春御出立前には何分拜謁いたし度、どふなりと都合宜しき樣御斗ひ可レ被レ下候。

池君一晝夜之咄合久振に面白覺申候。老生近況無異に罷在り、心事萬緒池君より御聞可レ被レ下候。是迄拜復仕候。以上。

十一月十日　　横井平四郎

立花壹岐樣

（壹岐文書・立花親雄來翰寫）

六一　吉田悌藏へ　安政三年十二月二十一日　小楠在熊本 吉田在福井

一書拜啓仕候。　御兩家　上々樣益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て貴家被レ成二御揃一御安康奉二拜賀一候。先以七月十九日御認之御狀遲着仕忝拜見仕候。被二仰下一候次第御厚情之至。小生よりは誠に法外之御不沙汰に罷過幾重にも御海容之程奉レ希候。如二高諭一天下之大勢變動いたし、行末之勢も最早前知致され何に高枕仕事に奉レ存候。扨他はさし置、鈴木君（主税、安政三年二月江戶にて病死）御不幸先達て柳川より申來誠に驚愕之至絕二言語一申候。既に一書を呈し御吊詞可二申上一心得に罷在候處、此節之御書狀にて細々之御模樣承り、本多・淺井兩君を始連々之御不幸何とも可二申上一次第無二御座一候。御一藩之御運のみならず實に天下に關係いたし申候。賢兄御心中奉二察入一候。將又水府二田（戶田・藤田）失亡無二是非一至にて、角（カク）有名之面々不幸も天運共にても御座候らはん心細き事に御座候。藤田へは段々意見申遣候筈にて、既に草稿相認罷在候中凶變相聞、別て殘念に奉レ存候。二田失亡いたし候ては水府に申遣候相手無二御座一、意見狀も其儘にて封じ置申候。來春にも相成候へば淸書等も仕り御手許へ差出、思召も承り可レ申候。　尊藩建學世上に專御盛事を唱候事と相聞、追々御由に承り聊不審に存居候處、此般之御書狀にて何も安着仕候。村田君より被二仰越一　君上御創業等御相手に御出被レ成候段誠に大慶千萬に奉レ存候。　君上御見識彌益御長進被レ遊候と奉二存上一候。恐多申上事に候へ共兎角三代之象を御養ひ遊ずては後世之學に落候間、書經抔は御平常被レ遊二御精讀一、自然に

堯舜之氣象御うつり被㆑成度御事に奉㆓存上㆒候。三代以下之氣象にては決て天下之治化は出來不㆑申、此處に於ては尤以御大切に奉㆑存候。　尊藩御同社中來春にも至り九州筋長崎表等之事情御見聞として御出し方は被㆑爲㆓出來㆒間敷哉。左候へば拙藩にも暫御到留、近年聊存じ付候筋等御咄合申度願望に御座候。心緒萬端書中に付盡し得不㆑申、先奉報迄仕、餘は春風寛々可㆓申上㆒候。以上。

十二月廿一日　　横井平四郎

吉田悌藏様

猶々時節御自愛被㆑成度奉㆑存候。小生轉居被㆓仰下㆒忝奉㆑存候。一昨秋家兄病死、甥共弱年にて不㆑得㆑止家督相續仕候。近年種々之病災等にて家事甚不如意罷成、城東二里之地沼山津と申所に轉居仕候。其後一男兒を得悦び罷在候内去冬夭亡、引續十日餘にして妻死去、誠無類之不幸御憐察可㆑被㆑下候。沼山津は山水之佳勝地にて塵俗之累も無㆓御座㆒、日夜同社と講學迄に罷過申候。　尊藩之御事は日として御噂不㆑申は無㆓御座㆒候。二三輩は聊進候者も有㆑之樂申候。前條御同社九州御出方は呉々御配意被㆑成度、左候へば極て博文之御一助と奉㆑存候。別て小生一社御待申候事に御座候。

別紙

御大人様去十一月五日御遠行被㆑成候段誠に以驚入候御事奉㆑存候。於㆓賢丈㆒も先年御子息様御失ひ被㆑成、此節之御不幸連々之御事にて御心中奉㆑察候。

御老母樣御病後彌益御壯健に可レ被レ成ニ御座一候。愚母年明候へば七十に罷成り、近年色々病氣打重り餘程弱り候へども兎や角と仕り罷在申候。知命之年に至り老親御座候は誠に仕合にて、來春は賀祝仕筈に御座候間、御閑暇之折御高吟被ニ成下一度重々奉レ願候。以上。

十二月廿一日　　　　横井

吉田樣

（小楠遺稿）

六二　村田巳三郎へ　安政三年十二月二十一日　小楠在熊本　村田在福井

村田は名は氏壽、號は文峯又は憩堂、福井藩に仕ふ。嘉永六年米艦來航に際しては精鋭五十人を率ゐて江戸に出て銃砲隊の訓練に從事し、米艦再來に當りては同艦探偵役を命ぜられ、能くその任務を盡くした。安政三年には明道館訓導を命ぜられ藩侯文事の相手をしてゐたが、同四年小楠招聘につきては春嶽の內旨を齎して熊本に來り小楠をして應徵せしめた。その後橋本左內と幕府繼嗣問題に奔走し、元治元年堺町御門の變には監軍として諸兵を指揮し、敵彈に傷づいたが戰功あり。慶應三年慶喜の大政奉還に關しては春嶽の意を承けて斡旋し、戊辰の役にも戰功があつた。

一書拜呈仕候。先以　御兩家　上々樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、奉ニ恐悅一候。隨て賢契愈御安康に被レ成ニ御入一、珍重之至に奉レ存候。然ば七月十五日御認之御狀當月に至り到着仕、忝々拜見仕候。縷々被ニ仰越一候趣忝く、小生よりは久々寸紙も拜呈不レ仕、御無禮御海容可レ被レ下候。

天下之形勢一變いたし、東地震動水藩二田失亡彼是御慨嘆之段、誠に御同情に奉レ存候。夷變以來は別て心を潜め天地之情勢を默觀仕候へば、三百年にも及候太平之人情一旦義氣に發し兵亂と相成候は決て無レ之事にて、必ず苟安姑息無事太平に歸し候は自然之勢とも可レ申哉。今日と相成り候ては更に前日之所置を以て議すべき事とも存不レ申、今日は又今日之所置大に有レ之事に奉レ存候。扨其所置に於ては深く三代之道に達し明に今日之事情に通じ、綱領條目巨細分明之大經綸有レ之大有識之君相にてましませずしては、いかで此落日を挽廻し玉ふべきや。和漢にて明君賢相と稱候位之人にては中興之治は出來申間敷時運かと存候へば遺憾無レ限奉レ存候。

尊藩建學之御事被二仰下一、御事情い才承り御尤に奉レ存候。如レ命今日に當りて尤以第一義と奉レ存候は此道之講明に有レ之、所レ願は上下人心此道を信じ他岐旁蹊に迷ひ不レ申、愚夫愚婦之佛を信じ候程に相成候へば萬弊萬害憂に不レ足事に奉レ存候。然處我　皇國是迄大道之教拂レ地無レ之、一國三教之形御座候へ共聖人之道は例の學者之弄びものと相成、□□は全く荒唐無經些二之條理無レ之、佛は愚夫愚婦を欺のみにして、其實は貴賤上下に通じ信心之大道聊以無レ之、一國を擧全無宗旨之國躰にて候へば何を以て人心を一致せしめ治敎を施し可レ申哉、方今第一義之可レ憂所は、萬弊萬害何も扨置此所にて可レ有レ之候。惣じて西洋諸國之事情彼是に付て及二吟味一候へば、彼之天主敎なるもの本より巨細之筋は知れ不レ申候へ共我天文之頃渡候吉支丹とは雲泥之相違にて、其宗意たる天意に本き彝倫を主とし扨敎法を戒律と

いたし候。上は國主より下庶人に至る迄眞實に其戒律を持守いたし、政教一途に行候教法と相聞申候。大抵其學の法則は經義を講明するを第一とし、其國之法律を明辨し其國之古今之事歷より天下萬國之事情物産を究、天文・地理・航海之術及海陸之戰法・器械之得失を講究し、天地間之知識を集合するを以て學術といたし候由。魯西亞國を以て申候へば比達王中興より當時迄殆二百年餘に至り其邦内政令能行治平相續き申候。國王年中之三之二は邦内を巡見し民間之利害政事之得失を察し、供人僅八十人に不レ過別段に行在所と申も無レ之、行懸りに官舍或は民屋に止宿いたし至て手輕事と承申候。其學校之法は一村の童男女より教を入、其内之俊秀を一鄕之學に擧、其より一郡其より一部々々よりペートルヒユルクの都城之大學校に入候由、當時學校生員一萬に餘り、政事何ぞ變動之事總て學校に下し衆論一決之上にあらざれば決して國王政官之所存にて行候義は相成不レ申、將又執政大臣等要路之役人是又一國之公論にて黜陟いたし候由、是等之事總て其宗旨之戒律之第一義と承申候。將又民に取之年貢は十之一分にて有レ之、此外は聊も取り不レ申、其故民間殷富いたし候。扨經濟之道は第一土地より堀出する金・銀・銅・鐵等之諸物、將又工職を集工作場を立其地々々之産物にて諸物を造り是以天下に交易致し、是等之利を以て國用と致し申候。是を要するに其政事全其教法に本き來り候故上下人心趣向一致し邦内を擧異論無レ之由に承申候。是等之政事西洋諸國小異は有レ之候へ共大抵皆同じ筋に相聞、魯西亞に次ではアメリカ新造之國にて別て盛大之由に承り申候。（近代飜刻之海國圖志、アメリカ之部は其國志に因て著し候間餘程明白に有レ之候へ共、魯西亞抔は殊の外大略にて事情を得不レ申事かと被レ存候事。）魯西亞漢

土に通じ候は康熙以前よりの事に候へ共其夫迄は陸路之通信迄にて海路未だ開け不ㇾ申候故アジヤ洲中二宗旨有ㇾ之聖人之道・佛氏之道と申迄にて未だ其道之全躰は承知いたし不ㇾ申、我寛政之頃より海路開、漢土・天竺抔に使節を遣し國躰事情を察し、先天竺に遊學生を遣し數年留在せしめ其地之學問・政事之情實を見申候處、當時天竺はモゴル一統之政事衰廢致し一として見る所無ㇾ之、將又佛氏之學を研究致候へば其宗意些之條理無ㇾ之誠に荒唐無經にして一切人道に關係致し不ㇾ申甚以驚駭いたし、如ㇾ此之宗意にては其政事之道なきは當然と存候由、隨て漢土に遊學に遣し燕京に留在委細國躰を見申候處、其折柄乾隆之末年にて是又政道衰運に傾、進士及第抔も賄賂を以擧候位にて其政事之無道を驚申候。又學者之所ㇾ學は經書を見文詩を作候迄にて、其道たる何の趣意たる事不ㇾ相知、聖人之道とは箇樣之筋にて候哉、全佛氏之道と人道に關係不ㇾ致は聊も相違無ㇾ之、アジヤの二宗旨愚昧之甚しき、其故其國總て政道を失ひ世々內亂止不ㇾ申追々他國より取られ候も必竟人道之明なり不ㇾ申故にて深く痛心に存候由。其後尚又燕京に遊學に遣し、（距ㇾ今三十五六年前後の由。）此度は專聖經を研究致し書經・詩經・論語之三部を其國之文字に翻譯致し國都に持歸、其大學校之詮議に懸け候處第一規摸之廣大なる經綸之明齊なる修ㇾ己治ㇾ人政敎一致なる所に深く驚駭致し、三千年之古如ㇾ此之道明なる堯舜之聖德に於ては誠に奇異の思をなし、其奉る所之天主之敎と全く符節を合候と論決致候。然處後世之漢人如何成故に如ㇾ此之大道之本意を誤り唯々書を讀み文詩を作候を學問と心得候哉、後世治道衰廢人道亂候は全堯舜・孔子之大道を失ひ候故

にて有レ之候へば當今漢人深く此處を省察致し、無用之文學を相止三代の大道再び其土に明なるに於ては其國之中興掌を返すが如し、若又此大道を明にすること不レ能して其私智に任じて國を治めんと欲せば禽獸を海に獵し魚を山に漁に同じ何ぞ其愚昧之甚しきやと、右之經書を開板し此趣向之序を致し漢土に迄遣候處、林則徐抔取り傳深感嘆致し候由。右之序中我聖人之道と彼が天主教と符節を合すると申候へ共此には大に論ずる旨も候へ共此節はさし置、先彼等が道は一國無ニ貴賤ニ一統其道を奉じ實地に被レ行宗門を以て治道と成し二に分れ不レ申候へば、彼より日本・漢土抔を見候ては序中に申候通り實に道なき國躰に相違無レ之、於レ是深可レ憂之第一は西洋通信次第に盛に相成、諸夷陸續入り來り候へば彼等教法政事自然に明に相知れ候に就ては、我邦人之中聰明奇傑之人物是迄聖人之大道を知り不レ申者彼我政道之得失盛衰之現實を見候ては不レ知不レ覺邪教に落入候は十年廿年之間には鏡に懸て見るが如し、佐久間修理抔は既に邪教に落入たるにて相分り申候。修理は邪教を唱ふるにては無レ之候へ共政事戰法一切西洋之道明なりと唱、聖人之道は獨り易の一部のみ道理あると云と承る。是彼邪教に落たるの實境なり。總て事之善惡共に世に行候は必ず人傑之唱へ立る故にて候へば三代之道に明ならず三代治道に熟せざる人は必ず西洋に流溺するは必然之勢にて候へば、今日之大に憂所は何も扨置此道之外は無ニ御座ニ事に奉レ存候。扨又此道に付ては此四五ヶ年來は聊講明仕候筋も御座候へ共、此度は何もさし置申候。定て新得之御發明可レ有ニ御座ニ後便拜聞仕度奉レ存候。此段迄拜復仕候。

十二月廿一日　　横井平四郎

村田巳三郎樣

尙々時分柄御自愛可レ被レ成候。此節は諸君に書狀さし出得不レ申可レ然御傳致奉レ希候。以上。

（村田英彥藏）

村田は右書面を表裝して横卷となし、自らその末尾に左の文を記してゐる。

此書は小楠横井先生安政三年辰の十二月氏壽に贈られし所なり。玆時春嶽公勵精圖レ治興二學校一修二海備一切に邊警を憂ひ專ら國事に盡力せられしかば、達識俊豪の人を求め共に謀らんとせらるゝに急なりき。公は前に先生を欣慕し玉ひしが、此書を一讀せらるゝや之れ余が大に望む所なりと、遂に翌四年三月氏壽に命じ先生を招聘せらるゝに及ばれたり。されば此書は偶然にも公と先生が尋常ならぬ知遇の媒介者と爲り、先生の名望も一層盛大に至りたりし。

明治二十年一月二十日　　　村田氏壽記

此の跋文に據ると、右書面は春嶽が小楠を招聘せんとする最近の動機となつてゐる。

安政四年

六三　立花壹岐へ　　安政四年二月十三日　　小楠在熊本　立花在柳河

西原（正右衞門、小楠門生）歸鄕にて拜呈仕候。先以過日は遠路御來訪被二成下一厚忝拜謝難二申盡一奉レ存候。然し何之風興も無レ之恐入奉レ存候。御歸途雨に相成り御氣削被レ成たると奉レ存候。定て高瀨當り御止宿と奉レ存候。扨段々御高話拜聞、久振に散二欝情一大慶此事に奉レ存候。何も扨置今日之勢三代之道を明にする外は無レ之、此

處に於ては御互之大任他に讓り不ㇾ被ㇾ申、乍ㇾ然過高之病は不ㇾ免候へば尤以自反脩養可ㇾ仕事に奉ㇾ存候。監物（長岡）よりさし出候書附は至極同意に御座候間千萬御玩味被ㇾ成度奉ㇾ存候。包ㇾ荒之量を養之道は第一知識に有ㇾ之候へ共、又生質之上に脩養仕り不ㇾ申ては難ㇾ叶、剛乾之御生質に候へば深く御自重之處萬々奉ㇾ祈候。

沼山四時軒期年尊（マヽ）、賢堂之御書は御寓意と奉ㇾ存候。右に付ては拙意も御咄し申上度奉ㇾ存候へ共座中を憚り無言に罷在申候。

拙藩否塞之甚しきは御案内之通りにて、自然越藩より招に預り候へばいか樣成る禍起り候も難ㇾ計事情之處深く御考へ被二成下一度奉ㇾ存候。幕府より天下之士を被ㇾ召候事に候へば無二異議一事に候へ共、越藩よりと申ては極て六ヶ敷相成り、計られざるの禍を引き起し其事も又行れ不ㇾ申筋に成り行可ㇾ申、呉々御勘考之程奉ㇾ希候。過日之御禮旁拜呈仕候。乍ㇾ憚御自愛千里御旅行被ㇾ成度、何も近々御取遣可二申上一候。頓首拜。

二月十三日　　　　横井平四郎

立花壹岐樣

膝下

（壹岐文書・立花親雄來翰寫）

六四　池邊藤左衛門へ

安政四年五月二十五日

小楠在熊本
池邊在柳河

池邊は柳河藩士にして小楠の高弟、同藩にて所謂肥後學―小楠の實學―の盛んとなりしは此の人の力である。藩にても重用され、維新後も朝官に任ぜられて財政のことに功あり。(傳記篇第七章、二、ロ參照)

此の書は池邊が、小楠に越藩招聘に關する春嶽の內意を傳ふべく熊本への途中柳河に立寄りたる村田巳三郎と倶に小楠を訪ひたるに關してのもの。(傳記篇第九章、一參照)

一書拜呈仕候。先以頃日は御來臨被㆓成下㆒、久振に拜話を得大慶至極に奉㆑存候。御歸り御氣倒被㆑成と奉㆑存候。扨彼一條(越藩招聘の件)種々思量仕候處さして異存も無㆓御座㆒候。御咄合通りに先安着仕候。村田(巳三郎)歸り候へば定て江戸之樣に參り候事に被㆑存候。左候へば直樣御懸合にも可㆓相成㆒哉、又は秋にも至り可㆑申哉、夫はどふとも支へ不㆑申、唯御懸合之仕方此方家老に直に被㆓仰聞㆒候は餘りをつこふかと被㆑存、先越之御家老より此方家老に直に懸合相談いたし候義當然と奉㆑存候。扨又越前守樣(春嶽)より寡君(細川齊護)に御直書にて被㆓仰越㆒候事可㆑宜奉㆑存候。左候へば家老より御直書幷に越前御家老懸合之趣申遣し熊本にて詮議相成候筋に參り可㆑申、其先きは又其先之活法にて先右之通之御懸合當然と奉㆑存候。村田歸りに罷出可㆑申候間此段得斗御咄合被㆑成度奉㆑存候。

一　梁川星巖事村田に咄合仕候。是は今日の事にて無㆓御座㆒候。後日成行出來候上之事に御座候。村田

も其了簡にて可ㇾ有ニ御座一候。

越公天下に御懸りは世子之事も何もかも先一切御見合被ㇾ成度御事に奉ㇾ存候。第一越公十分に御見識相立天下第一等之御身と御成り被ㇾ成不ㇾ申ては何事も無用に相成、却て弊害を引き起し可ㇾ申、今日之處御一己御修養のみにて其外は總て御さしやめ、何事も御手を被ㇾ出候儀御無用に奉ㇾ存候。越公果して御聰明御開被ㇾ成候上は尾藩之君臣御開被ㇾ成、尾・越二藩眞に此道明に相成候へば水老（齊昭）を御開導被ㇾ成、三藩大道明に相成不ㇾ申ては天下之事は決て行れ申間敷、一ト通りの御明君位之御身にては三藩御合躰は必定六ヶ敷御座候。左候へば世子之御事も何もかも御さしやめ御一己御修養之外無ニ御座一と奉ㇾ存候。此段村田に御咄合被ㇾ成度奉ㇾ存候。御歸り後種々思量拜話山海に御座候へ共何も扨置、此段迄得ニ貴意一申、村田に宜く御傳可ㇾ被ㇾ下候。已上。

五月廿五日

（小楠遺稿）

六五　村田巳三郎へ　安政四年六月一日　小楠在熊本　村田在肥前

一書拜呈仕候。津留に御託之御狀、忝々拜見仕候。烈暑中御旅行御氣例可ㇾ被ㇾ成、其のみ想像仕候。縷々被ニ仰下一候次第、御厚情之至り却て赤面仕候。誠に久振りに拜話仕、近來之欝を散じ大慶仕候。扨薩之事

情被二仰下一候通りにて、全水戸と同一般之病症中々六ケ敷勢と奉レ存候。必竟天授之御聰明は全御明君に相違無二御座一候へ共、聖賢之道御合點無二御座一候故此末之處彌益險阻隱辟、遂には不レ可レ致事體に相成は必然之勢、扨々笑止千萬に奉レ存候。肥前は水・薩程には癇疾いたし不レ申候へ共功利之病甚敷、士人心術之趣向尤以卑陋に相成り、一切虚心之處無レ之候間此道之御咄合は出來申間敷被レ存候。要レ之三藩方今之御明君にて被レ爲レ在、却て如レ此弊害に相成候へば、此道之外に治術無レ之は分明に奉レ存候。御內談（招聘につきて）一條に付て御別後段々勘考仕候處御座候て、此節河瀨典次（小楠門下）肥前迄遣し申候。い才は典次より御咄合可レ仕候間左樣御承知可レ被レ下候。將又池邊氏（藤左衞門）迄申談置候趣も御座候間、折角之事にて柳川迄御立寄御咄合被レ下候へば重々宜敷事に奉レ存候。此段迄拜呈、餘は略仕候。已上。

六月朔日　　　　横井

村田樣

尙々遠路御厭被レ成度奉レ存候。吉田君（悌藏）初諸君に書狀拜呈不レ仕候間宜敷御傳可レ被レ下候。已上。

（村田英彥藏）

村田は小楠招聘に關する春嶽の內旨を傳ふべく來熊し、それから鹿兒島・長崎・佐賀に到り、佐賀で橋本左內の書狀に接して歸國の途に就いたが、右書面によると村田は此の旅中津留某に托して書を小楠に寄せ薩摩の事情など報じたものと見える。小楠の書面中の御內談一件云々につきては傳記篇第九章、一を參照せよ。

六六　越前の大阪留守居役へ　安政五年三月三日　小楠在熊本

小楠越藩の招聘に應ずることになりたるに付熊本出發及び大阪着の豫定日を報じたるもの。

一書拜呈仕候。いまだ得二拜顏一不レ申候へ共愈御安康に被レ成二御勤一、珍重之御事に奉レ存候。然ば私儀越前守様（春嶽）御賴に因て福井表に罷出御用相勤候様越中守様（細川齊護）より御申付有レ之、當月十二三日頃此許出立仕筈に御座候。左候へば當月廿七八日比迄には大坂に着可レ仕候。就ては何角御難題に罷成可レ申、可レ然御配意被二成下一度重々奉レ賴候。將又此一封（下記吉田及び村田への書面）至急に福井表に相達候様御取斗被二成下一度、重々奉レ賴候。此段迄相願申度、餘は不レ遠拜顏之上萬々得二貴意一可レ申奉レ存候。以上。

三月三日　　横井平四郎

時存

越前

大坂御留守居中様

（村田英彦藏）

六七　吉田悌藏・村田巳三郎へ　安政五年三月三日

小楠在熊本
吉田・村田在福井

一書拜呈仕候。先以　御兩家　上々樣益御機嫌能被ㇾ遊ニ御座ㇾ、恐悅之御事に奉ㇾ存候。隨て御兩所樣愈御安康に被ㇾ成ニ御起居ㇾ、珍重之至に奉ㇾ存候。然ば去月廿八日　尊君樣（春嶽）御賴に因て、其御許に罷出御用相勤候樣筋々申渡有ㇾ之、不肖之身實以深恐入奉ㇾ存候得共、去秋村田君御光來之節御咄合之趣眞以　尊公樣御誠志奉ニ感戴ㇾ候て不ㇾ顧ニ不束ㇾ御請申上候事に御座候へば、無ニ異議ㇾ罷出候事に決定仕候。然處越中守樣當月六日御發駕にてさし合御座候と聊之用意も仕候間、當月十日より十二三日比此許發足可ㇾ仕候。左候へば當月廿八九日比迄には大坂に着可ㇾ仕候。尤門人一兩人連候て罷出可ㇾ申左樣に御承知可ㇾ被ㇾ下候。先年不ㇾ圖罷出、奉別以來は再會難ㇾ期存じ能在候處、去年村田君御來訪被ニ成下ㇾ候上今日再御許に參上仕、諸君御講習仕候は眞以人事之變易意料之外に出候て可ㇾ感事に奉ㇾ存候。何樣不ㇾ遠拜顏之上積る御咄合重々相樂申候。此段迄拜呈仕候間諸君に可ㇾ然御傳聞奉ㇾ願候。以上。

三月三日　　　　横井平四郎

吉田悌藏樣

村田巳三郎樣

（村田英彥藏）

六八　櫻井純藏へ

安政五年四月三日

小楠在京都
櫻井在信州上田

櫻井は信州上田藩士にして小楠の門生。學を好み國事に盡瘁す。官は宮內大書記官に至つた。本書は小楠が安政五年はじめて春嶽の招聘に應じて福井に赴く途中京都にて橋本左內に面會したる際、純藏に關し何事か依頼するところがあつたと見えてそれを報じたものである。

一書拜呈仕候。時節愈御安居珍重之御事に奉ㇾ存候。隨て小生相替不ㇾ申依ㇾ舊罷在、御懸念被ㇾ下間敷候。然ば小生事福井公より御招に預り彼表に罷越、今日京師發程仕候、此段御爲ㇾ知仕候。扨賢兄如何御起居被ㇾ成候哉、御模樣承り不ㇾ申何かと案勞仕事に御座候。於二京師一福井御家中橋本左內に出會諸事咄合申候。橋本は直に江都に發足、今日東北に相分申候。賢兄御事いオ橋本に咄合置申候間、御寸暇も御座候へば江戶に御登り橋本に御出會御咄合有ㇾ之候樣㒵々奉ㇾ存候。尤御急ぎ御出府可ㇾ然重々相祈申候。此段得二貴意一度、餘は何も略仕候。以上。

四月三日　　　　　　　横井平四郎

櫻井純藏様

尙々匆々相認、亂筆御海容可ㇾ被ㇾ下候。

（村田英彥藏）

六九　橋本左内へ

安政五年四月十一日

小楠在福井
橋本在江戸

左内の何人なるかはあまり有名なれば贅せぬ。
此の書は小楠が右「櫻井への書簡」の説明文にある如く京都にて面會したる左内に、着福後書き送つたもの。

一書拜呈仕候。愈御安康に被ㇾ成㆓御旅行㆒、珍重之御事に奉ㇾ存候。先以於㆓京師㆒は數日御難題に能成厚忝々、拜謝難㆓申盡㆒御座候。乍ㇾ然寛々得㆓拜話㆒大慶此事に奉ㇾ存候。扨三日奉別以來道中無ㇾ恙七日に御城下に參着、同行何も申分無㆓御座㆒候。御安心可ㇾ被ㇾ下候。於㆓賢兄㆒定て同日御發程と奉ㇾ存候。御急之事にて別て御氣削被ㇾ成候と奉ㇾ存候。小生今般は非常之御取扱にて、難ㇾ有内深痛心仕候。此許御執政初諸君子一ト通り御話合仕、就中村田(氏壽)・長谷部(甚平)兩君は兩三度寛々拜話、毎々御噂仕申事に御座候。

扨御内話之條々村田君へは夫々及㆓御内話㆒申候處一々御□□(一・二字蟲喰)にて、定て御同人よりいさゐは被㆓仰越㆒候と奉ㇾ存候。水老公一條尤御火急之要事にて別て御心配被ㇾ成候と奉ㇾ存候。當月末・來月初迄は御左右相達可ㇾ申、屈指御待申□□□□□(數字蟲喰)事御痛心可ㇾ被ㇾ成、夫のみ村田君と内話

小楠より

仕申候。此節は格別言上之筋も無ニ御座一候。先京師之御禮且は無事に落着仕候迄荒々拜呈、餘は後便萬縷可ニ申上一候。已上。

四月十一日夕認　　横井平四郎

橋本左内様

猶々時下御厭可ㇾ被ㇾ成奥々奉ㇾ存候。御同行之諸君に別呈不ㇾ申、可ㇾ然拜謝奉ㇾ希候。以上。

（横井時靖藏寫本）

七〇　橋本左内へ　安政五年五月八日　小楠在福井 橋本在江戸

一書拜呈仕候。御兩家　上々様益御機嫌能奉ニ恐悅一候。隨て賢兄愈御安康被ㇾ成ニ御勤一、珍重之至に奉ㇾ祝候。然ば去る廿五日之御飛脚にて被ニ仰越一候次第夫々傳承仕、萬端御心配之程奉ニ察入一候。

橋本左内への書簡（村田英彦藏）

一　墨國定約列侯方御違議無ニ御座一、大略相决候段恐悅に奉ㇾ存候。

一　一橋公御事大に案勞仕候。

國母君には大に邪氣入り居候事に被ㇾ考、然る處今日に至り此　御方に御手を被ㇾ附候儀は却て失計に

相成可ㇾ申、其外宮中同樣一切かまひ不ㇾ申　廟堂迄にて一日も早大計被ㇾ決度、不ㇾ然しては後禍甚以可ㇾ恐事に奉ㇾ存候。或は　大樹公御母子之御間に疑惑も可ㇾ有ニ御座ー哉、今日之大事に至り聊もさし支之御事とは不ㇾ奉ㇾ存候。賢慮如何と奉ㇾ存候。

一　彥根大老、諸執事も承知無ㇾ之由定て閣老之立物と奉ㇾ存候。夫切にて候へば責て宜敷、萬一邪氣有ㇾ之水府抔を防之筋にも出候儀に候へば例の朋黨にて後來之禍本と奉ㇾ存候。高松（松平賴胤）抔之事情如何に候哉無ニ心許ー奉ㇾ存候。

一　水府公御事　一橋公御得心被ㇾ成候段定て最早御開悟に相成候事に奉ㇾ存候。此　公沈痾之御病にて一旦には氷解仕申間敷、然し是非共御底心より御了解被ㇾ成候迄參り不ㇾ申ては何かに付き御障り可ㇾ被ㇾ成候。　越前守（春嶽）樣最早御對顏被ㇾ遊候かと奉ㇾ存候。何分御了解之處奉ㇾ祈候。

本多（修理）君・村田（氏壽）君御到着にて御集會想像仕候。兩君に呈書不ㇾ仕、可ㇾ然御傳致奉ㇾ希候。此段畧呈、餘は後雁に可ニ申上ー候。以上。

五月八日　　　　横井平四郞

橋本左內樣

（村田英彥藏）

別啓

先便に　越前守様より御書拜戴仕、被二仰下一候次第身に餘り難レ有仕合に奉レ存候。今般中根・平(千カ)本の兩君迄御禮狀拜呈仕候事に御座候事。

横井

橋本様

（村田英彦藏）

七一　横井牛右衛門へ　安政五年六月十五日　小楠在福井　牛右衛門在熊本

牛右衛門は肥後三横井家（小楠とその祖を同じくせる）の一の當主で、世々肥後藩に仕へたる小楠社中の人。本書は小楠が應招第一回の福井入をなして間もなく其の近狀を報じたもの。

一書拜呈仕候。時分柄御袋様初皆々様御康壯に被レ成二御座一、珍重之御事に奉レ存候。隨て小生何之申分も無二御座一壯健に罷在申候、御懸念被レ下間敷候。扨江都の事情一變いたし安場(一平)歸り後追々飛脚到來不レ可レ爲之勢と相成申候。必竟　西城一條因循家明君を忌候より事起り、有志諸公手を束致し方無二御座一候。和漢古今珍しからざる事とは乍レ申今日之時節に到り餘り成る事と痛心仕候。乍レ去朝夕に變動仕る時節に候へば此上如何參り可レ申哉、全くさじを抛候事とは見へ不レ申、越公尤御痛心御配慮不レ淺事に御座候。此許御家老近日歸着之筈にて其上い才相分り可レ申候。追て得二貴意一可レ申候。

此許事情先便得ニ貴意一申候通り、且安場歸鄕定てい才御承知と奉レ存候。一體之仕懸け水府抔より參り、何事も一ト息に取り懸り急迫に相成人心不處合に御座候處全く病症にて、必竟は學術之正路を得不レ申故に有レ之、御家老初諸執事能々申談じ萬事人情を得候筋に引き返し、彌以根本を大切にいたし本末體用次第寬急之筋合不ニ相戾一樣大體何方も得心に相成り、夫より大に都合宜敷只今之處は學校中有志者は申に不レ及武人少年輩に至る迄一統道に向ひ候勢にて、會業抔我も〳〵と罷出候事に相成餘り大勢にて屆兼候間近日制止を加へ、容易に出方相成不レ申樣に都合を付け申候。此上兩三人之重役近日歸國之筈にて此面々講習落着いたし候へば先上下一致いたし候事勢に御座候。殘念成る所は君公（春嶽）御滯府必竟は江戶之大事にて御國は被ニ差置一候處彼表前條之次第にて一も二も御取り失ひと申ものにて御座候。江戶表御見切之上は定て當秋御歸國も可レ有ニ御座一候、夫のみ相祈申候。君公御下國に相成候へば此一藩は丈夫にすわり可レ申責ての事と奉レ存候。

（永嶺、小楠の弟）仁十郞より申遣候出立前諸雜費入め不足分御心配相願申候由何分可レ然御世話被ニ成下一候樣吳々奉レ願候。此許滯在中五十人扶持御助力にて暮し方餘り候程に有レ之候間、當冬被レ下候十三石借は宿本に不レ殘遣申候筈に付夫にて返上仕候樣に申遣候。千萬御配意被ニ成下一度奉レ願候。

江戶表より格別之御特恩にて諸獵漁御止川御留場無ニ遠慮一罷越候樣申參り候由に付、鯉取りに兩度靑鷺打に一度あい（鮎）取に一度參り申候。流石御留所にて每度獲物澤山にて御座候。近日あい漁に尙參り候筈

にて網抔取りそろへ申候。網はまき網と申ものにて殊之外宜敷、熊本瀬打網よりは一倍以上も取れ申候。先度は二百四五十も取れ申候。然し歸り候ても寂寞たる旅舘にて寸斗面白無ニ御座ー候、御察可レ被レ下候。種々拜呈之儀山海に候へ共何もさし置、右之段迄言上、餘は付ニ後雁ー申候。以上。

六月十五日　　　　平　四　郎

牛 右 衛 門 様

尙々此許梅雨今以晴不レ申、殊之外雨勝にて在(ザイ)方抔よ程氣遣申候氣候も近日蒸氣相催しかたびら(帷子)相用申候。御國如何と推し量申候。江戸・上方何も同樣只今通りにて恐敷事に被レ存申候。久右衛門様・村上抔可レ然御致聞奉レ希候。以上。

再白「ゲヘル」製造此許幷加州・大野三藩出來、根段は此許五兩貳歩加賀・大野六兩にて御座候。就レ中大野甚以宜敷出來、近比「ミニイル」の遠丁打も出來申候。大野は小藩には候へ共内山七郎右衛門弟柳助と申人殊之外人傑にて當時專被レ用、蝦夷を開き方に甚だ力を入れ先日典次(河瀬)を遣し内山に應對いたしい才承り申候處中々趣向廣大驚入申候。蝦夷之地は是迄承り候とは大に相違いたし、先氣候も格別奥羽之地方と相替り不レ申、野菜類抔は十分出來米むぎの品出來不レ申迄に御座候。是も奥羽より廻り申候てさして迷惑にも至り不レ申候由、產物は第一馬尤も宜敷一日に二十里位荷馬いたし候ても疲れ不レ申候。其外海魚は無レ限有レ之候。大野にて此節「スクウネル」十九間之船江戸前に

て製造いたし最早船おろしもいたし隨分宜敷出來いたし、盆前には敦賀に廻船いたし候筈に御座候。左候へば直に乘出し蝦夷之樣に廻し候積にて大惣之貨物廩に日々待居申候。君公も非常之御人物にて西洋流調練御自身に日々操り廻しに相成候。當四月御出府の處御供中具足箱・鑓は一切さし止に相成、何も殊之外の簡易にて御座候。具足は一切廢し御家中具足總て拂出しに相成申候。是にて御察可レ被レ成候。將又銅山數箇所鉛山一箇所何も殊之外宜敷、典次參り見申候。銅石一割七歩付き重々宜敷御座候、ならし候へば七歩位と承り申候。鉛も同樣、是は大成る產物に御座候。此段付呈仕候。以上。

（横井時靖藏寫本）

七二　下津休也・荻角兵衛・元田傳之丞へ

安政五年六月十八日

小楠在福井
下津・荻・元田在熊本

下津は名は通大、通稱久馬、隱居して休也、蕉雨はその號。荻は名は昌國、通稱角兵衛、號は麗門。元田は名は永孚、通稱傳之丞後八右衛門、茶陽又は東野と號す。三人倶に小楠の親友にて肥後實學黨の領袖（下津及び元田の小傳は傳記篇第十九章、十一、ロに、荻のは同篇第十三章、二にあり）。

一書奉呈仕候。時候愈御安康に被レ成二御座一、珍重之御事に奉レ存候。隨て小生相替り不レ申壯健に罷在申候間御懸念被レ下間敷候。然ば江府之事情先便呈上仕候通りに御座候處、先月廿二日飛脚到來、情勢殊之外打替り候。必竟　西城一件各々希望有レ之、櫻閣（佐倉藩主堀田正睦）京師入洛大失計にて、其留守上田閣（上田藩主松平忠固）翻案南紀（紀州慶福）を主張被レ

致、彦根同道より御側宮中下地總て幼君を利し英主を忌候處にて、大躰一統一橋公へ恐れ、南紀を立る勢に相成り、櫻閣歸府之後は先如何とも不レ可レ爲事情に御座候。依レ之流俗又々勢を得、朋黨之名目を唱へ、有志者渾て一網に被二打込一申候。勿論只今起り候ものにては無レ之、下た地久敷隱伏之病症陽發致し、其根本は水老(齊昭)に關係いたし、御案内之高松(松平頼胤)抔大に取り持、當年御滯府扨々遺憾之至に御座候。乍レ去最早七を抛候容躰と難レ申候へ共、先は極々難事之勢御推量可レ被レ成候。

水府大風波、先は破亡之極と可レ申候。全躰老公先書にも得二貴意一候大偏執之上近年は御肝氣甚敷、何も無理之理究迄にて有レ之、是迄順從之君子黨と被レ稱候內兩端に相分れ、とても老公にては國は治り不レ申、且又天下之禍を被レ成候と申處に心付、段々異論相立候處、一切御取り用無レ之のみならず大に憤怒に相成り候より、此面々當中納言公(慶篤)へかた持致し、御父子各々黨脉相立、內輪大惑亂に御座候處、一橋公西城御入之勢にて双方勢を見罷在候。然る處此事六ヶ敷相成り候間、忽に火事打揚げ、どふもこふも致し方無レ之容躰、依レ之是を被二押込一候奸黨之面々當公方に相成り總て一致之色を露し、老公方は至て僅少にて、又々老公へ押込候手段十分に手を廻し申候。追々御咄合申候通り總て老公之無理にて、國家を覆亡被レ成候は全く學術之曲に因り候事にて深可レ恐事此許にても夫のみ講習仕候。右之通りの事に因て天下知名者水府推尊之心は次第に消亡致し氣の毒に御座候。此許之事情は定て安場(一平)より荻君御承知と奉レ存候。其後相替り不レ申候。一統人心漸々居り合候勢に御座候。近日重役兩三人歸國之筈にて、御家

老以下何も相待講習仕筈に御座候。是等會心一致之上は先は上下異論無レ之、扨君公にも江戸之模樣により候ては當秋御歸國にも相成可レ申、夫のみ何も奉レ待候。惣じて事に懸り候事は如何にも押延し、來年にも又來年にも少も苦しからず、君臣上下大道明に情意相通じ一致いたし候根本尤以肝要にて、其上人情を察し自然之理に順ひ事を爲し候へば何も風波も無レ之すらりと被レ行候は必然之事に御座候。是等之條理は大分明り申候間四五輩之人物は出類之人も出來仕候。必竟是迄が水府の餘毒にて、例の文武節儉之押懸け大に人心を失ひ居候處、當路之面々實は致し方無レ之折柄にて、拙議も無二異義一被レ行候ものに御座候。扨も水毒は恐敷事と奉レ存候。種々樣々言上之筋御座候得共何もさし置、前條光景打替り候迄拜呈仕候。以上。

六月十八日認　　横井平四郎

下津休也樣
荻角兵衞樣
元田傳之丞樣

尙々諸賢御自愛可レ被レ成候。休也樣御病氣如何案申候。時節隨分御愛養被レ成度奉レ存候。御地氣候如何に候哉、此許梅雨今以霽れ不レ申氣候殊之外不順、昨日抔は一と重に羽織を懸け候位、今日は又帷子、箇樣之變化甚以恐申候。江戶・上方共に殊之外雨勝又不順之由、九州筋如何と案申候。元田

君御舊作御草稿此許にて段々拜見いたし度申出候面々有レ之、乍二御面倒一御認め御遣り被レ下候樣呉々奉レ賴候。何分御急ぎの方奉レ待候。已上。

（小楠遺稿）

七三　横井牛右衛門・同久右衛門へ

安政五年七月十六日　小楠在福井　横井兩人在熊本

久右衛門も牛右衛門と同じく肥後三横井家の一の當主で、肥後藩に仕へ小楠社中の人。本書は春嶽謹慎の因由と其の後の越藩狀況と自己の福井に止るに至りし經緯とを報じたもの。

一書拜呈仕候。時節愈御安康被レ成二御座一、珍重に奉レ存候。小生相替り不レ申無異に罷在申候間御放念可レ被レ下候。然ば去る五日越公御隱居被二　仰付一、誠に以未曾有之大變事絕二言語一候。右に付ては御國許さぞかし紛々たる事にて可レ有二御座一と相察し態と典次（河瀨）を差歸し申候。右條大略を申候へば昨十五日薄暮御奉行長谷部甚平參り、只今早飛脚到着（早は六日に到着之筈成るが河支にて及二延引一。）去る五日　此方樣御名福山侯御召にて左之通り被二仰渡一。

思召之御旨も被レ爲レ在候に付隱居被二　仰付一急度愼可二罷在一候。

松平越前守え

松平日向守え

松平越前守事　思召御旨被レ爲レ在候に付隱居被二　仰付一候急度愼可二罷在一旨被二　仰出一候家督之儀

は無二相違一其方え相續被二　仰付一候。

松平日向守

家老共

松平越前守儀隱居急度愼可レ能レ在旨被二　仰二付之一松平日向守え家督相續之儀被二　仰出一候處日向守事未年若之事にも有レ之家柄之儀に候へば家老共申合せ萬端相愼諸事入念可二申付一候。

此外一橋公御登城御差留御叱、尾張公御隱居御愼、水戸中納言殿御登城御差留御叱、前中納言殿御閉居駒込之邸に御移住被二　仰付一、誠に以前代未聞之大變事之段申聞候。扨右内情之次第は江戸越前之御役方より此許御役方迄是迄追々樣子申來、其概略申候へば全く　西城建儲之事と推察被レ致候。去年已來建儲之儀段々相起り、　廟堂は申に不レ及御側衆大奥大抵皆　紀州公に屬心之處　紀公御年僅に御十三歲之上天下大變動之砌御幼弱之御方にては諸有志者一切服從不レ仕、幸に一橋公御年長にも座し殊に非常之賢明に被レ爲レ在候へば是非此御方御建儲に可二相成一と幕府之執事岩瀨肥後守(忠震)・長井玄蕃頭(尚志)列頻に心配に相成、越前守樣には御家門之御事尤以難レ被二默止一別て御心配被レ成候。其上　京師よりも御年長にして賢明之御方を撰び建儲いたし候樣被二　仰出一も有レ之、旁以　紀州にては相成不レ申、然處彥根大老(井伊直弼)御出後必死と　紀州に決定いたし、旣に不レ遠被二　仰出一に相極候。然處去月廿四日尾州公(慶恕)・水戸公(齊昭)御父子(慶篤)御一同に御登城、大老初諸老に御逢被レ成違　勅之筋御詰問に相成

達　勅と申は外國之事に付き從ニ　京師ー被ニ　仰出ー候筋と　幕府之御建議相違いたし候に付當春堀田（正睦）閣老上洛候得共不ニ相決ー、其後是迄　幕府より何之御答も無レ之、此節亞墨（アメリカ）より英咭唎（イギリス）唐土に打勝近々江戶海に大軍艦にて乘り入候段相違候に因て閣老連署にて危急に相迫り　叡慮之通り戰に決候ては百敗之勢に付亞墨申出之通り條約取結に決定被レ成度段執奏迄言上に相成、御老中方之上洛は無レ之候に因て餘り輕蔑成る被レ致方を御責にて、和約之筋を惡敷と申にては無レ之候。

將又建儲之事既に　紀州に御內定之上は勿論御異論は無ニ御座ー候へ共未だ　勅答も無レ之、其上外夷來迫之砌り　儲君被ニ　仰出ー候ては甚以御不都合に可レ有レ之今少し相延し候て可レ然との被ニ仰談ーなり。此朝越公には彥根大老之邸に御出前條之筋々嚴敷御議論に相成御歸邸之處、老公（齊昭）より今日御登城に因て御登營可レ被レ成旨申來候。則御登營久世（廣周）閣老に御逢御討論被レ成候。此擧は老公より尾公に被ニ仰合ー候事にて越公には一向に御承知無レ之候。其上老公には十年振に此日御逢被レ成候。

右之通り兩端黑白相分大混雜に相成候より御召無レ之御登營と申に罪名相懸り、此節之御處置と此許一藩沙汰仕候事に有レ之候。

此許右即夜執政初諸有司に至る迄評定相決し、鷄鳴諸士呼出し申聞、一統鎭靜いたし相愼能在候樣尤君公より御直書も到來一人たりとも江戶表に罷上申間敷被ニ　仰出ー候に付彌以思召之旨相守候樣大御

番は御番頭夫々支配方等しまり方一切朝六ツ半（七時）比迄に相濟、市中在方同斷なり。士人は申に不㆑及下々に至候迄一統悲涙に差迫り誠にあわれ至極之至に御座候。將又君德之人心に深漬いたし候事尤以可㆑見事に御座候。

今昔執政松平主馬小生旅館に參り此節之大變に因ては定て歸國之所存も可㆑有㆓御座㆒、然處是迄厚き示教に預り一統人心も居り合候事に就き是非共到留此上之世話仕り吳候樣、尤江戸表よりは此大變事のみ申來其儀に不㆑及候へ共越前守樣（春嶽）・日向守樣（茂昭）必定其思召にて可㆑有㆓御座㆒、御側用人秋田彈正明日出府いたし候間此趣は彈正直に言上之筈に申付候段折入賴談に付、此砌罷在候身に有㆑之候へば御用に相立候儀は如何にも相勤可㆑申段及㆓返答㆒申候。

此大變熊本にて定て紛々たる事と相考、老人共も氣遣可㆑仕態と與次差歸し事情言上仕候間い才直に御聞取可㆑被㆑下候。此段迄拜呈、餘は何も略仕候。以上。

七月十六日晚認

平　四　郎

牛　右　衛　門　樣
久　右　衛　門　樣

（横井時靖藏文書・資料〕）

七四　宿　許　へ

安政五年七月二十九日　小楠在福井

春嶽隠居謹愼を命ぜられたるに付、熊本にて忌むべき風評起り老母はじめ留守の者や門生・友人などが徒に心を痛めることありてはと河瀬典次を態々歸熊せしめたが、猶老母の心を安めんとて書き送りしもの。宛名の至誠院は小楠の兄左平太の未亡人、いつは兄左平太の長女、つせは小楠の室である。

六月十日之御狀相達、難レ有拜見仕候。

先以奉レ始ニ　御母樣一益御機嫌能奉ニ恐悅一候。隨て私儀相替り不レ申壯健に罷在申候間御安心可レ被レ下候。然ば此許大變に付ては典次能歸り二三日內には着仕り可レ申委細御承知可レ被レ成、誠に非常の大變に御座候へ共御家中町・在共に人情惣て居り合候間少も氣遣ひ無ニ御座一、さすがに明君の御德義と感心仕候。就ては私事晝夜彼是と心配仕、近日漸く閑日を得、既に一昨日は南川と申御留川にあい（鮎）漁に參り近日の欝散仕候。是も重役の面々より頻にすゝめにて罷越候事に御座候。江戶よりも追々飛脚到着にて樣子承り候へば、此節の事にて天下の心彌以中將樣（春嶽）に歸服仕計に御令名きびしき事にて、とても長く此通りにては決て濟不レ申、何に不レ遠御開運可レ有ニ御座一必定之御事と奉レ察候。

當年御暮方之儀は典次にい才申聞置候間御承知可レ被レ成、略仕候。此節は替り申儀も無ニ御座一候。此段迄申上候。以上。

七月廿九日　　　横井平四郎

御母様

至誠院様

おいつどの

おつせどの

尚々此紙面は典次御許出立後に着仕り可レ申候。典次歸りに御土産可レ被レ下、夫のみ相待申候。何に九月節句前後と相考、何も承り可レ申と大に相樂み罷在申候。以上。

（横井時靖藏）

七五　永嶺仁十郎へ

安政五年八月八日　小楠在福井　仁十郎在熊本

仁十郎は小楠の實弟、出でゝ永嶺氏を嗣ぐ。此の書は前記の如く春嶽幕府の譴責を受けし時隨行の門生河瀨典次をして歸郷、事情を通ぜしめ、續いて通知せしものである。

六月十八日之御狀到着、忝致二拜見一候。　御兩家　御尊長様方益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て拙者無異に罷在、御安心可レ被レ下候。然ば此許大變に付典次歸し當月三四日頃は到着と被レ存候。何も夫々御承知と存候。扨々意外之大變は申迄も無レ之、江戸表よりは追々飛脚參り探討之趣承り候へば中將様（慶永）御名因レ之彌益御盛にて、御旗本大名家中は申に不レ及市中之者迄感服致し、無限之御高名と申事にて御尤千萬に

奉レ存候。將又京師・大坂尤以御名譽盛大之由、流石に人心の靈妙不レ可レ壓事に御座候。於二中將樣一は殊之外御恐敬にて御尤め以來は終日御上下にて御座間も奥御座敷に御引き移り、八歲と十歲に相成候定府の子供兩人御側に被二召置一、右兩人之讀書手習等自身に御示教被レ成、御讀書御詩作等にて御暮被レ成候。江戶詰御家中聊も申分無二御座一候。近日此許御家老松平主馬出立致候筈にて、是は以來之御仕置筋等彌以是迄通りに不二相替一相勵候心得等御示教有レ之候事と存候。此許は去月十五日以來漸々人心居り合、御家中町・在共に此節に至り別て御德義に奉レ服候。是迄は却て御政事向に付ては色々申崩候者も有レ之候へ共誰の歌にや「有る時はありのすさみににくかりき無くてそ人は戀しかりける」と申意にて、今日に至り實に御誠心顯れ申候。必竟は御隣藩加賀・勝山・鯖江等何も困窮よりして市・在に大惣のかゝり物有レ之、市・在誠に困窮無レ限暴政にて、既に金澤は當春黨民起りし上去月末に又々相起り、四千人餘御城下許に押懸け豪商六軒一夜に打崩し申候。其起り豪商之者共役人に賂を入れ米を〆買致し候に付て米價一時に沸騰致し候を憤り候事にて有レ之、其末町奉行等の役人數人役さし除に相成候て漸く治り申候。右之通り隣藩は散々之暴政之處、此許はかゝり物抔は一切無レ之のみならず、御役人種々心を盡し、賄賂等は末々之役人迄一切に嚴禁致し候位にて、晝夜のかわりと申もの故今日に至り御德政相顯れ一統服從致し候。御家中には中將樣御直書被レ下、細々被二仰聞一有レ之候上、執政初諸有司志を合せ大に心配も致し候間人情大に居り合申候。去月廿四日よりは一統平常通りに相心得候樣達有レ之、當日より

文武館稽古も始り申候。拙者も十五日以來は晝夜心配致し、執政を初諸有司萬事之相談之上明道館中役輩諸生晝夜來訪にて誠に困り入、漸昨今聊間暇も得候間、執政より沙汰にて御留川鮎漁に兩度も參り候位にて萬事御察可レ被レ下候。尤執政御役人は何と無く出漁等は相制し出浮不レ申、拙者は別段と申事にて御座候。偖又執政初之申談此分にて鎭靜致し候時節にては無レ之、本より又御政事改正抔致し候筋にては尙以無レ之、今日は先づ間暇の時と申すものにて、此時に於て後來萬事之筋急斗講究致し彌益自己銘々の知識心得を相究め、後日の開運を相待可レ申と一統申談候間、近日來は執政初中々勃興致し、日夜講習前日よりも一段の盛大に相成り、面白き勢に御座候。拙者宅にて熊澤集義和書の會相始め、執政諸有司其外も參り種々討論、何時も鷄鳴迄は咄合申候。憂愁中の樂事と何も悅申候。

江戶表外國之事典次承知迄は畧致し、英使至て尋常にてハルリス條約之通りに相濟去月廿一日歸帆、フランス不レ遠參り候筈なり。ハルリス日本に心を盡候は誠に無レ限之至り感じ入申候。流石亞墨利加之國躰世界第一にて有レ之候。魯・英・亞を初外國の事情は熊本にて見込候筋と少も相違無レ之候故略す。

外國御奉行出來（編者註、安政五年七月八日新に置かれ、同日左記五名任命。）

是迄御勘定奉行　永井玄蕃頭（尙志）

箱立奉行　堀織部正（利熙）

下田奉行　井上信濃守（淸直）

御目附　岩瀬肥後守(忠震)
田安御家老　水野筑後守(忠徳)

此中井上を除け、外は幕府中之人材、何も中將樣に心服、此節一揆を立候に隨從之人々也。夫故彥大老よりは大に惡まれ、旣に罰をも可ㇾ蒙人々にて候へ共外國應對は此面々にて無ㇾ之候へば一切出來不ㇾ申に因て當分此職に被ㇾ命、此後は如何成り行可ㇾ申や難ㇾ計事に御座候。其外は相替り候儀無ㇾ御座ㇾ候。先此段拜呈致し候。以上。

八月八日　平四郎

仁十郞樣

尙々典次も當月末には御許出立致し候事と被ㇾ存、來月半には委細御樣子承り可ㇾ申と大に相待申候。以上。

附紙

水府は老公(齊昭)御附迄引替へ候樣被ㇾ命、將又太田丹波守・鈴木石見守再び執政可ㇾ被ㇾ申付ㇾ旨御沙汰有ㇾ之、此兩人は奸黨之大將なり。當中納言公(慶篤)此節は存外の憤發にて、兩奸被ㇾ用候事嚴敷被ㇾ相斷ㇾ、未だ落着は承り不ㇾ申候。何に次の飛脚にて知れ可ㇾ申候。老公附安島彌次郞は當公附と成り、何某とか申者水戶より參り老公附と成り候由、此ものは惡敷者にては無ㇾ之と噂承る。尾張は下た地一致致さす田宮彌太郞

専ら君公一味なり、竹腰は君公と別種なり。此君臣相離れ候より色々の申分さし起り居候處に此節の大變參り甚以六ヶ敷有レ之候處、成瀬當年十九歳大に議論を發し何も無事故相鎮、田宮は御隱居附と相成り候。成瀬は後來頼み有る人物なり。此許にては左樣之混雜一切無レ之、流石に君德感心致候。

別　啓

御袋樣些御中氣之段誠に以て笑止千萬、何角御心配察入申候。定て御一旦之事とは存じ候へ共御病氣柄にて重々御氣遣敷存候。

御隱居樣初可レ然御致聞被レ下度相願候。

御母樣金子の御申越委細承知致し候。此節差上申度候處典次歸りに付一切無レ餘相成、當月は殊之外貧困にて何に來月は差上可レ申候。此段付呈致し候。

八　月　八　日　　　　平　四　郎

仁　十　郎　樣

再啓。別紙泰吉（内藤）・牛右衞門（横井）に御序に御見せ可レ被レ下候。　　　（小楠遺稿）

七六　嘉悅市太郎外三名へ

安政五年八月二十五日　　小楠在福井　嘉悅外三名在熊本

市太郎は嘉悅、五次郎は山田、一平は安場、泰吉は内藤を姓とし、四人共熊本人にして小楠の門生。

嘉悅は名は氏房、通稱ははじめ市太郞後に市之進、小楠門下四天王の一にして識の人。維新前後藩政に與り朝官に任用せられ後殖産育英に盡くす所多く、政黨勃興するに及び改進黨の領袖となる。

山田は名は武甫、小楠門下四天王の一にして德の人。戊辰の年徵されて熊本藩の會計權判事となり、後少參事に轉じ、英學校・醫學校等の創立に力を盡くした。明治七年敦賀縣令となつたが同縣の廢せらるゝや官途を辭して歸熊し、實業界に入りて蠶業を興し後には政黨を組織し進步主義者の泰斗となる。

安場は後保和と稱し咬菜軒と號した。小楠四天王の一にして知の人。明治維新後は諸縣の大參事となり、熊本縣の權大參事の時代には藩政改革及び廢藩置縣を完成した。其の後歐米を視察し議官・縣知事・北海道長官を歷任して男爵を授けらる。

內藤泰吉も門生中の傑物で小楠塾に起臥して醫を寺倉秋堤に學び、小楠の越前行の後はその留守宅をあづかり、小楠の第四回の越藩應招には江戶及び福井に隨行し、小楠の參與時代にはその病氣看護に從事するなど小楠門生中彼程久しく且つ深くその師に侍した者は少ないであらう。明治維新後軍醫として東北に出征し、軍務官病院副頭取になつたが明治三年肥後に醫學所の設立せらるるやその校長格となり、爾後肥後西洋醫學の開發振興に巨大なる足跡を印した。

一書拜呈仕候。時分柄諸賢愈御安康珍重之至に奉ㇾ存候。隨て小生相替り不ㇾ申無異に罷在、御懸念被ㇾ下間敷候。扨此許大變は(春嶽の隱居謹愼、典次)河瀨歸鄕にて夫々御承知と奉ㇾ存候。爾來はさして相替り申儀無ㇾ御座ㇾ候。尤外國水戶抔之事情は(永嶺)仁十郞迄申遣し置申候間彼方より御承知可ㇾ被ㇾ下候。此許は彌以都合宜しく、此節にて一段と講學相進み、執政初諸有司日々集會心術第一之處尤以銘心仕候。夫故有志は勿論一統大に競立存外之好都合に相成、易に所ㇾ謂貞なるは吉と申地に參り申候。近來は熊澤集義和書會業相始り、每も鷄鳴に至り論談面白事に御座候。安場君御承知之長谷部(甚平)・村田(巳三郞)尤以長進にて、流俗輩抔にくみ候心底は聊以

無ㇾ之中々正大なる心中に相成誠に悦申候。此節は一旦は俗論も起り候へ共右之次第にて有志者之面々聊も心を動し不ㇾ申、其上人情に合ひ不ㇾ申事柄は一切取り除候心組にて、水府流之文武節儉之弊政夫々相改候筈に申談何方も無二異儀一事に御座候。是にて一體御承知可ㇾ被ㇾ下候。

山田君御說二通一々敬服、旣に一兩輩には見せ申候、何も感心仕候。

典次も今比は打立居可ㇾ申、來月末には參着と大に相待申候。小生事も此大變に付ては他に不ㇾ被ㇾ申事ながら彌以一藩之信を取り、俗人有志之差別無ㇾ之依賴之勢にて日夜應接にのみ苦み申候。只今通りにては來春早々歸鄉之模樣相見へ不ㇾ申、こまり入申候。

安場君御承知の漁獵當時は御停止にて何も出來不ㇾ申、最早雁の聲大分いたし來月末御停止明早々出懸申筈に御座候。雁・鳬は大惣の鳥勢何に不二思寄一大獲物可ㇾ有二御座一相樂申候。得二貴意一度儀山海に候へ共例の筆不調法にて略呈仕候。已上。

八月廿八日　　　　　　　　平　四　郎

市　太　郞　樣

五　次　郞　樣

一　平　樣

泰　吉　樣

尙々他之諸子に可ㇾ然御傳致可ㇾ被ㇾ下候。前文仁十郞紙面(七五)御覽被ㇾ下、餘り御口外は御用捨可ㇾ被ㇾ下候。已上。

(高木第四郞藏)

文中二ヶ處に「安場君御承知」とあるは、安場が小楠の福井入に隨行しばらく同居したからである。

七七　宿許へ

安政五年九月三十日　小楠在福井

弟仁十郞の訃報に接し歸鄕を思ひ立ちて認めたるもの。

去月十九日典次紙面二十三日到着仕候。奉ㇾ始二　御母樣一益御機嫌能奉二恐悅一候。先以仁十郞事流行急症にて十七日死去之段承り候て前後忘却、唯々夢の樣に御座候て何とも可二申上一樣無二御座一候。乍ㇾ然御母樣御明らめ被ㇾ遊益御壯健に被ㇾ遊二御座一候段誠に以難ㇾ有思召にて當惑之心も相制し罷在候內、廿五日夕方竹崎(律次郞)着にて萬事之御樣子も具に承り責て安心仕候。就ては私事當年中と被二仰付一候事故何分引き上能歸り申度候間此許重役迄其趣申談、十一月・十二月の二ヶ月引き上げ來月末にも御暇被ㇾ下候樣取り斗吳候樣及二相談一候處、此許にては私今暫居不ㇾ申ては都合不ㇾ宜筋も有ㇾ之、至極尤之儀とは存候へ共一ト先江戶に相伺　中將樣(春嶽・茂昭)御父子樣之思召に因て龍ノ口(江戶肥後藩邸)にも被ㇾ及二御相談一候上にて無二御座一候ては不二相叶一、早速急飛脚さし上可ㇾ申旨にて翌二十六日に飛脚出立申候。右之次第にて如何落着可ㇾ仕哉何に來月十五日前後には相分可ㇾ申候。歸鄕に落着仕候へば來月末・霜月初此許出立可ㇾ仕、其期に

至り尚可レ申上レ候。不幸之告來り候より諸士晝夜入替々々旅館に相詰誠に厚き介抱に預り、夫等にて心を慰申候。御許流行急症は沼山津抔は絶果候段大に安心仕候。此許も次第に輕少に相成最早何にても無レ之、其上醫者大心得一人も只今にては死し不レ申大に安心仕候。此節は段々申上候事も無レ御座レ候。先此段迄申上縮候。以上。

九月晦日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

御母様

至誠院様

おいつどの

おつせどの

尚々典次も病氣と承り如何と被レ案候。竹崎參り候て大に宜敷事に御座候。私來月にも歸鄕御免許に相成候へばさかき(榊)原幸八・阿部又三郎被レ差越レ候筈に御座候。扨先き觸は南關より小川(先夫人の家)迄遣し可レ申、源左衛門(小川家當主)に御咄被レ成置レ可レ被レ下候。乍レ然歸鄕出來可レ申哉心遣仕候。緣家中には紙面遣し得不レ申、可レ然御申傳可レ被レ下候。以上。

(横井時靖藏)

七八　宿　許　へ　安政五年十一月九日　小楠在福井

一書奉呈候。奉レ始ニ　御母上樣ニ益御機嫌能被レ遊ニ御座一、奉ニ恐悅一候。隨て私事相替り不レ申無異に罷在申候間聊御懸念被レ下間敷候。扨典次も五日に到着、御許の事共いさい承り大に安心仕候。竹崎兩人に相成萬端大に便利宜しく、日夜咄しいたし暮申候。私事先便にも申上候通り一旦歸鄉仕度願望申立候處、龍ノ口の方も　太守樣(細川齊護)へは御存寄不レ被レ在、此方樣御賴み通り來年倚又御遣し可レ被レ遊旨、然し熊本に御懸合の返事いまだ參り不レ申、近日には相知れ可レ申との御返事三淵殿(肥後藩中老三淵志津摩)より松平主馬(越前藩執政)方迄返事有レ之。尤松平は江戶出立當月末には此許に參着、其節は分り可レ申候との趣、此節之飛脚に申參り候間何に都合により候ては來月中旬頃にも此許出立可レ仕候。然しいまだ落着いたし候事にては無レ之、其時に至り倚可ニ申上一候。右之通りにて正月迄には出立仕り可レ申候間左樣に被ニ思召一可レ被レ下候。此許御家中兩三人も同道仕り可レ申候間、塾中作事等の事竹崎・河瀨より內藤(泰吉)迄申遣候間御承知可レ被レ下候。新宅爐等之事是又同斷、其外是より申上候程之事も無ニ御座一候。罷歸候てさし支へ無レ之樣何も御見込に御世話被ニ成下一度奉レ願候。

おいつ衣類は染方等夫々申付候。將又土產物抔段々用意仕候。此節は何ぞ言上之筋も無ニ御座一候。何も松平歸國之上いさい可ニ申上一候。何に不レ遠、懸ニ御目一可レ申、樂さ無レ限御座候。以上。

十一月九日　　平四郞

御母樣

尙々此節は外に書狀も遣し不ㇾ申、何方にも可ㇾ然御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。以上。

至誠院様
おいつどの
おつせどの

（横井時靖藏）

七九　嘉悅市之允へ　安政五年十二月十九日　小楠在大阪　嘉悅在京都

市之允は肥後藩士、使番・鐵砲頭・京都留守居を勤め、文久元年十二月隱居。小楠門下の氏房は其の嫡男。本書は小楠が越藩に招聘せられてから第一回の歸熊途中、大阪から京都留守居なる嘉悅に書き送れるもの。

一書拜呈仕候。愈御安康に被ㇾ成ニ御勤一珍重之至に奉ㇾ存候。然ば私儀去る十五日福城出立今日大坂に着仕候。此節は是迄之御禮に上京罷出申心得に御座候處、途中より外邪相患、何分步行出來不ㇾ申候て乍ニ心外一御無禮仕候。誠に段々御難題に相成厚忝々、拜謝難ニ申盡一奉ㇾ存候。乍ニ此上一熊本・福井兩方取遣書狀御屆方之儀萬々奉ㇾ希候。明日は乘船仕筈に大樂御察可ㇾ被ㇾ下候。此段御斷御禮迄申上度、餘は從ニ熊本一拜呈可ㇾ仕候。何も略仕候。以上。

十二月十九日　　横井平四郎

嘉悦市之允様

尚々時分柄御自愛可レ被レ成候。櫻田氏に別呈不レ仕、可レ然拜謝御同様被二仰述一可レ被レ下候。以上。

（赤星陸治藏）

安政六年

八〇　宿許へ　安政六年五月十四日　小楠在大阪

第二回の招聘に應じて越前に赴く途中、大阪よりの書面。

從二大坂一呈上仕候。被レ遊二御揃一益御機嫌能奉二恐悦一候。隨て私事去る四日晩方下關出船仕、相應之風筋にて十二日に大坂に着仕候。上下夫々何之申分も無二御座一壯健に罷在申候間御安心被レ成可レ被レ下候。大坂には段々用事有レ之中二日程到留仕、明十五日に此許出立仕筈にて、福井には廿日に着之積に御座候。既に福井屋敷より早便にて申遣候間彼方にては十六日にも知れ申、定てにぎ／＼敷相待候事と奉レ存候。播州舞子にて田浦武膳に逢申候。定て武膳罷出可二申上一候。左平太・倫彦に約束之下緒を遣し申候、大小さび不レ申候様手入可レ致候。殊之外多用にて細々申上候事出來不レ申、何も不レ遠福井より萬々可二申上一、先大坂着迄呈上仕候。以上。

五月十四日　　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

御母上様

至誠院様

おいつどの

おつせどの

尚々出立前左平太に申聞候事を失念仕候、此度養子願いたし置候間不ㇾ遠相濟可ㇾ申候。左候ても私存念御座候間やはれ(やはりのこと)是迄通り叔父・甥之心得にて可㆓罷在㆒、養父・養子は表向迄にて御座候間左樣御申聞可ㇾ被ㇾ下候。以上。

(横井時靖藏)

右書狀を受取りて母は左の書面を小楠に送つてゐる。

母より

文にて申入候。いよ〳〵御かわりなく御つとめ被ㇾ成、何により〳〵御めで度御られしく悦申す事どもにて御座候。留守內も私もじ初外に子共までもみな〳〵何の申ぶんも御座なくくらし申候、御あんしん下され候。さ候へばこくら(小倉)より大坂よりの御手紙相屆候。舟中つゝがなく候段うけ給り大きに〳〵あんしんいたし、悅さつそくみき(神酒)ども上申候。留守何ぞ心ぼそき事は御座なく候へども長々雨ふりに付度々大水にわこまり入おそろしき事にて御座候。水あとそれは〳〵そまつなる事にて御座候。所々かべ(壁根)ねくへ(崩れ)あとつち斗にてさいゑん(菜園)も出來不ㇾ申、ふじゆうなる事にて御ざ

候。なすびもいまだなり不ㇾ申、すいくわ、うり何程に御ざ候や、これを子共初のこらずたのしみにて居申候。暑に入よふ〳〵四五日天氣はれ上申候。其御もとは何程に御ざ候や。次第にあつさに相成ずいぶん〳〵御いたみなき様御つとめ被ㇾ成候、夫のみ〳〵私もじ事も朝夕いのり申す事どもにて御座候。私もじ事もたべ物よふじん第一にくらし我身からだを日に〳〵ともりいたし候ほどくらし居申候、すこしも御き(かひ脱カ)づなき様御つとめ御ほよふ第一御くらし被ㇾ成候。いろ〳〵申遣し度事山々御ざ候へども目わるくふでふかないゆへ、御あんしんのため私もじふでにてあら〳〵申殘し候。

めで度かしく

六月二十四日　　はゝより

平四郎殿

(横井時靖藏)

尙々(町名、永嶺家のこと)水道もいづれもかわり不ㇾ申候。

文中小倉よりの小楠の手紙は見當らぬ。

八一　嘉悅市太郎へ　安政六年五月二十二日　小楠在福井　嘉悅在熊本

一書拜呈仕候。愈御安康に被ㇾ成二御入一、珍重之至に奉ㇾ存候。隨て小生海陸無二別狀一一昨廿日に此許到着仕候、御安心可ㇾ被ㇾ下候。先日出立前は追々御來訪、忝々奉ㇾ存候。御大人様(嘉悅市之丞)去月十九日かに御出立被ㇾ成定て早々御到着と奉ㇾ存候。久し振之御休息にて御歡娛想像仕候。乍ㇾ憚可ㇾ然様被二仰上一可ㇾ被ㇾ下候。

到着昨今晝夜來客にて誠に寸暇無ニ御座一候。此許一體無事安穩にて御座候。江戸表も　中將樣(春嶽)御月代・御庭廻り等御免に相成申候。京師を初め囚人江戸にての御吟味尤去年降　勅之一件に關係いたし、初發寺社御奉行板倉周防守殿(勝靜)御吟味懸り被ニ　仰付一、然處板倉公は至極寬宥の所存にて大老と合ひ兼直に御役御免、其跡何某殿(姓名失念)是又板倉公同樣之了簡之由にてどふか寬宥之沙汰に落着いたし可レ申相聞申候。尤近來に至り水府安嶋彌次郞被ニ召捕一御預人に相成候。安嶋は老公御側御用人、當時は御役御免にて罷在申候。水は中々嚴重にて誠に大困窮にて御座候。越前は昨春橋本左内上京いたし候迄にて、其以來江戶邸よりも御國許よりも一切京師に懸り合無レ之候故、降　勅之一件に關係いたし不レ申候。其段は漸々明白、　幕府もよ程疑惑解申候由、橋本も都合三度御呼出し有レ之迄にて何之御模樣も無レ之、是は不レ遠無事に相成可レ申候。

外國交易一條　幕議今以落着不レ仕候。金川を改め横濱にいたし度との相談アメリカ合點いたし不レ申候。是も必ずマケ公事と被レ存候。何(イヅレ)に江戸前開港不レ遠候間、其節は落着可レ仕候。

此許よりの宿狀大坂松屋に賴み仕出し候處大に都合惡しく、屆方及ニ延引一候のみならず或は紛失も仕候間去秋末比よりは京師に達御大人樣方御難題に罷成申候。此節も尙又御難題に罷成申度櫻田へは賴み遣し、賢兄御名當にて仕出し申候間近比以御難題千萬に奉レ存候へ共沼山御屆方吳々奉レ希候。尤沼山へは其旨申遣候。熊本通ひの節は御宅に罷出候樣心得させ申候、吳々奉レ賴候。着足下にて甚多用にて何

方にも書状出し得不レ申候。坪井社中可レ然御傳致可レ被レ下候。此段迄、何も近々拜呈可レ仕候。已上。

五月廿二日　平四郎

市太郎様

倚々御母堂様初御惣容様呉々宜敷奉レ願候。三岡(石五郎)初何も無事にて罷在申候。已上。

(岩崎左文藏)

八二　宿許へ(追啓)　安政六年五月二十七日　小楠在福井

この本文は見當らぬ。第二回應招福井入をなして間もなきもの。

追啓仕候。此許梅雨よ程强く御座候處昨日より漸々晴に赴、最早格別之雨には相成不レ申事に被レ存候。着以來來客打續一向に寸暇無ニ御座一候。然し大分居り合申候。至誠院様御羽織幷內藤はおり染直し今日こふ屋に遣し申候。七月には府中之面々熊本に參り申候間其節にさし上可レ申候。

壽加(下女)に約束之帷子二重染もぐさがすり(支綾)手に入遣し申候、餘りよすぎ可レ申候。何分奉公十分相はげみ可レ申御申付可レ被レ成候。此段迄追啓仕候。以上。

五月二十七日　横井平四郎

至誠院様
おつせどの　　　（横井時靖藏）

八三　宿許へ　安政六年六月十九日　小楠在福井

一書拜呈仕候。先以奉レ始二御母樣一被レ遊二御揃一益御機嫌能奉二恐悅一候。私も聊相替り申儀無二御座一候。水野（從者）下々迄壯健に罷在申候間御安心可レ被レ下候。唯々晝夜寸暇無二御座一、誠に多用多客にて困入申候。明日にて着以來三十日に相成、夜九ッ（十二時）前に寢候事纔に一夕有レ之、其餘はいつも八ッ（午前二時）比に相成申候。夫故例の酒もとんと元氣付迄にて腹内宜しく何之申分も無二御座一候。近日に鷲うち抔に出浮申候筈にて其用意仕申候。三岡（石五郎）熊本御用被二仰付一八月初に此許出立仕筈にて御座候。下關に少は引懸り可レ申候。何（イヅレ）に九月中には沼山津に參着可レ仕候。榊原（幸八）は江戸御留守居助役被二仰付一、去る十六日に此許出立仕候。歸着以來纔に三十日餘罷在り、又々東方に參り申候。
染直しもの夫々出來仕居候へ共三岡能出候節に差上可レ申候。左平太・友彦（マヽ）彌讀書・習書出精と存申候。
書物類土用ぼし失念無レ之樣、具足も同樣、且又鐵炮・刀等手入間斷無レ之樣存候。小法主（又雄）彌元氣宜しく盛長可レ仕、出立以來五十日餘に相成今比は足も丈夫に相成奔り廻り可レ申候。此許つむぎ（紬縞）嶋大分出來中々

上品におい（姪）つ抔に見せ候へば飛び上り可ㇾ申候。三岡參向之節乍ㇾ迷惑ㇾ一反進じ可ㇾ申候、相待可ㇾ被ㇾ申候。此節内藤（泰吉）列に紙面仕出不ㇾ申候、可ㇾ然御傳可ㇾ被ㇾ下候。何も略呈仕候。已上。

六月十九日　　　　横井平四郎

御母様

至誠院様

おいつどの

おつせどの

尚々昨今はよ程著に相成申候。御許さぞかしと奉ㇾ存候。乍ㇾ憚御自愛被ㇾ成度、夫のみ奉ㇾ存候。八月九日御仕出しの御狀は先日到着仕候。彌十郎（從者）道中より又々おこれ（瘧）煩ひ、漸四五日起き上申候。其外は誰も病付不ㇾ申元氣に罷在申候。以上。

（横井時靖藏）

八四　矢島恕介へ　安政六年七月二日

小楠在福井
矢島在江戶

矢島は越藩士で、安政四年明道館都講となり藩政にも參與した。

去月廿四日之御狀相達、忝拜見仕候。先以　御兩家　上々樣益御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て愈御安康に被ㇾ成ㇾ御勤ㇾ、珍重之至に奉ㇾ存候。扨今般龍出候儀に付縷々被ㇾ仰下ㇾ忝々奉ㇾ存候。如ㇾ命人事萬變一とし

て不レ可レ期、唯々御自愛專一に奉レ存候。九州之趣且此許之樣子等は榊原(幸八)氏より夫々御承知可レ被レ成、略仕候。御許　廟堂之人才一に如二高諭一推量仕候。正俗共に一偏に落入互に相爭候世界にて中々中正之條理分り可レ申樣無レ之、二千歲之氣習無二致方一次第に御座候。乍レ然西洋面々追々入込候へば不レ遠人情世態漸々分り可レ申、是のみ樂可レ申候外には誠に所分無二御座一、困入申候。尤今日に至り內は水府之亂、外は外國に被二押懸一、　廟議誠に大困窮に候へば自然と他人の了簡を聞度心得には相成居可レ申、然し夫れとおし出し候事は夢々有二御座一間敷、有志者心得罷在候事に奉レ存候。

千本(藤左衞門)氏御壯健に奉レ存候、可レ然御傳致可レ被レ下候。御許殊之外之大暑之由、此御許は去夏通りにて雨勝に有レ之、格別暮し兼る程之暑には相成不レ申、三ノ丸例の蚊夥敷晝も出候て仇を成し大困窮に御座候。何も替候儀は無二御座一候。拜復迄艸々、餘は付二後雁一申候。

七月二日　　平四郎

恕介樣

尙々御端書之趣忝々、故鄉老母初何も健强にて罷在、安心仕候。例の御好物は如何定し行れ候事に奉レ存候。小生たんがい(痰咳カ)さし起り一滴も給られ不レ申候。雷菴先生門下と罷成御一笑可レ被レ下候。雷菴存以來禁酒、于レ今相續き珍重に御座候。此御許に罷出候節大坂にて丹釀相と丶のへ、三國廻しの手數致し置候處近日に着いたし候趣平瀨(儀作)氏より別に相承、丁度長谷(長谷部甚平)氏も小生同樣たんがいにて引入に相成居候間一絕を贈り申候。

同病一句不﹅把﹅杯。閑分二茶品一亦悠哉。呵々何事酒魂動。人道丹釀入﹅港來。

（小楠遺稿）

八五　宿　許　へ　安政六年七月八日　小楠在福井

沼山津之者罷歸り候間一筆申上候。被﹅遊二御揃一益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て私事相替り不﹅申下々に至り候迄壯健に罷在申候間御安心可﹅被﹅下候。此許梅雨後日々雨勝にて漸今日晴候て暑中之模樣と相成申候、夫故是迄格別之暑さにては無二御座一候。御許定て今程は格別之暑と被﹅存、奉﹅始二　御母樣一如何御暮し被﹅成候哉奉二想像一候。左平太・友彥（又雄）は日々川にて暮し可﹅申、又法主申分無﹅之壯健に盛長いたし候事と何かと思ひやり申候。

四五日以前に書狀差上申候ていオ之事は認置き申候。其內においつに紬嶋遣し候段申置候、其嶋一兩日中に手に入り申筈にて及二吟味一申候。十分宜敷品可﹅遣候間三岡參りを相待可﹅被﹅下候。（三岡は八月末にて可﹅有﹅之候）最早盆も近まり日の過ぎ候は扨々速成ものにて來月仁十郎一周廻に相成、何角思召被﹅出候御事に奉﹅存候。何ごと存候へ共夫も出來兼、二朱一つお鶴（仁十郎の娘）に遣し申候間菓子にても何にても供へ吳候樣御傳へ可﹅被﹅下候。

網田燒茶出し出立前に賴み置候處出來兼、嘉悅出立之節相賴迄り吳候樣安兵衞（河瀨）に賴み置申候。然處此許

にて先づ不用にて御座候間留守に御留置き被レ成候樣に奉レ存候。い才の事は先便に認申候間何も略仕候。以上。

七月八日　　　　　　横井平四郎

御母樣

至誠院樣

おいつどの

おつせどの

（横井時靖藏）

此の手紙の一隅に老母の筆にて「藤四郎持參手紙」とある、文中冒頭の沼山津の者とは藤四郎であらう。

八六　宿許へ　安政六年七月二十五日　小楠在福井

一書奉呈仕候。秋暑之折柄奉レ始二御母樣一被レ爲レ成二御揃一益御機嫌能奉二恐悦一候。隨て私儀相替り不レ申、下々迄無事にて御座候間御安心可レ被レ成候。

五月廿五日・六月十日之御狀一同に到着拜見仕候。其砌迄は大坂狀着仕り不レ申、藤島着にて大坂迄之樣子御承知被レ成候段、大坂狀は其節三淵殿（前出）下りにて有レ之右家來に賴永嶺當にて遣し申候、定て到着と

奉レ存候。五月之洪水驚入り申候。緑川・加勢川筋所々堤切有レ之水害夥敷御座候段々承り笑止千萬に奉レ存候。此許も雨は大分強く御座候へ共左程之大水は出不レ申、水害は一切無レ之候。當月初よりは漸々晴天に相成、よ程之著さにて御座候間田畑共に十分の出來と申事にて御座候。三岡石五郎外に奈良茂登作兩人御國許・長崎之御用にて來月三日比にも此許打立申筈に御座候。大坂・下關にも段々用事御座候間途中引き懸り可レ申、長崎仕舞候て御國には罷出候筈にて、何に九月中に到着と奉レ存候。おいつ奉書嶋先便に申遣候通り三岡に賴み置候間不レ遠着いたし可レ申候。其外富田・狄・須佐美等の註文も同樣にて御座候。

熊本引き出之事私罷歸候上と一通御咄合申置候へ共相應之屋敷御座候へば一刻も御打立（一刻も早くのこと）被レ成度奉レ存候。右に付て三岡に內談仕置候間三岡着之上金子は御相談可レ被レ成候。將又身分相應之屋敷に候へば餘りせばく（狹く）有レ之とても行れ不レ申候間三百石以上之屋敷にて無レ之ては難レ叶事に付、過坪之處は越前より御賴にて書生相詰候筈に付身分相應之屋敷にては何分行れ不レ申段、半右衞門抔より屋敷方に內談いたし候へばさし支無レ之樣に取り斗可レ申事と奉レ存候。三岡に內談は此節金子百兩程と咄し合置申候。其外は彼の三十兩も有レ之候間拾五貫目位之屋敷は買れ可レ申候。其上普請作事等は安兵衞抔に御相談何方よりぞ御かり被レ成候て不レ苦候。只今之沼山津屋敷はうり拂候方可レ然、どふぞ相應之相手御座候へかしと奉レ存候。根段は其御許之御見込にて少々易く御座候て一刻も早く除き方可レ然被レ存候。熊

本之場所色々考候へば坪井・山崎抔餘りまん中は中々客にたまり不レ申候事にて却て邊鄙之方可レ然か、左候へば本山古庄屋敷は隨分廣く有レ之、只今之處に表座敷に玄關等作り續き候へば住れ可レ申哉、屋敷之外に二段位之地も添ひ居候由是も恰好と被レ存候。土藏は無二御座一様に承り候間格別根段も高くは有二御座一間敷被レ存候。いまだ除き不レ申候へば御懸合被レ成度奉レ存候。然し餘り高く不釣合に候へば夫はいたし方無二御座一相止候方當然と奉レ存候。自然根段も相當に候へば御求被レ成候方可レ然奉レ存候。沼山津之屋敷はどふなりと成り行付き可レ申候、いかにも御世話之程奉レ希候。御求に相成候筋に候へば屋敷之東西南北之廣狹より家居之處委敷圖面にいたし一刻も早く御遣し可レ被レ下候。左候へば作り續仕方抔此許にても相考へ差圖いたし差出し可レ申候。其外安藤屋敷可レ然候へ共當時奉職之事にて除け不レ申と被レ存候。其上家居よ程古く殆ど百年にも相成候と承り申候(蒲池喜太衞門普請の由)處柄宜敷候へば藏も有レ之拾五貫目より下直にはうり申間敷、左候へばとりつくろいに取り懸り候へば所レ謂古家の造作と申ものにて中々大事に相成可レ申候。然し是も是よりの了簡にて敬之助(不破)抔了簡も可レ有二御座一御聞合被レ成度奉レ存候。其外は心當無二御座一、其御許にて御相談之上可レ然屋敷に候へば決して此許迄御取り遣には及不レ申、御取りきめ被レ成候方勿論之事に御座候。沼山津屋敷はうり拂候方重々可レ然、別莊之事は私歸り候上何方にぞ見立可レ申候。右之通りにて牛右衞門・敬之助抔に御相談可レ然樣御取斗可レ被レ下候。右之段迄拜呈仕、餘は略仕候。以上。

七月二十五日　　横井平四郎

御母様

至誠院様

おいつどの

おつせどの

尚々いまだ殘暑强く何に(イヅレ)來月中旬比迄仕付(こぎつける)候へば冷氣に相成候方と奉レ存候。隨分々々御病氣無ニ御座一樣御保養專一に奉レ存候。私も何も申分無ニ御座一、至て壯健に罷在申候。彌十郎(德)おこれ漸く近日快く相成候へば尉作(從耆)引き續同病相煩一日越にふるひ申候。然し至つての微邪にて何に近日に落し可レ申、此許はおこれ殊の外行れ候へども至ての微邪にて丁度葦北邊之模樣と同斷にて御座候。中將樣(春嶽)御事公義向にて殊の外御解方に相成、既に當月初越前守樣(茂昭)御老中方御廻勤御免許の御願被ニ差出一候間何に不レ遠内に平生通りに御成り被レ成候事に相樂罷在申候。此段附呈仕候。以上。

(横井時靖藏)

八七　荻角兵衛へ

安政六年八月四日　小楠在福井　荻在熊本

一書奉呈仕候。秋暑之砌愈御安康に被レ成ニ御勤仕一、珍重之至に奉レ存候。隨て小生無事依レ舊罷在申候間御

安心可被下候。先便にも略得貴意候通り三岡石五郎外に奈良茂登作同道來る九日に此許發足、下關に暫到留長崎に參り、此處用向濟候て熊本に罷出候筈にて途中引き懸り可申、何に九月末・十月初には熊本に參着可仕候。此節は貿易之用事に付て長崎表重に罷越申候。御國許にて是等之咄合は何方も遠慮いたし閉口之相談仕候間定て何方にても右之咄合は不仕事に御座候。然處賢兄には內實御打明し萬事御見込承り申心得に御座候間左樣御含にて無御遠慮被仰談度奉存候。三岡はよ程此等之筋には熟し罷在り見込も一定仕候。江戶表之事情も夫々御承知可被成候。とても如此大變動之世界貿易之事は着眼之大一事と奉存候。何分得斗御咄合被成下候樣萬々奉祈候。此段迄拜呈、餘は略仕候。已上。

八月四日　　平四郎

角兵衞樣

尙々時分柄御自愛可被成候。五月洪水之事申參候。扨々大變驚入申候。此跡拂除方非常之御手入と奉存候。ハカマノ杯は尤大變如何（マヽ）　廟議落着可仕哉、拙意にては水田は一切相止め上メン下メンの呑水迄之趣向にて脩覆有御座度、左候へば兩所に新村所々出來、荒茫之野原御開被成候へば後はいか斗之大利かと被存候。布田（阿蘇郡の地名）當りにて百丁・二百丁之水田實は何之用益とも難申、畑にて置き候方却て後日之仕合と奉存候。然し是は爲識者可言俗吏之非可知處也、呵々。新堀・（下津休也）

元田（東野）列に可レ然御一聲奉レ希候。已上。

荻角兵衛様　　　　横井平四郎

（一瀬彌太郎藏）

八八　甥左平太・倫彦へ　安政六年八月四日　小楠在福井 二甥在熊本

小楠第二回の應招にて福井に至りし時の往復書。書込が小楠の書信。

書入申遣候

何ぞ相替不レ申壯健に居申候間安心可レ被レ下候。
一筆奉ニ啓上ー候。　時下益御機嫌克可レ被レ遊ニ御座ー、恐悅之御義に奉レ存候。　御道中九日經りの御
大坂狀よ程遅着いたし、奉レ始ニ御祖母様ー御案勞被レ成候事と存候。重々恐悅、大に安心
船にて先月十二日大坂御着岸之由、重疊目出度奉レ祝候。　此元祖母様初皆々
いたし候。　兄弟壯健珍重々々、　大分はか取悅申候。此上尙以出精無ニ間斷ー樣祈申
様御無異に御遣被レ成候。　私共も不ニ相替ー出精仕、　通鑑三十卷目を讀居、　倫彥は史記頓て
候。　内藤又は野中に論語にても何にても經書之會相頼、解文に心懸け肝要に候。
讀み終り申候。　御慮易被ニ思召ー可レ被レ下候。
氣に入、大慶に存候。　大小・鐵炮・韝幷書物之手入無ニ失念ー樣に存候。定て日々游（水泳）
扨大坂より結構之下緒ニ懸御土産として被レ爲ニ拜領ー、重疊難レ有頂戴仕候。　先は御旅中御伺
之稽古と被レ存、倫彥水練達者に相成候と存候。隨分々々何事も心懸け出精第一にて有レ之候事。
且御禮迄申上度如レ是御座候。　已上。

六月二十五日　　　　横井倫彥

御伯父様　　横井左平太
八月四日認　　　　平四郎
左平太殿
倫彦殿

（横井時靖藏）

八九　姪逸子へ　安政六年八月五日　小楠在福井　逸子在熊本

六月廿五日之御ふみ相達致ニ披見一候。奉レ始ニ　御祖母樣一益御機嫌能其外小兒に至る迄壯健相替り不レ申候段大に安心いたし申候。此許下々迄壯健何之申分も無レ之安心可レ被レ下候。坂口・竹部一同に奥さま歸りに相成扨々笑止千萬に候。且又坂口御袋さま熱病如何と案じ申候。平生元氣に候へば定て快方と存申候。又雄元氣宜しき段安心いたし候。出遊びにて却てよろしく可レ有ニ御座一候。足も今程はよ程丈夫に成りし事と被レ存候。
先便に申遣し候紬嶋此節三岡に賴み廻し候間不レ遠到着いたし可レ申、氣に入候へかしと存候。
其許ころりは流行いたし不レ申候や。此許は近日少々づゝ有レ之候へ共格別之事には無レ之、安心可レ被レ下候。久々雨も降り不レ申、殊之外暑にて候へ共十五日後に至候へば秋冷に相成可レ申、今暫之間暮し兼

申候。此段迄申遣度、何も後便に可二申入一候。以上。

八月五日　　　　　　平四郎

おいつどの

（横井時靖藏）

九〇　宿許へ　安政六年八月五日　小楠在福井

前記六月二十四日付の母よりの書狀（本篇二八〇頁）を受取りてから認めたもの。

六月二十四日之御書狀到着、難ㇾ有拜見仕候。先々奉ㇾ始二　御母樣一被ㇾ遊二御揃一御機嫌能奉二恐悅一候。隨て私事聊も申分無二御座一無事に罷在申候間御安心被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候。坂口（不破敬之助）・竹部（横井牛右衞門）兩輿樣離緣扱々笑止千萬驚入申候。尤竹部は私出立前より甚以氣遣しく、私も離緣可ㇾ然と咄合申候位にて今更何とも可ㇾ申樣無二御座一候へども、坂口は眞以驚入申候。是迄之模樣夫婦之間是と申子細も見へ不ㇾ申十分宜しく御座候間、元田列より却て笑い申位にて候處にわかに離緣に相成、千里外より承り候ては何とも合點參り不ㇾ申、敬之助も若者ながら一人物にて卒爾成る男にて無ㇾ之、彼是一切合點參り兼何（イツレ）に唯事にては有ㇾ之間敷、外に餘症を生じ候ものと相考申候、扱々笑止千萬之事に御座候。五月之洪水近十年無ㇾ之大水承り候て驚入申候、何に今以其跡そふち御座候事と奉ㇾ存候。先便（七月廿五日比）に

申上候熊本御引出此許にて嘆願いたし候處勿論子細無レ之、來る九日に三岡石五郎出立（三岡は大坂に五日斗も下關に十日斗夫より長崎に廿日斗も逗留夫より熊本に參り候筈にて）熊本に罷出候事は九月末か十月初に相成可レ申、三岡い才承り金子百兩程は引出之用意に持參仕候間其前に屋敷御吟味被レ成、相應之所御座候へば一刻も早く御引き出被レ成候樣奉レ存候。大抵考候處拾五貫目位之屋敷御求被レ成候へば三岡持參之百兩外に出立前の殘金三十兩御座候間丁度其段之屋敷は買れ申、左候へば其上之造作或は作り續き等に五六貫目も入り可レ申、是は安兵衞抔に御相談御かり被レ成候樣奉レ存候。沼山津屋敷は可レ然相手御座候へば安くにても御うり拂被レ成可レ然奉レ存候。是も五貫目程には相成可レ申哉。引き移より普請造作迄二十貫目餘り懸り候へば十分之屋敷と奉レ存候間其御心得にて御吟味被レ成度奉レ存候。尤可レ然屋敷御座候へば此許迄御取遣は決して御無用にて、其御許にて御決定被レ成御引き移被レ成候方重々宜しく奉レ存候。先便に本山古庄方之事申上候。彌十郎（從者）事三村傳之助手許に居候間追々古庄には參り一ト通り覺へ候を承り申候處、家之立樣御勘定頭の了簡にて私引き移り候へばよ程立て替へ不レ申ては難レ叶樣に被レ存候。然し彌十も十分には覺へ不レ申あらましの次第にて御座候間得斗御しらべ被レ成、都合宜敷と見へ候へば御決定御引き出被レ成度奉レ存候。其外何方たりとも至極宜しき屋敷は此許に御懸合に決して及び不レ申候、御見切にて御引出被レ成度萬々奉レ存候。とても千里を隔候て御取り遣は馬鹿らしき事にて少も御懸合無レ之樣萬々奉レ存候。沼山津はうり拂ひ方可レ然奉レ存候。屋敷坪百五十石にては何分治り不レ申、其儀は越前より追々書生等御賴にて

罷越候間增坪願にて相濟み可ㇾ申候。三岡着之上御相談可ㇾ被ㇾ成候。尤此許共筋も夫々御役方相談いたし置候事に御座候。

坪井觀音坂下小原舊宅も拂候樣に覺申候。是は家のほねは隨分宜しく、作り續き等いたし候へば可ㇾ然被ㇾ存候。小原拂の節は十貫目位かと覺申候。藏も御座候。

安藤屋敷は拂候にては有ニ御座ㇾ間敷、所柄は十分宜しく御座候へども極々古家にて如何と奉ㇾ存候。

山崎内にては木野屋敷拂共（ドモ）いたし候へば可ㇾ然奉ㇾ存候。是は隼太抔建方かと被ㇾ存候。

右之外一向心付き不ㇾ申、本山古庄屋敷所柄は可ㇾ然見込申候。一ト問抔は必ず建續候覺悟にて御懸合被ㇾ成度奉ㇾ存候。内藤も本山にて候へば近邊に屋敷を立長々居住も出來可ㇾ申候。乍ㇾ去餘り過當の根段にて候へば作り續等もいたし候事にて御止方可ㇾ被ㇾ成候。先は此段迄拜呈仕候。餘は後便に可ニ申上ㇾ候。以上。

八月五日　　　　　　　　　　　横井平四郎

御母樣

至誠院樣

尚々此許近來は雨一切降り不ㇾ申、殘暑殊之外强く暮し兼申候。御許如何と奉ㇾ存候。然し今より十日餘も暮し候へば必ず秋冷に相成可ㇾ申候。

御母樣御食等彌以御養生被ㇾ成候段恐悅千萬に奉ㇾ存候。私も酒抔十分制當仕、何方に參り候ても五七抔迄にて相止申候。夜酒も同樣に御座候。夫故腹合も極々宜しく、三度々々の食も少し待兼候位に御座候。

坂口御袋熱病如何に候哉案勞仕候。兼て元氣人にて必ず御快方かと奉ㇾ存候。

昨年のコロリ病京・大坂邊流行此許も近日少し有ㇾ之、いまださしたる事にては無二御座一候。此許は醫者殊之外上手にて大抵生き方に付き申候。其上格別之事にても無ㇾ之、御安心可ㇾ被ㇾ成候。熊本如何と案じ申候。沼山津方角は昨年もはやり不ㇾ申、定て當年も同樣かと奉ㇾ存候。

屋敷は何方に御定め被ㇾ成候も呉々も此許に御懸合に及び不ㇾ申、さし圖は坪數より間數等一切委敷御認させ被ㇾ成急々御送り可ㇾ被ㇾ下候。此段迄略上仕候。以上。

追　啓　（一）

追啓仕候。平瀨より御約束仕置候御拜領之花葵御紋附黑色染にして羽織出來、此節三岡持參にて御座候。是は此許官府より御進物に御座候。牛右衞門・敬之助離緣に付紙面遣し申筈にて候處殊の外多用にて仕出得不ㇾ申候間宜しく奉ㇾ希候。右兩人には屋敷之事は御相談被ㇾ成度、私よりも賴み越申候段被二仰向一可ㇾ被ㇾ下候。以上。

七　日　　平　四　郎

至誠院様

追啓（二）

返す／＼先便申上候かんざし出來、三岡に託し御銘々様にさし上申候事。

追啓仕候。本山古庄屋敷は在地にて御座候哉、承知不ㇾ仕候。在地にて候へば御見合可ㇾ被ㇾ成候。將又餘り御急ぎ被ㇾ成候へば宜しき屋敷手に入兼可ㇾ申候。今年より來春に懸け隨分御吟味被ㇾ成候方重々可ㇾ然奉ㇾ存候。私も樣々用事多く歸國も來春には必ず相成可ㇾ申候。是非歸國まへと申にても無二御座一候。重々御吟味再び屋敷替へいたし不ㇾ申候樣呉々奉ㇾ存候。

小原舊屋敷是は出立前に拂候樣に承り申候。觀音坂下は家居少し狹くは御座候へ共私へや（部屋）抔作り續長屋等脩覆いたし候へば元來骨柱は宜しく御座候間相應之屋敷と相見へ申候。其上汲水も有ㇾ之是又便利にて御座候。藏も御座候て小原拂候節拾貫目位と存申候間格別高くも無二御座一候。何分御吟味被ㇾ成度奉ㇾ存候。

三岡九日に打立に相成府中迄參り候處其跡にて老母（いまだ六十には不二相成一）コロリ病發り候間其夜引き返し段々養生いたし候へば漸々快き方にて大悅にて御座候。此上變さえ無二御座一候へば活路に相違無二御座一候。兒玉かん齋四五日相煩ひ同病にて昨日果申候、是は療治手おくれにて甚以殘念千萬いたわしき事にて御座候。當月朔日比より流行にて町家抔には是迄二三十人斗も相果候へ共御家中は至て少く八九人も相果

申候。只今通りにては格別のはびこりには至り不レ申仕合にて御座候。何に今より十日斗もいたし候へば相止可レ申、然し食養生等末々に至り候迄嚴重に仕、肴類は一切給不レ申、其上半井仲庵・笠原良策抔十分之良醫有レ之手おくれさへいたし不レ申候へば決てころしはいたし不レ申誠に仕合にて御座候間御安心可レ被レ成候。御許之儀一向沙汰承り不レ申、どふかこふかと案申候、何分々々御自愛專一に奉レ存候。先此段追啓仕候。以上。

八月十一日　　平　四　郎

至　誠　院　様

（横井時靖藏）

右二通の追啓が八月五日付書簡のものでなく其の後の書狀のものならばその本文は見出し得ぬのだ。右文中快復しさうであつた三岡の母は藥石効なく八月二十七日死去し、三岡は九月十八日に福井を出發して九州に向つた。（傳記篇第十一章、二參照）

九一　大木三作へ　安政六年八月二十六日　小楠・大木 在福井

大木三作は前出三寺三作のことである。

近日は十分之秋冷に相成、愈御安康奉レ賀候。扨御養方御引越、何角御世話被レ成候と奉レ存候。將又當分御引入に御座候へば御暮し兼可レ被レ成候。先日より御見舞に書狀呈上可レ仕之處、何角押移御無禮仕候。

流行病も今暫之事にて、隨分御自愛可レ被レ成候。小生も唯々自養迄に罷在り、御懸念被レ下間敷候。右御見舞迄略呈仕候。以上。

八月廿六日　　横井平四郎

大木三作様

（長野幹藏）

文中「御養方御引越云々」とあるは三作の自筆履歴書に「安政六年（時年三十九）瓜葛の親を以て出でゝ大木氏（福井藩士祿百五十石）を嗣ぐ」とあるそれを云つたものである。

九二　榊原幸八へ

安政六年九月十一日　小楠在福井　榊原在江戸

榊原は越藩士で明道館學諭、小楠在福中よくその面倒を見た。

先便御書狀被二成下一、忝々拜見仕候。先々秋冷之砌愈御安康被レ成二御勤一、珍重之至に奉レ存候。於二此許一御留守様御替り無二御座一、隨て小生依レ舊無異に罷在申候間御安心可レ被レ下候。然ば兩執政御出府にては追々御咄合御座候事と奉レ存候。御許諸君子御都合宜敷御座候段重々恐悦に奉レ存候。兩執政も廿日比は御許御打立之御模様之由、何に不レ遠得二拜顏一可レ申候。此許之處は相替候儀も承り不レ申候。唯々惡邪流行、誠に猛烈成る勢にて大に恐怖仕候。近日は漸々退除、何に十五日比にも到り候へば全く消散と被レ存

申候。其御許は極々輕邪之趣に承り、萬々目出度存候。

水府一件等御聞書御送り被レ下忝々奉レ存候。扨々笑止千萬絶ニ言語一申候。乍レ然以前風說承り候處にては三家之藉を下げ御知行半減等之　幕議有レ之趣に候處、今節之御仕置にては全く御家臣に罪を懸け候て、兩公之處は寛典に相成候樣に相聞、責ての事かと奉レ存候。安島列は誠に痛々敷事に御座候。京師囚人一條は何れ不レ遠內落着可レ仕候。右等落着之上にては　中將樣（春嶽）御開寛も被ニ　仰出一候御事と被レ存、何分指屆御待申上候。定て內輪之事情御聞繕被レ成候御事と奉レ存候。

加奈川交易等は彌以不都合之成り行にて可レ有ニ御座一候。とても今暫之處は何も行れ候儀は六ヶ敷、扨々困窮之世界と奉レ存候。清朝英との違亂如何相成り申たる哉、彌以戰爭之用意にて同盟列國申合候次第に御座候哉、風說にては英の女王も此度は出張、不レ遠江戶海にも乘入候抔之趣も相聞、難レ信次第に御座候へ共彼方にては二三年前魯王も佛に參り、英・佛は互に往來いたし候事英國史に相見へ、春秋之會盟之模樣に御座候へば清・英戰爭と相成候へば必ず女王出張も可レ致事と被レ存候。此一條無事に治り候へば先は太平にて御座候へ共、戰爭に成行候へば日本必定之困窮と被レ存候。如何之事情に御座候哉、御聞出之趣被ニ仰下一度奉レ存候。何も拜復迄、餘は付ニ後雁一申候。以上。

九月十一日　　横井平四郎

榊原幸八様

尙々時節御自愛之程萬々奉ㇾ祈候。小生も當節柄にて精進潔齋に罷在候。最早不ㇾ遠邪氣消亡可ㇾ仕、夫のみ相待罷在申候。矢島(恕介)・千本(藤左衛門)諸君彌以御平安と被ㇾ存、御致聲可ㇾ被ㇾ下候。以上。

（松平慶民藏「榊原文書」）

九三　下津休也・荻角兵衛へ

安政六年十月十五日　小楠在福井　下津・荻在熊本

小楠越前に在って長岡監物(米田是容)の訃報に接し悲痛に堪へざるも、絶交の間柄なれば心事を下津・荻兩人に書き送ったもの。

一書拜呈仕候。時下愈御安康に被ㇾ成㆓御起居㆒、珍重之御事に奉ㇾ存候。先以久しく御無沙汰に押移、御海容可ㇾ被ㇾ下候。然ば八月十日に候哉監物殿被ㇾ致㆓死去㆒候段申參り誠に驚絶仕候。扨々人事不定吉凶變態總て意外に出申候。於㆓御兩君㆒別て御痛情之程奉㆓察入㆒候。小生事御案内之通り近年間違(アイダ)に相成候儀は唯々意見之相違にて其末は色々行き違に相成、時としては何やらん不平之心も起り候へ共於㆓全體㆒舊相識之情態相替申樣も無ㇾ之、平生之心は依然たる舊交したはしき思を起し候事は於㆓彼方㆒も同然たるべきかと被ㇾ存候。況哉千里之客居にて此凶事承り、不ㇾ覺舊情滿懷いたし、是迄間違之事共總て消亡、唯々昔なつかしく、思はれざる心地に相成落涙感嘆仕候。誰之歌にて候哉

　あるときはありのすさみににくかりきなくてぞ人は戀しかりける

心情御推察可ㇾ被ㇾ下候。本より絶交之事に候へば二ノ丸(長岡家)に弔詞申進候子細無ㇾ之、御兩君迄心緒拜呈仕

候。過ぎ去りし人は呼べども不レ可レ返、休也樣へは別て御自愛專一に奉レ存候。小生も歸省暫之間は何も遊びに日を暮し候へ共、御國出立後は例の酒も制禁仕、此許に到着後尤以嚴禁を加へ、何方に參り候ても小酌五六杯に限り遂に微醉にも到り不レ申候。夫故腹工合も殊之外宜敷、近年に無レ之壯健に相成申候。此段爲ニ御安心一付呈仕候。何も御弔詞迄申縮候。已上。

十月十五日　平　四　郎

休　也　樣

角　兵　衞　樣

（熊本縣教育會上益城郡支會沼山津分會發行「橫井小楠先生」）

九四　長谷部甚平外五名へ　安政六年十二月二十三日

小　楠在熊本
長谷部外五名在福井

長谷部は諱は恕連、南村又は菊陰と號し、若きより藩に仕へ、累に諸奉行に歷任して藩政の內外に參與劃策し、小楠は彼の才識を激賞してゐる。千本は監察、土屋は執法、出淵は監察、高田は執政、村田は明道館幹事兼目付役で、皆越藩の有力なる人達。

一書奉呈仕候。各樣愈御安康に被レ成ニ御勤一、珍重之至に奉レ存候。先以出立之砌は不ニ一方一御配意被ニ成下一、御厚情不レ淺御禮難ニ申盡一御座候。途中山野大雪にて案外急がれ不レ申、九日夜に入大坂に着仕候。十日・十一日風筋惡しく空敷滯在、十二日朝舟を出し大に順風を得百三十里之處三日にて十五日之朝下關

に着仕候。夫より晝夜不ㇾ別急ぎ下り十八日に沼山に到着仕候。然處老母儀養生相叶不ㇾ申、去月廿九日相果申候。誠に殘念千萬中情御察可ㇾ被ㇾ下候。

奉別後は定て御出會種々御咄合御座候事に奉ㇾ存候。誠に無ㇾ存懸ㇾ御別申候て、途中には御許之事のみ何角存出申候。歸着の上は不幸にて引入徒然に相暮し、何之事柄も無ㇾ御座ㇾ候。弔客抔に應接仕、日を送り申候。三岡氏先月此許被ㇾ參、只今は長崎にて何に正月は又々被ㇾ參候筈に御座候。其上得斗事情も承り、何角咄合申度相待申候。此節はさして拜呈申候儀も無ㇾ御座ㇾ候。右御禮且不幸御知せ迄言上仕候。餘は追々得ㇾ貴意ㇾ可ㇾ申候。以上。

十二月廿三日　　横井平四郎

長谷部甚平様
千本藤左衛門様
土屋十郎右衛門様
出淵傳之丞様
高田孫左衛門様
村田巳三郎様

尙々御連名御免可ㇾ被ㇾ下候。此節は牧野氏(主殿介)・平瀬氏(達作)に書狀仕出し不ㇾ申候。甚平様より御致聲可ㇾ被ㇾ

下候。其外御懇意の諸君には可レ然奉レ希候。以上。

（松平慶民藏「千本文書」）

萬延元年

九五　宿許へ

萬延元年四月十九日　小楠在福井

第三回の招聘に應じて福井入をして間もなき時の書面。前記書面に於て見る如く昨年十二月母危篤の報に接して歸國したがすでに死亡後であつたので、此の手紙からは母上樣の宛名が無いも淋しいが、之に代つて二甥左平太・倫彦が宛名に加はることになつた。

一書奉レ呈候。被レ遊ニ御揃一益御機嫌能被レ成ニ御座一、珍重之御事に奉レ存候。私も何之申分も無ニ御座一唯々日夜多用之上來客おびたゞしく中々困入申候。閏三月十一日の御狀去る十日に到着、難レ有拜見仕候。出立後は來客も少く御座候由、何角おさびしく可レ有ニ御座一候。又法主元氣宜しく候段悅入申候。何分乳は彌以のませ不レ申方重々可レ然奉レ存候。

倫彥より松虫も取り候段申參り悅入申候。此上新宅の西窓下之諸木かずら（蔓）や草や取り方賴入候。其外大小・書物等之手入同樣の事。くつわ（轡）・押懸け抔馬具段々買ひ求申候間何に幸便之節さし送り可レ申候。屋

敷替之事如何と奉レ存候、定て次之便には何とか御申越被レ成候と相待申候。

彌富註文何と申事相分り不レ申、御聞合くわしく書附にて紋形等も相添遣し候樣御傳可レ被レ下候。奉書紬も先日申上候とは少しく下落いたし、只今にては一段壹兩一歩内外にて御座候。

お逸註文之内當月末に幸便御座候間、染物出來いたし候丈はさし送申候。

長谷部（甚平）方かすり御贈物、此許にては是迄無二御座一品にて殊之外悅にて、呉々御禮申上候樣度々噂御座候。

泰吉・宗育に此節も書狀出し得不レ申、江戶表之事牛右衞門迄申遣候間、竹部（牛右衞門のこと）より借受見呉候樣御傳言可レ被レ下候。此段迄拜呈仕候。以上。

四月十九日　　横井平四郎

至誠院樣

左平太殿

倫彥殿

おつせ殿

尙々此許雨勝にて不順に御座候處兩三日晴に相成、一重はだぎ（肌着）位之身がん（時候のこと）に御座候。是よりは又々雨に相成可レ申候。憚ながら御自愛專一に奉レ存候。何も申縮候。以上。

(横井時靖藏)

文中宗育とあるは小楠門下の野中宗育のことで、內藤泰吉と同じく醫師で、共に小楠の留守宅を預つて居た、

九六　熊本同社中へ

萬延元年四月十九日　小楠在福井　同志在熊本

櫻田の變一件につき水戶及び彥根の動靜を探りて報じたもの。

江都大變後今に御裁斷不二相成一候。其事之起りより一と通申候得ば一昨年　京都より　勅書を水府へ被ㇾ下候を返納致候樣　幕府より嚴命有ㇾ之に因り發起致候。(勅書は御國に廻居候付略す)老公(齊昭)去年御咎後は高松(松平賴胤)初三御末家初より無二之彥根方にて、專水府之御政事に被ㇾ携、夫のみならず當正月御老中安藤(信正)對馬守殿水府御川懸り被二仰出一、是より彌以老公方之者共黜斥せられ候。扨　勅書之事　京師より　幕府に返納致候樣傳奏より所司代迄被二仰出一有ㇾ之由にて對馬守殿より當中納言(慶德)殿に演舌に相成候處、水府之者共承引不ㇾ致候に付、尙又大老よりも直に御對談にて　京師より被二仰出一候事に候へば返納無ㇾ之ては違　勅に相成候旨にて御責付有ㇾ之、是より水府國中議論二つに相分れ、返納之論は會澤恆藏說に本き候。去年の秋

會澤より同家中豐田彥次郞に贈りし書狀

御家にて　天朝を尊敬被ㇾ遊候は勿論に御座候處、　御本家えも御恭順被ㇾ遊候思召全く義公之御遺意を被ㇾ爲ㇾ繼候御義と奉ㇾ存候。然處此節　天朝と　御本家と御違却之儀多く、危難を醸し萬一不慮

之儀有レ之節　天朝へも　御本家へも御禮節を御盡し被レ遊候儀至極之御場合と奉レ存候。假令　朝命御座候共　御本家に弓を引候勢に相成候ては義朝の爲義を害し候類に近く候へば名教に於ても　東照宮・義公之思召に於ても如何に奉レ存候。禮にも齊三月と有レ之、冢子は本家之事にて高祖舊君に同樣之喪服に御座候間、高祖舊君に弓を引候事は不ニ相成一次第に御座候。尙又　東照宮御保道を御立被レ遊候他家とは御次第違に候へば萬一公邊より（此處脫文）幾重にも御諫諍如何樣之御不興被レ爲レ蒙候共不レ得レ止事、決て　天朝へも　御本家へも干戈取らざる樣之御決定御家中迄明白に相心得候樣御仕向け、何方へ御對被レ遊候ても御恭敬を御盡し被レ遊候儀義之當然と奉レ存候。假令兵を擧候ても孤軍天下之兵を受候ては所詮國家は無きものに御座候。不レ得レ止事候へば土地人民を御返納に至り候共義を專に被レ遊候儀、仁之至義之盡る處にて義公讓國之御實意に相當られ可レ然、決して干戈之手始は不ニ相成一候樣に奉レ存候。右之意味何卒　天朝へも　幕府へも兼て御通じ置に相成候樣御所置御座候方可レ然奉レ存候事。

會澤此論至理至當間然無レ之、老公御父子御同意にて　勅書御返納に相極候。然處大小天狗連（當時五黨に分れ、大天狗・小天狗・奸黨・柳黨・忠居派と唱立。）一切承引致し不レ申、大天狗連の者共二百人程長岡（江戸への驛所なり）と申處に出張し　勅書返納を相拒む。於レ是當正月晦日老公より御直書にて御家中一統に被ニ仰出一

我等事昨年深愼已來國政向に携り不レ申候へば勿論世上之事耳にも不レ入候處、此度　勅書返納候樣

傳奏より所司代迄被二仰出一有レ之候處大老より申聞有レ之、尙又速に返納可レ致旨直談有レ之、安藤對馬守小石川にて中納言に面會いたし候節傳奏より所司代迄被二仰出一候御書附中納言幷家老共迄拜見爲レ仕、此御書附之趣被二仰出一候上は速に御返上不レ被レ遊候はゞ御違　勅に相成候間迅速御返上被レ遊候樣申聞候哉之由にて、早速返上可レ仕儀には候へ共、中納言幷家老初役人共は勿論家中一同名義之立候樣いたし度との事にて夫々厚く手段を盡し候へども出來不レ申候へば不レ得レ止事候間、　勅命に依て　公邊に被二相納一候と云證書を取り置き速に返納可レ致との儀尤に存候。然處國中士民之中には　勅書返納いたし候事は一切不二相成一とて、長岡に多人數出居候者之中には虛實如何に候へども我等にて一切返納不二相成一樣下知いたし候樣又申立居候ものも相聞へ候。右は取り留たる事にては無レ之候へども多勢長岡に出居候儀は無二相違一相聞、第一往來之妨にも相成のみならず鎭撫之役人に對し否令或は上り下りの役人を妨げ彼是不作法等も有レ之哉之由に相聞へ候處、長岡に出張いたし候へば名義之立候と云譯も有レ之間敷、詰り家政向不行屆に相當り、中納言不二相濟一我等も愼之折柄對二公邊一宗家敬上之素意士民之爲に取り失ひ候に相當り候へば、旁以早速引戾し可レ申と役人共精々申諭候由之處不レ致二承伏一ものも有レ之哉に相聞へ如何之事に候。外々之義とも違ひ　天朝より返上いたし候樣被二仰出一候旨大老より申聞候上は速に返上不レ致候ては不二相成一、若於二相拒一は　京師・公邊に對し不二相濟一、家之安危にも拘り候程も難レ斗候ては詰り多人數嚴重之處置にも至り可レ申、左候て

は義理名分共に立不ㇾ申所謂血氣之勇とも可ㇾ申大きなる過と存候。此處能々致ニ勘辨一、篤實謹厚に必心懸け、主君家老初役人共申聞速に爲ㇾ致ニ承伏一候樣精々談判いたし、御品無ㇾ滯迅速に爲ニ指上一候樣取扱可ㇾ申、彌以不ㇾ致ニ承伏一候者有ㇾ之節は不ㇾ得ㇾ止事嚴重申付候外有ㇾ之間敷候間、國中士民一人たり共嚴重申付候儀は歎敷候へば士民とても主君之舊恩を存じ我等教喩之處爲ㇾ致ニ承伏一候樣にと存候。社稷之爲士民之爲心配之餘り申聞るもの也。

家老共初へ

老公深く御心痛にて如ㇾ此被ニ仰出一候處、天狗連之者共申立候次第は水戸御家之儀は　將軍家に被ㇾ爲ㇾ繼候御家柄、殊に尊王攘夷之儀は威・義二公以來之御趣意にて御代々御繼被ㇾ遊、別て老公には是迄厚く思召被ㇾ爲ㇾ入候て弘道館記・告志篇を初め樣々之尊著日本國中に傳播し兒童も奉ニ景望一候上、外夷入港以來は明白正大之御建白每々之御事に候。然に今日之勢　廟堂之諸有司一時偷安畏戰之俗情より彼が虛喝之勢焰に恐怖し貿易和親登城を差許し條約を取り替し繪踏を廢し邪敎寺を建「ミンストル」を永住爲ㇾ致等之件々實に　神州古來未曾有之國辱にて　祖宗之明訓孫謀に戻り候のみならず、第一　勅許も無ㇾ之儀を被ニ差許一候段　天朝を奉ニ蔑如一實に被ㇾ惱ニ　宸襟一候より御家之儀は兼て御依賴被ㇾ遊候に依て　勅諚も御下に相成候へば、老公御父子に被ㇾ爲ㇾ於候ては天下萬民に被ㇾ對御面目無ニ此上一御事故勅諚之御受にも不ㇾ背之身　鳳詔を奉ㇾ受候儀誠に以一家之面目感激之至り筆紙に難ㇾ盡奉ㇾ存候。乍ㇾ不ㇾ

及幾重にも盡力仕成否は兎も角も追て言上可ㇾ仕云々と被ㇾ遊候儀は實以難ㇾ有御受にて、御家臣之身に取りても感涙に咽候事に候へば不日に御傳達被ㇾ爲ㇾ有　公邊を御扶助被ㇾ遊外夷を斥け威武を海外に輝し　神州之國辱を洗雪し天下萬民之愁眉を開候儀此時に有ㇾ之候と奉ㇾ渴望ㇾ候處、存之外に御延達之御沙汰も相止候のみならず井伊掃部頭等奸謀に被ㇾ欺、今更　勅書御返納と申儀何樣之筋にて可ㇾ有ㇾ之哉。若し又夷狄之一條今日之勢如何とも可ㇾ被ㇾ致樣無ㇾ之、とても　勅命之通りに御遵被ㇾ成がたき御見込に候へば初發　勅命御拜戴之砌早速に御返納被ㇾ遊右之次第御申述臣が力に及ぶ所にて無ㇾ御座ㇾ暫く時節を御待被ㇾ遊候樣被ㇾ仰上ㇾ候得ば是又不ㇾ得ㇾ止事之御所置と申べく、前條之通り　勅答既に被ㇾ仰上ㇾ候上にて今更御返納被ㇾ遊候ては上は　天朝に奉ㇾ對下は天下萬民に對し何之御面目可ㇾ有ㇾ之候哉。是畢竟は我藩之奸臣共　幕府之奸臣に媚び我か君上を不忠不孝に陷入奉り、人臣之罪是より大成るは無ㇾ之、忠義之士國體と名義と云ふ事を相辨へ日本之大危難御家之大危急此時に當りたれば死を以て國に殉ふべしと申立、承伏いたし不ㇾ申に因て二月十六日尚又老公より御直書左之通り

昨年中納言に被ㇾ下置ㇾ候處之　勅諚返納可ㇾ致旨被ㇾ仰出ㇾ候故早速返納可ㇾ致處士民には彼是相拒み今以指登す儀を妨ぐ由、臣下として君命を不ㇾ用者有ㇾ之候ては不ㇾ相濟ㇾ、血氣の者共とは乍ㇾ申君臣之禮を取失ひ國禁を犯し不作法之所業有ㇾ之哉に相聞へ候處、我等申聞致ㇾ承服ㇾ　勅諚早速に指出に相成上は存詰候素志推察致し、非常之儀何分にも寛大之仁恕可ㇾ申旨中納言へも可ㇾ申聞ㇾ也

右に付て同月十八日鎭撫として御先手鳥居瀨平・若年寄大森多膳・御用人中村信八及御目附・徒目附等人數を率る長岡に發向之處、長岡屯之若者共申合御城下に逆寄いたし、市中に於て及ニ戰爭一、鎭撫之役人數人討取手負數多有レ之候。同廿二日老公御直書

是迄追々直書も遣し申諭し候得共不ニ相用一のみならず諭として出張之役人え手向及ニ劍戰一之儀も有、是上は我等愼中とは乍レ申其儘に指置候ては對ニ　公邊一不ニ相濟一候間人數差出嚴重申付段可ニ取計一候

家老中へ

於レ是翌廿二日若年寄渡邊半介・青山量助其外御先手頭等人數五百人餘長岡に出張致候。長岡之者共は今更致方無き勢に相成此上は大老並高松を打取横濱に打入五箇國の夷人を誅戮し天下を變動せしめんと相謀、此前後より追々亡命致し離散に及候間打手之人數は不レ及レ戰して御城下に引取、扨亡命は水府にて制方出來兼候付早速に　公邊に御屆に相成候。右之通にて三月三日之大變も何日とは知れ不レ申候へ共十日餘已前より何か遠からず大變起り可レ申氣遣は敷事は　公邊にも相知れ候得共、箇樣の事に及べしとは不レ被レ存大老初大油斷にて有レ之候。（此方樣には朔日の夕不レ遠變事出來可レ致旨相知れ候。）一昨冬大老駕に鐵炮打懸候事は實正にて、夫より駕之內鐵張りに相成格別用心之處、此砌九條殿下（九條殿は初發より大老御一味、去年は千石之御加增も有レ之候。）より駕を賜り候に因て當日は上巳之御祝日にて殿下之駕に乘り替出仕に相成候由。（水府人之若なり。）水府にては老公初會澤議論に御所置定り

候間中納言殿御父子之御中も都て懇親に相成のみならず、樣々黨類も大抵一致いたし候て却て僥倖にて有レ之候。武田伊賀御家老再勤彦九郎事是迄隱居致居候。此人は何黨にも差合無レ之出府致候て諸事取鎭め小石川の邸中も漸々鎭靜に歸し　公邊御懸合向も宜しく相成、閏三月十八日閣老より水府御家老御呼出し御渡先達て　勅諚御返納之儀にて是迄於二御領內一さし拒候者共並に今般於二櫻田一致二狼藉一候殘黨御領內に潛り居候はゞ悉御召捕御差出被レ成候樣可レ被二申上一候。

右は　幕府より嚴命被二仰出一候にては無レ之、水府君臣と能々御內談相熟し候上之御達にて有レ之候。彥根にては六日之朝飛脚到來御家老三人早速に出府、其外御家中之者共我も我もと打立大抵十に七分通り追々に出府、其內には町・在之者も罷出候。四日に掃部頭殿御家來より十七人之殘黨共御渡被レ下候樣嘆願書差出候處內藤紀伊守(信親)殿より御家來御呼出御なだめの御書付被レ下、五日に上使御肴・氷砂糖拜領、八日猶又御家來中に御諭し有レ之、十日掃部頭殿妾腹之庶子愛麿殿嫡子願相濟、扨又彥根よりの人數追々到着致候ても致方無レ之事にて若者共は水戶之屋敷に押懸け鬱憤を散ぜん抔と騷立、水戶よりは却て是より逆寄に致し可レ申と樣々の唱有レ之　幕庭之愁慮一ト方ならず、依レ之水府より人數御呼寄に不レ被相成一樣御制止被二仰出一、御役人交代姓名並出立日等先以相達候者之外御指留之段水戶固めの七藩に被二仰出一、彥根も同樣被二仰出一、右等之次第に因て兩家之人心も漸々鎭靜に相成、去月中旬頃よりは彥根之人數も追々に歸國致候。扨又彥根御領內御城下は申に不レ及一切旅人禁制、領內之者他所へ罷越候儀一夜

歸りの外不ニ相成一、驛所々々は申に不レ及村々にても自身番付置嚴重に相改、其上御領内惣百姓年十五より六十迄在役人打廻り申諭候趣は二百餘年御高恩之事にて萬一變事も出來致候節は御見方可レ申哉と一人々々請書判形致させ、太鼓鐘を禁じ異變之急報に備へ候。惣て江州は大商人夥敷關東・北國に懸け糸・麻・呉服物類中がひ致し京・大坂・江戸表に調達致し、前以其向き々々に前錢を出し買求候事にて有レ之、旅人の出入夥敷候處如レ此の嚴禁にて商買一切融通の路塞り怨嗟之聲巷に滿候。しかのみならず乖て御勝手大窮迫之處に此度之大變に付札所一切引替止り、銀札一時に崩に及び殆ど黨民も起らんとするの勢にて上下之困窮絶ニ言語一候。すべて掃部頭殿御仕置筋御威光を以天下を壓倒致され候故御在世之間一言も申者無レ之所レ謂道路目を以てするの勢にて候處、大變後は天下之人心一人として善と申者無レ之、則江戸表落書・流言或は川柳之惡口夥敷、定て御國にも樣々廻り申たるにて可レ有レ之候。扨々人心之恐るべきこと戒めずんばあるべからず。 幕府にては松平和泉守(乘全)殿御引入り久世大和守(廣周)殿御再勤(久世侯は一昨年三藩御咎之節御不同意にて御引入なり。)に相成、人心も餘程落着當月初掃部頭殿御病死之御達も有レ之、來月初には一件御裁斷被ニ仰出一候事と奉レ存候。大變に付て 幕府江戸中等之御手當筋之御達などは定て熊本に廻り候事に被レ存何も略仕候。右之次第にて不レ遠に治平之勢は相違有ニ御座一間敷、聊安心之事に被レ存候。此許に相聞へ候次第大略如レ此通りにて、後日之變態は尙拜呈可レ仕候事。

四月十九日　　横井平四郎

（元田竹彥藏）

九七　宿許へ　萬延元年五月一日　小楠在福井

一書奉呈仕候。益御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。随て私事相替り不ㇾ申壯健に罷在候、御安心可ㇾ被ㇾ下候。此許一體無事君上(茂昭)御會業も一日越程に御座候て不ㇾ相替ㇾ多用困入申候。

お逸衣類京・大坂註文追々申上候通りゑびすやより夫々取斗候筈にて何に來月中には御許に着可ㇾ仕候。其外本膳・わん(椀)抔同樣に御座候。此許之註文は夫々申付置候間近日中には出來可ㇾ仕候。然し幸便無ㇾ御座ㇾ、七・八月比には便義御座候筈にて其節仕出し申筈に御座候、坂口土産(不破)も同樣に御座候。屋敷替如何に御座候哉、相應之所御座候へば早々御引出被ㇾ下度奉ㇾ存候。

左平太・倫彥彌以讀書等出精可ㇾ致事、先便にも申遣候通りくつわ四口におし懸け二ッ求置申候。

又法主盛長可ㇾ仕、出來物抔も定てなをり候と存候。乳は彌以給(タベ)ざる樣專一之事。

此節は別段申上候儀も無ㇾ御座ㇾ、何も後便言上可ㇾ仕候。以上。

五月朔日　　平四郎

至誠院樣

左平太殿

倫　彦　殿
おつせ殿

尙々此許近來は天氣も宜しく晝内は一重にてよろしく御座候。然し近日よりは雨に相成可ㇾ申候。御許何程に御座候哉。又々大水共にては無ㇾ御座ㇾ候哉、何角案じ申候。出立前左平太・倫彦に申聞候綱之分は月に一度位能々あらい候てほし方可ㇾ致候。其外刀・書物等の手入賴入候。以上。

（橫井時靖藏）

九八　宿許へ　萬延元年五月五日　小楠在福井

一書拜呈仕候。益御機嫌能被ㇾ遊ㇾ御座、奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て私事相替り不ㇾ申、御安心可ㇾ被ㇾ下候。然ば大守様（細川齊護）御事先月八日比より御不例に被ㇾ爲ㇾ在漸々御大切に被ㇾ爲ㇾ及、御內實は十七日（四月）之夕被ㇾ遊ㇾ御逝去ㇾ（江戶龍ノ口邸にて）候段誠に以絕ㇾ言語ㇾ奉ㇾ恐入ㇾ候。就ては　若殿様（慶順）直様御出府之御樣子、御國許之變動萬端想像仕候。此許へは飛脚川支へにて今朝到着仕候。君上様（茂昭）へは御外祖父様（齊護の女勇姬は春嶽の室なれば）に被ㇾ爲ㇾ當候間御手許切にて今日より御精進被ㇾ遊候。

閏三月二十五日之狀四月十日內藤狀（泰吉）一同に到着、又法主迄壯健に御座候段安心仕候。此許先便申上候通り相替候儀無ㇾ御座ㇾ、四五日霖雨降り續きよ程の出水に相成申候。御許如何と思ひやり申候。內藤紙面に

去月八・九日はよ程の出水の由、兎角近年は出水がちにて定て此霖雨には又々水あがり申たると奉レ存候。どふぞ／＼可レ然屋敷御座候て早々御引出相成度奉レ存候。左平太・倫彦槍之見分に出申候由、時々出府稽古いたし可レ申候。先此段迄申上候。以上。

五月五日　　平四郎

至誠院様
左平太殿
倫彦殿
おつせ殿

尚々今日は節句にて所々よりちまき(茅巻)澤山にもらい申候。餘り澤山にて中々給(タベ)られ不レ申候。以上。

（横井時靖藏）

九九　富田源助へ　萬延元年五月十一日　小楠在福井 富田在熊本

富田は熊本藩士、小楠とは親戚の間柄らしい。

一書拜呈仕候。梅雨之砌愈御安康被レ成ニ御座一、珍重に奉レ存候。先以　太守様御事誠に以絶ニ言語一奉ニ恐入一候。客地に罷在候ては何角想像仕、御國許如何斗之驚動かと遠察仕候。扨御賴之品々相調申候て今便

にさし上申候、御氣に入候へかしと奉レ存候。奉書嶋代壹兩壹歩貳朱と三百八十文にて御座候。西洋交易よりしらが（白髪）糸殊之外高價に相成、白つむぎ（紬）にいたし候ても一反上通にては壹兩壹歩貳朱位に相成、丁度去年よりは一增倍之根段に御座候。さし上候嶋は御家中にて出來いたし候品にて直に求め申候間よ程易き方にて御座候。嶋がら如何に御座候哉、入ニ御氣ー度祈申候。御染物代は別紙之通に御座候。此許一體相替り不レ申、君公御在國にて一日越程には御咄御會談等に罷出、其外多用來客誠に寸暇無ニ御座ー困入申候。先此段迄拜呈、餘は追々得ニ貴意ー可レ申候。已上。

五月十一日　　横井平四郎

富田源助様

倚々乍レ末御家内様に可レ然奉レ賴候。

（德富蘇峯藏）

一〇〇　榊原幸八へ　萬延元年七月二十九日　小楠在福井 榊原在江戶

返々書取申候二品御註文根段御書附被レ下度、御留守に上納可レ仕、左樣御承知被レ下度候。

秋暑之砌愈御安康被レ成ニ御勤ー、珍重之至と奉レ存候。此御許一體相替り不レ申、御地御同樣と奉レ存候。幕府近況之勢彌以依然光景かと被レ存、就中龍（龍ノ口・白金、肥後藩邸）・銀等へ動亂其後御制止方に相成候由に候へ共果は瓦崩之勢不レ可レ已、何方も是には至極之困窮天下之人心屬目之一大箇條誠に以笑止千萬に奉レ存候。其他不ニ

相替ニ私政のみ被レ行候事にて、扨々絶ニ言語ニ申候。
中將(春嶽)樣御開寃如何成り行申たるや、最早御時節に相成屈指之至に御座候。此時ども延び候へば今暫は時節も有ニ御座ニ間敷、如何之御事情に候哉、無ニ覺束ニ事に奉レ存候。
此許東・北(江戸・福井)之違亂大に好都合と被レ存、珍重に奉レ存候。い才之儀何方よりか可レ被レ成ニ御承知ニ略仕候。
加藤氏(藤左衛門)長崎より歸郷に相成、小曾根淸三郎弟何某同道にて有レ之候。彼表之模樣変易は彌以盛成事にて行末の見込も尤崎陽第一かと被レ存候。御出崎之節三岡氏抔取極之筋只今詮議最中、いまだ決し不レ申候へ共何(イヅレ)に不ニ相替ニ取り續き、此より行末之事業を心懸候方に可ニ相成ニ勢に御座候。其外は此御許相替り不レ申、一體は殊之外平穩無事珍重々々。
姪(兎子)事出立前不破方嫁娶いたし、就ては色々註文困り入申候。懐刀古く相成、毎度御難題に御座候へ共手本之通り御あつらへ被レ下候樣奉レ希申候。鏡は此ものを直に相用、きれ(切れカ)は相應之品にて宜しく御座候。將又鐵炮目鏡相用度、御許にて製候品至極宜しく御座候間是又奉レ希候。鏡は大方竹に入れ組み有レ之候、隨分宜しき方御求可レ被レ下候。此方はさし急ぎ申候間何卒御都合次第に御廻し被レ下候樣呉々奉レ願候。此段相願申度拜呈仕候。餘は後雁に附與仕候。以上。

七月廿九日　　小楠拜

榊原賢君

倘々時下御自愛可レ被レ成候。小拙も近日痔相煩、至て微邪に候へども暫は引入可レ申候。餘り暑にて彼是之病も聊行れ申候。然し例のコロリ是迄流行無レ之、當年は制禁と被レ存申候。御許も御同様にて可レ有二御座一候、尤以大慶之至に御座候。何も略候。以上。

（松平慶民藏「雜纂」第三卷）

一〇一　矢島恕介へ　萬延元年八月二十日　小楠在福井　矢島在江戸

八月十一日之御書狀相達、忝々拜見仕候。秋冷之節愈御安康に被レ成二御勤一、珍重之至に奉レ存候。此許相替申儀無二御座一、老生事去月下旬より痔相煩餘程手強き邪氣にて御座候所、幸い一切にて再發不レ仕、然し老年之事にて全快極て遲鈍にて今以外勤も出來兼申候。何れ來月初には全復可レ仕御安心可レ被レ下候。君子所置之二條一々御尤千萬、常人にては疑惑を起し候事當然に御座候。三代以後之君二た通に有レ之段是又御尤に奉レ存候。要レ之心術の工夫無レ之故性情之上より發出致し不レ申、大抵私見に落申候。賈生抔之如き古今の慨嘆總て文帝の用られざるを申、然るに文帝をして用ひしめば吳・楚七國の亂不レ待二景帝一起り可レ申、是負け候ても兄弟叔姪骨肉相戕彝倫之滅却なり、又勝ち候へば天下之亡滅、どちらに取りても絕二言語一申候。流石文帝天資仁愛の君にて用ひられざるは重々尤千萬、乍レ然天下の亂は無レ程起り候事は文帝も承知之通、何必賈誼のみ合點いたしたるにて無レ之、天下聊有志者は總て見へたる事に

て、唯々文帝致し方無レ之心痛に押移被レ申候。夫諸侯を驕らしめたるは必竟文帝姑息因循の心底より此大弊を生じ出し候事にて、此時に至り文帝致方無レ之場所に相成候。大道を見候もの有レ之候へば文帝之心術之曲より此大弊を起し候根元に至り及二講習一、如何にも心術を正し、朝廷百官の心術に及し義理正大の政事行れ候へば七國何も異存有レ之様無レ之、必ず敬服致し無事に治り候は決して疑ふべき事に無レ之候。去れば賈生が立言は扨も不仁の甚敷事にては無レ之哉。此一條を見て凡秦・漢以來名君・名臣と被レ稱候ものゝ私見たる事分明に相見申候。總じて後世の者は弊は事柄之上に生ずると思ふは古今一般之了簡に御座候。其故何の一事を議するも先き案じと云ことに相成一寸も行れ不レ申、扨々可レ笑事にて有レ之候。弊は總て其人の心に生ずるものにて、其の事好き筋なれ共行れ不レ申、上下にて云へば上之命令下に行れ不レ申は下の人服し不レ申故なり、其服し不レ申は上の人之私心故其私心を怨みたるなり、外に子細は無レ之候。孟子の所レ謂生二其心一害二其政一、又以二不レ忍之心一行二不レ忍之政一明白なる言なり。去ればば命令法度の行るゝは其君相の心公平にて私なきより下の人服する故なり。左なきは上に私あればなり。下の服せざるが弊にて別に弊は無き事なり。如何々々。

幕廷近況の模様不二相替一因循と被レ存候。水老(齊昭)調和のみに相成候かと被レ存候。何分致し方無き事、當分はとても混亂迄にて高きに登り眺め可レ申事に奉レ存候。

此許齋石連亂も無事にて治り可レ申、此段迄拜復仕候。已上。

尙々秋冷に相成幕能、隨分御自愛可ㇾ被ㇾ成候。已上。

（小楠遺稿）

八月廿日

小楠拜

矢恕賢契

一〇二 宿許へ 萬延元年九月六日 小楠在福井

七月十一日之御狀一昨日相達、難ㇾ有拜見仕候。先々被ㇾ爲ㇾ成二御揃一益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て私事も先々月下旬より瘧相煩候處一日にて罷切申候て再發不ㇾ仕、夫故次第に元氣も付候て只今にては平生通りに相成り、近日より御會讀等にも罷出候筈に御座候間御安心可ㇾ被二成下一候。此許一體何ぞ相替り不ㇾ申無事に御座候。

去る二日に平瀨（儀作）・加藤（藤左衞門）長崎表之御用にて此許發足仕候。此節は長崎樣々用事向御座候間どふで熊本に參り候事は年内中は出來申間敷、然し閑暇に相成候へば必ず罷出候筈に御座候。所々の註文反物等此便義に賴み遣し申候間長崎よりさし急ぎ熊本に廻し候筈に御座候。大坂にも下關にも四五日づゝ滯留仕候間長崎に着いたし候事は當月一ぱいかと被ㇾ存申候。左候へば右反物類は長崎より便義次第に熊本に廻し候間來月中旬比迄には必定着いたし可ㇾ申候、左樣御心得可ㇾ被ㇾ下候。

竹内手代七月七日比御許に着仕候由、さし上申候品々坂口（不破）初御氣に叶候段大慶仕候。えびすや廻しも五

月下旬に大坂仕出し福井屋迄參り居候事にて最早參り着候ものと被レ存候。竹内手代日々歸りを相待候へ共今以參着いたし不レ申何方に引き懸り候哉、然し四五日中には必ず歸着可レ仕、御許の御樣子承り可レ申と相樂申候。

お逸（不破家に嫁す）にん身に相成候由重々悦入申候、格別不鹽梅にも無レ之由何寄之事に御座候。註文衣類之事被ニ仰越一い才承知いたし、來春は早々歸鄕之心得に御座候間其節持參可レ仕候。

至誠院樣當夏は御元氣よろしく被レ成ニ御座一候段何より〳〵悦入申候。何やらかやら熊本御懸け（城下にゆくこと）被レ成御世話可レ被レ成、此上隨分御保養專一に奉レ存候。私も年寄り候へば以前とは違い四度ふるい候ギヤクにて大にくたびれ全快ひま取り申候。氣色向きは若き者の樣にて給物（タベモノ）等も餘りは替り不レ申候へ共此節ギヤク相煩大に老體を知り申候。以來は萬端養生第一に相心得不レ申候ては恐敷被レ存申候。酒抔も是迄が過酒には一度も至り不レ申候へども尙以大切に相心得、禁杯同樣に仕り夜分寢前に猪口（チヨク）五ツ位に極め申候、是にて相應に醉ひ寢入申候。四五日よりは外出仕候筈にて何方に參り候ても地走（馳カ）いたし候間、一切相斷り申筈に御座候。

六月十日は大風大水さぞ〳〵御世話被レ成候と奉レ存候。然し格別之損所にも至り不レ申、先は珍重に奉レ存候。ゑん壽（槐）杉もたおれ候由柿木は別狀無レ之、悦入申候。

追々屋敷替之儀申上候通り可レ然出府所に御極被レ成一刻も早く御求被レ成度、先使申上候湯地屋敷抔は

至極宜しき樣に被ㇾ存、定て御懸合被ㇾ成候と奉ㇾ存候。其外にも相應之所可ㇾ有二御座一、只今之處は長住いたし候へば大分手入れもいたし度、嘉悦本月末頃は此許出立歸郷仕候間い才申談の筈に御座候。其御心得にて本屋之方修覆等御見つもり被二成置一度奉ㇾ存候。

たばこ（煙草）・足袋忝候。二品共にとんと切れ候處にて大に大慶仕候。山崎町たばこにても此許之物よりは遙によろしく御座候。近日には竹内手代歸り可ㇾ申、其節はあし北（葦北産煙草の意）參り可ㇾ申と相樂申候。

左平太・倫彥修行の爲紙面度ごとに遣し可ㇾ申、書き樣等は泰吉共に承り何によらずくわしく長く樣々之事書きつゞり候て遣し可ㇾ申候。只今通りにては文字は隨分よろしく候へども文一向に出來不ㇾ申、きつと修行いたし不ㇾ申候ては不二相成一事故以來は何事たり共書きつゞり長々申遣し候樣相心得可ㇾ申候。書樣は毎度泰吉・宗育抔に見せ候てなわし（直しのこと）を受け、文字くだりやら字くばりやら重々合點いたし候樣修行第一之事。

又法主大に元氣宜しく相成り見違候程に御座候段泰吉よりも申遣し、悦入候。最早ひもとき（紐解）も不ㇾ遠事にて大坂より遣し候着物上下共外何角御世話可ㇾ被ㇾ成候。長崎廻しの書狀にも申上候通り左平太・倫彥が時はなんじゅふ（難澁）にて何も出來兼候事にて此節聊仕合宜敷とて過分のひもときいたし候ては決して相成り不ㇾ申、一ト通りの宮參・祝酒等にてよろしく必ず〳〵緣家たりとも案内申して客抔いたし候義は無用に御座候。三男三郎重々下段に相心得可ㇾ申候。

勇姫様（春嶽夫人）先月十八日御平産、御姫女子様御出生被ㇾ成候。中將様（春嶽）初不二一方一御悅にて御座候。御催しより半時斗にて御生被ㇾ成候由誠に御安産にて御座候。此段迄拜呈、い才は後便に可二申上一候。以上。

九月六日　　　　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

倫彦殿

おつせ殿

尙々此節は何方にも書狀仕出し不ㇾ申、坂口（不破）へはお逸にん身之悅よろしく御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。最早此頃は壽加（下婢）にごり（濁）酒に作り懸り可ㇾ申と思ひやり申候。新宅前の秋の景色さぞかしと被ㇾ存候。當年は漁も成り不ㇾ申、御城下外にとんと出不ㇾ申、近日病後の運動にそろ〳〵と出浮申候。旅の空にてずんと面白く無二御座一候。却て御許之事思出し一刻も歸り申度奉ㇾ存候。來春は君公（茂昭）三月中旬頃此許御發駕の積りに御座候間どふとぞ致し其前二月末此許出立致し度、只今よりそろ〳〵と羽根つくろい仕候。近日より外出致し候へば色々様々用事差支へ寸暇有二御座一間敷、病後不元氣之身困入り申候。何も後便に可二申上一候。以上。

（横井時靖藏）

一〇三　加藤藤左衛門・平瀬儀作へ　萬延元年九月十五日

小楠在福井　加藤・平瀬在長崎

兩人俱に越藩士、平瀬は小楠在福中錢穀出納買物等の世話役として其の居館に絶えず出入した。此の書は兩人交易の事を管して長崎に在る時に寄せたもの。

大坂よりの御家書相達候段甞庵先生より承り、先々目出度御出帆可ㇾ被ㇾ成、珍重に奉ㇾ存候。此許聊相替り不ㇾ申のみならず、近日　廟堂大に憤勵之勢可㆓相成㆒、乍㆓病中㆒夫々之心配いたし執政・參政・執法長谷（長谷部）等日々程に出會何角申談じ、存外之開發珍重此事に御座候。御許之沙汰も此節第一に申談じ候事にて、近々御咄合申候通り利政・仁政之分別其形は一にして黑白晝夜之相替り有ㇾ之、尤以國家之大關係にて御座候間　廟堂より勘定局・製產方等は推し開き國是を立候筈に有ㇾ之候。右之通に付其御許にても深く御思惟、此條理に聊たり共變り不ㇾ申樣萬々祈申候。淸三郎（小曾根）定て子細之御講習に相成候事と奉ㇾ存候。何分此條理明白胸中私欲之念を斷、正々成る處に參り候樣萬々奉ㇾ存候、可ㇾ然樣御致聲可ㇾ被ㇾ下候。來春は御暇相願、一ㇾ と先歸鄕いたす筈に有ㇾ之候間、相願置候鐵翁（日高氏、長崎の僧、畫を能くす）幷名家四時山水其上乾堂（小曾根）書（乾堂書相願置候外に ふすま二枚分同樣誂 書にて御廟前掛用 廟之內相認呉候樣）何分可ㇾ然御心配被㆓成下㆒、年內中に熊本に御廻し可ㇾ被ㇾ下候。嘉悅も一兩日中に此許出立之筈に御座候。相願置申候包物類熊本廻しは乍㆓御多用㆒急着之方相願申候。先は此段迄拜呈、餘は何も略いたし候。以上。

九月十五日　　　　　　　横井平四郎

加藤藤右衛門様

平瀨儀作様

尙々小生病後今以勝不ㇾ申、雪中嚴寒誠に恐敷候間暫歸鄕之段及ニ相談一候へ共何分出來兼困り入申候。來春は早々歸鄕之打立只今より取りきめ置き申筈に御座候。老杜云

多年多病久爲ㇾ客。他席他鄕獨上ㇾ臺。

甚自憐の至御一笑々々。

（小楠遺稿）

一〇四　宿許へ　萬延元年九月二十九日　小楠在福井

八月二十七日之御狀相達、忝々披見仕候。先々御揃被ㇾ爲ㇾ成益御機嫌能奉ニ恐悅一候。私も相替り不ㇾ申病後彌以快相成申候間御安心可ㇾ被ニ成下一候。嘉悅（市之進）去る十九日に此許出立、京都にて少々引き懸り可ㇾ申何に昨今は出立いたし候事と被ㇾ存、來月十五日前後には到着可ㇾ仕候、此許之樣子御承知可ㇾ被ㇾ成候。其以來は聊も相替り不ㇾ申候。左平太・倫彥出府（熊本城下へ）之事嘉悅に賴置申候間、同人歸鄕の上は早々彼方に出府稽古いたし可ㇾ申候。緣家內出府は彼是心痛に被ㇾ存、嘉悅方にて候へば何も故障等も無ニ御座一至極宜しく奉ㇾ存候。出府所はいまだ御求無ニ御座一候へば私歸鄕迄御待可ㇾ被ㇾ成候。私歸鄕も段々申談じいまだ決

定は仕不レ申候へ共大抵十に八九は來春に決し可レ申候。左候へば二月末此許出立三月十五日前後は歸鄕可レ仕候。最早當年も三月斗に相成無レ程事にて何角其用意之心配いたし申候。歸鄕之節は三四人は同道可レ仕候、其御心配可レ被二成置一候。普請之事は嘉悦にい才申談置候間御相談可レ被レ成候。只今通りの離れ家にては何に付け不便利のみに有レ之、隣の竹やぶ彌富よりもらい受け新宅を引き候て一所にいたし候方重々可レ然、則さし圖も仕候て嘉悦に遣し置申候。尤嘉悦此許に居候迄は歸鄕之事如何成り行可レ申哉難レ斗御座候間普請も暫之間相待候樣申談置候へ共、前にも申上候通り十に八九は來春無二相違一歸鄕之見積りに御座候間此紙面到着仕候へば早速彌富方に竹やぶ御もらい被レ成候事可レ然、左候へば竹やぶの開き是又早々御取り懸り年内にも出來仕候樣奉レ存候。尤竹やぶはこと〲く開には及申間敷御見積被レ成可レ然樣御世話可レ被レ成候。普請之方は嘉悦歸鄕之上得斗御相談被レ成、水野方の彥助に一切引き受けさせ候方可レ然、是又年内より取り懸り不レ申候ては來春歸鄕迄に出來仕り申間敷、何分年二御世話一御急ぎ被レ成候樣奉レ存候。

馬屋・男部屋・小屋は至てざつといたし候てよろしく、年内村中に古家之拂物等も御座候へば夫にてもよろしく用をかぎ不レ申位にて可レ然奉レ存候。普請料はあし(葦)北之二貫目所々反物之代銀外に十三石借(貸の意)御座候間是にて六貫目内外は有レ之、其餘之不足は彌富へなりとも御相談被レ成候方可レ然候。

當年は樣々の物入にて五十人扶持にてはよ程の不足、暮に至り候へば官府へ大分借銀不レ仕ては難レ叶、

困り入申候。然し此許はどふでも成り申候。御許も何角と御世話可レ被レ成、隨分々々御けんやく第一に奉レ存候。

男の事來春私歸り候へば一人にては六ヶ敷存じ嘉悦に兩人と申談じ置候へ共、又々考候へば兩人には及び申間敷、林吉はとても用立申間敷、三十內外の壯成る男隨分高給御出し被レ成一人にて可レ然奉レ存候。歸鄉の上どふでも一人にて難レ叶候へば其時に抱へ可レ申候。

富田(平助)より尙又註文申遣し、餘り無遠慮之至りに御座候。尤反物遣し候事にて夫は染させ來春歸りに遣し可レ申候。其上紬近頃過高に上り、上通りにては壹兩貳步貳朱にてふし御座候物も壹兩壹步位に相成り、其外きぬ類何も三割の上りにて京・大坂同樣に御座候。必竟外國交易よりの事にて最早きぬ類はきられ不レ申候。右之通りにて富田參り候へば被二仰聞一可レ被レ下候。此節は何ぞ外に申上候事も無二御座一候、此段迄拜呈仕候。以上。

九月二十九日　　　　横井平四郎

至誠院樣

左平太殿

倫彥殿

おつせ殿

尙々此許當月は雨斗にて漸く昨日より晴と相成、よ程寒く御座候。御許何程に御座候哉、時分柄御自愛可レ被レ成候。坂口より敬之助初紙面遣し候へ共此節は書状遣し不レ申、宜敷御傳可レ被レ下候。內藤(泰吉)も妹看病に久しく歸省いたし、最早歸り候段紙面申遣候。宗育(野中)よりも紙面遣し、是又此節は遣し得不レ申、可レ然御傳可レ被レ下候。以上。

追　啓

嘉悅に遣候二タ間作り續きは、新宅を引き候ては餘りそまつにて見苦しくとの見込に候へば新宅は長屋にいたし、新に造作いたし候てもよろしかるべし。然し可レ成丈は新宅を引き候方物入少く、長屋抔は古家かひ候ても可レ然事に御座候。

新宅の通ひの廊下は一間に二間半か三間位にて可レ宜、南の方に窓を明け北の方はとだな(戸棚)・米びつの類を置き、たなをも付け候て客道具抔をも置く樣にいたし度候。

爐を廊下のうちに切る樣に嘉悅に咄し置申候處廊下のうちには切られ申間敷、八疊之間に切り候方可レ宜候。御見斗被レ成候て茶道具抔置候たなにても付け候て可レ然候。

又案するにコタツ(炬燵)を八疊に切り、其上に爐をも切り候へば一ト間にて見苦しく可レ有二御座一いかゞ、是等は御許之御相談次第よろしき樣に可レ被レ成候。

臺所土間共に隨分きれいにいたし度候。新宅天井はすゝ(煤色)色付け不レ申候へば秋に成り蠅のふん(糞)にて見苦

敷可ㇾ有ㇾ之候。竹やぶの内大木御座候は直にもらいうけ、一本も切り申間敷候。
右之分心附き候まゝ申上候事。

（横井時靖藏）

一〇五　宿　許　へ　萬延元年十月五日　小楠在福井

九月二十五日之御紙面昨日相達し、難ㇾ有々々拜見仕候。益御機嫌能奉㆑恐悦ㆍ候。私も相替り不ㇾ申、病後も全快仕、御安心可ㇾ被ㇾ下候。
たび幷紙御贈り忝候、是にて十分に御座候。
坪井屋敷牛右衞門（横井）・敬之助（不破）世話にて手に入、一段之事に御座候。先便にも申上候通り平瀨（儀作）手許より七十兩さし出申候筈にて定て當月中には持參いたし可ㇾ申候、是にて普請迄十分に出來可ㇾ仕候。
隣家竹やぶ彌富方大抵異義無ㇾ之遣し可ㇾ申候。年内より普請御取り懸り被ㇾ成度、い才は嘉悅抔御相談、可ㇾ然樣御世話可ㇾ被ㇾ成候。
先便にも申上候通り此許段々咄し合都合宜しく、御家老一人御目附一人明日此許發足江戸に罷出候。此節は十分之事柄にて大に結構成る御政事に相成可ㇾ申、就ては中將樣（春嶽）より私御呼寄せ被ㇾ成候筋へも參り可ㇾ申、左候へば正月早々打立江戸表へ五十日程も罷在、歸りに此許に立より三十日位到留歸鄕可ㇾ

仕、左候へば五月にも相成可ㇾ申哉。江戸に參り不ㇾ申すみ候へば二月末より此許打立、三月中旬には歸り着可ㇾ申候。右之次第にて普請は早く出來之方に御相談、一刻も早く御取り懸り被ㇾ成度奉ㇾ存候。又法主ひもとき近まり何角御世話可ㇾ被ㇾ成候。彌元氣もよろしく盛長いたし候段、悅入申候。（内藤）泰吉長崎に參り候由、先月中には歸り申たると奉ㇾ存候。平瀨列も當月中には參上可ㇾ仕、何角想ひやり申候。濁り酒は定て十分に出來候と奉ㇾ存候、浦山敷事に御座候。此許相替り不ㇾ申、繁用晝夜寸暇無二御座一困り入申候。此節は外に申上候事も無二御座一、此段迄申上縮申候。以上。

十月五日　　　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

倫彦殿

おつせ殿

追啓

尙々此許いまだ雪には相成不ㇾ申、久敷晴れ續き和か成る事に御座候處、今朝より雨に相成北風にて是より雪と變じ可ㇾ申候。御許はいまだ嚴寒には相成申間敷、隨分御自愛專一に奉ㇾ存候。此節は何方へも書狀さし出し不ㇾ申、可ㇾ然奉ㇾ願候。以上。

殿(慶順)様當冬は御下國にて左平太御目見奉ㇾ願候様御世話被ㇾ成度奉ㇾ存候。私歸鄕も來春三月にて懸け合申間敷、且十の一二は如何相成り可ㇾ申哉、此節打過ぎ候へば明後年(藩主明年參勤東行のため)迄延引に相成り候間私歸鄕にかゝり(關係なく)やい無く、衣類等之用意出來次第年內にても御願被ㇾ成度奉ㇾ存候。倫彥も一同よろしく御座候へば此上無㆓御座㆒候。此段牛右衛門に御相談可ㇾ被ㇾ成候事。

(横井時靖藏)

一〇六　嘉悅市太郎へ

萬延元年十月十八日　小楠在福井　嘉悅在熊本

一書拜呈仕候。先以遠路御歸國海陸御安全奉ㇾ賀候。定て只今迄には御歸着被ㇾ成たると何角想像のみいたし候。御歸り後江口(純三郎)參り、例の通り每夜咄し一酌を傾申候。兎角故鄕の咄しに相成申候。

此許相替り不ㇾ申と申內執政之面々大に開悟に相成り、東北行違も此節は氷解いたし可ㇾ申、近々執政・參政・執法出府に相極申候、誠に珍重に存候。其外は此勢にて何も彌以都合よろしく順路に參申候。

フランスより朝鮮征伐之打立にて對州借用之申出　廟堂大困窮、可憐々々。

越後新潟開港之筈。

水府も平穩、今以櫻田殘黨御決斷無ㇾ之、其外は相替り不ㇾ申候。

沼山家修覆之事來春は是非歸鄕之心得に御座候間年內より普請取り懸り候様御相談可ㇾ被ㇾ下候。江口

咄しにて坪井大河原割りにて出府所相談相決し候由、右等に付此節七拾兩拜借相願、平瀨(儀作)持參之筈に申談候。何に來月中には持參可ㇾ致、是等之事共何も可ㇾ然御世話可ㇾ被ㇾ下候。

御母公樣・御令室樣より細々の御狀參り、不ㇾ淺忝候。此節御返事も可ㇾ仕候處例の多用、御無禮仕候間よろしく御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。

不ㇾ相替ㇾ日夜多用、誠に〳〵困り入申候。

左平太、殿御目見(トノオメミエ)之事宿本に申遣候。是又御世話可ㇾ被ㇾ下候。此段迄拜呈、餘は付ㇾ後便ㇾ申候。已上。

十月十八日　　　平四郎

市太郎樣

尙々御歸着、社中は申に不ㇾ及何角之御咄し想像いたし候。何方へも可ㇾ然御傳奉ㇾ希候。已上。

(岩崎左文藏)

一〇七　荻角兵衞へ　萬延元年十一月二十五日　小楠在福井　荻在熊本

一書拜呈仕候。向寒之節愈御安康に被ㇾ成ㇾ御勤ㇾ、珍重に奉ㇾ存候。隨て小弟無異に相勤罷在り御安心可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候。扨嘉悅も歸着いたし此許之事情は御承知可ㇾ被ㇾ下候。其以來樣々申談候處中將樣(春嶽)御手許と此許御家老情意行違居候筋段々咄合、さしつまり御家老中何も能々了解いたし、近日御家老一人御側御

用人・御目附之重役出府いたし是迄行違之事情一々及二言上一、東北君臣合體之道に落着いたし、隨て御役人も御家老始再勤等も被二仰付一筈に相決申候。是にて此許一統人心も合一可レ仕、聊安心仕候。扨々樣々心配のみいたし日夜苦心御察可レ被レ下候。乍レ然是彼何も順路に參り、是よりは段々新政に取り懸りに申談に御座候。政事之筋は三個條之國是相立、三冊之著書出來いたし、是は極内々不レ遠さし出可レ申候。御他見は一切御斷仕候。魯・英使節戰將等之姓名此許にも分り不レ申候、江戸表に及二問合一置申候。幕府近況之事情相替り申儀無二御座一候内、フランスより朝鮮征伐之打立に因て對馬嶋借用申出は殊之外之大困窮に相成、實に致され樣も無レ之唯々嘆息のみの由、扨々可レ憐事に御座候。右に付て其外は何もさし置之體に相聞申候。對馬借用に就ては此方活見御座候へば大成る機會にて尤以日本之大義相立候所置可レ有二御座一、態と拜呈不レ仕、御高論追て拜聞可レ仕候。

アメリカ使節も歸府に相成いまだい才之事承り不レ申候。アメリカにて使節一件之新聞紙世界に廻し申候。釋書此許に參り流石明開成る事に御座候。定て此書は御許にも參り居可レ申候。

水府も當時は平穩之模樣に御座候。櫻田殘黨御吟味も夫々落着、しらべ口書も出來松平伯州(宗秀)より閣老にさし出に相成候處、久世(廣周)公御預りと申事にて決評に相成不レ申との事。内々承り候へば死一等は宥められ候内評とも沙汰有レ之、如何に成り行可レ申候哉。此許晝夜多用誠に困り入申候。來春はどふでも歸鄕可レ致存じ込候へ共如何成り行可レ申哉。七月末ギヤク相煩、其末今以とんとの平復には至り不レ申何と

やらん精神も疲れ居候處右之多用にてよ程きけ申候。酒抔もとんと給不レ申、寢酒少しづゝ純三郎(江口)列と給候事に御座候。樂と申ては刀類斗にて近日相州廣正刀二尺三寸何之申分無ニ御座一候珍敷もの手に入申候。是は恐らくは熊本にてもめつたには有ニ御座一間敷、先づ名刀にて御座候。外に大和信長のしよふぶ作り脇差是もよ程好き出來にて御座候。江戸後藤一乘門人寶壽なるもの不斗參り、格別之作者にて一にて申候へば目貫を千疋にても四千疋にても作り候にて其手際分り申候。此者時々參り堀物之學問いたし面白き事に御座候。後藤家・柳川家・奈良家此三家鼎足いたし候は誰も承知之通りにて此の三家の堀り樣其品物にて講釋承り初て合點いたし申候。是明解は恐くは熊本には分り申間敷候。金の獅子之目貫手に入一ト通りの物と存じ居候處、寶壽一見いたし四代目の後藤に相違無レ之、太閤時代之由殊之外珍重仕候。伯樂に逢ひ千里馬と成り申候。此外聊之刀道具求申候へ共格別のものにて無レ之及ニ言上一不レ申候。奉書紙相求置き申候。九谷急須百年前中興之名人作不思議に手に入代二歩、追てさし出可レ申候。德利は新製より外に手に入不レ申、純三郎手に入申候は私御覽之急須(小サキ物)と同人之作、此許にても容易に無レ之ものにて御座候、代壹兩にて御座候。是段迄拜呈、餘は略仕候。已上。

十月廿五日　　平四郎

角兵衞様

尙々御自愛可レ被レ成候。此許いまだ雪降り不レ申、天氣もよろしく仕合にて御座候。然し一向に油斷

は成り不ㇾ申□□□□□（缺字）初可ㇾ然御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。

追て刀類は當年は珍敷出申候。當藩士小栗次右衛門手に入候は正宗之短刀に御座候。是は大野より出申候ものにて小栗以前に私も一覽いたし候處古相州に相違は有ニ御座ㇾ間敷餘り銘よろしきに付疑惑いたし、代料も格別之高價故に返し申候。尤此許刀社中も同樣にて小栗は江戶より歸り右之刀を根段をこぎり不ㇾ申求申候間一旦は社中笑申候。小栗短刀を江戶にとぎに遣し本阿ミ（彌）にも見せ候處正銘之段折紙遣し、大に魂揚り小栗に服申候。本阿ミ之目利は格別之事にて一も間違無ㇾ之、銘を切り候て此刀は何某作と分明に申、本阿ミ流にて無ㇾ之ては實は刀は分り不ㇾ申候。聊之見覺にて御座候。熊本よりも如ㇾ此江戶に相詰後藤善左初目利之達人も樣々御座候へ共誰も肥後流之目利にて自ら是として本阿ミにも入門いたし不ㇾ申、扨々田舍漢と近來合點仕候。此許は熊本よりは刀も古物出候のみならず、本阿ミ手筋御座候間よ程兩三人は巧者にて御座候。其上尾張・京・大坂に通路いたし候故と被ㇾ存候。當年中には今一つ位は得可ㇾ申樂申候。只今之社中了見は應永後はものゝかづといたし不ㇾ申、專鎌倉代を心懸申候。熊本と違ひ鎌倉代も時々出申候。先日も長光之短刀出申候、是は執政求申候。此段附呈仕候事。

（弓削和三藏）

一〇八　宿　許　へ　萬延元年十一月二十八日　小楠在福井

一書拜呈仕候。寒中益御機嫌よく奉ニ恐悦一候。私事彌以壯健に罷在り御安心可レ被ニ成下一候。九月末之御狀相達し候後はいまだ御狀到着不レ仕、如何と案候。何に四五日中には參り可レ申候。追々申上候通り平瀬參上の砌七十兩は持參仕り可レ申、嘉悦よりい才普請之事御承知可レ被レ成候。隣家竹やぶ御もらい、一刻も早く普請御打立可レ被レ成候。先便にも申上候通り私歸鄕は來月廿日後御家老歸鄕いたし申筈にて其節相分り可レ申候。江戸に參り不レ申方に候へば二月末より打立申覺悟に御座候。左候へば此許に罷在候は七八十日にて最早わづかの事に相成申候。江戸に參り候事に候へば正月末にも此許打立彼表に三月程も到留可レ仕、左候て歸りに此許に一ヶ月程も罷在り歸鄕は六月末か七月初に相成り可レ申、よ程まち遠ふなる事と被レ存候。何分江戸に參り不レ申、春に相成り早々歸鄕之事いのり申候。不ニ相替一多用にて困り入申候。

今日は御母樣御一周忌にて何角思ひ出し參らせ候。御許寺詰・法じ客抔さぞ／＼御世話被レ成候事と奉レ存候。此許にても今夕は長谷部（甚平）・三岡（石五郎）抔心易き人々四五人も呼び、茶たて申筈にて何角心配仕候。扨々間も無き事にて旅に罷在候ては一トしを思ひ出し追慕仕候。

坪井出府所牛右衞門抔世話にて定て一ト通り修覆も出來仕候事と被レ存候。左平太共はあり（折々の意）折出府いたし可レ申、番人よろしき者御座候へかしと存申候。

先便にも申上候通り私へや（部屋）建續きは新宅引き候ても可レ然、若し又餘りそまつにて、折角之事にて別に

新規に出來之方よろしかるべきと彥助抔見込み候へば其通りにてもよろしく、左候へば新宅は長屋に引き可レ申候。左樣に相成り候へば過分之物入と被レ存候間可レ成丈は新宅にていたし候方宜しき事に被レ存、長屋抔は古る家かひ候ても不レ苦事と奉レ存候。

六まひ屛風相應之物求め申度、敬之助抔に御賴み可レ被二成置一候、代料は貳兩位迄にて可レ然候。そふめん(素麵)皿十人まへ外にさし(刺)身又はもり(盛)合せいたし候大平ばち二つ何も古肥前やき求め申度、是又敬之助・日向屋抔に御賴み被(不被)二成置一、程よき恰好の物御座候へば御求可レ被レ成候。本膳やらすゞりぶた(硯蓋)やら大坂廻しは當月初には着いたし候事に被レ存、今日之御法事に御用被レ成候事と奉レ存候。毎々脇方(他家の意)にかり實々心外に御座候處此節よりは自身物にて御心配無二御座一、定て夫等之御噂共被レ成候事と思ひやり參らせ候。たばこ二月迄位は續き可レ申、自然江戶表に參り候樣に相成り候へば早速御廻し被二成下一度候間、此紙面着いたし候へば早速葦北に御申越し一日も早く出來御手許迄參り居候樣に御心配可レ被下候。左候へば來月下旬には樣子相分候間其趣可二申上一、其上にて江戶之樣に御廻し可レ被レ成候。目方は壹貫目にてよろしく御座候。此段迄申上度、餘は後便に可二申上一候。以上。

十一月廿八日　　　　　横井平四郞

至誠院樣

左平太殿

倫彦殿

おつせ殿

倘々此許當月中旬一尺程之雪ふり、其後は格別之事も無二御座一、一兩日は雨に相成雪も消へ申候。何に不レ遠又々雪と被レ存申候。御許寒氣何程に御座候哉、何も御自愛可レ被レ成候。當年もわづかの日に相成り扨々一年位は早きものにて御座候。又法主不二相替一元氣よろしき事と被レ存、はしり廻り可レ申候。泰吉(内藤)・宗育(野中)抔に書狀遣し不レ申、可レ然御傳可レ被レ下候。以上。

(横井時靖藏)

一〇九　宿許へ　萬延元年十二月一日　小楠在福井

竹内より今日熊本に飛脚さし立候間一筆啓上仕候。寒中益御機嫌能奉二恐悅一候。私も相替り不レ申御安心可レ被レ下候。廿八日は御法事何角御世話被レ成候と奉レ存候。此許にても長谷部・三岡抔呼び候て茶たて申候。扨々日月の立候は間も無き事にて、旅中別て思ひ出し參らせ候。

私歸鄕も先便に申上候通りいまだ分り不レ申、程により候へば正月中旬比より江戶表に罷越候事にも相成り可レ申哉、左樣に候へば三ケ月程は彼表に滯在いたし候事と被レ存候。江戶に參り不レ申候へば來春二月末より此許發足之心組にて最早間も無き事に御座候。此許は家老去月初より引き返しに江戶に參

り、當月二十日前後には歸り申筈にて其節相分候筈に御座候。自然江戸に參り候儀に候へばたばこ切れ候間此紙面着いたし候と早速葦北に壹貫五百目程御註文被㆓成置㆒可ㇾ被ㇾ下候。扨私江戸に罷越候に決し候へば早速紙面さし出申候間其時に江戸の様に御廻し可ㇾ被ㇾ下候。

普請は彌以御取り懸り、來春三月歸鄕いたし候へば其前に出來いたし候様呉々御世話可ㇾ被ㇾ下候。先書に申上候七十兩は定て平瀨より調達仕候事に奉ㇾ存候。さし圖はい才嘉悅に相談仕候間何分早々御取り懸り可ㇾ被ㇾ成候。何も彥助に御相談、同人引き受之方可ㇾ然奉ㇾ存候。

此許様々之事共何も治平に相成大に安心仕候。然し不㆓相替㆒多用日夜寸暇無㆓御座㆒誠に〳〵困り入申候。御家老江戸より歸り候へば又々申談様々有ㇾ之候へ共、是よりは都合よろしき方之事にて何も苦に成り候事無㆓御座㆒候。正月中には夫々相仕舞一刻も早く歸り申度、純三郎と寢酒之度每に其咄しのみ仕候て笑い申候。何分江戸へ參らざる事に相成候へかしと實に祈申候。歸鄕之節は書生四五人も參り申候筈にて其內には身分柄之人も打立可ㇾ申候間塾之方少々取り繕ひ被ㇾ成候様奉ㇾ存候。尤格別よろしき様には決して御無用、一ト通りにてよろしく、嘉悅にも咄し置候間御相談被ㇾ成度奉ㇾ存候。

男は林吉は次第に老人に相成役に立申間敷、二月は御かやし被ㇾ成、外に御抱可ㇾ被ㇾ成候。私歸り候へば一人にては六ヶ敷可ㇾ有㆓御座㆒、幸い純三郎召連候者よ程よろしき人體にて此者もらい候心得に御座候。左様御聞置可ㇾ被ㇾ下候。

そろ〳〵土產物の用意共いたし彼是と心を配り申候。奉書紬類殊之外高價にて迷惑仕候。惣體西洋交易よりきぬ類何も根段上り、かわれ不レ申候。

九月末の御狀參着後は御狀參り不レ申、日々相待申候。何に近日には着可レ仕候。前條通り江戶に參らず二月末に此許出立仕候へば此紙面之御返事迄拜見可レ仕、最早間も無き事に御座候。此段迄あら〳〵拜呈仕候。以上。

十二月朔日　　　　　　　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

倫彥殿

おつせ殿

尙々此許雪も一旦にて消方に相成仕合に御座候。此上どふぞ降り不レ申候へかしと祈申候。御許寒さ如何に御座候哉、今比は寒氣强く相成候と奉レ存候、折角御自愛可レ被レ成候。

お逸當月臨月かと被レ存如何々々と案じ申候。此節は何方にも書狀仕出し不レ申、坂口初よろしく御傳へ可レ被レ下候。又法主益盛長元氣宜敷はしり廻り可レ申候。一昨々廿八日にも書狀仕出し置申候。然し是は遲着仕ると奉レ存候。何も申縮候。以上。

（横井時靖藏）

一一〇　宿許へ　萬延元年十二月八日　小楠在福井

十月廿三日之御狀四五日前に到着、時節益御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。私も相替り不ㇾ申御安心可ㇾ被ㇾ下候。あおのりやら（青海苔）何やら被ㇾ下忝候。早速寢酒等に相用申候。先便にも申上候通り私歸鄕は當月二十日比には江戶より御家老歸り可ㇾ申其節相分候間、早速に可ㇾ申上ㇾ候。

先便に申上候普請之事定て正月比より御うち懸りと奉ㇾ存候。新宅にて作り續き六ケ敷候へば新宅は門並に引き書生塾にいたし、只今之塾を小屋やら馬屋やらにいたし候方可ㇾ然候。江戶に參らぬ樣に相成候へば二月末より打立候間最早間も無ㇾ之事に相成候、どふぞ〳〵其通りを祈申候。此節は言上之筋も無ㇾ御座ㇾ、何も二十日前後にい才可ㇾ申上ㇾ候。以上。

十二月八日　　横井平四郎

至誠院樣
左平太殿
倫彥殿
おつせ殿

尙々當冬さしたる雪もふり不レ申仕合に御座候。然し是よりが如何と案申候。何も又之便に可二申上一候。以上。

（横井時靖藏）

一一　宿許へ

萬延元年十二月二十五日　小楠在福井

十一月十四日之御書狀昨夜相達、難レ有拜見仕候。寒中愈益御機嫌能奉二恐悅一候。私も相替り不レ申無事に罷在候、御安心可レ被二成下一候。

お逸男子出生之由、其跡母子共に申分無二御座一何より〳〵珍重にて、どふかこふかと案じ候處大に安心いたし申候。至誠院樣へはさぞ〳〵御心遣被レ成候と奉レ存候。今比は赤子さぞ〳〵ふとり候事と被レ存、一刻も早く見申度事に御座候。

たんす類着いたし、先月十五日には目出度御用、且又廿九日御法事へも御用可レ被レ成段悅入申候。たんすは私は見もいたし不レ申、隨分宜敷御座候哉如何と奉レ存候。ならかたびら（奈良帷子）と淺着ちりめん（淺黃縮緬カ）からげ（腰紐）着いたし不レ申由嘉悅よりゑびすや手許に申遣候段此許よりも外に用事も御座候間此節い才申遣候事に御座候。左平太御目見も正月は早々御賴に相成候段何角御世話被レ成候と奉レ存候。留守樣々之物入之段い才承り申候、嘉悅よりも其段申遣候。此節之御紙面迄は平瀨より七十兩さし出候筈の事、いまだ屆き不レ申故何角御心配と奉レ存候。只今比迄は右七十兩到着いたし候事と被レ存候。嘉悅紙面にては坪井出

府所も、いまだ御取りきめには相成不レ申由、左平太共出府は嘉悦方不レ苦事に候へば當時出府所入用にても無二御座一候。いまだ先便通り御取りきめに相成不レ申候へば先御止め方に被レ成候方可レ然、尤其内御相談相決し候へば其通りにて宜敷御座候。然し可レ成事に候へば御取り止之方重々宜敷奉レ存候。左候へば沼山津普請一刻も御取り懸り被レ成度奉レ存候。先便にも申上候通り新宅引き候ては餘り粗略に見込候へば別に作り續き候ても宜敷、左候へば是迄之新宅は門並に引き候て諸生寮にいたし、只今迄之塾を馬屋・長屋・小屋にいたし候へば十分之事に御座候。此節作り續きのへや（部屋）えろふか（廊下）二間半か三間は出來可レ申、右ろふか幅壹間の板じきにして北の方へはとだな・米びつ其外一切の物置のたな抔にいたし候へば日用の物の物置きに相成りかたづき可レ申候。是等は御見つもり宜敷樣御世話可レ被レ成候。

私歸鄕も當月廿五六日比は執政歸り申筈にて其節相分り可レ申候、分り次第に早々可二申上一候。最早年暮に相成り何角御世話可レ被レ成候。此許にてはしわす（師走）も正月も無二御座一候。却て來客等も少く何かの事も大抵落着いたし大に閑散にて御座候。然し御家老廿五日比迄には下着いたし候筈にて其上は又々多用に相成可レ申候。

新へや爐はろふかに切り候樣に嘉悦に咄し置候へ共都合次第にては八疊敷の方可レ然哉、御見込次第に可レ被レ成候。將又歸鄕之上は九尺に二間位之土藏もこしらへ可レ申哉、左無レ之ては家財等治り申間敷、是等も御見込に因り此節御作り被レ成候ても可レ然奉レ存候。右等の譯合にて出府所之方御取り極に相成

り不レ申候へば御止方可レ被レ成奉レ存候。何も此段迄申上候。餘は年明目出度萬々言上可レ仕候。以上。

十二月廿五日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせどの

尙々此許當暮は雪も格別無レ之、寒氣よ程强く御座候へ共暮し能事に御座候。御許如何と奉レ存候。先便たばこの事申上候通り自然正月比よりも江戸に參り候事に相成候へば其段申上候紙面着次第江戸の樣に御廻し可レ被レ下候。夫故葦北の方一刻も早く出來いたし御許に參り候樣奉レ存候。尤此趣は先便に純三郎よりも葦北へ申遣し候事に御座候。以上。

（横井時靖藏）

文久元年

一二　荻角兵衛・元田傳之丞へ　文久元年正月四日　小楠在福井　荻・元田在熊本

新春之御慶目出度申納候。御兩家被レ成二御揃一愈御安康被レ成二御加齡一、珍重之至に奉レ存候。小拙も相替不レ申無事に加年仕御休意可レ被レ下候。御許　新君（慶順）初御入部當春の風光如何哉と想像仕候。此許　君

公初執政諸有司總て一致いたし、初て國是と云ふもの相立申候。小生罷越てより年は四年に至り去初冬迄は人心各々に分胍いたし陰嶮智術に落入候を主として心配致し候處、當夏以來漸々開明各々心術之上に心を盡し候勢にて遂に十月十五日大議論と相成り十分之地位に押つめ候處（此次第は筆には盡されず候。）晝夜の如く打替り、執政初盡く落涙にむせび十分之開明と相成申候。直樣執政一人目付一人江戸へ出府、中將公（春嶽）に積年以來君臣否塞之次第言上に及び、臣は君に御斷を申上君は臣に過を謝せられ自然に良心之禮讓感發致し、靄然たる春風窮陰積雪之中に發動致し、去月廿五日兩人歸國致し候。此事情自然と國中に風動致し、彼之俗論抔も何となく消融致し候。扨又國是三論出來、一は富國一は强國一は士道、此三論を以て一國を經綸する土臺に立、其根本は堯舜精一之心術を磨き聊の私心も無レ之所之修養第一にて決して秦漢以後之私心に落さず、（三代秦漢之論は追々御丘に及ニ議論一候通りに候處、尙更眞實之工夫に至り發明之事ども樣々有レ之候。）日夜講明此事に御座候。扨舊冬は御家中御借米（是は百年前御知行之内官府御不如意にて御借用米なり。）先一ヶ年の處御返しに相成る、此一事に因て御家中案外の仁惠と成り上下一統誠に難レ有存候。扨一統之勢角（カク）迄御仁惠被レ下候て、町人百姓の難題となり候ては不ニ相濟一と申心得より、町・在之借金或はかい懸り等可レ成丈拂方いたし候間、其仁惠は下々の濕澤と相成町・在の悦び不ニ大方一、扨又町・在へは至窮民救卹は勿論、第一大問屋と云役所を建何品によらず民間職業之物をかひ上る、其役人は官府にては町奉行・勘定奉行・郡奉行・製產方當時專三岡主として取斗ふ、其下役を本しめ役と云ふ、是は國中町・在豪家の者に申附、（當時拾人追々增員之筈）此本しめ役之下に町・在にて可レ然人物を撰びて五十人斗を付て

領内を打廻り、職業の品を買ひ或は其本入等の世話致さしむ、尤買入候品は諸方にてさばき候こと大切にて是又右の役人より國々にも出して取計ふ事也。大抵の究めを申候へば斯の通にて内輪様々は筆上に盡されず候。此問屋出來に因て市・在一統甚敷はげみ立、年の明暮抔は莫大にもち懸候て勢甚よろしく御座候。右の本じめ抔は日夜問屋に出勤官府役人と討論講習、總て民間立行之事のみにて我家之事は何も忘却致し候勢に相成候。必竟人心之向背上之心の公私に有ㇾ之、是迄は天下列藩總て政事は官府四五人にて取計ひ聊衆言を取用ざるより、下情に暗きのみならず先我私心にて一切下情を拒絶致し候故誠に無理不都合なる政事之押方のみに相成、決して治平を爲し得ざる所以なり。是天下鎖國之私見誠に道を知らざるの甚しと云ふべし。然に此問屋一條にて上下一致に相成、初て上之仁心下に通じ下の良心上に通じ、是迄聚斂等之舊習も一時に消融致し、只々上よりは下之富を樂み下の貧を憂る元來之心と相成候て、下又是迄疑惑不ㇾ信之心解候て上を信ずる本心と相成候。元より此一事にて政事相濟む事にて勿論無ㇾ之、是より郡政を初家中之仕置・强兵之手段等漸々相立候事に有ㇾ之候。乍ㇾ然是等政事も末之事にて其根本は初にも申通り此學の一字三代以上之心取第一之事にて是又申に不ㇾ及候。此三代之心取と秦・漢以來之心取は事功に應ずる心性情より發すると發せざるとの二の間にて、譬ば賈誼抔の如き人材と云はれ候者の心呉・楚七國を削り或は匈奴を亡さんと打立心の起りは只に時之弊を見て思ひ立ものにて、呉・楚七國は文帝之兄弟叔姪之骨肉たるを少も氣の付ぬは餘りなる不仁不義の心ならずや。是を

以て後世人才の心術の間違押して知るべし、決して家國之治まらぬ心底なり。總じて弊と云は大抵は法度政令には無レ之事にて、上之心之私が忽に下之心を塞候ものにて法度政令如何に宜しき筋之事も下より用ひざる樣に相成候、是則弊にて上之私にて有レ之候。然ば三代之際より一歩も下る事は不ニ相成一候。孔子は堯舜を祖述文武を建章し天地之時に隨ひ被レ成候。孟子も孔子に私淑し孔子之學び玉ふ通りに學ばれ候。程朱も同斷。然るに孔孟程朱を學と云へば孔孟程朱の言行之跡をしらべて、是が道の是が學のと心得たるは孔孟程朱の奴隷と云ものにて唐も日本も同一般之學者之痼疾にて遂に一人之眞才無レ之所以悲むべき事ならずや。小拙平生學ぶ所信ずる所此藩にて聊行ひ候次第前條之通にて三年之今日に至り此道聊一藩に行れ候事に相成、彌益此學之眞切なる堯舜之盛大なる天地之間此道を知らざるは決して家國を治る不レ能之實症を合點仕候。如何御了會に候や承度候。

扨又私事中將樣是非御逢被レ成度思召候て、去月初に江戶へ出府之儀龍ノ口に御賴入に相成、近々熊本に申越に相成候間、熊本御差支無レ之候はゞ出府致し呉候樣懇々之御賴有レ之候。御承知之通り最早知命も三ツ過ぎ、殊に去秋大病相煩以後本復に至不レ申、此許晝夜多用心配致し實に幾段か老衰に落入申候。尙又出府と申ては甚以困窮千萬に御座候へ共致方無レ之事に相成候。熊本　思召も無ニ御座一候へば一ト先出府早々切揚げ引返し申度、然し夫に成候へばどふしても秋末に至り歸鄕可レ仕、扨々心痛之至に御座候。先此段拜呈餘は付ニ後雁一申候。以上。

正月四日

横井平四郎

荻角兵衛様

元田傳之丞様

（小楠遺稿）

右書面につきては傳記篇第十一章、二及び第十二章、二・三を參照せよ。

一一三　嘉悦市之允へ

文久元年正月二十六日　小楠在福井　嘉悦在京都

一書拜呈仕候。春寒之砌愈御安康に被㆑成㆓御勤仕㆒、珍重之至に奉㆑存候。私相替り不㆑申御休意可㆑被㆓成下㆒候。然ば此許御家老江戸表より歸國いたし申傳候は中將様（春嶽）思召之筋御座候て私事江戸表に御呼寄被㆑成度旨龍ノ口に御賴入に相成候處、早速其趣熊本に申越に相成、於㆓熊本㆒　思召不㆑被㆑爲㆑在候へば私への御達江戸に相廻り候ては及㆓延引㆒候間直に福井に御通達に可㆓相成㆒旨小笠原殿（備前、肥後藩家老）より返答有㆑之候段、右之通にて來月中旬比迄には熊本より御達狀可㆑有㆓御座㆒、何に御手許之様にも參り可㆑申哉。左様にも御座候へば此許御屋敷森賢次郎手許迄、御用狀にて有㆑之候段御添書にて御屆被㆓成下㆒候様奉㆑存候。尤森へは左様に相心得、御用狀御屆に相成候へば急飛脚にて此許に相屆候様御役人より申達有㆑之候間、私より御手許へは得㆓貴意㆒置呉候様との事に御座候。尤熊本より直に此許に御通達と申事に候へ

ば必定御手許に參り候と申儀にては無二御座一候間左樣御承知可レ被二成下一候。當春は早々歸鄕之心得にて何角共用意も仕、大に樂み罷在候處右之通之次第にて大方出府之方と被レ存、實以當惑之至に御座候、御憐察可レ被レ下候。此許相替り不レ申、何も治平に趣き大慶仕候。此段迄拜呈、餘は大略仕候。已上。

正月廿六日　　　　横井平四郎

嘉悅市之允樣

尙々御地餘寒如何に御座候哉、御自愛可レ被レ成候。此許雪も消へ候てさしたる餘寒も無二御座一先暮し能御座候。宿狀御屆奉レ希候。已上。

（弓削和三藏）

一一四　嘉悅市太郎へ　文久元年二月九日　小楠在山中溫泉　嘉悅在熊本

正月九日之御狀今日相達、忝々拜見仕候。御全家樣初愈御安康に被レ成二御加年一、珍重の至に奉レ存候。私も相替不レ申無事に罷在申候、御安心可レ被レ下候。

此節之便に此表に御留置き江戶表へも罷出候樣組脇より通達之狀參り申候。來月末には當公（茂昭）御出府に付御一同之出府仕筈に御座候。此許執政・執法も十二月下旬に歸國、中將樣（春嶽）御手許も至極都合宜敷無二此上一事に御座候。正月には狛山城御家老歸役、中根靱負御側御用人歸役、兩人共に至極難レ有がり申候。此

一擧にて雙方共氷解いたし以前之事申出候て大笑に相成候事に御座候。最早御家中何のさし障りも無レ之、此上老拙江戶に參り中將樣に寬りと御咄合申候へば決して御子細無レ之事情にて、君公・執政は勿論一國中より此節之出府は念願にて聊も異議無レ之候。何に不レ遠從二江戶一萬縷可二申述一候。

普請之事竹やぶ手に入り可レ申、是迄之新宅手入れ御配意被レ下候段、此上重々可レ然御賴申候。江戶に參候へば急ぎ候事にては無二御座一候、寬りと御取懸可レ被レ下候。

江口(純三郎)も江戶に參るや否之事いまだ決し不レ申候、何に近日に落着可レ仕候。

執政中よりすゝめにて山中に四五日以前より湯治に參り居候處に飛脚到來、直に返事相認め、數通之事にて何も呈書出來兼、此段迄拜呈仕候。別紙は御屆方重々奉レ賴候。以上。

二月九日　　平四郎

市太郎樣

（松平慶民藏文書「雜纂第四卷」）

一一五　荻角兵衛へ　文久元年二月二十五日　小楠在福井　荻在熊本

江口(純三郎)歸鄕に付一書拜呈仕候。愈御安康に被レ成二御勤一、珍重之至に奉レ存候。私も相替り不レ申御安心可レ被二成下一候。然ば十一月廿七日之御狀到着、忝々拜見仕候。縷々被二仰下一候趣厚忝奉レ存候。此許之事情

は彌以都合宜敷、先は七八分之土臺は築立聊安心仕候。私も東行之命を蒙り來月廿日前後に此許發程之筈に御座候。此度は中將様(春嶽)厚き思召にて出府仕候に付、此公御心術一變之場合尤以肝要之儀に有ㇾ之候。此上は此公御心術之正不正に拘り此國之治不治に關係、扨々大事之至に御座候。然し此節は十分都合宜敷事と被ㇾ存申候。い才之儀江口より御承知可ㇾ被ㇾ下、略仕候。

御許何か一變いたし可ㇾ申段如何之御模様かと深く案申候。江戸此許役筋より申越候には溝口(藏人)・大木(舍人)兩大夫退役外貳十人餘も黜斥と承り、殊に驚魂仕候。御初政に如ㇾ此黜斥有ㇾ之候ては邪正善惡は暫く置き決てよろしき筋とは不ㇾ奉ㇾ存、甚以痛心仕候。一刻も江戸に參り御様子承り度奉ㇾ存候。

江戸表は水府黨類の爲に何も心魂を被ㇾ奪、他之事に及び不ㇾ申候。水府之學問天下之大害を爲し、扨々絕二言語一申候。此許も有志者と被ㇾ唱候者は大抵此學に陷入居申候處、小拙罷出候ては必死に打破り、今日に至り候ては先此弊害は消亡に至り申候。熊本も米大夫(米田是容)死去に相成候ては此等之風習は絕脈いたし候事と被ㇾ存候。扨も學問之正不正は大切千萬にて、此許は君公初大夫以下總て第一等之三代に志し候筋には參り申候。乍ㇾ然一人として心得之人は無ㇾ之候、唯々着眼迄は一體之地に至り申候。刀劍之事被二仰越一定て段々御手に入候事と奉ㇾ存候。小拙も去冬相州廣正貳尺二寸聊も申分無二御座一もの手に入、此節江戸に持參こしらへ申筈に御座候。小道具類は色々物ずきに求め申候へ共寸斗氣に入候もの無二御座一候。熊本之心得とは大に違候は小道具にいたし候ても後藤か柳川か又は奈良かの作にて無二御座一候

ては、其他は聲ば見事に出來候ものも遂にしろふと細工と申ものにて一向に面白無_二_御座_一_候。江戸に參り候へば少しは手に入り可_レ_申、相樂申候。

江戸も百日斗も到留可_レ_致哉、尙又此許に歸り、扨歸鄕之積に御座候。何に九月末にも至り可_レ_申候、大分待遠事に奉_レ_存候。御賴之紙類長崎便船に仕出し置申候、不_レ_遠さし出可_レ_申候、代料は歸鄕之上御算用可_レ_仕候。先拜復迄仕候。已上。

二月廿五日　　平四郎

荻角兵衞樣

尙々時下御自愛可_レ_被_レ_成候。御詩作珍敷事に奉_レ_存候、何れ拜見仕度事に御座候。中將(春嶽)樣御手草之事江戸に出府之上可_レ_奉_レ_願候。かな文字御さし出之儀是又何のさし支も無_二_御座_一_候。御淸書之上江戸に御廻可_レ_被_レ_成候。此段迄拜呈、餘は略仕候。已上。

(長野忠次藏)

一一六　宿許へ　文久元年三月九日　小楠在福井

一書拜呈仕候。益御機嫌能奉_二_恐悅_一_候。私も相替り不_レ_申御安心可_レ_被_レ_下候。い才は純三郞當月末には歸着、可_二_申上_一_候。普請之事純三郞歸りに申談置候處、尙又相考候へば竹やぶ手に入り不_レ_申候へば屋敷餘りせばく永住之處無_二_覺束_一_、村近き所によろしき地方も御座候へば積り(つまりの意)は引き移り候方可_レ_然とも被_レ_存

候間廊下は御見合可レ被レ下候。新宅雪いんも只今通りにてよろしく御座候。其外何も是迄の御取り繕にて可レ然奉レ存候。餘り度々了簡うちかわり御當惑可レ被レ成奉レ存候。

一　新宅八疊之東に四疊敷程作り繼ぎ十二疊にいたし候へば來客之節大に都合宜敷、床押入は是迄之通りにてよろしく御座候。

馬屋・男部屋・小屋等は純三郎に咄し置候通りにて御座候。來る廿四日彌出立仕筈にて晝夜多用夜もねられざる事にも相成り中々困り入申候。乍レ去萬事之都合彌以よろしく珍重に御座候。最早十餘日に相成り、此許よりは紙面は是切にて來月十二三日比は江戸に着可レ仕、彼表より早速書狀さし出可レ申候。

二月四日宗育（野中）紙面にてたばこ御遣し難レ有奉レ存候。宗育紙面にい才は別紙御仕出しに相成候段申遣し候へ共御別紙は今以届き不レ申候。此段迄申上縮候。以上。

三月九日　　横井平四郎

至誠院様
左平太殿
倫彦殿
おつせ殿

（横井時靖藏）

一一七　横井牛右衛門へ　文久元年四月十九日　小楠在江戸 牛右衛門在浦賀

此の書は小楠は江戸に在りて、當時浦賀に在勤せる牛右衛門に出府後の近狀と水藩の鎭靜及び對外關係の概況とを報じたるもの。

十五日之御狀相達、忝々拜見仕候。愈御安康に被レ成ニ御勤一、珍重之至に奉レ存候。被ニ仰下一候趣御厚情之御事共、且今暫は御出府も難レ被ニ出來一次第委細に拜承仕り候。小弟も到着以來誠に寸暇無ニ御座一何角之用事に取り紛れ、外出も六ケ敷龍ノ口に一度、淺草邊迄晝後閑歩致し候迄にて何方へも參り不レ申、當方之次第は福井表も至極好都合、上下一統一致國是も相立何の異議も無ニ御座一候。中將樣(春嶽)へは日夜罷出樣々御咄合の中尤も學術之要領至極に御了會被レ成、御父子樣(春嶽と藩主)幷に執政御一座之御咄合も既に及ニ四度一、每に九ツ頃(正午)より暮に入り父子君臣誠に家人之寄合の如くに有レ之面白き成り行に御座候。小拙へは餘り御手厚き御あひしらい御父子樣共に次之間迄御送迎、且痛足之事も御承知にて茵を敷き候樣被ニ仰付一、一重に御斷に及候へども御聞入に相成不レ申、御自身樣御立被レ成候間致方無ニ御座一其通りに致し候、誠に心痛之事共に御座候。右之通りにて餘事は何も御承知可レ被レ成候。

水(水戶)浪人之事內輪の事情を承り候處、亡命集散の者共は樣々のあぶれ者にて、從來思ひ込候者御家中にて八十人餘も有レ之、是等は亡命致し不レ申、　勅書返納之事幷に外國之事等先老公(齊昭)思召之通りに行れず幕庭之御所業日本之大耻辱にも至り候節は大事を起し候覺悟に罷在申候。中納言殿(慶篤)へは殊之外御心痛、

實に被レ致様も無レ之より武田伊賀（是は先年隠居致し居申候。）御召出し（御家老再勤と云ふにては無レ之。）諸事御家老同様に被ニ仰付一、此伊賀は初より何の黨と申にては無レ之何方へも受能き上最早六十餘に相成候て物馴候故、伊賀種々に心配、天狗黨之者共に及ニ相談一萬一日本之耻辱に至り候節は伊賀初大事を起し可レ申候に付今は十分鎭靜致し候様、且亡命の者も立歸り候へば以前の通り被ニ召仕一べき段も達に及び、（此等之次第は水府切りの事にては無レ之、内實は幕庭より御内諭相談も有レ之候。）右之通りにて亡命者も退散漸々歸家致し、且八十人之者共も落付候て鎭靜に相成候。　幕庭にては外國も何も扱置き水浪一事に心魂を被レ惱候處、右之通りに相成大に安心の躰あり何に警戒も不レ遠解け可レ申候。尤も　勅書返納も夫切にて泣寢入りと相成、櫻田殘黨御仕置も何に此儘にて押迯り候事と被レ存候。

外國之事内實承り候處ハルリス格別に心配誠に厚きとも何とも云はれ不レ申流石にアメリカの國躰感心之至りに候。通辨官（マヽ）被レ殺候後之所置は定て御承知と奉レ存候。是等誠に意外之次第に御座候。凡通信交易之列國是迄既に七國に及、日本二千年來の鎖國一旦に開通と相成候はでは迚も内輪政事の一旦に改り候筋合には參り不レ申、政事は矢張鎖國の無理にて萬國と開港致し候ては諸物價沸騰は勿論萬事の困窮に相成候事情得斗熟知致し　廟堂に申出、　廟堂より困窮の情實被ニ打明一無ニ餘義一次第を以て七國之外交易御斷に相成度に付ハルリスより列國に申述取り計らひ呉候様御都合可レ被レ成、左候へば直様可レ然申談じ可レ申段内談致候に付　幕庭も至極御聞取り、右之事情書もハルリス内輪に相認め夫を以て英の「ミニストル」に及ニ相談一候處是又至極尤と同意にて外に五ケ國に申談七ケ國より餘國にケ様

之事情無二餘義一次第に付日本政躰改り人心落合候迄は餘國交易相斷との請合に相成候間、幕庭にても至極大悦之趣に有レ之候。

漢土は是迄通信無レ之候へ共、隣國と云ひ舊來恩義も有レ之國柄故、今般西洋同盟諸國へ使節被二差立一候前に先漢土に通信の使節被レ遣候儀可レ然との內議にて有レ之、尤左樣に決定候へば英の「ミニストル」取計可レ申筋に御座候。

右等の次第且は御音信物のとゝのへ方又は使節仕舞等迚も秋迄に用意出來不レ申候。何に來春に可二相成一、尤も此節は七ヶ國打廻り候事にて三ヶ年懸り可レ申との內議に御座候。

廣東港に交易として幕府官船被二差立一候筈、然し是は內々之取組にて後日開船之手初之積に有レ之候。

此以前英・佛より對州開港を願ひ候へども御斷に相成候。此節魯使同樣申出御斷次第六ヶ敷成り行候。對州にて承允致し不レ申（欠字アリ）魯使歸帆（欠字アリ）餘程六ヶ敷可二相成一候。右に付て英・佛は對州は差置き中國・四國之內海にて可レ然港を借り受申度との事にて、既に二國より內海に乘り入り所々開港場等測量等致し候事、魯・英遂に不二兩立一之勢深く可レ憂々々。此亂起り候へば日本海岸共に戰爭の巷と可二相成一、ハルリスも甚氣遣に罷在候由。然し只今之事とは決して見え不レ申、何に後日之大患此事に有レ之候。今日の情實列國何れも日本を憎惡之心底は聊も無レ之只々憐愛を加へ候事にて、英・佛も疎忽之情は決して無レ之候。（蝦夷）ゑぞ地にて金・銀・銅等堀出しの打立にてアメリカに石工兩人御賴に相成不レ遠參り候

筈、シーボルト出府、是は內情は同人より昔年罪を得候事深く心外に存じ、此節は長々日本に居住致し醫道・物產之學幷に西洋發明之事等敎導致し度段願出候に付江戶に被㆓召寄㆒候。當時横濱に居住蕃書調所之指南方役之中より先三人修行の爲に同人手許に被㆑遣候。右三人之內に此方樣御醫者市川齊と申す者被㆑選參候筈、外に坪井信良と申醫者蕃書調所之懸り役被㆑命有㆑之、西洋之事情は隨分明白に相聞候。先右之次第一と通り拜呈仕候。水府之事情委細之內情は近日委しく相分り候筈に有㆑之、此段拜呈申縮候。

四月十九日　　平四郎

牛右衞門樣

尙々此許今暫くも致し聊閑を得候へば、中將樣より被㆓仰聞㆒候趣も有㆑之横濱表に參り候筈に御座候。其節は御許にも參上可㆑仕、何に來月末にも可㆓相成㆒と奉㆑存候。何分不㆑遠得㆓拜顏㆒萬縷可㆓申上㆒候。

（小楠遺稿）

一一八　城野靜軒へ　文久元年六月六日　小楠・城野 在江戶

一書致㆓拜呈㆒候。然ば御染筆中將樣（春嶽）に差出候處深被㆑成㆓御感心㆒、今四五日御留置被㆑成度思召に御座候。御故障も無㆑之候へば左樣御聞置可㆑被㆑下候。此段得㆓御意㆒度、餘は大略申縮候。以上。

六月六日　　　　小楠

靜軒老兄　　　（彌富破摩雄藏）

一一九　在熊社中へ　文久元年六月十六日　小楠在江戸

一書致二拜呈一候。諸君愈御靜安珍重之至りに奉レ存候。老拙相替り不レ申無事に罷在り御懸念被レ下間敷候。此許兩君彌以御精勵珍重に御座候。福井も殊の外靜安一統一致、且明道館紛々此人輩も出席いたし漸々盛成る樣子に申越、悦入候。東北共に何之申分も無レ之誠に平治に相成申候。

水浪東禪寺一條後衞士血戰浪輩逃亡にて　幕庭大に人意を强し申候。夷人も　幕庭無二他意一事は大に了會致し候。然し追々刺客夜討等水浪共治り不レ申義は日本治道行れ不レ申故にて甚不二相濟一次第にて急度御取りしめ可レ有レ之、左無レ之ては安堵いたしがたく、既に通辨官殺害に付ては英國女王殊之外氣遣に存じ軍艦さし向け、模樣に寄りては「ミニストル」の警衞を爲レ致候存意にて不レ遠軍艦も着いたし可レ申候。日本にて水浪等制止出來兼候へば英國より軍兵さし向け責潰し可レ申段申出候由重々尤之申出にて　幕庭も心痛之御事と被レ存候。扨水府之模樣は此節捕れ候者共御吟味に相成候處此者共一致後陣之備三十人程出亡、舟より江戸に罷出候約束有レ之、右三十人之者共當時行方知れ不レ申專吟味最中に

て有レ之候。右之次第にて金川等夷人舘之警衞も増方に相成候。追て近々水戸中納言公御登城御家老抔御用人抔も罷出、閣老御咄合有レ之如何之様子に候哉いまだ相分り不レ申候。右之外にも天狗黨大分有レ之扨々絶二言語一申候。然し列藩中同意と申は薩州・長州抔少々之馬鹿物共にて、一躰は水府を是といたし候勢絶て無レ之、唯々夷人館等之警衞に及二困窮一候迄にて、禍亂と相成候勢は無レ之候。

對州一條此節は治り可レ申、然處是は獨り日本之大患と申迄にて無レ之世界之大患とも相成り可レ申哉、魯・英之勢不二兩立一遂には亂と相成り可レ申候。就ては魯既に黒龍口を取り頻に軍艦等の設盛にいたし候へ共、黒龍口は九月に至り候へば海水氷り航海相成不レ申、三月より九月迄之海路に候へば殊之外迷惑に候。夫故對州手に入り不レ申ては一向之無益にて有レ之、對州は朝鮮と五島との中間にて唐土・印度等アジヤ州に出候門關にて、此島を英・佛等より取られ候ては魯は全く封印を被レ付候て聊の働きも出來不レ申甚大關係之地にて有レ之候。英・佛よりは魯よりも先きに借用懸り合いたし御斷りに相成候。右之次第故魯よりは必死に懸り候事情にて候。尤此節急迫に懸り申にては無レ之積り果は甚以六ヶ敷可二相成一、魯・英之戰爭此處より始り可レ申哉何とも難レ被レ申、深く可レ恐は對州一條にて有レ之候。右之外相替り申義無レ之候。老拙も八月半頃は此許出立いたし度、既に内意も申談じいまだ決定には相成り不レ申候へ共大抵落着可レ致候。左候へば九月中福井に罷在り、十月始より彼表出立いたし候へば霜月始には必定歸郷可レ致、屈指いたし候へば最早百三十日程の客中大分仕付け心樂申候。此段迄拜呈餘は何も略

いたし候。以上。

六月十六日　　　　　　　　　　　　　小楠拜

同社諸君

（小楠遺稿）

右文中「水浪東禪寺一條」とあるは文久元年五月二十八日水戶浪士十四人江戶高輪東禪寺の英國公使館を夜襲し、書記官領事を傷づけ衞士二人を殺し十餘人を傷づけたる事件で、「對州一條」とは同年五月二十六日露人宗對馬守に會見を求めて海岸の一小地域を租借せんことを强請したそれである。

一二〇　城野靜軒へ　文久元年六月二十二日　小楠・城野在江戶

一書致ニ拜呈一候。然ば例の件に付急々御咄承り申度、御多用之御中に御座候へ共明朝五ツ半（九時）前御出被レ下候樣相希申候。此段迄得ニ御意一申候。以上。

六月廿二日　　　　　　　　　　　平四郎

城野彌三次樣

（石塚正治藏）

一二一　宿許へ　文久元年七月二日　小楠在江戶

宛名の中の大平は倫彦の後の名である。

安藤彌太出立に付一書拜呈仕候。益御機嫌よく奉二恐悦一候。私も不二相替一無事に罷在り、御安心可レ被レ下候。當夏はとんと雨ふり不レ申、夫故殊之外暑さにて困り入申候、御許も御同樣かと奉レ存候。然ば私歸鄕の事中將樣（春嶽）・當公（茂昭）に御相談申上げ八月十五日に此許出立仕度段々及二言上一候處兩君にも御合點に相成候間福井表へも申遣候、大抵落着仕候。就ては土産物等の用意いたし申候。十五日に出立仕候へば來月中に福井に着九月一ぱい到留いたし、十月初に彼表出立同月末には御許に着可レ仕、指ををり候へば最早百貳十日に過ぎ不レ申大に相樂居申候。就ては追々申上候座しきを十二疊に御建續之事御世話被レ成度吳々奉レ希候。且又馬も引入申度、彼是物入多く可レ有二御座一候間金子貳拾兩さし上申候、夫々御受取可レ被レ成候。

一　馬は別紙之通り書附さし上申候。敬之助・嘉悅抔に御賴み手に入次第に御引き入被レ成候樣奉レ存候。

一　くら（鞍）は江口歸りの節申上候通り水導屋敷より澤村方にしちに入置候もの定て敬之助に御相談被レ成候事と奉レ存候。

一　あぶみ（鐙）無二御座一候間是は敬之助より暫之間御かり受被レ成度奉レ存候。

一　惣右衛門（江口が福井に召連し男）は一日も早く入り込み諸事なれ候樣に奉レ存候。純三郎に御申遣被レ成度奉レ存候。萬一さし支參り不レ申候へば廿前後之者御吟味御抱へ置可レ被レ成候。

一　諸生四五人は必ず參り可レ申候。先使に申上候通り夜具は借し（貸の意）不レ申候ては難レ叶、極々下品之物にてよろしく御用意被二成置一度奉レ存候。以前も申上候通り三岡・平瀨抔と遊ひ、誠之書生にて候へばめしは寮にてたき候間此方よりは日々汁かこふ（香）の物抔一度づヽ遣し候へばよろしく御座候。其御心得にて何角御用意可レ被レ下候。

一　すゞ（錫）のそふめん皿幷猪口十人前手に入申候、是はよ程よろしく御土産と奉レ存候外、尾張やき猪口貳十人前並茶わん十人前も手に入申候。

一　九谷は德利三對、是は比類無レ之上品にて御座候。

一　「ギヤマン」類は樣々手に入申候。

一　平瀨去月に罷出候段定て暫は到留仕候と奉レ存候。「ギヤマンしよふじは大方持參いたし候と被レ存候。何分しよふじは「ギヤマン」にて仕度呉々御世話可レ被レ下候。此段迄申上縮候。以上。

七月二日　　橫井平四郎

至誠院樣

左平太殿

大平殿

おつせ殿

尙々時分柄御自愛可レ被レ成候。

一　鐵炮之當り付け先便にも申遣候通り九分さやも福井より遣候。一挺も十分に付候樣嘉悅にぞ永嶺にぞ都合よき方に賴み、拙者歸りまへに夫々出來いたし居候樣左平太心配いたし可レ申事。但異樣之仕懸けの筒は(工合カ)クヤイかたく候間極々和成る樣に仕直し可レ申事。

（赤星陸治藏）

追　啓（一）

此紙面着いたし御返事は懸合申間敷、福井には九月中は到留仕候間一應之御紙面は彼表に御遣可レ被レ下候。夫も八月半頃よりは懸合申間敷候。

八月十五日比の出立は十に九つは相違仕間敷、其御心得可レ被レ下候。尙又盆前後には決定之事可ニ申上ニ候。歸鄕に打立候へば百日餘之日も却て待遠に相成り、日々指をおり申候。

江口純三郞に橙の酢壹斗程用意致し吳候樣御申遣可レ被レ下候。歸り候て註文は時候におくれ可レ申、只今より御失念無く被ニ仰越ニ可レ被レ下候。牛右衛門(浦賀在勤)此許に出府致し不レ申、何に此節は逢ひ不レ申ものと被レ存候。是も樣々物入多く其上不案内にて金子も相應に持參いたし不レ申候由にて極々困窮致し、借用申遣し候間貳十兩遣し申候。彼是にてよ程いり申候へ共不足は仕り不レ申、此段迄追啓申縮申候。以上。

七　月　三　日

（横井時靖藏）

追　啓　（二）

追て拜呈仕候。此許出立之儀來月十五日十に八九は相決し候樣前書に申上候處昨日兩君（春嶽・茂昭）も得斗御許容被ㇾ成、一兩日中に福井表に被ㇾ仰越ㇾ候筈に落着仕候。左候へば彌以十五日に出立可ㇾ仕、其内御飛脚に倚可ㇾ申上ㇾ候へ共一日も早く相知れ居候儀よろしく、其御心得にて普請等何も御心配被ㇾ成下ㇾ度奉ㇾ存候。馬は何分歸り前に御引き入れ、歸りの節左平太乘り候て迎に參り候樣吳々奉ㇾ存候。敬之助・市太郎列に早々御賴み可ㇾ被ㇾ成置ㇾ候。最早此許へ罷在候事も四十日許に相成り、何角いそがしく用意等仕候。向の貞作屋敷にて地方少々御かゝり受被ㇾ成、大根又は京な・唐茗の類御うえ付被ㇾ成、虫に食せ申さぬ樣御世話可ㇾ被ㇾ成候。尤一日も早くうえ候儀よろしく、歸鄉之上の樂に御座候。

純三郎に申談じ置候門は丈夫成る材木にてうちぬぎのぬれ門に可ㇾ被ㇾ成候。

小倉路いたし候へば每の通り熊本の樣に參り候事にて坪井出府所に着いたし度事に御座候。いまだ何もふとゝのひに候へば小川に立寄り可ㇾ申、何方たり共早く知れ居不ㇾ申候てはうへ木（植木）にて人馬のとゞけ間違ひ可ㇾ申候。此紙面着之上御返事福井表に御仕出し可ㇾ被ㇾ下候。自然は又大坂より鶴崎に船便都合御座候へばめづらしく豐後路を可ㇾ仕哉、左候へば大津より直に沼山津に着可ㇾ仕候。是は十に一つにて御座候。來月出立仕候へば此節は北陸道を通行仕筈にて名にのみ聞え親不知子不知（しカ）抔の名所をも見、

信州・越後・越中・加賀等の國々九州者のいまだ見不ㇾ申所々見物仕候。東海道よりは兩三日日數懸り候間九月朔日か二日に福井に着可ㇾ仕候。扨九月中滯在十月初は必定福井うち立同月末には歸着可ㇾ仕と大に相樂申候。

にごり酒は隨分澤山に御作り込み被ㇾ成度萬々奉ㇾ存候。此段迄追啓仕候。以上。

七月四日　　横井平四郎

至誠院様

おつせどの

（小楠遺稿）

前出（三月九日付と七月三日付）の書狀にある小楠の江戸出發は八月二十日に延びた。越前よりは松平源太郎・青山小三郎・堤市五郎・奥村坦藏・山縣岩之助・大谷治左衞門・横山强の諸生を伴つて鶴崎上陸、豐後路を通つて十月十九日熊本に歸つた。（傳記篇第十二章、五參照）

一二二　城野靜軒へ　文久元年八月八日　小楠・城野 在江戸

先時は御來臨忝候。扨春嶽公御認出來、御懸物及ニ返進ー申候。御召之儀も何角御障りのみにて及ニ延引ー、何も不ㇾ遠御催可ㇾ被ㇾ成との御咄に御座候。此段迄拜呈、餘は大略いたし候。以上。

八月八日　　小楠

（彌富破摩雄藏）

前出六月六日付及び同月二十二日付の二通と本書とは文久元年小楠在府間靜軒も出府し、全紙一枚に「論語」全卷を細書したものを小楠に示し、小楠はそれを春嶽の覽に供すると大いに嘆賞して、暫く手元に留め置きたる後特に軸物に表裝せしめて其の外側に「文久辛酉七月七日春嶽觀」と自書して靜軒に返し與へた事が有るのに關しての書面だと思ふ。此の軸物は今なほ城野家に珍襲されてある。（傳記篇第十二章、四參照）

一二三　吉田平之助へ

文久元年八月十日

小楠・吉田
在　江　戸

吉田は肥後藩江戸留守居役で、小楠とは懇意である。小楠は春嶽及び越藩主から招かれて文久元年四月下旬福井より出府し約四ケ月滯在したが、本書は近く江戸を出發せんとする頃のもの。

昨日は參上御妨仕候。扨上總屋御同伴及二御約束一置候處、十三日には小生出立に付福井表えの御用、尚御評議有レ之趣今朝被二仰聞一、外に餘日も無二御座一候間何分操合之義申談出來兼、度々御無答にも相成候へ共致方無二御座一御斷仕候。山形（典次郎）へも毎度御手數恐入候へ共可レ然被二仰越一可レ被レ下候。花開多二風雨一、兎角にさし障遂に大都之花を見不レ申空敷歸鄕、眞に遺憾之至に御座候。此段急ぎ拜呈仕候。餘は十四日に拜顏萬縷得二貴意一可レ申候。以上。

八月十日　　　平四郎

平之助様

尙々十四日には八ツ(午後二時)比より御許に罷出可ㇾ申、右様御心得可ㇾ被ㇾ下候。以上。

（藤本龍雄藏）

小楠より勝海舟へ

一二四　勝海舟へ　　文久元年八月十四日　小楠・勝 在江戸

小楠と海舟との交情は頗る親密であつた。(傳記篇第十六章、四參照)隨て書面の往復も頻繁だつたと思はるゝが編者の目に觸れたのは數通に過ぎぬ。此の書は上記吉田平之助への書簡につきての說明通り近く江戸を出發せんとする數日前のもの。

難ㇾ有拜見仕候。秋冷に罷成愈御安泰に被ㇾ成ニ御起居一、奉ㇾ賀候。然ば縷々被ニ仰下一候趣御厚情之御事篤忝奉ㇾ存候。私も來る廿日に彌以出立仕候心得にて何角取り込多事勝にて御無禮申上候。一昨々日は不斗晝より閑を得申候間頓日來之御約束も御座候間卒然と大久保様に罷出寛々と御咄合仕候。最早一夕も閑暇無ニ御座一罷成り誠に込(困りの意カ)り入申候。尤朝之內是非御暇乞には罷出候心得に居申候間十七八日之內五ツ(午前八時)比迄に參殿可ㇾ仕、何分御在宅被ニ成

下ニ候様吳々奉レ賴候。
亞より御持越之御小刀拜領御厚情不レ淺忝候、長く重寶可レ仕候。何も奉レ得ニ拜顏ニ萬々可ニ申上ニ、先不ニ取肯ニ拜復迄仕候。以上。

八月十四日　　平四郎

麟太郎様

（勝家藏）

の書簡（勝家藏）

文中の「亞」は亞米利加の事ならん。勝は萬延元年正月遣米使節の隨行として別に軍艦咸臨丸に乗じて品川を發し二月下旬桑港に着し五月上旬歸朝した。

一二五　勝海舟へ　文久元年八月十七日　小楠・勝 在江戸

一書拜呈仕候。益御安泰に被レ成ニ御座ニ、珍重之御事に奉レ存候。然ば今明日之中能出候様申上置候處、出立前餘日無ニ御座ニ候内兩三日外邪にて引入候て殊之外多用無ニ寸暇ニ罷成、何分御暇乞に參殿出來兼甚以御無禮に奉レ存候へ共御斷申上候。段々拜顏之上相伺候儀も種々御座候處拔々殘懷之至に御座候。此段迄申上度、餘は大略仕候。頓首拜。

八月十七日　　平四郎

麟太郎様

尙々此節は一ト先福井表に參り、用事の仕舞候へば肥後に歸鄕仕候。何に歸鄕之上書狀にて可レ奉ニ伺上一樣御聞置可レ被レ下候。以上。

（大久保立藏）

一二六　江口純三郎へ　文久元年十一月二十八日

小楠在沼山津
江口在葦北

小楠の榜示犯禁事件に關しての書面。

一書致ニ拜呈一候。愈御安康珍重之至に御座候。先頃は御來臨忝候。御歸途御氣側と存候。然ば小生去る廿六日朝熊野宮に鳩打に參り歸り懸け村迦れ往還にて矢放いたし候處、榜示橫目見咎姓名承り候間無ニ致方一相答申候。榜示キ(榜示木のこと)は御場迦れより十間餘之處にて平生是迄無ニ何心一致し來り候事には候へ共、被ニ見咎一候ては表向に相成候て全く御法度を破り候事に有レ之、當然之處分□□□□(四字不明)相決し居申候。然し熊本にて下津抔(休也)心配專いたし候事に御座候、誠に心痛千萬に御座候。右に就ては普請之方見合不レ申候ては難レ叶候間最早材木等切り出しもいたしたるとは存候へ共御取り止被レ下候樣相願申候。定て大工抔も取り懸り居可レ申候へ共右之仕合にていか樣とぞ御取計可レ被レ下候。此段急ぎ得ニ御意一申度、早略申縮候。已上。

十一月廿八日　　平四郎

純三郎様

（横井時靖蔵）

一二七　十時攝津・立花壹岐へ

文久元年十二月朔日

小楠在熊本
十時・立花在柳河

十時攝津はじめ長門と稱す。立花壹岐の兄で柳河藩の家老。小楠を最も尊敬して居た。

先月廿六日之貴書忝々拜見仕候。時節愈御安康に被ㇾ成ニ御勤一、珍重之至に奉ㇾ存候。随て小生先々月歸郷仕無事に罷在り、御懸念被ㇾ下間敷候。

然ば縷々之御書中且境氏（柳河藩士増熊五郎カ）より御許御事情承り萬端御都合宜敷、重々目出度奉ㇾ存候。池邊氏（藤左衛門）も東行に相成候段、彼御許違亂も必靜安に歸し可ㇾ申候。東都之事情且外國之成り行等境氏に咄合申候間御承知可ㇾ被ㇾ下候。扨も六ヶ敷世界に相成り此末如何落着可ㇾ仕哉、何共愚按に落兼申候。兎角今日と相成候ては天地自然之情理にて無ㇾ之ては決して行れ不ㇾ申候。此所に於て工夫第一に奉ㇾ存候。越前も彌以上下一致に歸し、中將公（春嶽・茂昭）御父子様共に格別御精勵珍重に奉ㇾ存候。來春共（ドモ）は拜顔可ㇾ仕、心情様々之事難ㇾ盡ニ紙上一、先拜復迄仕候。頓首拜。

十二月朔日　　横井平四郎

十時攝津樣
立花壹岐樣

尙々美酒拜戴さし寄拜味仕、不ㇾ淺忝々奉ㇾ存候。近比は酒も殊之外弱り、半ば下戶之樣に罷成御一笑可ㇾ被ㇾ下候。已上。

別啓（一）

（壹岐）
壹州君御副書之趣夫々拜承仕候。戶次氏暫は到留さし支無ニ御座一、い才は壇氏に咄置御承知可ㇾ被ㇾ下候。已上。

小楠拜

別啓（二）

御許彌御治平に歸候趣重々恐悅仕候。池邊氏も不ㇾ遠御歸國之由何も種々御心配之程想像仕候。江戶安藤家（對馬守信正カ）變動此末如何と奉ㇾ存候。此人は聊應酬之才有りて賢を嫉之病甚し。幕庭兩三人之人物有ㇾ之、總て此人に嫉まれ閑廢いたし居候。引入に相成候へば目出度事に御座候。
久振に歸鄉九州筋之事情段々承り申候。最早天下之勢余程急迫に相成り、深可ㇾ恐事に奉ㇾ存候。淸正公御參詣も候へば必ず御來訪奉ㇾ待候。山海のこと何も大略仕候。以上。

橫存拜

（壹岐文書・立花親雄來翰寫）

一二八　中根靱負へ

文久二年正月十五日

小楠在熊本
中根在江戶

・中根、諱は師質、雪江一に昧庵とも號す。越藩の功臣で諸要職に歷任し、春嶽の側には每にほとんど中根あらざることなく、春嶽の事功の一半は中根の力にあると云はれてゐる。

十二月廿三日之御書狀到着、忝々拜見仕候。先以　上々樣益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て賢丈愈御安泰被レ成二御勤一、珍重之至に奉レ存候。縷々被二仰下一候次第忝々。就中　兩君樣（春嶽・茂昭）益御精業被レ遊、爲二國家一奉二恐悅一候。　當公樣（茂昭）御痛足も御全快被レ遊候段御一統御安心之程奉二察入一候。將又　御緣女樣も大抵被レ爲レ濟、當月中にも御引移被レ遊御模樣重々恐悅至極に奉レ存候　然し何角御心配之程想像仕候。

老公（春嶽）え一ト際御廣被レ爲レ成候御事種々御心配、閣老方も御都合よろしく越中守樣（細川慶順）へも御心配被レ成候趣重々祈望之至、何分此義は當春中には御開運に相成不レ申候へば難レ叶、御心配之程奉二察入一候。最早年數も相立、格別之御愼戒も自然と　幕庭へも相聞候事にて必定御開運と奉レ存候。左候へば當夏は日出度御歸國可レ被レ遊御國家之大慶無二此上一御事に御座候。拙生事も　君公樣より越中守樣に御直に御相談に相成、越中守樣も御許容被レ成候段、定て尙能出候樣被二仰付一候方と奉レ存候。左候へば早速に罷出奉レ

陪ニ侍　兩君上ニ候も半年餘りに相成何角心用意仕候。

內海御受持被ニ仰付ニ、橫濱御逃れに相成候に付被ニ仰下ニ候次第承知仕候。彼是相替り候儀には無ニ御座ニ候へ共當座の殆難御逃れに相成申儀はさし當り御苦勞も無ニ御座ニ、先々珍重に奉レ存候。就ては本多(修理)大夫被ニ召寄ニ　老公樣へも久々御目通り不レ被レ仕、且は一昨年來之御開明君臣無ニ一物ニ之御咄合いか斗御大慶かと奉レ存候。大夫も近年之心配相達し喜悅之程想像仕候。

御文通之儀に付小笠原(備前、後美濃)鄭重之心得にて思召通りに相成兼候段、是以時世之勢と奉レ存候。尙後如何落着仕哉と奉レ存候。養母御紋服之儀種々御心配被ニ成下ニ忝々奉レ存候。

顯光院(細川齊護未亡人)樣御下向も秋に相成候段、此許にては御住居所御建方舊冬は夜を日に懸け大急ぎに被ニ仰付ニ候處、右之次第にて少しく寬に相成り申候。

此許一體之事情は不ニ相替ニ鎖國之勢一向に開明之模樣には相成不レ申、然し御許には小笠原掛都合宜敷參り、　君上思召に相叶候へば重々恐悅に奉レ存候。長岡佐渡(肥後藩家老)年明早々出府之積にて御座候處何か江戶より申越候趣有レ之由にて出立延引に相成申候。

驒州(本多飛驒)大夫御出府にて御國許之事情御承知被レ成、定て彌御都合宜敷諸執政中も一致精勵と奉レ存候。拙生御國許に罷出候砌郡宰一條如何相成候哉、大井は共儘にて轉じ不レ申町・在・勘三局一致之申談に相成候哉、いまだ何とも承り不レ申無ニ心許ニ罷在候。　廟堂內情被ニ仰下ニ誠に依然たる舊光景扨々痛心之至に

御座候。乍レ去根本之開明は中々六ヶ敷勢にて是さへ開き候へば日本國中引き起り可レ申は相違無二御座一、尤以難治之難症と奉レ存候。然し列藩人と相替り外國之事情等直々見聞に相成、且外國之模樣日々危殆に迫り候へば如何にも心頭には懸り可レ申、夫よりして大久保(忠寛)氏出現にも相成候事かと被レ存候。此人出世は重々恐悦何分人材之種作りと被二相成一度祈申候。此人非常之人材に候へば又一種之氣癖も有レ之、所レ希は寛大之度量にて人と相手に不レ被レ成のみならず、小田原評定が面働にも苦勞にも不二相成一氣長く心廣く運候樣之工夫第一と奉レ存候。勝(安房)氏も無事に被二相勤一候と奉レ存候。村田(氏壽)氏二家に御出の節可レ然御傳被レ下度奉レ賴候。

九州筋は彌以鎖國之勢に相成り、就中筑前甚敷家中二つに相分れ候由笑止千萬に御座候。薩は被二仰下一候通り家中も格別之混雜と申事は無二御座一、當二月は彌御出府に相決此許へも先觸も二度か參り申候。柳川は彌以能き都合に參り、家中も大抵一致仕候。池邊藤左衞門御許に出府定て罷出候と奉レ存候。此人九州中の人材に相違無二御座一、柳藩中も當時に至りては心服仕候。追々には中老にも御拔擧之由に承申候。

此節同行之諸君疾病も無二御座一御安心可レ被レ下候。舊冬十一月より何(イヅレ)も長崎に參り、青山・堤・奥村は平戶・五島に渡り鯨漁見物、夫より唐津・下關・長崎・豐前・筑前・肥前・筑後二藩等打廻(マヽ)り、當月下旬に拙宅に歸着之積にて御座候。山形(縣)・大谷・松平列は先月初に長崎より直に拙家に歸着、日々程に會業相始專

咄合仕候。就中山形・松平は大分志も相立、珍重に御座候。横山小師匠(強)是は九州中四五藩幷長州に打廻り當時拙宅に歸り罷在候。此人始て士道之合點參り心術之修行に確乎と心を立誠に面目を替申候。旣に相願置候日數も近まり歸國可レ仕事に御座候處拙生此地に罷在候迄到留いたし修行仕度念願に御座候間、其趣御國表に申遣し日延相願置申候。此人眞實に修行相成候へば後日講武所之御引立之柱に相成大に都合可レ宜事かと奉レ存候。大學より會業相始當時論語に相成り日々種々咄合大分面白御座候。御國許にて會業等いたし候とは各々之心得打替り格別しみ〴〵と相見へ申候。どふしても自國を出不レ申ては何も無益と奉レ存候。

驛州君御出府に付ては外記(酒井)君は勿論酒井・村田(十之丞)諸君日々御集會何かの御咄し合想像仕候。定て　老公(春嶽)・當公(茂昭)之御前御會御咄等節々之御事と奉レ存候。酒井君舊冬御引入中格別之御工夫之由、何か不レ存候へ共必定一格之價相增し可レ申、珍重之至奉レ賀候。石原氏(甚十郎)氣癖消亡深感じ入申候。萩原氏(金兵衛)彌以長進工夫嚴密と奉レ存候。其他諸君不二相替一修勵之程想像仕候。拙生歸鄉以來日夜家人と相樂み或は諸生と講論いたし、暇は山水を眺望いたし何も心にさし障り候事も無二御座一和樂に此日を送り申候。夫故か何之申分も無二御座一壯健に罷在り、御安心可レ被レ下候。此段拜復迄拜呈、餘は後雁に附與仕候。頓首。

正月十五日認　　小楠　拜

雪江賢兄

尙々時下御自愛可ㇾ被ㇾ成候。當節は諸君に別呈不ㇾ申、可ㇾ然御傳可ㇾ被ㇾ下候。
長崎表相替り不ㇾ申、浪平港も色々違亂に相成り、必竟小曾根（乾堂）一家者共不埒千萬故にて御座候。全體長崎町人之惡癖として諸藩之役人・他國之商人共をたぶらかし金銀品物かすり取候事のみにて、何方よりも長崎之引合には大手ごりいたし、當時に至りては交易も行れ兼候程に相成申候。就中小曾根は共巨魁之者にて長崎町人よりも手を置候位にて有ㇾ之候。近年　御國を後立にいたし樣々の我儘を相働候に付此節平瀨（儀作）より手切に相成、浪平港は小曾根にまかせ、別に町内にて福井屋をこしらへ　御國之交易品物等は一切小曾根之手を借り不ㇾ申福井屋よりさばき、且又是迄御役人初浪平港に居住いたし候も福井屋之方に引き移り、小曾根とは全手切に相成申候。右に付小曾根浪平港を受持にても金子之根城無ㇾ之實に致し方も無き困窮に相成候のみならず、　御國と手切いたし候ては長崎中に面目を失ひ必死之困窮に落入申候。先月末拙宅に參り樣々辨解いたし候間一々及ㇾ詰問ㇾ候へば一言半句之申譯も無ㇾ之引取申候。尙當春は御國表に罷出嘆願仕候積に御座候、萬一　御國に罷出候ても平瀨見込通りに手切に相成候方重々可ㇾ然奉ㇾ存候。平瀨も當春は歸鄕之打立に御座候。いまだ拙生方へは參り出來不ㇾ申、何れ歸鄕之砌に立寄之事と奉ㇾ存候。
ホンベ傳習も松本良淳手許に風波懸り、松本も一旦は江戶表に引取候筈に御座候處、案外風波も治

り八月迄は滯在に相成り候間諸方諸生も足を留罷在候。當時は貳百餘にも滿候人員と承り申候。已上。

（松平慶民藏）

一二九　中根靱負へ　文久二年八月二十五日　小楠・中根在江戸

春嶽は政事總裁職となつて間もなき文久二年八月二十四日老中等の因循に憤慨して引籠つたが、多分その時の書面であらう。

先時は御妨仕候。然ば能々勘考仕候處御出方に相成不レ申候ては何もかも瓦解可レ仕、去らばとて聊も見詰は無二御座一候へ共唯々　廟堂に閑坐被レ成候迄にて鎭靜之一手段と奉レ存候。左候へば何か手綱も付き可レ申哉、先きは不レ被レ斗候へ共どふでも御出方之方利ある事に奉レ存候。此段心附き候間不レ閣拜呈仕候。以上。

廿五日　小楠拜

味庵君

机下

（松平慶民藏「都鄙文書」）

一三〇　宿許へ　文久二年閏八月八日　小楠在江戸

文久二年六月小楠は四たび春嶽の招聘にて甥大平と内藤泰吉とを同伴福井に赴く途中春嶽の急使に迎へられて小楠のみ出府し、大平と内藤とは小楠に別れて一旦越前に落付き、更に二十日ばかり後に出府して小楠と同居。本書は小楠春嶽の帷幄にあつてその機密に參與中一橋慶喜・閣老及び諸有司にその才幹を認められて幕府に重用の議ありたる時のもの。

一書拜呈仕候。秋冷に能成り增御機嫌能奉二恐悅一候。私相替り不レ申外大平・泰吉以下何も申分無二御座一罷在申候間御安心可レ被レ成候。此頃は漸々秋冷相催し朝抔は羽織も懸け申位にて暮し能、夫故あしき流行病も漸々靜まり大分心よく能成り申候。御許よりは御書狀一切着不レ仕、如何に御暮し被レ成候哉。はしか幷ころりの流行朝夕あんじ申上候。

（麻疹）（虎列刺）

昨日嘉悅より七月廿四日認の書狀到着、初て沼山津相替り不レ申候段承り責て安心仕候。最早夫よりも四十日程に相成り一切御狀着いたし不レ申、如何之次第に候哉と思ひやり參らせ候。何に次之飛脚にて必々參り可レ申候。此許日夜多用は相替り不レ申、中々非常之折柄にて格別心配仕事に御座候。御側衆・大御目附初御役方追々咄合等誠に寸暇無二御座一候。其外御老中へも能出申事に御座候。此頃は　幕庭へ被二召出一候筈に御議定に相成、春嶽公丁度御引入にて有レ之候間大議定御窺に大御目附被二能出一候處、其前に樣子ほのかに相聞へ居候間必死に御斷申上候覺悟之次第春嶽公に申上置候間大御目附へ十分御斷に相成、此上にも是非共召出候事に候へば橫井は嚴斗覺悟能在候段迄御咄合に相成候間、廟堂上にても重々尤之筋と却て感心に相成候趣にて、此一件は存念通りに治り候て先安心仕候。

（右カ）

大平も洋書調所に英學修行に日々參り大に競ひ申候。同人より委細は申上候と被ㇾ存候。

出立前おつせより註文のきぬ糸幷針遣し申候。

新宅かべぬり等定て出來いたし、二階物置も恰好よろしく色々の物も治り候事と被ㇾ存候。最早稲も少々は黄色に相成り秋之景色思ひやり申候。此許にては秋の野は中に不ㇾ及青色の物さへ見候事叶ひ不ㇾ申、夜分酒給候折は泰吉抔御許之事のみ咄し出し申候。御許に居候へばかんしやく（癇癪）も起り無理も申候へ共客中にては唯々やどもとゆかしく思ひやり候事のみに有ㇾ之、誠に困窮の至りに御座候。

朝夕の給物是には誠に困入り申候。先便にも申上候あをのり（青海苔）早々御遣し可ㇾ被ㇾ下候。外にあぶらめ（魚名）も時候にて御遣し奉ㇾ希候。

來年夏にも相成り候へば是非々々歸國いたし候覺悟にて彌以沼山津永住之心得に御座候間漸々修覆等御世話可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候。金子も小野殿（彥次郎、養母方叔父）歸り又は當冬迄に五十兩程さし上可ㇾ申、夫にて不足いたし候へば尙さし上可ㇾ申候。何分御世話之程奉ㇾ希候。

出立前申上候通り梅の木の分は西屋敷の道に御直し、不足分は何方よりも御求隨分多分に御うへ被ㇾ成、其花の頃は罷在り見可ㇾ申と相樂申候。至誠院樣御帶地は小野殿歸にさし上可ㇾ申候。

火事羽織先便に申上候通り定て御廻しに相成候と被ㇾ存候。先此段迄申上候。以上。

後　八月八日認　　　　　　　　　　　　横　井　平　四　郞

至誠院様

左平太殿

おつせ殿

尙々時分柄御自愛可ㇾ被ㇾ成候。泰吉先日來コロリ相煩、一旦よ程氣遣いたし候得共都合よろしく快く相成申候。兎角旅中病人には困り入申候。御許如何と案じ申候。小法主も彌以元氣よろしく飛びあるき可ㇾ申候。何も後便に可二申上一候。以上。

（小楠遺稿）

一三一　宿許へ

文久二年閏八月二十五日　小楠在江戶

前文尙々書にある如く內藤コロリにかゝりたる後、間もなく小楠も亦同病に罹つた。幕府では小楠の擧用につきては思止り、その代り一時細川家から借用の再議ありしも小楠病氣全快に至らぬ爲その事情の詳悉を得ない時のもの。（傳記篇第十四章、八參照）

一書奉ㇾ呈仕候。秋冷之砌益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て此許には私初大平以下何も相替り不ㇾ申御安心可ㇾ被ㇾ下候。然處私事去十五日朝より暴瀉相催し晝頃に至りひた〳〵とあしく相成り暮前よりは人事をわきまへ不ㇾ申、下シ（下痢）はやみ不ㇾ申誠に危どく（篤）の容體に御座候處早速手廻しよろしく、公義之御醫者西洋家は大抵皆々打寄評議之上治療いたし候故か其夜之半頃より下シとまり候てねいり申、夜明け候へば何とやらん人心地も付き申候て何も大いき（息）をつき悅申候。其後は次第によろしく日々元氣も付申候へ共、

死病の活き上り候事故年も寄り候へば若者之樣にも參り不レ申今日迄も牀上げ出來不レ申候。昨日共よりは食事過ぎ候に大に迷惑仕候。秦吉快復後五六日よりの事にて御座候。何に五六日も過ぎ候へば外出も出來可レ申、少も御氣遣被レ下間敷候。

小川方(小楠先妻の家)散々此節迄は書狀仕出し得不レ申、よろしく御傳へ可レ被レ下候。

おつせ・小法主はじか相濟み、大に安心いたし候。

此許御改革追々被二仰出一誠に非常之御事に御座候。就ては私事非常之御用にて、先便にも申上候通り一橋樣初御老中方きつと御賴に被二思召一候事にて、此節之病氣早速相聞へ候や否所々より御醫者等さし越され御見舞等御座候。就中於二　御城一は　上樣より春嶽樣迄追々容體御尋被レ遊、誠に以非常出格類例等も無二御座一候事にて難レ有內深く恐入奉レ存候。必竟右之通りのみよふが(冥加者)もの故如レ此死病もいき上り候事と被レ存候。

私事被二召出一の儀御斷申上候事は先便に申上候通りに御座候處、病氣之前又々模樣打替り、根より御こぎ上げは御無理にて、御用中當分御當家より御借り受被レ成候筈にて、丁度只今越前より御借受同樣之御取あつかひと申御內意御座候。是なれば御斷も出來不レ申、一と先罷出不レ申ては難レ叶次第と相心得申、則委細龍ノ口御家老手許に申入置候間此節之御便には御許にも申越候事と被レ存候。然し病氣後は何事も春嶽樣より御遠慮にて御申聞無二御座一候間此事如何成り行候哉承知不レ仕候。い才は次の御便に

は相分り可レ申候。

元田（永孚）も家内死後宿本無ニ餘義ーさし支にて願下り申候。何に來月七日頃は此許出立可レ仕候。同人歸國にて不レ遠御承知可レ被レ成候。此節は急やとひにて此段迄申上候。餘は後便に可ニ申上ー候。以上。

後　八月廿五日　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

おつせ殿

尙々此許此秋は雨斗にてとんと晴れ不レ申迷惑仕候。御國許如何、定て御同斷かと奉レ存候。時分柄御自愛專一に奉レ存候。以上。

（横井時靖藏）

小楠が右書面を認めた前日の夕、大平が鄕里の母と兄とへ書いた書狀がある。大して興味あるものではないが右小楠の書面の補遺となるから左に揭げる。

横井大平より母と兄へ

先月十九日御認之尊書相達、忝奉ニ拜見ー候。先以御揃愈御安泰可レ被レ遊ニ御座ー、珍重之御儀に奉ニ拜賀ー候。此之元御叔父（小楠）上様次第御樣子宜敷、今日共は大略平日通りの御容體に御座候、御安意可レ被レ下候。隨て私共末々迄無異罷在申候間乍レ憚御安心可レ被レ下候樣奉レ願候。

一　おつせ様・又（雄）さんはじか首尾能相仕舞に相成候由何より以奉ニ恐悅ー候。御叔父様にも御案し被レ成居候處十九日の御狀にて誠に

御安心被レ遊候間左樣御安意可レ被レ下候。
一　御狀拜見仕候へば柳川丁誠(小川家)に何とも難レ申殘念至極に奉レ存候。源左衞門殿(小川家當主)は少々宜敷由、御伯母樣にも御愼被レ成候由、尤御老人樣之御事に付如何や夫れ已(ノミ)奉レ察候。御飛脚も川支滯留いたし此之表へは當月廿三日相達、其後流行も如何に御座候哉奉ニ遠察一候。申上には及不レ申候得共御母樣初御自身御養生專一に奉レ祈候。柳川丁子供別て御世話可レ被レ成奉レ存候。扨唯今小野御叔父樣・元田(永孚)相見、御叔父樣御咄に承り候へば御伯母樣には御口御かなひ不レ被レ成候由、別て御心配可レ被レ成奉レ察候。御狀御仕出後之御樣子如何にと夫れ已奉レ察候。
一　唯只(今カ)御叔父樣御出被レ成、明日御飛脚出立之由御咄御座候間早々略仕候。以上。

閏八月廿四日夕認　　橫井大平

御母上樣

左平太樣

貴下

(橫井時靖藏)

一三二　宿許へ　文久二年九月十日　小楠在江戶

幕府の聘を全く辭し得たる時の書。

元田(永孚)十五日出立仕候に付一筆奉レ呈候。よ程秋冷に罷成り弥御機嫌よく可レ被レ成ニ御入一、恐悅に奉レ存候。私も病後次第に快罷成り、不レ遠內には出勤も仕候間御安心可レ被レ下候。先つは小野殿(叔父彥次郞)御歸國にて此許の樣子い才御承知可レ被レ成、又元田歸り候て其後相替り不レ申儀は御聞き被レ下候間格別申上候儀も無ニ

御座一候。
私御やとひの事病後早々も被ニ仰付一候御模様に御座候處此頃尚又達（つカ）して御斷申上候へば御聞入れに相成り當分安心仕候。其外此許之樣子はい才元田より御聞可レ被レ成候間何も略仕候。近日少しく快く相成候へば來客やら何やら不ニ相替一多用にて、病後元氣にも差障り、可レ成丈相斷候へ共無ニ餘義一用事抔誠に困り入申候。乍レ去漸々快く御座候間少も御氣遣は被レ成間敷候。御許コロリも定て靜り候事と被レ存候。此許も近頃は大に治り何の沙汰も無ニ御座一、沼山津は度ごとに入り込み不レ申、當年も同樣と被レ存候。誠に仕合成る事に御座候。昨日は村祭りにて來客も御座候。夜前泰吉抔と咄し合申、敬之助列今朝迄も給居可レ申候。壽加手製之酒も出來いたし今朝はかすに（粕煮カ）と奉レ存候。
元田に金子三十兩借（貸の意）申、當冬・來春迄に返し候筈にて御聞置被レ成候樣奉レ存候。御藏札手許に參り差上申候間當冬根段よろしく御座候へば御拂可レ被レ成候。十三石借も御許にて御受取可レ被レ成候。此節狄賴（角兵衛）のたばこ入（煙草入）・きせる（煙管）遣し代錢三兩壹歩餘にて留守に遣し候樣申遣候間御受取可レ被レ成候。當冬は色々樣々の物入多く、金子御下し申上候事些六ケ敷、右之分にて御仕舞被レ成度奉レ存候。乍レ然不足も仕候へば日向屋に御相談可レ被レ成候。菊は定てさき申たるにて可レ有ニ御座一候、如何やと思ひやり申候。最早秋もくれ新宅之景色かり田新雁之聲抔いか計りと被レ存候。此許にては日々物見より通りをながめ申候外何も樂しみ無ニ御座一、誠に困り入申候。新宅二階上ぬりは定て出來仕候と被レ存候。出府所も少は御手入被レ

成では叶ひ間敷、廊下抔もり(雨漏)もいたし候間かわらきせ不ㇾ申所は瓦を御かけ被ㇾ成候方可ㇾ然哉、其外は來春に何も御延し被ㇾ成候樣奉ㇾ存候。來春に相成候へば此許の模樣も打替り可ㇾ申哉、其上にて普請等はともかくも仕り可ㇾ申、何も左樣に御聞置可ㇾ被ㇾ成候。先此段迄申上候。い才は元田より可ニ申上一候。以上。

九月十日　　横井平四郎

至誠院樣
左平太殿
おつせ殿

尙々時分柄御自愛可ㇾ被ㇾ成候。左平太は嘉悅に出府稽古がま出し(勉強の意)候と被ㇾ存候。留守はさぞ〳〵御さびしく御暮し可ㇾ被ㇾ成、又法主彌盛長申分も無ニ御座一悅入申候。大平は日々洋書しらべ所に參りがま出し申候。

友岡彌三死去、誠にいたわしき事に御座候。私出立之節見舞候處よ程之容體、とても六ケ敷と被ㇾ存、金抔遣し申、跡之處熊四郎氣遣しく定て久右衛門世話仕候事と被ㇾ存候。此節御叔母樣より熊四郎外出之儀起り可ㇾ申、決して不ニ相成一樣に久右衛門に御咄し可ㇾ被ㇾ成候。小川淸心院樣は定て御甘快被ㇾ成候と被ㇾ存候。源太後妻一日も迎ひ不ㇾ申候ては難ㇾ叶、どふぞ程能人躰御座候へかしと

被レ存候。何方へもよろしく御申傳へ可レ被レ下候。以上。（小楠遺稿）

一三三　宿許へ　文久二年九月晦日　小楠在江戸

明日御雇出立に付一筆申上候。增御機嫌能奉レ恐悅一候。私も次第に快罷成り近日は外出も仕候。大平其外も聊申分も無二御座一、御安心可レ被レ成候。然ば九月六日之御狀四五日前に着いたし、い才承り悅入申候。左平太被二申越一「ミニスラル」も見事に出來候由、大慶に存候。其外コロリも沼山に入り不レ申段誠に以仕合千萬、小法主も彌以壯に盛長いたし大慶いたし候。おつせ定て生出し申たるにて可レ有二御座一、何角御世話と奉レ存候。いか成る者にて候や、御書狀參り候を相待罷在申候。自然男子にて候へば秋峰院様（兄左平太）御幼名竹童（タケドウ）可レ然、女子なればどうともよろしく御座候。此許種々之混雜にて甚以心配いたし候。病後誠に困り入申候。秋の天氣もよろしく且芝居も大當り、小團次・田之助組合お七吉三郎抔大評判にて候へ共一向に夢にも見られ不レ申候。扨々此節の詰（江戸詰の意）は御察可レ被レ下候。西園門外梅の木は可レ成丈多く御うへ付可レ被レ成候。新へや西のかきの木二本の內小さき方はいづ方へぞ御うへかへ可レ被レ成候。來春に成候へば川方は石垣築立不レ申候ては難レ叶、東の方杉垣迄は是非いたし候方可レ然被レ存候間是迄東のかき（垣側）かわに有レ之候梅木抔も總て御なをし被レ成候方と奉レ存候。是等にて金子御入用は被二仰越一候へば夫々さし上可レ申候。小の（野）殿に御傳言仕候通り私歸鄉之成り行いまだどうとも分り不レ申候故本屋のふしん

は御とり止めもり留迄にて被差置度候。最早年内は四月斗に相成り年内にはどふともこふとも分り可申候。其上にてい才可申上候。近日中には御飛脚立申候間其節い才は可申上、先一寸不相替段迄拜呈仕候。以上。

九月晦日　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

おつせ殿

尙々時分御自愛御いたみ(病氣)無き様奉祈候。壽加にごり酒能出來候由一抔給度、山々に御座候。病後給物には誠に困り入申候。

(横井時靖藏)

文中「おつせ定て生出し申たるにて可有御座」とあるが、九月十五日に女子が生れて「みや」と命名した。これより小楠の書狀には「又法主」と倶に「びくに」「小びくに」の代名詞が連發される。

一三四　嘉悅市之進へ　文久二年十月二十三日　小楠在江戸　嘉悅在熊本

一書拜呈仕候。時下御全家愈御安康珍重に奉存候。隨て老拙相替り不申候、御安心可被下候。大病後近來漸甘快に趣扨々危き命を續き申候。先便には御書狀被成下忝々、御奉職(御番方組脇となる)即日何角御多用と奉存

候。此許種々様々變動不ㇾ一、日夜苦心御察可ㇾ被ㇾ下候。必竟は　廟堂俗論否塞、第一　京師御尊奉一條誠に六ヶ敷、近日に　勅使も參向相迫り大混亂に御座候。然し是は大抵是迄之格式も改り候方に落着之御內情に候得共、二百年來　京師を押付けの大弊病此節一時に御改正に相成候勢十分六ヶ敷、是は必竟氣習病根にて所ㇾ謂不知不覺之私に候へば尤以改正之大難事に候。然し此大難事改り不ㇾ申候ては　京師御尊奉之實地相立不ㇾ申候へば決して　公武御一致は出來不ㇾ申候。今日之勢に至り候ては　京師は御憤興　幕府は衰弊、東西之勢如ㇾ此之盛衰に相成候へば賴朝公以前の君臣に復し不ㇾ申ては天命人心之正理に背き、日本全國大亂之外は無二御座一候。夫故今日に至り候ては何も扨置き君臣の大禮を被ㇾ正、十分是迄の非禮を御斷り、　京師御尊奉之實地相立候事是第一之事にて、此事因循不ㇾ改候ては何事も行れ不ㇾ申候。忽天下之大亂にて御座候。右之次第にて越藩にて御奉職之初第一に被二仰上一候筋は　幕府是迄の私を御去り天下公共之正理に御順ひ被ㇾ成候樣、其實は　京師御尊奉第一にて一切是迄之御仕來り御改正、君臣之大義を御立被ㇾ成候事に有ㇾ之、此大義相立候へば其外は皆枝葉之末々必す漸々被ㇾ行可ㇾ申候。尤形跡にて無ㇾ之御實心之御改正重々大切之御事此一條始終御申立にて今日に至り、形跡之上はどふなりこふなり參り可ㇾ申候へば　廟堂一致之御實心之處甚以痛心之至に御座候。中將君（春嶽）にも近日引入に相成申候も此一條にて有ㇾ之候。いまだ御登城之儀は見え不ㇾ申候。右之通りにて長州・土州・會津抔は能々情實相通じ何の申談じも出來候へ共、却て　廟堂六ヶ敷迷惑千萬に御座候。其外之事樣々に

候へ共一々不レ及ニ呈達ニ候。何に　勅使近日御參向之上又々變動いたし可レ申候。其上にて得ニ貴意ニ可レ申候。先此段拜呈、御社中へも御內達可レ被レ下候。以上。

十月廿三日　平四郎

市之進様

（小楠遺稿）

一三五　宿許へ　文久二年十二月九日　小楠在江戶

明後十一日御飛脚立申候間一書呈上仕候。寒中益御機嫌能奉ニ恐悅ニ候。隨て私相替り（不レ申脫カ）大平以下無事に罷在り御安心可レ被ニ成下ニ候。去月六日左平太共よりの書狀相達、御替り無ニ御座ニびくに（みや子）も宮參等いたし彌盛長仕候段悅入申候。次第に人心地付き可レ申、何角思ひやり申候。

顯光院様（細川齊護未亡人）・鳳臺院様（同慶前未亡人）來る十八日御發駕、御前様（同慶順夫人）廿日にて御屋敷中殊之外いそがしく事に御座候。先月廿五日より此許御前様（春嶽夫人、顯光院の女）濱丁御屋敷に被レ爲レ入三日御到留、且又五日に顯光院様此許に被レ爲レ入夜明方に御歸殿にて御座候。御母子様御生き御別れ誠に御いとしき御事に御座候。御三方御立後は龍ノ口初さぞ〳〵淋敷事に相成可レ申候。

太守様（細川慶順）今比には御國御發駕可レ被レ遊、就ては御許種々様々之評判さわがしく可レ有ニ御座ニ候。春嶽様も

正月七日比には此許御發駕御上京可レ被レ成、いまだ御達には相成不レ申候。私も何に上京と被レ存候、然しいまだ被二仰付一は無二御座一候。先便にも申上候通り京師之模様により候ては一と先歸鄕之心得に御座候へ共如何成り行可レ申哉、ずんと相分り不レ申候。何分上京之上にて相決可レ申候。石垣・なげし・西園之事申上置候處當冬は樣々之物入にて右代料二十五兩程引き除けさし上候儀些操り廻し六ヶ敷御座候間石垣等暫御見合被レ成度奉レ存候。來春に相成り金子もさし上可レ申、其上にて御修覆可レ被レ成候。茶種も大分御手に入り候段大慶仕候。當暮はとや角御仕舞も出來候段先便被二仰下一安心仕候。萬一不足も仕候へば日向屋に被二仰聞一候てよろしく御座候。此節格別申上候事も無二御座一候。此段迄略呈仕候。以上。

十二月九日　　横井平四郎

至誠院樣

左平太殿

おつせ殿

尙々此許近日は寒氣少しはよろしく御座候。何（イヅレ）に正月樣（サマ）（正月にはの意）には再寒と被レ存候。御許如何、定て田表抔こふり候事と奉レ存候。最早無二餘日一罷成り、不二相替一種々樣々之事共にて晝夜寸暇無二御座一困り入申候。何も後便に可二申上一候。以上。

（横井時靖藏）

一三六　宿　許　へ　文久二年十二月十六日　小楠在江戸

來る十八日御雇立申候間一筆奉呈仕候。寒中益御機嫌能奉恐悅候。私事も相替り不申大平以下同様無事に罷在候間御安心可被成下候。顯光院樣・鳳臺院樣御二方樣十八日に御立、御前樣廿二日御立にて熊本御屋敷内は殊之外そふ〳〵敷、御立後はいか斗御屋敷中さびしく相成可申哉と奉存候。

春嶽樣も正月十日前後は彌以御出立之御内定にて此節は蒸氣船より御出懸けの御積、私も御同船大平を召連候筈にて、泰吉以下は海道を御供同勢と一同に遣し候筈に御座候。蒸氣船にて候へば都合よろしければ二日三日路にて大抵五日路と存候へば無相違大坂に着仕候。誠にめづらしき事に御座候。當暮も誠無餘日相成り、殊之外いそがしく困り入申候。今一應は此許より書狀仕出し可申候。其餘は大坂・京師より可申上候。

來春御上洛諸事相濟候へば私事も一應御國に歸り候心得に候へ共追々申上候通り如何成り行可申哉、其節に至り不申候ては分り不申候。歸鄕出來兼又々江戸に罷越候事に候へば大平・泰吉は京師より歸し申心得に御座候。

普請之事は先便申上候通り今暫止方に被成置度奉存候。龍ノ口懇意の人抔頻に引き出をすゝめ、綾部敬之允屋敷可然と申事にて、都合によれば敬之允とかへ〳〵いたし上ヮ錢拾五貫目程も遣し候へば

よろしく抔と都築(四郎)・長谷川(仁右衛門)より咄し申候。兩人此節御供にて歸り申候間賴み置候事に御座候。左樣之相談に落着仕候へば西園の方に別莊を造らへ時々出浮之方も可ㇾ宜かと奉ㇾ存候。然しいまだ取りきめ候事にては無二御座一候。最早此許に罷在候も廿日餘りと相成り、殊に年暮にて何角之多用これ日も足らず送り申候。此段迄拜呈、餘は何も略仕候。以上。

十二月十六日　　　横井平四郎

至誠院樣

左平太殿

おつせ殿

尙々隨分々々御自愛可ㇾ被ㇾ成候。此許は近日は餘り寒氣にても無二御座一、先づは暮し能御座候。何(イツレ)に正月には餘寒も可ㇾ有二御座一候。御許如何と奉ㇾ存候。又法主元氣宜敷事に被ㇾ存候。びくにも次第に盛長いたし可ㇾ申候。此節も何方へも書狀遣し出來兼、可ㇾ然御傳可ㇾ被ㇾ下候。以上。

(横井時靖藏)

一三七　吉田平之助へ　文久二年十二月十九日　小楠・吉田在江戶

小楠は吉田平之助・都築四郎と會飮中刺客に襲はれ、吉田は重傷を蒙り數日後落命したが小楠は幸に難を免れ都築は微傷を受けた

のみであつた。然るに小楠と都築は此の場の行動が士道忘却であるとて知行を召上げられ士席を差放たれることになつた。(傳記篇第十五章參照)此の書面は右遭難のあつた日にその遭難を惹起した會合につきての打合はせのために認めたもの。

江戸遭難の日吉田平之助に寄せたる小楠の手簡
(吉田傳次藏)

拜誦仕候。被仰下候趣夫々拜承仕候。然處近日は別て多端之事共にて、明後夕もさし支其先も如何可有御座哉、何分御出立前に寛りと御咄合申度儀御座候間今夕幸に閑を得申候て相願候事に御座候。明朝明ケ六(午前六時)より出懸け候間今晩遲刻は甚迷惑に御座候間、御多用之御中相願兼候へ共七ツ(午後四時)過より御別莊に參上仕度、可然樣御心得被成下度奉希候。此段尚拜呈仕候。已上。

十二月十九日　　横井

吉田樣

(吉田傳次藏)

一三八　宿許へ

文久二年十二月二十一日　小楠在江戸

小楠は前記十六日付の書面にて春嶽と同行して入洛することになつたのを樂しみ報じたその三日後前文說明の如き出來事に遭ひてその計畫齟齬してしまつたので、本書は

一書奉呈仕候。益御機嫌克奉ニ恐悅ー候。然ば私事不慮なる變事出來、誠に致方無ニ御座ー痛心之至に御座候。右一件之次第は來る廿五日吉田平之助京師へ被ニ差立ー候に付其談之用向有レ之一昨十九日之夕七ツ過より同人妾宅檜物丁と申所に有レ之二階にて都築四郎・谷内藏允參り、都築も廿三日（一本二）に出立仕候間離杯之心得にて酒肴取はやし申候內、谷は先に歸り、夜五ツ（午後八時）過頃に至り何者にて候哉兩人拔身にて聲を懸二階に懸上り候を見受候間、私は上り口際に居候て大小取候間無レ之候に付兩人之者と行違ひ階子走り下り階子半にて又一人の者に行違い申候。無刀にて有レ之候間常盤橋御屋敷へ驅歸り（此道十丁位）差替追取、同所へ駈付候處狼藉者どもは退散致候跡に相成候。扨て承り候へば右之者ども吉田を目懸切懸り候間直に組合之內、一人之者吉田之股を切申候。夫より組合ながら落ち物分れに相成候。都築も一人切懸り刀鴨居に打込候間組合にて二階之緣より落物分れに相成、都築手疵天窓一ヶ所顏一ヶ所、吉田は顏に一ヶ所股一ヶ所、吉田は餘程重手にて候得共只今の模樣にては命分には障り申間敷、都築は格別之事にては無レ之候。誠に不慮の變難にて絕ニ言語ー候次第に御座候。扨狼藉者ども何者なるやら相分り不レ申候得共、私家來忍び提灯（無紋にて御國の山形印有レ之）にて迎に參り候節怪敷者ども十二三人も其近邊に居候て一人は其跡に付來り候由申出候。私驅歸り候道にては見受不レ申、其夜龍ノ口詰足輕之者黑瀨市郎助・安田喜助と申者晩方より外出、直樣致ニ出奔ー候。此者外出之節長州之者一人誘引にて出候。近來取沙汰にて私開國談を唱へ申候

迚意趣を含むもの御國者ども長州・土州の者抔示し合せ致二闇討一企有レ之由にて、長州藩桂小五郎と申人より密に心付候事も有レ之、外にも土州之藩よりも同樣申聞せ候。又吉田は先年彥根大老擅權之節大老方に相成色々取斗候由にて土州人抔憎居候唱專ら有レ之、近日は兩三度も吉田妾宅何とやらん見縛ひ等致候由、何れも私・吉田を目懸候に相違無レ之、右出奔人專吟味に相成、一人にても被レ捕候へば何も分り可レ申候。右之通りの次第にて誠に不思議之禍に逢申候。則別紙之通書付差出し申候。私共場之處置階子を懸下り候へ共有合之物棒にても何にてもおつとり懸上り兩人を助け身命限り働候儀當然にて御座候處、無刀故馳歸り候て其機に後れ候處士道之處置を失ひ候て深恐入奉レ存候。依レ之病氣下之願書春嶽樣迄差出、龍ノ口へも內意申入置候。一日も罷下り候心得に御座候處此許君臣にては別格之議論有レ之候。其主意は越前國中五ヶ年來種々之混雜之所今日に至り上下一致治平に至り候も全く私致二心配一候儀故にて有レ之候。且御奉職以來今日迄御處置等私內々御助け申上候事樣々にて實に杖柱と御依賴に相成、因て此度之變亂も起り候に相違無レ之候。然るに私此節之處置士道を失候故御國許に罷歸り相愼候儀私に於ては重疊尤之次第にて候得共、怨を懸候者樣々有レ之道中は勿論御國許に歸り候後と申候ても如何成禍變致二出來一候儀も難レ斗事に候。若哉左樣之變も出來致し候へば春嶽樣に於ては格別之功勳恩も有レ之而已ならず師弟之禮をも御取被レ成候御事に候へば一旦の禍誤を以御見捨被レ下候儀は天地神明に對し御濟不レ被レ成、此上此信義を御失被レ成候て何を以總裁職を奉ぜらるゝ哉實に御一身之大事に

關係仕候。尤是迄等閑に押移られるより此節大變も生じ候事にて夫は重疊之御誤に有レ之候。乍レ去夫は過去之事にて致方も無レ之事、是より後之事重疊御念被レ入私事龍ノ口の樣に引取せ度段昨日懸合に相成候間、右之通之御主意にて禍亂治候迄は福井方へ御引取せ被レ成福井に閉居罷在候へば御安心被レ成候との御主意にて、今暫く龍ノ口へ此次第被二仰向一候段、且太守樣(慶順)へは御上洛之上御直に御相談可レ被レ成との趣昨夜執政より御達有レ之候。於レ私何とも可二申上一筋無レ之只々恐入奉レ存候。私一身はケ樣之不束仕出申候上は如何成禍變も聊か厭い可レ申樣も無二御座一候得共、春嶽樣御一身に關係仕候に付此上は龍ノ口との御相談之落着致候處に處置可レ致相心得申候。右之次第にて誠に痛心之次第にて御座候。嘸々御驚可レ被レ成、何共申上樣も無二御座一候。乍レ然人事變態如レ此事に候へば乍レ憚御氣强に被二思召一、家内之面々御引立被レ下度重疊奉レ希候。此節は他事差置此段迄申上候。緣家中心易き方々別に書狀も差出不レ申候間此紙面御見せ被レ下候樣奉レ存候。是より後之儀は後便より可二申上一候。已上。

戊十二月廿一日　　横井平四郎

至誠院樣

左平太殿

おつせ殿

尚々隨分々々御自愛被レ成度、重々奉レ希候。此節之事にて左平太嘸々氣落可レ致候へども、重々修

行を心得、張立候樣呉々存候。

右文中別紙の通り書附を差出したとあるのは左の屆狀。

屆　狀

私儀昨十九日夜都築四郎・吉田平之助近々此表出立に付檜物町々家に於て離杯相催候處、五時過狼籍者兩人白刄を提樓上え登候を見懸候得共、其節私儀腰刀側近く無レ之に付直樣階下え走り下り候節又々一人に行違申候。夫より松平越前守樣御屋敷え馳歸、兩刀追取、同所え駈着候得共事散候後に相成候。右に付尙又家來共え承糺候處、最初私迎に罷越候節檜物町河岸に致二覆面一候者十三四人罷居、跡を慕ひ罷越候樣子に御座候。其節都築四郎・吉田平之助手疵を負申候。私儀狼籍者可二打留一處腰刀身近く不二差置一機に後れ奉二恐入一候。右之趣卽夜不二取敢一御達申上置候得共、尙又篤と承糺候次第奉二申上一候。以上。

十二月廿日　　横井平四郎

（同　上）

一三九　元田永孚へ　文久二年十二月二十二日　小楠在江戸 元田在京都

一書拜呈仕候。時下愈御安康に被レ成二御勤一、珍重の至に奉レ存候。此節御許御留守居被二仰蒙一目出度奉レ祝候。然ば私事不慮なる變難に逢ひ誠に〳〵痛心之至、御察可レ被レ下候。定めて御承知と奉レ存候間委細の儀は略仕候。就ては春嶽公思召之筋被レ爲レ在、龍ノ口に御懸合之上一ト先福井表に罷越候筋に相成

り、今晩此表出立中早にて罷越申候。右に付て御內談之儀も御座候間、御目附村田巳三郎此紙面持參致候間御逢被ㇾ成下、萬端御咄合可ㇾ被ㇾ下候。委細は村田より得ㇾ貴意ㇾ可ㇾ申候。此段迄略呈仕候。以上。

十二月廿二日　　　　　　　　小　楠　拜

茶　陽　賢　兄

尙々福井より宿狀さし出可ㇾ申候。御屆吳々奉ㇾ賴候。

（元田竹彥藏）

文久三年

一四〇　宿　許　へ　文久三年正月十二日　小楠在福井

小楠福井に落着き、大平・內藤も後から來福せる時のもの。

一書奉呈仕候。春寒之砌愈增御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。私事も不ㇾ相替ㇾ無異に罷在り、御安心可ㇾ被ㇾ下候。然ば大平列先月二十六日出立にて昨夕此許に到着仕候。下々迄聊も申分無ㇾ御座ㇾ壯健に罷在り、御安心可ㇾ被ㇾ下候。大平・泰吉出立前日に兩人共に春嶽樣御前に被ㇾ爲ㇾ召段々御慰勞被ㇾ遊、御手づから拜領物も有ㇾ之誠に難ㇾ有御事に御座候。大平へは別て御懇にていくつに相成哉、立つて見よと被ㇾ仰候間則立申候へば殊之外大男と御ほめ被ㇾ成候。兩人共に怪しからず難ㇾ有申候。春嶽樣へは來る十五日に御船に

て江戸御出帆（容堂様御同船）に相極り、御船中大抵三日より五日位之御積りにて大坂に御着、夫より京師に御出方にて御供は其前に大坂に罷出申候。何（イヅレ）に二十五日比迄には御出京に相違有二御座一間敷候。左候へば先使に申上候通り私身分之事は　太守様（細川慶順）に御直に御相談に相成り、どふとも相決し可レ申候。何に二月初には何も分り候方と相心得申候。其上大平・泰吉外に誰ぞ附け候て歸鄕致させ候存念に御座候間左樣御承知可レ被レ下候。

私江戸出立前　廟堂中御老中方何も春嶽様思召に御一致に相成り至て御都合よろしく、其後も追々江戸表より申越候次第聊あしき事情は無二御座一候。尤春嶽公思召筋　京師御尊奉は申迄も無二御座一候。其外之稜々夫々正道を御ふみ被レ成候御事にて自然と京師えも聞へ、關白様奉レ初御一統方春嶽様・容堂様御上京を御待被レ遊候御様子にて、只今之處は京師中殊之外靜に御座候段相聞へ申候。

將軍様えは二月七日蒸氣船にて江戸御發帆被レ遊候御內定之趣に御座候。右之通りにて當春中には天下之動亂も治り候方と奉レ存候。然し不二容易一事にて此上如何變亂に相成候義は難レ斗御座候へ共、先只今之見込にては何方も御都合至極御宜敷方に參り申候。先此段迄拜呈、餘は追て可二申上一候。以上。

正月十二日　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

おつせ殿

尙々時分柄御自愛可ㇾ被ㇾ成萬々奉ㇾ存候。此許當春は雪も平地之分は消へ候て殊之外暖和にてめづらしく暮し能事に御座候。又法主初小びくに彌以盛長可ㇾ仕候。日夜來客等にて不ㇾ相替ㇾ多事に罷在候。一件に付て種々御心配之程萬々奉ㇾ察入ㇾ候。然し此非常之時分にて候へば夫を被ㇾ思召ㇾ何角御愛養專一に奉ㇾ存候。以上。

(横井時靖藏)

一四一　宿許へ

文久三年正月二十八日　小楠在福井

一書拜呈仕候。春寒之砌被ㇾ爲ㇾ成ㇾ御揃ㇾ益御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て私初何も相替り不ㇾ申壯健に罷在申候間御安心可ㇾ被ㇾ成下ㇾ候。此許不ㇾ相替ㇾ多用にて日夜來客にて困り入申候。君公へも一日越位に罷出申候。春嶽樣去る廿三日に御發帆に相成、定て昨今は大坂に御着と奉ㇾ存候。容堂樣も廿五日に京師御着と承り申候。京師の御模樣も大に御都合よろしく、靑蓮宮樣御還俗被ㇾ仰出ㇾ鷹司樣關白職、近衞樣御願にて關白職は御免にて內覽如ㇾ元被ㇾ仰出ㇾ此御三方御同心にて能々關東の事情御承知被ㇾ成專御配慮被ㇾ成候間一橋樣と萬端御相談何も大に御都合よろしく、春嶽樣御上京を御待被ㇾ成候事に御座候。春嶽樣も今頃は大坂御着、來月朔日頃には御上京可ㇾ被ㇾ成、左候へば何も治り可ㇾ申重々恐悅に被ㇾ存候。
公方樣は來月末に御上洛にて此節は決て相違有ㇾ御座ㇾ間敷、去春以來之樣々の禍亂も平治いたし可ㇾ

申、其上にて諸侯御引立日本國中一致之上大に御興隆被ㇾ成候御都合にて是よりが又重々御大事にて御座候。京師にて良之助（長岡護美）様御評判大に御よろしく、太守（前出）様も御出京にて春嶽様御上京を御待萬端御相談被ㇾ遊候思召に有ㇾ之誠に恐悦に奉ㇾ存候。三岡しわす（師走）より京師に罷出、大坂にて牛右衛門に出會いたし、急用にて四五日前に福井に歸り、明日又々此許發足京師に參り申候。元田抔へも寛りと咄合申候。牛右衛門に御託しの品物も慥に受取申候。金子五十兩三岡に託しさし上申候。何に元田か右田才助に賴みかわせにいたし候筈に御座候間御勘定所に御聞合御受取可ㇾ被ㇾ成候。私身分も春嶽様御上京之上御直談にていか様とも決し可ㇾ申、何に不ㇾ遠相分り次第大平・泰吉を歸し候心得に罷在申候。先此段迄申上度、餘は後便に讓り申候。以上。

正月廿八日　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

おつせ殿

尙々御許春寒何程に御座候哉。此許雪も消へ一旦は和暖に御座候處一兩日又々寒氣に相成申候。然し最早さしたる事は無ㇾ御座ㇾ候。

又法主・小びくに日に增盛長仕り可ㇾ申候。何ぞ遺し度候へ共此節は出來不ㇾ申、何に後便に遣し可ㇾ

申候。何方にも書狀仕出不レ申候、よろしく御傳へ可レ被レ下候。以上。

別啓

別啓申上候。私身分の事先便にも極密に申上候通り春嶽様初此許一統是非被二召寄一候思召にて有レ之、且諸藩之有志よりも同様之申立之由何に御直談之上落着可レ仕候。京師に罷在候様に相成候かも知れ不レ申候へ共夫では心痛之次第も有レ之、何に今暫は此許に到留、春嶽様江戸に御引取之上又々江戸に罷出候様に相成り候事かと被レ存候。然し諸藩之有志連中よりは是非京師に引き出し候存念にて追々懸け合有レ之候趣京師より申來候。何分御直談にてどふとも決し可レ申、此段內密申上候事。

（横井時靖藏）

一四二　宿許へ　文久三年二月七日　小楠在福井

一書奉呈仕候。春暖に罷成益御機嫌よく奉二恐悅一候。随て私相替り不レ申御安心可レ被レ下候。扨左平太・源次郎（下津數之助の弟、至誠院の甥）當月三日に此表に到着、い才御許之御様子承り大に安心仕候。右出立に付ては何角之御心配被レ爲レ成忝候。然しよくこそ參り候事に御座候。此許一躰相替り不レ申、中將様（春嶽）蒸氣船より大坂に御着、去る四日に御上京にて御座候。越前守様（茂昭）去る十日に此許御發駕、御家老兩人御前後に御供、大分之大勢にて御上京に御座候。夫故御留守は御役人迄も極々すくなく罷成申候。

將軍樣も當月二十一日に蒸氣船より江戸御發帆に相極り申候。京師之御模樣は誠に御都合御宜敷何事も首尾よく治り、重々恐悦に奉レ存候。然し　將軍樣御歸城之上は日本國中御引き起し御改正之新政被レ行申筈にて夫等之御相談は種々被レ爲レ在候御事に奉レ存候。先一件は治平に相成り申候。私身分も京師にて早速　太守樣(慶順)へ御懸合に相成候、何角御相談中と申來候。先便にも略内密申上候通り諸藩よりも申立此儘にて罷在候儀は出來申間敷、自然は早速京師へも罷出候樣に相成候儀も難レ計との事情と承り申候。就ては私身分は春嶽樣に御まかせ置候事にて何も存念は無二御座一候へ共可レ成事に候へば今暫は此儘に罷在り候方重々念願にて、左候へば寛りと大病後之保養も仕り度段内意申達置候。然しどふ相成可レ申哉非常之時節にて何ともはかられ不レ申、何に不レ遠御さし圖可レ有二御座一候。源次郎・左平太・大平・泰吉は夫迄は此許にさし置、御模樣に因り候て御國に歸し可レ申候。

先便申上候通り金子五十兩かわせにてさし上申候。左平太列參候に付て九郎右衛門(平野)方殊之外心配いたされ候段、且金子もかし被レ申厚情之至りに御座候。右五十兩の内より御返し被レ成度奉レ存候。不足いたし候へば追々御廻し可レ申候。尤古京町へは書狀敬之助に賴み仕出し置申候。此節は殊の外多用にて先此段拜呈仕候。以上。

二月七日　　　　　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

尚々追日春暖に相成暮し能御座候。御地は最早十分の春色想像仕候。左平太共參り候てはさぞ〳〵御淋敷御暮し被レ成候と奉レ存候。此許はにぎ〳〵敷不思議成る世の中と存申候。又法主・小びくに殊之外盛長いたし候由、左平太留守にては又法こひしがり可レ申、後便には何ぞ遣し可レ申候。此節も何方へも書狀仕出し得不レ申、可レ然御傳可レ被レ下候也。

（清浦奎吾藏）

一四三　宿許へ　文久三年三月九日　小楠在福井

一書拜呈仕候。春暖に罷成益御機嫌よく奉ニ恐悅一候。此許末々迄相替り不レ申御安心可レ被レ下候。然ば京師之事情殊之外六ヶ敷春嶽樣思召通りに參り不レ申甚以氣之毒成御事に相成申候。將軍樣四日に御京着、此末如何參り可レ申哉。何に一兩日には御模樣分り候事にて實々心痛千萬に御座候。イギリスより三條の申出御取り上げ無レ之候へば直樣大坂へ乘り込候か薩州へ仕懸候か二ツの間にて誠に無謀成る事に落入申候。い才は敬之助へ申遣候間同人より御承知可レ被レ成候。右之通りの次第にて京師より申越候筋によりては源次郎・泰吉之兩人は急に歸し候筈に御座候。どふぞ〳〵よろしき樣に相成申候へかしと禱申候。淸右衞門熊本に參り候間金子貳拾五兩さし上申候。定て色々物入も可レ有ニ御

座ㇾ候。自然大亂にも相成候へば沼山津御住居は氣遣しく御座候間敬之助方に御同居被ㇾ成候様奉ㇾ存候。沼山津之屋敷は岩男にでも又左衞門にでも御あづけよろしき様御世話被ㇾ成候方に奉ㇾ存候。越前守様も一昨日御着にて様々御相談仕候。此許は上下一統一致いたし何之申分も無ㇾ御座ㇾ誠に安心に御座候。用金も貳拾萬兩程も有ㇾ之、萬一亂に相成候ても都合よろしく日々申談仕候。是非共亂はしづめ候覺悟にて御安心可ㇾ被ㇾ下候。様々申上度事御座候へ共殊之外取紛、此段迄呈上仕候。何も後便に可ㇾ申上ㇾ候。以上。

三月九日　　　　横井平四郎

至誠院様
おつせ殿

尙々近日はよ程暖和にて暮し能、御許御同様と奉ㇾ存候。隨分々々御自愛可ㇾ被ㇾ成候。又法主・小びくに彌以盛長仕候と被ㇾ存候。菓子遣し大悦と存申候。以上。

追啓

追て拜呈仕候。今日京師より飛脚着、　將軍様も六日に御參内相濟候へ共御一致之處へは參り不ㇾ申、此先き如何と深くあんろふ(案労)仕候。イギリスの様子はいまだ分り不ㇾ申候へ共申出之三條共に御斷切之上一切拒絶に相成候へば、必定大坂に押懸候か薩州え仕懸け可ㇾ申候。何にしても戰爭近々に相成候勢に有ㇾ

之候。唯々禱り候處は京師・關東御一致に御成り被レ成候へば外國はどふとも御都合出來可レ仕誠に痛心之至に御座候。

二月十日書狀今日到來何も御さし障不レ被レ在小兒迄無事壯健、珍重此事に奉レ存候。藤崎御守憐に受取あられ幷からかわ（辛皮ー山椒の皮）忝候、早速調へ申候。敬之助も上京と申事馬淵方より申來、何に十五日頃迄には到着と奉レ存申候。左候へば源次郎早速遣し可レ申候。此後京師之模樣に因りては泰吉を歸し候事に相談仕置候。私事は當分は歸國とても出來不レ申、日夜心配のみに罷在候。

此許より書狀追々仕出し、一向に着いたし不レ申候段さぞ〳〵何角御案勞可レ被レ成候。最早書狀は六七度も仕出し置申候。其内二月初金子五拾兩京都にて替せに取り組さし出申候、定て夫々相達候事と奉レ存候。此節二十五兩淸右衞門よりさし上申候間是にて當分は御さし支無ニ御座一候事と奉レ存候。萬一亂れに相成候へば敬之助方に御同居被レ成候方重々可レ然、早々御引出可レ被レ成候。自然御引出等にて金子不足仕候へば日向屋に御相談被レ成、淸右衞門ぬの代より御かり受可レ被レ成、其段しつかりと御申越に相成候へば此許にて竹内方には仕向け可レ申、金子之儀は少も御遠慮有ニ御座一間敷奉レ存候。此段迄追啓仕候。以上。

三月十日　　　　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

至誠院様

尙々外々え書狀仕出し不ㇾ申候。何方へも可ㇾ然御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。以上。

おつせ殿

（横井時靖藏）

一四四　宿許へ　文久三年三月二十日　小楠在福井

一書拜呈仕候。益御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。此許相替り不ㇾ申御安心可ㇾ被ㇾ下候。然ば京師御所置彌以外國御拒絕に相決し誠に恐入奉ㇾ存候。春嶽樣へは御役御斷にて明廿一日に京師御發駕と只今申來り候に付、只今より源治郞・泰吉を京師に大早にて遣し私存念を小野殿（前出）・敬之助迄申達し候。源治郞は直に御國へ歸し候筈にて泰吉は引返し候事に御座候。源治郞不ㇾ遠歸鄕可ㇾ仕、委細は御承知可ㇾ被ㇾ成候。左平太・大平は今暫此許に留置申候。竹内手代も來月初には熊本に到着可ㇾ仕、金子もかわせとして貳拾五兩さし上申候間手代より御受取可ㇾ被ㇾ成候。此許にては一統一致いたし町・在迄も少も異議無ㇾ御座ㇾ、何事も能々行屆き此折柄少も氣遣無ㇾ御座ㇾ、何も御安心可ㇾ被ㇾ下候。勇姬樣（春嶽夫人）も來る廿三日には御到着之御積にて御座候。唯々日々執政初寄合咄し合夫にひまは無ㇾ御座ㇾ候。何にいたし非常之時節がひぶん（涯分）を盡し不ㇾ申ては難ㇾ叶事にて、誠に心配のみに御座候。

先便追々申上候通り萬一亂にも相成候事御許に聞へ候へば直樣敬之助方に御同居被ㇾ成候方重々可ㇾ然

奉ㇾ存候。

左平太・大平は大に心も附き此節は一段上り申候。朝晩咄合大分了簡も付き大に悦び申候。先此段迄、餘は後便に可㆓申上㆒候也。

三月廿日　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

尙々時分柄御自愛專一に奉ㇾ存候。又法主・小びくに彌以盛長いたし大慶仕候。何方へもよろしく御傳可ㇾ被ㇾ下候也。

（小楠遺稿）

一四五　宿許へ　文久三年五月二十四日　小楠在福井

太右衞門（従者）宿本さし支にて歸鄕いたし申候間一筆拜呈仕候。向暑之砌益御機嫌よく奉㆓恐悅㆒候。私も相替不ㇾ申無事に罷在候、御安心可ㇾ被ㇾ下候。

十一日之御狀先日到着拜見仕候。左平太兄弟引返（福井へ）之義六ヶ敷趣社中よりもい才申參り無㆓餘儀㆒次第にて當分留守番にて罷在候てよろしく、又よき都合も可ㇾ有ㇾ之其節出懸候て可ㇾ然奉ㇾ存候。

京師の事情嘉悅（市之進）列に委細申越候間此に略仕候。種々樣々之世の中誠に心痛之至にて、一向によろしき勢

は相見へ不ㇾ申候へ共、又昨今に軍（イクサ）に相成候事とも見へ不ㇾ申、何分心力を盡し候覺悟迄にて御座候。中將様（春嶽）御咎も去る十五日に御免に相成り申候。色々御相談等にて不㆓相替㆒ひま無に暮申候。段々御改革に相成り當君（茂昭）講武所抔に御出之御供も御先に歩立兩人、御小姓兩人、御小姓頭も壹人外に兩三人にて、御枕槍一本、御茶・御辨當も無ㇾ之、稽古場のあり合の茶にても水にても召上りに相成申候。尤御乘切にて御座候。是よりは在中へも追々御出にて庄屋頭・百姓位御直に御呼出にて民間の事情御聞被ㇾ成候事に御座候。此一事にて一躰うち替り申候、先一統人心も靜にて御座候。

七月は普光院様（父時直）御三十三回、誠に何角思ひ出申候。何やらかやら品物御送被ㇾ下いまだ船より上り不ㇾ申、何に此許にても茶を上げ可ㇾ申候。

左平太兄弟歸り候ては又法主さぞ〳〵悦び可ㇾ申候。加賀落厂遣し申候、大悦びと存申候。

江口（純三郎）か山田（五次郎）・宮川（小源太）かどふか參り候様に申越、如何に成り行申たる哉相待居申候。

内藤（泰吉）も京師より被㆓呼出㆒、去る七日に此許出立仕候。同人への御状は私開封拜見仕候。隣家水野へ直に見せ申、此許女へおつせより書狀殊之外難ㇾ有則返書さし出申候。此女（名はつち）誠に無事成る者にて、唯助（小楠從者）共に對してもあしく無㆓御座㆒候、大仕合にて御座候。太右衛門に御聞可ㇾ被ㇾ成候。藤崎御守慥に受取申候。此節は外に相替り候儀も無㆓御座㆒、此段迄拜呈仕候、何も追々可㆓申上㆒候。以上。

五月廿四日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

倘々何方へもよろしく御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。時分柄御自愛専一に奉ㇾ存候。私も病後次第に全快御安心可ㇾ被ㇾ下候。小びくに盛長申分も無ㇾ御座ㇾ悦入申候。以上。

（海老名一雄藏）

右によると左平太・大平は歸國した。なほ内藤泰吉が着京後五月廿二日付にて小楠の宿許に寄せた書面がある。大した内容でもないが右小楠の書狀と多少關係があるから左に掲げよう。

内藤泰吉より小楠宿許へ

淸九郎を拜借仕候て家來に召連れ申候。替りの人を得候はゞ早々指下し申筈に御座候間林作罷出候はゞ左様御示し可ㇾ被ㇾ下候。

四月廿五日之尊翰難ㇾ有拜見仕候。益御安泰被ㇾ遊ㇾ御座ㇾ奉ㇾ恭悦ㇾ候。私義も無異に罷過今月十日に京着仕候。福井表先生先達ては少𢙣御煩に御座候處速に御平癒被ㇾ成恐悦至極奉ㇾ存候。丁度左平太様方福井御出立之夕方、私京師より歸り着申候。最早少しも御氣遣無ㇾ之候。此節は御用にて此表え罷出申候處、去る十六日に御達御座候て外様御醫師御雇被ㇾ仰付ㇾ二條詰被ㇾ仰付ㇾ被ㇾ召仕ㇾ難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。不破御兄弟様不ㇾ怪御世話に罷成難ㇾ有、同じ御屋敷詰めにて日々往來賑々敷事に御座候。福井之方は下女おつち事至極實躰の者にてさし寄り料理も相心得、縫針も殊之外手に入り、言葉少なきものにて大に都合宜敷、呉々も御安心被ㇾ成候様奉ㇾ願候。此壹人にて大に相治り大慶至極に奉ㇾ存

候。外に一人十五六のもの參り兩人にて御介抱申上居申候。

一　此節茛御贈り被ㇾ下、御紙中の趣一々承知仕、今日越前之様に指送り申候。左平太様方御出立如何之御様子に御座候哉、御案じ申上候。先生御紙面今日參り、則拜呈仕候。

又雄様・御やゝ(みや子の事)様御成長恭悦至極に奉ㇾ存候。久々不ㇾ得二拜顏一如何御太り被ㇾ成候哉御懷ケ敷奉ㇾ存候。宜敷々々奉ㇾ願候。何分御警衞之御様子も追々には御都合も付き可ㇾ申、秋末比迄には得二拜顏一候事に相成可ㇾ申と相樂み居申候。

近日少し流行之眼病を帶、乍二略義一右之段迄拜呈仕候。頓首。

五月廿二日　　　　　　　　　　　　內藤泰吉

至誠院様

又雄様

おつせ様

尙々私呑料として茛御贈被ㇾ下難ㇾ有々々拜領仕候。大平様分は越前之様に送り越し申候、御承知可ㇾ被ㇾ下候。只今京都詰めは中根靱負・千本彌三郞・堤五一郞に御座候。一日越位には出會申候。

三白　眼病のため社中え紙面屆き不ㇾ申、岩男初壺井內には御序の砌前段御吹聽被ㇾ下候様奉ㇾ願候。矢島氏(源助)えも宜敷奉ㇾ願候。

(横井時靖藏)

內藤の右文中に左平太福井出發の夕方京都より歸りついたとあるは內藤が三月廿日京都に使してから歸福した時のことを云つたもの。(同日付の小楠の書狀參照)なほ其の後內藤は京都から呼出されて五月七日福井を出發したが、そのあとに小楠の宿許から內藤宛の手紙が着し、それを小楠が開封して讀んだ事は小楠の書簡(五月廿四日付)中にある通だ。小楠は更にそれを在京の內藤に送

屆けたので、その返書として內藤は此の書狀を沼山津に送つたものであらう。

一四六　在熊社中へ

文久三年五月二十四・二十六日　小楠在福井

本書は當時の形勢・幕府の狀況を說き、越前藩論の一定・主從決心の內容を小楠社中の横井久右衞門外十名に通報せるもの。

五月十一日御仕出之御狀同廿一日に到着忝々拜見仕候。先々諸君御揃愈御安康珍重之至りに奉レ存候。然れば左平太兄弟歸鄉尙又罷越の儀は一統之論說有レ之微行六ケ敷次第等被レ仰越、就ては段々御心配被レ成下、厚意之御取計一々御尤にて聊遺憾無レ御座レ候。左平太兄弟昨今罷越候には及び不レ申、爾後の都合宜敷節に參り候樣に奉レ存候。必竟は兄弟共に小拙變難より稽古等も出來兼候のみならず、御許に罷在候ては樣々の惡評等唯々心痛のみならず誠に困究至極と存じ候。此許にては航海を初め天下之事情講究討論等夫々有益之事のみ有レ之候。彼是之處より呼よせ置度存念迄に御座候。小拙不鹽梅にて看病願の方も今暫は差扣候方可レ宜哉、何れ後便に尙御取遣御談可レ仕左樣御承知可レ被レ下候。御許事情先々宜敷方にて珍重に奉レ存候。唯親兵一條は誠に笑止之至りに御座候。此許より御直書持參御使者被レ差立レ候事、模樣に因ては如何にも可レ然旣に共議も起り居候て幸蒸氣船も有レ之御國幷薩州へ御家老初御役人四五輩被レ差立レては如何と咄し合は致し居候へ共未だ決定には相成不レ申、中根靱負先日より上京、沼田氏(勘解由)・元田(永孚)へは寬りと咄し合有レ之聊異論も無レ御座、兩氏も十分憤發に相成居候趣きに承り申候。

中根も近日に歸り申筈にて其上にて議定可レ致奉レ存候。

一橋公攘夷拒絶御受にて御歸りの上、此義は迚も出來不レ申との趣にて御辭職御願に相成申候。全體初發春嶽公と御議論合ひ兼候より、春嶽公は御引入に相成、一橋公は何もかも無二異議一　朝命を御受にて今日に至り御辭職と申ては誠に絶二言語一申候。拒絶之御先手水戸へ被二仰付一候處水戸も御斷に相成申候。償金の一條大もつれに相成、薩州よりは手强く申立候趣に相聞へ候。

大樹公御滯京御歸城出來不レ申に因て、當時參府之御家門御譜代大名連合一同に上京强て御歸城被二相願一候申談じ專有レ之趣にて、未だ上京には不二相成一候。

大御目附岡部駿河守（長常）一橋公御供にて歸途小田原之宿にてか鐵砲に當り候由、死生不二相分一。

勝麟太郎兵庫之港にて海軍場を起し　大樹公御巡覽之節御直命專取りかゝり申候。近日勝より門人（阪本龍馬）を遣し御助力相願申候。此義は珍重に御座候。

幕庭卽今の事情は唯々御歸城のみの主意にて、外に何も無レ之誠に笑止千萬に御座候。尤御歸城の上は大權をも御差上可レ被レ成御內議とも相聞申候。於二　天朝一は鷹司殿（輔熙）關白職御斷にて、一條樣に御內命有レ之候處是又御斷、二條樣御同樣、不レ得レ止鷹司樣强て御留にて有レ之候。三條樣抔も近來は暴論御了解にて、下々の公家八人程依然たる暴論主張有レ之由、右之次第にて暴論も又漸々衰への勢に相成申候。只今と成りては　公武共に實に難レ被レ致容躰誠に絶二言語一申候。如レ此之光景不レ忍二見聞一事に候へば、此許

近日一大議論を發し夷人攝海に乘り入るを不ㇾ待春嶽公尙御上京一藩を擧げ御供致し、　朝廷　幕府に必死に被ㇾ及ニ言上ㇾ度、其言上之次第は攘夷拒絶之義は旣に天下に布告に相成候事に付今更爭に不ㇾ及、此上之處は在留の夷人を京師に御呼寄　將軍樣・關白殿下を初め歷々之御方御列座にて談判被ニ仰付ㇾ、彼等之主意を得斗御聞取其上にて何れ道理可ㇾ有ㇾ之、其道理に因て鎖とも開とも和とも戰とも御決議被ㇾ成候へば彼是共に安心之地に至り可ㇾ申候。此次第は先日中根靭負上京　幕庭迄御書達に相成別紙（後出）の通りにて有ㇾ之候。右之次第是非々々御取り用に相成候樣相願、一藩君臣再び國に歸らざる覺悟を極め可ㇾ申との議相起り、旣に執政兩三人は內談致し近日に大評議に懸り可ㇾ申、此節之義は一と通りの覺悟にて打立事にては無ㇾ之身を捨て家を捨て國を捨るの決定にて、第一春嶽公・當公共御覺悟に御決心無ㇾ之ては迚も叶はざる事にて中々以て大難事に御座候。尤も此議御決定に相成候へば隣國にては加賀（是へは先頃執政本多飛驒・牧野主殿介・三岡八郎・祐五郎御使者に被ニ差越ㇾ此御の事に付萬事御一致に御相談被ㇾ成度、加州よりも重々御同意にて有ㇾ之、其後村田巳三郎・青山小三郎被ニ差越ㇾ未だ歸り不ㇾ申候。）御國・薩州等御使者被ニ差立ㇾ被ニ仰談ㇾ、可ㇾ成丈は三四藩も一致の上一同に御上京の上被ニ仰上ㇾ候へば必定治平可ㇾ致事情に有ㇾ之候。乍ㇾ然此一擧は國家身をも捨て候覺悟之上にて無ㇾ之ては不ㇾ叶事に候へば、此許御兩君初執政等御決定之地如何に相成り可ㇾ申哉、且又中根靭負近日京師より歸り彼表之事情等も得斗熟知の上談決如何に落着可ㇾ致哉、何樣未だ決定之趣意にては無ニ御座ㇾ候。此擧に出で不ㇾ申とも夷人攝海に乘り入れ候へば、先頃左平太より得ニ貴意ㇾ候通り其時は全國上洛旣に決定致し居候。

大樹公攝海御巡見ハ大に利益有レ之、兵庫港に海軍所御取立の儀御直に御差圖にて速に相決し、前條の通り勝氏に被ニ仰付一候。姉小路殿(公知)も共躰(マヽ)巡見にて勝氏より存念十分咄し合に相成り候處同公大に同意にて、御歸京之上　朝・幕より表向被ニ仰付一に相成早々取り懸り候筈に候。此一條は誠に大慶致し候。此事に付ては小拙よりも勝氏に存念申遣置候、如何成り可レ申哉。償金之事元より　京師と御熟談と申事にては無レ之、　幕府の內議にて小笠原閣老(長行)專ら主張にて一旦英人に被レ遣候約束に相成、其後不日に又難レ被レ遣事に變却致し候間、英軍怒て軍艦を以て松山の臺場を取り圍候由、砲臺には破裂を恐れ放發不レ致大恐怖にて早速洋金を車に積み金川に遣し候故英人圍を解き去候由、右の次第にて江戶は閣老を始諸侯役人總て攘夷拒絕不同意、水戶殿御先手御出來不レ被レ成、二番手一橋公は御引き入實に埒もなき事に相成候。　京師より責め付け被レ成幕吏を誅伐致し候樣降　勅有レ之、江戶表閣老初め悉く引入られ御城中には竹內下野守殿(保德)唯一人之事も有レ之候由、右之通りにて此上は　大樹公御直に御東下にて御拒絕の外は無レ之、御暇被ニ仰出一候樣被ニ仰上一に相成尾老公(德川慶恕)も御同意にて御輔翼被レ成度との事の由、此末如何落着致し可レ申哉、薩州にては此一條に大憤怒、其子細は曲直名義を正す時節に償金相渡になりては全く三郎(島津久光)の曲に相成るのみならず、此義は　叡慮も御決定の義なるを三郎へも御沙汰なく天下の公議にもかけられず關東切りの御評議にて御渡に相成候段不ニ相濟一と申立、頻に板倉閣老(勝靜)に責め付け候由。板倉侯にては關東にての取計にて一切御承知無レ之事と御答へ相成候由。

山田・宮川・江口諸君御打立如何に決したる哉、何分相待申候。右等の事情にて未だ決議は出來不レ申候得共何分危急存亡之時節實に盡力致し不レ申ては不レ叶事にて乍レ不レ及晝夜心配仕候。小拙身分一日も罷歸り罪に伏候儀實に懸念致し候へ共何分其儀出來不レ申、御許にては定て樣々の惡評可レ有ニ御座一候へ共是又致し方無レ之、社中は勿論左平太共の心痛誠に察入氣の毒千萬に御座候。何れ當年中にはどうともこうとも落着可レ致、心力の及ぶ迄に相働き自然命もながらへ居候へば早々罷歸り罪狀に伏し御斷申上候迄之心底に御座候。先今日迄の成り行如レ此之次第得ニ御意一申上度、餘は後便に追々可ニ申述一候。以上。

小楠　拜

五月廿四日

横久君（横井久右衞門）
嘉市君（嘉悦市之進）
牛島君（五一郎）
吉村君（嘉膳太）
山田君（五次郎）
宮川君（小源太）
兼坂君（熊四郎）

馬淵（饋助）君
江口（純三郎）君
安場（一平）君
矢島（源助）君

尙々時分柄御自愛專一に奉ㇾ存候。御許御事情何分委敷被ㇾ仰越ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。先頃の不快も最早宜く、御案じ被ㇾ下間敷候。

宿本儀は申迄無ㇾ之御世話重々相希申候。

古京町初知己之方へは御序に可ㇾ然御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。此書狀は外見一切御用捨可ㇾ被ㇾ下候。返す〳〵左平太共へは何も不ㇾ申越ㇾ候間可ㇾ然御申聞可ㇾ被ㇾ下候。

追啓極密

廿四日本書認置候後、京師の事情申來候内左之通り

廿四日夜四ッ（十時）時頃姉小路（公知）殿退朝途中武士三人切懸り急所にて即死、此敵いまだ相知れず。　主上には大に御逆鱗專御吟味有ㇾ之候。

償金一條違亂尤甚敷，　朝廷より取計候御方々誅伐可ㇾ致旨被ㇾ　仰出ㇾ候處、滯京　幕庭よりは此一條は江戸にての取計にて此許にては一切御知り不ㇾ被ㇾ成御吟味に可ㇾ相成ㇾとの御答、扨近日に至り關東

にて如レ此之違亂甚敷、御在京にては可レ被レ致方無レ之一刻も御いとま被二　仰出一度早々御歸國達　勅之輩御誅伐、攘夷拒絶　將軍樣御自身にて可レ被レ遊旨被二仰上一有レ之候。是より尚更六ヶ敷相成。　朝廷よりは京師御引取候へば攘夷拒絶・御役人誅伐共に不レ被レ爲二出來一旨にて、大樹御差上御斷之計策と御洞察にて出も入りも成らぬ事に相成候。　幕庭更に亦大困窮に相成り今更申出候儀も取り返しも出來不レ申より、尾の老公にたより老公御周旋にて尙又御滯京の御議に相成候へ共、如何の御決定に相成可レ申候哉、誠に以言語同斷絕二言語一申候。

朝廷にては拒絶の行れがたき事情も　主上・關白殿・中川宮にては能々御熟知被レ遊實に大御苦惱にて被レ爲レ在候へ共、國事掛等之暴論家　幕庭如レ此の僞欺を憎み候より只今と相成候ては外國は兎も角も先差置き、　公武大不和大爭端と相成實以危急至極の御場合今日に差迫り申候。依レ之此許一昨日來君臣大評定と相成り、今一左右之模樣に因て兩君御出京執政以下大小臣大抵不レ殘程に御供、君臣共に必死を誓ひ爲二　皇國一御盡力と申所に今日決定に相成候。尤此節は　天朝　幕府の御間柄御周旋抔と申事にては一切無レ之、本書の通り天下に大義理を御立とほし被レ成候御趣意にて有レ之候。尤此許は開國論と申候儀列藩へも相知れし事故兩君を始如何成る暴發の變難も可レ有レ之夫等少も御厭無レ之、至君臣必死再び歸國いたし不レ申との御覺悟にて誠に人心大に振ひ義勇感動は格別に御座候。既に御決定之上は不レ可レ及二遲滯一旨にて今日直樣大番頭牧野主殿介一組出京被二仰出一四五日內に出立之筈、且夫々

御役人御先きに參り候面々同樣被レ命候。兩君へは今一左右御待に相成申候。明日よりは高知衆・寄合其他御番組士分以上兩君御前に被二召出一御直に御決心之御申聞有レ之筈に候。尤此節は如何成る大變差起り候も難レ計事にて、御家中若者相すぐり外は農兵精練を撰び三隊被二召連一精兵大抵四千餘の積り立にて御座候。

右之次第にて一藩中一人も異儀申者無レ之何も御尤々々と競立何も必死の心底相顯心地能き事に御座候。就レ中御家老にて本多飛驒・松平主馬・狛山城等感激盡力無二殘處一、其外御役人にては長谷部甚平・三岡石五郎・村田巳三郎等御番頭御用人にて誰某誠に盡力感心仕候。唯々今一左右相待靜り返りて罷在候。小拙も勿論上京致し、此節は　皇國之御爲存分之盡力死て止耳、萬一にも天運有レ之生きながらへ候へば早々御國に罷歸り罪狀に伏し可レ申候。對レ天耻無き心底今日之盡力に可レ有レ之決て御案じ被レ下間敷候。明朝僕歸鄉致し殊之外多用にて誠に早々に相認申候。何も筆頭に盡され不レ申候。先此段迄申縮候。以上。

五月廿六日

尙々本行之通り既に決定之上は更又所置も可レ有レ之、第一是迄相交候列藩へは申談無レ之ては不二相濟一との評議にて、村田巳三郎・青山小三郎抔急に上京被レ命候。其列藩と御國の御間柄は申迄も無レ之、去年來は格別御親睦萬事御申合せ有レ之事にて沼田大監（勘解由）・元田（八右衞門）へ被二談合一候筈、其他薩州・加

州・尾州・會津等なり。

御國基論家親兵として罷出候事は内輪無二御餘義一事とは乍レ申誠に笑止千萬に被レ存候。然し是もふとの申事にて今更申に不レ及候。良之助樣御内沙汰も被レ爲レ在候御事にて、此節は是非々々御上京御盡力被レ遊度此許にて御兩君も深く其御召にて御座候。是は爲二御心得一得二貴意一申候。此段迄申縮候。以上。

此書狀は格別知己之外は一切外見御斷、且此咄し流布も不レ致樣御心得置相願候。（平野）九郎衛門殿へは極内々にて御差出し可レ被レ下候事。

右本文に別紙とあるは是にて、五月初側用人中根靱負上京板倉閣老に差したもの。

越侯より板倉殿へ上申の寫

此度外夷御拒絶御決定にて期限も被二仰出一候儀は篤迄御廟算被レ爲レ立候上と奉レ存候へば今更兎角可二申上一樣も無レ之候へ共、斯迄御危急之御時節憤察之愚案には御座候へ共心付候義不二申上一候ては不忠之次第に付一應奉レ汚二清聽一度奉レ存候。元來攘夷之策略は我が直を以て彼の曲を討不レ申候半では天地間之道理上に於て條理難二相立一と申候は天下確定之輿論に御座候へば、從レ是御拒絶に付ては猶更其筋詳明曲直に無レ之ては被レ對二世界一御國辱とも可二相成一候儀にて、不二容易一御義は勿論と奉レ存候。殊更十日より御拒絶と御申渡に相成、差より直樣御打拂に相成候儀とも不レ奉レ存、何れに事情を盡され御應接の上斷然御拒絶之御挨拶にも可二相成一かと奉レ存候。左候とて方今之事情決て於二東海一平然兵端を開き候には及び申間敷、是迄　皇國之内情も洞察罷在由に候へば御上洛中と申寄攝海へ渡來可レ仕儀も可レ有二御座一と奉レ存候。於二彼約束一已に御斷切に相成候處押て渡來之事に候へば、彼を曲として警衛之向へ被レ命直に御打拂に可二相成一哉と奉レ存候。尤外夷拒絶之　叡慮は即ち　皇國之御國是にて唯今と相成候ては御國内に於

て決て異議無レ之事に候へば全世界之道理に於ても必是に歸し可レ申哉、此義は地球上之全論に懸け不レ申ては決し候儀にも可レ有二御座一哉と奉レ存候。全世界の必是に無レ之ては地球上の必直とも難レ申道理に候へば、彼是の曲直も地球上の論定に有レ之度義と奉レ存候。左候へば此度も於二東海一は已に承服之上、忽ち其約を變じ攝海へ相迫り強暴之爭端を開き候次第に候。彼の曲勿論に候へば其節は不レ顧二成敗一義勇之鬪戰に及候より外は無レ之候へ共、若又於二東海一承伏にも至り兼候所より攝海へ乘込み兵器を動かさずして猶又應接之希望候はゞ從レ是も平心を以再三再四拒絶の國是たる所以をも御應接有レ之、承伏相成候へば無二此上一義自然と彼も又不レ得レ止事情國是を以應接に及び是非曲直之公論質に互に難レ被レ決事に相成候はゞ其次第具に被レ及二　御奏聞一、彼へも御談之上兼々從二　朝廷一御倚賴被二　思召一候諸侯は勿論天下之侯伯・諸藩之有志・草莽之輩に至迄偏に彼が論説する所の國是を御商議有レ之、彼も又我が國是を列國へ商議之上各條理を推て猶又御應接に被レ及、和戰共に互に必是必直双方內外毫釐の遺憾無レ之所へ御歸着相成候樣仕度義と奉レ存候。近來改て御委任之　御沙汰をも被レ爲二　仰蒙一候御義とは乍レ申、恐ながら如二從前一　幕府御私之御商量を以曲直を被レ決勝敗共に世界の誹謗を被レ爲レ受　皇國の御瑕瑾とも相成候義を　德川の御家に於て御引起し被レ遊候ては　天朝への御不忠は不レ及レ奉二申上一　御先祖へ被レ對御孝道も如何可レ被レ爲レ在哉、御大切至極の御義と奉二恐察一候に付萬死を犯し此段奉二言上一候。以上。

五　月

（小楠遺稿）

『小楠遺稿』には右書面につきて「先生最も他の指目する所たるを以て其身を全するの念無し、此書殊に周悉懇到なる所以なる乎。蓋し故鄉門下の士其志趣を體せんことを希望するの意隱然言外に見はる」と評してゐる。いかにもさうである。（傳記篇第十四章、一〇、ロ參照）

一四七　長谷部甚平・三岡八郎へ

文久三年五月　在福井　小楠・長谷部・三岡

三岡は幼名石五郎後八郎と改め更に舊姓由利に復して公正と稱した。世々越前藩士。越藩に於ける小楠門下中にては最も傑出した

逸才で、藩政に與りては特に殖産貿易の事に卓越したる手腕を揮ひ漸次累進して奉行職となつたが、明治維新後は中央政府の財政を擔當して目醒しき勳績により子爵を賜はつたその閲歷は周知のことだ。

此の書面は坂本龍馬が勝海舟の命を受けて神戸海軍所の費用補助を春嶽に請うべく福井に來り、先づ小楠を訪うて此の補助のことを談じたので長谷部・三岡兩人に書き送つたもの。

小楠より長谷部・三岡への手簡
（村田英彦藏）

昨夜忝奉レ存候。然ば勝拜借高承り候處、諸生寮等迄大分廣大之打立にて千兩程奉レ願度念願と龍馬申出候。此□□（役迄カ）拜呈□□（仕候カ）。

横井

長谷部様
三岡様

（村田英彦藏）

一四八　在熊社中へ

文久三年六月六日　小楠在福井

一書拜呈仕候。烈暑之砌各樣愈御佳祥珍重に奉レ存候。老生無事に能在り御安心可レ被レ下候。然ば先月末書狀拜呈いたし此許事情得ニ貴意一候通にて、彌以御兩公御上京に相決一藩人心十分激動中々盛成勢に御座候。此上は過擧有レ之候ては難ニ相叶一、京師之事情十分熟知之上其條理に應じ公平至當之御所置可レ

有レ之事にて一昨日牧野主殿介・靑山小三郎上京、今日又村田巳三郎發程、其外執政之中も彼の表模樣に應じ上京之筈に御座候。右之面々十分相はたらき見すへ候上大勢被ニ召連一候も又者（マタモノ）平生に一と通りの增供位にて御上京とも可ニ相成一、且御出京之日限も何ぞの機會にて御出懸けと廟議相決申候。人心如レ此激動いたし候へば議論誠に紛々と相成り咋今は大抵鎭靜いたし候。必竟執政諸有司一致いたし居候故にて有レ之候。　大樹公今日京師御發途之御模樣と申參り甚以殘念之次第に御座候。左候へば此方之舉動も聊變じ可レ申哉、何分朝夕之變態にて見すへがたき事に御座候。

此許今般之本意は外國への御所置は先便さし出候　幕庭へ御書達之通り攘夷拒絕之御主意御談判に相成、彼等申出之趣至當之分は御取り上に相成候樣　幕庭萬事之御不束一々　大樹公之思召に出候儀にては無レ之、如何に御責被レ成候ても　大樹公にて難レ被レ遊御事情に候へば於ニ　朝廷一黜陟進退被レ遊、列侯方にて有名之御方御擧用に成度、諸有司之撰擧は必しも幕士に限り不レ申列藩有名之士は御用　朝廷にて御惣裁被レ成度、左候へば政出ニ　朝廷一日本國中共和一致の御政事と相成り終に治平に歸し可レ申候事。

大略右二條にて有レ之候。其餘は枝葉不レ足レ論候。總て天下之人例の暴論に恐れ是迄明白に言上不レ仕實以心と言相違いたし、夫よりして攘夷拒絕も御尤と相成り終に如レ此之至迫之禍亂に落入り誠に不レ耐ニ痛心一事に御座候。先書に得ニ御意一候通り實以一藩必死之覺悟にて無レ之ては十分之獻言は出來不レ申の

みならず、決て申通し候事は不ニ相成一候。此節は老生一生に再び無レ之事にて實に蕃ニ心肝一申候。一兩日あとに一首出來申候。

群嶽亂山總草茸。奇觀何處立ニ此節一。愛來大丈夫心事。寄在ニ芙蓉第一峰一。

此段迄拜呈餘は大略申縮候。以上。

六月六日　　横平拜

同社諸君

倘々此節は家書仕出し不レ申、可レ然御傳へ可レ被レ下候。不ニ相替一外聞は用捨の事。

（安場保健藏）

右書簡につきても傳記篇第十四章、一〇、ロ參照。

一四九　村田巳三郎・青山小三郎へ　文久三年六月十四日　小楠在福井　村田・青山在京都

青山は名は貞、越藩士。安政三年に明道館句讀師となりてより萬延元年には訓導師に進み、その翌年は藩獄の命によりて殖産取調として樺太に行き、文久元年には小楠に隨ひて肥後に來り、小楠塾に滯在して講學の傍九州諸地方を視察した。文久二年歸藩して勘定吟味役となつたが、幾回となく或は江戶或は京都などに使して重要の任務を果した。堺町の變・征長の役にも功ありて明治維新後も諸官に歷任し男爵を授けられた。

此の書面は文久三年越藩國論決定につき議論沸騰せる際同年六月十四日中根雪江が蟄居を命ぜられた日に書いたものであらう。

（傳記篇第十四章、一〇、ニ參照）

拜呈仕候。何角御心配可ㇾ被ㇾ成候。此許不ㇾ相替ㇾと申內　君側大破に相成り笑止之至に御座候。然し此亂は遂には大破におよぶことにて今更驚事にては無ㇾ之、雨降りて地堅まりの方に御座候。い才は所々より申越候事にて略仕候。

右一亂にて彌以　御上京は堅まりの方と被ㇾ存大慶仕候。何に近日には御書狀參り可ㇾ申と相待申候。別紙御屆方奉ㇾ願候。此段略呈申縮候。已上。

六月十四日　小楠拜

村田様

青山様

尙々牧野（主殿介）君に御一聲奉ㇾ希候。已上。

（村田英彥藏）

一五〇　嘉悅市之進外二名へ　文久三年六月十五日　小楠在福井　嘉悅等在熊本

一書拜呈仕候。烈暑之砌御全家様被ㇾ成ㇾ御揃ㇾ愈御安康珍重之至に奉ㇾ存候。然ば江口（純三郎）列去る九日に着京、江口は昨日此許に參り、い才御許之容躰承り、御書狀も拜見仕候。方今之砌因循依舊、誠にいたし方無き勢嘆息仕候。乍ㇾ去世界如ㇾ此之變動に候へば、とても其分にては行れ申間敷、其上　良之助様御明

達、何に御所分も可レ有二御座一候、何分御盡力之程相希申候。

此許之事情は先月末迄に二通之書狀さし出申候、定て御披見御承知可レ被レ下候。爾來京師幷關東之御模樣格別相替り不レ申由。

將軍樣も去る十三日に大坂より御船にて御歸城と申參候。關東之事情は　將軍樣御歸城之上は全く大權御さし上、關東御保守被レ成候　幕議と被レ存候。夫故橫濱之樣子も殊の外無事、江戶內一躰鎭靜と申參候。長州度々取り遣り誠に絕二言語一候。去る五日の戰に長軍敗北、六日又々戰相始まり候處にて、小倉よりの飛脚京師に到來迄相聞へ申候。定て六日も敗北と被レ存候。京師より援兵之　御沙汰も被二　仰出一候へ共、諸藩とても兵を出し候事は有二御座一間敷被レ存候。全躰此節之混亂長州より相始め、如レ此之天下之動擾と相成り候へば、長州一國にて相請け破亡に至り候も當然に御座候。外國之事情橫濱より申參候には、日本國中之內長州のみ抗敵いたし無道相はたらき候事故此國さへ責潰し候へば存意相立、餘國へは聊も手を出し不レ申との事に御座候。何に當月中には落着可レ仕候。此一亂にて攘夷拒絕大方消亡いたし候方と被レ存候。

此許も京師近々御役人被二差越一、彼表之模樣に應じ御兩君御出京御盡力に一決いたし、今や〳〵と相待申候。長之一件は大成る仕合と奉レ存候。い才は前書に申達候間略仕候。小拙も勿論出方仕十分之盡力心懸け罷在候。弘身分之儀奪俸之國論之段御別書、且江口よりもい才承り申候。誠に痛心之儀は申迄も無レ

之候へ共、夫等を兎や角申候事にては無二御座一候。是より御知行さし上候儀可レ然筋に候へば其御取計被二成下一度奉レ希候。其他當然之御取計は御懸合には決して及び不レ申候間、御見込次第に御取計可レ被レ下候。其上にて被二仰越一候へば宜敷事に御座候。呉々も御遠慮等は決て被レ下間敷候。家内暮し方はどうともいたし候間、是又よろしく家内御相談御世話之程萬々奉レ希候。此段拜呈餘は後便萬縷得二貴意一可レ申候。以上。

六月十五日　　横井平四郎

嘉悦市之進様
安場一平様
横井久右衛門様

尙々當夏此許殊之外烈暑難レ凌御座候、御許如何と奉レ存候。江口參り何かとの御國咄し樂申候也。

（荻原義雄藏）

右書面につきても傳記篇第十四章、一〇、ロ參照。

一五一　宿許へ　文久三年六月十七日　小楠在福井

一書拜呈仕候。烈暑之砌益御機嫌よく奉二恐悅一候。私も相替不レ申御安心可レ被レ下候。江口列去る九日に

京着、江口一人一昨夜此許に參り、御許事情い才承申候。一躰相替り不レ申段先々珍重に奉レ存候。此許之儀先便嘉悅列迄追々申遣し、御承知被レ成候と奉レ存候。

將軍樣去る十三日大坂より御船にて御歸城に相成申候。是は江戶御役方一致いたし是非々々關東に御歸り其上にて大權を御さし上、關八州御保守被レ成候事情に相違有ニ御座一間敷候。是にて　京師、　關東御手切に相成り扨々笑止千萬に奉レ存候。

長州より戰爭相始、五日迄の樣子申參り、散々之敗北絕ニ言語一申候。とても戰爭と成り彼等に敵對出來可レ申樣無レ之事は明白成る事にて夫を聊も合點いたさず無理無謀之攘夷拒絕之打立は長州專ら主張いたし、如レ此之動亂に相成り日本國中之大困窮をかもし求候。長州之罪國を亡し候こと當然に御座候。諸藩より援兵さし出候樣　勅旨も出候へ共誰あつて應じ候もの有ニ御座一間敷候。長州より國事掛りの御方に罷出敗北之次第申達し諸藩援兵至急にさし出候樣倚御催促被ニ仰出一候樣、左樣出來不レ申候へば講和之降　勅被ニ　仰出一度段申出候由、只今に至り倚樣之申出言語同斷論も評も無ニ御座一候。長州敗北にて京師之暴論者も大に恐懼之色を顯し候由、扨此許にては兩君御上京相決し御役人京師に被ニ差立置一彼許之模樣に應じ直樣御出懸け大議論御立て暴論御取り靜めに相成る覺悟にて四五日以前に御番士一手は被ニ差立一、其外御役人も一兩日中より追々出立仕候。長州今一ト敗北に至り候へば手も無く治り可レ申候、大に仕合に相成申候。

此節長州に仕懸け候英・佛之軍艦は横濱に居り候船にてかわる〴〵押懸け申候事に御座候。勿論多分も無ㇾ之事にて毎も二艘位にて御座候。彼等にては日本之事情能々承知いたし、長州さへうちひしぎ候へば日本國中は忽に開國に相成候儀も深く合點之上にて候へ共無名に軍を仕懸け候儀は相成不ㇾ申是迄さし控へ居候樣子に有ㇾ之候。然處先月初長州より商賣船に鐵砲打懸け候を聞候て大に悅び共より取り懸け申候。尤いまだ本國へも知せ申いとま無ㇾ之、横濱有り合の少々之軍艦にて最易く仕付け申候。まして本國より軍艦も參り候へば何も無ㇾ論事に御座候。

去る十四日にイギリス軍艦一艘大坂港に乘り入石炭所望いたし候。是は長州より歸りの船にて可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候。大坂之模樣見に參り候ものと被ㇾ存候。

京師之事情は山田(五次郎)列より社中へ申越候事に被ㇾ存候間略す。

私身分御國許論評等い才江口より承り、御知行さし上候事宜敷候へば其御許にてどふともこふとも可ㇾ然御取斗被ㇾ下候樣奉ㇾ存候。尤久右衛門(横井)列えも此節申越候間夫等之手數遠方御懸合には決して及び不ㇾ申、跡にて御知せ被ㇾ成候へば何もよろしく御座候事。

此段迄申上度、何に當月末迄には私も上京と覺悟いたし罷在候。何も後便に可ㇾ申上ㇾ候。頓首拜。

六月十七日　　　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿
大平殿
おつせ殿

尙々當夏は格別に暑甚敷近日九十六度に至り候事に御座候、御許も御同様と奉ㇾ存候。又法主・小びくに不二相替一元氣よろしく罷在候と奉ㇾ存候。唐もめん(木綿)にて黑染にいたし清水こふや(紺屋)に申附置候、不ㇾ遠出來可ㇾ仕候。至誠院様・坂口御袋・おいつ・おつせ幷に壽加・唯助妻に差上候心得に御座候事。

(横井時靖藏)

一五二　宿許へ　文久三年六月二十四日　小楠在福井

越藩より肥後・薩摩兩藩に使者を派遣せし時のもの。(傳記篇十四章、一〇、八參照)

一書拜呈仕候。烈暑之砌被ㇾ爲ㇾ成二御揃一益御機嫌能奉二恐悅一候。然ば此度御家老岡部豐後・御側御用人酒井十之允・御奉行三岡八郎御使者として蒸氣船より熊本・薩州に御遣し、此許出立敦賀港より出帆、行程考候へば七夕比にも御許に到着と奉ㇾ存候。御使者之次第は三岡より同社中え咄合可ㇾ申、略いたし候。到着相知れ候へば左平太兄弟早速三人旅館に見舞に參候様に存候。たばこかそふめんの様之品遣候方可ㇾ然候。此節は極々急ぎにて御用相濟候へば直に薩州の様に參候間何に到留も四五日と存候間沼山

津に參候事は出來申間敷、至誠院様・おつせ共に坂口迄御出酒井・三岡に御逢ひ、此許の事も御聞被ㇾ成候方がよろしく可ㇾ有ニ御座ㇾと奉ㇾ存候。

唐もめん黑染紋附さし上申候。唯助誠にたまかに相勤候間おみか（唯助の妻）にも遣し申候。此許御兩君御上京も何に御使者歸りの上にも相成可ㇾ申哉、又は京師之樣子により候ては只今にも知れ不ㇾ申、勿論私も上京仕候間日に夜に何角之御用にて誠に心配仕候。純三郎列も去る九日に京師に着、純三郎一人此許に參り、四五日到留にて又々京師に參り申候。純三郎より承り候へば隣家水野家内にじよふ（上）布にても御遣し可ㇾ被ㇾ成との由此許にて反物等遣申候間夫には及び不ㇾ申候。私身分之事も兩君公思召有ㇾ之此節御相談に相成筈に御座候。

純三郎咄にて御暮し方當年中は御さし支無ニ御座ㇾ段、自然不足も仕候へば三岡に御相談被ㇾ成可ㇾ然奉ㇾ存候。

此許御上京も御使者歸國之上にても可ㇾ有御座候哉いまだ機會參り不ㇾ申候。然しいつ何時も御出懸之御積にて一統も共覺悟に罷在申候。先此段迄拜呈、何も三岡より御承知可ㇾ被ㇾ下候。以上。

六月二十四日　　　　横井平四郎

至誠院様

左平太殿

大平殿
おつせ殿

尙々此許殊之外之暑にて困り入申候。然し申分も無二御座一、御安心可レ被レ下候。又法主・小びくに壯健珍重に存候。ねりよふかん（煉羊羹）遣し候間悦び給（タベ）可レ申候。三岡列着之上は前にも申上候通り至誠院樣・おつせ坂口迄御出御逢ひ被レ成候樣三岡にも申やり咄し置申候。隨分々々御自愛專一に奉レ存候事。

（橫井時靖藏）

右文中坂口は不破敬之助の家の事、小楠の宿許の人達がこゝにて面會すべく酒井・三岡に打合はせてあつたものと見ゆ。

一五三　嘉悅市之進・安場一平へ

文久三年七月四日

小楠在福井
嘉悅・安場在熊本

一書拜呈仕候。烈暑之砌愈御安康に被レ成二御勤一、珍重之至に奉レ存候。然ば今般此許より御使者として岡部豐後・酒井十之允・三岡八郎御國許に被二差越一明日此許出立敦賀より蒸氣船にて出帆、何に御國許えは十五日前後に到着と被レ存申候。い才之儀は三岡より御承知可レ被レ下、略仕候。

先月初比より追々書狀さし出申候、定て夫々到着仕候と奉レ存候。何も事情樣々うち替り、誠に風雲變態にて御座候。右書狀は彌以他にもれ不レ申樣御心得可レ被レ下候。其外三岡咄し合之筋も同社中よりは決て口外無二御座一樣奉レ存候。

（五次郎）（小源太）（純三郎）
山田・宮川・江口一昨夕參り何も元氣宜敷、御安心可ㇾ被ㇾ下候。朝夕何角之咄し合樂申候。今暫は此許に到留、追て北國筋へ出懸候筈に御座候。不ㇾ相替ㇾ段迄拜呈仕度、い才は三岡より御承知可ㇾ被ㇾ下候。頓首。

七月四日　小楠拜

嘉悅君

安場君

尙々同社中によろしく御傳可ㇾ被ㇾ下候。以上。

（安場保健藏）

右書狀につきても傳記篇第十四章一〇、八參照。

一五四　岡部豐後へ　文久三年八月十一日　小楠在福井　岡部在九州

岡部は越藩家老、武道を嗜み頗る硬骨の人。能く藩主を輔けて政務の樞機に參與した。越藩進步派の錚々たる一人にて小楠の最有力なる同情者であつた。本書は文久三年藩論俄に一變し小楠越藩を見限りて福井を出發せんとする日に認めたもの。

一書拜呈仕候。秋冷之砌愈御安康に被ㇾ成ㇾ御勤務ㇾ、珍重の至に奉ㇾ存候。就（然カ）は　御國許大變動に就ては私事も御暇奉ㇾ希、今日出立仕候。海路とても御逢申事は出來不ㇾ申候故心事聊拜呈仕候。天下之變動不ㇾ遠事にて、其節に臨み候へば人材御用ひ無ㇾ之ては難ㇾ叶は申に不ㇾ及候。老公樣にも初發より其思召は

被ㇾ爲ㇾ在候事にて私も御直に奉仕(同カ)候。卽今の勢御國政向は如何にうち替り候とも天下に對し候へば誠に少々の事柄に候へば、何もかも御かんにん被ㇾ成從容と御勤、聊たり共不平等の御事無二御座一様萬々奉ㇾ希候。左候へば其變に臨み急斗御手段御盡力之被ㇾ成様可ㇾ有二御座一は相違無二御座一、此外拜呈申儀は無ㇾ之候。呉々も從容の二字御心得被ㇾ成候様奉ㇾ存候。此段御別に拜呈、餘は何も大略仕候。以上。

八月十一日　　　　小　楠　拜

岡　部　大　夫

机　下

横井時雄より岡部廣へ

本書は前文に關係がある。時雄は小楠の、廣は豐後の嗣子。

拜啓仕候。殘暑難ㇾ凌候處益御清榮被ㇾ成二御起居一奉二大賀一候。過日は先大人御祭辭並に維新前御往復の書翰御示被ㇾ下、御勳績を追想し轉ゝ感嘆に不ㇾ堪奉ㇾ存候。就中小楠より尉呈の一書は憶ふに文久三年將軍上洛中に係り、當時大樹公攘夷の勅命を奉じたるも之を實行するの途なく、一橋公後見職を辭し春嶽公亦總裁職を辭し國に就かれ、內公武の確執あり外列國の威迫あり國勢の窮縮實に其極に達せり。

玆に於て越前の藩議老公及當公を奉じ擧藩上京、天下公論に訴へて攘夷の問題を解決し、又國政の統一を圖らん爲に大權を朝廷に收め、天下の人材を登用し共和一致の基を立つべしと云ふに一決し、加賀・肥後・薩摩等の友藩に特使を派し協力を求めたり。由利子爵の祭辭中君が先考豐後氏春嶽公の內旨を受け肥後・薩摩の兩藩に使し國事を圖りし事

あり、是實に維新鴻業を爲しゝものと云へるは卽ち此時の事情を指すものなり。不幸にして藩議一變し大事將に成らんとして敗れしも、若し然らずして其大事果して決行せられしならんには、維新の鴻業は蓋し實際よりも五箇年の以前に成りしならん。乃ち志士の憤慨想見すべきに非ずや。小楠の書中事の敗れたるを憤らず從容時機を待つべしと云ふもの蓋學意の存する所にして、亦當時の光景殆んど眼之を見るが如し。然れども當時越藩の提案は卽ち後年維新皇謨の骨子なり。後世の史家必ず因縁の在る所を明にするの日あるべし。往事を追懷し感慨湧くが如く、試に其一節を記して座右に呈す。僭越の罪御海容千萬祈處に御座候。不宣。

明治三十九年九月二日　　横井時雄

岡部廣様

（以上二通肥後藩國事史料）

一五五　勝海舟へ　文久三年十一月三日　小楠在熊本　勝在兵庫

一書奉呈仕候。愈御安泰に被レ成ニ御起居一、奉ニ拜賀一候。先以卽今事情追々申來り、順路之御運かと大慶仕候。兼て御高論之通り今日之第一議海軍之一途に有レ之、開鎖之論抔徒に閑是非を爭のみにて何も被ニ差置一、此一途に御運被レ成候へば自然に人心開明は相違無ニ御座一候。乍レ去　廟論恐くは此に一定仕間敷深懸念仕候。越老公（春嶽）も御上洛とは承り申候。黜斥之諸有志再用之處恐くは出來申間敷、二三之人物を差置其他は凡輩のみにて誠に絕ニ言語一候。御知己之藩にて何分御心配被ニ成下一度奉レ希候。同藩末松覺兵衛・大谷德太郎此節歸國仕候。兼て御景慕仕候間乍ニ御面倒一御一面被ニ成下一度奉レ希候。德

太郎事は是迄航海に志し彼藩蒸氣船引受乘り廻し罷在候。歸國之上都合に寄り御塾に罷出脩行仕度念願に御座候、呉々可レ然御申聞奉レ願候。

大久保（忠寬）公御再用とも承り、如何之次第にて御座候哉。　幕庭不ニ相替一依舊之御模樣かと奉レ存候。此公御擧用必ず樞要之地にては有ニ御座一間敷慨嘆仕候。此段迄拜呈、餘は追々可ニ申上一候。頓首拜。

十一月三日　　　横井平四郎

勝麟太郎樣

尙々坂本（龍馬）・近藤（昶次郎）二子御塾に罷在候へば、よろしく御傳へ奉レ願候。先頃は同社之者など罷出、御懇意被ニ成下一候段申遣候。其外追々出京仕候間可レ然御申聞呉々奉レ希候也。

（小楠遺稿）

『小楠遺稿』には「此書は慶應二年なるべし越前藩士末松・大谷兩人肥後より歸路勝氏に面謁せんとす。依て紹介の書なり」とあるが、慶應二年の十一月頃には勝は閑散の身となつて江戸に在つた時であるし、文中「御塾」の文字は勝が文久三年神戸に出來た海軍所を監督すると倶に塾を設けてゐたそれを云ふらしく、又末松覺兵衛は文久三年六月下旬小楠と同行來熊して此の頃はまだ滯熊してゐたと想像されるし、なほ春嶽も文久三年十月上京してゐるから寧ろ此の書面は文久三年に書いたものと思はれる。左に記するは此の書狀に對しての海舟の元治元年正月二十五日付の返簡であるが、その中に將軍再入洛の事があるのは同年正月の入洛を云つたもので、又昨冬上京之節春嶽公へも拜謁とあるのを見ても右小楠の書簡は文久三年に書いたものであらねばならぬ。

勝海舟より

勝海舟より小楠
（德富蘇峰藏）

其後は意外之御無音申上候。益御勇祥被レ成ニ御座一、重々此事に御座候。扨昨冬已來兩度書翰被ニ成下一候處一も不レ及ニ貴答一怠慢之至御海容相仰候。

昨年已來種々變遷當春再　御上洛相成此度は海路御供にて相下候。先々無ニ御滯一御着船當節は　御上京、小拙義は神戸え罷下居候、京間之御模様如何哉。當表操練局も出來いたし候へ共未だ兎角故障勝果々敷參不レ申、拙家も出來塾生は追々集申候。

昨冬上京之節春嶽公へも拜謁少々申試候へ共彼御家も兎角議論一定に無レ之、先生是迄之御骨折も半途に相成遺憾不レ少、中々小拙之力にては改復も無ニ覺束一哉と相考候。此度は何卒御國是相立候樣偏に相祈候。

江戸も不ニ相替一空談勝にて番町（大久保忠寛）も未だ其儘に相成居候。少々周旋建言もいたし候へ共却て害生も難レ斗、先其儘いたし置候。

余田・兼坂生（兩人共小楠門人）折々來訪其他も追々被レ見候。僕儀も昨冬已來奔無レ限多忙にて、大坂へも最早六度斗往返終に一事も不レ成、當今御一定相成候共恐らくは萬事御弛寬に流れ安心生可レ申哉如何哉。未だ議も興不レ申候由、長・薩之間種々雜說も起居候由是等格別六ケ敷事共存不レ申候へ共世間雷同家紛々之說而已と被レ察候。海軍も此再　御上洛候節京間之入費にて大方倒れ可レ申、中々正大之世話は難レ及哉と被ニ相考一候。世は追々行詰形勢隱伏不レ顯候へ共甚六ケ敷哉と存候。其內又々可ニ申上一御無音之御詫旁如レ斯御座候。頓首。

正月廿五日認　　麟太郎

小楠先生への書簡（德富蘇峯藏）

元治元年

一五六　勝海舟へ

元治元年四月四日　小楠在熊本　勝在兵庫

一書奉呈仕候。益御安泰に被レ爲レ成二御勤一、恐悅に奉レ祝候。先以熊本御通行之砌は坂本（龍馬）生御遣し懇々被二仰聞一、其上金子拜戴御厚情不レ淺奉二拜謝一候。然ば坂本生迄奉レ願置候養子橫井左平太、養弟同大平幷同藩岩男內藏允航海爲二修行一差出し、誠に犬豚兒之者共御難題に罷成候義は彌奉二恐入一候得共御門下に被二仰付一、御家來に被二召仕一被レ下度萬々奉レ願候、い才は同人共より可二申上一候。河瀨典次能出、拙著さし出候事と奉レ存候。兼て御高話承り居候上平生之志願にて有レ之、閑散に任せ認候事に御座候。只今に成り候ては天下之人情海軍にも異議は無レ之、自然之勢に候へ共唯々　廟堂一決萬牛回首とも可レ申哉。近々京師之傳報承り誠に因循之極に落入甚遺憾に奉レ存候。必竟は又天下列藩疲弊之極

に至り候へば海軍之事も總て費用を厭ひ候人情是又致し方も無レ之勢に御座候へば、此費用を辨ずるの術尤以大切と奉レ存、拙著には三件之事を申立候へ共御取り起に相成候得ば必しも三件に限り候事には有ニ御座ー間敷、外に肝要之事も一二ならざる儀と奉レ存候。此段之經綸は本邦はいまだ開闢之昔にて御座候へばいか計之事業を起し候儀も難レ計、方今之疲弊を變却仕大富國と相成候事は決て疑惑無ニ御座ー候。乍レ然是等之着眼は口に發しがたき時勢に御座候へば先船を造る用意迄三件を出候事に御座候。何分可レ然御用捨奉レ希候。

今般之御下向御配意之事と奉レ存候。乍レ然外國人は眼孔遠大にて御心遣も被レ爲レ在間敷、唯々內地人情近小其勢因循に落入らざる事を不レ得慨嘆之至に御座候。各豚兒之事御賴申上度、餘は大略仕候。頓首拜。

四月四日認　　　　横井平四郎

勝麟太郎様

（小楠遺稿）

勝は下關戰爭の爲に長崎に來れる英・佛・蘭の聯合艦隊との接衝を命ぜられて元治元年二月下旬坂本龍馬を隨へて長崎に來り、各艦將に說きて馬關攻擊を中止せしめたので、長崎を發して三月（海舟日記には四月とある）六日熊本に來り、特に龍馬をして小楠の沼山津の寓を叩かしめて金員を贈與した。これは小楠が責罰を蒙り家祿を沒收されて生計に困窮してゐるのに同情してゞある。此の時小楠は勝の厚意に感激すると倶に二甥及び岩男の三生を勝の塾に入れて貰ふやう龍馬に肝煎を賴んだのである。（傳記篇第十

六章、四参照)「河瀬典次認出拙著さし出候事」は小楠は勝が右長崎滞在間に門生河瀬をして「海軍問答書」を寄贈せしめたその事である。

一五七　嘉悦外三名へ

元治元年四月十二日　小楠在熊本　嘉悦等在京都

去月廿三日・廿四日之御狀追々相達し、忝々拜見仕候。愈御安康に被レ成二御勤一、珍重に奉レ存候。御許事情夫々拜承、誠に致し方無き勢と相成申候。乍レ然當今　京師　關東之御模樣にてはとても天下を御起し被レ成候御思召無レ之候へば此處に落着致候事當然之結局かと被レ存候。其上列藩も同樣之事に候。且外國之事情も横濱鎖港も大方無二異議一受け可レ申候。長州も今日と成りては一ト通りは受け可レ申候。左候へば依舊之　幕庭之御政事に歸り、又々暫は太平と相成候事と奉レ存候。

薩も一旦歸國重々可レ然、決て滯京はよろしく無二御座一候。海軍之事はとても行れ候事にて無レ之問答書は無用に歸し申候。兵庫も諸生修行位にてよろしく被レ存候。拙家生活之事不二一方一御心配忝々奉レ存候。嘉悦君に話し候事も其御許御模樣に被レ應、どふともこふとも宜しき樣に御取り固め被レ下候樣奉レ賴候。必しも刀・鞍等返し候方可レ然とも存じ不レ申候、何分能き樣に御取斗可レ被レ下候。

左平太兄弟並岩男、勝先生に託し遣申候。定て上京何かと御咄し可レ申候。何分よろしく御賴申候。(護久・護美)兩公子御書達拜見仕候、誠に感心仕候、中々御見識格別と奉レ存候。此段迄拜呈、餘は略仕候。以上。

四月十二日　　　　　　　　　　小楠　拝

嘉悦（市之進）
山田（五次郎）
宮川（小源太）君
江口（純三郎）

（編者蔵）

一五八　甥左平太・大平へ　元治元年七月二十八日　小楠在熊本　二甥在神戸

岩男兄弟に托して勝塾に在る二甥に書き送つたもの。

明日岩男兄弟出立に付一書申遣候。彌相替無レ之無事珍重に存候。此許も同様聊不二相替一候間安心可レ被レ致候。扨長州世子（定廣）も登りに相成候由誠に絶二言語一候。京師も諸藩人數も莫大之由、何に睨合に相成り于レ今戰爭には至り不レ申事かと被レ察候。外國軍艦去二十三日横濱出帆長に押懸けの段長崎より急報有レ之、昨今日迄には下關かに到着、是は直樣戰爭に相成候事と存候。薩州は勿論此許よりも一番手既に被二差立一候へば肥・薩之人數も大分にて、京師方左程弱くも有レ之間敷、當分之處持ちこらへ候へば不レ遠大隅公（島津久光）も御上洛と被レ存、且亦澄・良兩公子（護久・護美）殊之外御憤發是非御上洛之筈にて御家老中え十分に御押懸に相成昨今廟議最中に有レ之候。御家老中も大に發揮別て監物殿（米田是容及び虎之助）兄弟大はまり甚大慶いたし候。何に

近日に大議相決し可レ申、い才（五次郎）は山田より可レ被レ致ニ承知一候。此外相替不レ申尚後便に可ニ申遣一候。以上。

七月二十八日　　小　楠

兄　弟　當

尙々勝先生定て心配之事と被レ存候。此許社中一統相替り不レ申候。夏中一切雨降り不レ申、誠大旱にて人も物も堪へ兼申候。近日聊秋涼相催し悦申候。何も大略申縮候。以上。

（横井時靖藏）

右書狀を見てから左平太は元治元年八月二十六日付にて左記書狀を小楠に寄せたるにて興味ある內容に滿ちてゐる。

左平太より

一書奉ニ拜呈一候。朝夕秋冷相催候處被レ遊ニ御揃一益御機嫌能被レ遊ニ御起居一重疊恐悅之御儀に奉レ存候。次に私共何相替り不レ申無異に脩行仕候間、乍レ憚御安心奉レ願候。然ば岩男兄弟當十一日浪華着、丁度私も十一日に大坂に罷越候間委細御樣子も承御狀も直に奉ニ拜見一候。段々思召之儀仰被レ下難レ有奉レ存候。先以京師も漸戰爭に相成、一旦は餘程此元抔も動搖仕候。御國表も一旦は大分起立申候由、近日は如何成行候と奉レ存候。段々御國元にも俗論起り色々六ケ敷事に罷成候由、實に殘念千萬に奉レ存候。段々此表樣子も馬淵（愼助カ）罷下り候付十九日前後樣子は大躰御聞被レ遊候と奉レ存候。十九日夜より先生（海舟）も觀光丸より浪華の樣に被レ參候間塾中何申談二十人斗供仕候て浪華罷越、此節一戰仕候と奉レ存候得共大坂無事にて實に殘念千萬に奉レ存候。京師樣子は內藤（泰吉）より申上候と奉レ存候。此節は長州誠に手弱引取大に

敗走之樣子に御座候、殘念。京師にて長之殘兵手負候者抔先月二十一日・二日兩日に山崎よりぬけ候由にて、神戸を丁度千二百人程通り直に兵庫より船にて下り申候。段々諸藩固めも御座候得共何畏れ候て通し候由。益田右衞門殿抔も二十一日に通行仕候。何飯に饑候て罷通り候由にて聊人數有レ之候得ば速に打取可レ申、大に殘念にて御座候。扨其後は京師何相替り不レ申、此表には一向に事情も分不レ申候間十一日より私壹人出京仕候。坂本良馬も頃日より薩之屋敷に罷越大に周旋仕候間私も良馬に參、京地事情承候處共時分は大分都合宜敷運も付可レ申奉レ存候間、私も兩三日滯京仕候筈に奉レ存候處、丁度先生姫嶋談判被二仰付一に相成候由承申候間直に浪華之樣に罷下り申候。先生も十三日早朝より出懸に相成候得共最早異人は長州參戰爭相始め後にて御座候間直に引歸に相成申候。談判之儀も行不レ申誠に殘念千萬に奉レ存候。先日京師にて內藤と申談、大體共時分成行申上候積に御座候處私は右之通り速に罷下り申候間定て內藤より申上候と奉レ存候。頃日後之事情一切分不レ申候處一昨日龍馬罷歸候間大體承候處、中々京地は六ケ敷事に罷成候由にて例の因循に落入候間最早致方も無二御座一候。天下之事も是切と申候。征長之儀も來月十日期限之由に御座候得共未だ被レ命候國々も何支度も不レ仕、大に因循仕候由に御座候。薩も一國にては力に及不レ申候と申候由、京も上之都合宜敷御座候得共一橋公不レ怪因循にて何事も行不レ申候由に御座候。

一　幕府も一旦は大分動き又々御上洛にも相決候處近日は又大に因循仕、中々御上洛も速に有候儀無二御座一候由、先達大久保越中守(忠寛)殿も御勘御奉行に相被レ成候由、大久保殿より御上洛議論大に御座候由にて一旦は其方に相成、將軍家も不レ怪御同意にて速に御上洛之思召にて御座候處、段々俗論起り候由にて大久保殿も二日登城に相成直に御役御免被レ成候由、幕の方は絕二言語一候樣子に御座候。

一　下關如何相成候や、一向に相分不レ申候。大體戰爭之樣子は分候得共其後事情一切分不レ申大に案勞仕候。長州も

此節西洋に打せ候ては誠に致方も無二御座一殘念至極に奉レ存候。京師にも有名大名も出京無二御座一候。春嶽公も京師より御召も參、會・薩より御使者も參り候得共一向出方無二御座一候。青山(小三郎)・平瀬(儀作)抔は實に必死之盡力仕候得共中々行不レ申、切齒痛歎仕候。

一 良之助樣御樣子如何被レ爲レ在候や。愈以十八日御國元御出立之由承、誠に恐悦至極に奉レ存候。此節は 良之助樣も必死之御盡力有レ之度奉レ祈候。左候へば少は動き可レ申奉レ存候。京師にて此節御國之御樣子は委敷御聞被レ遊候と奉レ存候、誠に絶二言語一候次第に御座候。實に藤本(津志馬)御奉行因循之說を大唱、不整之基を爲肥後國の耻辱を醸し實に不埒千萬に奉レ存候。

一 此表海軍之儀此節は十分之機會に奉レ存候處中々只今之形勢にては行申間敷奉レ存候。段々江戸表之內情抔承候處にて兵庫に海軍之起り候儀は公邊よりは大きら(い脫カ)申候樣子に御座候。此元に勝先生諸生を集候て天下之儀を二つに爲とか申候樣子に御座候。私共も近日は藝一途に打懸り脩行仕候。塾中も相替り不(申脫カ)因循仕候。近日は塾中にも色々心配之事起り實に困り申候。諸生も三十人斗は集申候。越前より十人斗參候得共何有レ心人も一切無二御座一候。日々兵庫遊女屋抔に□□(二字不明)り申候位にて、追々先生より申付も聞不レ申候間此間先生大に送(逆カ)鱗にて塾も止め候と被レ申、越前姓(マヽ)は何春嶽公に紙面付けに相成申位にて實に心配仕候。併漸く斷濟申候間安心仕候。其後は塾中門限抔も夜五ツ時(八時)に相極申候。其儀用不レ申候得ば忽退塾申付候と相決申候間兩三日は大に治珍重に御座候。遊女屋抔に參不レ申候者は私共三人位にて御座候。段々此節御國元より航海連參り候得共格別有志者も無二御座一候間此者共にも大に申談置申候。御國元蒸氣船如何成行候哉と奉レ存候。此間平野九郎右衛門殿下り節丁度私大坂に滯留仕候間一寸の面會仕候處、此節は是非御買上に相成候樣心配仕候と被レ申候間此節は定て一艘位は御買上に相成候と奉レ存候。此節は段々御申上度儀

も御座候得共御飛脚に差懸り相認め申候間餘後便に申上候。謹言。

八月二十六日　　　　　　　　　　横井左平太

御伯父様

尚々御元は何程に御座候哉、此元は朝夕大分暮能罷成申候。當夏は不レ怪暑にて御座候。此元は丁度八十日ぶりに雨降申候。近日は日々雨勝にて誠に困申候。乍レ憚時下折角御自愛御專一に奉レ祈候。大平も病後にて五月末頃は少々不鹽梅に御座候間内藤に參り相見候處暫藥用仕候間、暑中は何申分無ニ御座一壯健に罷成、最早とんと本に復し申候間御安心奉レ願候。近日は大平觀光丸（神戸操練局備付）に乘組被レ仰候。一日越に塾に上り申候。段々先生心配にて御座候。

一　良馬より宜敷申上候樣相賴申候。此も又近日より出京仕、薩之方に參り候筈御座候。

一　先生えの御紙面は慥にさし上げ候、何も右迄申上候。以上。

（横井時靖藏）

一五九　勝海舟へ　元治元年八月六日　小楠在熊本　勝在兵庫

一書奉呈仕候。殘暑之砌愈增御安泰被レ成ニ御座一、奉ニ恐賀一候。扨京師變動一旦相治り、此末如何と想像仕候。長は存之外手弱く、眞に兒戯とも可レ申一笑仕候。御許航海此節好機會かと奉レ存、定て御乘出しの御趣向可レ被レ在候。薩大隅公（島津久光）も不レ遠上京、且良之助（長岡護美）も近日此地出發罷上り申候。薩・肥此節は一致可レ仕、大に都合宜敷御座候。此二藩主と成り御許航海之御助力も申上候樣に御座候へば、列藩も隨て參り候樣

に可二相成一、薩人高崎猪太郎先日大早にて罷上り候節、拙宅に立寄申候間い才話合置申候。將又拙藩長谷川仁右衛門と申者此節良之助供頭にて罷上申候。此者拙藩にての人才にて小拙格別懇信（マヽ）に候間、是又い才申談置候、乍レ憚左樣御聞置可レ被レ下候。事情朝暮の變態にて今日之好きが明日は惡敷相成候間行先何とも斗られ不レ申候へ共、先今日に付先條之次第申上置候。薩は決して疑惑は無レ之、是は小拙分明に見取り申候間、乍レ憚左樣御聞置可レ被レ下候。（此事に付ては樣々之次第も御座候得共筆にて盡しがたし。）此段迄拜呈申上候。餘は大略仕候。頓首拜。

八月六日　　横井平四郎

安房守樣

尙々殘著甚敷、御厭可レ被レ成候。豚兒共不二相替一下劣にて罷在可レ申、萬々奉レ願候。以上。

（勝海舟著「亡友帖」）

一六〇　甥左平太・大平へ　元治元年十一月七日　小楠在熊本　二甥在神戸

一書申遣候。彌無事に被二相暮一、珍重に存候。此許も何のさし障も無レ之安心可レ被レ致候。然ば長州征伐も彌相決、何よりの大慶に候。明日より二番手將監殿（有吉）出立、引續て　良之助樣御發駕、夫より　太守樣（慶順）も御押出之筈にて何かと賑々敷事に候。薩も今日一番手熊本通行に候。扨其許之樣子とんと分り不レ申如何

やと案申候。委細申越され候様相待申候。いまだ江口（純三郎）・馬淵（愼助カ）よりの書状も參り不ㇾ申、是又如何と案申候。金子年内中に三十兩遣し可ㇾ申、左様承知可ㇾ被ㇾ致候。何分出精相祈申候。極々さし急ぎ無事之段迄申遣候。餘は後便に可ニ申述一候。以上。

十一月七日　　　小楠

兄弟　當

尙々勝先生え書状さし出不ㇾ申、よろしく、且龍馬（坂本）・昶次郎（近藤）へも同様之事。

（竹崎八十雄藏）

一六一　勝海舟へ　元治元年十一月十日　小楠在熊本　勝在江戸

一書奉呈仕候。初寒砌益御安泰に被ㇾ爲ㇾ成ニ御座一、奉ニ恐悦一候。然ば山田五次郎歸國御許之御事情具に承知仕候。　幕庭御威光御舊復に付ては御許風波增長、御痛心之程想像仕候。今更驚く可からざる事とは乍ㇾ申、餘り成る御趣向實以　皇國治亂之分界今日に迫り候にて、有志の國々は十分之盡力いたし、此門關は破り不ㇾ申候ては難ㇾ叶、征長落着之上は諸藩有志之御方は直に御上洛心力之限御盡し被ㇾ成度、乍ㇾ不ㇾ及内輪專心配仕候。薩・肥・越之三藩さしはまり候へば其餘之諸藩も響應可ㇾ仕、何分此三藩一致之處第一にて、天下公共之國是相立て申度奉ㇾ存候。先達て番町（大久保一翁）より御書状參りい才御申越に相成　大樹公

益御聰明に被レ爲レ在候故群小相憚り、何事も達二御聽一不レ申閉塞甚敷由實に落涙仕候。此勢にてはとても關東にて御開明は六ケ敷、御上洛被レ遊候へば第一　天朝より明白之御議論被二　仰出一、諸藩よりも十分之献白に相成り候へば是非達二　御聽一可レ申、其上にては是非黑白必ず御了解被レ遊、御明斷に出ざる事不レ能勢とも變じ可レ申哉、懸二神明一奉レ祈候。

方今之勢戰爭程大適藥は無二御座一、薩・會・越等趣向は相違り候得共因循之氣習は漸々變却に向い珍重仕候。弊藩因循尤甚敷御座候處、昨今出陣に向ひ候ては何やらん本氣に相成り申候。此上一戰いたし候へば勝敗共に功能可レ有二御座一候。逆徒相こたへ暫にても籠城いたし候へば大馳走と奉レ存候。宇和島老侯（宗城）明君に相違無二御座一候。家中一致政事筋も行屆申候。實封十八萬石位にて産物輸出之高米穀を除き四十五萬兩内外に至り餘程富貴之由にて、征長にもさし支へ無二御座一、精兵四千餘出し申候。近日薩士五代才助御招請に相成申候。私へも追々御近習被二差越一下問有レ之、乍二小藩一賴み御座候間達二御聽一置申候。此段迄拜呈、餘は追々可二申上一候。以上。

十一月十日　　　　小楠横存拜

安房守様

尚々時分柄御自愛可レ被レ成候。甥共如何罷在候哉、不二相替一怠惰に打過可レ申候。御嚴叱萬々奉レ希候。

兵庫にあつた勝は元治元年十一月二日突然早々江戸に歸府を命ぜられ軍艦奉行をも免ぜられたので、(傳記篇第十六章、四參照)此の書面は多分江戸で受取つたであらう。此の書面に對してゞらしく――或は此の後かもわからぬが――勝は慶應元年正月二十日付にて左の書面を小楠に寄せた。

勝海舟より

被㆓仰下㆒候宇和島侯共老侯春山公は小拙も懇意家に御座候。諸侯中之人物と存候、先年大坂にて一會談して見申候。

新禧芽出度奉㆑賀候。扨舊臘御差立之御手翰正月五日入手、縷々被㆓仰下㆒候事共至極御尤千萬と奉㆑存候。小拙儀も舊年放官漸歩行願も相濟候仕合更に一言も無㆑之、土・越も折々來訪候へ共別段議論も無㆑之、唯々消閑の工夫より他は無㆓御座㆒候。都下至極之無事皆々復舊之事に取掛られ、また別に手段も無㆓御座㆒模樣驚入候形勢而已。少々議論ある輩も不㆑被㆑行半信半疑而已、不㆑遠又々一變相生可㆑申と存候へ共各々一(不明)□遁に暮行候と推察被㆑致候。長州之御所置も散々之事之由、各其筋え加り候者も甚不首尾之樣子と被㆑察候。小拙從㆑初此事には論も有㆑之、乍㆑不㆑及建言致候處終に不㆑被㆑用、其終に到りては拙策を被㆑遊候事共痛憤に堪(マヽ)不㆑申候。神戸(操練所)も先其儘建居候由、是は御取崩に相成可㆑申哉更に定評不㆑承候。當時は先御取止之方可㆑然哉、之も果敢敷事は有㆓御座㆒間敷、とにもかくにも不㆑出㆓數年㆒御取建に成可㆑申と安心(一カ)□笑いたし候事に御座候。

舊歳松前豆州(伊豆守崇廣)上京さるべく候處歸東直にも引籠候。是は穩密に云々も有㆑之候由。當節は唯々眼前之穩に有㆑之候へば悅候人而已、掩㆑耳竊㆑鈴と申事實に的當之名言と存候。御示教之策相建候へば少々覺知候者も可㆑有㆑之、何分當時は天保度之舊弊人ならでは在官被㆑致難く、纔に氣骨ある者も放官と相成扨々無㆓是非㆒次第、氣運之變形勢之遷轉は存

外のものと存候。畢竟は人物無レ之、無識故と恥入候事に御座候。又々口（付カ）二後便一先達ての御請旁如レ斯御座候。已上。

正月廿日認　　　　　　安　房　守

横井小楠先生

（彌富熊太藏）

慶應元年

一六二　岩男俊貞・野々口爲志へ　慶應元年五月二日・七日・十三日　小楠在熊本　岩男・野々口在長崎

岩男は名を俊貞と云ひ、小楠門下。小楠の二甥左平太・大平と倶に勝塾に學び、當時も同じく長崎に語學修業中。野々口は名を爲志と云ひ、同じく小楠門下。夙に開國進取の說を抱き率先洋學を研究し熊本洋學校の開設に力を盡くしその敎師となり、後には私塾を開き肥後洋學の鼻祖。當時は藩より選抜されて長崎に洋學研究中。

十二月十四日の御狀相達、忝々拜誦仕候。愈御安康珍重に奉レ存候。御許何（禮之助、長崎語學所學頭）先生引立官敷諸藩生も漸々多人數に相成、別て社中は格別精勵の實相貫き候段重々大慶仕候。

宮部事上海迄乘込候段、就ては畢夷密商之事扱々奇怪々々。宮部事は初耳にて、長州密交易之事は先日京都より申參り候と符合仕候。京師よりの次第にては長州より英人と及二密易一候故フランス人尤激怒

いたし　幕府に申出候段迄申來候。何（イヅレ）に其儘にては相濟申間敷、どふか落着は可レ有ニ御座ー候。
京・關之事情先頃得ニ貴意ー候筋と又々打替り、先は大に都合宜敷方に相成申候。其次第は　幕府張威之主人牧野（忠恭）・諏訪（忠誠）兩閣老先比御役御免、其外芙蓉間御役々も御免在レ之たる由、いまだ實情不分明。塚原・御手洗の兩御目附長州に下向、大膳殿（毛利敬親）父子被ニ召寄ー之命申聞、長州御返答次第に　大樹公直々大坂に御出にて親征可レ被レ遊との被ニ　仰出ーにて有レ之候。

幕府より京師に被ニ仰越ー之趣左之通り。

上坂之儀先達て被ニ　仰出ーも有レ之候處、方今長防之形勢全鎭靜とも不ニ相聞ー、既に激徒再發之趣も有レ之深被レ爲レ惱ニ　宸襟ー被ニ　仰出ーも有レ之、且先達て塚原但馬守・御手洗徹一郎被ニ差遣ー候趣意若相背候へば急速進發可レ有レ之候間日限被ニ申出ー候節聊差支無レ之樣可レ致旨被ニ申出ー候。此段御兩卿え御通可レ申旨年寄共より申越候事。

四　月

右之通迄申參り候、政府（肥後藩）えも同樣之信報之由、中々案外の變態恐悅々々。　幕庭一新いたし候へば當時之勢　京師も決て異議は有ニ御座ー間敷、且又長州之形勢は激徒益盛に相成、萩之諸有司正義之徒は渾て追退け別に登用に相成是皆末家淸末（キヨス）之斗（ハカライ）之由、夫故萩表も悉皆激徒に屬し當時は長門殿（毛利元德）山口に居られ候も萩之樣に移住之由、長防一圓共に激に屬し、獨岩國のみ正義相守り必死に相固め居候由、右は京師の傳報並に熊本より探

聚に出し候書之書附大抵符合す、塚原・御手洗兩監察長州着後之次第いまだ相分り不ㇾ申候、近日中には相知れ可ㇾ申候。必竟幕府今般之一新、其所以一向に相知れ不ㇾ申、實に驚心仕候。當月十五日前後には嘉悦・内藤歸府いたし候間い才事情も相知れ可ㇾ申候。

茶當時は直段下落之段全洋商之奸曲と被ㇾ存候。如ㇾ此不都合にては折角競立し茶急に衰亡に可ㇾ及、洋人共誠に遠大之心無ㇾ之、日本商人と同一情可ㇾ憐者共に御座候。何に七八月比にも至り候へば又々上げ可ㇾ申候。此段迄拜復、餘は付二後雁一申候。已上。

五月二日認　小楠拜

岩男君

野々口君

尚々時分御自愛可ㇾ被ㇾ成候。佳筆被二贈下一忝々拜受仕候、近々に試可ㇾ申候。岩男君御全家御無事々々、御許諸君え御致聲可ㇾ被ㇾ下候。已上。

追啓

前書相認置候內追々急報參り、彌以　幕之光景盛大と相成申候。全體是迄之體段牧野・諏訪之兩閣を初幕威主張之輩私見を張り立、京師の情實は申に不ㇾ及何事も　大樹公之御聽に達し不ㇾ申、誠に否塞之甚しき申も中々愚也。然處御譜代之內誰殿と申姓名不二相分一二三人京師之事情を得候て參府之上段々言

上に相成、右之内姫路酒井大老（忠績）之嫡子同様にて是迄大老は牧・諏之味方之處、大に合點にて一々言上に相成候由、夫より　大樹公初て情實御聽に達し大に御英斷にて會津えは格別之御直書被レ仰下、是迄會之忠勤御賞詞に相成る、松前閣老（崇廣）は牧・諏と合ひ兼引入に相成候處尙出勤被レ仰付、板倉防州（勝靜）も再勤也。夫より長州御親征被レ仰出、去る五日より御先手漸々江戸押出し、　大樹公には來る十六日御發駕姫路迄御動座也。勝先生海軍總督被レ仰付、鐵炮方にて江川太郎左衞門相添らる。全體此節は關西之大名疲弊被レ聞召上レ候由にて御譜代等にて御征伐之筈也。此方樣えは江戸御役人取り切御先手御願に相成候處六番手に被レ仰付レ旨いまだ寄せ場之樣子は不レ相分、將又一切御政事文久御改正之度に被レ仰付、當年參府之大名は御免許に相成段天下一統御達に相成る。

右今日迄相聞候處大略追啓仕候。誠に以恐悦至極萬々太平の基と御神酒を御上げ可レ被レ成候。

岩男君御紙面今朝相達、龍馬（坂本）事い才承知仕候。是は此變動にて定てどふかいたし可レ申候。沼山に參り候へかしと重々相待申候。此段迄申縮候。以上。

五月七日晝認　　小楠

岩男君

野々口君

三白

勝先生海軍之事前書に認候處是は實否不分明也。近日急報參り不レ申、どふぞ實事にて有レ之候へかしと祈申候。

長之兵力は中々盛成る由にて一旦には落去に至り申間敷、甚氣遣に存申候。海軍にて直に萩に押懸け候へば必ず全勝と存候。陸斗にては無二覺束一、何に海軍は起り可レ申、呉々も勝先生被レ用候へばどふとも相成可レ申候。

幕庭兵力は彌以盛成る由、農兵二萬は出來、全くの西洋流にて十分操練熟し鐵炮も大抵「ミニイケル」にて有レ之候由。去月何日にて候哉　大樹公操練上覽被レ爲レ在候處着到姓名五萬人、其日大風雨之處無二御延引一終日上覽、大小炮之音夥敷事にて爲レ在レ之由、尤稽古衣之儘にて何も改め不レ申候樣被二仰付一。前書塚原・御手洗長州に御遣しの上御親征と被二仰出一候處最早其儀に不レ及旨にて、直に御親征姫路に御本陣也。東海道御上りと被二仰出一候へ共大方海路にて直に大坂に御動座なるべしと申來る。此段迄拜呈、餘は大略仕候。已上。

十三日認　　小楠

岩男君

野々口君

(岩男忠亮藏)

一六三　甥左平太・大平へ

慶應元年六月十五日　小楠在熊本　二甥在長崎

其許洋學舘幕吏聚斂扱々心外に候。乍ㇾ然是等ありまへ（あたりまへの意）の事、可ㇾ驚事にあらず、他に拘らず可ㇾ成丈心力を盡し修行可ㇾ被ㇾ致候。他の非をのみ唱へ我が修行おこたり候は士君子の可ㇾ耻事也。志さへ厚く候へば木石をも動かし申候。目前之變態聊心に被ㇾ懸間敷、何も扱置き一身之修行第一にて、後來皇國中興之御用に相立可ㇾ申候外何も無用之閑是非也。能々可ㇾ被㆓心得㆒候。此段迄申遣候。已上。

六月十五日　　小　楠

兄　弟　當

尙々諸君へ可ㇾ然頼申候。伊達より書狀參り、返書仕出し得不ㇾ申、宜敷申傳可ㇾ給候。唐桊種早速うえ可ㇾ申候。當夏は雨計にて田畑共に惡敷、庭前沖之田は度々之出水にて半毛も取れ申間敷、四五日來晴に相成どふぞ續き候へかしと存候。

至誠院樣久しく坂口（不破）に御出之處今夕御歸に相成候。不ㇾ遠寺倉（秋堤）歸りに何も承り可ㇾ申候也。

追て膳所御とまりの節逆謀之者露顯、同家中にて六七人程被㆓召捕㆒、外に水戸者一人本國寺にふみ込み召し捕候由、此者共申出同類二百人餘も有ㇾ之段、此段申來る。未如何。

（小楠遺稿）

一六四　甥左平太・大平へ　慶應元年八月二十七日　小楠在熊本　二甥在長崎

去る廿二日之書狀相達夫々承領いたし候。不二相替一無事之段珍重に存候。此許聊もさし障無レ之候。扨京師之事情別紙之通りにて絕二言語一候。何に樣々之內症可レ有レ之、征長はとても出來申間敷、如何落着いたし可レ申候哉、扨々痛心いたし候。必竟幕之私故如レ此之成行とも相成候。就ては種々心配いたし責て御國許正議相立候樣に存候。正議さへ相立候へば如何成る變化にも應ぜられ候。とても天下之事は成り行に就き所置するより外盡力之致方無レ之、今日之勢決て妄動致す間敷、是より先種々變態いかゞ斗とも知られ不レ申候。先々靜に修行被レ致度存候。

時計江口より受取、此節は十分直り候と大慶いたし候。且西洋亂丸望之通にて小島渡候へば運動之爲吉加邊迄時々出浮可レ申候。無盡燈は宜敷都合次第遣し可レ被レ下候。右代金貳兩貳步位にて可レ宜哉、羽織之中に入置候間受取可レ被レ下候。先此段迄申遣候事。

八月廿七日　　　　　　小　楠

兄　弟　當

(赤星陸治藏)

左平太へ

西洋渡存念之由尤に存候。然し被ニ申越一候通り通辨且は彼の文字一と通は出來不レ申候ては無益に候へば何もさし置十分修行專一に存候。直傳習も出來候へば誠に致ニ大慶一候。且又天下之事も總て變態のみにて今日之凶は明日之吉と相成、明年中には如何變態可レ致哉、何も其時之所置にて只今よりどふとも不レ被レ申、唯々當然之修行重々祈申候事。

八月廿七日　　小楠

左平太殿

（小楠遺稿）

右二甥への書狀のはじめに「去る二十二日の書狀相達」とあるは左記書狀である。これも內容なか〳〵面白い。

左平太より

尙々岩男より宜敷申上吳候樣申候。此節御紙面の茶の儀御申越被レ下候間早速調、後便委細可ニ申上一奉レ存候。
以上。

一書奉ニ拜呈一候。秋冷相催候處被レ遊ニ御揃一益御機嫌能被レ遊ニ御座一、重疊恐悅之御儀に奉レ存候。次に私共儀何相替不レ申無異に修行仕候間乍レ憚御休意奉レ願候。然ば去る七月八日御仕出之御狀幷金子一昨日堀內より相渡、慥に受取難レ有奉レ存候。私儀は久々書狀も差上不レ申、思召も奉ニ恐怖一候。

一　京攝之事情も追々御申越被レ下、難レ有奉レ存候。此元にては格別相分り不レ申如何と案勞仕候。長州御追討之儀如

何相成候や、只今の通りにては中々急に行候儀は六ケ敷、扨々心外千萬に奉レ存候。幕府も此節御征伐之御達行レ之候て、再御追討も出來兼候位に候得ば迚も幕府は是切と奉レ存候。最早今日に至御歸城と申譯にも相成不レ申、只々御因循と奉レ存候。大坂之風評抔承候には此節將軍家莫大之御人數にて御滯坂に相成候ては町家の困窮甚敷由、何れ當年中も御滯坂に相成候ては町家は滅亡仕候と申事にて實に氣毒千萬に奉レ存候。長州之樣子は機械等も十分買入一日々々と強く相成候勢、幕府は乍レ恐一日々々御困窮に相成候ては迚も天下挽回之儀は相立申間敷奉レ存候。近日は京師之御模樣如何相成候や、一切相分不レ申甚案勞仕候　長州も吉川(監物)抔御召に相成候得共罷出不レ申候處にては最早日延も行申間敷奉レ存候。天下之勢實に危急存亡今日に至候得共、諸藩一藩も天下之爲盡力致候國も無二御座一候。誠に切齒慨歎之至に奉レ存候。

一　長州之事情は瓜生三寅(福井藩士)罷出候由にて直と御聞被レ遊候と奉レ存候。其後は一切相分不レ申、其外外國之事情も近日は格別相聞候儀も無二御座一候。對州餘程之內亂之由、格別委敷事情は相聞不レ申候得共此儀は內藤より言上仕候間略仕候。當港も近日は不レ怪異船入津仕候。船數も五六十艘參り賑敷事に御座候。併交易等は誠に寂寥たる事に御座候。交易船等は格別無二御座一、多は賣船之由に御座候。軍艦も四五艘參り申候。魯之軍艦も頃日入津仕候間此間見物に罷越候處不レ怪丁寧に見せ申候。丁度私共參り候中にプロイセンの「コンシウル」(領事)參り祝炮(マヽ)等打申候間大炮の手數等見物仕、實に速なる事感心仕候。

一　私共修行之儀も追々言上仕候通り學授も相不レ替寂寞たる事にて思敷修行も出來兼申候間、先頃より申談直傳習之儀を申立、私共連中より中山(左治右衞門、平戸藩留守居)御留守居迄願書差出候處中山より御國掛合に相成候處存外速に願濟に相成候間、何れも大歡にて直に教師(フルベツキ)へ罷越私共志之儀を得斗申談候處大きに合點仕候。教師も中々寸暇無二御座一候得共左樣之存念

にて御座候得ば西洋ニ時別段肥後生の爲傳習仕吳候樣申候。尤傳習の都合は教師より何禮之助〔前田〕迄屆けに肥後生大に志有レ之學校にて十分之傳習出來兼候と申候間自分宅にて傳習仕候と何迄屆け申候間中山よりも表向にて何に罷越右之趣相咄、何よりも別段肥後生世話に相成候段教師にも賴み込吳候樣相賴候處何も大きに受合申候間、夫より中山は教師に罷越表向にて賴込候處十分受合申候。尤教師云に自分は幕府より御雇に相成候間別段肥後よりの謝物等は一切相受不レ申候と申候。尤此節之儀は學校にて屆兼候間自分宅に引寄教導致候間決して學校其外役人共より六ケ敷申儀は出來不レ申候と申候間大に好き都合に罷成、此節は十分之修行出來候と何れも大慶仕候處何抔表向にては受合候得共段々六ケ敷名儀を付け、全躰此節之傳習を崩す胸中にて御座候間私共何れも憤り、此節は十分議論仕候て學校幷に何を引拂候決心仕候て何に罷越右之趣相咄候處、大に恐れ決して左樣の儀にては無二御座一候間本の通り日々教師宅に御出之儀は少も差支無二御座一候と申候間昨朝より罷越傳習仕候。實に當地之者共何之用にも相立不レ申候。何抔の心中も外藩生强より候儀をきらゐ共より此節之傳習も娟嫉致申候。扨此節之御紙面にては私共修行之儀器械等尤肝要と被二仰越一、私共も出立前御咄御座候間其主意は決て忘不レ申、實に現在に取かゝり修行仕候と奉レ存候處當地に參り候ては何も御咄の通りに參りかね、製鐵場にも追々罷越見申度奉レ存候得共中々幕吏の聚斂甚敷、製鐵所に參り候ても御留守居より鎭臺迄御願に相成其上にて無二御座一候得ば見物も出來兼候位にて、萬事此節之樣に譯なき事に罷成申候。併軍艦には追々罷越候間器械等之儀は十分心を入申候。私も段々考候に洋學に打立候ては迚も日本にて成就致候儀は六ケ敷奉レ存候間私は是非々々洋行不レ仕ては迚も實事は出來申間敷奉レ存候。洋行之都合も段々洋人に承り入費等相調申候處中々莫大之費用にて御座候間餘程六ケ敷奉レ存候。付ては私英學も尤肝要之處迄一日も早く仕上申度奉レ存候。第一通辨の儀は志有者は是非仕ずては相成不レ申候と奉レ存候間先通言を肝要と奉レ存候。私共も必死

にて來夏中も學候得ば今日入用丈けは出來可レ申かと奉レ存候。其上にては隨分異人と咄も出來必ず緣も付志一つには「マタルス」(水夫)にても相成候得ば隨分洋行も行可レ申奉レ存候。併此儀は私壹人決心仕候間乍レ憚左樣思召被レ上可レ被レ下候。私儀も此間は此元引拂候方に決定仕候時分一寸罷歸り色々御思召奉レ伺、其上にて進退相定江戶の樣にも暫は罷越候覺悟にて御座候得共直傳習の儀も本の通りに相成候間先當地にて一通出來候迄は十分之勉强仕候筈に奉レ存候。色々此動搖罷成ては一寸罷歸奉レ伺度儀も御座候得共往來に大分日數も費し候間先相止め、何れ冬に相成候て稽古も休み候得ば一寸罷歸可レ申奉レ存候。此節は差急ぎ相認め申候間御推覽奉レ願候。余は讓後便、早略如レ此に御座候。恐惶謹言。

八月二十二日夜認　　横井左平太

御叔父樣

尙々時下乍レ憚折角御自愛御專一に奉レ祈候。扨此節は金子御贈被レ下難レ有奉レ存候。併嘸々御世話被レ遊候奉レ存候。此元も思の外入込甚心痛仕候。

一　無盡燈此節は是非さし上候存念にて余程せがみ申候得共まつり前にて一向出來かし不レ申候。何れ後便には是非差上可レ申奉レ存候。

一　西洋亂丸此節さし上申候間左樣御承知奉レ願候。以上。

（横井時靖藏）

一六五　在長崎同社中へ（別啓）　慶應元年八月二十七日　小楠友寄本

別紙內密

京師之事情御留守居並探鑿方より政府（肥後藩）に申參候趣は追々申遣候通り。公武之御間御一致にて公平之御趣向彌以不ニ相替一、近來に至る迄無ニ別狀一との事にて外に何之模樣も知れ不レ申內十日以前に越邸より書狀參る。其大略は

是は初秋之比同社より越・薩に方今之議論申遣候返書、薩よりいまだ參らず。

方今之勢甚以危急に落入候次第は　大樹公御上洛は全く幕威更張之御趣向にて初發御參內之節も御熟議に至り兼、御下坂後御上洛は深く被レ爲レ厭候御模樣、京師より人材御擧用文久度之改正に復せられ候樣被ニ仰出一候へ共長征後に可レ被ニ仰上一旨にて御請無レ之、其上御老中上洛にて征長等之議一々には御伺不レ被レ爲ニ出來一段御屆に相成等にて全く　幕威御更張之御趣向近比に至り候ては參謀之御方々も一言も被レ出がたき勢

參謀之御方々とは會・桑抔を言なるべし。

右之通りにて越よりは周旋等一切否塞、此許より申越次第重々同意に候へ共何とも盡力いたしがたし。此上は十分の御更張却てよろしかるべし、左樣なれば強き者は眞に怒り弱者は眞に屈す更に又一大變動と相成に相違無レ之と申來る。

當公御召に相成居候へ共御脚痛にて御斷、是には越邸何も大に骨折之由

春嶽公御召と申事は先頃申遣候通りにて、此許京邸より政府に申參候由に候處越の紙面に一切此事無レ之、且昔中之趣に候へば雲泥之相違にて必定虚言なるべし。此紙面參り不レ申前京邸よりの飛脚も間遠にて内々政府に聞合すれば唯々不二相替一何に因循ならんとのみ申事にて甚疑惑いたし居候處右之紙面にて案外之事情大に驚き申候。必竟上田(久兵衛)初探鑿之面々會・桑に寄り懸り、薩・越等之諸藩は向方に見離し居候故會・桑よりの傳聞のみにて却て内輪之事情は分り兼たるに相違無レ之と噂いたし居候内、一昨日葉室新助大坂より大早にて到着

葉室江戸より交代にて下懸け大坂より早に成る、當時上田列大方大坂に下り居る由

京師事情大變動、近衛殿(忠熙)初舊鎖港之思召、廷臣は大方是に一致被レ致、二條殿(齊敬)も同樣にて　大樹公に御押懸けに相成候。　公・幕兩端に相分れ全く氷炭いたし候由に申來る。

大越之紙面は早速政府にさし出候處是迄聊も京邸より不二申來一筋故に何やらん疑惑之處、葉室着にて大驚き所レ謂寢耳の水之如き扨々案外之至に候。先頃此方より獻白之次第は内藤子(泰吉)承知之通りにて尚又其條理に因りて獻白いたし候筈也。

案に　幕府之御趣向全く越之申越之通りにて人心憤激いたし、夫より舊鎖港と云ふ横かみ破りの出しならん。幕の困窮は察せられ候。扨々いたし方無き事也。

長州之事は吉川(監物)・徳山(毛利淡路)御斷にて、長府・清末え上坂被二　仰出一、四十日限り也、(幕府、慶應元年八月十八日に九月二十七日迄に上阪すべきを命ず)是は　京師よりも被二　仰

出㆒し也。

右之通り晝夜雲泥之相違、此末如何成り行可㆑申哉不㆓相知㆒。乍㆑然我等は決て妄動いたし不㆑申靜に傾聽可㆑致候。不㆑遠京報も可㆑有㆑之、先今日之形勢如㆑此に御座候事。

八月廿七日　　小楠拜

同社諸君

尙々此紙面は兄弟當之心得にて相認候間、文武失禮御海恕之事。

內藤兄先便御狀忝候。對州絕㆓言語㆒申候。以上。

（岩男忠亮藏）

慶應二年

一六六　靑山小三郎へ　慶應二年三月二日　小楠在熊本　靑山在江戶

牛島五一郎（小楠社中）列出府仕候に付一書拜呈仕候。時節愈御安康に被㆑成㆓御勤㆒、珍重に奉㆑存候。先以久々御安否伺不㆑申失敬御海容可㆑被㆑下候。小壻不㆓相替㆒無事に消光仕、御休意可㆑被㆑下候。然ば卽今之光景何とも難㆑申、如何成落着に至り可㆑申哉、扨々不可思議之世界に御座候。御許之事情は一向承り不㆑申、大久保（忠寛）・

勝（海舟）兩氏不ㇾ相替ㇾ沈淪致し方無き次第に奉ㇾ存候。乍ㇾ去是亦天命にて却て後日之開とも相成可ㇾ申哉。定て時々御尋可ㇾ被ㇾ成奉ㇾ存候。九州筋之動靜は同社中より御承知可ㇾ被ㇾ下候。一言にて云へば先づ割據之二字に落入申候。言上之儀は山海に候へ共、任ㇾ幸便ㇾ御起居相伺候迄大略拜呈。餘は付ㇾ後雁ㇾ申候。已上。

三月二日　　　　横井平四郎

青山小三郎様

（友野某藏）

牛島は慶應二年三月に出府したし、又「續再夢紀事」所載の松平春嶽が同年四月十五日付にて勝海舟に寄せた書面中に當時青山は江戸に居ることが記してありもするから、右小楠の書面は慶應二年のものである。

一六七　彌富千左衛門へ　慶應二年六月五日　小楠・彌富在沼山津

千左衛門名は時秋長道雅、小楠居村沼山津の素封家西彌富家（外に中・東の兩彌富家あり）の主人。小楠とはよほど氣心が合つたと見え、其門から川傳ひに殆ど毎日の様に訪れ、四方山の話の末はいつも酒席になつたといふことだ。（傳記篇第十六章、二參照）

先時は御書紙被ㇾ成下ㇾ忝々、宗兵衛（千左衛門實弟）君明日御出立（小倉役に）□々拜祝仕候。罷出候樣被ㇾ仰下ㇾ候處、御承知の通りにて御無禮仕候。扨鶴菴（裘草カ）・カミツレ（裘草）持居申候に付御さし合仕候。一樽祝呈仕候。此段迄略呈、何も近日に

參謁萬縷可二申上一候。頓首。

六月五日　　　　　　　小　楠

千左衛門様

（彌富破摩雄藏）

一六八　毛受鹿之助へ　慶應二年七月三日　小楠在熊本　毛受在京都

毛受晩年は洪と稱す、越藩士。初明道館訓導師であつたが、後政務に與りて側用人本役に累進した。當時春嶽は長防再征につきては其の名義明らかならず、諸侯にも出兵を肯ぜざる者少からざるより、之を斷行せば幕府の威權失墜し不測の禍亂を惹起する恐ありとて之に反對して居たので、毛受をして征長の事情を述べて小楠の意見を聞かしめたが、本書は之に答へたもの。

國家事端起りしより既に十餘年に及び禍亂月日に長進し内は列藩人心服從せず外は各國兵端を開かんと爲るの砌、長州御征伐を急務と被レ遊　朝・幕之命を以諸藩之人數を被レ召候處、藝州口之外藩　命に應ぜず、御譜代衆にて御討入勝敗互に有レ之、長州方聊屈挫之色無レ之由、九州は小笠原閣老（長行）小倉に御下り候處諸藩之人數參り居不レ申、依レ之諸藩へ頻に御催促に相成り、久留米・柳川少々人數さし出、肥前は中途迄、筑前は黒崎迄、弊藩は近日に小倉に差出、薩州幷宇和島は初發より御斷にて有レ之は、長州方先月十七日洋船五艘にて田浦へ逆寄いたし、臺場を乘取り直に滯在翌日引島へ引取、（引島は長州にて小倉城下眼前に見る。）下關には大

分之人數能在候由。閣老より引島乘取候樣下知有レ之候得共、弊藩人數は先手少々參着之日にて外は久留米・柳川等些少之人數にて其事行れず、然る處英・墨・蘭三國之軍艦先月初横濱より長崎に參り、同所領事官幷敎師等集會談議之次第は僞勅之一條を初是迄不信義之稜々幷兵庫開港之取り極め、長州戰爭相止め等此節一擧に押破り候趣向之由、墨之敎師フルベツキより弊藩士人承り候趣也。其後三艘は薩州幷宇和島へ親懇を結候爲能越候旨鎭臺に相屆出帆、外二艘は長州に參り候由、（藩人鹿兒島へ參居候内三艘同所へ入港いたし候。）先月廿二日佛艦二艘小倉に參り上陸閣老に面會、長州公命を受不レ申は長之非分にて御征伐同意之由にて、長州へは書翰にて說得いたし候旨申出候。同日英艦にも參着、閣老に申入候趣は征長に付談判可レ致旨有レ之軍艦に御出被レ下度との由、内々御闕繕之處征長不同意、佛とは雲泥之相違之由、閣老御病氣之由にていまだ御應對無レ之旨近日小倉よりの急報にて有レ之候。大抵小倉之光景は藝州口既に戰爭を始候より、閣老頻に乘入をさし急ぎ被レ申候得共諸手の人數さへ未だ參集不レ致、且三里之渡海長は洋艦五艘を繫け、諸藩は其用意も無レ之勝算一として無レ之、必死之地に乘入候は何方も一切不承知之由、肥前は軍艦も有レ之外に洋船三艘か所持にて、先手乘入候へば直に進發可レ致との申立にて差控居候。諸手一切談議も出來兼候上に英・佛黑白之難決を持懸け候得ば、如何之御議定に相成可レ申哉、何れ曠日持久月日を空するに至るべく、更に又如何成る變態を生じ可レ申哉、朝變暮動更に無レ極勢に相成申候。薩州は一切否塞に落入り隱然と一趣向を立專外國と親懇相結び候。必竟は　幕庭舊來之御威光御張立・文久度之御改正

御引戻し・外藩御參豫・兵庫海軍御さし止・專長州御征伐御取り懸り、薩は一々御非政申立屢献白に及び、殊に會津とは趣向黑白に相變り、彼是今之否塞と相成候。譬ば長州御勝利に相成候共更に又一大强國之長州眼前に生ずるは必然にて、況哉長州必勝之勢見へ不レ申候得ば所レ謂是乘レ虎之勢遂に進退維谷之地に可レ至、伏願は　廟堂之上　皇國太平之爲、萬姓安穩之爲、斷然として自ら罪し玉ひ、天下人望之名公を御登用、旗下有名之諸君子御妙撰、內外之隔無く天下之御政事天下と共に被レ議候御趣向に御改正被レ遊候へば未だ一令を出されずと云へ共天下之人心渙然と相改、歸向可レ致は必然にて有レ之候。（當今大久保殿上坂之聞有レ之、薩之有名者火船にて馳登れり、是其確證なり。）然上は外國之信義自然に相立、長州之御所置干戈を動かさずして治り候は更に可レ疑事に無レ之候。今日之危險實に太平之基にて不レ可レ失之大機會と奉レ存候。頓首。

七月三日　　横井平四郎

毛受鹿之介様

任二高諭一今日の事情承り次第隨て拙意聊附呈仕候。彼是忌諱に觸候事不レ憚認め候間、外間に流布不レ仕樣御心附吳々奉レ希候。以上。

認置候中小倉急報之趣、英も談判の上長州無道に相極り征長無二異存一旨申出、英・佛共に引取申候段相聞申候外は、本行の通り相替り不レ申候事。

（小楠遺稿）

一六九　彌富千左衛門へ　慶應二年七月二十九日　小楠・彌富　在沼山津

唯今安場一平參り、廿七日小倉戰爭の委細承申候。平野・永嶺・大丁坂御物頭手。外御物頭手四箇所の戰爭何方も御國に勝利を得、恐悦此事に御座候。御國討死名前

山野平八郎
高橋作左衛門
栃岡四郎兵衛
野村虎太郎
濱治七郎平
田邊格太郎

手負

竹原半藏
尾藤新之允
緒方常彦
關勝之助

右の通り大急の御使に申參り候由、委細は今晩・明朝迄には申參り可レ申候。御氣遣も可レ有二御座一、御通知仕候。以上。

松村十之丞
松村組小頭

廿九日　　　　小楠拜

千左衛門様

（彌富破摩雄藏）

一七〇　勝海舟へ　慶應二年八月三日　小楠在熊本　勝在大阪

先月十一日尊書相達、難レ有拜見仕候。益御安泰に被レ成二御勤一、奉二恭賀一候。縷々被二仰下一候趣一々奉二敬承一候。殊に會へ御書達重々御至當無二間然一奉レ存候。如二高諭一忠實の意は兼て感入候得共、一藩知識に乏敷、夫故專征長を主張し薩へも疑惑致し、今日に至り至困之地に落入申し、扨々殘念に御座候。　大樹公御薨去・征長瓦解、大難事一時に到來安危寸尺に迫り申し、御繼嗣橋公（慶喜）強て御辭退と承り、何れ御深慮可レ被レ爲レ在奉レ存候。皇天若し　皇國に幸し玉へば必ず賢明の君立せ玉ふべし。一新更始今日に有レ之、危を變じ安と爲すは更に疑無二御座一候。不レ能レ然ば不レ可二復爲一、同屬相喰慘怛を極め可レ申候。天意何に

か任るゝや可ㇾ恐可ㇾ懼。越老公(春嶽)御出方は誠に急流底中の柱共可ㇾ申、此節は十分の御盡力可ㇾ被ㇾ遊深く奉ニ念願ー候。先達毛受鹿之助より申越旨に御座候て、拙存さし出申候。今日に成候ては何も跡事に相成申候。拙藩も使者さし立國議言上可ㇾ仕候。此段迄奉復申上度、餘は後日に言上可ㇾ仕候。頓首拜。

八月三日　　　　横井平四郎

安房守様

再白小倉之容躰は夫々御聞に相達可ㇾ申候。先日宮川小源太(小楠門生)上坂、定て拜謁仕候と奉ㇾ存候。拙藩近況は御承知被ㇾ下候通りにて、澄之助(細川護久)・良之助(前出)彌以議論明白大に快然たる事に御座候。薩とは聊以異趣無ニ御座ー候。何も大略仕候。以上。

右は亡友帖より採録したが、勝は右書簡に左の如く附記してゐる。

慶應二年六月余譴責中、突然として命あり大坂に到る。七月將軍大葬の事あり、此際の悲慘不ㇾ可ㇾ言。國家挽回すべからざるの勢益困たし。竊に使を馳せて先生(小楠)の所見を問ふ、是其時余に答ゆる者也。嗚呼余が日錄中詳記して後證に備ふるもの、こゝに五六年、就中當時の形勢また再讀に堪へざるものあり。

なほ「竊に使を馳せて先生の所見を問ふ」たと云ふ慶應二年七月十一日付の勝の書翰は左の通りである。

勝海舟より

秋暑彌候へ共益御勇祥被ㇾ成ニ御起居ー、重々奉ㇾ賀候。扨小拙事先々月(六月)廿八日俄に降命再職非速に上坂被ニ仰付ー、近年萬事を放擲仕益懶惰と相成、御斷可ニ申上ー心得に候へ共一ト先上坂の上と存候。去る十日出立廿一日坂着之所忽ち上京

之事有レ之、（其事は西郷會津之說話に係り實に道理而已。）御用も相濟七月六日歸坂、追々長防之事共も承試候得共散々之事而已、少々愚說も申出候得共閣老（板倉稻葉）兩侯は大に宜敷、其他監察（川勝・戶川・岩田）等有レ之而已、皆微力上臂を引れ候事多く事不レ被レ行他は又不レ可レ論不レ可レ言、越老侯も御上京鳥渡一橋殿にて拜謁、中々御說は被レ行中間敷勢有レ之、今少々時機御見合之方哉と相考候。薩岩下えも面會可レ感卓絕之活話、乍レ去未だ大猜忌解けず、しかし是等は小拙力にて解說可レ足哉と存候。○彼の萬民性靈を保護被レ致候大侯伯中今少々眼目有レ之候はゞ此同屬相喰之場合に陷申間敷、殆ど印度之前轍、既に狎邪輩佛蘭西え金を借裂地之說行るゝと聞く、誠に痛歎之限。坂地は米金缺乏甚敷由、危急旦夕に有レ之候。猶兩三輩之小人私念逞せむ爲に我が國家を破る、可レ驚之甚敷もの也。御國幷肥前邊之兵を賴み一日を遁候樣子實に可レ驚事と存候。何とか御周旋可レ有レ之至嶮之時機と存候。御高案被レ下度候。何分此會に押至候ては大諸侯に有らざれば開かれず言はれさる場合有レ之候。邦內之一小事猶如レ斯、況哉外國之交際に於ては如何之成行と押移可レ申哉、諸官上下共餘りに徂長に屈退被二致居一候間會津家へは極て陳腐之說認差出置候。草稿內々御廻申上候、何分狹小に候得共誠實可レ感家柄と奉レ存候。○小拙何之御用も無レ之、唯々愚說被二相聞一候位にて此御場合に居候は誠に汗顏に不レ堪、且莫大之御費弊中米穀を費候而已計も尤不本意故度々御免引籠之事申上候得共中々御ゆるしも無レ之、可レ談人も無レ之小人に忌れ屬目せられ候も堪不レ申候間何とか一手段致可レ申と存候。御國は追々智覺相增候由度々承及候間、龍（良カ）之助公子も篤と當節之至難御聞に入置、　皇國へ御大忠御立被レ遊候樣偏に奉レ仰候。先生之御見解速に御示敎も承度、多事中亂筆を以略々申述候。以上。

七月十一日　　　安房守

小楠先生

尙々小拙之說も第一等・第二等・第三等々々と申立置候。第一等は多分西陲邊は同意と存候。其第二・第三は兵は拙速を貴ぶ、速に戰速に寬大を以所置す、是人を殺し人を破る事少き故也など申愚說に有ㇾ之候、御一笑可ㇾ被ㇾ下候。皆空談に相屬將たして一時も行はれ申間敷、尤取捨は上に有ㇾ之小拙是を何とか思可ㇾ申哉、御一笑可ㇾ被ㇾ下候。如ㇾ斯長く兵を露候へば費弊は勿論、忽ち冷氣に到候得ばコレラ並熱病にて死亡戰爭より多かるべし、況哉數萬金を費して恨を下に買候は何ともかとも申候樣も無ㇾ之候。

自書

先年以來御國議紛々中大抵有志之正論と申は　天朝・幕府之御一和を以て致ニ一貫ーさるには無ㇾ之、小臣愚昧之意を以熟考仕候に、旣に是遠く　神祖之御微意を不ㇾ奉ㇾ察之狹少說と奉ㇾ存候。此論說を以一朝御採用相成候はゞ果して御邦內之一隔絕は判然と相起、所ㇾ謂同屬相喰笑を外國に取る而已ならず、後世之大批判御遁遊れ難き根定と推考仕候。夫當今之　幕府は上　朝廷之御任に替らせられ下萬民之姓靈を司之御接對は開闢以來之御事にて　王代隋・唐・朝鮮之比に無ㇾ之、御邦內悉く一致士民志を一にし舉ㇾ賢任ㇾ能小人を遠け遠く海外之情實を明にし、彼か道とする我か道とする所に於て御損益御取捨遊ばされ大小廣狹之所御平心を以事實に御充遊され候はずば恐らくは下民年々月々暗に陷り、勢上下反覆之形を顯し可ㇾ申は必然たる事と奉ㇾ存候。況哉鎖國以來之御舊典を主とし、此分域を出さゝるに於ては御至難重ね到り可ㇾ申と奉ㇾ存候。甚奉ニ恐入ー候得共幕さとられ候重大之御大任に御座候間　天朝・幕府之御間に於て御和御不和は決て無ニ御座ー候道理に御座候處、何ものを以御一和と指可ㇾ申哉、若將たして御名實之異成所候はゞ、御邦內之紛擾は如何程御高配御座候共終に不ㇾ被ㇾ爲ㇾ遁候處斷然たる御儀と奉ㇾ存候。大正以來は唯々御邦內之不覊を御鎭撫遊され候而已ゆへ自から　皇國時之宜敷に御所置も立させられ當今に押及候儀に御座候由。今世外國

府の御職掌と　徳川御家御一家之御事との御分別能々御勘辨遊され、願くは　幕府當今御至當之御職掌え御全力を盡させられ候所小臣愚昧之輩深く奉レ願候御儀に御座候。此御大典正質に御辨解無ニ御座一候はゞ決て御萬解は有ニ御座一間敷、當時西國は風化漸く進み必らず萬化他國に先立候間一朝御機軸至正に及候はゞ益御敎化に感動仕候も極て速成事と奉レ存候、厚御勘辨被レ下候樣奉レ存候。瑣細之事共は書面に不レ能、空敷紙筆を煩候而已と奉レ存候間以ニ口上一可ニ申上一候。謹言。

丙寅六月廿六日　勝安房守

會津侯閣下

（肥後藩國事史料）

一七一　元田永孚へ　慶應二年八月三日　小楠・元田 在熊本

忝々拜見仕候。昨夜は嘸々御氣削被レ成候と奉レ存候。扨小倉御引あげ誠に神速なる事にて、流石に隱居（下津休也）平生之精神感心之至に御座候。惣て萬事定て無ニ殘處一行屆候事と豫想仕候。

御廟議符節を合せ、實に恐悦々々。京攝御献白今日は定て相決し候ものに奉レ存候。實以一刻も早く被ニ差立一度萬々奉レ希候。如レ此瓦解に相成候ては是より先甚以六ヶ敷、とても　幕庭は是迄にて、被レ致樣は有ニ御座一間敷、定て關東御引返と被レ察、誠に諸有司之罪絕ニ言語一申候。夫はさておき、　此方樣御國議尤御明白に御立被レ成不レ申候て（マヽ）獨立致しがたき勢にも相成可レ申哉。　兩賢公子御廟算格別之御剛

決可レ被レ在夫のみ豫想仕候。先此段まで拜復す。朝變莫動、一兩日には尙又御模樣相聞奉レ待候。頓首。

八月三日

小楠拜

茶陽先生

(元田竹彥藏)

一七二　甥左平太・大平へ　慶應二年八月八日　小楠在熊本 二甥渡米航海中

一書申遣候。海上彌安全珍重に存候。留守中至誠院様始小兒に至る迄何もさし障無レ之無事平安にて、安心可レ被レ致候。當月中には着港と被レ存、如何のおち付やと想像いたし候。渡海中喜望峯は勿論風濤烈敷所も可レ有レ之、或寒暑之替り等意外之事のみと存候。扨此許征長之一件藝州口より事始にて、先手柳原井伊手散々之敗軍、紀州は聊もちこらへ候位にて有レ之、石州は津和野・濱田落城、長州中々一致にて强大之勢に相成候。小倉は小笠原閣老參着にて諸藩へ頻に出兵催促候處一向に應じ不レ申、御國幷久留米・柳川迄人數さし出に相成り、尤御國は溝口(藏人)・監物(長岡)殿兩手也。久留米・柳川は申譯之爲めに少々の人數也。其外は何方も出し不レ申。先月初長より押渡り田浦之臺場に責懸り小倉方一戰に敗奔、其後大里に取り懸候上に又小倉敗軍也。先月廿七日御國備場に責懸り候處朝六ツ半(七時)頃よりの戰にて七ツ過(午後四時)に終り、四ケ所之戰爭總て御國方打勝三百人餘もうち取、此方には討死七人手負十人餘に過ぎ不レ申、中々非常のは

たらき驚入申候。尤此節は下津隱居・監物殿付き添被ニ仰付ニ防戰之手配り等大に宜敷、一手惣懸りにはたらき申候。然處諸方應援は一切無レ之、御國一手にて遂にもちこらへ出來べき樣無レ之、此勝を隨合として笠（小笠原）閣老に及ニ論判ニ、晦日・朔日に二手引揚げ八日・九日に惣軍歸城之筈に候。尤此議は熊本に於ても澄之助樣・良之助樣惣軍御引揚之御議論にて政府中も一決、二日に木村徳（得カ）太郎御使にて大早にて被ニ差立ニ候處、南關にて監物殿よりの大早に出會兩方符節を合せ誠に恐悦々々。小笠原閣老は朔日に軍艦より大坂に歸りに相成候。小倉は同日外郭盡く自燒はだか城に成し家中必死之覺悟にて籠城いたし居候。小倉君侯は去年死去にて御嫡豐千代殿と申ていまだ幼弱、右豐千代殿・奥方・女子三人幷家中家内子供總て六百人餘御國にたより監物殿一同に被ニ罷越ニ山鹿（鹿本郡）より引き分れ内牧（阿蘇郡）御茶屋に御介抱に相成筈に候。右之次第にて長州彌强大之勢に乘じ、不レ遠上京之打立いたし、旣に藝州へは路を借り候書狀も差付け候樣に相聞へ、是は扨置　將軍家先月中旬御薨去（大阪城にて）に相成、御跡を相續一橋公に御内命之處一切御請無レ之强て御斷と承り、如何落着いたし可レ申哉、非常之大難事一時にさし起り誠に危急切迫之至に候。全躰征長を專に主張いたし候は會津尤甚敷、閣老にては小笠原侯にて有レ之、薩より申出候は天下之大事を誤り候は會津にて有レ之と顯然さし付候程にて、今日と相成り大困窮に落入候。越老公幷勝先生も出坂に相成り（勝は歸職なり。）專盡力有レ之、一橋公は定て御内存有レ之ての御斷と相見へ、幕威を主張之面々盡く御退斥、橋公御請に相成正議相立候へば薩は申に不レ及長も伏從いたし候に相違無レ之、左無レ之候へば

幕は是切にて　皇國割據分裂誠にいたし方無き勢に落着可レ致候。御國よりは近日に御使者被ニ差立一御國議被ニ仰上一筈に候。御國議之所は拙者献白之通り　兩公子思召に相叶、政府俗議悉く御論破に相成り誠に感心之至に御座候。

先月中旬　澄之助様（護久）御養子に（慶順の）被ニ仰出一、　良之助様御政事御上聞被ニ仰出一候。一統誠に難レ有恐悦々々。澄之助様御議論甚堅確に案外之御模様、　良之助様と始終御一致聊御隔り無レ之、尤時ありて御議論は合ひ兼候へ共終に一に歸し政府是迄之因循御破り被レ成、漸々政府中も好き都合に參り申候。是迄薩に疑惑甚敷候處　良之助様より薩に何之疑惑か可レ有レ之、若し疑惑之節有レ之候へば御聞可レ被レ成と政府中に被ニ仰出一、又は京坂探鑿方會津一方に相成り甚不レ宜、必學校よりのみさし出申間敷抔被ニ仰出一、且又御國人物も十分御承知、　御二方様共御聰明恐悦々々。　御二方様蒸氣船追々御乘廻し被レ遊長崎迄も御出にて、　良之助様思召は御自身ヨウロッパ・アメリカへも御出可レ被レ遊、中々傑然たる御模様也。海軍にて無レ之ては不ニ相成一筋も能々御了解にて軍艦御買上も頻に御催促之由、將又交易も外國に乘り出之思召也。何様監物殿初明日・明後日は歸城にて其上は御軍制一變可レ致候。虎之助殿も監物殿養子に被ニ相成一御家老見習被ニ仰付一、此人大に聰明大慶いたし候。先日溝口孤雲（蔵人）隱居御家老再勤被ニ仰付一珍重々々。唯々殘念成るは政府中道家（角左衛門）一人外に可レ然もの無レ之、是も漸々どふとも相成可レ申、右之次第にて御國は中々興起いたし候に相違無レ之重々大慶に候。

一　外國交易且修行として諸藩より罷越候儀兄弟出帆後無レ程　幕より御免達に相成候。尤　幕に相窺罷越候樣との事也。

一　當月中には到着可レ被レ致候。其上は早速書狀仕出可レ被レ申候。書狀參り候へば政府（肥後藩）にさし出し候筈に付アメリカにて日本之評判等其他アメリカ政事之樣子且風俗等何に寄らず悉敷認め可レ被レ申候。尤此節熊本之樣子申越候に付てはよしあし政府之事は別紙に認め遣し可レ給候。尤兄弟之落付且修行の都合等は本紙に認め可レ被レ申候。唯々政府之事は遠慮之事。

一　小倉之戰爭平野拒馬（コバ）臺大に勝利を得申候。長崎方本道より押懸り候間追々と引受操り廻し〳〵打立候て、此手にて二百人程もうち取候樣子に相聞へ、是迄西洋炮は專遠敵を打候ものにて玉目も大きく操り廻し輕便に無レ之、日本流之陸戰には場所に寄りては却てコバ臺・行軍（臺脫カ）・抔よろしくと被レ存候。尤永嶺手は「ボウト」にて勝利を得申候。是は谷を隔候てうち合いたし遠敵也。永嶺は自身「ミニイケル」にてうち取首をも取り大に功名いたし候。アメリカ南北之戰にて陸戰に輕便之筒發明いたしたるにて可レ有レ之、い才聞繕ひ悉敷可二申越一候。我等存るには臺はコバ臺・行軍臺等を斟酌し筒を西洋の筋付にいたし百目位なれば可レ宜哉、車臺にてはとても輕便には有レ之間敷存候。此節之戰にてヤリ（槍）・具足は廢り可レ申をかしき咄樣々有レ之候。小銃は「ミニイケル」に歸し可レ申候。

一　五穀を初日用之物品金・銀・銅・鐵・材木等何に寄らず根段委敷聞繕可レ被二申越一候。尤茶之根段上・

中・下能々しらべ可レ被レ申候。岡田拙藏歸國にて承り候へばフランス・イギリスにては十分之上茶を珍重いたし、根段も格別に高價之由。是は唐國より差し送り候上茶にて可レ有レ之候。是迄長崎之模樣にては宇治製抔の上茶は用ひ不レ申、一統用ひ候下茶買入候間茶之方は甚以不案内との咄しのみ承り候。岡田咄しとは大に間違候。アメリカも風俗は英・佛と同樣に候へば委敷可レ被ニ申越一候。

一　御國近來米之根段二百三四拾目迄上り申候。諸物も是に釣り合何も上申候、百姓は大に仕合にて珍重々々。大豆類は外國に用ひ候ものにて有レ之候哉。御國之品物にて其許にて專ら要(マヽ)ひ候もの茶・ロウ(蠟)の外何物にて候哉。シヨウイ(醬油)の類は如何に候哉。是又委敷吟味之事。

一　新聞紙之事、諸物之根段等疑敷見へ候事有レ之飜譯之間違か、又は奸商之所爲なるや、聞き正し可レ被レ見候。

一　軍艦・賣買船共に大小新古精粗樣々なれば根段も又樣々なる可し。然處其許新造之根段軍艦何十間大炮何十門なれば幾位程、賣買船も又同樣、且「アルムストンク」「ミニイケル」の類アメリカにて專ら行れ候大小砲新製にて註文いたし候へば幾位程と申候(事脫カ)能々聞繕可レ被ニ申越一候。

一　前條小倉外郭迄自燒と認候處矢島源助昨夜參り承り候へば本丸共に自燒いたし、家中惣人數中方々に落候由。御國へは前條之外末家二軒主從男女懸り參候由、御人數引き擧は右之落人之混雜にて甚だ難澁いたし候由、樣々之咄しにて一向に取り認出來不レ申候。源助咄しに藝州へも長よ(ト)押懸り、何とか

申所城下より二里計迄乗り込申候處廣島の城は紀州公に守らせ、藝之人數は悉く出張いたし防戰なんなく長勢を防留め對陣いたし居候由、家中家内は最寄々々の山林に隠し置候由、終始之處如何相成べきや、遂には落城に至るべきと存候。源助は人夫宰領にて小倉に參り居、大心配いたし候。

一　萬國公法と云書手に入候。是はアメリカの惠頓（エートン）氏之著書にて、歐羅巴各國の人物・諸國交際之道を論辯いたしたる書にて當今專流行之學問と存候。唐國にて飜譯、當春江戸開板、萬國交際には尤も需用にて定て其許にても流行と存候。其外此類の書様々可ㇾ有ㇾ之、又此學術は定て一科に立候事に被ㇾ存候。心を用ひられ度存候。

様々申度候へ共限り無ㇾ之、此段迄申縮候。何も後便可ㇾ申入ㇾ候。已上。

八月八日　　　　小楠

左平太殿

大平殿

尚々水土異なり候へば別て自愛祈申候。此許當夏は痢病等流行いたし候へ共留守は勿論縁家心易き所迄何のさし障り無ㇾ之、尤小野（彦次郎）殿カク（膈）症さし重り、先月盃後に死去に相成候。

一　前條に申遣候其許書狀熊本政府之事は何も無事に候。參り候へば必ず政府にさし出候間　君上の御覽に入候必定にて其心得可ㇾ被ㇾ致候。何事も明白に認め可ㇾ被ㇾ呉候。

一　前條小笠原閣老は上坂と認候へ共長崎より申越には長崎に被レ參候由。肥前・筑前を相催し尙征長之存念と申事に候へ共其實は大狼狽にて、上坂も出來兼候樣子也。

一　大坂より急報有レ之一橋公將軍職御內命之處一切御受無レ之、德川家御相續迄御聞入、是迄因循虛張之幕習御一新、天下之公論を御用天下と共に天下を治るの思召之由。尤征夷之職掌は天下に御撰可レ被レ成との思召斷然と閣老幷會・桑に被二仰向一候由、然し長州は尙御征伐の御所存にて既に當月廿日大坂御發途藝州へ御下向と一昨日に大坂より申參り如何之思召に候哉甚致二疑惑一候。此方樣よりは　御二方樣御英斷にて是非々々征長御留之御國議一定いたし、昨日小笠原美濃殿御使者として急速出立上坂被二仰上一筈に候。

一　越前三岡列御免許、平生之隱居也。春嶽公は大坂御出方也。越よりは八木八十八又々長崎に再遊、近日沼山にも參候筈也。八木より飛驒（本多）・主馬（松平）初何もより書狀迄り、大に都合宜敷段申參り候。柳川も大分宜敷相聞候。

一　牛右衞門十分のはたらき、山田（五次郎）・嘉悅（市之進）も同樣也。

一　江口榮治郎アメリカ渡海之打立、いまだ決定はいたし不レ申候。

一　若殿樣（護久）・良公子（護美）今日より蒸氣船にて長崎に御出懸四五日御到留、何に外國人杯へも御應接も可レ有レ之候。

一　橋公御家督甚非常之御存念、征長は大方御止に相成可ㇾ申候。何に天下も一新更始可ㇾ致、御國御二方樣(護久・護美)御英明何に政府之舊習漸々一新可ㇾ致候。兄弟純一之修行是祈候。

樣々申遣度候へ共此段申縮候也。

八月十八日

書狀追々に相認何も致二前後一候。十月初頃は書狀仕出し可ㇾ申候事。

追　啓

本書認終り候處に去る七月二日發バタヒヤ港よりの書狀到着、先々無事に同所迄到着珍重に存候。い才申越之趣うち寄り致二三讀一、數日之風波別て甚敷いか計苦勞と察入申候。船將壯年格別之長達感心いたし候。且又バタヒヤの光景國主之叮嚀一々驚嘆之至に候。被二申越一候通りにては十月終り迄にはニヒヨロク(新約克)に着と被ㇾ存候。至誠院樣より此節之御返事は不ㇾ爲ㇾ成候間拙よりよろしく申遣候樣との事に候。バタヒヤにてさへ右之通に候へばニヒヨロク着にてはいか計之美麗成る事や想ひやり候。何も〳〵不ㇾ遠到着之書狀相待入候。此許之成り行も天下治亂之分界(分カ)來月中には相成り可ㇾ申候。來月末迄には當書狀仕出し可ㇾ申候。此段迄申縮候事。

廿九日認　　小楠

一七三　毛受鹿之助へ（別啓）　慶應二年八月十一日　小楠在熊本 毛受在京都

先使小倉等之事情拜呈、其後之光景夫々御承知之通り果て大變動と相成、殊に　大樹公御薨去大難事一時に到來誠に危迫之御時節如何之御所置に出候哉。　老公様御苦心御憂慮奉㆓恐察㆒候。一日も早く　新大樹公御相續誤國の奸邪御黜斥、內外高名之侯伯は申に不㆑及御旗下顯名之諸君子御登用、別て薩は無實之寃寒に候へば大隅公（久光）早々御呼上長州之御所置御任せ被㆑遊度、惣て舊來之御非政御改正、天下列藩と共公正之御政道に出候へば所㆑謂凶を變じ吉と爲す一新更始　皇國之興隆此時と奉㆑存候。若又然らず、此大變に當り尚舊來之御所置に出候へば各藩分裂同屬相喰不㆑可㆑言之大禍亂とも可㆓相成㆒候。何も先書之拙存にて外に言上之筋無㆑之候。過言奉㆓恐入㆒候へども拜呈仕候。頓首々々。

八月十一日　横井平四郎

毛受鹿之助様

（續再夢紀事）

又　副

先便拜呈仕候澄(澄之助)・良(良之助)之二公子政事御聞に相成、件々之御英斷有レ之、舊來之因循漸く耳目を改候勢にて別て當節藩中之大慶此事に御座候。附呈仕候事。

十一日

小楠拜

(村田英彥藏)

一七四　彌富千左衞門へ　慶應二年八月十九日　小楠・彌富 在沼山津

一昨日は惣(宗カ)兵衞君首尾能御歸陣、重々目出度奉レ存候。私は例の通にて御無禮仕候。扨一樽拜祝之印迄に呈上仕候。何に罷出御手柄御咄拜聞可レ仕、此段迄略呈仕候。已上。

八月十九日

小楠拜

千左衞門様

(彌富熊太藏)

一七五　高崎兵部へ　慶應二年十月十九日　小楠在熊本 高崎在薩摩

高崎は薩藩士、初は猪太郎後に五六と稱した。文久二年小楠の畫策した公武合體運動に奔走盡力した。(傳記篇第十四章、七參照)此の書面は送達の便を得ざりし爲か其のまゝ横井(時靖)家に藏せられてゐるのを採錄した。

一書拜呈仕候。時節愈御安祥に被レ成二御起居一、珍重に奉レ存候。然ば去春は御書狀被二成下一縷々被二仰下一、且清茶（支那茶）拜戴不レ淺忝候。早速拜復の處是迄押移怠慢奉レ謝候。近日村田新八君御來訪にて御樣子も承り暫御休暇之由、彌以御修養被レ成大慶の至に候。扨卽今の世態奇々怪々之變遷とは申ながら、其病因より見る時は又怪むに足らず、誠に衰弱之極處と存候へ共必竟は樣々之邪氣分離とも可レ申哉。良醫の見る處にては必方劑の投じ方可レ有二御座一候。尊藩諸君何に御盡力之場と奉レ存候。拙存は村田君え御咄し申候、御同人より御聞可レ被レ下候。夫は兎もあれ箇樣之世變に生れ候へば非常之大精神を養ひ不レ申ては善惡吉凶の觸れ來に從ひ我靈臺之屈伸と相成り、耻づ可き事に御座候へば老拙が身に受けて深く覺も有レ之、大に修養之力を盡し聊間斷無き樣に心得罷在候。如レ此養ひ不レ申ては萬一之大事に當り畏縮仕るは相違無レ之、誠に殘念千萬に奉レ存候。才も智も何も此大精神より引廻す事に候へば人間第一の尊き所須臾も不レ可レ忘と奉レ存候。老拙心上如レ此、爲二知己一不レ得レ不レ言。扨又此養ひ樣は定て御心得可レ有二御座一、態とさし扣申候。實契以爲二如何一。必ず好便御報奉レ待候。此外山海拜話仕度候へ共何も筆頭に盡し得不レ申、御安否伺旁拜呈仕候。頓首拜。

十月十九日　　横井平四郎

高崎兵部様

尙々時下御厭被レ成度、老拙も極て平安に罷在り御休意可レ被レ下候。近頃は酒も小酌、養生のみに心

（横井時靖藏）

得罷在候。御一笑々々。

一七六　甥左平太・大平へ

慶應二年十二月七日

小楠在熊本
二甥在米國

一筆申遣候。此砌愈無事に被二相暮一、珍重に存候。留守中至誠院様初參らせ小供に至る迄聊相替り不レ申、安心可レ被レ致候。扨ニイヨロク到着も十月廿日前後と被レ存、今頃は大分居り合に相成たるにて可レ有レ之、書狀も不レ遠參りいかゞの安住にて候哉。又は學校出席等何邊之事共承り可レ申と屈指相待居候。

一　京師橋公御相續後武備節儉は非常に御改正、平生御行列御側鎗一本之外諸道具一切廢せられ股引半切にて下着は惣てツ、ホウ袖に相成候。夫故會・桑等も同樣にて大抵西洋家に歸し、京坂は砲聲之絕間は無レ之候。○先達て勸修寺之宮を初廷臣二十餘人蟄居・閉門等被二　仰出一候。是は長州征伐不同意且つ薩へ同意之人々にて、徒黨を企て異議申立候趣にての御辭令と承り、勝先生長州へ被二差越一長の申出取り上げ歸りに相成候處甚不首尾に相成り、御斷りにて東歸被レ致候。將又小笠原閣老小倉之不都合にて一旦御役御免之上閉門被二仰付一候處尚又近來御召に相成候。是等にて幕之景色相見へ申候。十八大名御召にて　良之助樣先頃御上京御非政筋被二仰上一直樣御歸國、九州中は薩・肥初大抵上り無レ之、當時上京は加州・藤堂世子・筑前之世子・備前侯・上杉侯・雲州侯是迄之由。加州侯は何か存念被二申達一十二月中旬歸國、其外の御方々も皆々歸國御願立に相成候由、是よりは上京之大名は有レ之間敷候。○兵庫開港外

國より近々申出候由にて既に近々に異船も參り談判も有レ之筈之處夫は相止と相聞へ候。幕は　朝廷に追從にて鎖港の說主張の由、右等の次第にて何之條理も無レ之ゆら／＼として一日々々押移り終には兵禍にも相成、扨々致方も無き世界に候。

一　長州は寄手藝州表引取候後彼表之戰爭は相止候へ共小倉との取り合追々有レ之、終に小倉大敗にて國境迄被ニ追詰一候處、小倉より和を乞ひ何とか申川を界に關門を立互に戰は相止居候處、長より熊本に被レ參居候世子を人質に遣し候樣申向て、左樣無レ之候へば直に戰を始るとの申懸にて先日小倉より使者を遣し嘆願いたし候。熊本にては致方無レ之右使者薩州に參り候に木村德（得カ）太郎・坂本彥兵衞被ニ差添一當時薩に參り居如何成り行可レ申哉、いまだ歸り不レ申候。

一　薩州は自國取り堅め國論一定いたし彌以富國强兵に取り懸り、西洋器械も大抵取り寄せ、洋人も四五輩呼寄せ操練等甚盛大に相成候。家中若者共は大抵洋服截髮いたし候。是迄國中旅人は嚴禁之處、鹿子島內は勿論何方もさし許候故諸國商人追々入込み、城下抔は日々ににぎはひ候。國論大にうち替り智術計策にて行れざる事も合點いたし、何も誠心公平之處に一統歸候由、必竟は大隅公非常之人にて此地にかたまり珍重に候。當君も餘程宜敷日々政事堂に出方自身上聞候也。近頃訴訟箱を被レ出、下情を聞もし聞かれ候主意に付いか成下賤よりも言上不レ苦、每朝自身開封被レ致候。是等は近來之美事也。

一　越前も次第に回運に相成り候。先達下山（福井藩士）尙長崎へ參り、歸り懸に此方に立寄、御家老中よりの傳言

にて當今之存念承り度旨に付い才咄合、且書附をも遣し直に春嶽公に相達し（其節は春岳公在京也）候筈にて上京いたし候處、既に春嶽公は御歸國にて直樣福井に歸り拙者存念之趣先御家老中に相達し候處、直に兩公の御聽に達、翌日下山を御召にて段々書附に付き御尋有レ之深く御感心之御樣子に有レ之候。夫のみならず拙者起居暮し方等委敷御聽き被レ成候由、然處一昨日越より御家老連名並御側御用人等數通の書狀參り、先頃下山に傳言之献白之次第兩公深御感悅被レ成吳々禮謝可ニ申述一、且又以來存念有レ之候へば乍ニ筆勞一申吳候樣、當年柄暮し方如何と被ニ思召一候て金子百兩御送被レ下旨申來、誠に存懸け無レ之大慶に候。其上社中何もより五十兩相送り、此節火急之飛脚にて一統申合出來兼候間追て當金子さし出可レ申との事也。社中は飛驒（本多）・主馬（松平）・豐後（岡部）初牧野（主殿介）・三岡（八郎）・松平（源太郎）列彌以心術の一途に歸し集會も甚盛成事之由、別て三岡修行之功夫實地に歸し、以前とは人物大にうち替り候趣也。當時市・在一統三岡を景慕すること甚敷、家中も十に七八は三岡々々と申候。何に不レ遠復職可レ致候。右之勢にて當時に至り上にも下にも聊も嫌疑は無レ之候。松平（源太郎）去月初參政に被レ命候。源太郎はよ程人物も進め、一統之依賴と相成り候由。

一　御國許何之相替り無レ之、政府は全因循、別て政府中一人之人物も無レ之先は道家一人也。此道家も當時は京師に相詰中々否塞甚敷、何とも可レ申樣無レ之候。乍レ去　世子・良之助樣へは政府之因循內輪之情實迄具に御承知に相成、實學連にあらざれば人は一人も無レ之深く一國之情態を御見ぬき被レ遊候へ共只今御人之黜陟有レ之候ては物論沸騰に御恐れ一日々々と御押移り機會御待被レ遊候御樣子也。米家

虎之助殿を養子に被ㇾ致御家老見習被二仰付一、(左馬助と改名)此人非常之人物、先監物殿よりも勝れ候て　良之助様へは別て御懇意にて無二内外一御うち明し御咄も有ㇾ之候。拙者へは別て信ぜられ元田中次(永孚)にて萬事計り合被ㇾ申候間存付候事は一々此人に申達、直様　良之助様御聽に相達し候。是は極密いたし候。當時は誠に大因循に候得共何に二三年内には必ず變態可ㇾ致候。一躰之人心はよ程振り立候内御番頭・組脇別て折合宜敷、組脇は一致いたし講習討論も無二遠慮一場合に至り、必竟は神足十郎が力にて有ㇾ之候。

一　長崎より下の關をさし塞ぎ運漕出來不ㇾ申候に因て九州・北國商船一切塞り京坂穀類大に乏敷、夫のみならず八月に五畿内より北國筋に懸け大風雨有ㇾ之何方も洪水出候て田畑殊之外之損失に相成候。近江の湖一丈八尺と申事にて越前は風水殊に甚敷、二百年來絶無ㇾ之大害之由、右等にて當時大坂之相場三斗五升米にて六兩迄上り申候。九州中は風水之害は無ㇾ之候へ共一體不ㇾ宜、御國内阿蘇南鄉別て不作にて有ㇾ之候。當暮之御双(マヽ)場根段三百五十目に相立候。下た方大困窮に及候。必竟大坂米價之沸騰は五畿内北地風水之大害とは申候へ共北地は越前迄大害にて加州より先は格別之損失は無ㇾ之由にて、此害之懸る處は七八個國故日本一統にならしては十の八九分に至候へば是程之困窮に至るべき樣無ㇾ之、唯々下關塞り候て穀類之融通無ㇾ之候故大坂の功乏敷相成如ㇾ此馬鹿らしき根段に相成候。九州中は下た地穀類は餘計に有ㇾ之候故地双場は二百四十五匁程にて格別に上り不ㇾ申候。夫も一切買ひ手無ㇾ之持居候て、百姓共は却て難儀いたし候。夫々大坂に釣り合三百五十目に御双場を相立候間きゝんにては無ㇾ

之、穀類持ながらの大きゝんに相成り、錢と申もの一切乏敷、百目の高もかり出し兼候程に有レ之候。扨々不思議成る年越にて候。

一　其許落着如何樣之成り行に候哉、日々其噂のみいたし候。當時之勢不二相替一盛大なる事にて可レ有レ之、最早南北戰爭後之終末は何も相治り、南方人心も落着たるにて可レ有レ之、將又政事向諸般主(マヽ)向漸々熟知可レ被レ致、言語も今頃は大分通じ可レ申候。定て可レ然人物樣々之事に存候。乍レ去來春中頃迄は熟懇之人も思ふ樣には出來申間敷、萬端困窮之事のみと察入候。然し暫も居合被レ申候へば漸々懇意之人も出來可レ申候。

一　萬里之山海隔り候へば山川草木何もかも異類のみ多かるべし、乍レ去人は同氣之性情を備へぬれば必ず兄弟之志を感じ知己相共にする人出來するは自然之道理にて、却て日本人よりも外國人親切なる事に被レ存候。申迄も無レ之候へ共木石をも動かし候は誠心のみなれば、窮する時も誠心を養ひうれしき時も誠心を養何もかも誠心の一途に自省被レ致度候。是唯今日遊學中之心得と申にて無レ之、如レ此修勵被レ致候へば終身之學中今日に有レ之、航海之藝業世界第一の名人と成り候よりも芽出度かるべし。

一　諸般之事共聞繕等之事は先便に申入候間何も略いたし候。何に來春早々可二申遣一、先此段迄、何も申縮候也。

十二月七日　　小楠

左平太殿
大平殿

尙々此許社中何も無事に居申候。必ず〳〵精業相勵之程祈申候。先便にも申候通其許之紙面は上にも差出候事故くはしく被ㇾ認、且御國之抔忘諱に懸り候樣之事柄は別紙に認められ候樣存候。何も來春に付し申候也。

（小楠遺稿）

一七七　毛受鹿之助へ　慶應二年十二月十日　小楠在熊本　毛受在福井

去月十二日御狀相達忝拜見仕候。先以　御兩家　上々樣益御機嫌能奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て貴家御揃愈御安康に被ㇾ成ㇾ御起居ㇾ、奉ㇾ拜賀ㇾ候。然ば下山氏歸北之砌聊之愚存言上仕候處、老公樣達ㇾ御聽ㇾ御滿息に被ㇾ思召ㇾ候段被ㇾ仰下ㇾ、誠に以難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。扨は當年柄別て不自由に可ㇾ相成ㇾと被ㇾ思召出ㇾ、百金被ㇾ爲ㇾ拜領ㇾ旨被ㇾ仰下ㇾ、銘ㇾ肝難ㇾ有謹で頂戴仕候。當暮は金極之究地に落入可ㇾ致樣無ㇾ之、拱手能在候處、御恩賜飛降誠に積欝を散じ春風無限之至に御座候。先不ㇾ取敢ㇾ御手元迄御禮申上度、餘は開春目出度得ㇾ御意ㇾ可ㇾ申候。頓首々々。

十二月十日　　小楠拜

毛受鹿之介樣

尙々時下御自愛專一に奉ㇾ存候。小生も不二相替一老健に罷在候。御地去秋は非常之風水にて、貳百年來絕て無ㇾ之大害之由甚驚入申候。御救恤御手當何廉と想像仕候。九州筋は風水之害は無ㇾ之候得共一體不作にて、殊に下關運漕塞り諸物融通不ㇾ致方金錢必至之不足誠に絕二言語一候。御地日々飛雪之由今程は封印之世界と想像仕候。此許は寒威は三十二三度に至候得共雪は絕て無ㇾ之、誠に打替り候事に御座候。日夜御勤御苦勞可ㇾ被ㇾ成二御自愛一、何も申縮候。

別啓

小倉表追々長州と戰爭有ㇾ之、終に小倉及二大敗一、領內境迄被二押懸一其末和を乞、何とか云川之界に關門を建出入を禁じ居候處、長より申遣候には世子を質に差出候樣、（當時熊本に被ㇾ居候人也。）此事承引不ㇾ致候得ば去る二日より戰爭可二相始一、（二日之日限は廿日に延候由。）右次第にて先達て小倉より熊本へ御使者差立如何樣にぞ取計呉候樣との事に御座候處、熊本にて被ㇾ致方無ㇾ之、右使者薩へ罷越候に付、此方よりも使者を差添遣し候ていまだ歸り不ㇾ申、長よりも桂小五郎薩へ罷越候由に承り申候。如何相決し候哉、伊豫松山へも長より使者差出候由其子細は承り不ㇾ申、薩州器械場を開き洋人を呼迎へ、海陸軍兵之調練等盛大之事は加藤氏列見聞にて御承知と奉ㇾ存候。近來國論一變は甚致二感心一候。薩人之習として動もすれば權變智術に出候て、自然と他の疑惑を受候弊不ㇾ免候處、大隅公深く此弊習を御省悟にて一統に御諭筋有ㇾ之、近頃に至り一藩誠心公道を主張し、夫より自然と黨派之異論は融解に相成候由、當公御天授宜しく日々政府御出方何事

も御聞に相成候。其上訴訟箱被ㇾ出、毎朝御自身開封にて下情相達し人心想付も甚宜敷由、流石大隅公人傑と奉ㇾ存候。肥前不ㇾ相變ㇾ富國强兵は先十分とも可ㇾ申哉、此藩之情實藩中一人として閑叟公に及ぶもの無ㇾ之、夫ゆへ治居り候。豐後肥田御郡代久保田治部左衛門近日暗殺に逢申候。此者支配所より莫大之金を掠取候より大に怨を受申候。定て其末之事と被ㇾ存、又長州より共言。

弊藩相變り不ㇾ申候。世子御上京御延引に相成候。軍艦御買入之決議にて漸々海軍御取起之筈に候。他は依然たる光景に御座候。

京師御上京に相成候諸侯漸々御引に相成候趣相聞、小笠原舊閣御召は別て人心失望之第一にて、爾後上京之御方有ㇾ之間敷、一新更始之大機會を失ひ候のみならず却て禍亂之增長と相成可ㇾ申、方今天下疲弊之極に至り再戰爭とも相成候ては、上は　皇天之照覽恐敷、下は生民之慘怛如何計に候哉、閣老諸有司此處に心付なく、舊日之私見を張立られ候は寔に痛心之至に奉ㇾ存候。今日之勢一國獨立之覺悟專一にて、自然之天理に隨ひ自然之人事を治め人心一致之地に運び候て、進では天下之非政を正し退ては一國の人民を安じ、所ㇾ謂大吏之道を盡すの外利害得喪は決て心を動す處にて無ㇾ之候。御笑覽に附呈仕候。是等承り候次第にて拜呈仕候。九州筋尚相變り候儀も御座候得ば早速に言上可ㇾ仕候。頓首々々。

十二月十日　　小楠拜

鹿之介様

一七八　元田永孚へ　慶應二年十二月十一日　小楠・元田 在熊本

時分柄珍敷暖和に御座候。扨次第に押詰候處にては在中殊の外大困窮に落入候勢は追々御承知も可レ有レ之と奉レ存候。必竟は五畿内・北地去る八月風水之害も候へ共是は十分之一二分にて、下關運漕塞り候より九州・北國諸物滯り融通出來兼候よりの事にて、京坂は諸物拂底米價莫大に引上げ、九州・北國之大困窮と相成申候。夫は先扨置、　御國之情態一統金札一切乏敷候故米を初諸物必死と滯り、夫の上三百五十目と云(大坂目當なり)莫大の御双場根段被ニ相立ニ候より在中一統何方も上納さし支へ大困窮に落入候。米・粟・たばこ等の品物持ちながら如レ此の仕合は誠に珍事と被レ存候。殊に阿蘇南郷等の北地は下た地キヽ(饑饉)ンに相違無レ之のみならず、去々年來宿驛の人馬に疲居候て必死之困窮、一切御役人聞入無レ之故内牧會所には不ニ容易ニ張り紙、坂梨には付火、又は二個村より强訴之打立等も可レ有レ之風聞、甚以恐敷黨民も起り可レ申、大に氣遣事に御座候。右等之次第一日も早く二ノ丸(長岡監物)承知に相成申度、河瀨安兵衛能々事情承知致し候事故、速に安兵衛被ニ呼寄ニ下情聞取に相成度呉々奉レ存候。熊本も御案内通り御藏切手一切買方出來不レ申候にて御承知可レ被レ下候。此處置は預貳百萬兩も作り出し、在中諸物借り根段を立、何物に寄らず、質に取り、來年に至りうりさばき候上割り返し可レ申候。御家中切手も同樣也。然し只今貳百萬

両之札無レ之事故、在中は先切手を出し置取りさばき、札之出來次第に引替ればいと安き事也。左候へば官府にては人情之自然に隨ひ、札をふり出し諸物をさばき何之心配もいらずして一國人心の信を取る事にて順風之上に帆を懸る勢也。是等之所置定て河瀬心付も可レ有レ之、何より〳〵一日も早く同人被二呼寄一得斗下情聞取に相成候樣吳々御心配奉レ希候。樣々拜話も御座候へ共大略仕候。以上。

十二月十一日　　小楠拜

茶陽先生

尙々近日之光景如何、御知せ可レ被レ下候。以上。

（元田竹彥藏）

一七九　元田永孚へ　慶應二年十二月十九日　小楠・元田 在熊本

御念書縷々之趣拜承仕、昨夕山田（五次郎）參り一ト通り承り、勿論何之見込も無レ之、重々御同意に奉レ存候。今日の危迫に至り　廟堂俗論誠に沙汰之限に候へ共、夫はありまへの事怪むに足らず候。末章之　雲上御模樣難レ有御事にて、引入も何も此上は天にて、唯人事を盡され候迄と奉レ存候。山田定て參上可レ仕、略仕候。日向・小倉・天草被二仰下一忝々奉レ存候。小倉人質にて無事に治り候へば珍重に奉レ存候。萬一再戰に相成候へば老幼婦女等實に不レ忍レ聞事に御座候。

山田咄しにて京師も存外宜しく御座候由、珍重々々。然し一向に安心は聊出來不ㇾ申候。先此段迄拜復、餘は他日に付申候。以上。

十二月十九日　小楠拜

茶陽先生

（元田竹彥藏）

慶應三年

一八〇　村田巳三郎外四名へ　慶應三年正月三日　小楠在熊本　村田等在福井

巳三郎は村田、孫右衞門は高田、五市郎は堤、藤左衞門及び彌三郎は千本を姓とする。

新春目出度申納候。各樣愈御安康に被ㇾ成㆓御加年㆒、珍重に奉㆓拜祝㆒候。先以無㆓申譯㆒御無沙汰に罷過御海容奉ㇾ希候。然ば舊臘は　老公樣（春嶽）被㆓思召付㆒金子拜戴仕誠に以難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。其上に御同志之諸君御贈惠被㆓成下㆒拜謝難㆓申盡㆒奉ㇾ存候。御承知被ㇾ下候通り非常之嚴罰を蒙り日月を押移候處莫大之借金相重り、去暮に至り何之手當も無ㇾ之唯々拱手罷在候處大金飛降、春風吹起り堅氷積雪一時に消融仕候。偏に舊情被㆓思召出㆒御恩賜拜戴仕候處別て難ㇾ有奉ㇾ存候。不㆑取肯㆒御禮奉謝迄仕候。餘は春永

く得ニ貴意一可レ申候。頓首拜。

正月三日　　　　小楠拜

巳三郎様
孫右衛門様
五市郎様
藤左衛門様
彌三郎様

尙々時下御自愛專一に奉レ存候。小拙も不ニ相替一依舊罷在候、御安心可レ被レ下候。堤君は執法見習被ニ仰蒙一重々奉レ賀候。久々御不例之段は下山氏（尙）より承り如何と御案じ居候處御全快珍重に奉レ存候。藤左衛門様閙菲御樂之段是又下山氏より傳承仕、定て依然たる御手段と奉レ察候。小拙も村老に聊心得候者有レ之時々參り樂申候、近來は一日半位進歩仕候、御一笑可レ被レ下候。何も此段迄申縮候。以上。

（村田英彥藏）

一八一　本多修理・中根靭負へ

慶應三年正月十日　　小楠在熊本　本多・中根在福井

本多は敬義、鋭次郎と稱し通稱は四郎右衛門又修理、大藏とも云ひ釣月又眠雲と號した。越前藩の家老として藩主を輔翼して藩政に

も國事にも功があつた。かの安政年間の建儲問題につきては橋本左内・村田氏壽と俱に贊畫し、元治元年茂昭征長副將たる際には軍事總奉行となり、長州再征に當りては春嶽の意を體してその中止に努力したことは有名である。

改暦目出度申納候。愈御安康に被ㇾ成二御加年一、珍重之御事に奉ㇾ存候。小拙事依舊に罷在御安意可ㇾ被ㇾ下候。然ば舊臘は貧家御助力として松源君（松平源太郎）より金子御廻し被ㇾ下早速相達、誠に以御厚情之至深忝々奉ㇾ存候。嚴罰以來無策無術にて一年々々と押移居候處、去夏左平太兄弟洋行莫大之出費打重り、舊臘に至りては實以致し方無二御座一拱手罷在候處、　老公様被二思召出一金子拜戴仕、且諸君子之御助力にて窮陰積雪一時に融解に至り、快哉之春風を迎へ申候。誠に拜謝之申様も無二御座一候。先不二取肯一寸楮拜呈仕候。此段奉謝迄餘は大略仕候。頓首拜。

正月十日　　小楠拜

眠雲君
昧庵君

尙々御起居如何に御座候哉想像仕候。御家內様方御壯健に御暮可ㇾ被ㇾ成、可ㇾ然御傳奉ㇾ希候。松源氏迄聊之愚存申遣候へば御一覽（次の松平への書面參照）可ㇾ被ㇾ下候。此節は書狀數通相認何も略仕候。何に後便萬縷拜呈可ㇾ仕候。以上。

（松平慶民藏「都鄙文書」）

一八二　松平源太郎へ

慶應三年正月十四日　小楠在熊本　松平在福井

松平、通稱は源太郎名は正直、越藩士。小楠に愛せられて萬延元年その歸熊の時も隨ひ來りて小楠堂に滯在して講學の傍九州諸地方を視察しなどした。明治維新後地方官に歷任し内務次官に進みて男爵を授けられ、後實業界に雄飛し樞密顧問官に列した。

一書拜呈仕候。時節愈御安康珍重之御事に奉レ存候。去る十二月十八日之御狀相達、忝々拜見仕候。先以上々樣益御機嫌能奉ニ恐悅一候。隨て貴家愈御安康に被レ成ニ御加年一奉ニ拜祝一候。然ば御社中御助力尙又被ニ贈下一誠に意外之御惠投、御厚情之至り拜謝難ニ申盡一奉レ存候。先便にも得ニ貴意一候通り御庇にて去暮之窮迫相凌可レ申處、此節之御助力にては十分之仕合、近年至窮之貧家俄に光華を發し滿堂春風を迎、則御廻しの姓名諸君に拜謝さし出候、宜敷御屆可レ被レ下候。貴君よりも可レ然御傳奉レ希候。秋來之御美政被ニ仰下一、一々感戴之至り奉レ存候。就中御大臣東西之遊學は□□□□（三・四字蟲喰）之長進と奉レ存候。兎角國家之不形□（一字蟲喰）は人心不明に本き候へば、他邦に出廣く交り自然に智識開け至極之御良法と奉レ存候。薩よりも大臣之子弟江戶へ□□□□□（數字蟲喰）京師之光景一向に相聞へ不レ申候。幕庭如何之御都合に候哉、何角想像仕候。被ニ仰下一候□□□□□□（數字蟲喰）は眞實御自反之砌に御目的定り被レ成□□（一・二字蟲喰）に候へば□□□（二・三字蟲喰）心爲ニ國家一恐悅萬々奉レ存候。乍レ然疑念更に解け不レ申、何分御模樣被ニ仰聞一可レ被レ下候。

今上崩御之御沙汰御承り奉ニ恐入一候。天・幕御續きの大變誠に不可思議之御事に奉レ存候。

九州筋新聞并愚存任レ仰拜呈仕候。御許御同志之議異同も可レ有二御座一候、何分被二仰聞一可レ被レ下候。春風長く御取遣可レ仕候。不二取敢一御禮拜復、餘は大略仕候。頓首拜。

正月十四日認　　小　楠　拜

源　太　郎　様

尙々時下御自愛專一に奉レ存候。御端書之趣家内共に夫々申聞候處、前後之御禮吳々可レ然□□（一・二字蟲喰）候様申出候。毛受君（鹿之助）に宜敷御致聲可レ被レ下候。奥坦（奥村坦藏）子無二存懸一事にていたわ敷被レ存候。御序も御座□□（二・三字蟲喰）□子に弔詞可レ然御傳可レ被レ下候。以上。

（横井時靖藏寫本）

慶應二年の秋藩命によりて小楠を訪うた越藩士下山尙が小楠の窮狀の甚だしきを目擊して歸り越藩君臣に物語りたるより春嶽は金子百兩、同志は五十兩を贈り來りたるに對して、小楠は毛受と村田巳三郎外四名とに禮狀（一七七・一八〇）を遣はしてゐるが、前記本多・中根への書面と此の松平への書面とによると福井同志から更に送金し來つたと見える。なほ右文中「九州筋新聞并愚存任レ仰拜呈仕候」とあるが肝心の物を存せぬのは遺憾だ。

一八三　甥左平太・大平へ

慶應三年四月二十七日　　小楠在熊本
二甥在米國

宛名の左太郎・三郎は左平太・大平の事。それは兩人が渡米の時はまだ外國遊學が公許されてゐなかつたので、左平太は伊勢佐太郎、大平は沼川三郎と姓名を變へたから。但し小楠はよく佐太郎の佐を左と書いてゐる。

一書申遣候。時分柄愈無事に被レ致二精業一、珍重之至に候。留守中至誠院様初參らせ小兒に至る迄聊御替り無二御座一皆々御康在（マヽ）被レ成二御座一候間、安心可レ被レ致候。先以先便政府より御助力之事御詮議相決し、此節フルベツキ手許迄御遣しに相成、同人より取り斗ひ其許に相渡し候手數に有レ之、此節夫々受取被レ申候事に存候。誠に是迄之艱苦押斗られ候處此御助力にては氣寛かに修行可レ被レ致難レ有仕合に奉レ存、留守中皆々安心いたし候。近日に社中並緣家内へ神酒を上げ申筈にて有レ之候。

久々書狀參り不レ申何（イヅレ）に不レ遠參着いたし可レ申相待居申候。最早大分月日も相立言語も漸々通じ候樣に相成たると被レ存候。學業も定て入所等被二心得一候事に存候。

此許京師漸々都合宜敷、 幕府大分之御悔悟にて薩之御疑惑も大に融解に相成り候に付大隅殿（島津久光）先月末上京、土の容堂公・宇和島老公（伊達宗城）等上京、其外越之當公（茂昭）・尾之老公（徳川慶勝）・阿波・備前等追々上京之筈、いまだ薩・越等上京之後之次第は相聞へ不レ申候へ共此節は 幕庭右之通りにて内外之差別無く御相談に可二相成一何に一致いたし候事に被レ存候。左候へば海軍も起り可レ申、大分都合宜敷致二大慶一候。 幕府御手許御改正は誠に驚く斗に參り、い才は先便に社中より申遣候通に候。夫等之筋は彌以被レ行能々御精神も屆候事に存候。此上は外藩御一致御手許御非政筋御改正公供之御政事に歸候へば不レ遠邦内治平可レ致候。五卿（三條實美外四卿）も歸京に相成候。是は薩之心配と被レ存候。十七卿も御免と相聞へ候。

兵庫開港之事先頃 幕府より 朝廷に御建白有レ之、十分之理を盡したる御書附にて致二感心一候。 朝

廷より尙諸大名に御尋有レ之、大名何方もさしたる異議無レ之皆開港之議にて候。京師之勢諸生輩迄鎖港之説は一時に消亡と承り候。

内藤泰吉又々京師詰被二仰付一、二月初に此許出立、其節老拙存念薩・越へ申入置候。二藩之存念有名之大名被二召寄一御政事御相談幷列藩有名之士被二召寄一候等之趣意にて實は押詰候條理に至り不レ申。老拙存念は事業を離れ座論に相成候ては却て紛々を生じ其益有レ之間敷、海軍局を被レ建、　大樹公大總督有名之大名薩・越等之如き參豫旗下幷諸藩有名士被二召寄一上・中・下院にて御詮議有レ之度、一之海軍より富國に及び外國萬端に至り此にすべざるは無し、日本之大政府と云べし。去れば匹夫たり共直に　大樹公へも御面謁不レ苦、尤公卿も此に御出方にて公武外藩貴賤共に公共之政事に歸し可レ申大趣意也。泰吉書狀昨日社中手許迄は參り居候由、いまだ承り不レ申候。

熊本は先便に社中より申遣候成行之末米卿(米田是豪)御家老御斷に相成候。當時は溝口隱居專全權にて有レ之候。隱居二千俵にて小笠原(美濃)上座御家老被二仰付一依然たる俗習にて政府中道家一人賴有レ之候。いまだ小倉武功も御賞無レ之、列藩よりは大因循國と稱し申候。然し　若殿様・良之助様は必ず夫々御同意と申にては無レ之候へ共致され方無二御座一御様子に相聞へ候。夫と云ふも一統之人心向ふ所夫々有レ之、御英斷出來兼候勢と被レ存候。然し是はわけも無き事、　京師の御都合さへ彌宜敷一新勃興いたし候へば直に夫々應じどふともこふとも相成るは眼前之事にて聊以氣遣は無レ之候。

江口榮次郎彌以アメリカ遊學に相決し七月初迄には　御國出立之筈に候。此節は航海には懸り不ㇾ申、商法脩行に申談じ、當人も夫に重々同意いたし候。橫濱にてアメリカ飛脚船出來不ㇾ遠乘り出し候樣子にて大方此にて出帆可ㇾ致候。此に引き懸り居候は金子にて是も大抵出來之見込に候。申述度義は山海に候へ共何も大略いたし、此段迄申入候事。

四月廿七日　　　　小楠

左太郎殿

三郎殿

尙々彌以自愛脩行可ㇾ被ㇾ致候。小川御袋樣御逝去殘念に候。其外緣家中何も替り不ㇾ申候。當年は宿本にて茶製法に取り懸り大分宜敷出來いたし候。江口出立之節は遣し可ㇾ申候。何なりと草木之類珍敷物種子にて苦しからざる品幸便も候へば迄り與られ候樣に存候。尤給(クベ)られ候もの可ㇾ然候事。

(橫井時靖藏)

一八四　甥左平太・大平へ

慶應三年六月十五日　小楠在熊本　二甥在米國

前文が缺けてゐるが、五月廿三日慶喜參內して長州處置・兵庫開港兩件を奏伺したるに朝議紛々として決せず翌夜二更に及んだこと、それから防長寛典の　勅諚及び兵庫開港の　勅許が見えるから、本書はその直後將軍の英明と越齋の近狀を報じたもの。

（前文缺）御參內之御約束にて候處、薩侯は御病氣申立にて出方無レ之、越・宇一同に御參內、攝家初宮方・公卿御一座にて御評議、廷臣方鎖港之論多く中々六ケ敷候處　大樹公莞爾と御應對一々御說得にて一人も敵すること不レ能、其節は二日と一夜と三時之御參內中　大樹公聊之御怠りの顏色無レ之非常之御精神、遂に開港は相決し御伺濟に相成候。　大樹公近來は西洋學者等被二召出一、彼の方之事情は勿論富國强兵深く御信用全く西洋之治道之御趣向也。天授の御英明にて當時之諸侯一人も御助け申人物無レ之、大樹公之御心に天下無人之思召有レ之、以後御驕慢之御病甚以恐敷事也。越は　幕と御咄し合能々熟し何之隔も無レ之、薩は　幕之非を咎めたる心底にて春嶽公も此間に立十分之御辨解も有レ之たれ共氷解之姿無レ之扨々殘念なり。要レ之　大樹公如レ此御英明有爲の御方なれば　皇國中之因循は自然と取れ、西洋流之富國强兵に起り候は必定なり。唯々殘念は眞之治道之目的無レ之、終に第二等之事に落入可レ申候。

右之通りにて當年中には日本之光景も大にうち替り候に無二相違一、定て海軍も起り外國交易も初り、就ては　御國之事も是迄とはうち替り可レ申、隨分相樂み修行可レ被レ致候。

越前も嶽公よ程御開けにて此節も拙者に献言御求め何事も申述呉候樣に申參り、近日山田出京いたし候間是に托し存念申入候筈也。三岡事も彌以進歩、心術之一途に修養いたし、夫れ故一統之人望一人に歸し、三岡が一言は一統耳を傾け居候位之事也。嶽公大分の御解にて何に（イヅレ）不レ遠復職可レ致と誰も相待居

候由、此段迄申入候。餘は追々付ニ後雁一候。以上。

六月十五日認　　　　　　小楠

左太郎殿

三郎殿

尚々至誠院樣熊本に御出御留守にて御狀も御遣し不レ被レ成候。當年は茶大分出來、よ程上品に相成樂申候。來春はおふい(覆い)もいたし候筈に候。其許紙面一切届き不レ申日夜相待候。何に不レ遠内到着いたし樣子も承り可レ申候。先便にも申候江口來月比には其許にうち立可レ申、其節いさい才可ニ申入一候。以上。

(横井時靖藏)

一八五　甥左平太・大平へ　慶應三年六月二十六日　小楠在熊本 二甥在米國

一書申遣候。時分柄相替り不レ被レ申精業可レ被レ致、珍重に存候。留守中至誠院樣初參らせ小兒に至る迄聊相替り不レ申、安心可レ被レ致候。然ば去十二月晦日幷三月五日認之書狀當月中旬に相達、被ニ申越一候次第夫々承り候。第一其節迄此許書狀到着不レ致段いか斗之案勞かと押はかり入申候。此方よりは去冬迄に數通之書狀仕出し其後も追々節々に仕出し、いか成間違にて候哉、誠に心外千萬に存候。フルベツキ手許にも精々申談、以來無ニ別狀一到着いたし候樣頼み入候事に候。

御助力之事政府無二異儀一相濟、當月六日に金子フルベツキに御渡に相成候間何に不レ遠相達候事に存候。是も段々及二延引一候へ共夫は致し方無レ之、右金子到着迄之心痛想像いたし候。
西洋列國利の一途に馳せ一切義理無レ之、就ては二典三謨熊澤書彌信仰之段甚以致二大慶一候。此許にても夫のみ及二講習一候。富國强兵器械之事に至りては誠に驚入たる事業にて今日程盛大成るは前古より無レ之至れり盡せりと可レ申、唯此一途のみ取り用べき事にて道に於ては堯舜孔子之道之外世界に無レ之彌以分明に候。一言にて是をいへば西洋學校は稽業の一途にて德性をみがき知識を明にする學道は絕て無レ之、本來之良知を一稽業に局（キヨク）し候へば其藝業之外はさぞかし暗き事と被レ察候。既に西洋列國是迄有名之人物を見候てもアレキサンデル・ペイトル・ボタマルテ抔之類所レ謂英雄豪傑之輩のみにてワシントンの外は德義ある人物は一切無レ之、此以來もワシントン段の人物も決して生ずる道理無レ之、戰爭之慘怛は彌以甚敷相成可レ申候。我輩此道を信じ候は日本・唐土之儒者之學とは雲泥之相違なれば今日日本にて我丈を盡し事業の行れざるは是天命也、唯此道を明にするは我が大任なれば終生之力を此に盡すの外念願無レ之候。近來に至り越前は十分此道に興起いたし、春嶽公もよ程御都合よろしく三岡列道之一途に歸着いたし候。嶽公よりは追々御下問參り或は書上或は社中上京之節夫々相達し深く御信用に相聞へ致二大慶一候。京師の成行とても見込無レ之、い才は社中より申遣候間何も略いたし候。
御國許依然たる光景は勿論也。然し　良之助樣へは別段御心被レ爲レ在、（米田）左馬助殿へは何も御うち明御咄

し合有レ之候。本より政府へは一切御出方無レ之候。夫故越前之取り合・京師之事情等此方に相聞へ候は御内々にてさし出申候。其許此節之書狀もさし出候間以來共に其心得にて認め可レ被レ申候。段々申度事山海に候へ共此節は極く急ぎに認候間何も略いたし候。以上。

六月廿六日　　　　小楠

兄弟當

尙々申迄も無レ之自愛第一に候。此土に無レ之野菜物か何にても實まき出來候もの贈り吳られ候樣存候。花類にても桃杏(あんず)の樣成る物か何にてもよろしく候。
茶は長崎・唐土抔にてロバ(意味不詳)抔が仕入候外に上品も行れ候哉、根段いか斗にて候哉、承り度存候。以上。

(横井時靖藏)

一八六　元田永孚へ　慶應三年七月十一日　小楠・元田 在熊本

忝々拜見仕候。誠に至極の炎威難レ堪事に御座候。別て御城下御暮し兼被レ成候と想像仕候。扨脇差代三十金御贈り被ニ成下一、慥に落手仕候。さぞ〳〵御世話被ニ成下一候と奉レ存候。御庇にて盆仕舞快く仕、拜謝難ニ申盡一奉レ存候。
京師之成り行甚案勞仕候。如ニ高諭一全閑是非之事、扨々無人界にて御座候。

宮川（小源太）罷越候段米家書狀參り、別て咄し合の都合可レ宜奉レ存候。此上攝津如何の落合相成可レ申候や、何分上京出來候樣に祈申候。

廟堂無事泰平之段珍重に奉レ存候。餘り暑さにて日々裸體に押送り申候。聊凉氣催候へば御光駕萬々奉レ待候。先拜謝まで、早略申縮候。頓首。

七月十一日　小楠拜

茶陽先生

追啓

尙々新堀（下津休也）も漸々快御座候由珍重に奉レ存候。左平太共去十二月晦日と三月之狀一同に到着悅入申候。少々は新聞も有レ之、何れ近日さし出可レ申候。以上。

手製茶乍レ聊拜呈、御味可レ被レ下候。當春は大分よろしき評判に御座候。以上。

小楠

（元田竹彥藏）

一八七　松平源太郎へ　慶應三年九月十二日　小楠在熊本　松平在福井

六月廿七日附之貴翰先月末長崎より到着、忝々拜見仕候。先以　上々樣益御機嫌能被レ遊二御座一奉二恐

悅ㇾ候。隨て貴家御揃愈御安康に被ㇾ成二御起居一奉ㇾ祝候。然ば　宰相様(春嶽)御出京非常之御盡力被ㇾ遊、乍ㇾ恐奉二感戴一候。　幕庭公共正大之御運に相成兼、無限之遺憾に奉ㇾ存候。　宰相様にも御歸國被ㇾ遊、重々至當之御事に乍ㇾ恐奉二存上一候。爾來薩州間隙彌益に相成候趣扨々致方無き世態に御座候。貴喩之通り以來　皇國之變態本より見詰無ㇾ之事に候得共、當今一般西洋之兵制に一變致し駸々然と憤興之勢甚可ㇾ賀事に候得共、必竟自國同胞相喰之私心に發し、　皇國防禦之本意とは難ㇾ被ㇾ申、夫故各々外國に親懇を盡し應援求勢にも相成り、以來　幕命不ㇾ行國々割據之形に落入候得ば必ず邦内生靈之慘怛に到り可ㇾ申候。其末甚敷に至りては制を外國に受にも至り候勢は決て無ㇾ之とは被ㇾ申間敷、是等言語に發候も甚恥敷恐敷實以大息仕候。然し餘り過慮にも出可ㇾ申哉、高意如何相伺申候。

差出し候十二ヶ條(國是十二條、八八頁)政府に御差出之處、執政衆より　御二方様(春嶽・茂昭)御覽に被二奉呈一候段被二仰下一、誠に以て過分の至り難ㇾ有奉ㇾ存候。右に付御問合御別紙幾回拜見仕候。一々至當之御高論更に間然無二御座一、社中に相廻し意見も御座候得ば其上得斗話合、尙拜呈可ㇾ仕候。

宰相様每々御直書にて小楠救卹之御申込被ㇾ遊候段被二仰下一、誠に御懇篤之思召九拜難ㇾ有堪二感涙一不ㇾ申候。然る處此許之儀は是等之筋殊に嚴重に有ㇾ之候間、沼山の匹夫每年之御恩賜にて餘命を繫ぎ、何之望も無二御座一天命に安じ罷在候間此段は御閣置可ㇾ被ㇾ下候。

弊藩之事御尋被ㇾ下、誠に平々たる事にて耻入申候。乍ㇾ去世子(護久)・良公子(護美)此御二方は全く御聰明に相違無ㇾ

之、皇國之事情一國の人物邪正等能々御承知にて、有志之者何も深く依賴致し居候。藩鎭甚敷習俗にて、一切御沈默にて御座候へ共自然と內外に響き、俗有司輩は何哉らん恐敷罷在候。近來は執政之面々時世之切迫なるに驚き、追々宅寄合等致し大分起立申候。長岡監物（是容の嫡子是豪）は執政相斷、養子（米田虎雄）實は弟なり。左馬介見習有之に付政府に出席仕候。此人物は大臣中之秀傑にて世子・良公子能々御承知にて、內々は何事も御打明し御咄し有之候。何も扨置藩鎭相解二公子御遠慮無之政事御聞被成候樣に相成り候へば、夫より何事も被行可申、此等之處左馬之介十分心配致し大に都合も宜敷樣子に御座候。左馬之介は小拙へは極內々にて諸事問合遠慮無御座、則十二ヶ條も同人には見せ申候處、良公子へは極內々にて入御覽申候。右之通りにて此節御問合之別紙も左馬之介爲心得見せ申候筈に御座候。自然は良公子へも相達し可被成、其他は不及言上候。申迄も無御座候へ共此事萬一流布も致し候へば忽我が國家之大破壞と相成候間、他聞御嚴禁所希に御座候。拜話之筋山海に候へ共何も盡得不申、此段拜答仕候。以上。

九月十二日認

尙々御端書之趣社中に相傳へ、何も宜敷申上候樣申出候。家內共よりも同樣に御座候。

左平太共追々書狀遣し、彼方大に都合宜敷修行仕候。近比に至り此許政府より修行料給り、兄弟仕合に御座候。

此節は諸君に書狀差出し得不申、吳々宜敷御傳可被下候。何も付後鴈候。以上。

一八八　安場一平へ　慶應三年十一月三日　小楠・安場在熊本

拜呈仕候。山田への書狀出來さし出申候。何方よりの使にても早き方に御仕出し可レ被レ下候。別紙扣も無二御座一候間御覽之上御寫置可レ被レ下候。上封御手許にて宜敷奉レ希候。此段申縮候。以上。

三日　　小楠拜

安場君

一八九　山田五次郎へ　慶應三年十一月三日　小楠在熊本　山田在京都

上記の如く安場をして送らしめたもの。

去月十六夜附之御狀忝々拜見仕候。諸事案勞之內別て　幕庭之御樣子感戴仕候。大に苦心を慰め申候。扨て御申越に付て聊心附之次第別紙に認さし出申候。極早々に認め申候間諸事不都合に可レ有二御座一候。春嶽公御上京被レ成候へば早速に御差出し可レ被レ下候。別に書狀も付け不レ申段も御演舌可レ被レ下候。其他御了簡次第に任せ申候。此段迄拜呈、餘は大略仕候。以上。

十一月三日認　　小楠拜

尙々此節は內藤(泰吉)にも書狀出來兼、可ㇾ然御傳可ㇾ被ㇾ下候。以上。

山田兄

一九〇　安場一平へ　慶應三年十一月六日・八日　小楠・安場在熊本

昨夕は忝候。御歸御氣削と奉ㇾ存候。扨茶陽より一件吳々斷申越、則返事仕候。御序に御屆可ㇾ被ㇾ下候。越への書附は昨夜申談候通りにて、書附之別啓と御座候を口述位に御改、山田當を削り小楠拜と御淸書被ㇾ成下ㇾ、持參いたし候樣奉ㇾ願候。此段拜呈仕候。以上。

六日　小楠拜

安場君

越獻白之書昨日得ㇾ貴意ㇾ置候後尙心附左之通り

一　發端別啓を獻白に改む

一　末文

右等件々卽今之御急務かと奉ㇾ存候。學校を初御改政之諸事愚案御座候へ共政府之基本相立候上御取り興之事に奉ㇾ存候。至急に相認、別て不都合に御座候へ共、聊寸志表白迄に獻言仕候。以上。

十一月三日認　橫井平四郞頓首拜

右之通りに御寫遣し被ㇾ成下ㇾ度奉ㇾ希候。度々御筆勞甚心外之至、御海容可ㇾ被ㇾ下候。老拙昨日よりは又々不鹽梅にて昨夜は別て相いたみ難澁仕候。何も大略仕候。以上。

八　日　　　　　　小　楠　拜

一　平　君

（一八八一―一九〇三通安場保健藏）

右によると小楠は在京山田五次郎よりの來書により新政に就きての意見書を認めて春嶽及び安場・山田に送つた。即ち其の書を一通書きて先づ安場に見せ、彼をしてそれを前記山田への書簡と倶に山田に送らせ、山田をして其の發端の二文字と末文の數行とを書直して春嶽に呈せしめたので有る。（本篇「建白類」六參照）

明治元年

一九一　甥左平太・大平へ　明治元年正月三日　小楠在熊本　二甥在米國

京都の召命により上京の事とならんとする時のもの。

七月七日・八月廿二日並横文字十月某日・同四日長崎社中への書狀追々相達不ㇾ相替ㇾ無事に修行之段珍重に存候。留守中聊相替り不ㇾ申安心可ㇾ被ㇾ致候。扨此許之事情嘉悅先便之書狀並岩男狀にて夫々可ㇾ被ㇾ致ㇾ承知ㇾ候。先々存外之成り行と打替り申候。拙者も一兩日には上京可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ御模樣に相聞へ

内々用意いたし居候。良公子も御上京故此節は聊盡力之心得に候。全體之見込幕府・薩州不穏之都合に相成候へば其餘は格別之難事とも不レ被レ存、此兩所解け合ひ安着之所さし寄り心痛可レ致と存候。海軍等は勿論大に起し候勢到來大慶此事に候。

京師にて日本政府相立上院・下院人才相集め諸事議定之趣向にて白レ今兩三年内にはどふなりと落着安堵之地に至り可レ申候。然しさし寄當年中は種々之難事と存候。彼是想像可レ被レ致候。

熊本も御改政、種々難題も觸れ來り候へ共　世子・良公子非常御英明故遂に何も治り可レ申候。然し四五十年來之惡舊習にて御次並諸御役人因循格式全く國是と相成り候故此場所人心誠にこりかたまりいたし方無レ之候。是以當年中之風波かと存候。

十餘年來の紛亂今日に押爪め（詰の宛字カ）一旦に開明いたし候へば中間善惡は樣々可レ有レ之、然し全體人心大分開けたる事にて京師といへ共鎖國攘夷之說は出不レ申候。先は大分治め能き勢に相成候。

拙者上京いたし候ても至誠院樣御元氣よろしく留守何之氣遣も無レ之可レ被レ致二安心一候。何角多用にて好便さし懸り此段迄申入候。餘は京師より何も可二申述一候。

正月三日　　　　　　　　　　　　　小楠

左太郎殿

三郎殿

尙々申迄も無レ之候へ共自愛第一修行可レ被レ致候。拙者も痳疾にて困窮いたし候處大分よろしく上京可レ致候。京師へは內藤も居候事にて心强く有レ之候。竹崎か典次かを同道之心組に有レ之候事。

（横井時靖藏）

一九二　竹崎律次郎へ

明治元年正月十三日　小楠在沼山津　竹崎在横島

名は政恒、晩年茶堂と稱す。小楠の門生で相婿。家塾を設け子弟を敎養すると倶に農耕・植林・新地開拓等に力む。肥後に於ける文化生活の先驅者たると同時に産業界の先覺者である。此の書は小楠に慶應三年十二月京都より召命があつてからのもの。

虎右衛門宿行にて一寸拜呈いたし候。先以頃日久々得二寛話一大慶いたし候。扨小拙出京も　良公子初左（米田）馬殿・洞水（由良）先日御奉行被二仰付一・道家（角左衛門）列は御內決と相成、昨夕は於二一日亭一衆議と申事に承り、大抵御遣に決定かと存申候。尤　公子御供と申事にては無レ之、御跡より登り候との思召と昨夕宮川・駒井（小源太）參り承り申候。自然登京被二仰付一候はゞ宮川・河瀨（典次）もうち立申候間乍二御苦勞一御出懸被レ下度存候。右之次第にて一寸御出府吳々相待申候。此段幸便に得二御意一申度、早々以上。

十三日　小楠

竹崎君

尙々いまだ內々の事にて御口外は御用捨可レ被レ下候。以上。

（竹崎律次藏）

一九三　志内半兵衛へ　明治元年三月二十一・二十二日　小楠・志内 在沼山津

半兵衛は小楠と懇意であつた沼山津村の素封家の主人。左の書面は二十一日・二十二日の日付の二通だ。口上書のやうな短文でもあるから宛名を最後にのみ出した。

私儀従二 朝廷一赦被二 仰出一候付士席被二返下一旨被二 仰出一難レ有仕合に奉レ存候。此段御知せ仕候。以上。

三月二十一日

私儀此度徵士被二 仰出一候付出京被二 仰付一旨御達有レ之難レ有仕合に奉レ存候。此段御知せ仕候。以上。

三月二十二日

志内半兵衛様

横井平四郎

（志内孫太郎藏）

一九四　宿許へ　明治元年四月二十日　小楠在大阪

此の書は小楠 朝廷よりの召命にて四月八日上京の途につき同十一日着阪、徵士參與拜命しなほ滯阪中のもの。本書から宿許への

書面の宛名に「又雄」が加はるが、これは小楠嫡子で、もう當年十二歳である。

（小源太）宮川急歸に付拜呈仕候。御全家被レ成二御揃一奉二拜賀一候。隨て小生相替不レ申能在、御安心可レ被レ下候。此許い才之儀は同人より御承知可レ被レ下、大略仕候。先々出立前は何角御配意被二成下一忝々奉レ存候。着後舊病も次第に快き方にて仕合に御座候。日々多忙の至誠に困り入申候。只今通りにては老體實以たまり不レ申、御憐察可レ被レ下候。四位の參與古今無二比類一仕合深く恐懼仕、何ともいたし樣無レ之候。關東も服罪に落着、會津いまだ無事に治り不レ申、是は必ず一戰には相成可レ申候。主上いまだ御滯坂、不レ遠御歸京と奉レ存候。其節私も上京可レ仕候。（細川護久）若殿樣不レ怪御ふみはまり先日寛りと被二召出一候。明後日は此許御發帆至急に御歸國、此節は大變革に相成申候。（米田）虎之介殿は昨夜出帆にて四日過には御先に到着にて有レ之候。（下津休也）御隱居いまだ到留にて候哉、此節は必定出方に落着いたし、病氣如何と案じ申候。日夜多用大に困り入申候。此段迄申上候。以上。

四月二十日　　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

又雄殿

尚々此許天氣日々晴にて候へ共氣候不順に御座候。最早茶も相濟候事と奉レ存候。

新本一巻・宮(みや子)かたびら地・ほうちよふ五本・せんまひさし出申候。此節迄は何方へ書狀も仕出し得不レ申、可レ然御傳可レ被レ下候。以上。

（横井時靖藏）

一九五　宿　許　へ　明治元年閏四月十三日　小楠在京都

早飛脚立候に付一寸申上候。愈增御安泰に被レ成ニ御座一、奉ニ恐賀一候。私も聊相替り不レ申無事に罷在候。去る四日に此許に着仕少々外邪にて引入、昨日より太政官に出勤仕候。制度局判事被ニ仰付一候。是は暫之間のよしにて何に近日に御政事改正に相成候筈にて、其節は轉じ候御内意にて御座候。一抵大に都合宜敷、私は何方よりも大にまちに相成、餘り過分にて御座候。

闘東之方も會津は必ず一戰に相成可レ申候。然し是は官軍之爲には却てよろしく御座候。何に不レ遠落着可レ仕候。樣々申上度候へ共此節は極急にて無事之段迄申上縮候。以上。

閏四月十三日　　横　井　平　四　郎

至　誠　院　樣

お　つ　せ　殿

又　雄　殿

尙々京着以來晝夜來客大ひま無しにて外邪之養生も出來不レ申、出勤仕候處四ツ時(午前十時)より七ツ時(午後四時)迄彼

是多用、其上引取より直に岩倉樣に參り夜四ツ(十時)頃に歸り申候。今日も同樣にて夜に懸り可レ申、箇樣之繁用にて是には誠に困り入申候。

左平太共より送り候實物ははへ申候哉、ひわや(枇杷)ゆすら(梅桃)最早うれ(熟)候へば又雄・おみや日々給(タベ)候事と思ひやり申候。又雄書物修行重々いのり申候事。

(横井時靖藏)

一九六　宿許へ

明治元年閏四月十九日　小楠在京都

早飛脚出立に付一寸拜呈仕候。増御機嫌能奉二恐悅一候。私も相替り不レ申無事に罷在候、御安心可レ被二成下一候。此許近日御改正にて大にいそがしく、晝夜間ヶ無レ之誠に困り入り申候。りん疾も相替り不レ申いまだ十分には快無二御座一候。然し御案じには及び不レ申候。

天子樣も晝五ツ(午前八時)より表に被レ爲レ出、夜五ツ(午後八時)に奥に被レ爲レ入、其間は政府にも御出、且文武之御稽古等御修行被レ爲レ在候樣に相成り、不レ遠二條御城に御移り被レ遊、一切御改正に相成筈に御座候。太政官も段々御改正にて私も近日に顧問に轉任可レ被二　仰付一御模樣、左樣に相成候へば誠に多用にて實以迷惑に奉レ存候。い才は次の便に可二申上一候。

關東の方會津伏從不レ仕追々合戰有レ之、毎度官軍勝利にて不レ遠落着可レ仕候。江戸は全く伏從、必竟大久保(忠寬)・勝(安房)之心配故に無事に治り申候。　御國(肥後)之御人數は大惣督之本陣付にて江戸に罷在、いまだ合戰に

はあひ不レ申候。

左京亮（長岡護美）様へは日々御集會申上、其外春嶽公・閑叟公初諸大名且公卿方大に心安く仕、別て春嶽公は以前よりも猶御親しく既今夕は太政官下りより　左京亮様御一同嶽公に參り申筈にて御座候。

左平太共書狀はいまだ着不レ仕哉、着仕候へば御回し可レ被レ下候。今暫見合せ、此方彌以御都合よろしく私も居り合候へば兩人共に呼よせ申心得に居申候。左候へば御國へも歸り又々出浮可レ申候。何（イヅレ）に來月中も暮し候へば見爪め出來可レ申候。其節書狀是より遣し可レ申、此段迄あら／＼申上縮候。以上。

閏四月十九日　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々時分柄御自愛專一に奉レ存候。又雄不ニ相替一讀書修行怠り不レ申樣に存候。

左平太共遣し候種物ははへ申候哉、不レ遠大根其外なへ（苗物）もの取りそろへさし上可レ申候。

村中千左衞門（彌富）初宜敷奉レ希候。彌富は長崎より最早歸り申たると奉レ存候。痛所治し申候哉如何。

御母様御遺物之御羽織わた入のときもの見へ不レ申、定て落ちたると奉レ存候、御送り可レ被レ下候。

會計局御銀（金まはり）くりあしくいまだ月給渡り不レ申に困り申候。色々さし上度候へ共何に渡り申候上にい

たし置候事。　（横井時靖藏）

一九七　宿許へ　明治元年閏四月二十六日　小楠在京都

早飛脚被二差立一に付拝呈仕候。彌益御機嫌能奉二恐悅一候。私事相替り無異に（不レ申脱カ）能在御安心可レ被二成下一候。然ば私儀去る廿一日參與之内より撰出被二仰付一、翌日別紙之通り被二仰付一、誠に以て無二存懸一難レ有仕合何とも申上樣無レ之次第に御座候。必竟此節御政事御改正に相成り、輔相・議定二位に御進み候に付、私共幷辨事官に五位を給り、い才は太政官日誌に御布告に成り候通にて大略仕候。此節之御改正は格別之事にて大に御都合宜敷、何も競立候勢に相見へ申候。
山田（五次郎）今日會計局より御用申來り、いつか役付可レ致候。大取紛れ此段迄申上縮候。以上。

閏四月二十六日　　横井平四郎

至誠院樣
おつせ殿
又雄殿

尚々村中前條神酒御上げ御披露可レ被レ下候。以上。
禁庭より上なら一疋拜領仕候。初ての事にて至誠院樣・おつせにかたびら染させさし上可レ申、おい

つには何ぞ遣し可ㇾ申候事。　（橫井時靖藏）

本文中の別紙は從四位下宣下寫で、その寫眞は傳記篇第十七章、二に載せてある。

一九八　米田虎之助へ

明治元年閏四月二十八日　小楠在京都　米田在熊本

虎之助は後の虎雄、先代監物（是容）の次男、當代監物（是豪）の弟で、小楠とは交情最も親密である。本書は當時熊本に在りて藩政を執れる虎之助に京都新政の事情を通報したもの。

一書拜呈仕候。先以　御兩殿樣益御機嫌能奉㆓恐悅㆒候。隨て愈增御安泰に被ㇾ成㆓御勤仕㆒、珍重之御事に奉ㇾ存候　若殿樣（世子護久）御着後最早大分日數も重り、御改正大分御乘り付に相成候と不ㇾ遠御報告も參り可ㇾ申相待罷在候。何角御配意御多用之至りと想像仕候。扨此許種々の弊政相重り、此度御一新御改正に相成りい才別紙之通りさし出し何も御推察可ㇾ被ㇾ下候。小生事過當之御擧用位階迄も拜戴誠に以無㆓存懸㆒萬々奉㆓恐入㆒候、定て御一笑と奉ㇾ存候。日夜多事老躰實に堪へ不ㇾ申、夜分一酌仕のみ樂地に入申候、御憐察可ㇾ被ㇾ下候。

（溝口）孤雲老御免許に御決議近日に御達放可ㇾ有㆓御座㆒不ㇾ遠歸國と被ㇾ存候。別紙に拜呈仕候通り公卿・諸有司是迄無ㇾ謂御擧用（月給一月六萬金也）實に因循之甚しき、此節過半以上之減少に相成昨今は怨嗟の聲のみと被ㇾ存候。此段拜呈、餘は後便に可㆓申上㆒候。頓首拜。

閏四月廿八日　　　　　　　　　　　　　　　　小　楠　拜

米　大　夫

玉　几　下

尚々乍ㇾ末　監物樣へ別呈不ㇾ仕可ㇾ然奉ㇾ希候。新堀老人（下津休也）同樣不ㇾ惡御申傳可ㇾ被ㇾ下候。以上。

別　啓

新政是迄之次第にては種々因循に落入、第一公卿初め其人にあらずして猥りに御擧用に相成、御役人上下に懸り夥敷相成、且諸局名々各々に趣向を立本末一切貫通不ㇾ仕、制度も亦自然に混雜致し實以無ㇾ致方ㇾ次第と罷成候故、第一御政躰の大趣向を被ㇾ立、其任にあらざる人物公卿始め一切御退け其中より御登用に相成、且廣く人物御求め諸職に被ㇾ任候筋に御座候。惣て是迄の通り諸局隔絶仕候は必竟御政躰立兼候而已ならず、人材其根本に不ㇾ居して諸局に分離いたし候に本づき、病源分明に相見候故此節第

一三職を被ㇾ建、左之通

付　札

（公卿已下末小吏に至迄減省半分に至申候。

公卿初末々迄御所附は皆俸祿御加增之御決議にて御座候。近日御達に可ㇾ相成ㇾ候。

一　所々裁判所最弊害有ㇾ之候間知府事縣令等に被ㇾ改候。等級等は政體書に有ㇾ之候間略ㇾ之。

一　輔相　岩倉公

三條公も御一同被ニ　仰付一候筈之處御東下に付欠員、御歸京之上被ニ　仰付一候筈。

一　議定　二官同職にて御間も一席也。

一　參與

一　辨事

右委細は政體書に有レ之候間略す。

上より出候儀は輔相より議定・參與に御渡し、下より出候事は辨事受取議定・參與に相渡し、議定・參與にて議定いたし輔相にて御斷決。　主上に御伺相濟候上辨事に御渡夫々執行に相成候。夫故辨事を行政官と被レ命候。

一　議定

中山前大納言

正親町中納言

德大寺中納言

中御門中納言

越前前宰相

肥前前中將

薩摩中將
阿波少將

一參與
小松帶刀　後藤象次郎
大久保一藏　廣澤兵助
三岡八郎　福岡藤次
添島次郎　横井平四郎

右の內福岡・添島は和・漢・西洋之制度に委敷、此節之御政體も全く兩人にて調出候事。

一辨事
人名等未相分不ㇾ申候。近日に日誌に出候筈に付略ㇾ之。

一八局之中內國制度被ㇾ廢候。軍防も海陸軍相立候へば被ㇾ廢候筈。

一位階を被ㇾ下候儀は、右三局御政事之根本にて外國に對しては大臣と稱し候事にて、輔相之御任體三位之右衞門督にては是迄之御格合淸華以上之御方には手を突き御噺合有ㇾ之候位にて、御大政御執行は決て出來不ㇾ申候に付二位之右大將に被ㇾ任、議定も四位之諸侯にては御同樣に付二位之中納言御宜下、參與は諸藩士之御撰出、辨事は公卿・諸侯も被ニ　仰付一候得共三の二は藩士にて相勤候へば不ㇾ被ㇾ

得レ止事、參與に四位、辨事之藩士に五位之位階を御宣下被二　仰出一候。然處岩倉公に於ても甚だ御心痛、議定之諸侯幷參與・辨事之藩士は勿論之事、實に當惑至極に有レ之候得共、御政體に於て不レ被レ得レ止事之條理に候へば御辭退申上候は不二能成一、去迚直樣御受申上候儀は心底相濟不レ申、今暫之處人心折合候迄御受不二申上一、宣旨は辨事に預け候に申談、今日大略相決申候。

一　太政官諸局人名は近日黜陟相濟候上、出版布告被二　仰付一候筈。

一　海陸軍は先陸軍より御取起、先日一統御達に相成候通に御座候。御しらべ萬石拾人之出兵、壹人前百兩之出銀、右之内先三人之出兵にて、此兵士出京之上十分精練之處にて尙又三人出兵、右同樣、左候得ば十人之出兵相揃候迄は來春・夏にも懸り可レ申候。關東・會津平治し、右出兵過半にも至り候へば京師不虞之御用意は充分に相立、自然に諸侯互之猜忌も相歇、所々警衞御人數等一切御解放に相成、幾斗之御手廻にて出京に相成候は必然に候。　御國に取りてしらべ見るに五百四十人之御人數に五萬四千兩之御公役、餘は一切御出方に及び不レ申、諸藩皆同斷にて富國之道は兵を省くに如くは無く、公私に於て至極之良策と奉レ存候。

一　關東大久保（忠寬）・勝（安房）之兩子非常之盡力にて德川氏彌以服從に相成、御處置として三條公閏四月十二日御發途、大坂に四五日御滯り、蒸氣船より御東下に相成申候。此元にては右御報告を日々相待居、一兩日には報告を不レ待御處置筋御評決に相成候筈に御座候。大躰百拾萬石より百五拾萬石迄にて宗社を被レ立

候見込みに候。併三條公報告之次第に仍ては御處置筋相替り可レ申候。

一　會津君公は謹身長髮入寺、家老壹人切腹服罪之由に相聞へ候。（未表立ち筋々之報告は無レ之候。）家中一統は矢張枕城之勢にて、別て越後之方手固く相固め候旨にて彼表先鋒より報告有レ之、先鋒惣督岩倉公輕騎にて一日も早く被二押詰一候様、且肥前雷流丸外に一藩（名前失念）海軍被二差立一、長・薩之海軍と力を戮候様一昨日太政官より被二　仰付一候。

右之次第にて不レ遠北陸も一戰に相成可レ申候。

一　野・總所々之戰爭多くは江戸之脱走浮浪之徒等にて有レ之、尤會人も少々宛は加り居候由也。戰爭之次第は日誌に有レ之候間略レ之。

一　東海道へは一昨廿五日柳川人數貳百五十人繰り出、（二十より三十五才迄之内）昨廿六日備前にても候哉一備繰り出、今廿七日阿州勢も同様、右之次第にて追々諸藩出兵、　此方様同斷出兵被二　仰付一候事に付一日も早く御人數京着、江戸御人數繰替等之儀有レ之度相待候。

一　大坂裁判所被レ廢、知府事に被レ改、長谷川・岩下直に知府事被二　仰付一候筈に御座候。木村得太郎日州富高之縣令に轉任之筈、全躰諸藩御預地は一切御取上、縣令支配に相成候筈に御座候。

一　山田五次郎昨廿六日會計局出納司權判事被レ命候事。

大略右之通に御座候、餘は追々言上可レ仕候。已上。

閏四月廿七日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

米田虎之助様

（小楠遺稿）

『小楠遺稿』には右書面を掲げその欄外に左の如く記してゐる。

先生の手帳中左の建議案を記するあり曰く、會計局急迫に付東征平治に至り候迄御役給減省致し御付左の通にて如何。

第一等官	三百五十圓	二	三百圓
三	二百五十圓	四	百五十圓
五	七十五圓		
以上半減			
六	元五十圓　卅五圓	七	元三十圓　廿五圓
八	二十圓	九	十圓

六・七は斟酌を加へ、八・九は御定りの通り也。

一九九　宿許へ　明治元年五月十日　小楠在京都

宮川被二差越一、此許事情等被二仰遣一候に付沼山にも參りいさい御承知可レ被二成下一、何も大略仕候。

一　左平太共一寸立歸り仕候様申越候間長崎より上り候へば御許之方に罷出可レ申、若又兵庫の方より上り候へば夫々手數仕置候事に御座候。

一　荻へ頼置候刀拵之儀定て御遣しの事と奉レ存候。同人には尚御催促可レ被レ下候。出來之上は千左衛門へ御預候樣、千左衛門へは出立前に頼み置候事に御座候。

一　新堀（下津）むすめ久馬・山形（休也の嫡男、興次郎、休也の弟）にも能々及ニ相談ー候處何も存寄無ニ御座ー、至極同意に御座候へば隱居夫婦（休也）も子細有ニ御座ー間敷、都合次第にていつ何時も御呼取被レ成置候て可レ然奉レ存候。尚御許にて御相談被レ成度事。

一　金子御不足と奉レ存候。此許にて會計方大拂底にていまだ御渡方に相成不レ申大に迷惑仕候。先貳十五兩さし出置申候。跡は七月に尚々進上可レ仕候。

一　たばこ大拂底、其上三岡より種々送り物有レ之、同人望に御座候間先貳貫目程大急に御遣し被レ下度、尤品は是迄給料（タベ）に遣し候ものにてよろしく御座候。

一　御母樣御かた身之御羽織わた入の表參り不レ申、何に出立之節落ち候事に被レ存候。御序に御遣し可レ被レ下候。

一　先達て御布一疋拜領仕候。なら（奈良）地にて宜敷は無ニ御座ー候へ共初て拜領之品故只今もん付に染させ申候。何に下津近々歸國に付其節さし出可レ申候。おいつにはちゞみもめん（縮木綿）求置候間一同に遣し可レ申候。

一　御國産物何ぞ望み無ニ御座ー內青のり極々上品ぶりつき（鍼カ）に入御遣し可レ被レ下候。此段迄拜呈、い才は宮川より可ニ申上ー候。以上。

五月十日　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々此許梅雨よ程久敷降り續き昨日より晴に相成、かも（鴨）川等大分之出水、よど（淀）川は壹丈三尺と申事にて上り舟は暫は留り申候。沼山定て出水と奉レ存候、何角思ひやり申候。

一　越前桃當年は實に成候や、ざぼん（朱欒）は花咲き候や、朝顏・ほふづき（酸漿）如何候や、竹山は定て太とり申たると奉レ存候。

又雄書物彌出精と存候、不レ遠すみ（墨）にても下し可レ申候。以上。

（横井時靖藏）

二〇〇　彌富千左衞門・矢野大玄へ　明治元年五月十日

小楠在京都
彌富・矢野在沼山津

大玄は沼山津の開業醫。

一書拜呈仕候。御兩家愈御安康珍重に奉レ存候。隨て小拙事何もさし障りも無二御座一上京仕、御休意可レ被レ下候。

先以出立前は何角御世話に能成千萬忝々拜謝難ニ申盡ー奉レ存候。爾後宿本萬端御世話被ニ成下ー、乍ニ此上ー幾重にも御依頼萬々奉レ希候。小拙此節太政官御改正格別之御拔擢被ニ　仰付ー從四位下に拜任、匹夫の身誠に未曾有の　天寵を蒙り實以奉ニ恐入ー候。依レ之位階は當分御受難ニ申上ー御役所御預申上置候。段々承合候處御斷は決て能成不レ申由に付甚以當惑罷在候、御推察可レ被レ下候。

新堀隱居（下津休也）出立後も寛りと到留之由、何角御配意と奉レ存候。其後は病氣も次第によろしき樣子に承り、悦入申候。誠に繁雜甚敷晝夜寸暇無ニ御座ー候。此段迄呈上、い才の儀は宮川（小源太）立歸沼山にも參り可レ申、御承知可レ被レ下、何も大略仕候。以上。

五月十日　　　小楠拜

千左衛門樣

大玄君

猶々御自愛第一に奉レ存候。小拙もリン疾依然といたし格別難澁も不レ仕候。乍レ未御家内樣え可レ然御致聲可レ被レ下候。

中庄司（中小路カ、中瀬富子女ト人）不ニ相替ー、彼（岡浦）の方行れ可レ申候。淸之助（中瀬富定長男）最早歸り申たると存候。病氣は定て快復と存候。此節別狀遣し不レ申、御序によろしく御傳可レ被レ下候。其外村中何方へも吳々可レ然、奉レ願候。以上。

（彌富熊太藏）

二〇一　宿許へ

明治元年五月二十四日　小楠在京都

先月廿一日之御狀到着難レ有拜見仕候。時候益御機嫌能奉レ恐悅一候。隨て私事相替り不レ申御安心可レ被レ下候。先日宮川急歸にて最早到着と存候、此許之成り行い才御承知と奉レ存候。引き續き庄村(助右衞門)歸省是又同樣、其後格別相替り不レ申候。

左京亮(慶美)樣初薩・阿二侯御東下、阿と　左京亮樣は今明日に此許御立大坂より火船にて直に江戸に御發向なり、江戸は去る十五日に上野に集り居候賊御討伐官軍大勝と相聞え申候。三公御到着之上は江戸丈は彌以治平可レ仕候。其上にて會津御征伐に御議定に御座候。仙臺・米澤抔大分賊に應じ候へ共是は會津落着いたし候へば治り候に相違有レ之間敷候。暑中出軍實以痛心之至に御座候。

禁中日々多事繁用誠に困り入申候。然し前にも申上候通り　主上日々御出座、議定・參與被二　召出一萬事被二　聞召一候。私共能出候所よりは　玉座は一間半位、八疊之御間に中央に高き御疊二枚敷き御敷物(何か香き一ト通りのものなり。)外に御たばこ盆(丁度私之物位なり。)のみにて御近習衆も一ト間隔て二三人も扣え被レ居候。私共は御居間之下タ御敷居之下トに能出申候。

明治大帝の御英姿を

謹記して宿許に寄せたる小楠の書簡（横井時靖藏）

議・參一同に罷出候時も有レ之、或は一人罷出候事も御座候。千餘年來絶て無レ之御美事に御座候。御容貌は長が御かほ御色はあさ黒く被レ爲レ在御聲はおふきく御せもすらりと被レ爲レ在候。御氣量（器顔だちか）を申上候へば十人並にも可レ被レ爲レ在哉、唯々並々ならぬ御英相にて誠に非常之御方恐悦無限之至に奉レ存候。

先頃申上候御かたびら染出來さし上申候。色薄く候へ共是は此許之流行にて御座候。地あい（合）あら／＼敷如何に御座候へ共不思議之拜領物誠に難レ有御品にて目出度御着用被レ成度奉レ存候。おいつに木綿ちどみ遣し申候。

至誠院樣御たばこ入延引仕候、是等は四條・三條の橋ぎわに有レ之候へ共みせに出し候ものはよろしく無二御座一候。註文仕筈にて何角押移り申候、何に不レ遠さし上可レ申候。

又雉釣りの獲物并にゑび柔候、早速給（クベ）申候。此頃之大水にて肴類一切無レ之大に難澁仕候。湖水一丈五尺よど川一丈以上にてとも切甚敷、いか斗之手入に有レ之哉難レ計、通船今日より明き候由。大坂は今以水

につかり居申候。非常之出水百年來無レ之事に御座候。當年は九州筋如何、北國・越前抔は田うへ兩度いたし其上出水にて最早うへ付出來不レ申由、甚以恐敷事に御座候。御許如何、定て庭前大水と想像仕候。何に近日には何方よりぞ申參り候事と存居申候。

新堀(下津)・牛島(五一郎)日出度、必竟　若殿樣非常之御聰明故にて重々奉レ感伏レ候。此上隱居(休也)病氣快方いいり申候。其外何角漸々うち替り可レ申候。　若殿樣をも御召にて何に不レ遠御出京可レ被レ爲レ在、重々御待申上候。

追々申上候たばこ切には大に難澁仕候。此許之品は貳歩以上にて無レ之ては給られ不レ申、夫も口に逢ひ候品は無二御座一候。定て小源太(宮川)持參可レ致、相待申候。先此段迄申上縮候。頓首拜。

五月廿四日　　　　横井平四郎

至誠院樣
おつせ殿
又雄殿

尙々乍レ憚御自愛專一に奉レ存候。私も痳病寸斗勝れ不レ申是には困り入申候。日々すわり或は終日夜にも懸り候位にて實にいたし方無レ之候。夫故何方へも參り不レ申、酒も至て少々ねまへ(寢前)に給申候。然し外に申分は一切無二御座一、御安心可レ被レ下候。

又雄讀書修行且英學決ておこたり不レ申樣呉々申入候。自然おこたり候へば直に御申越し可レ被レ下

候、夫々存念有レ之候。彌以出精いたし候へば墨・筆之類は申に不レ及、色々之書物下し賞美可レ致候。
(みや子のこと)みふやんおこり御申聞け、聞き不レ申候へば先頃遣し候かたびら御取り上何も御遣し無レ之様に存
候。人物宜敷相成り候へば衣類其外様々のくわし(菓子)遣し可レ申候事。

(横井時靖藏)

主上の聖德に感激し且つ天顔に咫尺するを得る光榮を心から喜んだ小楠の眞情は楮表に溢れて居る。なほ文中「新堀・牛島日出度」とは下津休也が五月十八日に肥後藩財政改革を委任され、牛島五一郎が五月三日肥後藩軍艦主任を命ぜられたことを云ふか。

二〇二　宿許へ

明治元年六月六日　小楠在京都

返す／＼御國許も大改革、新堀(下津休也)兎や角よろしき段牛島先生寸暇無レ之いオ承り、大慶仕候。さぞ／＼浮言浮議様々可レ有レ之、何分秋の末にも至り候て聊靜り可レ申と被レ存候。此上いん居(下津休也)元氣よき方のみいのり申候事。

一書奉呈仕候。暑中益御機嫌能奉二恐悅一候。随て私事相替り不レ申御安心可レ被レ下候。然ば宮川(小源太)一昨夜虎(米田)之助殿と同道到着、御國之次第并沼山之御様子いオ承り大に安心仕候。宮川も三日之到留珍敷、引返に御座候。虎之助殿も只今迄私方に到留、昔夜咄合申候。直に今夕淀舟より大坂に被レ参、一二三日中に　左京亮様御供江戸に參向之筈に御座候。

江戸も大抵靜り、徳川氏御知行も定り（駿河一國并に遠江之内且奥羽之内にて）七十萬石給り是にて安堵に相成り申候。其外諸浪之徒は先日上野の戰にて落着、外には格別之手障りも無二御座一模樣なり。今日より薩手陸行、　若侯と阿波侯は近日軍艦より會津表に御出張之積り、　左京亮樣は江戸え御出之筈なり。越後之賊も大敗軍大抵引取申候。

一　主上も近々關東御親征（三四日中には御布告之筈。）誠に非常之御事に御座候。此節は至て御手輕き御動座にて有レ之候。右之次第にて何に不レ遠平定に至り候に相違無レ之、大に安心いたし申候。

一　私痳疾近日不鹽梅にて七八日以前より引入養生專一に仕候。今暫は出勤出來申間敷、十分全快之上迄は引入養生と心得居申候。今日共よりは少しく心能何に藥用等應じ候ものと大に競ひ居申候。文貞（[illegible]）も大坂に下り居候間越の岩佐玄珪（後の純）に賴み都合よろしく、少も御氣遣被レ下間敷候。只今より虎之介殿うち立にて不二取肯一相認め、此段迄申上候。何も大略仕候。以上。

六月六日　　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

又雄殿

尙々只々御自愛のみ祈申候。

此許ぶゑん（無鹽）の肴一切無レ之困り申候。ほしゑび（干蝦）或はほしまん（干鰻）引きの類便宜御座候節御迄り奉レ願候。

又雉書物修行祈申候。

一　書物虫ぼし懸物同様の事。

（横井時靖藏）

文中左京亮・米田虎之助の行動につきては傳記篇第二十章參照。返し書の牛島先生とは五一郎のことで、彼は藩の數學師範であるから先生と云つたものか。

二〇三　米田虎之助へ

明治元年六月十日

小楠在京都
米田在大阪

前文略す

此許之次第い才馬淵（貫助）に咄し合申候間夫々御承知可レ被レ成候、略す。

江戸戰一條住江（甚兵衞）注進に相違無二御座一、是又馬淵より御承知可レ被レ下候。扨て絶二言語一候次第、痛心此事に奉レ存候。然し是は左様に成り行候が當然にて、全體江戸御人數中之論談津田（山三郎）紙面が一統之定論に御座候へば其勢箇様にふるわざる事が自然之次第と奉レ存候。安場（一平）も先頃參り候節承り候へば同様之論に御座候間私より大に論破仕置申候。必竟は鎭撫の二字の文義ちがいにて、其文義ちがいに競わざるより起り來り事情明了に聞え申候間安場初十二分之御說得被レ成度萬々奉レ祈候。安場も追々申上候通り思慮淺き生質にて獨り離れの出來兼、實以氣遣仕候。必ず〳〵十分々々御責め可レ然奉レ存候。此段迄他は大

略仕候。頓首々々。

六　月　十　日　　　　平　四　郎

虎　之　介　様

尙々著中御愛養第一に奉レ存候。何も後便可レ奉レ呈候。已上。

（林田政廣藏）

二〇四　副　島　二　郎　へ　明治元年六月十五日　小楠・副島在京都

愈御安康被レ成ニ御出勤一、珍重に奉レ存候。然ば至急に御内話申度義御座候間、乍ニ御苦身一今夕・明朝迄に御出臨被ニ成下一度萬々奉レ希候。此段拜呈、餘は拜鳳之上可ニ申上一候。以上。

六　月　十　五　日　　　　橫　井　平　四　郎

副　島　二　郎　様

（橫井時靖藏）

二〇五　宿　許　へ　明治元年七月三日　小楠在京都

一筆拜呈仕候。殘著之砌益御機嫌能、小兒共迄無事に御座候段重々奉ニ拜賀一候。此許相替り申儀も無ニ御

座一候。去月廿八日迄に　左京亮様御人數も大坂出帆に相成、關東御平定は必定と奉ㇾ存候。關東も江戸内は鎭靜、會津表于ㇾ今伏從不ㇾ仕、仙臺は昨日より本家之事に付宇和島老公（伊達宗城）御出懸けに相成り、江戸より軍艦にて直に仙臺に乘入御說得之筈にて大抵是にて治り申見込に御座候。越後之方は越前・加賀其他藩々出兵、仁和寺宮大總督にて去月末に御出馬、いまだ何とも傳報は無二御座一候へ共不ㇾ遠治平に至り可ㇾ申候。

主上も當月末・來月初には關東御動座之御內決にて有ㇾ之、此節は大抵何方も靜平に歸り候事に奉ㇾ存候。新堀（下津休也）隱居出方私方に到着、（驛用後間もなく上京）夫より十丁斗之處に旅宿、日々相見え咄し合仕候。病氣近來は大分宜敷いとま有ㇾ之候へば道具屋せつき様々のもの買ひ求め中々勘定方續き兼可ㇾ申と心遣仕候。いまだ歸りの日限も分り不ㇾ申、何に盆過と被ㇾ存申候。珍敷所にて出會いたし、是も不思議の一つにて御座候。

金子は新堀歸りにさし出可ㇾ申候、左樣御承知可ㇾ被ㇾ下候。

私事も痳疾再發例の通りに步行正座出來兼申候間先々月末より引入、岩佐玄珪に懸り養生仕候。其內內藤も歸京いたし兩人にて治療仕近來漸々宜敷、只今通りにては盆前後には出勤可ㇾ仕奉ㇾ存候。「ショウサンギン」もなれこみ一切きゝ不ㇾ申候。一日は誠に困窮仕候處玄珪列十分盡力仕全快に至り可ㇾ申相樂申候。酒も丁度四十餘日一切給不ㇾ申、十分之養生に取り懸り近日漸く夜分猪口四ッ五ッ位給申候。肴類惡敷とこれと給られ不ㇾ申、鷄鳥一兩日越に給候て取り續き申候。右之次第にて是迄之事は中々困窮のみ

に相暮し御察可レ被レ下候。お龜宇土によめ(い脱カ)りいたしあり付も宜敷段範介より申越大に安心仕候。うわ張(禮服)りさし合(結婚祝品)に迩り候筈に候處紋形覺え不レ申、次の御便に御迩り被レ下候樣奉レ希候。龜松に心當仕置候金子太多助方(德富)に遣し置き、竹崎(律次郎)に御相談當暮半高返し候樣只今より御約束被レ成置、水導(水道町の永瀨カ)に御さし合可レ被レ成候。半高は此暮能々御改尙御預け可レ被ニ成置一候。盃後は御隱居(休也)うちにて其節い(立脫カ)才可ニ申上一、先此段迄拜呈仕候。已上。

七月三日　　　　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

又雄殿

尙々此節は内藤貞八急使にて罷歸申候間自然は沼山にも參りい才可ニ申上一かと奉レ存候。源三郎急死仕候段さぞあとの者共困窮と奉レ存候、御序に吊儀御申鬧可レ被レ下候。千左衞門(德富)列え宜敷奉レ願候。大玄は不ニ相替一罷出候と奉レ存候。治療如何、定て病家も漸々出來申たると奉レ存候。例のぶしよふ不ニ相替一はたらき候事と被レ存、迷惑成る馬鹿ものに御座候。是又宜敷ぶしよふ致さず病家うち廻り候樣御申傳え可レ被レ下候。以上。

（横井時靖藏）

二〇六　宿許へ

明治元年七月十二日　小楠在京都

明日御飛脚出立に付拜呈仕候。秋著之（候哉カ）益御機嫌能奉二恐悅一候。隨て私事相替不レ申御安心可レ被二成下一候。然ば先達內藤貞八急使にて龍歸り沼山えも能出候筈にて着之上はい才此許之事共御承知被レ成候と奉レ存候。其後格別相替り不レ申、江戸大に鎭靜、奥州口も官軍大勝利、白川より進撃いたしタナ（棚）倉も乘り取り候段注進昨日申參候。仙臺抔は元來家中內亂、只今に至り大に當惑之樣子に相聞へ何に不レ遠歸順可レ致、尤極內々其次第宇和島老侯え賴入候事に御座候。越後之方會津より必死と取り堅め對陣いたし居候。是も奥州聊定り申候へば必ず散亂可レ致事に被レ存候。東北之方は是迄之形勢にて御座候。

此許は彌以御都合宜敷事に御座候。越當公（茂昭）脚氣（キヤツキ）にて數年來不鹽梅近來彌以不レ宜、其上此節越後出張被二仰付一少し宜しければ御出陣之筈に御座候。且御家中末々は何と無く不安心之次第も有レ之、此節春嶽公暫御役御斷御歸國之御內意出申候。いまだ御許は無レ之如何に相成可レ申哉、右等之次第其外は何で相替り不レ申、先此段迄申上候。以上。

七月十二日　　　　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

又雄殿

尙々此許朝夕は聊秋冷相催し、旣に昨夜は月もよろしく何角咄合、沼山の景色噂仕候。おみやはだか人形と被ㇾ存、をび(帶)・一重(單衣)抔不ㇾ遠遣し可ㇾ申候。且壽加(下婢)・せか(同上)彌がゝ出し(精出し)可ㇾ申候。九月祭り前にはおもしろき反物内藤に賴み置候間下し可ㇾ申候。以上。

（横井時靖藏）

二〇七 宿許へ

明治元年七月十八日　小楠在京都

一書拜呈仕候。御揃增御安泰に被ㇾ成二御暮一、奉二恐悅一候。此許相替り不ㇾ申、格別言上之筋も無二御座一、何も略仕候。私病氣今以勝れ不ㇾ申、岩佐玄珪・内藤(泰吉)專ら治療いたし聊見込も御座候。自然此療治にて快く無二御座一候へば大坂に下り、フランスの醫者高名之者にて是に懸り養生仕る心得に御座候、御安心可ㇾ被ㇾ成奉ㇾ存候。内藤も近日軍務局病院懸りの長に被二 仰付一、日々出勤仕候。夫故私近邊に引移り申筈にて屋敷も極り申候。月給拜領仕大分暮し方宜敷、別封之通りさし出申候。色々吟味仕候へば西陣にては様々のものおり出し便利之事に御座候。

至誠院様えすきやちゞみ(透綾縮)、おつせに帶地、おみやに帶地、幷に古の一重(古着の單衣)、壽加・せかにもめん(木綿)さし出し申候。根段も付け置き申候間定て御許よりは大分安く御座候と奉ㇾ存候。又雄へは墨遣し申候、是は長崎人

より送り候ものにて有レ之候。

新堀隱居も一旦は不靈梅之處漸々よろしく、二三日より大坂に下り候筈にて有レ之候。此許にては例の物ずき道具屋せつき樣々のかいもの（買物）有レ之、何に金子は不足勿論に御座候。めづらしき所にて咄し合申候。いまだ歸國之樣子は分り不レ申、此歸りに金子さし上可レ申候。先此段迄拜呈、何も後便に可二申上一候。以上。

七月十八日　　　　　　　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

又雄殿

尙々御自愛專一に奉レ存候。いも（芋）・からいも（唐藷）も定て根入宜敷事と奉レ存候。かき（柿）當年は大分なり付き候由、さぞ／＼日々給（タベ）候事に被レ存候。

此許にては食ひものに大難澁誠に困入申候。禁酒も最早六十日餘に相成一滴も給不レ申、勿論何方えも參り不レ申、此樣なる困窮之旅詰は無二御座一候。まんびき（鱰）十分宜敷所あをのり・はしゑびどふぞ不レ遠御送り被レ下度、呉々奉レ希候。最早時候も宜敷無二申分一着いたし可レ申候。以上。

（横井時靖藏）

二〇八　宿許へ

明治元年八月二日　小楠在京都

新堀隱居出立にて一書拜呈仕候。秋冷益御機嫌能奉ニ恐悅一候。隨て私儀相替り不レ申候。然ば御許飛脚一兩日前に到着、熊本變動い才承知仕候。就ては此許之事何角浮說流言も樣々可レ有レ之、誠に無ニ存懸一次第にて御座候。此許太政官は彌以御都合宜敷　主上關東御行幸も內輪御決に相成り、當月二十日比には御發途之御模樣相違無レ之御事に承り申候。關東之方も彌以官軍方盛大にて、白川口と申所に先月中旬より諸軍押つめ諸方之手を合せ打入候手筈にて御國之兵も定てさし向ひ候ものに相聞へ申候。定て大勝利に相違無レ之候。且又奧州之北方は一旦は諸藩兩端をいだき居候間會津・仙臺より兵を出し、佐竹藩に押し懸け兩藩より重役之者七八人佐竹に遣し色々說得いたし候處、佐竹にて義兵に一決いたし右使者を殺し直に兵を發し會・仙之陣に押懸け大勝利を得申候。依レ之其近隣之諸藩津輕・南部等盡く是に應じ、近日に諸藩合兵會津・仙臺に押懸候筈之報告十日前に有レ之候。且又越後之方官軍方追々十餘藩より出兵海陸二タ手より押懸け、此許よりも仁和寺宮大總督にて先頃御出張、昨日は久我公(建通)副督にて御出張、(內藤ゟ久我公に附屬被ニ仰付一昨日罷立申候。)大坂より蒸氣船にて越後海軍之方なり。右之次第にて中々官軍之勢甚だ盛にして當月中には諸方之諸軍會津に押つめ候軍勢に御座候。尤仙臺は兩端に相成り國內半分は官軍に內通いたし候。庄內も同樣に有レ之候。只今にては會津にくみし候所は米澤其外近隣之小藩不レ得レ止くみし候所

二三藩も有レ之、是等も不レ遠に歸服可レ仕事情にて何に四五日中には白川口・越後・出羽三方の報告可レ有レ之相待申候。右之通にて關東平定は來月中旬迄には必定落着可レ仕候。

主上江城御臨幸は是より治道御施行之　思召にて甚以諸事簡易之御出立に拜承仕候。此許當時出京に相成候大小藩都合四十餘之大名にて賑々敷事に御座候。右之次第にて太政官も諸御役方二タ手に分れ此許・江戸と輪番にて代る〴〵相勤候筈に相成申候。江戸は先達て東京と被二　仰出一、以來は　主上にも御往來にて御政事被レ遊候筈に御座候。大略右之通りにて此許之御都合は次第に宜敷相成申候。

昨日兵庫より左平太共紙面參り、兄弟平安修行仕御安心可レ被レ下候。紙面並寫眞さし上申候。此方之事情大間違のみ相聞え候由にていかゞ斗案勞仕り候事と被レ存候。然し不レ遠實情相聞可レ申候。私よりも先達て書状は仕出し置候、今比は着仕候事に被レ考候。尙近日に仕出し候筈に御座候。

新堀（下津休也）歸國にて諸反物一包是は御飛脚及二延引一、此節さし上申候。外に茶一封取りまぜさし出申候。

一　金子二百兩新堀に遣し置申候。

內百兩は出立前竹崎（津次郎）列世話借用之返辨にて御隱居（下津休也）より直に竹崎に渡に相成候相談に御座候。竹崎には早々御通路（通知のこと）可レ被レ成候。尤右之內より少々は餘り可レ申由に付餘分は竹崎より御受取可レ被レ成候。百兩は隱居不足之由に御座候間遣し申候。御遣錢に兩三度に御取り可レ被レ成候。其通りに隱居と相談仕り置申候。定て新堀着之上は御知せ可レ申、私よりも此段留守に申遣す段咄置申候事。

尤御取りの節は受取書御遣し可ㇾ被ㇾ成候。

久々御許之御書狀參り不ㇾ申、如何と奉ㇾ存候。又雄不二相替一出精と察申候。ミイシャン（みや子）來月之祭には帶・（單衣）一重も出來、宮參り可ㇾ仕候。何も此段迄申上縮候。以上。

八月二日　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尚々此許は朝夕大分冷氣相催申候。隨分々々御自愛專一に奉ㇾ存候。私痳疾近日大分宜敷、此節は快氣仕候ものに被ㇾ存大慶仕候。當月下旬頃よりはどふとぞ出勤仕度、大にあへぎ（肥後方言、焦るの意）罷在候。必ず／＼御懸念被ㇾ下間敷候。岩佐玄圭大にかた盡申候。

かき・からいも出來申候と奉ㇾ存候。小供さぞ／＼給可ㇾ申、何も想ひやり申候事。

（横井時靖藏）

二〇九　宿許へ　明治元年八月六日　小楠在京都

返す／＼此許大小大名四十三藩出京にて市中賑々敷事に御座候。一體は無事靜成る事に御座候。市

中しまり（締）等大に行届き申候事。

（飛脚）早立候に付一書奉呈仕候。秋冷愈增御安泰奉ニ恐悅一候。隨て私儀相替り不レ申御安心可レ被レ下候。然ば追々書狀仕出し置新堀隱居迄賴置候處于レ今引懸り居候由、何角御懸念も可レ有ニ御座一候。御許御書狀も久敷參り不レ申、御國許御役替等うち替り候段想像仕候。此許は太政官彌以御都合宜敷昨日は關東御鎭撫として近々　主上御下向被ニ　仰出一候。此節は非常之御うち立にて賀茂行幸之御供廻りにて兵隊も無ニ御座一程之　思召にて有レ之候。尤江戶此節より東京と被レ定、此許と共に東西之都に相成り候間、太政官も二つに分れ御役方も兩方に相分れまわり〳〵相勤め候樣に被ニ　仰付一候間　主上にも是よりは追々關東御出幸有レ之筈にて此節も年內中には御歸京之筈に御座候。尤御供之公卿方も一人に十人之御連れ人に相定り、大名之御役方少々兵隊にて御供にて御座候。惣て御途中之諸藩政事等一々御聞き糺し御救恤等有レ之　思召之由、關東も諸藩大に官軍に歸順いたし只今之處にては官軍之兵勢大に振ひ不レ遠平定可レ仕候。御國も　左京亮樣議定にて江戶に被レ爲レ入日々御出勤被レ成候。兵隊は虎之助殿引率し白川口之方に發向に相成、最早戰爭にも相成候事に被レ存候。白川口は官軍十餘藩押つめ居候由、敵方は會津・仙臺・米澤にて有レ之、其餘は大抵官軍に相成申候。尤仙臺は佐竹藩等と追々及ニ戰爭一每度敗軍いたし先日之戰には大敗にて家老兩人迄被ニ打取一申候。佐竹は仙臺の後ろにて其方角之諸藩は盡く佐竹に應じ申候。仙臺も國內二つに分れ半分以上は官軍に應じ實に危き容體に御座候。越後之方も官軍海陸よ

り發向是も加賀・越前を初十餘藩押つめ居申候。先日長岡之城を敵方より燒き申候。然し是はさしたる事にも相成不ㇾ申候。近日に大擧大勝を奏し可ㇾ申との報告有ㇾ之候。い才之儀は追々に可㆓申上㆒候。私痳疾此節は大分之再發にて一旦は御役御斷も申上候へ共容易に御取り上げ無ㇾ之趣にて寬りと養生いたし候樣被㆓仰出㆒候間專養生仕候。越前之醫岩佐玄珪に懸り十分盡力いたし吳れ、近來大分宜敷相成り、只今通りにては當月末頃よりは出勤も可ㇾ仕大に競ひ居申候。明日共は近邊迄參り候打立仕申候。必々御安心可ㇾ被ㇾ下候。

下津隱居歸に前にも申上候通り書狀幷品物追々遣し置候へ共出立每々及㆓延引㆒申候。一、二日中には此許出立にて大坂に十日斗も到留當月末迄は是非歸着に相成可ㇾ申候。其上い才御承知可ㇾ被ㇾ下候。先此段迄申上縮候。以上。

八月六日　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々時候御自愛專一に奉ㇾ存候。大分秋冷、沼山景色宜敷可ㇾ有㆓御座㆒思やり申候事。

（横井時靖藏）

二一〇　宿許へ　明治元年八月九日　小楠在京都

近藤新之介早にて歸國仕、一書拜呈仕候。益御安泰に奉二恐悅一（被レ成二御座一悅カ）候。先日追々書狀仕出し置候處御隱居（休也）手許に引き懸り甚心外に奉レ存候。前書一通此書一同にさし出申候。此許益御都合宜敷關東　御幸も廿日過には御發京と奉レ存候。只今御供しらべやら何やら太政官は賑々敷事に御座候。扨越後之方新潟賊方落去と前書に認め候樣に覺へ申候。左樣にては無レ之、官軍三方より押懸け日ならず落去可レ仕報告にて有レ之候。一兩日中には江戶よりの報告も參り可レ申候。何樣官軍之勢大に盛にて賊方不レ遠平定可レ仕候。私痳疾も漸々宜敷御安心可レ被レ下候。

御隱居今日此許出立、大坂に十日斗到留、何に來月初には歸國と奉レ存候。反物・茶等のもの仕出し置申候、左樣御承知可レ被レ下候。

左平太共書狀此許に來着、壯健にて大慶仕候。右書狀等先日仕出し置申候。此節迄は參り申間敷、何に後便には到着可レ仕候。此段迄あら〳〵さし出申候。

八月九日　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

尙々隨分御自愛可被下候。又雄、作左衞門迄註文之小ツカは後便に遣し可申候。おみや帶・一重物等は御隱居持ち歸りにて有之、どふぞ來月祭り前に到着いたし候へかしと奉存候。何方へも宜敷奉希候事。

又　雄　殿

（横井時靖藏）

二一　宿　許　へ　明治元年八月十四日　小楠在京都

明十五日新堀隱居出立に付一書呈上仕候。秋冷之砌愈益御安泰に被成御座、奉恐悅候。隱居出立も色々引き懸及延引、漸く明日出立に相成申候。然ば此許　御東下前にて太政官も何角賑々敷　御親臨は來月初に相成可申候。いまだ御供之衆も不被　仰付候へども內輪は相定居申候。極々御簡易之御打立にて賀茂行幸位之御議定と相聞申候。當時大名も夥敷上京にて市中賑々敷有之候。關東は追々申上候通彌以官軍大勝利、江戸より五十里白川の城を根城にいたし夫々進擊、棚倉・岩城之二城も乘り取、二本松城に押懸け迄江戸報告有之、一兩日中には吉左右相待居候。越後は長岡城も乘り取り新潟も同樣三條と申所に敵方屯集いたし居候間諸方官軍押し懸け候筈の報告也。三條乘り取り候へば越後一國平定也。奥州之隅は佐竹藩大に勃興いたし庄內と取り合及度々每々大勝利にて近隣之諸藩盡く之に應じ候上、新潟之官軍幷其方角之諸藩溝口家抔也後ろより押懸前後より庄內をはさみ打之手段之報告也。右之

通り迄相聞候間何に四五日には諸方之報告可レ有レ之奉レ存候。　天子關東御親臨は軍事には御懸り合無レ之、府・縣・藩に御政事御施行之　思召にて決て御親征と申筋にては無レ之、江戸にも長くは　御滯留不レ被レ遊三十日前後には　御出立と申義にて有レ之候。先々大抵此許之次第右之通にて、い才は新堀より御承知可レ被レ成候。

御國許物議沸騰之段い才に承り申候。就ては浮說流言樣々と被レ存、いか斗か御心痛被レ成候事と奉レ察候。乍レ然此許當時之次第にては第一　天子御聰明に被レ爲レ在諸公非常に御精勵にて御新政筋漸々御都合宜敷御失政と申も無二御座一事にて、關東は前條之通り當年中には平定に歸し可レ申天下之大勢にて一途に相成儀は必定にて不レ遠靜り可レ申候。私病氣は岩佐療治にて漸々甘き方に相成り、今一段宜敷相成候へばそろ〳〵近邊迄も出られ候事に御座候間來月初　御親臨御前後には出勤も可レ仕哉と存じ罷在候。い才は鹿之介（下津休也の二男）より御聞取可レ被レ下候。

先便に申上候反物幷茶等此節隱居持歸りにて段々後れ申候。どふぞおまつり（祭）に懸け合候へかしと奉レ存候。色々病中之樂み古る着抔求め申候。存外古着は高直に御座候へども御國よりは安き由に御座候。何ぞ御註文之物被二仰越一可レ然奉レ存候。

左平太共へは近日に書狀仕出し申筈に御座候。此許事情等い才申越可レ申候。彼方先生え慶長小判並むすめ兩人へは慶長一歩金外に水晶之玉を遣し申度夫々用意仕候。此節歸國之人之噺しに兄弟之評判は

大に宜敷申、珍重に奉レ存候。此段迄拜呈、餘は大略仕候。以上。

八月十四日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々乍レ末御自愛專一に奉レ存候。又（又雄）・宮（みや子）兄弟も元氣と奉レ存候。又は彌以書物等出精萬々存じ申候。作左衞門え小柄註文に候へ共却て小刀之方可レ宜との事に遣し申候。ミイサン（みや子）へは御くわし（菓子）遣し申候事。近邊千左衞門初大玄列え可レ然御傳へ可レ被レ下候。以上。

別啓

一 新堀御隱居え金子百兩遣し置申候。右之内到着早々先づ三十兩御手許に返しに相成り、當暮に三十兩、殘り四十兩は來春に歸しに相成る約束にて御座候間、隱居歸りの上御受取可レ被レ成候。尤急に御入用之節はいつ何時も新堀より御受取被レ成候筈に相談仕候事。

一 出立前竹崎（前出）列より借用之金子爲ニ返辨ニ百兩新堀に賴み遣し申候。竹崎え御知せ、同人早々新堀より受取夫々返辨仕候樣御咄し合可レ被レ下候。尤百兩には及び不レ申由にて殘りは御手許に御受取可レ被レ成候事。

一 山形典次郎緣家中より反物賴みにて金子四十兩借用(貸すの意)いたし候。山形はいまだ此許に罷在候へ共何に不ㇾ遠歸り可ㇾ申、右金子は當暮返辨之約束にて、其時之金子之相場を以て御國札にて返辨之筈に御座候。此段も序に申上置候事。

八月十四日　　　　　　小楠拜

(橫井時靖藏)

二一二　宿許へ　明治元年九月十日　小楠在京都

明日上林手代御國に參り候に付一書拜呈仕候。愈御安泰に被ㇾ成ニ御座ー、奉ニ恐賀ー候。隨て私儀相替り御(不ㇾ)安心可ㇾ被ニ成下ー候。然ば此許之事先日住谷(肥後藩士)歸國にて沼山にも定て參上い才御咄し申上候事に奉ㇾ存候。爾來彌以御都合宜敷別紙之通りにて御座候。私も次第に快く罷成り、近日は近邊え日々步行仕候。然し一旦之大動搖にて不ㇾ怪疲勞仕、食禁等今以嚴重に仕、二タたきめ(飯)し給べ肴類も一旦は一切禁じ申候處近日少づゝ給候樣に相成り大分元氣も付き彌快復仕候。引入百個日餘に相成り候へ共いまだ步行・正坐十分に出來不ㇾ申候故及ニ內意ー當月末より出勤仕候手數仕御免達に相成申候。然し關東　御幸前には暫くづゝにても出勤仕度心得に罷在候。前書にも申上候通り酒一切禁絕、岩佐よりも嚴重に申聞中々當分給候事六ケ敷、最早百四五十日餘も禁じ居候故さしてほしく事も無ㇾ之、此儘下戶に相成候も知れ不ㇾ申

御一笑可ㇾ被ㇾ下候。

新堀隱居當時は大坂に下り居、來る十五日前後には出立に御座候。此便に種々賴み置き候へ共大延引に相成り九日祭もはづれ殘念に奉ㇾ存候。然し當月中には到着と奉ㇾ存候間不ㇾ遠御屆に可㆓相成㆒奉ㇾ存候。上林手代熊本に二十日餘り到留、直に歸京仕候間此許に御遣しの品物何にても宜敷との事にて御座候。たばこ最早切に及び可ㇾ申、是は何分急に御遣し被ㇾ下度萬々奉ㇾ希候。先日はおいつ御申合のまん引き到着、日々給申候。青苔・あぶらめ（油女、魚名）抔殊に珍敷ものにて上林手代に御托し御遣し被ㇾ下度萬々奉ㇾ賴候。又雄え太平記求め置申候、是は佐藤松喜（肥後藩士）歸りの節に遣し可ㇾ申候。お龜衣しよふ（裳）も染方に遣し置候へども此節迄は出來不ㇾ仕、次之便にて下し可ㇾ申候。莫大拜領も仕候へ共夥敷物入にて殊に諸物價御許よりは四五增陪（マヽ）之高直に御座候。左平太共にもとても官府よりは御出方六ヶ敷奉ㇾ存候間當冬先づ二百金位は遣し不ㇾ申ては來春よりの手當有㆓御座㆒間敷、近日にかわせにて送り申筈に御座候。且病氣にも物入別て多分に有ㇾ之、出勤仕候へば若黨も四五人小者共に都合十一人外に下女二人の暮し、夫に食客六人遣い錢・衣類迄世話いたし候ものも有ㇾ之、夫は〳〵大惣之事に御座候。家司役可ㇾ然者甚ほしく御座候へ共一切手に入不ㇾ申、是には大困りに御座候。然し珍敷大名に俄に相成り、乍㆓自分㆒おかしく御座候。先此段迄拜呈、餘は大略仕候。以上。

九月十日　　横井平四郎

至誠院様
おつせ殿
又雄殿

尚々時分柄御自愛專一に奉ㇾ存候。昨日はお祭客は何程に御座候哉、想像仕候。此許にても同行の面々に神酒を出し、御噂のみ仕候。近邊何方えも可ㇾ然御傳へ可ㇾ被ㇾ下候事。

（横井時靖藏）

二一三　甥左平太・大平へ　明治元年九月十五日　小楠在京都 二甥在米國

在京中一時重態に陷りたる病氣の快復に向ひたる頃のもの。

一書申進候。時分柄彌相替り無ㇾ之修行、珍重に存候。然ば士州生歸國持參之書狀大坂より相達、夫々承知いたし候。此許内亂新聞紙にて被ㇾ致二承知一疑惑之次第尤千萬に存候。全く官軍大勝利、一統治平に歸し恐悅之至に候。い才之儀は前後之趣江口相認さし出し候通にて別に申遣さず候。中々不思議之世界に變化いたし何も意外之事共に候。方今會津等は平定、先は禍亂は治り候へ共此よりが治道の初りにて能々大切之至は申迄も無ㇾ之候。然處第一　皇國之仕合は　主上御十七歲非常之御天授日々政事所に御出何角之事共被二聞召上一候。拙者共は日々御目通りに壹間位之所に罷出諸事言上仕候。扨々不思議之仕合に

候。御政事之次第輔相（三條・岩倉二公）議定（公卿大名）參與（拙者共大底十人、近日肥前宰公同役に被仰付大に競い也。）辨事（公家・大名・藩臣）大抵此役にて萬機相決し候。其外は外國・軍務・會計・神祇・刑法等分局有之、其他外治は京都・江戸（京都と東西の都に被定東京と稱す。）大坂・長崎・箱立・新潟・南都・山田等には府を立られ國々天領は縣令を被置候事、右之通にて役人に殊之外事欠き人撰大に困入り誠に乏しき至に候。　主上東京に　御親臨當月末には此地御發輿極々御簡易之御積り也。御途中は本陣御宿にて御便所出來御居間御疊替迄にて其他は一切御搆むひ（肥後方言）無し、尤府・藩・縣にては夫々御政事被布施候筈也。公卿門閥被廢、御攝家と云へ共其人に非れば御用ひ無之、輔相は三條・岩倉之二公、三條は當時在江戸にて此許は岩倉公全權に有之候。此公は非常才力有之、中々大名抔には比類無之致大慶候。其他は公卿・大名共に格別の人體無之、獨り肥前當公いまだ廿斗若輩ながら出類也。昨今參與被　仰付拙者共同役也。家中一統大に振い立感心いたし候。

拙者四年來少々痳疾相煩居候處昨冬に至り大分つより、秋堤（寺倉）共療治いたし候へ共勝れ不申、正月初高橋文貞呼び迎ひ同人より外治いたし速に奏功、近邊鐵炮うちにも參り候樣に相成候間三月出京參與被仰付殊之外多用朝より夜に入りすわり切り候間再發いたし、七八月頃迄は血便下りよ程六ヶ敷有之候處岩佐玄珪治療にて漸々廿快、昨今は十に八九分宜敷候故出勤いたし候。尤酒も一切禁じ居專養生にうち懸り居候。何に來月中には平愈可致必ず〳〵安心可被致候。

紙面認居候處只今其許第八月六日日附之紙面大坂より傳達いたし、被申越候次第夫々致領承候。先

々不ニ相替ー無事修行之段大慶いたし候。海軍所入校之存念にてワシントン府惣督懸合存念通り六人は此許太政官より賴み越し候へば不レ苦段に相決、入費等迄細々之申越至極尤千萬、さぞ〳〵被レ致ニ心配ー候事に存候。當時拙者參與に居候事故早々申談じ、いか樣とぞ存念通りに落着いたす樣に心配可レ致候。熊本之成り行江口別紙之通りにて來春よりの御助力必ず六ケ敷可レ有レ之存候間幸拙者當時之通り相勤居候へば過分之月給拜領いたし(マヽ)事故來春よりの學料は手許より遣し候筈にて先洋銀三百ドル替(カワ)せにて此節さし廻し候手數いたし居候處にて有レ之候。則右ドル高横濱にて替せに致しヘルリス當にいたし遣し申候。何に來月末・十一月初には到着可レ致受取可レ被レ申候。外に享保圓金幷に一歩金遣申候、ヘルリス親子に可レ被レ送候。(享保復古金は慶長よりも上品にて古金中第一也。)航海入校之事は太政官決し次第に可ニ申越ー致ニ安心ー修行可レ被レ致候。來春に至り學料は追々廻し可レ申候。因て云幸便有レ之節「セコンド」十分宜敷品送り被レ呉度賴み入候。此許は近來仕入ものゝみにて殊之外惡しく有レ之候。幸便と云ふが六ケ敷可レ有レ之、兵庫迄之幸便有レ之れば拙者當にいたし大坂府之御役所にさし出候へば直に屆き申候。尤右之通にいたし候へばアメリカ「コンシュル」(領事)より取り次ぎ候へば慥に相違候。自然日本人歸國之節なれば長崎にては御屋敷にさし出す外無レ之候。(當時社中長崎に出て居不レ申、薩州御留守居にて參居。)兵庫なれば大坂にて督府之御役人か會計局之役人かどふでも相違候。何分幸便に上品を撰び被ニ差送ー度待入候。來春二三月頃には尙又ドル銀遣し可レ申、航海一條十分盡力可レ致呉々安心修行第一に存候。

當時西洋諸國格別之禍亂も無レ之かに被レ存候。アメリカは頭領替りの由、新頭領人物定て評判可レ有レ之被ニ申越(度觀カ)一存候。其外何邊い才承り度候。

薩州生鮫島誠藏(後の尙信)・森金之允(後の有禮)外國にては野田忠平・深井鐵太と改名、四年前イギリスに參り居候内同國人ヲリハントと云者に出會、ヲリハントより咄聞候には世界人情唯々利害之欲心に落入り一切天然の良心を消亡いたし有名の國程此大弊甚しく有レ之候。必竟は耶蘇の敎其道を失ひ利害上にて喩し候故に人道滅却嘆げかわしき事なり。我等も全く耶蘇に落入居候處アメリカ國エルハリスと云人より初て人道を承り悔悟いたし候。此のエルハリスも元は耶蘇敎之敎師にて有レ之、二十四五歳にて天然之良心を合點いたし人倫の根本此に有レ之事を眞知し是より自家修養良心培養に必死にさしはまり誠に非常之人物當時世界に比類無レ之大賢人なり。此人世界人道の滅却を嘆き專ら當時の耶蘇の邪敎を開き候志なり。ヲリハント再び云我は役事相斷(下院の長勤たりし由。)エルハリスに隨從し修行せんと欲すとの咄し有レ之、薩の兩人も甚驚き遂にヲリハントと共にアメリカに渡りエルハリスに從學せり。エルハリスは退隱村居門人三十人餘有レ之相共に耕して講學せり。其敎たるや書を讀むを主とせず講論を貴ばず專ら良心を磨き私心を去る實行を主とし日夜修行間斷無レ之譬ば靄然たる春風の室に入りたるの心地せり。然しながら私心を挾む人は一日も堪へがたく偶慕ひ來りし人も日あらず歸り去る者のみにて遂に其堂を窺ふこと不レ能、薩の兩人も初は中々堪がたかりしが僅に接續の力を得て本來心術の學問に入りたり。此人云世

界總て邪教に落入り利害の私心に渾化せん實に人道の滅却なり。未だ邪教の入らざる處は日本とアフリカ内何とか云國のみなり。日本は頼み有る國なれば此の盡力は十分に致したきことゝ薩人近頃歸り兩三度參り、此道の咄し合面白く大に根本上に心懸け非常の力行驚き入たり。此のエルハリスの見識耶蘇の本意は良心を磨き人倫を明にするに在り、然るに後世此教を誤り如レ此の利害教と成り行き耶蘇の本意とは雲泥天地の相違と云ふ事なり。

此段大略申遣候。扨々感心之人物不レ及ながら拙者存念と符節を合せたり。然し道の入處等は大に相違すれども良心を磨き人倫を明にする本意に至りて何の異論か有らん。實に此の利欲世界に頼む可きは此人物一人と存るなり。都合に因りては必ず尋ね訪ひ可レ被レ申、重々存候事。

樣々申入度事は山海に候へ共筆上に盡されず、先此段迄申遣候。何に航海修行一條申談じ決着之上は早々可二申入一候事。

九月十五日認　　小楠

佐太郎殿

三郎殿

尚々沼山よりも一昨日書狀到着、至誠院樣初小兒に至る迄何之御申分も無レ之壯健にて安心可レ被レ致候。先日寫眞致させ一枚遣し申候、いまだ一向出來不レ申おかしく有レ之候。

ヘルリスに替せ銀當にさし出候間一と通りの書狀遣し申候。是迄の恩謝其許迄兄々申越候間兩人より十分宜敷申述らる可く候事。

別　紙（一）

本書認置候處出勤之上早速小松に懸合（玄蕃頭と改、當時外國知事）候處小松咄しに既に此事はアメリカ官府より申來り御決議に相成其元兄弟・八木八十八（後の日下部太郎）外に薩生一人被二仰付一候筈也。あと二人はアメリカに參り居候內より被レ命筈にてアメリカに懸合に相成るとの事なり。尤給料もアメリカより申來候通り五百ドル拜領の筈也。近日横濱にてア人に御賴御申入に相成るとのことなり。大方此紙面一同に參り可レ申候。五百ドルにて不足可レ致候へば拙者只今御役相勤居候へば相應に遣し候事少もさし支え無レ之、安心可レ被レ致候。來春末には又々金子さし送り可レ申、十分安心無二心配一修行第一也。

一　此許海軍は彌起り候筈也。何に來春よりと被レ存候。外國人呼び迎ひの詮議も起り居候。此段迄達いたし候。已上。

九月十八日　　小楠

兄弟當

別　紙（二）

○七月二日大黑村高田の炮臺へ賊雨霧に乘じて襲來、薩救擊して頗苦戰す、遂に賊を討退く。以上布告

の日誌より抜書。

○八月三日新潟にて賊を破り遂に取レ之、此後賊鋒次第に挫け越後大略平定、遂に兵を分つて會津・庄内の兩城に發向す。是より前、秋田の佐竹義を唱へ仙臺の使者七名を斬て國境に梟首し、兵を以て庄内を討つ、奥羽の總督九條公(宣孝)・澤公(宮重)等仙臺に擁せられたれども附屬の兵士等策を以仙藩を脫し、當時兩公幷參謀等皆秋田に在り。庄内の賊兵鋒強く秋田幷薩兵等一旦敗走の處援軍來着又軍勢振立、佐竹侯(義堯)も必死にて出張に相成候事。津輕・八戶・天童等の諸藩皆官軍に屬す。○肥後御人數も江戶より白川口へ出張惣帥米田虎之助殿也。相馬領駒ヶ峯にて仙臺の兵と戰、少々敗衂討死十人手負三十人斗り、其後兩度の戰は勝利也。轉戰して仙臺に逼るとの事也。初度の戰は八月十一日也。○仙臺も議論二つに別れたる由、家老白石・亘兩所既に降服也。○米澤も始めは抗命甚しく、奥羽諸藩の盟約を取固官軍を拒ぎしに朝敵漸々敗亡より旗を伏せ謝罪降服と申す事に相成候。○八月廿四日官軍會津の本城若松に逼り外郭を取る、廿八日・九日に二ノ丸に乘入る。本丸を落し候報告未だ參り不レ申、併今明日には落城の次第可二申參一と存候。○當時賊徒大略討滅、只仙臺・庄内の兩藩未だ服從致さずと雖當月中には夫々落着可レ致と存候。○今九月二十日　主上東京府御巡幸御發輿也。御供輔相岩倉公、此公元來才力有爲之質にして大に昨年來盡力に相成候。近頃二三の君子力を用ひ段々心術に基かれ候筋に相成、天下の事件本末順序を得人材之川捨其位を得候はゞ治平可レ期懇願之至に候。參與にて大木民平・木戶準一郎御供にて候。其他は略

致し候。此節は速に御歸洛の筈に付年内中には御歸着と存申候。是より東幸西巡屢被ㇾ爲ㇾ在候筈に付追々と遷都の事も重大の事に無ㇾ之勢とも相成可ㇾ申候。〇本藩の方も當七月來樣々の事而已にて變遷も有ㇾ之候得共　朝廷之御運び宜しく相成、天下之大勢もやゝ方向定り候筋に趣き候間自然に御國議も定り可ㇾ申事と存候。　太守樣（韶邦）も近日御出京之旨申參り候。〇下津隱居も去る夏大御奉行之命を受け出京に相成居候處其迹にて御國の樣子も打變り候。急に歸國の筈の處病氣寸斗快く無ㇾ之未だ大坂逗留に相成居候。當地逗留之社中山田五次郎・宮川小源太・河瀨典次・西田八左衞門・能勢道彥・岩男作左衞門・江口純三郎・同英次郎皆々無異に居候間安心可ㇾ有ㇾ之候。熊府の方も皆相變り不ㇾ申、尤吉村嘉膳太當夏病死、何れも殘憾に堪へ不ㇾ申候。

右迄申述度、事情も大略書認候間御推考賴入候。以上。

明治元年九月十九日　當月改元是より御一代一號也

横　井　小　楠

左　平　太　殿

大　平　殿

社中より申上候

尙々時下御自重奉ㇾ萬祈ㇾ候。先生御病氣も彌以御平快に趣き候間御安心可ㇾ被ㇾ下候。內藤泰（マヽ）は軍務

館病院局長に命ぜられ、當時東北遊擊大將久我公に屬し羽州秋田邊へ罷越居候。主上御卽位の大禮八月廿七日御執行に相成、首尾能く相濟御同慶奉ㇾ存候。此外申上洩し候事多端御座候へ共何も再鴻に讓り閣筆仕候。以上。

（以上本紙・別紙三通横井時靖藏）

長崎出帆後二男より小楠に寄せたる書面の內容は頗る興味あるものであつたらうと思はれるが、小楠の書中にもある如く肥後藩政府に差出した爲か一通も見當らないのは遺憾である。

二一四　宿許へ

明治元年九月十六日　小楠在京都

拜呈仕候。冷寒相催、愈益御安泰に被ㇾ成二御座一、奉二恐賀一候。然ば八月十一日之御書狀到着仕、難ㇾ有拜見仕候。小兒に至る迄相替り不ㇾ申候段安心仕候。私も病氣彌以甘快仕、昨十五日より參　朝出勤仕候。何ぞさし障りも無二御座一、今日も罷出候。來る二十日彌以關東　行幸に付中々多事にて有ㇾ之、廿日後は御用も少く可ㇾ有二御座一寛りと保養可ㇾ仕候。いまだ十丁以上之處歩行出來不ㇾ申、どふしても歩行が第一惡敷有ㇾ之候。然し漸々都合宜敷、來月中には十分快復之見込に御座候。酒は勿論一タたきおし、肴肉類も日々一度之外は嚴禁いたし、大根のふろふき（風呂吹）位之仕合にて誠に大困窮に御座候。昨日は參　朝之上直（ヒタ）垂（タレ）一式拜領仕候。平生參　朝には着用に不ㇾ及朔望或は何か御悅之節は是非着用仕候事に御座候。尤外

に冠服も入用に御座候へ共一時に夫迄には及び不レ申候。冠服着用御見せ申度、中々似合申候、御笑々々。左平太共より八月初之書狀到着、不ニ相替一無事に修行仕居申候。アメリカにて航海學校は外國人一切入校叶ひ不レ申、西洋何方も同樣にて有レ之候。然處兄弟兩人ワシントンに參り（アメリカの都也。）政府之役人に懸け合重々及ニ談判一、遂に日本人六人は日本政府より賴み越候へば不レ苦段に相談相決し候間私より此許之儀心配仕吳候樣申越候。然處アメリカ政府より太政官え右の次第早速申越し、左平太兄弟幷薩州生兩人・越前八木八十八（前出）都合五人之人さし迄いたし申來候。中々早速之取り斗感心仕候。右に付此許太政官外國懸（マヽ）にて評議相決し右五人は其通りに被ニ　仰付一筈に極り、其國主々々に御懸合に相成、異議無レ之候へば直にアメリカに御賴越に相成るに決定仕候。尤修行料も太政官より給り候事に有レ之候。一年五百ドルと申來り、御國許にて異議可レ有ニ御座一樣も無レ之、兄弟存念も相達し重々大慶に奉レ存候。尤夫迄の入費さし支も可レ致と存じ、此節ドル銀三百枚替せにいたし近日是よりさし送り候筈に夫々取り斗仕候。左平太共紙面は太政官にさし出置申候。右之次第にて大都合と相成、無ニ此上一御安心可レ被レ成、先内輪にて御神酒御上げの樣奉レ存候事。

關東彌官軍大勝利にて會津も落去いたし候段所々より申來り候へ共今日迄は江戶大總督より言上は參り不レ申候。然し決て間違は萬々無レ之、彌大亂は平定にて恐悅此事に奉レ存候。

新堀隱居于レ今大坂に滯在、是は不快迄にて無レ之段々御用之筋も有レ之候。何に當月中は出立無レ之と

奉レ存候。追々申上候通り様々之品物頼み置き大に及二延引一甚心外千萬に奉レ存候、呉々御待可レ被レ成候。來月中旬比には佐藤於喜歸鄕之筈にて此節段々さし出候心組に罷在候。隱居に金子頼み置き、右之通り及二延引一さぞ／＼御迷惑可レ被レ成奉レ存候。何分千左衞門え(綱富)御借用御暮し可レ被レ成候。先此段迄拜呈、餘は大略仕候。以上。

九月十六日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々時分御自愛第一に奉レ存候。みいさんおげじ(清書)遣し申々上でけ(上出來)感心いたし候。此上がまま(勉強)出し可レ申、よき便義之節何かたまがり(驚き)候程之物遣し可レ申候。

又雄へ太平記求置候へども能き便義を待居申候。程によれば新堀にも頼み可レ申や、大坂迄之便義次第に可レ致候。

小袖・羽織は夫々受取申候。

うへ木類段々御手入見事にさかへ候段大慶仕候。かきはさぞ／＼給候事と思ひやり申候。此上寒こゑ(寒肥)大事にて必々十分御懸け可レ被レ下候。將又書物類寒ぼし(干)御忘れ無レ之様奉レ存候。坂口(不破)に懸物三四

幅も參り居、是は寺原隱居に御賴み御取り被㆑成、千左衞門に御預可㆑被㆑成候。

一　靑苔等追々申上候品はどふぞ早々御遣し可㆑被㆑下候。此段拜呈仕候。以上。

（橫井時靖藏）

二一五　宿許へ　明治元年九月二十日　小楠在京都

今日鹿之助（下津休也の二男）參り、來る廿五六日隱居（休也）大坂出立に相極候に付一書拜呈仕候。時候益御安泰に被㆑成㆓御座㆒奉㆓恐賀㆒候。私事も彌以宜敷日々出勤仕候。先便にも申上候反物類且茶等此節は到着可㆑仕候。鹿之助も早々參上此許之事情私容體等御咄し申上候間何もい才御聞取御安心可㆑被㆑成奉㆑存候。

一　先便にも追々申上候私出立前竹崎（前出）世話にて百兩程借用いたし候。此節隱居え賴み返辨仕候間一日も早く新堀より受取、夫々返辨いたし吳候樣竹崎に急に御申越可㆑被㆑成候。且御隱居に百兩ふりかへ置候間此内三分一は早速にさし出しの約束に御座候間早々御受取被㆑成度、殘りは當暮と來春に返辨之約條に候間左樣御承知可㆑被㆑成候。

左平太書狀鹿之助え遣し置申候、御受取可㆑被㆑成候。先便にも申上候通り兩人共に航海修行太政官より被㆓　仰付㆒、誠に以無㆓存懸㆒次第さぞ〳〵御悅可㆑被㆑成と奉㆑存候。い才は鹿之助より御聞可㆑被㆑成、略仕候。夫迄金子不足も可㆑仕と存じ、幸ひ能き便義御座候間昨日三百ドル兩人に仕出し置申候。尤橫濱よ

り替せにいたし候手數にて御座候。且此許之事情も當春以來之次第細々相認め遣し申候間此節之便宜はいか斗悅び可ㇾ申と奉ㇾ存候。段々申上度儀何も鹿之助に咄し置候間い才御承知可ㇾ被ㇾ成、略仕候。先此段拜呈申上縮候。以上。

九月廿日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々幸便次第に何にてもさし上候儀不ㇾ苦、無二御遠慮一被二仰越一可ㇾ被ㇾ下候。何に歳暮御祝義と奉ㇾ存候間早々思召御註文被二仰越一可ㇾ被ㇾ下候。壽加へは相應なる帶地遣し方可ㇾ然か、御尋申上候。おいつは何が宜しかるべきや、是又註文申越候樣御噂可ㇾ被ㇾ下候。

お龜はふしよふ（奉書紬）つむぎにて花色すそもよふ（裾模樣）染方に遣しいまだ出來不ㇾ申候。是は不ㇾ遠仕出し可ㇾ申候。且竹崎に御相談德富引き受申候金子、半高は當暮には約束之通り是非遣し申度御心配被二成下一度奉ㇾ希候。おみやいるい（衣類）入用のもの御申越可ㇾ被ㇾ下候。此まへあげじ參り誠に見事に出來悅入申候。此上彌出精之程萬々いのり申候。

又雄書物彌以出精と奉ㇾ存候。何ぞ遣し可ㇾ申、是又註文可ㇾ致事。此段迄申縮候。以上。

別啓

明日河瀨出立にて前書認置候内去る二日之御狀到着難レ有拜見仕候。益御機嫌よく奉ニ恐悅一候。此許之儀並私いたみ(病氣)の次第前書に認置、且河瀨より委細御承知可レ被レ成、略仕候。おいつより靑のり送り遣し大に大慶仕候、早速給可レ申候。扨お龜(前出)に遣候うわはり只今染方出來さし廻し申候。隨分よろしく出來さぞ〳〵悅び可レ申、早々御遣し可レ被レ下候。何も申上候事無ニ御座一候。此段迄拜呈仕候。以上。

九月廿三日　横井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

又雄殿

尙々何事も河瀨より可ニ申上一、隨分々々御自愛專一に奉レ存候。私は保養は十分以上にて誠に困り入申候。何も後便に可ニ申上一候。以上。

おいつに返事可レ仕之處此夕は大取り込みにて何分出來不レ申候、宜敷御申可レ被レ下候。以上。

別紙

太平記　太政官日誌

右遣し申候間來春中には讀み習候へかしと存候。此上十分出精祈申候事。

廿三日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小楠

又雄殿

（横井時靖藏）

二一六　彌富千左衛門・矢野大玄へ

明治元年九月二十一日　　小楠在京都
　　　　　　　　　　　　彌富・矢野在沼山津

一書拜呈仕候。時分柄愈御安康奉二拜賀一候。私も相替り不レ申勤仕罷在候間御休意可レ被レ下候。然ば此許太政官彌以御都合宜敷、昨日は　主上關東御發輦にて、此節は江戸初關東御所置御政事之大綱領御布施之　思召にて當分江戸に御滯在と申にては無二御座一、十二月中旬迄には　還幸被レ遊候筈に有レ之候。關東の亂も大略治平に歸し先兵禍は相止候へば一統人心方向も相定り、是より治道に御取り懸り　皇國一定之御所置專御議定に相成申候。　主上當年御寶算御十七歲、いまだ御幼年に被レ爲レ在候へ共非常之御聰明誠に奉二驚入一候。い才之儀下津隱居歸國にて鹿之助（前出）より宿本に咄し候筈に御座候間御承知可レ被レ成、大略仕候。扨宿本何角御世話可レ被二成下一、乍二此上一可レ然呉々御賴申候。

去冬之暮宇佐川（九等）世話にて矢野え金子出し置候處いまだ地方（チカタ）（抵當のこと）之引當落着不レ仕、矢野・光永兩人之名前にて證文遺し置申候。い才は宇佐川承知仕候間當暮は夫々定式之通り相當之引當落着いたし候樣千左衛門樣より宇佐川え御談じ被二成下一度呉々奉レ賴候。私も痳疾再發にて去る五月末より引入長々養生仕候

處樣々に變態いたし、七・八月比は下血と相成、其末小便閉いたし、一旦は必死之容體に相成候處不思議に都合宜敷漸々快に趣申候。去る十五日より出仕仕候へ共いまだ氣力も乏敷、其上從來之痳十の二三分は治し兼歩行・正坐甚六ヶ敷難澁仕候。乍レ然兎や角といたし罷在候。勿論出勤も駕より罷出候位にて、酒は既に二百日程も嚴禁、食事も二度タキ、肉類等も禁じ罷在候。美人は澤山金も不足無レ之候へ共餓キ道にて候や、何之因果やら見聞のみいたし申候、御一笑可レ被レ下候。先御不音御斷迄、拜呈仕、餘は大略仕候。以上。

九月廿一日　　小楠拜

千左衛門様

大玄老

尙々乍レ末御全家樣へも可レ然御傳致被レ下度奉レ賴候。中庄司御袋樣（前出）不二相替一痛飲想像仕候、可レ然御傳え可レ被レ下候。此許相應之御用向さし支無二御座一候、無二御遠慮一被二仰下一度奉レ存候。以上。

（彌富破摩雄藏）

二一七　彌富千左衛門・最勝へ

明治元年九月二十五日

小楠在京都
彌富・最勝在沼山津

最勝は小楠より彌富千左衛門・矢野大玄への書狀（二〇〇・二一六）の尙々書に「中庄司不二相替一云々」「中庄司御袋樣云々」とある中

彌富家の女主人で、其の頃の風習で夫と死別後最勝院と呼ばれたが、自らも常に最勝と署名してゐた。此の婦人に關しては傳記篇第十六章、二を參照。

八月中旬御仕出しの御狀大坂灰屋より到着、忝々拜見仕候。先以　御兩家樣愈御安康に被レ成ニ御起居一奉ニ拜賀一候。隨て私事無事に罷在御懸念被ニ成下一間敷奉レ存候。然ば縷々被ニ仰下一候次第御厚情之至に候。殊に何寄之御品御送被ニ成下一、不レ淺忝々拜謝難ニ申盡一奉レ存候。私も久々相煩、一旦は十中之者に歸し候容體に御座候處、存外順路に相變漸々甘快に趣き、近來は出仕も日々仕候、扨々仕合千萬に御座候。此許之事情等先便に千左衞門樣え及ニ言上一、且宿本に申越候。定て御承知被レ下候事に奉レ存、略仕候。いなかもの不ニ存寄一衣冠之間に列坐仕何やらかやらおかしき事のみ有レ之、實に奇々怪々に御座候。扨御宴興は此許にても毎々御噂仕、誠に御ゆかしき無（さカ）レ限事に奉レ存候。夫にうちかへ私は夏來は酒一切嚴禁如何成る因果の報やら、我ながらも驚入申候。其上長々之引入嶋原・祇園町其名のみ聞候て模樣も伺ひ不レ申候。極樂中にて地獄に落入たるとは私の事を申たるにて可レ有ニ御座一候、御一笑可レ被レ下候。扨說留守何角御世話に能成可レ申、此上何も奉レ願候。時々は御出も可レ被レ下、小楠堂上の風色思ひやり申候。淸之助（最勝の子）樣今以御全快に到らせられず、さぞ／＼御心配可レ被レ成奉レ存候。然し御氣長く御介抱專一に奉レ存候。長崎御出は早速に承りいか斗御快樂かと奉レ存候。何も御禮御返事迄あら／＼さし出、餘は後雁に拜呈可レ仕候。已上。

九月廿五日　　　小楠拜

千左衛門様

最勝様

尚々乍レ末どなた様へもよろしく〳〵被二仰上一可レ被レ下候。此許御註文も御座候へば何にてもさし支不レ申候、聊御遠慮なく被二仰越一可レ被レ下候。何も大略仕候。目出度かしく。

（彌富熊太藏）

二一八　三岡八郎へ　明治元年十月四日　小楠・三岡在京都

上封に三岡様御刀三本添　横井拜とある。

昨夜は御刀御見せ被レ下、夫々拜見仕候。正宗恐くは僞銘ならん、正宗大抵銘を切らず、人其故を問へば我刀他人の似すること不レ能と。故に眞物の名高きは却て無銘に有り。應永前後の比大和の奈良に僞銘刀工ありて相州京物を夥しく造（コシ）らえたり。小拙正宗の有銘短刀六七本見たるに寸尺恰好大抵相似たり、其作飛動變化の物少く尋常穩當の形色多し。曾て本阿彌家の言を聞く正宗・貞宗の上品は穩當なるに有りと。此の說に據れば奈良の僞造は專ら正宗の穩當なる處を似せたる者にて別て短刀に多きなり。如何々々。無銘短刀是は勢州物に相違無し、二代の村正か初代の門人正重か、此の兩人の間ならん。甚だより

所ろ有る短刀なり。刀は薩州波平鑒定甚だ同意なり。若し他に求れば北國の宇ッ物ならん、何に此の兩所の間なり。銀びん誠に見事なり、先返納仕候。何も拜顏の上を期申候。以上。

十月四日　　　小楠拜

三岡君御坐右

尙々御不快如何に御座候哉、御自愛專一に奉ㇾ存候。私も昨日より少々不鹽梅にて今日は引入保養仕度候へ共、無㆓餘義㆒出勤仕ねば叶はぬ事御座候間暫く罷出候心組に御座候。何も申縮候。

（由利詔邦藏）

二一九　立花壹岐へ　明治元年十月四日　小楠・立花　在京都

立花は明治元年五月徵士を仰付られしも病氣のため猶豫を願つてゐたが、捗々しく回復せぬので餘り延引しては恐入るとて病を推して九月二十九日着京し、數日休養の後十月四日次に出した書面を小楠に寄せたが、本書面はその返事である。

貴墨被㆓成下㆒忝々拜見仕候。然ば縷々被㆓仰下㆒候趣御厚情之至に奉ㇾ存候。先日信人君（十時攝津の末弟）より御坂着之段承知仕候。御不例乍ㇾ今御廿快に至り兼御引入如何案勞仕候。何に近日に拜顏萬縷可㆓申上㆒候。小拙事近日より出仕はいたし申候へ共寸斗廿快に至り不ㇾ申候。暫づゝにて歸宿仕候。夫故何方へも參り不ㇾ申候間御無禮仕候。扨又鯉魚被ㇾ下㆓御惠投㆒、忝々拜受仕候。先奉復迄仕、餘は拜顏之上に讓置候。以上。

十月四日　小楠拜

壹岐様

拜復

（壹岐文書・立花親雄書翰寫）

立花壹岐より

鄙墨拜啓仕候。先以打絶呈書も不レ仕候得共御容子は折々社中より承、益御安泰被レ成二御消光一、奉二拜賀一候。扨私義當五月徵士に被二仰付一候處兼ての病氣に付上京御猶豫相願專ら療養仕候へども、于レ今同□（不明）にて快方に赴不レ申余り及二延引一奉二恐入一候に付乍二病中一先月五日に在所出立同廿九日御當地え上着仕候。就ては早速登謁仕り御高諭相願度心事も御座候得共、地氣變換之感障と相見熱氣往來打臥罷在候間今兩三日共は其義心底に相任不レ申遺憾之仕合に御座候。いづれ快方次第登龍可レ仕候得共暫時御無音罷過不本意奉レ存候間、先此段以二寸書一申上置候。乍二筆末一先生も御不例勝に被レ爲レ在候處、近來は御盛にて折々御出仕も被レ爲レ在候由池邊・十時より承り大慶不レ過レ之候。隨て是成麁肴時下御見舞之印迄に獻呈仕候。恐々稽首。

十月四日　立花壹岐

親雄（花押）

横井先生

殿下

二白三岡（八郎）殿えも快方次第登龍之心得に御座候得共未だ初謁も不レ仕義に付、先は呈書も相憚り候間御序可レ然樣御致

傳賜り度奉庶幾候。

（横井時靖藏）

二三〇　宿許へ　明治元年十月五日　小楠在京都

生越（ヲゴセ）生急使被差立候間一書奉呈仕候。益御機嫌能奉恐悦候。然ば此許の事先日河典（河瀬典次）出立いたし御咄し申上候筈にて其後　御出輦御留守至て無事、何ぞ相替り申儀無御座、何も生越より御承知可被下候。私事も日々出仕仕、漸々宜敷方には御座候へ共痳疾之舊症いまだ十分快無御座、とんと歩行出來兼、日々の出勤も駕より罷出申候。今一段快相成候へば大によろしく甚あへぎ居申候。最早元氣は全快とも可申上、扨々舊病にはこまり入申候。追々申上候通り酒は久敷嚴禁の上三度々々ふたゝきめし、肴肉類は様々食禁御座候て誠に困り入申候。何分此上養生第一と相心得罷在申候。

たばこ最早切れ懸り申候、何分急々に御遣し被下度、萬々奉賴候。

先便にも申上候通り當暮は何ぞ差出申上度、御註文急に御申越可被下候。物入は莫大に拂ひ出し驚入候へ共、元來拜領餘分に有之、相應の品は聊御心配無御座様に奉存候。

寒中書物ほし方無間違様に奉願候。

懸物坂口に遣し置申候。隱居え御賴み御取返し、千左衛門に御預可被成候。われ物抔宮川方抔へ遣し

置候もの夫々御取返し可レ被ニ成置一候。此段迄拜呈、餘は後便可ニ申上一候。以上。

十月五日　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々近日は大分寒さにさし向ひ、病後別て迷惑に御座候。衣類唯々寒をふせぐ仕方のみ仕候。又雄彌以書物手習等出精可レ致吳々祈申候。定て禮記は數遍讀み、文字失念も無レ之事に被レ存候。此上四書・詩經・書經等跡よみ大切に候。太平記も下し候間讀み方すら〳〵出來候樣萬々祈申候。おみや手習益〻出精と存候、定て人物も上り候ておとなしく相成候と存候。此上彌以出精珍重に存候。此幕比には何を遣し候やら、出精之都合により品物も宜敷事と相待可レ申候。此段かしく。

追啓

只今太政官に罷出候內關東より報告有レ之、會津去る廿二日主人父子無刀にて軍門に降參、直に郭外之寺に蟄居、此日開城受取渡廿四日兵器類さし出兵卒出城一件落着。

仙臺主人開城寺入り兵器差出に相成落着。

右い才は四五日中には前後始末日誌にて布告之筈也。

庄内いまだ分り不レ申、是も近日開城と報可レ有レ之、先々禍亂平定仕重々恐悦に奉レ存候。此段拜呈仕候。以上。

十月五日

小楠拜

（横井時靖藏）

二三一 宿許へ

明治元年十月九日　小楠在京都

牛島（五一郎）・山田（五次郎）昨日參着にてい才御國之御樣子且沼山津御安泰に被レ爲レ成ニ御座一候段承り、先々目出度奉祝仕候。私も彌以快き方にて御安心可レ被レ下候。扨細々之御書狀被ニ仰下一夫々拜見仕候。たばこ彌富所持御遣し難レ有、近日には切れ可レ申甚迷惑仕居候處にて誠によき折柄に到着仕候。りふじん（蜜柑の名）御送り珍敷、早速給申候。當年はよけいになり付申候由如何と存じ罷在、御樂みと奉レ存候。寒ごゑ十分御かけ被レ成度、其外ざぼん（朱欒）・きんかん（金柑）將又うへ（夕べ）直し申候かき（柿）の木抔去年通り御世話被レ成度奥々奉ニ存上一候。

太守樣（韶邦）も御機嫌能今日被レ遊ニ　御着一、誠に御案じ申上居候處大に安心仕候。

左平太共一件被ニ仰下一候趣夫々奉レ畏候。河瀨・生越も近日に到着可レ仕、い才咄し置申候。夫々御承知可レ被レ下候。太政官より被ニ仰付一候へば此上も無レ之兩人之仕合、彼等念願之通り何も參り候は必竟兩人之厚き志相達し別て難レ有奉レ存候。來春よりはそろ／＼此許之海軍も仕懸りに可ニ相成一候へ共いま

だ一人の共道に熟候人無レ之、兩人之者四ヶ年程修行仕候へば日本第一等之航海者と相成り候はありま（當り前の意）への事にて實以大慶仕候。其上天下之御新政も一兩年にてはとても國々一致之場合には至り申間敷、三四ヶ年後に至り候へば萬事治平可レ仕、其時歸り候へば海軍は申に不レ及諸事大に都合宜敷可レ有二御座一候。隨分々々御氣長く御待ち可レ被レ成呉々奉二存上一候。

山田より金子之事噂仕候。さぞ〳〵御迷惑可レ被レ成奉レ存候。是は追々申上候通り夏の比よりさし出候心組に居申候處幸ひ隱居（下津休也）相見え急に歸郷と申事にて相賴遣し置申候、先便にい才申上候通りに御座候。此節牛島一同に歸國に御座候間百兩の半高にても早速御取り被レ成候樣奉レ存候。い才は典次より可二申上一候。

彌富老人引き出しのもめん御おらせ御遣し被レ下難レ有早速仕立可レ申奉レ存候。彌富へも此趣き御噂被二成下一候へば老人悅び可レ申候。茶二タぶりつき（鐵力）一つは千左衞門に御遣し可レ被レ成、一つは被二召上一度奉レ存候。新堀歸りにさし上候茶あまり延引にて自然は風味惡しく共は相成不レ申哉如何と奉レ存候。

先日にも追々申上候通り當暮は金子も裕に御座候間只今より御註文何にても被レ成度、おいつへも御噂被レ下候樣奉レ存候。

おつせ病氣と山田より承り、如何之容體に御座候哉、案申候。格別之事にて有二御座一間敷、此節紙面も參り不レ申如何と存申候。

太平記やら盛衰記又雄讀み習ひ候樣、是等は千左衞門か安左衞門讀方出來申候間御賴み被ㇾ成、時々參り候へば無ㇾ程ギン（すら〳〵と讀むの意カ）下り候樣に相成申候。早く讀み習い候事呉々祈申候。何も此段迄拜呈。い才は牛島より御承知可ㇾ被ㇾ下候。以上。

十月九日　　横井平四郎

至誠院樣
おつせ殿
又雄殿

倘々只今迄は格別寒さにて無㆓御座㆒、暮し能御座候。當冬は大病後殊之外寒く有ㇾ之、次第に寒に相成困窮と奉ㇾ存候。
おみや手習出精、人物も次第に宜敷相成候由重々珍重に存申候。此上彌以出精之程祈申候。
にごり酒當年も十分に出來申候由、甚想ひやり申候。禁酒は扨々困窮にて當年中はとても給（タベ）は出來申間敷、然し痲疾能くさへ成り候へば是等は十分さしはまり養生仕候。いまだ歩行出來兼甚難澁仕候。日々早引き仕候へども御事多き時は夫も六ケ敷、今日共は大分多用にて困り入申候。何も大略申縮候。已上。

（横井時靖藏）

二二二　立花壹岐へ　明治元年十月十四日　小楠・立花在京都

小楠は十月六日立花の來訪に接したが、立花の健康の宜しからざるを見て御役辭退を勸めた。この書狀はその後立花より寄せられた書面に對する返事である。

忝拜見仕候。先日は御病中御來臨被ㇾ成下、御厚情忝奉ㇾ存候。扨御願(免役の)相濟御安心可ㇾ被ㇾ成候。就ては早々御歸國之御存念何に近日に拜顏萬縷可ㇾ申述ㇾ候。御書附二冊寬りと拜見仕候、夫々敬承之至り御座候、則上納仕候。小拙も今以甘快之地に至り不ㇾ申候。一兩日は爲ㇾ臥治ㇾ引入罷在候。先拜復迄、不ㇾ取肯ㇾ拜呈仕候。以上。

十月十四日　小楠拜

壹州君

（河野修造藏）

二二三　宿許へ　明治元年十月二十五日　小楠在京都

西田(八左衛門)出立にて一書拜呈仕候。愈益御安全に被ㇾ成ㇾ御座ㇾ、奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て私事相替り不ㇾ申候。頃日來河瀨・新堀・牛島歸鄉にて此許い才之成り行は夫々御承知被ㇾ成候と奉ㇾ存候。爾來は何も相替り不ㇾ申、太

政官至つて無事に有レ之日々出勤仕候。私病氣も相替り不レ申、今以歩行出來不レ申甚迷惑御座候。禁酒・二タたき・食禁等嚴重にて御憐察可レ被レ下候。一昨日は去月二十一日之御狀到着、難レ有拜見仕候。靑苔別て難レ有早速拜味仕候。新堀持歸り諸品物追々相重り思召に相叶候へかしと奉レ存候。此節好き便義にて左之通りさし出申候。

太政官拜領之暦

至誠院様へ　しゆす帯

大玄　帯

し(ちカ)りめん切　一包

すきぐし　二包

袷

壽加　帯

せ加　べに・おしろい

おみや　さんきよく(マヽ)一箱

どふぞ〳〵思召に叶ひ候様祈り申候。おいつ夫婦へも何ぞと存候へ共此節は屆き不レ申、後便に遣し可レ申候。

一　古小袖之儀山田より承知仕候。然處此節は最早うり切候程にて品物も惡しく代料殊之外高價にて宜敷無ニ御座一候。來二月に成り諸質物等一同にうりさばき候間其迄相待候方宜敷御座候間左様御承知可レ被レ下候。い才之儀は西田より御承知可レ被レ下候。何も大略申上候。以上。

十月二十五日　　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々時分柄御自愛專一に奉レ存候。新堀よりは金子御受取被レ成候事に奉レ存候。何もかしく。

（横井時靖藏）

二二四　宿許へ　明治元年十月二十八日　小楠在京都

返すく\こんぺい（金米糖）とふさし上申候間夫々御配分之事。

內山又助歸國にて一書拜呈仕候。益御機嫌能奉ニ恐悅一候。最早新堀到着、引き續き西田も追々に着可レ仕、此許之次第い才に御承知と奉レ存候。近日何も相替り不レ申、私事も一兩日は少しく宜敷方にて不ニ相替一日々出勤仕候。嚴寒甚恐敷如何哉と案勞仕候。扨來月二十九日は御母様御正忌にて、幸便に御座候間

鹽松（井カ）竹さし上申候。御供被二成下一度奉レ存候。
當暮は御世話被レ成候と奉レ存候。山形（與次郎）借用を此許にて返し申候間左樣御承知可レ被レ成候。新堀より暮迄兩度に百兩の三分二遣しに相成筈之約條、餘の一分は來春に返し候事追々申上候通りにて御受取可レ被レ成候。其外葦北・布田古役場等にて彼是御押移は可レ被レ爲二出來一奉レ存候。私も一體太政官之都合は十分之都合にて、近來共は餘り御用ひ過ぎ候位にて何も心痛も無レ之、唯々舊痳に苦勞仕、寒中も唯只（今カ）通りにて押移候へばどふなりこふなり無理勤に參り、來春暖和に至ては必ず宜敷可レ有レ之岩佐（玄珪）見込にて御座候へば夫を賴みに日々と能過申候。若し今より一段惡敷出勤出來兼候樣にも相成候へば夫れは天命にて致し方無レ之、正月にも歸鄉可レ仕覺悟罷在候、左樣御承知可レ被レ下候。此段迄申上度、餘は後便言上可レ仕候。以上。

十月二十八日　　橫井平四郎

至誠院樣
おつせ殿
又雄殿

尙々新堀・西田屆之品々定て一同に相成候と奉レ存候、御氣に入れかしと想像仕候。來春にも滯留仕候へば色々さし出候心持に御座候。お逸にも相待居候樣御申聞可レ被レ下候。將又松茂にも上ワ張り（前出）

遣し可レ申候間紋鑑遣候様御申聞可レ被レ下候。此前之者はふん失いたし候。此許大勢の召遣物入（召使の意）も莫大に御座候へども過分之拜領故珍敷大名同様之暮し方にて我れながら驚入申候。岩男（俊貞）も關東に於て縣令の様なる御役被ニ仰付一、けしからず精勤之由珍重に御座候、定て留守大悦と奉レ存候。內藤（泰吉）何方に居候や分り不レ申候處一兩日前に紙面到來、當時は庄內城下に居候由、年內には歸京可レ仕奉レ存候。

書物幷御書出しやら古るき書き附類寒中蟲ぼし御失念有ニ御座一間敷候事。

帶は壽加氣に入候や、如何。（下欠）　（横井時靖藏）

二二五　宿　許　へ

明治元年十一月四日　小楠在京都

一書拜呈仕候。益御安泰に被レ成ニ御座一、奉ニ恐悅一候。隨て私事相替り不レ申候、御安心可レ被ニ成下一候。此許彌以御靜安、市中別て取り締り一統之受方大によろしく、八月來は例の暗殺も一切無レ之、誠に目出度至に御座候。武士は洛中に滿々いたし居候へ共けんくわと云もの絕て無ニ御座一候。是等にて一體の成り行御承知可レ被レ成候。江戶表も大に御都合よろしく大に居り合候様子申來り候。此上は一日も早く　還幸被レ遊候様祈り申候。私も日々出仕、いまに早引は仕候。種々之御用繁多にて病體困り入申候。然し只今之處はよしともあしくとも替り不レ申、寒中如何に可レ有ニ御座一哉と案じ申候。寒中さえ兎や角と送り候へば春暖に相成りては必ず都合よろしく可レ有ニ御座一と玄珪も見込み、相樂居申候。只今通りにては

十に七八は無難に當年は迄り可レ申、先づ滯京之覺悟仕罷在候。追々申上候通り酒を初給(タベ)物一切好物は被レ禁、夫れのみならず女共之不都合にて朝暮何の樂みも無レ之、且閑歩遊行一切出來不レ申誠に徒然之至り、是迄無レ之眞之苦界に落入り養生一偏に罷在候間、何ぞ樂みに相成徒然を忘れ候樣にと種々色々いたし候へ共生來格別の物數寄絶て無レ之是には甚當惑仕候。近來は道具屋呼寄せ色々のもの買ひ求め聊樂み申候。

古鏡（千年以前の物也）から(唐)物之銅之花瓶二ツ（是もよ程古く有レ之、熊本抔には比類有レ之間敷。）唐物菓子入れ・古鏡ふたのあし屋がま・唐やきの手鹽（十錦手弐十、）其外茶道具種々、肥前やき種々追々に求申候。是はよ程に樂に相成り申候。何に當暮は樣々手に入り可レ申候。然る處御承知被レ成候通りよき物ずきにてかわん(買)とうち立候へば夥しき物入と相成り、最早此の樂に百兩以上之失費仕候。何に暮には色々手に入可レ申候。御一笑可レ被レ下候。

西田も一兩日には着可レ仕候。此許之次第御承知可レ被レ成候。內山又助一昨日出立、二タ包み賴みさし上申候。おいつ(不破)方か竹部(橫井牛右衞門)に屆け吳候樣賴置候。自然屆き不レ申候へば右二軒に御尋可レ被レ成候。此段迄申上度、大略仕候。以上。

十一月四日　　　　橫井平四郎

至誠院樣

おつせ殿

尙々たばこは是非々々急々御送りの方呉々奉ㇾ待候。先頃千左衞門持合御送り被ㇾ下候處よ程のみあしくこまり入申候。先年も此たばこには每々こまり入申候。何分至急に御送りの處萬々奉ㇾ祈候事。

又雄殿

（横井時靖藏）

二二六　宿許へ　明治元年十一月十二日　小楠在京都

返すく\エビス講の切れも最早着と被ㇾ存申候。ミヤサン正月衣類出來可ㇾ申候。私も衣類は色々拵へ候内八丈嶋のウワギ替り嶋にて二ッ拵へ、是は大分見事に御座候。外は當用出勤之品迄に御座候。中々太政官誰々もみやびやか成る衣類にて、袴にて申候へばもめん表を用ひ候人は一人も無ㇾ之、是にて御承知可ㇾ被ㇾ成候事。

二ノ丸內（米田家）何某（久の助太郎）歸りに付一書拜呈仕候。寒中益御安泰に被ㇾ成ㇾ御座ㇾ奉ㇾ恐悅ㇾ候。此許一體至て無事平安にて御座候。

大守様（韶邦）今日御發駕關東に御下に相成り申候。近來は日々諸藩兵隊歸京、太政官に被ㇾ召出ㇾ御慰勞御酒肴頂戴仕候。大宮様（原註、御母上様）よりも格別之御いたわり被ㇾ仰出ㇾ候事に御座候。尤戰功を被ㇾ賞候は後日之事にて、是は不ㇾ取肯ㇾ御あいさつにて御座候。

去月中旬江戸脱走之軍艦七八艘箱舘に上陸及二戰爭一、箱舘無人數にて敗軍、同所被二奪取一申候。夫より松前に押寄せ是も乘り取候との報告昨日參り申候。賊は船にて出沒いたし、大分いたしにくき事に候へ共とても僅の人數、外に應援と申事も無レ之、不レ遠平定は必定にて安心いたし居候へ共、沿海之港人數も無レ之場所えは物取りに上陸亂暴仕候は必定と被レ存、にくき奴原に御座候。

西田も今比は沼山にも參上仕候と被レ存、何角御承知可レ被レ成候。私病氣は大分よろしく不二相替一日々出勤仕候。極嚴寒に相成候へば定て不鹽梅に可レ有二御座一、今より案じ居申候。誠に困窮の病にて不二相替一酒は申に不レ及給物む(う)まきは禁物にて日々二タたきを給(タ)べ日を送り申候。先書にも申上候通り色々之物かひ杯いたし心を慰め申候。當月廿日過には山形(典次郎)出立にて共節はお逸・おつせに物數奇に作らせ候かんざし下し可レ申候。外にいん居(下津休也)にきせる遣し申候。是は物數奇にては無レ之、用方一便に作らせ申候。當年も彼是といたし最早僅に相成り、過半以上病牀にて日を送り扨々恐入候事に御座候。好便にて此段迄拜呈仕候。以上。

十一月十二日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々唯々御自愛御申分無二御座一樣祈參らせ候。私は何も扨置き養生一偏に罷在り御安心可レ被レ下候。寒中養生之爲出勤も日々不レ仕事は輔相始何方も御承知にて、氣まゝに出勤いたし候樣との事にて甚だ恐多き事に奉レ存候。然し實病いたし方無二御座一候。

書物類・懸物等寒ぼし御失念無レ之樣奉レ希候。先比も申上候坂口に遣し置候懸物其外宮川方かに有レ之諸品物御取り返し被レ成度萬々奉レ存候。何も此段申上縮候。以上。

追啓

龍文堂の鐵びん油付き居候は定て取れ不レ申と奉レ存候。此油ぬぎの方段々承り候處うぐいす（鶯の糞）のふんを水に和しぬり付け其の上えに紙を水ばり致し、一兩日も二三度付け替え置き候えば必ず油ぬけ候事の由。此外には別に仕法無レ之故極々秘密に致し候。夫れ故うぐいすのふんは此許にて極々高直に有レ之候。御許にて鳥屋には定てうぐいすのふん可レ有レ之御求被レ成御仕方可レ被レ成候。久しき油にて何に十日餘も懸り可レ申哉、度々御付け替御心見（試）可レ被レ成候。

たばこ最早切申候。先頃千左衞門所持の品は極々あしく給られ不レ申、大迷惑仕候。此許にて求め候ても只々根段斗高直にて三十服には及不レ申、當時口に給（たべ）心能きものは唯此たばこ斗にて外に何之樂も無レ之、是以て拂底に相成候ては實にいたし方も無レ之候。御憐み被レ下急々に御送りの方萬々奉レ希候事。

（横井時靖藏）

小楠、惠比壽切を宿許に送る文
（海老名一雄藏）

本文の返す〲書に「エビス講の切れも最早清と被レ存申候」とあるは小楠が十月二十日京都で催される惠比須講の風習に興味をそゝられて買求めさせた絹切類を宿許に送つたもので、彼はその時之に關する一文と俳句とを添へた。それは左の如きもので彼の一女みや子の嫁せる海老名家に額となつて保存されてゐるが、その額の裝潢に用ひられてゐる切地は小楠が此の惠比須講で購求したものであるさうな。

京大坂の習として大丸・布袋屋抔いふ吳服の店には、一年のきぬ切れを集め、十月二十日のゑびす講にうることとなり。此日は洛中の男女我おとらじと先をあらそい朝七つ（午前四時）より店に往てきぬこふことにて、遅なわればうり終りて空しく歸るものも又おびたゞし。いとおもしろくおかしければ金三郎と云ふ若黨に命じて七ツを遅しと出でたゝせ、此の數々のきぬをかひてふる里に送りて、一家の人々の笑ひ草となん爲し侍るとて

いつ所にて御鯛わらいのゑひす講

小楠戯に書

（海老名一雄藏）

二二七　宿　許　へ

明治元年十一月二十一日　小楠在京都

十月十九日・當月五日之御狀一同に到着仕、先以御揃益御安泰に被ㇾ成㆓御座㆒、奉㆓恐賀㆒候。此許之次第は新堀・牛島着にていさい御聞取被ㇾ成候と奉ㇾ存候。其後一體相替り不ㇾ申無事にて御座候。

主上還幸も當年は不ㇾ被ㇾ爲㆓出來㆒、何に來春に相成可ㇾ申候。左平太共より書狀さし上候由無事之段大慶仕候。先比仕出しの書狀も當月初には到着いたしたると被ㇾ考、兩人もさぞ大慶仕る事と奉ㇾ存候。近日是より書狀仕出しの筈にて彼之方返事も來月末には參り可ㇾ申候。

御註文之儀申上候付別紙被㆓仰下㆒夫々奉ㇾ畏候。然ば段々算用仕候處當暮は漸く年越出來候位にて誠に困り入申候間來春に至りさし出可ㇾ申候。出銀之大略

一、五　百　兩　江口純大困窮にて致㆓借用㆒（貸すの意）候。

一、四百ドル　アメリカに遣す。

一、二百ドル　來る正月尙又アメリカに遣す。

一、二　百　兩　大坂に着より閏四月迄月給無ㇾ之に付御屋敷（細川家）より拜借當暮返納。

一、百　　兩　出立前竹崎共より借用、隱居に賴み返辨。

一、百　　兩　さし上候分。

此外河瀨に三十兩、西田に二十兩其外拾兩位は何人にも遣し一切返し不ㇾ申候事。

惣て月給六百兩之處東北之兵亂にて半高三百兩は太政官中申談さし上置候間三百兩づゝ被ㇾ下候。當時召仕候男女拾六人其外やくかひ（厄介）五六人は有ㇾ之夥敷物入、且病中夫々之費えにて彼是入費甚敷僅に越年仕候。右之次第故當暮は何も心に任せ不ㇾ申、來春に至り少し寛ぎ候へば早速さし出可ㇾ申候。左樣御承知可ㇾ被ㇾ下候。

私病氣痳疾之本病寸斗快敷無ニ御座一今以歩行一切出來不ㇾ申候。此寒中に先日よりも當り候て出血いたし大に案勞仕候處昨夜より相治り候へ共引入養生仕候。岩佐申分此寒中さえ凌ぎ來春に至り暖和に相成候へば漸々全快にも至り可ㇾ申との事にて夫を賴に一日々々送り候へ共、最早久敷舊病且老體實は全快之覺え無ニ御座一、正月末・二月中旬にも至りやはれ（やはりの意）よろしく無ニ御座一候へば是非共御斷申上引取不ㇾ申候ては相立不ㇾ申候。右之心得に罷在候間家司役どふか竹崎列より世話いたし候樣に申來り候へ共今暫く見合、正月・二月に至り私病氣聊にても快き方に相成相勤め候心得に落着之上差登し被ㇾ下候樣奉ㇾ願候、只今登せ候儀は相斷申候。此段は急に竹崎列と御申談可ㇾ被ㇾ下候。山形歸國にて右迄急に拜呈仕候。以上。

十一月廿一日　　　　　　　　横井平四郎

至誠院樣

尙々寒中御自愛專一に奉ㇾ存候。まん引・えび・むかご(零餘子)被ㇾ贈下ㇾ難ㇾ有、早速調味仕候。

又雄より左傳申遣候處、此許是等之書物は甚高直にて却て熊本にて求め候方可ㇾ然奉ㇾ存候間誰にぞ頼み御求可ㇾ被ㇾ成候。夫れ迄は水導屋敷(永嶺家)に左傳は御座候間御借り被ㇾ成置ㇾ可ㇾ然候。

アメリカ便り御座候て兄弟平安之段珍重に奉ㇾ存候。色々種物遣し候由御樂と奉ㇾ存候。當春かうへ置候ははへ申たる哉、御知せ可ㇾ被ㇾ下事。

(橫井時靖藏)

おつせ殿

又雄殿

二二八 宿許へ

明治元年十一月廿九日 小楠在京都

村上養子重次郎出立にて拜呈仕候。益御機嫌よく奉ㇾ恐悅ㇾ候。隨て私も相替り不ㇾ申奉勤仕候。此許彌以御都合よろしく、い才之儀は山形一兩日前に出立にて書狀も仕出し置き申候間略仕候。御國も馬鹿な議論沸騰漸々治平に相成との相聞、此節　左京亮様(長岡護美)御歸國にては方向も定り可ㇾ申、此許に出京いたし候者は三日を經ず悔心仕候。必竟田舍もの御國之外は一切存じ不ㇾ申より事起り、一旦は御國も如何と大に心遣も仕候へ共先々目出度相替り此上なき大慶に御座候。今日は　御母様御忌日にてにしめもの抔

こしらへ茶を入申候。先頃さし出候品々最早到着、今日之御間に逢ひ申たる哉と奉レ存候。近日上林手代出立に付い才可ニ申上、此段迄略呈仕候。以上。

十一月廿九日　　　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尚々時分柄御自愛専一に奉レ存候。

先頃申上候極く下りの田地一段半か二段にても當冬はどふとぞ御求被ニ成置一度、此許にて出來仕候柳ごふり（行李）の柳は但馬國より出申候處、右柳手に入り不レ遠下し申筈に御座候。是は大き成る便利之由、代料は千左衛門に御借被ニ成置一度。山形へ賴置候書狀にもい才申上候へ共自然及ニ延引一も難レ斗、尚又申上候。

又雄・おみや彌以出精珍重千萬悦び入申候。彌以出精禮記は定て終りたると被レ存、おみや手本も幾くつも上りたる事と存候事。

（横井時靖藏）

書中「先頃申上候極下りの田地云々」とあるが、その先頃の手紙は見當らぬ。

二二九　寺倉秋堤へ

明治元年十二月九日

小楠在京都
寺倉在熊本

寺倉名は安城、坪井信道に就きて西洋醫術を修め、肥後の西洋醫學の興隆に盡瘁し特に種痘の普及には大いに功あり、小楠とは親交ありて小楠門下にして醫を志すものは多く秋堤の門に入つた。本書は小楠凶刄に斃るゝ約一ヶ月前に認めたもの。

一書拜呈仕候。愈御安康に被レ成二御精勤一、珍重之至に奉レ存候。隨て小生依舊無事に相勤罷在り、御懸念被レ下間敷候。是迄何角押移御無汰沙に罷過申候。然ば此許近々　還幸にて彼是多事に御座候。然し御早々にて恐悅至極之至奉レ存候。來春は何に何角之御議定も可レ被二　仰出一、何に府・藩・縣之御制度も相立、天下一統方向も定り可レ申、　御國許も一旦は大分之動搖も有レ之候へ共當今之成り行且　左京亮樣も御歸國にて治平に歸し可レ申候。却說小生病氣も今以勝れ不レ申、い才は高橋文貞歸鄕にて夫々御承知可レ被レ下候。兎角舊病六ヶ敷、勉て日々出仕はいたし候へ共暫づゝにて早引仕、僅七八丁の出仕も步行一切出來不レ申、駕にて罷出候位、とても春長く相勤は出來不レ申甚苦惱之至に御座候。とても不レ遠歸國と決心罷在候。

宿本格別之病人も無二御座一哉、然し萬端御依賴仕居候へば此上ながら何も奉二賴上一候。餘り失敬に罷過ぎ、時分柄相伺候迄、早略仕候。已上。

十二月九日　　　　小　楠　拜

秋　堤　様

尙々時分柄御自愛專一に奉ㇾ存候。石炭大に御都合宜敷旨萬々御大慶と奉ㇾ存候。就ては病院之方如何、來春は御取り懸りかと奉ㇾ存候。此許病院大坂に來春はうち立申筈にて、どふぞ都合宜敷行れ候へかしと奉ㇾ存候。不破いん居如何暮し居可ㇾ申哉、不二相替一時々痛飲行れ候事と想像仕候。小生去夏來一切禁酒、誠にいたし方無ㇾ之、困り入申候。最早行末一生之禁物と決心いたし候へば更にほしくも無ㇾ之、唯々淋しく御座候。何ぞ外に替へものと存候へ共御承知之不風佳何之物數奇も無ㇾ之候。

（武田元熙藏）

二三〇　宿許へ

明治元年十二月十日　小楠在京都

此の書は前文を失つて居るが優渥なる天恩に感激して報國の赤誠に燃えるも、二豎纏綿曠職の虞ありとて遂に官を辭して歸らざるを得ざるの苦衷を吐露せるもの。

此上はすらりと御斷御免被二仰付一、正月末・二月初此許出立仕候樣奉ㇾ存候。然し萬々一も春和に至りよろしき方に相成候へば外に何も子細無ㇾ之唯病氣之事故滯京仕る義も難ㇾ計御座候。一躰私事太政官中にて第一の年かさに有ㇾ之、自然と上下よりも推し立られ、誠に大順境にて何のさし障り無ㇾ之、存念も漸々相立勢に御座候處、此の難病相煩誠に以殘念千萬に奉ㇾ存候へ共是卽天命にて一日も早く御免歸

鄕仕、本の沼山之匹夫に歸し天年を終候へば本望相達し申候。從來此節之御登用實に無二存懸一仕合にて匹夫之身を以て四位之官を給り天下一新之御政事に預り候は二千年來其例し無レ之、且又他之參與は京師に出懸りの面々直に被二　仰付一、列藩在住之者被レ　召候は三岡と私幷木戶準一郎之三人迄にて實に非常之御拔擢は骨に透り難レ有仕合に奉レ存候。　天恩重大無限之至り、何之御奉公も出來不レ申歸國仕るは重々奉二恐入一候。乍レ然不レ可レ致之病躰は何方えも貫通いたし候へば責ての安心と奉レ存候。右の次第に付御許にても其御心得被二成下一、諸事御配意奉二希上一候。當月末には尙い才可二申上一、先今日之次第言上仕候。以上。

十二月十日　　横井平四郎

至誠院様

おつせ殿

又雄殿

尙々時下御愛養第一に奉レ存候。追々申上候極下りの田地は何分當暮手に入候へかしと奉レ存候。岩男御袋・彌富・桂より書狀參り候へ共返事出來不レ申候、可レ然御傳可レ被レ下候。おみやふみ(文)見事々々出精之段驚入申候。正月も十五日頃よりは手習初り可レ申候。暮れ・正月のひまには手まりうち想ひやり申候事。

追　啓

追啓仕候。昨夜内藤着いたし申候、是は直に軍務官徴兵懸りの方に被二召出一候筈にて此許滯在仕候。今日虎之助殿着大方私方に直に被レ參候事と奉レ存候。私寓居も餘り間狹にて客來は多く困窮仕候間昨日寺町通り竹屋町上る所四條殿懸け屋敷に轉居仕候。此家は十分之作事之上間取りも廣大に有レ之、私居候處座敷にて十二疊半に次之間十疊九尺床にて違いたな（棚）杯美を盡し此方角にて第一之美宅に有レ之、其より次は幾間も有レ之中々廣大なる屋敷、庭も夫に應じ大分のクツロギに御座候。必竟病中間狹にては中々欝屈いたし候より引き移り申候。右之通りにて虎之助殿到留さし障り不レ申候。

左京亮様初參らせ大に御開明にて御國も此節は開らけ可レ申候。

彌富・桂に羽織のひぼ遺し申候、是にて宜しく可レ有二御座一候。太政官日誌外に京都府日誌・鎭將府日誌等さし出申候。是等は大分人を開き候一助と奉レ存候。最早大分押つめ、月末には今一度書狀さし出可レ申候。此段迄大略申縮候。以上。

十　四　日　　　　小　楠　拜

尙々長谷川（仁右衛門、徴士會計局判事）御役御免に相成り、就ては彼是大心配仕候事。

大守様（韶邦）供奉被二　仰付一置候處（十二月七日に）御免に相成り、いまだ如何成御模樣か相知れ不レ申候。何分笑止なる事と竊に痛心仕候事。

（以上本文・追啓横井時靖藏）

二三一　福岡孝悌へ　明治元年十二月十三日　小楠・福岡在京都

御出仕可レ被レ成、御精勵奉レ賀候。小生此節は大分之起りにて出血今以止り不レ申、隨て疼痛も發し、四五日は出仕出來申間敷重々奉ニ恐入一候。扨薩州石炭願書は御附紙之通りにて御廻しの方可レ然奉レ存候。御咄し合之山河一條は後日之御評議可レ有ニ御座一候。乍レ憚小生印御附紙に御押可レ被レ下候。此段拜呈仕候。以上。

十二月十三日　　　　　　　　　　横井

福岡様

（横井時靖藏）

二三二　宿許へ　明治元年十二月二十日　小楠在京都

返すく三等以上は家内引き越之儀御達にも相成候事にて、熊本之方さし支は有ニ御座一間敷、病氣少し宜敷方に向申候へば來月廿日比迄には急速に歸るか滯るか兩樣可ニ申上一、何分滯京を願候事にて、至誠院樣必々御うち立可レ被レ成留守はどふとぞ可ニ相成一一家擧て御出を奉レ希候。女は兩人程は御つれ可レ被レ成、本書にも申上候通り此許之者は實以致方無ニ御座一、只々金をむさぼり取る迄之

者共にて一人たりとも置くべき者は無二御座一候事。
御飛脚立候に付一書奉呈仕候。月迫に罷成り愈御安泰に被レ成二御座一、奉二恐賀一候。此許相替り不レ申候內來る二十二日　主上還幸被レ遊奉二恐悦一候。就ては一體にぎ〳〵しく市中尤大慶罷在候。私事病氣寸斗宜敷無二御座一既に十日餘り引入罷在、何分　還幸には罷出度候へ共如何可レ有二御座一哉、內藤も先日歸京且長崎付方も參り候間五六日前より朝夕二度づゝ坐浴湯を始候。又「フーシヒ」さし方も取り行ひ來月十五日比迄十分之治療仕候覺悟に御座候。尤も藥も替へ申候。自然此節之治療功能無二御座一候へば最早致し方無二御座一候。十五日過には早々辭職之願書さし出し、二月初には此許出立之內決仕候。若又天幸を得治療之功能御座候て少々にてもよろしき方に相成候へば勿論滯京御奉公さしはまり候心得は申迄も無二御座一候。是迄之次第女も置き候へ共全體此地之者は殊之外惡習甚敷、介抱抔と申は思ひも寄り不レ申、却てかんしやくを起し候迄にて一人も可レ然者無二御座一、既に先月來は蠢くおひ出し只今は一人も置き不レ申候。右之次第にて滯京仕に決し候へばおつせ・壽加急に上京いたし候樣奉レ存候。
至誠院樣へも能き折柄にて御上京御うち立被レ遊候へば此上御座なき都合にて、沼山えは不破いん居にても留守番に御呼び被レ成小供迄引きこかし（全部一しよ）にて御出懸け被レ成度萬々奉レ希候。幸去る十二日に寺町通り竹屋町に轉居仕、間數も數々にて二階も二個所有レ之大樣二百枚餘もたゝみ數御座候のみならず、殊之外美麗成る家居にてどりしこ（如何程）御出といへ共何の支も無二御座一候。夫れなれば此許之女は決して宜敷

無二御座一、壽加外に兩人斗御つれ被レ成候方に御心配可レ被レ成候。京都見物には存外出懸候者も多分可レ有二御座一候。何分此節は治療之功能有二御座一度萬々奉レ祈候。い才は四五日も過ぎ虎之助殿出立にて駒井に能々咄し置候間同人より可二申上一候。何分々々治療尤大切之時にて十二分之養生仕候。
典次早春は又々罷登り候樣申越候へ共右之次第にて暫の間見合居。病氣宜敷方にて滯在いたし候へば早速其趣可二申上一候間御一同に罷上り途中世話いたし候樣御申談可レ被レ成候。此段拜呈、何も虎(米田)どの歸りに萬縷可二申上一候。以上。

十二月二十日　　横井平四郎

至誠院樣
おつせ殿
又雄殿

尙々此許近日寒氣强く暮し兼申候、御許如何と想像仕候。彌富列え可レ然御傳可レ被レ下候。以上。

(横井時靖藏)

二三三　宿許へ　明治元年十二月二十六日　小楠在京都

此の書面は凶刄に斃るゝ九日前のもの。此の後にも出したかわからぬが、宿許への書面で編者の目に觸れたものゝ中ではこれが

最後のものである。

(前文缺)愈々御安泰に被ㇾ成ニ御座一奉ニ恐悦一候。此許　御着輦にて一體にぎやぎ市中大競に御座候。

太政官日誌・京都府布令書等さし出し申候。且菓子箱奉呈仕候。

私不快も相替り不ㇾ申日々出勤は仕り申候。然し出血とんと治り兼且疼痛頻作も同様にて誠に困り入申候。内藤歸りにて種々心配、どふぞ來月末迄には少しはよろしき方に向ひ候へかしと奉ㇾ存候。い才は先便に縷々申上候通りにて、實以痛心仕候。

御着輦後彼是多事、昨夕も乍ニ不快一岩倉公より呼に參り罷越、七ツ頃(午後四時)より夜四ツ(十時)過に歸り候位にて致しかたなき次第に御座候。正月は四日頃より出仕初り、何やらかやら大小事件様々にて此不鹽梅にては甚當惑千萬に奉ㇾ存候。先便には十五日頃にて病氣之鹽梅に應じ歸るとも留るとも決定仕ると申上候へ共何様二月中旬頃にも至り進退決定と奉ㇾ存候。病氣宜敷方にて彌滯留に決し候へば先便に申上候通り至誠院様初まいらせ何分御出懸け被ㇾ成度萬々奉ㇾ賴候。左候へば女も兩人斗は御つれ被ㇾ成度、とても此地のものは甚よろしう無ニ御座一候。何様來月末迄にどふとも決定之次第可ニ申上一唯々御心組に申上置候。

八月以來さし出し置候月給當暮一同に拜領、誠に難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。右之內正金にて三百兩替せに致しさし出申候。御許御勘定局に同姓之內より正金にて受取候様御賴み可ㇾ被ㇾ成候。此金之內御國札拾貫

目分御引き除け山鹿（地名）江上・井上に御返辨可レ被レ成候。其餘は千左衛門に御預け被ニ成置一御上京に決し候へば其の費用に御用ひ可レ被レ成候。尤今日此許御勘定に替せにさし出申候間根（元帳の廻り來る）の廻り候は正月中旬・下旬にも至り可レ申、左樣御承知可レ被ニ成下一候。近日に虎之助どの歸にて其節い才可ニ申上一、先此段迄申上縮候。以上。

十二月廿六日　　横井平四郎

至誠院様
おつせ殿
又雄殿

尙々長谷川（前出）も笑止千萬、致方無ニ御座一候。當暮は御さびしく可レ被レ爲レ在、私は不思議に都にて年を迎へ、若者上下二十二人相手に越年仕候。外出之時も大勢之供廻り、俄之大名に罷成りおかしく御座候。種々玩物相求め夫を相手に樂み申候。酒も不ニ相替一禁制にて實は大困窮之至りにて御察し可レ被レ下候。此段迄大略申上候。以上。

（横井時靖藏）

二三四　元田永孚へ　明治元年十二月二十七日　小楠在京都 元田在熊本

一書拜呈仕候。歲末愈御安康に被レ成ニ御座一、珍重之至に奉レ存候。此許相替り不レ申、御安意可レ被レ成候。

一躰之次第は虎之助殿・長谷川一兩日に歸國、何も御承知可ㇾ被ㇾ成、大略仕候。景光短刀御返し被ㇾ下、千萬忝々慥に拜受仕候。此許短刀流行、相應之物所持不ㇾ仕、御庇にて間に合拜謝難㆓申盡㆒御座候。代料正金百兩長谷川に附與致候間御受取可ㇾ被㆓成下㆒候。大に取り紛、此段迄大略申縮候。以上。

十二月廿七日　　　小　楠　拜

茶　陽　先　生

尚々御全家樣へ可ㇾ然御傳へ可ㇾ被ㇾ下候。龜之丞公も大に壯にて御安心可ㇾ被ㇾ成候。小拙不快も寸斗快は無㆓御座㆒候。委細は虎公より御承知可ㇾ被ㇾ下候事。

（元田竹彥藏）

右書面は小楠が刺客の兇刄に斃るゝ八日前のもので、文中の景光は今なほ横井（時靖）家に藏せられてゐる。龜之丞とは元田茶陽の嫡男にて小楠に隨從して京都に在る人。

以下年代月日不明の分（順序不同）

二三五　立花主計へ

主計は柳河藩の家老で、柳河の所謂肥後學―小楠の實學―を信奉せる人。此の書は嘉永・安政年間に認めたものかと思ふが、文中の約若は立花壹岐のことらしいから、事によるとその以前に書き送つたものかもしれぬ。

一書呈上仕候。秋暑之砌增御安泰に被ㇾ成㆓御入㆒、珍重之御事に奉ㇾ存候。然ば御懇篤之御紙面被㆓成下㆒、忝々拜見仕候。先以去秋は折角御賁來之處初て奉ㇾ接㆓鳳眉㆒、失禮而耳相働、爾來書狀奉呈不ㇾ仕恐入奉ㇾ存候。必竟書生懶惰之常態御海恕奉ㇾ希候。

幼君輔佐之書被㆓仰下㆒承知仕候。鷹山公輔儲君と申し御著述有ㇾ之、大臣輔道之心得至れり盡せりと奉ㇾ存候。是は南亭餘音之中に收有ㇾ之、此度さし上度奉ㇾ存候へども丁數大分多御座候て寫取出來不ㇾ申殘念に奉ㇾ存候。山崎門下稻葉正義と申人其家老之求に應じ著候幼君輔佐之書一通寫し進呈仕候。御一覽可ㇾ被ㇾ成候。此正義と申人は崎門にてもよ程達德之儒者にて識見も又格別に有ㇾ之、世之所ㇾ謂俗學腐儒にては決して無ㇾ之床しき人物にて御座候。其故此書も識見通りにて面白奉ㇾ存候。乍ㇾ去とても大體之道理を說候迄に御座候へば、作用之處は是等より推して考へ其宜敷を撰び可ㇾ申奉ㇾ存候。所詮之處君心を格し候は大臣たる人之一心誠實之感動に本き候へば、とても法格作用之力迄にて及べき事にては無ㇾ之候。將又作用之第一義は君側之人物を撰び御德義を奉ㇾ輔候儀尤大切なる事にて、其人物を擇び候は大臣之明不明に有ㇾ之、如何樣とも不ㇾ被ㇾ申候へ共大抵其條目を立候へば第一學術醇正にして深く聖賢之道を信じ候人。

天下列國何方にても學者と申候へば記誦之俗儒扱は文・詩を取りはやし候もの迄にて、聖賢之道を志懸立置候學者は先は種消へ仕候へば、學術醇正と申課目に的當之人物は中々以得がたく可ㇾ有㆓御座㆒候。乍ㇾ去其中にて天資之忠實な

る人か學ぶ所の筋よろしく有レ之候か百歩よりも五十歩可レ成丈擇び、假ひ文藝乏しく御座候とも其人物心入之宜敷を舉げ用可レ申奉レ存候。

其次は忠實公正之人。

學問も無レ之通俗之人にても心すなをに氣偏ならず善事を好み奉レ仕二君一之少しにてもよかれがしと信實に思ふ人にて御座候。

又決して舉用べからず、勤め懸りなる人も必ず斥べきものは第一智數敏給之人。

是種之人御側に有候へば萬事御便利に相成り、出來ざる事も出來、成まじき事も成り君心を蠱惑し聰明を閉塞し尤以可レ恐ものに奉レ存候。

柔媚奉承之人。

是通例能き近習之人物と被二見立一候風の人にて御座候。然るに此種の人は君徳に益なきのみならず極て害する所多有レ之、用間敷事に奉レ存候。將又柔媚之人は内心は必ず險敷ものにて兼ては制し易く御座候へ共、一旦君寵を得候へば存外之權を振ひ小人之尤（ケヤケ）きものと罷成申候。大抵古今宦官之小人は威福を擅し忠良を害し大にして其國天下を亡すに至候もの共其跡より見候へば何も奸智逞しき様に聞へ候へども曾以左様斗にては有二御座一間敷、其初は必ず柔媚奉承底のものにて大臣萬事制し易と何心無く存居候が其君寵を得に隨て次第に威權を振ひ、却て箝制を受け果は大亂にも至申候。嚴斗可二心得一事に奉レ存候。

孟子に曰泄・柳申詳無レ人二乎繆公之側一不レ能レ安二其身一と有レ之君側之重如レ此、大臣之職分尤以愼み可レ

申事に奉ㇾ存候。蜀之人物諸葛公を除之外は費禕・董允等は第一等にて有ㇾ之候。然に此面々何も君側に被ㇾ用候故劉禪之暗主にても宮中・府中一體と相成、是孔明之其身を安じられ候所以にて人之使樣誠に以感心仕候。後來黃皓君側に居候て忽に破亡に至り、此場に及候ては譬孔明被ㇾ居候ても致方有二御座一間敷治國之大要處大臣之尤心を盡し可ㇾ申處此に落着可ㇾ仕奉ㇾ存候。

大小臣下之賢不ㇾ足ㇾ恃焉、政令法度之宜不ㇾ足ㇾ恃焉、所ㇾ恃在二人君之心一、故曰格二君心之非一、君心正則好惡公、好惡公則君子小人之分明、君子小人分明斯以進二君子一退二小人一、國何得ㇾ不ㇾ治哉。

右刪記中之一條附呈

米澤公御事業御吟味被ㇾ成彌以御敬服被ㇾ成候段、乍ㇾ憚重々恐悅此上有二御座一間敷奉ㇾ存候。被二仰下一候通り　皇朝にては三代之治道は獨此公のみと奉ㇾ存候。彼漢土に於ては秦・漢以來種々明主も被ㇾ出候へども總て功名上に力を被ㇾ用此民を治之實心無ㇾ之候間、其始は稍可ㇾ觀政事も御座候へども中年以後は一向に廢弛に至り、一人として始末全局之被ㇾ結候君は無二御座一候。中々鷹山公に比類仕候人は眞以見當り不ㇾ申、先此公は和漢獨步と奉ㇾ存候。此公を目當にさへ仕り候へば其人丈之治道は必竟出來可ㇾ申、此には決して疑は無二御座一候。

青山閑話御約束迄にてさし出候儀是迄延引仕、御海容可ㇾ被ㇾ下候。則此節に附呈仕候。是は手許に別本御座候間御返にも及不ㇾ申。南亭餘音之事承知仕候、此本は近況此許に手に入りいまだ別本も無二御座一

候間さし出候儀は御斷仕候。私手許に寫取り且又三四部にも相成候上さし出可ㇾ申、乍ㇾ憚左樣御聞置可ㇾ被ㇾ下候。

農家立教・政語此許無ㇾ之候へば御遣可ㇾ被ㇾ下旨千萬忝々奉ㇾ存候。然處右二部共近來手に入申候間左樣御承知可ㇾ被ㇾ下候。

尊藩は學意之行れ不ㇾ申御嘆息御尤千萬に奉ㇾ存候。外に工夫も工面も有ニ御座一間敷彌以御一身之御修勵のみと被ニ思召一、乍ㇾ恐　君上之御德義を御輔道被ㇾ成候義大切に御心を被ㇾ爲ㇾ盡、將又御政事向萬事之御所置義利公私之辨別明白に御勤上被ㇾ成候へば天地神明之助を得、遂には御志し通り御一藩中に行れ可ㇾ申候。是則君子人事を盡之處にて是を置て更に別法は無ニ御座一候。不ㇾ顧ㇾ憚進言仕候。

右奉復下問之條々伏臟仕候ては却て奉ㇾ背ニ尊意一候間乍ニ失敬一疎忽拜呈仕候。自然思召も御座候へば尙又被ニ仰下一度重々奉ㇾ祈候。先此段迄奉復仕候。頓首拜。

七月晦日　　　　　　　　　　　　　横井平四郎

立花主計樣

（横井時靖藏小楠自筆草稿）

二三六　立花壹岐へ

一筆拜呈仕候。烈著之砌愈御安康に被レ成二御座一、珍重之至に奉レ存候。先便は御紙面被二成下一、不レ淺忝々拜見仕候。被二仰下一候次第夫々拜承仕り、御厚情之御事總て汗顏仕候。　君公樣御歸國以來之御事御法要且御祈禱二條誠以恐悅之御事深感心仕候、是則惻隱之御心にて是より推して萬事の御政道に被レ施候はゞ重々之御事に奉レ存候。乍レ去今日之御事件にては餘り事上に參り候ては御助長にて御座候間、何□（不明）も御新政無二御座一方重々宜敷かるべく奉レ存候。只々御仁心御開通被レ成度と奉レ存候。百官中其人無二御座一御慨嘆御尤に奉レ存候。是も何方も御同樣にて可レ致樣無二御座一候。彌益此方に修養之力を下し、誠實の本心を以感動し奉るより外に致方無二御座一候。學問之道と申候ても此方よりは此道を正道、彼道を俗學或は異端と引分會得致候得共、其實理を合點致し不レ申人よりは正不正之差別有レ之樣も無二御座一候。左候へば正學々々と申立候ても、無理成る事ども御座候へば俗人の受け不レ申も尤にて御座候。夫故正學と申は此道に入り來り候人に說き申事にて、俗人に對し申事にては無二御座一候。いまだ此道を合點致し不レ申人々は其本心のやまれ不レ申處をさし示し知らしめ候事尤親切の筋と奉レ存候。孟子七篇總て如レ此、是則正學を合點せしめ候道にて御座候。是は追々御講習仕候事にて事新らしき申事にて無二御座一候へ共、釋迦前の說法御一笑被二成下一度候。

學校問答書御さし出に相成候段、御會得に被レ爲レ在候はゞ萬分の御一助と奉レ存候。尙御樣子拜聞仕度奉レ存候。何事も〳〵此節參らねば來年、來年參らねば其先、其先參らねば一生の中、一生の中參らねば

死後の先に參り候へば宜敷御座候。決して聊も助長仕り不レ申候、又少しも退屈不レ仕誠心を盡し候が人道と奉レ存候。何も拜話之節はさま〲に候得共、い才は笠間・池邊之兩氏より御承知可レ被レ下候。頓首拜。

五月廿八日　平四郎

壹岐様

膝下

尙々御高詠深感心仕候。然し少しく御慨心相見え申候、是も無用かと奉レ存候、如何。近來詩を作り申候間さし上申候、池邊氏へも御通達可レ被レ下候。此詩社中之樣子は兩氏より御承知可レ被レ下と略仕候。

（壹岐文書・立花親雄來翰寫）

二三七　立花壹岐へ

一書拜呈仕候。時下愈御安康被レ成ニ御勤一、奉ニ拜賀一候。先以舊臘は御書狀被ニ成下一忝々拜見仕候。縷々被ニ仰下一候趣御厚情之至深忝奉レ存候。尙御再勤被ニ仰蒙一重々恐悅拜祝仕候。攝州（十時攝津）君にも御同樣之旨、於ニ小倉一江口純三郎列毎々得ニ拜顏一委細御樣子承り近日歸鄉夫々傳承仕候。當節柄別て御大事にて彌

以御自愛專一に奉ㇾ祈候。惣て治ㇾ國之本は自修に有ㇾ之は古今之通言にて、三尺之童子も知たる言に候へ共、古今有志者座論に落入其實行無ㇾ之より亂日のみにて治日絶果申候。此自脩は形跡之事にては無㆓御座㆒候、眞實に私情智術をさり本來之良心を推及す事にて、誠心確立政事之根本と相成信義上下に貫徹し恩威二つながら行はれ申候。恩威といへば賞罰之樣に心得候へども左樣にては無㆓御座㆒候。恩は人の善を擧用ゆる事なり、威は我明之人心に徹するなり。人之善ある己有ㇾ之如く眞に好て擧用ゆる故恩一國に行はる。我明眞に事情に達し百の有司欺こと不ㇾ能故に威一國に行はる。是恩威之二つながら行はるゝは我一身の誠に有ㇾ之、發して賞罰となる抑その末にあらざらん哉。然るに智術に發して人の善を取は私恩を賣なり。察を以明とするは私威を立るなり。此際分毫にして千里の隔となる深く戒めずんばあるべからず。平生之厚誼老婆之一言拜呈仕候。

一　別冊三條之御高論一々敬服仕候。方今之國是此外に有㆓御座㆒間敷候。唯可ㇾ恐は自然之天理一切消亡致し、人々各私心を以意見を立互に敵仇相成し候得ば遂に　皇國を亡に至り可ㇾ申候。近來之京報定て御承知と奉ㇾ存候。京師・關東兩立之勢其間是非之可ㇾ議は可ㇾ有㆓御座㆒候へども要ㇾ之共に私之爭論にて實に歎息仕候。其他列藩何方も私論のみにて公共之天理絶て承り不ㇾ申、扨々闇夜と能成いつ明るべき世の中や不ㇾ可ㇾ知。君子此間に在る彌增誠心を磨き天理を明にし爲㆓百世㆒斯道を立候志第一義と奉ㇾ存候。如何々々。拜復早々可ㇾ仕處、眼病相煩引續齒痛老病種々差起り心ならず延引奉㆓恐入㆒候。山海之

御咄申度候へ共書狀盡し得不ㇾ申、先此段迄呈上仕候。頓首拜。

三月朔日　　　　　　　　小楠拜

立花壹岐様

尙々攝州君(十時)・池邊君(藤左衛門)初可ㇾ然御致聲奉ㇾ賴候。老生も無事に閑居罷在、御安心可ㇾ被ㇾ下候。御高吟幾回閑吟仕候。以上。

（小楠遺稿）

二三八　立花壹岐へ（別啓）

別啓仕候。尊藩之御事御取遣之御狀にて一ト通りは相考へ申候へ共姓名等得斗分り不ㇾ申候。御事情不審之事多御座候。何分大切之御時節御自愛專一に奉ㇾ存候。將又本書拜復は仕候へ共書中にては情意盡し得不ㇾ申、殘念に奉ㇾ存候。當年は先手を受持罷在候間城山十里之外は禁足にて參上出來不ㇾ申候。何分心意は御組取被ㇾ成下ㇾ度奉ㇾ存候。此段迄別呈仕候。

十一月三日　　　　　　　横井平四郞

立花壹岐様

（壹岐文書・立花親雄書翰寫）

二三九　小河彌右衞門へ

小河名は一敏、豐後岡藩に仕ふ。既に二十歳にして當時の顯職元締役に擢でらる。藩論尊王・敬幕の二派に分るゝや彼は前者の領袖となり讜議抗辯して忌諱に觸れ貶黜されたが、其の後は或は九州勤王志士と交り或は京攝の間にありて奔走し、專ら勤王の事に盡瘁し幾回となく幽閉謹愼を命ぜられた。彼は學博く才富み文武の蘊奥を極め佛典を渉獵し神道をも研究したが、吉支丹に對しても關心を持つたのか此の小楠の書を見ると大村の邪敎につき書を小楠に寄せたものと見える。此の小楠の書面の內容は彼が村川氏壽に寄せた書狀(六二)と大同小異で、多少重複の嫌はあるが玆に採錄することにした。

十二月朔日之貴書相達忝拜見仕候。時下愈御安康奉ニ抃賀一候。隨て小生無事に罷在り御懸念被レ下間敷奉レ存候。然ば大村邪敎に付被ニ仰下一、夫々拜承仕候。如レ命愚民煽動之由いまだ落着は承り不レ申候、此事兼て愚存聊有レ之、只今之　廟堂之御仕懸にては當然之勢と奉レ存候。惣じて此節之邪徒は全く二百年前の例の吉支丹にて當時西洋諸國一統被レ行候敎とはうらはらかと被レ存候。西洋事情を記候諸書に因て見候へば所レ謂天主之敎は天意自然之理に本き第一彝倫を主といたし敎法を戒律にいたし候樣子に相聞申候。勿論天術奇怪之方辨等は聊も無レ之由に候。其概略を申候へば此敎を奉じ候へば上は國主より下は庸人に通じ君臣父子之大倫を正敷行ひ我欲に隨ひ不レ申、實地之力行を主といたし自然我欲に落入道を失ひ候へば忽に天主之破戒と堅(マヽ)め、或又人心之違却は娼疾より甚しきは無し此心一に生れば天理忽に亡滅他之惡心之五か三とかに懸合尤以天意に違却し人道を害するの甚敷事にて破戒之第一等に

候。其人心之私欲事實之邪曲之品を分ち破戒之律を定候教と承り申候。其故此戒律を推候へば尤實地に力を用申候事にて、全以前大友氏之時被レ行候吉支丹とは雲泥之相違と奉レ存候。天主教之中流脈（マヽ）相分「プロッテタント」教・「カトレイキ」教抔と申候て四五之脈有レ之、猶我孔夫子之道に於朱子・陽明と分候樣子にて、當時六大洲中日本・唐土の外は大抵天主教に一統いたし上下總て此教法を實地に相守り、其學之法則は經義を講究し其國々之法律を明辨し其國之歷氏（マヽ）は申に不レ及天下諸國之事情物產を究め、天文・地理・航海よりして海陸之戰法・器械を講明し天地間之理を集合するを以道といたし學び申候由。ヲロシヤ國之一を以て申候へば比達王（ペートル）〔我明曆之比〕中興より殆ど當時迄二百年其國叛民無レ之治平相續申候。其然る所以は上下教法を信じ持守いたし候故人心趣向一致いたし政令能行はれ申候。國王年中之三之二は邦内を巡見し其地々々の政事を察し民間之利病を訪ひ、供人僅に八十人と申事にて別段に行在所と申も無レ之其地々々の官宅或は民屋に止宿いたし誠に手輕き事之由に御座候。國王既に如レ此之上は執政以下之心得方は申に不レ及相知れ申候。人材撰擧之道邦内中一村之童男・童女より教を入れ、其内之俊秀を一鄉之學に入れ、一鄉之秀を一郡之學に入れ、一郡よりペートルヒュルグの都城の大學校に入候由にて當時大學校生員一萬に餘り、政事何ぞ新規之事有レ之候へば必學校に下し衆論一決之上にあらざれば行ひ不レ申、將亦執政・大臣等要路之役人總て一國之公論に因て黜陟いたし、國王といへ共自己之心を以ていたし申候儀は法律におゐて相成不レ申候抔三代之學校之勢相見え申候。尤以感心之事は民に取るの

年貢十之一分にて有レ之、此外は聊之物も取り不レ申候。其故民間殷富いたし申候。右之通り民に取る事至て少く有レ之、經濟何を以ていたし候哉疑惑有レ之候へ共、是彼抔之經濟にて第一土地より堀出す金・銀・銅・鐵・錫・鉛等之諸物將又工職を集め工作場を立て種々樣々之諸物を造り是を以天下に交易致し有無を通じ其利を以て國用をいたし決て民間を妨害致し不レ申筋に力を用申候。是等之政事全其教法に本き上下一心趣向一致いたし候故と被レ存候。其餘西洋諸國大抵同樣の國體にて、別てアメリカは盛大之由承り申候。

魯西亞漢土に通じ候は康熙已前之事に候へ共夫迄は陸路之通信にていまだ海路開不レ申候故唐土は申に不レ及印度抔アジヤ諸國之事情知れ兼申候由、我寛政之末比より海路開追々唐土・天竺抔に使節を遣し國體事情を察し候處其以前アジヤに二宗旨有レ之、所レ謂聖人之道・佛氏之教と申候迄承り、いまだ其道之全躰は承知いたし不レ申、右之通先天竺に使節を遣し遊學を申入學生數人數年留在其他之學問政事之情實を見申候處當時天竺はモゴル一統し其政事別て衰頽之時節にて政事眞に大弊のみにして一之所レ見無レ之、將又佛氏學を研究致候處其宗意誠に荒廢無經聊之條理無レ之甚以驚駭いたし、如レ此之宗旨にては其政事之行れざるは當然と存じ、其後唐土に遊學生を遣し燕京に留在委細國體を見申候處當時乾隆之末年に當り政道衰運に趣候時にて有レ之、甚治道之無理成事を驚申候。將又學者迄所レ學は徒に經書を見詩文を作り候事迄にて其學たる何之趣意たる事不ニ相知一、聖人之道とは箇樣之筋にて有レ之哉と

全く佛氏之道と相違無レ之、アジヤの二宗旨愚暗之甚しき一切人道に關係無レ之、其故其國總て政道を失ひ世々内亂止み不レ申追々他國よりとられ候も必竟道之明かならざる所大に笑止之情を起し候由、其後僞又人材を撰び燕京に遊學せしめ（距レ今三十四五年前後之由。）此節は經書講究に專打懸り書經・詩經・論語之三部をヲロシヤ文字に翻譯いたし國都に持歸り、其大學校に於て詮議に懸け候處第一規模廣大修レ己治レ人學政一致一として間然する事なし、三千年之古堯舜相傳之大經大法如何して如レ此之明なる大道を立られ候哉誠に奇異之思を爲し甚以驚嘆いたし、全く其奉る所之天主の道と符節を合候と節を打申候。然る處後世之漢人何故に如レ此大道を誤り書を讀文詩を作り候を學問と心得候哉、後世治道衰廢人道亂候は全く聖人之道を失ひ候故にて有レ之、漢人におゐては深く省察いたし古道に返し三代之道再興いたすに於ては其國之中興掌を反すが如しと右之經書を直に開板いたし、此次第之趣を以序文に認め唐に送り申候處彼之高名之林則徐抔取傳へ深く感心いたし候由。大略彼等之道と致所は如レ此と相見え、一國無二貴賤一一統其道を奉じ實地に被レ行宗門を以治道と成し二つに分れ不レ申中々盛大之勢と被レ存候。是等之筋を以て大村之邪教を見候へば全く以前之大友氏之時相渡候吉支丹之餘習にて妖術奇怪を以て欺立煽動皷惑いたし候ものと相聞へ、今日に至り候て是等はさして憂るに足り不レ申、只々大に憂る所は我　皇國大道之教無レ之、先聖人之道と申せば例の學者の弄び物にて一國天下之信じ候ことは聊も無レ之、□□は全く荒唐無經此之條理無レ之、佛は愚夫愚婦を欺之外に道理無レ之、一國三教之形あるのみにして其實は上

下に通じ信じ候道曾以無レ之、全く宗旨なきの國體にて三千五百萬之人心々に相成候へば是決て治を爲す事不レ能所以にして慨嘆すべき事に候はずや。於レ是深可レ憂所は西洋通信次第に盛に相成、諸夷陸續入來候へば彼等之教法政事自然に明に相成候は必然之勢にて、我國人之中聰明奇俊之人物是迄何之道も知り不レ申候者彼我政治之得失盛衰之現在を見、彼之教の尤成筋に感心し不レ知不レ覺邪教に入候は十年二十年之間には鏡に懸て見るが如し。彼佐久間修理抔は既に邪教に落入たるにても明白に有レ之候（修理は邪教を唱ふにては無レ之候へ共政事戰法總て西洋之道明なりと唱、聖人之道は獨易之一部のみ道理ありと云と承る。是邪教に落入之實地なり。）總て事之善惡に付け行れ候勢は必人傑の唱へ立る故にて候へば聖人之道に明ならず三代之治道に熟せざる人は我に道無レ之故必ず西洋に流溺するは自然之勢也。然ば大村之愚民は憂るにたらずして大に憂べきは此事情にて有レ之候。於レ是愚意聊述べき事も御座候へ共此節はさし置申候。來春に至り閑暇之節尙御賢慮も承り、其上にて聞取合可レ仕候。近日外邪相煩餘り閑日に任せ事長く相認拜呈仕候、何も春風草々可二申述一候。以上。

十二月十五日　　横井平四郎

小河彌右衛門殿

尙々雅之助子は最早御歸着と奉レ存候。濤太郎子越年にて近日段々咄合申候事御座候。來春には少は替りも可レ有二御座一候哉案勞仕候。以上。

（横井時靖藏）

二四〇 鴻雪爪へ

雪爪は備後因島の產で初石見國大定院に入り無底和尙、後長崎皓臺寺の黃泉和尙につき修業して後大垣の全昌寺・福井の孝顯寺・彥根の清涼寺の住職であつたが、方外の身でありながら時世を憂へて常に天下の志士と相往來し、その交友は當時の知名の士を網羅し盡くすと云つてもよかつた。世間は彼を勤王僧と云ひ自らは白衣宰相を以て任じた。小楠福井に招かれた時は其の孝顯寺に在寮中で肝膽相照して以來最も親しき間柄であつた。

浴後清風喫茶坐。幽蘭翠竹紙中栽。夕陽相對無心甚。笑拍二欄干一又喚レ杯。

去月廿二日より牧氷鑑、笠白翁之諸同好と三國に遊び、一日宿浦の清風樓に上り潮浴いたし、例の三杯を命じ午睡、初て覺れば夕陽水に映じ景色殊によろしく候へ共何ぞ咄しもなく歸らんといたし候處に不斗氷鑑蘭を畫し白翁竹を添、何とやらん興を催し又々酒を命じ夜分に至り歸り申候。毎々禪師之事咄し出申候。只今白翁相見へ明後日は此許より書狀仕出しに相成候由にて此段相認め拜呈いたし候。萬々御自愛專要に御座候。不具。

五月十二日　　小楠　拜

雪爪禪師

玉机下

（長谷部小平藏）

二四一 中根靱負へ

拜啓昨日は高園櫻花紅粧芳綻拜見之處不レ斗御馳走相成長坐致、御退屈も不レ顧大沈醉仕、故人曰花下忘レ歸因二美景一然處大樂傾躍之至不レ過レ之奉二厚謝一候。今朝參館御禮可二申上一と存意之處無二餘儀一御用向出來に付以二紙面一不二取敢一奉二厚禮一候。併御内々拜話之一件は必定申上候哉と存候へ共先は爲二國家一餘り萬□(不明)越國之手儘に見へ候ても不レ宜尙又程能致度、書外は拜接に讓り先は御禮御内談條旁如レ此御座候。匆々頓首。

三月八日　　横井平四郎

中根雪江貴兄

机下

極内々拜眉に讓候條は天然に相運び候へば誰人も不レ惡事被□(不明)候や。

（松平慶民藏「森田文書」）

二四二 中根靱負へ

拜呈仕候御書取拜見一々敬服異存無二御座一候。則返上仕候。問答書も御出來如何、此段迄拜呈、餘は拜顏

に讓り申候。以上。

四月二十日　　　小楠　拜

雪江賢丈

（福井松平家藏「明治維新志士遺墨橫卷」）

二四三　中根靱負へ

先時御內話一條松野（亘、肥後藩家老）へ及二問合一、京師よりの書狀借受申候間さし出申候。別紙之通りに候へば全く相違有二御座一間敷候。何も略仕候。以上。

五日　　　橫井

中根樣

別紙入

（伊東菊城藏）

二四四　中根靱負へ

今日は橋邸に被レ爲レ入御登城被レ遊候段私もいまだ全快に至り不レ申參殿御斷り仕候、此段爲念（マヽ）拜呈仕

候。以上。

十二日

二四五　中根靱負へ

只今は忝〻奉レ存候。扨齋民氏咄しの一條當人よりいまだ執政衆に咄し合に相成不レ申候筋に御座候。他に御口外は被レ下間敷奉レ存候。心付候間急ぎ拜呈仕候。以上。

六月二十二日

二四六　中根靱負へ

今晩は一件之事にて得斗及ニ咄合一候。様々の行違に候まゝ都合よろしき筋合に落□□□（二・三字不明）只今歸り申候。直に參上と存候へ共大に疲れ申候間明朝五ツ（午前八時）比殿中にて御咄合可レ仕候間左様御承知可レ被レ下候。此段拜呈仕候。以上。

九月廿九日

（以上中根への書簡三通松平慶民藏文書）

二四七　半井南陽へ

半井諱は保、字は伯知、通稱元冲又は仲庵と云ひ南陽又晩香と號す。越藩の藩醫で、同藩が後年率先西洋醫術を採用したのは彼及び笠原白翁の先驅の力多きに居る。小楠福井に在るや厚く之と交り、その急病に罹るや彼の手により全快することを得た。

明日は晴雨を不レ云是非御出掛可レ被レ下候。笠司馬例之鄭重向方約束嚴しく、此上は雨と言ひ雪と言ひ參らざれは不ニ相成一樣にしばり付られ、老生も何の異存も出來不レ申、火の雨にても出懸候覺悟に御座候。此段拜呈仕候。以上。

十二月五日　　　　　小　楠　拜

南　陽　老　兄

尙々時刻は六ツ半（午前か午後の七時）司馬之宅に寄會可レ申約束にて、何分早きがよろしく奉レ存候。以上。

（半井家藏）

二四八　岡田準介へ

昨日は忝奉レ存候。扨御內話一條執法迄及ニ咄合一申候處段々模樣相替り、當分滯在に相決申候。右に付ては深御口外被レ下間敷奉レ賴候。此段一寸得ニ貴意一申度、餘は拜顏之上萬々可ニ申述一候。以上。

六月七日　　　　　　　　　　横井平四郎

岡田準介様

（岡田直藏）

二四九　城野靜軒へ

朝暮涼氣御同慶に御座候。扨昨夜相願置申候唐紙さし上申候。五枚は全紙、二枚は半切に御認可ㇾ被ㇾ下候。福井土產最第一と存申候。詩ならば陶淵明抔古什珍重に御座候。此段相願申度、餘は拜顏之上得ニ貴意ニ可ㇾ申候。以上。

七月廿九日　　　　　　　　　　小楠拜

靜軒君

（糸木耕市藏）

右は小楠が福井藩に聘せられてゐる時のもの。彼は陶淵明の詩を好み、此の外にも

陶淵明歸園田居

首詩は他人認候もの有ㇾ之、第一章よりは御見込に御認可ㇾ被ㇾ下候。六枚は續き、外二枚は別也。

小楠拜

靜軒君

なる書附も城野家に保存されてゐる。

二五〇 伊藤太多次へ

太多次は茶屋とて藩主の立寄りたる葦北津奈木にての名家の主人。其の子莊左衛門及び四郎彦は小楠門下。

一書拜呈仕候。時節愈御安康珍重之御事に奉ㇾ存候。先以爾來は書狀も拜呈不ㇾ仕御無音に押移申候。然ば莊左衛門殿病氣次第に卄快に相成、定て追々御承知被ㇾ成候と奉ㇾ存候。當時は彌以快方にて、既に夕方は劍術抔之稽古も御座候。將又學事も出精にて重々御安心可ㇾ被ㇾ成候。當冬は歸省之心組に御座候處、私了簡折角之事にて來春迄滯留に相成、十分之快復之上歸省可ㇾ然、其子細は歸宅之上は何事もかむひ無ㇾ之と申內とても御家事何角と世話は可ㇾ有ㇾ之、自然は心配之事も御座候へば必心氣を勞可ㇾ申候。將又夫婦之交重々大切にて尤以恐れ申事に御座候。いまだ十分之全快になり不ㇾ申候九分の所にて此愼破抔いたし候得ば是迄之快復總て無益に相成可ㇾ申、此上再發に相成候得ば醫者申分決て活路は無ㇾ御座ㇾ候と申事に候へば當時の處重々養生之肝要の場所に御座候間、先當年之歸省は私存より來春に至り彌全快之上目出度歸省可ㇾ然奉ㇾ存候。御親子之情態久しく御面會も無ㇾ御座ㇾ何角と御氣遣は重々御尤に奉ㇾ存候得共右之處御會得、今暫御待被ㇾ成候方於ㇾ私相願申候。此段御得心可ㇾ被ㇾ成下ㇾ重々奉ㇾ存候。

一　鐵炮は彌御誘引と奉レ存候。於二此許一も修行は出來不レ申候得共種々研究は仕り、懸二御目一御咄合申度事も樣々に御座候。何卒來春は御出府被レ成度、重々奉二待入一候。一體相替申儀無二御座一候。此段拜呈仕候。以上。

十一月十一日　　　平四郎

太多次樣

尙々あり折御出獵は可レ有二御座一候。當年は鳩勢は如何、定て多事と奉レ存候。私も是迄數度出浮申候。當冬は大分當り申候間十發に七八位は獲もの有レ之、大に樂申候。望所は御一同に出獵何角御咄合申度奉レ存候。い才は熊太郎(德富)より御承知可レ被レ下候。以上。

(渡邊季基藏)

二五一　伊藤太多次へ

一翰拜呈仕候。愈御安康に被レ成二御入一、珍重之至に奉レ存候。先以頃日は罷出、度々御馳走被二成下一厚忝々拜謝難二申盡一奉レ存候。歸帆之節は御送り被二成下一千萬忝々、大に醉迷仕御別も失禮仕、御海容可レ被レ下候。莊左衞門殿御出府御鹽梅も宜敷、御安心可レ被レ成候。

一　ゑんしよふ製法分量いまだ得斗承出來不レ申候。不レ遠書付さし出可レ申候。去冬手製仕候ゑんしよ

ふ少々残り御座候間進上仕候、御試可レ被レ成候。是は財津勝之介と申人之手製にてよ程強く御座候。徳王薬よりは格別に御座候。自然御心に叶申候はゞ、梅雨後尚頼申筈に御座候間壹貳斤位はさし上可レ申候。右御禮迄如レ此に御座候。餘は追々可ニ申述一候。已上。

三月晦日　　横井平四郎

伊藤太多次様

尚々乍レ末御家内様え宜敷御禮奉レ願候。四郎彦壯健出精仕候、御安心可レ被レ下候。以上。

（淇水文庫藏筆寫本）

二五二　徳永和左衛門・伊藤莊左衛門へ

徳永は書簡一一の説明文中に其の名が出て居るが、伊藤と同じく津奈木の人で小楠に師事してゐた。

拝呈仕候。先以此間は大勢御世話に能成種々御心配被レ下忝候。餘り長到留甚以無レ心次第、何とも御禮難ニ申述一御座候。御別後風筋宜敷一時に三隅に着、夜明直に瀬戸を越し晝比には高橋に着、誠に以仕合よろしく大慶不レ斜候。連中も昨夜早々歸府いたし、何もいたみも不レ仕息災に落着、明日よりは稽古に出浮申筈に御座候間哭々御安心可レ被レ下候。吉次事不斗成る事に相成惣左兒（莊カ）・御老人様初御姉様方御案勞可レ被レ成、夫而（口親カ）噂申事に御座候。乍レ然其身も殊之外に悦び能落着居申候間哭々も御安心被レ成候様御

申上可レ被レ下候。此節は兩君御老人樣方に別に書狀呈不レ申、御家內樣へも萬端之御禮御引取被二仰上一可レ被レ下候。返々も長々之掩留にて御屈退之程察入申候。純三郎僕歸候間不レ閣御禮迄申述候。何も追々可レ得二貴意一、先右迄拜呈仕候。以上。

六月四日　　　　平四郎

和左衛門樣

莊左衛門樣

尙々家內老人初何も御禮よろしく申述候樣申付候、吳々も忝々拜謝難二申盡一と存候。歸後さしより精進に入り、いまだ粟飯・香物も珍敷心地いたし申候。四五日も過候はゞ大方瘦せ可レ申御一笑、申縮候。以上。

（洪水文庫藏寫本）

二五三　河瀨安兵衛へ

河瀨名は東郁、惣莊屋となりて在職五十年、功績甚だ多し。小楠とは親しき間柄であつた。

被二仰下一候次第夫々拜承仕候。葛白莖極可レ然奉レ存候。牛右衛門に紙面遣し申候間一右衛門に御賴可レ被レ下候。牛右衛門在宿に候へば一右衛門に逢候て銅山之事承り候樣に申越候間、一右衛門に御含可レ被レ下候。此段迄略仕候。巳上。

廿一日

安兵衛様　　平四郎

（編者藏）

二五四　佐藤松喜へ

佐藤は肥後藩士、小楠と親しくしてゐた。

昨日は御多用中遠方御來臨被ㇾ下忝々、御早々にて殘懷仕候。扨相願申候品物さし出申候、可ㇾ然奉ㇾ賴候。何も御歸りの上拜顏萬縷可ㇾ申述ㇾ候。已上。

十一月十四日　　横井小楠

佐藤松喜様

尙々乍ㇾ聊手作のからいもさし出申候。已上。

（高森良人藏）

二五五　彌富千左衞門へ

忝々拜見仕候。鷄段々御配慮被ㇾ成、明日は彌以御手に入候旨委細拜承、大に相樂申候。御庇にて病用此

上有ニ御座ー間敷候。今朝中庄司（前出）御袋御出候て夕方御約束の田樂御催しにて御誘引、罷出候様にとの事にて御座候。何ござさし支不レ申、後刻御誘ひ可レ申、此段拜復申報候。以上。

七月十九日　小楠拜

彌千様

（彌富破摩雄藏）

二五六　彌富千左衞門へ

近日は御遠々敷奉レ存候。扨兼定御刀幷眞介村正暫拜借奉レ希候。近夕月光無類にて今夕共は御閑暇に候へば御光駕可レ被ニ成下ー候。此段拜呈仕候。以上。

十八日　小楠拜

千左衞門様

（彌富熊太藏）

二五七　彌富千左衞門へ

先夜は誠に亂醉恐入奉レ存候。扨御約束の刀さし出置候間御受取可レ被レ下候。御手入は吳々奉レ希候。此

段迄、餘は拜眉之上を期し申候。以上。

八月十七日　　　　小楠拜

彌富樣

（彌富熊太藏）

二五八　彌富千左衛門へ

昨夕は餘り頂き過ぎ、御不快中無ㇾ心至り御退屈と奉ㇾ存候。御爐開に十錦手さし出し將又水呑吟味仕候處、青ノ方は下津隱居（休也）に遣し申候間あり合さし出申候。此方が青よりも却て上品にて御座候。此段拜呈、申縮候。以上。

十七日　　　　小楠

千左衛門樣

（彌富熊太藏）

二五九　彌富千左衛門へ

長々御不例御見舞も不ㇾ仕、御無禮仕候。近日は漸々御甘快之御樣子、珍重に奉ㇾ存候。然ば椋梨家　三齋

様より拝領之正宗參り誠に驚入申候。一寸懸二御目一申候間暮前迄に御返し可レ被レ下候。此段拜呈仕候。以上。

七　日　　　　小　楠　拜

千　左　衞　門　樣

尙々能々子細に御覽無レ之ては分り不レ申候。河口下ヶ札も正眞之正宗無レ疑と申事に御座候。熊本是迄之目利淸左衞門初末(シマツ)相州と申候由、誠に勿論事是にても知れ申候。河口鑒定後は淸左衞門列も何之申分も無レ之、正宗とは此脇差之樣なものかと申候由、一笑々々。

（彌富熊太藏）

二六〇　彌富千左衞門へ

御內話之一條昨日宮川小源太參り申候間い才咄し合置申候。幸宮川は同姓幷谷田方出入懇意にて得斗呑込、今日中に兩家に參りい才賴み込可レ申候と請合歸り申候。此段拜呈仕候。以上。

八　月　晦　日　　　　小　楠

千　左　衞　門　樣

（彌富熊太藏）

二六一　彌富千左衛門へ

明日より出府（城下に出ること）、十二日之暮に歸り申候間、今日一日之事に迫り申候。竹部（横井牛右衛門）同姓參り居申候間、御多用にも可レ有二御座一候へ共只今より御光駕可レ被レ下候。已上。

八日　　　　横井

彌富様

（彌富熊太藏）

二六二　彌富千左衛門へ

昨夜は大慶仕候。扨甚御難題に奉レ存候へ共金五兩預（紙幣のこと）に御替へ被二成下一候様奉レ希候。又此品如何に御座候へ共若御袋様御見舞にさし出申候。此段迄拜呈仕候。以上。

十七日　　　　小楠

千左衛門様

（彌富熊太藏）

二六三　彌富千左衛門へ

先日は目出度、御安心と奉レ存候。扨大玄(矢野)よりさし出候刀同人よりい才承り、明日熊本にさし出窓明ケさせ候筈にて、暫御返し可レ被レ下候。小拙も久病、寸斗快無二御座一打臥勝に罷在候。夫故御無禮仕候。此段迄拜呈申縮候。以上。

十一月二日　　小楠　拜

千左衛門様

(彌富熊太藏)

二六四　湯地丈右衛門へ

湯地名は惟永、時習館授讀師であつた。小楠の友人で元田六友(米田・下津・小楠・荻・湯地・道家)歌に「湯子純乎眞君子」とある。
本書及び左記七通の年月は詳かでないがいづれも安政以前のものらしい。

不怪暑にて御座候。今朝は泰吉(内藤)罷出次郎事相願、忝御座候。四郎先同道さし出申候間呉々宜敷奉レ願候。是迄心得悪敷候に付ては内輪秋堤(寺倉)申談勘考申付置、宿歸りも成り不レ申は勿論外出も一切さし留置申、御宅にても今暫之處は閉居御申付之方可レ然奉レ存候。

小法主ながら中々曲物にて御座候へ共、御庇にて本心發見いたし候へば一人才と相成可ㇾ申、此段拜呈仕候。以上。

七月十一日　　　　　　　　　　　　　　横　平　拜

湯　地　様

二六五　湯地丈右衞門へ

忝拜見仕候。中々著さ凌兼申候。扨何寄之一臺被ㇾ贈下ㇾ不ㇾ淺忝々、早速家内打寄一酌可ㇾ仕候。然し御心遣に相成痛入奉ㇾ存候。此段拜復仕候。以上。

七月十三日　　　　　　　　　　　　　　平　四　郎

尉（マヽ）右衞門様

尚々次郎法主如何罷在申候哉。中々曲者、御難題のことゝ心痛に奉ㇾ存候。何も拜顏之上と期申候。以上。

二六六　湯地丈右衞門へ

拜呈仕候。尊家結構御同慶に奉ㇾ存候。明日は私方にて離杯仕筈に及ニ約束ー申候間、どふぞ御操合御支無ニ御座ー候はゞ御來臨被ㇾ下度奉ㇾ存候。七ツ半比(午後五時)よりと申談置候。此段拜呈仕候。以上。

四月十五日　　平四郎

尉右衛門様

二六七　湯地丈右衛門へ

強雨に相成申候。近日些御不鹽梅之由、如何と奉ㇾ存候。扨先頃來御咄合之江戸連中一件津田初一(山三郎)ト通り咄申候處存外氣遣之程には相成不ㇾ申、先都合宜敷大に安心仕候。實に深く案労仕候處右之通りにて甚以悦申候。乍ㇾ去何とやらん意味違之處は相見申候へ共夫は追々御咄合可ㇾ申、此段一寸得ニ御心得ー度拜呈仕候。い才は懸ニ御目ニ可ニ申述ー候。以上。

六月七日　　平四郎

丈右衛門様

尚々右之通にて御座候へば大安心にて、大悦此事に奉ㇾ存候。此上は漸々講習彌以自家誠意之工夫第一と奉ㇾ存候。以上。

二六八　湯地丈右衛門へ

御安康奉レ賀候。然ば薩州鮫嶋正介と申候人相見へ暫到留に相成、今夕は貴亭に參堂いたし寛々御咄申度との事に御座候。御支之有無一寸御書入被二仰知一被レ下度候。以上。

十二月三日　　平四郎

尉右衛門様

二六九　湯地丈右衛門へ

先夜は大慶に奉レ存候。扨廿日には二ノ丸(長岡監物)に出浮申筈に約束仕、小生より御通路可レ申との事に御座候。無二御支一ば日入前より御出浮可レ被レ成奉レ存候。此段拜呈仕候。以上。

六月十六日　　平四郎

尉右衛門様

二七〇　湯地丈右衛門へ

拜呈仕候。先夜は大慶仕候。餘り長座にて殊に御不快之御中如何被レ成二御座一候哉と想像仕候。然ば昨日

監物殿より笠隼太被差越、彼方家來若者共重々起り立罷在候に付御難題に被存候へ共何も貴亭に被差出候問御世話被下候樣、小生より相願呉候樣との事に御座候。於彼方は是迄可然師匠と申候ても無御座我儘におひ立罷在り、此節何も重々起り立大切之折柄に御座候間御不快いまだ御全快と申にては無御座候へ共御助力被成候樣に有御座度於小生奉願候事に御座候。尤昼中は何も稽古に參り申候間夜分に御會業に罷出候心得に御座候。御許容に相成候へば隼太同道にて何も罷出可奉願、先小生より御樣子奉伺、就ては外にも御相談之筋御座候へ共是は懸御目候上にて拜話可仕、さし急ぎ此段拜呈仕候。以上。

後二月五日　　　　平四郎

丈右衛門樣

二七一　湯地丈右衛門へ

緒方熊十參り御附屬之貴書忝拜見仕候。愈御安康に被成御起居、珍重に奉存候。然ば引移りの節は遠方御見送り被成下、忝々奉存候。熊十事に付ては縷々被仰越候趣御多念之至りに奉存候。勿論何之存念も無之幾重にも御世話被成下候樣於私重々奉願、將又田浦武膳・野村循事に付て助兵衛紙面迄御遣し被下是又承知仕候。然處此兩人は些存念有之、當月末德富太多助拙宅迄參り申筈に御座候間

得斗太多助え申談じ、有無相決し申筈に御座候間左樣御承知可レ被レ下候。此段拜復迄仕候。以上。

五月廿五日　　横井平四郎

湯地丈右衛門樣

尙々御端書之趣忝々奉レ存候。家内何も宜敷御禮申上候樣申出候。將又田浦紙面は返上仕候。以上。

（以上湯地宛書簡八通横井時靖藏寫本）

二七二　荻角兵衛へ

拜啓彌御淸祥可レ被レ成ニ御座一、奉レ賀候。兼て御談合申上候儀に付て一層御協議申上度奉レ存候間萬障御差操直々に御鳳來奉ニ待上一候。委細は拜顏可ニ申述一候。頓首。

二月廿日　　横井平四郎拜

荻角兵衛樣

（古城貞吉藏）

二七三　荻角兵衛へ

尙々茂次郎歸省申越候へば人物見落申候。以上。

拜見仕候。被二仰下一候趣夫々承知仕候。明夕古城に出浮可レ申候。扨柳井歸省にて御相談有レ之候由、右歸省に付ては今夕咄合仕候筋御座候間所存のまゝ得二貴意一申候。茂次郎より歸省可レ致旨申越候はゞ當然之事にて御座候へ共、自然茂次郎より歸省には及不レ申と申越候へば此儘罷在候方可レ然奉レ存候。何樣大變にて一藩人心動搖之時節新次郎歸省と申ては此節政事方御免に付平生を失候樣にも相成、茂次郎心には必ず／＼歸省不レ致樣に申越候と奉レ存候。此折柄は兎角に平生無事則物情を鎭候手段可レ有レ之奉レ存候。乍レ然新次郎より相談不レ仕候はゞ歸省いたすも不レ致も共了簡次第に候へ共、御相談仕候はゞ前條通、茂次郎より歸省不レ致樣申越候はゞ共通に心得候方重々可レ然奉レ存候。此段心付申候間拜呈仕候。已上。

九月廿日　平四郎

角兵衞樣

（齋藤清房藏）

二七四　荻角兵衞へ

不二相替一烈暑にて暮し兼申候。愈ゝ御安康奉レ賀候。扨拜借仕候貳百目刀うれ申候間上納仕候。長々及二延引一恐入奉レ存候。御庇にて押移り忝候。拜顏之上萬々可レ奉レ謝候。猶又奉レ願置候刀御渡可レ被レ下候。と

ざ・切羽・羽バキ代定て御取替被レ成置レ候と奉レ存候、御書入被レ仰知レ可レ被レ下候。

下津隠居大病之由如何之容體に御座候哉、無レ心許レ奉レ存候。此節は是非快復に相成候樣祈申候。遠方にて見舞も出來不レ申案労仕候。容體御書入被レ仰知レ可レ被レ下候。

御番頭引入どふか御留に相成候と承申候。無異に治り申たる哉、何分程能落着仕かしと奉レ存候。不レ遠出府可レ仕、其節參上萬々可レ申上レ候。以上。

七月十四日　　　　　　　　平四郎

角兵衛樣

（荻昌道藏荻文書「書簡六十二通」）

二七五　元田永孚へ

先日は遠路御光駕被レ成下レ忝々、久振に得レ高話レ大慶此事に御座候。其砌御入れ物返上仕候。且又御約東之村醪さし出申候、御笑留可レ被レ下候。此段まで拜呈仕候。以上。

九月廿七日　　　　　　　　小楠拜

茶陽賢兄

二七六　元田永孚へ

昨日は御書狀忝拜見仕候。先以政府御都合恐悦千萬に奉ㇾ存候。左馬助(米田)殿甚感心之至り、是よりは彌響出で可ㇾ申、深依賴仕候。兩貴公子(護久・護美)如ㇾ此根本御確立之上は是迄之習染は自然に消解疑無ㇾ之、何樣一新之基本相立、躍雀仕候。四五日以前よりショウレヲ邪發起、腹痛甚敷今以横臥出來不ㇾ申、食も甚乏敷漸く湯の子迄僅に給居候處、今朝は大分快く覺え再タタキ(二杯)を二膳給申位に相成申候。此分にては四五日中には起き上り可ㇾ申候。少も御氣遣被ㇾ下間敷候。先拜復迄仕、餘は大略仕候。以上。

七月十八日　　小楠拜

茶陽賢契

御別紙委細拜誦仕候。一々御尤千萬至當之御所置と御同意仕候。何も外に愚存無㆓御座㆒候事。

二七七　元田永孚へ

秋冷御同慶に奉ㇾ存候。勝先生紙面等は定て御差出に相成候事と奉ㇾ存候。紙面の趣に候得ば越は勿論幕庭にも大分趣向打替り候模樣に相聞へ、謀らずして　御國議と一致いたし恐悦に奉ㇾ存候。此上は

良之助様御乘出しの一段に大關係仕候。惣て高貴相手之判決はいかに重役たり共臣下として出來兼候得ば千々萬々御出方被ㇾ遊御事に奉ㇾ存候。惣て長州も薩へ申入　御國へ依賴之一條も有ㇾ之、近年來之大火事は　御國より取り消し、遂に太平の治本も　御國より取り立候大機會全く今日かと奉ㇾ存候、如何々々。

御國議相決し候上は早速薩へは御使者被ㇾ差立、十分之論決に相成り度奉ㇾ存候。此御使者は尤御人撰第一に奉ㇾ存候。

勝先生紙面等の寫拜領仕度、急に返事仕、小拙丈之存意申遣候筈に御座候。尤　御國議等内密の事は何もさし扣申候。此段拜呈何も大略仕候。以上。

七月廿四日　　　　　　　　　　小楠拜

茶陽先生

尙々新堀病氣は彌以宜敷相聞へ候哉、甚氣遣仕候。小拙も一兩日は大に廿快、殆平生通りに至り申候。御閑暇も候へば御來駕奉ㇾ待候。以上。

二七八　元田永孚へ

去十五日之芳書忝拜誦仕候。件々被ㇾ仰下ㇾ之次第夫々拜承仕候。即今之成り行先一幕相濟み爲(タル)ㇾ申と奉ㇾ

存候。

京師山田(五次郎)書狀御一見と奉レ存候。就ては社中より申越候箸之話合も宮川列より御承知と奉レ存候。道家(角左衛門)御講習之御書附寬りと拜見仕候。聊異議無二御座一候。何分底心合點致し候樣重々相祈申候。即今一人之人物此上見識進步仕候へば誠に國家之御寶物に御座候。先此段迄拜復仕候。小春之晴暉沼山風光よろしく、御來臨萬々奉レ待候。頓首。

九月廿五日　　小楠　拜

茶陽先生

尙々御端書之趣御多念に奉レ存候。呉々もよろしく御傳致奉レ希候。以上。

二七九　元田永孚へ

昨日は御書狀被二成下一忝拜見仕候。縷々被二仰下一候次第夫々拜承仕候。二ノ丸一條(米田)之儀餘り御多念之至、却て痛入奉レ存候。父子此處了解に相成候へば重々珍重至極と奉レ存候。此上御配意呉々所レ希に御座候。御國論相立兼、扨々笑止千萬に奉レ存候。昨夕は津田(山三郎)久し振りに寬々話合、小生丈は盡し申候。大抵は合點いたし候樣に御座候。尙得斗御話合可レ被レ成奉レ存候。

道家御話合一兩度位にては解し申間敷、是は此人之病にて、此上追々御話合に相成候へば自然とぬしが

了解に相成申候間、ぬけ無く御申談可レ被レ成候。
越に遣し候書附是は極々大急に相認、誠に疎漏に御座候。津田へも見せ得斗詁合、津田持參越へも參り候筈に申談候。（米田家）米家へ御見せ被レ下度との儀小生よりも其通りにて、（護美）良公子へも奉レ入二御内覽一心得に御座候。此節之折柄越へは申遣、御國には沙汰無しにいたし候にては相成不レ申候。是迄も其心得にて越への申遣し事は必米家に差出候次第に候へば小生よりも米家に出し候は内達之心得に罷在候。此御心得にてよろしく御取り計可レ被レ下候。先此段迄拜復、餘は草縷申縮候。頓首。

十二月六日　小楠拜

茶陽先生

橋公御誠意御培養第一義
征長御解放し列侯の言御聞取に不レ及
件々の御非政御手切にて御改正
兵庫開港御手許にて被レ發候様
皇國一致の海軍

二八〇　元田永孚へ

忝々拜見仕候。先以一昨日之御黜陟官府一致之御趣向殊に御三殿御一致大政府も同樣恐悅無レ限之至に奉レ存候。縷々被ニ仰下一候通りとても此面々にて持屆候筋にては無レ之、先きの處は兎もあれ今日之勢誠に難レ有次第に奉レ存候。將又郡勘監察御黜陟可レ有レ之段、是にて格別人心も大動可レ仕候。同社其人物無レ之儀は誠に恥入申候。牛島五一郎儀は御注文に相當いたし候人物、外に比類は有ニ御座一間敷、昨年小拙御家老衆應接之時も撰擧いたし候。此人御目附被ニ　仰付一、御試被レ遊度、良公子は定て御承知と奉レ存候。御奉行被ニ　仰付一候ては道家以上に上り可レ申候。此段は左馬介殿へ言上可レ被レ下候。其外吉村(嘉膳太)人物御目附には十分と奉レ存候。此人物は其毛色惡しく候へ共胸中は外々よりは一段明く有レ之候。然し一トと通りにて見へ兼候。能々御吟味可レ被レ成候。先此段迄拜復、申縮候。以上。

十一月二日　　　　　　小楠拜

茶陽先生

尙々新堀不鹽梅甚氣遣申候、何分養生祈申候。小拙も近來は些不鹽梅にて專養生にうち懸申候。長崎より附方參り、一兩日よりは其手當に取り懸り申筈に御座候。四五日中御來駕可レ被レ下段、自由にて御咄しは出來申候。とても御面話にて無レ之ては心中盡しがたく、何分御待申候。以上。

二八一　元田永孚へ

御念書忝々拜誦仕候。先日は久々得二寬話一大慶仕候。扨一件二の丸（米田）に御咄し合に相成、深同意被レ致候段重々大慶に奉レ存候。正二風俗一一條縷々被二仰下一、夫々敬承仕候。先頃は得二貴意一候通り一等引き下げ、方今之勢に就き他の目的明に行候上風俗正敷相成候事と及二御咄合一候得共、原頭より論じ來候へば一々如二來喩一一身修養より推し及候筋にて、堯典に所レ謂克明二俊德一以親二九族一九族昭明協和二萬邦一云々二帝之治化此外に無レ之、此一條大夫（米田）父子深く了會被レ致候へば其他は氷融之勢と奉レ存候。唯々可レ恐は當路之諸君子書物說と迂濶に被二心得一候は必定にて、大夫父子十二分之了解十二分之明辨無レ之ては空論に落可レ申、此處能々御勘考可レ被レ成候。七條之内に信賞必罰を加候へば可レ然か。先頃は舉レ賢退二不肖一に附候御咄し合にて候へ共尙考候事に御座候。

御狩場の條御郡代申出之通りにては重々恐悅奉レ存候。然し尙小前の處監察より聞方致候樣に有二御座一度奉レ存候。

京師の次第被二仰下一、思召重々御尤に奉レ存候。彌以　幕威御張立と被レ存、誠に慨嘆の至に候。薩の事德富太多助より承り、定て同人罷出も可レ致哉、御聞取の上二の丸へ御達可レ然奉レ存候。流石大隅君（久光）非常之人才には相違無レ之、可レ恐は天地の大道承知無レ之、事爲之末のみに馳られ殘念々々。此段迄奉復、餘は付二後日一申候。頓首拜。

十一月十日　　　　小楠　拜

尙々御改作拜見、別段に覺申候。小拙も內藤まで少々愚案咄し置、定て御承知可ㇾ被ㇾ下候。不備。

茶陽先生

（以上元田への書簡七通元田竹彥藏）

二八二　橫井牛右衞門へ

返々さし上置候盃御不用に候へば御返し被ㇾ下度奉ㇾ存候。以上。

先日は忝候。病中不興之至り失禮仕候。扨焇石御心配被ㇾ成下、最早御手に入候と奉ㇾ存候。此者に御渡被ㇾ下度奉ㇾ願候。寸斗快く無ㇾ御座、一日も早く藥用仕度奉ㇾ存候。廟堂御一新恐悅に奉ㇾ存候。いまだ委細承り不ㇾ申候。何（イヅレ）に此節は十分之御基本相立候御事に奉ㇾ存候。此段迄早略仕候。以上。

十一月四日　　小楠

牛右衞門樣

（橫井時靖藏）

二八三　橫井久右衞門へ

拜呈仕候。先夜は大慶に奉ㇾ存候。竹部御物頭(横井牛右衛門)珍重に奉ㇾ存候。扨先日略得ニ貴意ー置候友岡熊事女(眞)をき候儀頻に叔母より相談いたし、幸相應之者有ㇾ之由にて一日も早く御相談相濟候へば都合宜しきとの事に御座候。此儀は既に一昨年御相談仕置候事にて此一條は相許し不ㇾ申ては難ㇾ叶、左候へば給銀等は一切熊よりかせぎ出し、彌三よりは食せ候迄にてよろしく、屋敷も只今之處に少々取り繕候迄にて是も彌三難題には相成不ㇾ申候との事に叔母より相談仕候。右之通りにて何分彌三手許に可ㇾ然御相談被ニ成下ー、よろしく御取計可ㇾ被ㇾ下候。尤外出之儀は堅禁制にて、叔母にも重々申置候。廿八日にも懸ニ御目ー可ㇾ申候へ共、醉にては何も御咄合出來不ㇾ申候付此段拜呈仕候。已上。

三月廿六日　　平　四　郎

久右衛門様

（横井時次藏）

二八四　嘉悅氏房へ

拜呈仕候。先以頃日は參堂過分之御馳走被ㇾ下厚忝々拜謝難ニ申盡ー奉ㇾ存候。痛飲留連近來無ㇾ之大慶、奉ㇾ始ニ御母堂様ー皆様に吳々可ㇾ然御禮奉ㇾ希候。隨て衣類此者に御渡可ㇾ被ㇾ下、何も近日御來臨重々奉ㇾ待候。此段迄拜呈仕候。以上。

三月十二日　横井

嘉悦　様

（嘉悦博矩藏）

二八五　矢島源助へ

源助の父は安政二年六月死去したから、その以前のものたるには間違ない。

爾來は書狀も進不ㇾ申御無音に押移申候。先々御無事珍重之至に御座候。扨御令妹御病氣此比重々敷段承り、何角御心配之御事と察入申候。（寺倉）秋堤參候事にて無ㇾ程甘快に被ㇾ趣候事と存申候。被㆓打續㆒御病人別て御心痛之至、御大人樣御氣遣一入之御事、萬端御心配と存候。此許にて兩三輩近日御見舞に打立罷在、然し小生久々不鹽梅にて今少保養元氣平復之上と存居候へば何に當月末・來月初にも參堂可ㇾ致、尙又其節は便義に可㆓申述㆒、先御見舞迄申縮候。以上。

六月十六日　平四郎

源助　様

（紫藤章藏）

二八六　竹崎律次郎へ

先日は寛りと得二拜話一大慶之至に御座候。扨急に及二御相談一度儀御座候間、遠方御苦勞に御座候へ共御出被レ下度一重に相願申候。此段迄拜呈、餘は懸二御目一萬々可二申述一候。以上。

後五月十三日　　　　平　四　郎

律　次　郎　様

二八七　竹崎律次郎へ

忝々致二拜見一候。頃日は忝候。其後御不快之由さぞ／＼御難儀と存申候、最早御壯快珍重に御座候。扨津勢（小楠夫人）事にとりて御申越忝候。共以來よ程心を用候方には相成候へ共、全體條理に暗く共上是迄之習氣に拘り候事とて寸斗手を付候筋見へ兼申候。是より申聞度候へ共夫は却て宜しく無レ之、先何とも噺合不レ申候。何れ近日には少々甘き可レ申候。夫を相待申候。源介（源助、つせの兄）も近日に參り可レ申候。此節は寛りと噺合可レ申候。內藤（泰吉）歸候て源もよ程省悟いたし候趣に相聞へ、悦申候。此段迄略復申候。以上。

後五月十七日　　　　平　四　郎

律　次　郎　様

尙々折節河瀨(典次)・野田敬參り及ニ合戰一、夫故略復申候。以上。

二八八　竹崎律次郎へ

御紙面忝々致ニ拜見一候。愈御安康珍重之至に御座候。扨御見舞として玉子・そばのこ被ニ贈下一、忝々拜受申候。

源介方一條御心配に相成申候。先日忠左衛門(源助の父)參り得斗咄合申候、是も合點いたし申候。何に爺後御出之上萬々可ニ申述一、此段略復申縮候。已上。

七月七日　　平　四　郎

律　次　郎　様

二八九　竹崎律次郎へ

扶持方御配慮に相成忝存申候。扨德太一條、牛右衛門手許表向は何之子細も無ニ御座一候へ共、いまだ內心些さし障申候。是はとても急には解申間敷、何に近日都合可レ有ニ御座一事に見込申候。

「ヒストン」大之方一包御送り被レ下度、一日も急ぎ申候間幸便次第に御遣し被レ下候様相願申候。

二三日中には大方御出も可レ有ニ御座一、御待申候。此段拜復申縮候。

十二月廿一日　　平四郎

律次郎様

二九〇　竹崎律次郎へ

忝々拜見いたし候。頃日は久振に寛りと得二高話一大慶之至に御座候。扨扶持方御世話に相成申候。家内銅山見物之儀忝候。然處何角さし支近日に打立は出來不レ申候、何に十五日後には出懸可レ申候。其節は御通路に及可レ申、何に近日に御出方可レ被レ下候。此段拜復申縮候。以上。

四月五日　　横平拜

竹崎兄

二九一　竹崎律次郎へ

先日來は忝候。いまだ熊本御到留と存候。扨病氣寸斗快無二御座一候。今日はさして見候處大分之疼痛にて、とても行れ候事と被レ存不レ申候。因て長崎行一日も早く打立候筈に家内申談候處何れも同意にて心決いたし候間甚以心外に存候へ共御うち立被レ下候樣萬々御賴申候。尤一日も早き方可レ然存候間願すみ次第年内よりも出懸申度存申候。おつせ一人つれ申筈に相談相決申候。

一　願之義は牛右衛門に御相談被レ下、同人より可レ然世話いたし呉候樣御咄し合可レ被レ下候。
一　御噂も御座候通り船にて下り、河尻より本船に乘り替へ申方可レ然候。是等も御世話被レ下度重て御賴申候。先此段極く急ぎ得ニ御意ニ申度、早々申縮候。以上。

十二月十三日　　小楠

竹崎君

尙々御出懸被レ賴にては何程可レ有ニ御座ニ哉、村上迄社中より內意申候へば直にすみ候事かと存候。以上。

（以上竹崎への書簡六通竹崎律次郞藏）

二九二　竹崎律次郞・矢島源助・德富太多助へ

鮫島咄し新堀にて今日は幕申筈に御座候。段々咄合重り候間夕方七ツ半比（午後五時）より三賢御出方可レ有レ之候。

平四郞

律次郞樣
源介樣
太多助樣

（德富蘇峯藏）

二九三　河瀬典次へ

河瀬は小楠の門下でもあり相婿でもあつた。小楠に調法がられて恰も腰巾着のやうに小楠に随從してその面倒を見、家事向の世話をもなした。諸方に官遊したが、歸郷後産業の開發に盡力す。

小楠より河瀬典次への受取書（河瀬三平藏）

一米拾九石五斗
　代三貫九百七拾九匁五分九厘
右之内
夏已來拜借御難題に相成居候分と種々之品拜領いたし候代
合貳貫四百六拾八匁三分六厘
右之通御差引被レ下、殘
壹貫五百拾壹匁貳分三厘
今日御持せ被レ下、相改慥に受取候、先今日は御受取迄。早々以上。
　十二月五日　横　井
河　瀬　様

尙々炭何俵か御難題に相成候は御附ヶ落しかと奉レ存候。其内御しらべ可レ被レ下、御算用可レ仕奉レ存候。以上。

（河瀬三平藏）

二九四　竹崎新次郎へ

名は政長、小楠門下生。父死せし時彼は三歳であつたので、律次郎木下家より入つて家を嗣ぎ新次郎の養父となつた。

愈御安康珍重之至に御座候。先日は御養父（律次郎）様御不快之段、最早御全快と悅申候。扨扶持方何角不足いたし申候間どふぞ四俵急に出し候樣、御世話被レ下度吳々御願申上候。此段迄拜呈申候。

九月廿九日　橫井平四郎

竹崎新次郎樣

（竹崎律次藏）

二九五　竹崎新次郎へ

一書致二拜呈一候。先日は忙敷內ながら懸二御目一大慶いたし候。中山一件さぞ〳〵御心配と存申候。どふなりこふなりあり付の由御互に安心之事に御座候。扨墓所花立盆前に替へ申筈に御座候處此許にて一

切竹無レ之迷惑いたし候間、近比乍ニ御難題一別紙之通り御世話被レ下、來月十日比迄御遣し被レ下候樣呉々御賴申候。代銭は御取り替へ被レ下、追て致ニ返上一可レ申候。何分宜敷樣萬々相願申候。此段相願申上度、早々如レ此御座候。已上。

六月廿六日　平四郎

新次郎樣

註文

一　墓十三ヶ所　花立貳十六本

竹のまわり大抵並尺にて五寸六寸位か、かね(曲カ)にして宜しく、勿論本すへ(末)有レ之候へば大小は少も不レ苦、程能御見繕ひ御作らせ御送り被レ下候樣呉々御賴申候事。

六月廿六日　橫井

竹崎君

(竹崎政雄藏)

二九六　德富熊太郎へ

愈御安康奉レ賀候。然ば齋藤理喜次跡養子最早夫々片付爲(タル)レ申にて可レ有ニ御座一候へ共、以後尙又考付候

義御座候間不㆑顧㆑憚得㆓貴意㆒申候。追々御咄合仕候通彼方家女より齋藤周助を聟養子に取組呉候樣申出之趣一ト通りは尤之義に相聞候へ共、一旦亀は妻に相成、今更其弟に取組候へば是は倫理之大亂と申ものにて如何に理喜次遺言といたし候ても決して相成不㆑申義と奉㆑存候。且又玄十郎養子之義是は德左衞門嫡嗣之事に候、宗家とは乍㆑申我家を捨て丶彼方を相續いたし候事何程に可㆑有㆓御座㆒候哉。德左衞門了簡宗家を相立候本意に御座候へば周助を遣候義當然と被㆑存候。左候へば前條之通り聟養子之取組はさし置候て他より妻對仕らせ、家女は他に緣付いたし候か又は此儘にて居候とも其身之望に任せ、終身之事德左衞門より引取世話いたし可㆑申候。其義は德左衞門より私え咄合仕義も御座候。乍㆑然家女了簡是非共自身に聟養子之念願に御座候へばとても周助は相成不㆑申、他家より呼迎へ可㆑申と存候。所詮之處家女を相立外家より聟養子仕候か、周助を養子に仕り家女は一生德左衞門引取り養育いたし候かの兩條之筋に落着可㆑仕重々當然と奉㆑存候。此趣御同意に御座候へば御互組合中御咄合之上彼方緣家中に御相談被㆓成下㆒候樣奉㆑存候。必多物（ヒタモノ）理喜次病死迄も延引に相成、御互組合中にも相濟不㆑申候間愚存之趣得㆓貴意㆒申候。右迄拜呈仕候。已上。

横井平四郎

德富熊太郎樣

尙々理喜次緣家中にては山田延壽家女聟養子之存念に居候由、是は誰ぞ罷越候て決して相成不㆑申

段得斗熟談仕候方可ㇾ然奉ㇾ存候。夫迄延壽間入不ㇾ申候へば徳左衞門同姓之筋を以て取り切り候て、前條之兩條に落着仕可ㇾ然奉ㇾ存候。此趣も心付申候間得ニ貴意一申候。已上。

（徳富蘇峯藏）

二九七　伊藤莊左衞門へ

新春之御賀目出度申納候。御全家愈御平安珍重之御事に御座候。扨四郎彥事去冬より大分志相立、修行工夫切實に相見え甚以大慶に存申候。只今通修行相續き申候へば當年中には嚴斗相進可ㇾ申存申候。因て當年は大事之年に御座候間可成丈御配意に被ㇾ及、出府さし支無ㇾ之樣御世話被ㇾ下候樣吳々存申候。此段拜呈申遣度如ㇾ此御座候。以上。

正　月　二　日　　　平　四　郎

莊　左　衞　門　樣

尙々此節は大勢出浮御世話と存申候、吳々宜敷御配意御賴候。以上。

（出田保雄藏）

二九八　伊藤莊左衞門へ

一書致ニ拜呈一候。時下御安康珍重之至に御座候。先以　御慈母様久々之御病氣追々に承り、何角御心痛萬端想像いたし申候。近日熊太郎(德富)紙面にて大分御甘快に被レ趣候由目出度御競にて可レ有レ之、申迄も無レ之候へ共御老年之御病氣に御座候へばとても急速には御平復は出來申間敷、何分漸々寛々に御甘快に趣き可レ申、呉々御氣長く御競御看病可レ有レ之存申候。四郎弟もさしはまり看病の由當然とは乍レ申珍重に存悦入申候。よろしく御致聲可レ被レ下候。御見舞爲レ可ニ申述一如レ此に御座候。餘は一切略申候。以上。

六月十一日　横井平四郎

伊藤莊左衛門様

(山下昇一藏)

二九九　伊藤莊左衛門へ

令弟出府に因て御紙面被レ下忝々致ニ拜見一候。御全家御清福、貴公御替り無ニ御座一旨珍重之至に御座候。當春は暫御出府も可レ有ニ御座一段先達純三郎(江口)より承り相樂居候處其儀出來不レ申、去とは殘念に存候へ共如ニ來喩一人事天命之所レ爲不レ可レ强事に御座候。然るに學は人事日用之上に有レ之、於レ是平生之心を失ひ候へば所レ謂是無用之俗學にて我輩講學之本意忽に地を拂候間重々此處に於て勉勵を加へ、我丈之實意を盡し怠らず倦まず益精神を愛養し心懸參り候を實に聖賢之道を學び候者とは可レ申候。扨其勉め

參り候上にても此心之起りに因て一家之和不和に相成事にて候へば兎角恩愛之心を本とし義理づめに無レ之樣大切之要領にて御座候。朱子寛之字を被レ說候に寛は事筋之內なりと在る事にては無レ之、此心之迫切に無レ之人の非を責めざる心持と有レ之、重々面白く覺申候。人之非を責ず迫切ならざる心にて候へば事柄は如何に嚴重に參り候ても人心之受は極てよろしきものと被レ存候。是等は德富と御講習候て可レ然存候。兎角道は日用人事之上に御座候へば處し難き所や苦しき場所に於て尤是三者反覆いたし、本然之心に本き人欲氣質之私に克候へば寛々に雲霧を披き青天を見る如の心に相成、後悔も無二御座一、却て樂地之味も生じ可レ申候。此外不レ及二多言一、早々申縮候。何樣當春中には四五日にても御出府候へかしと祈申候。此段及二御報一候。以上。

二月十一日　　横井平四郎

伊藤莊左衛門樣

（川俣和三藏）

三〇〇　伊藤莊左衛門へ

御紙面忝々致二拜見一候。時節愈御安全珍重之至に御座候。然ば一封並鹽鮑・山いも被二贈下一忝々拜受いたし申候。每々被レ懸二御心一珍重之至に御座候。當冬は米錢之苦御のがれに相成候段安樂國之情境察入

申候。本領工夫一條重々御同意に御座候。兎角日用應接之處置を失候故正大之氣象を得不ㇾ申、是に力を不ㇾ用して洒々落々之工夫迄をいたし候て如何其功を得可ㇾ申哉、無理成る筋にて御座候。
正月中旬は武器見分有ㇾ之筈に付廿日前後にも相濟候へば御許に出懸可ㇾ申候。然し丈夫には難ㇾ申、何に十四五日比には好便可ㇾ有ニ御座ㇾ、共節決定は得ニ貴意ㇾ可ㇾ申候。何も來春草々可ニ申述ㇾ、先拜復迄早略申縮候。以上。

十二月十八日　　　　横　平　拜

伊　莊　君

（渡邊季基藏）

三〇一　伊藤莊左衞門へ

四郎弟出府に付て縷々御紙面被ㇾ下、忝々致ニ拜見ㇾ候。御全家御替り無ニ御座ㇾ彌御安康珍重之至に御座候。此許老人初何も無異に罷在候間御懸念被ㇾ下間敷候。頃日は德富久々振に被ㇾ參寛々相咄申候。定ていい才之御咄合御座候と存申候。德富も此節は大に快復にて珍重に御座候。此暑にて御出方出來不ㇾ申段御尤千萬、秋冷に相成候得ば必々御待申候。
鰹のわた被ニ贈下ㇾ別て口物にて夜酒之佳肴大慶に御座候。

當夏は御製酒も好都合と承り悦入り申候。將又御拜借之方も都合宜しく有レ之段珍重に御座候。何分御家政すわり不レ申ては氣遣に存申候。右拜借抔にては大抵落着と存申候。乍レ然萬端御配意御苦勞察入申候。何も秋冷相待寛々拜話樂申候。此段迄申縮候。已上。

六月廿三日　　　　横　平　拜

伊　莊　君

（洪水文庫藏寫本）

三〇二　伊藤莊左衛門へ

御紙面被レ下忝々致二拜見一候。愈御安康珍重之御事に御座候。此許同社中相替不レ申御安意可レ被レ下候。然ば御祝儀として御助力被レ下忝候。然し毎々御難題に相成候事心外に御座候。來春は正月末より御出府之段吳々御待申候。永野（濬平）も一兩日以前より出府にて御座候間則其段申談置申候。其外矢嶋（源助）・竹崎（律次郎）抔同樣にて久振に打集り、寛々及二講習一可レ申相樂申候。吳々御さし支無レ之樣に祈申候。德富も目出度、然し轉居等何角正月中はいそがしく可レ有二御座一候。是は先日寛々咄申候。定て御承知と存申候。

純三郎も正月末には出府之段必御申合御出方可レ被レ下候。何ぞ相替申儀無二御座一候。何に不レ遠懸二御

目一萬々可二申述一候間御報迄、早々申縮候。以上。

十二月廿六日　　平四郎

莊左衞門様

尙々御令弟初其外にも宜しく御傳致可レ給候。先日は源助方にて四郎弟に寬々咄申候。彌以篤志之處肝要に御座候。

（德永）和左衞門妻は居り合可レ申候。何角御世話と存申候。宜しく御傳へ可レ被レ下候。以上。

（長野忠次藏）

三〇三　伊藤莊左衞門へ

一書致二進呈一候。先以　御母堂様御事御養生不レ被レ叶御遠去之段御知せ被レ下、誠に以絕二言語一候次第、御弔儀何とも難二申述一御一家御痛情遠察いたし申候。久々御病氣是迄重々御手を被レ盡候へば最早此上は致方無二御座一候。先御天命と申ものにて責て此處には御安心可レ有二御座一事と存申候。就ては御自病も再發いたし候様に承り、如何之御様子に候哉想像いたし申候。重々御保養專一に御座候間御心を被二取直一御自愛候様奉レ存候。此段御弔儀申述度、何も後便に致二付與一候。頓首。

六月十七日　　横井平四郎

伊藤莊左衛門様

別　啓

御大人様に別に御弔儀不レ申、宜敷被二仰上一可レ被レ下候。當夏は此許一向是迄雨降不レ申候。旱天にて熱氣も强き様に覺申候。其御地何に御同様可レ有二御座一、時分別て御厭ひ御保養大切に御座候間返す〳〵も其御心得呉々祈申候。以上。

（洪水文庫藏寫本）

三〇四　伊藤莊左衛門へ

新春目出度申納候。愈御安康珍重之至に御座候。先以御紙面被レ下忝々拜讀いたし候。年明候ては彌以御精業之段重々珍重之至に御座候。玄十郎事被二召越一、大分打立罷在候旨珍重に御座候。彌以御引立之程幾重にも祈申候。兎角此男程六ケ敷ものは無二御座一候。終始甚勞心いたし候。德左衛門出府參り申候得共丁度布田（竹崎律次郎居村）に參り居逢不レ申候。いまだ到留いたし居候間何に一兩日中には參り可レ申候。左候へば玄十郎事も相談可レ致存居候。德富母大病之段扨々笑止千萬と存申候。どふぞ快氣に相成候へかしと千萬祈申候。奥山（靜叔、醫）に參り都合宜しく大方快方に相成可レ申、將又江口（純三郎）母も大病と承り、丁度一同にて何角痛心察入申候。源助（矢島）母も大病一段はよ程重々敷候處少しは快方に趣き、只今通りに候得ば此節は凌可レ申かと存申候。諸方一同に大病、扨々迷惑成る事に御座候。

此許一體舊冬よりは大分競立、塾中もよ程立志相見悅入申候。當春は一段進步いたし可ㇾ申候。夫のみ志願に御座候。其許御閑暇に相成候はゞ御出府重々待入申候。先拜復迄、何も春長く可ㇾ述候。以上。

正月十二日　横井平四郎

伊藤莊左衛門樣

尙々乍ㇾ末　御大人樣に宜敷被㆓仰上㆒可ㇾ被ㇾ下候。將又御令弟方同樣御賴申候。何も不ㇾ遠懸㆓御目㆒□(不明)々拜話相樂申候。以上。

（洪水文庫寫本）

三〇五　淺田和三郎へ

淺田は久留米の人、後故ありて西村文明と改む。十九歲より小楠の門に入り在學三年に及ぶ。後天草富岡の長崎縣出張所に奉職、歸鄕後は竹野・生羽・三井三郡の扱所長となりしが、四十餘歲にして辭し、晴耕雨讀の境遇に入つた。

濱田藩の兩生本庄君(一郎)に參り居、拙宅にも來訪に相成、歸り申候へば御序にて一書致㆓呈上㆒候。殘暑の砌愈御安康珍重之至に御座候。此許全家さし障無㆓御座㆒無異に暮し居申候間御懸念被ㇾ下間敷候。扨春以來御眼病の御樣子如何に御座候哉、無㆓心許㆒存じ申候。久敷御書狀も參り不ㇾ申定て今以御全快にては有㆓御座㆒間敷甚以想像之至に御座候。此許近來は一兩輩は大分此學に眞實にさしはまり悅申候。乍ㇾ去一體は相替り不ㇾ申候。就ては種々發明の筋も有ㇾ之候へ共書狀にては盡し得られ不ㇾ申候。何分御病氣

快哉の上は御來訪相待申候。餘り御遠々敷、幸便有レ之候へば一筆御見舞迄申進候。何も後雁に付し候。

八月十七日　　　　　　　　　　横井平四郎

淺田和三郎樣

（田中眞太郎藏）

以上三百五通を以て本遺稿篇第三「書簡」の收錄を打切り既に組版し校正をも終了したる後に、編者は更に二通の小楠書簡を見出した。其の一は文久元年六月八日付にて牛井南陽（本篇六二三頁）に寄せたもので、「近頃高吟如何得二三五絕一候内拜呈仕候」と書出して梁瀬題二中川瀬平墓一（本篇八八七頁）・踰二楓峰一用二昨年木嶺詩韻一（本篇八八七頁）・泰安寺（本篇八八八頁）の三首を列記し、其の末に「御一笑々々、近況無レ恙御自愛專一に御座候事」とあるのみのもの。他の一は文久元年十二月五日付にて福井藩江戸詰重役たる酒井外記・中根靱負・酒井十之丞三人宛に贈つたものであるが、これは傳記篇第十二章、五に全文を收めて置いた。若し右二通を本篇「書簡」中に序でるならば、前者は「一一八、城野靜軒へ」の次に、後者は「二二七、十時攝津・立花壹岐へ」の次に載すべきである。

こゝに餘白を得たので右附記する。

勝海舟「小楠遺稿」序文

往歳始與小楠先生相見。一面如舊識。傾心定交。談及海外之事。先生賦詩云。

帝生萬物靈。使之亮天功。所以志趣大。神飛六合中。

僅々廿字足以窺見先生胸呑五洲眼空一世之氣象。此詩存余筐底。墨痕猶新。而冥契既逝。發言莫賞。余亦老矣。今閱遺稿不禁涕之泫然也。因綴數語于卷首以志余感。

廿二年初春

弟子

海舟　勝安芳

第四　詩文

小楠の詩文につきては、傳記篇中彼の文武藝を記した所（第十九章、四）に述べてある。詩はかなり晩年に至るまでのを存するが、文章は之と異なり、純粹の漢文は多く少壯年時代の作で、其の後は概して普通文か候文で達意を主としてゐる。漢文には同志互に批評しあつた結果でもあらう字句の琱琢にまで中々骨折つてある。

（甲）文

一　貞觀治績政要一書可考。而論其最要者。不知在何事。

明君治天下之要唯斷而已矣。苟無斷則雖有知人之明納諫之量。而不能以運其明與量而成萬機之務。其將何由致至治之化哉。語曰爲君難。夫爲君之難莫難於用人。用人之難莫難於任賢不疑。蓋任賢不疑者。知之必明信之必篤。決之高明之見而不惑群言動搖專任之而果於必用。如是者所謂斷也。臣觀貞觀之治績政教及天下幾致刑措。可謂太平矣。所以然者太宗能果用魏徵仁義之說之效也耳。太宗曰惜不令封德彝見之。夫德彝便巧小人其言如可聽。而魏徵所言頗近於迂濶。太宗終不以彼易此者豈非其斷哉。蓋斷者勇也。知人者智也。

智足以知人而勇不足以斷焉則奸邪投其間而聰明掩矣。勢必然也。臣嘗觀漢元帝・唐文宗皆非昏昧暴惡之君。其智足以知君子小人之邪正。而蕭望之・裴度之賢廢而石顯・仇士良之奸用者何也。不斷也耳。夫斷則爲太宗。不斷則爲元帝・文宗。則勇斷之要乎治也。如輪於車如楫於舟。賢才以是擧焉。奸邪以是斥焉。而太平之治職是之由。恭惟我　靈感公中興之盛治教休美。德澤遠及後世而不能忘者豈非任用得其人邪。　公之任堀老也群言沸騰　公皆不問焉。任之益專然後能盡其材。而成寶曆赫々之治。抑亦由決之於　高明之見而不惑群言之勇斷也。夫　公之盛德丕績天下所共仰望。而其所以致之者皆由任賢不疑。則如貞觀之治亦未嘗不本於太宗之勇斷也。雖然斷亦有甚可恐焉。不辨其人之邪正不審其事之可否。一切任之而果於必行。如唐玄宗之於李林甫如宋神宗之於王安石。則由是以招致禍亂。如是者無其明而妄斷者其害甚於不能斷矣。智足以辨邪正而後能斷者是太宗之斷也。貞觀治績之要其在於此也歟。謹對。

二　擇將帥論

一國之治亂繫於相。三軍之勝敗繫於將。將與相治亂勝敗之所繫。擇其人可不愼哉。或曰天下唯病無賢相。相賢邪將亦良。相不賢邪將亦不良。人主唯當擇賢相。則良將可因而得也。予

謂不然。將固繫於相。而國有三軍之命則必委之于將。當是時國之興廢繫於將。相特一閑人已耳。夫將之重如此。其擇之左（尤カ）不可不愼也。擇將與擇相不同。相者天下之所仰以望德澤。雖其才不出群。而公正無私有鎭定物情之量則可矣。將則不然。不必德量雅望。不必廉耻直諒。顧其才何如耳。古之擇將也自非大奸惡如虎豹之暴。苟有一偏所長之才。則擧以帥三軍。蓋將帥之任在於行軍戰鬪。而其他非所管也。故擇將唯取馭三軍之才。而不論他之所長。不唯不論他之所長亦且不問他之所短。不問他之所短者。所以取其一偏之長也。夫其短有可大責者則其長亦必有可大用者矣。魏文侯問吳起於李克。李克曰起貪而好色。然用兵司馬穰苴不能過也。文侯以爲將擊秦拔五城。夫起之貪而好色乃其才之所以大過人。而文侯之以爲將者亦唯捨短取長。蓋百短一長者良將之器也。擇之宜於其短處觀之。彼之短甚乎此邪。此之短甚乎彼邪。其短最甚者其長亦必大。譬之伯樂之相馬如曰是能蹄能齧。能蹄能齧者乃伯樂之所以擇於衆馬中。而天下之駃騠果能蹄能齧之馬也。夫伯樂能相蹄齧之駃。唯明主能擇一長之才。若夫衆御者之所相庸主之所擇則必馴服調良而無力。必廉隅細謹而無才。以馳塹壑則斃以帥三軍則敗。亦何以得千金之貨。戰勝之利歟。或曰捨短取長子之論則然。然良將必出于世族。孫武之後有孫臏。樂毅之子有樂乘。此亦不可以不擇也。曰是世主之所取以爲擇將之術而覆軍喪國其可懼莫甚焉。趙用趙括成長平之敗。秦用王離致鉅鹿之

敗。趙秦之所以用括與離者非以其奢與翦之子。而亦善談兵故邪。夫良將之子讀父之書聽父之言善談兵。自以爲人莫能當。世主不察驟以帥三軍。彼白面子弟何以知馭兵之實。是焉得不覆敗邪。如臏與乘則特偶然已耳。古之擇將不問族類貴賤。雖盜賊亡虜而其才可用則擧以爲將帥。漢高祖之於韓信唐太宗之於李世勣・薛萬徹。或拔之亡虜或擢之盜賊卒伍。馳驅以定天下。如三子亦百短一長之才。而高祖・太宗善捨短取長。則二君亦可謂得擇將之術也。夫文侯者戰國之明君。高祖・太宗創業之英主。而其擇將之道如此。則吾未知捨此而更有他術矣。

（一一橫井時靖藏寫本）

三　與友人論岳忠武書

捧讀大集義正而詞美。今世文士何易見如此者。諸躰中史論尤卓卓無可疑者。但論岳忠武一篇存竊以爲不然。蓋文載道之器。其言不合道則貽禍天下後世不小。況乎以忠武誠忠大節爲不知權者。不唯誣古人。抑於我心毋乃大謬乎。請極言之。忠武班師偃城實出於大義不可已。而平生心事於是乎尤見之也。縱令此時不奉詔班師。而外圖中原。內淸君側如足下之言則是叛臣耳。安有忠武誠忠。而爲叛臣之行。夫忠臣自有忠臣之行必不爲叛臣之行。若夫

必爲叛臣之行而後以爲忠臣。則古今來未見其人也。吾嘗讀史以爲。有叛臣而爲忠臣之行者。未有忠臣而爲叛臣之行者也。郭汾陽權震一時功業出群。而召之未嘗不來。遣之未嘗不去。當此時。上有肅代庸暗。下有盧杞・張延賞大奸。而汾陽去來唯朝廷之命之聽。宗忠簡屢破金虜。金虜庶幾北遁。忠簡恢復期日。請高宗還京者五。而黄伯彥・汪潜善沮之。忠簡終抱恨而死。此二君子以一身任天下之安危而爲奸臣所誤。未嘗反戈而淸君側。則知忠臣必不爲叛臣之行也。夫國事有可以成者。有不可以成者。可成者人而不可成者天也。亂臣要君矯命令四方。我起兵討之灑血禁闕而不顧。如張浚討苗傅。是出於人之亂可以成也。其君昏暗不明爲奸臣所詿誤。反以忠良爲疑。如肅・代・高宗。是出於天之亂不可以成也。蓋忠臣之敬其君。如天之不可犯。是以其昏暗不明雖足以危宗廟覆國家。而我極言諫之而不聽。無復可諫之道則如箕子之爲奴屈子之沒水。寧爲狂與死而不忍犯其君。是人臣之道也。況乎將帥擁强兵據要地。生殺進退之權在我。則崛强跋扈之疑不能免於當世。是以忠臣常抱憂苦感慨不得自明之心。其又奚暇淸君側哉。則如忠武班師實出於不可已之大義也。且夫令忠武外圖中原内淸君側。如足下之言乎。吾未知其果成大功也。蓋此時諸道師先撒(撤カ)。而忠武一軍不奉詔進討金虜。金虜知我情實嚴兵拒之。則不如昔日戰必克攻必取也。進而不能克於外。退而向内。秦賊老猾聲其叛名檄諸道討之。則内外受敵進退維窮。吾知其必敗也。嗚呼其君昏昧奸

邪擅權。而忠臣抱恨於外。其事終不可成。亡國之情何嘗不如是。建武之亂楠中將獻策闕下。爲奸臣所沮以致湊川之死。亦出於不可已也。而天下古今未嘗有一人議中將者。則何獨於忠武容喙於其事哉。夫所貴乎人者忠孝之道。而論人亦當以忠孝之道。今足下論人非忠孝之道。則足下之爲心也惑矣。足下宜反覆深省。存豈翅爲忠武辨之而已哉。傳云。惟善人能受盡言。足下虛心下問故存忘愚妄敢言之。惟足下察其誠擇其言。終有以教之。

（小楠遺稿）

四　明太祖論

有天下之遠慮者建天下之柱礎。必擢天下之材付以天下之重。而後威令行于下衆望歸于上。天下常又安。此豈唯主弱國危時託以鎭定物情。雖治平之日亦固宜然。而況於主弱國危時乎。漢武帝擢霍光於稠人之中屬以天下後世之事。武帝崩國危光能奉幼主平强藩戮亂臣。置天下於泰山之安。夫見武帝之遠慮以熄後患則建文之事。豈可不責太祖哉。懿文太子薨建文帝弱。當此時外有諸王倔强自逞而內無重臣宿望可以倚賴。太祖一瞑目則天下之事未可知也。當時太祖誠能擧天下之材尊以冢宰之位付以宗社之重。則天下之權有所歸而萬民之望屬焉。則太祖雖崩猶在也。設令天下一生禍亂亦不足以定也。燕王雖强何以得

覬覦于其間矣。不然環而視者。豈止一燕王也哉。太祖意諸王親屬也不敢害後嗣。獨可憂者將相大臣之叛耳。苟分其權不歸重於一人則雖彼桀驁之徒焉得謀而反也。於是乎能丞相設府部都察院分理庶政。謂是足以制大臣之專權也。而不知朝權由是輕威令不行天下以致靖難之亂矣。抑夫諸王何親之賴焉。漢七國之反晋八王之亂非其親邪。苟無内重之勢以制御之。則覬覦之憂決眦之變其何代不有。且夫大臣豈盡懷不逞也哉。其反者或出於所迫則有使之者也。太祖誠能以寬大臨之彼皆爲良臣耳。何足慮焉。此其急於所不足慮而忽乎所當大慮以蓄成天下之亂。惡得免其責邪。嗚乎太祖雄才大略以平定天下。及其守成漢唐創業之主或所不及。而後世子孫之慮獨不及武帝者。此非其智慮爲忌刻所掩也邪。

五　劉裕論

從來奸雄謀簒逆。必挾威名而覩人心之向背。向則簒焉背則止焉。未嘗有不出于此術者也。桓温敗秦于藍田不渡灞水。王景略譏之。薛珍勸徑逼長安温不從而還。余始怪之。讀宋書而後有釋然于心者矣。夫秦地躙戎蹄者百年。父老苦腥穢不一日不望衣冠矣。劉裕之入關也歡聲滿巷猶迷兒之逢母。滅人之國戮人之主而人情之歸如是。以此時謀中原物逢其會。天與其成矣。且夫關中華戎雜錯恩威未洽。裕固不可一日去關也。況乎其地接魏界夏二虜之

圖之久矣。而不敢爭者憚裕之英武耳。裕今日去之則二虜明日爭之。秦之有與失在裕之去與不去也。裕之智略豈不知之哉。而決意東還吾知其有他志矣。桓玄篡晉不旋踵而敗。玄之所以敗無威名以壓民心也。則裕之篡逆不敢發者恐爲玄耳。故討秦收威名以謀篡逆亦非有意中原者。其爲術也深且密矣。魏崔浩曰裕克秦而歸必篡其主。按兵息民以觀其變。秦地終爲國家之有。夏王買德曰裕留幼子而歸正欲急成篡事。不暇復以中原爲意也。二國有人能料奸雄之心。而江東無一人料之此晉之所以滅也。夫溫與裕其爲心也一。其爲術也同。而裕則遂志。溫則不遂者何也。溫之時雖晉室衰尚有人足以鎭物情。而民心定矣。當裕之時晉之衰更甚焉且無一人扶持之者。此二人者之所以遂不遂也矣。夫裕之術智固優溫則非襲其故智者。二人之爲術適合符節已耳。豈翅二人而已哉。古今奸雄未嘗有不出于此術者也。余故論之以爲奸雄篡逆之戒。

（四—五横井時靖藏寫本）

六　泰時論

承久之亂後鳥羽上皇之詔至鎌倉。義時召泰時謀之。泰時乃引平相國逆天子之事正臣子之義。勸義時以束身詣闕。而天下無所間然矣。迨源義公脩史亦謂抗王師指斥乘輿者非泰

時之本心。誠不得已也。後世遂罕知泰時之心事者。蓋賊臣。顯行其逆者易見。隱行其志者難知。彼泰時者兇逆浮於義時。而隱賊亦有深於是者也。夫見人嚗然而吼而噬者虎也。能制噬人之虎者狻猊也。有人觸於虎虎將噬焉。而狻猊制之虎不敢噬焉。制而不止焉則狻猊亦將噬虎也。況乎狻猊將噬人。使虎制之則將遷其怒於虎。然則狻猊之暴甚於虎也。彼義時者虎也。泰時者制虎之狻猊也。後鳥羽上皇之觸義時也義時將吼而噬焉。泰時乃以束身詣闕諫之猶狻猊之制虎。而義時不敢噬焉。而泰時遂逞其兇逆。則其吼而噬者。甚於父。況乎泰時挾兇逆之心陷義時于惡名以欲免天下之責者乎。夫束身詣闕者仁人君子之行。而天下之至誠者獨能之。義時之於幕府其不臣如彼。而泰時諫以仁人君子之行事王室。此義時之固所不能行。而泰時豈不知之哉。蓋北條氏之收大權在此一舉。而義時獸心不復顧大義。意泰時之爲心也吾以大義正之則義時獨被惡名天下不復議己也。乃敢以大義要之。陷其父于大惡以收大權竊正名。此其兇逆浮於義時。而隱賊亦有深於此者也。縱令泰時實有束身詣闕之心則是重盛之所以處逆父之心。而諫而不聽則以兵脅義時。令其不得逞兇逆亦臣子處變之道也。泰時不出於此爲之抗王師。舉兵犯闕執三天子遷之窮海鱗介之濱以逞其兇逆。此曹操・司馬昭之所不爲而泰時忍而爲之。謂之非其本心可邪。況乎三天子之崩去義時死在十餘年後。使泰時果有心于王室則何憚不復之京師邪。嗚呼此狻猊之暴甚於虎者昭々

乎明矣。泰時大奸隱賊神人之所不容。而獨免君子之責者何邪。抑義公之不責之而自其心者謂立後嵯峨帝定王室也。夫後嵯峨帝者土御門帝之子。而承久之亂土御門帝獨爲不與謀焉。泰時恐廷臣將立後鳥羽上皇之孫也。於是乎迫立後嵯峨帝是出其恩怨之私。而以之爲天命正理。則桓溫之廢海西公而立會稽王昱亦將爲出天下之正義邪。嗟乎泰時奸賊之尤者。以欺天下之愚夫亦以欺名公巨儒。則知如夫操與昭。未足以比其兇逆隱賊也。

（小楠遺稿）

七　尊氏論

取天下者不在乎戰之必勝而在乎人心之能歸也耳。蓋戰雖百勝一敗則亡。故奸雄之志于天下必視人心之所向。人心向彼則唱于彼。向此則唱于此。務以收攬人心。是以戰雖屢敗而天下之權常歸之。建武之亂新・楠諸將戰屢勝。而尊氏獲其志者抑有故也。蓋建武中興也天下顒然仰新政。然而□□抑將士之賞。益嬖幸之封。而人心背焉。於是乎尊氏割土地兵權授之諸將以收天下之心也。夫尊氏得志也逆。新・楠諸將失志也順。順逆之分天理人心之所向背也。故正成之死義貞之敗天下豈莫不戚然者哉。況乎民之所厭者□□也非王室也。今其所厭者幽矣。不能不復思王室也。則尊氏亦不可復以逆强焉。於是乎立光明帝。以收天下所

向之心矣。魏高歡逐孝武也知天下之不容。乃立孝靜帝以收人心。奸雄之爲術適合符節而耳。若夫尊氏不立光明帝而醍皇據南山新・楠諸將唱大義投之於天下所背之心則尊氏將何術應之余知其必敗也。夫尊氏兵略固非新・楠諸將之敵也。然百敗一勝以取天下者豈非收人心之所致也哉。嗚乎人心者奸雄之所攬以獲志于天下。而豈翅尊氏然也哉。

（横井時靖藏寫本）

八 楠正行論

天下有俗輩之論。泥成敗之迹而不察確然機會之勢。以英雄豪傑深心苦行不痛惜其不幸而視爲尋常忠死節。楠正行四條畷死是也。正行有辭賜宮人之和歌因以定爲多病速死。遂致此俗論。擧天下百世無一人明其深心苦行。則余得置而不辨之哉。蓋中興諸將正成・義貞輩前後死節。四方義氣苶然摧折天命既去不可復爲以彈丸黑子之地當天下。及延元帝崩足利氏以爲天下大定矣。然正行近起畿內。二將連敗京師大震。以謂大亂復發。於是遣師直來侵。夫師直威權重于尊氏・直義而用兵固非兄弟之所企及也。而擧天下兵來寇者是決成敗于一戰也。我避其鋒退守險要。彼必乘勢縱兵窮勦。則國家覆亡將在此時矣。然則血戰奮鬪不得不出于進而死敵之策。夫進而死敵士氣百倍固吞大軍。猶項籍之沈舟而進韓信之

背水而戰。所謂陷死地而後生爭必勝之勢者。奚能莫決勝一戰而不獲師直者哉。既獲師直乘勝襲京尊氏兄弟望風而奔者必矣。進而窮逐之譬如源廷尉於木曾平氏則余知劉尊氏不出十里之外矣。嗚乎恢復之機會在此一戰而以正行神勇奇算誰謂慮不出于此也。正行辭闕言曰非臣獲彼首則授臣首于彼。是其心既有一定之見也。然則和歌何以決死。曰當天下之至難而負中興之大事不決死以任之安能爲守及父遺屬。既守遺屬一心唯在奉公討賊而何必多病速死孑々之行之爲。余嘗謂正成用兵奇正變化固古今一人也。如神卒摧堅疾風乘機。正行特優于乃父。求之他人太類源廷尉也。嗟乎有將如正行皇運衰弱猶可以恢復。而機會不能成終以致死。抑非國家終天之遺憾乎。雖然成敗天也。其死也見乃父于九原告之。正成必曰吾之所屬于汝也。則正行應無遺憾矣。

（小楠著「南朝史稿」附記）

九　豐臣太閤論

其　上

蘇明允論高帝云。定天下之智略不及陳平・張良。而後世子孫之計良・平智之所不及。蓋帝之智明於大而暗於小。其言當矣。吾且以之論豐公。公之跡反於高帝。而吾之論公亦反於明允。

夫揣摩天下之勢計算奇中如小早川隆景・黒田孝高。勇決勁悍前無堅陣如上杉景勝・福島正則。公皆驅馳奔走之以定天下。其雄才大略殆古今一人而止耳。然至天下已定爲後世子孫之計。則反不及加藤清正・片桐且元之智。死骨未冷一敗赤族。蓋公之智明於小而暗於大者至是而後可見也。公之將終也屑屑乎誓約盟書之間而不及乎規畫處置之事何邪。當時列侯將帥皆出於公之家奴卒伍。其平素推恩盡心親如骨肉。蓋其意謂我之於彼如此之厚。則彼之於我當不爲負心事。假令有唱亂者決必不至與之並叛。是公之所賴以爲長城而不及乎規畫處置之事。不知彼之服從於公者土地貨財之利耳。人以土地貨財之利啗於彼。飢附飽颺之徒安保其不欣然從之邪。且織田氏於公也如彼其厚。而公之於織田氏如此其薄。則將帥之不致忠於公者公宜自知之。而晏然倚賴之其亦有智之所不及歟。夫智者之算利害者莫要於善量彼我之勢。吾觀清正・且元之言曰。天下之勢東强而西弱。彼勢日盛而我勢日衰。宜曲意奉之屈節事之。彼百方挑之而我奉事之益固。令彼無一言之可託。徐觀其變以計之。則事或可爲也。天下之至計二將之言盡矣。公不出於此而出於彼。不任清正・且元而任三成・長盛。且令宮闈親幸得專政權。故陷釣餌之計遂自啓釁以取其敗亡者亦有智之所不及歟。昔者信長之謀甲越也啗以甘言效以珍寶惟恐少拂（佛カ）其意。信玄嘗誡勝賴曰信長之事我其謀深矣。吾死汝宜以信長之所事我者事之。庶幾國以無憂矣。嗚乎東西之事殆有似是

者。余因知清正・且元之所算乃天下之至計英雄所見。如合符節。而公慮不及此者非以公之智由明於小而暗於大也邪。

其下

余嘗觀豐公之用兵者非有他謀畧籌策。直乘其勢如江河沛然無之能禦已耳。其最幸者織田右府之斃。而是公之所以展驥足也。故乘其勢北征而柴田氏授首。東伐而北條氏族滅。西討而嶋津氏束手。六十餘州兵鋒之所向如拉朽然。然而於其征韓見略之不至謀之不深事之不成。未足深怪矣。夫取天下之君百戰奮鬬必自任而不使人任之。漢高祖・唐太宗皆自使鋒鏑者不唯一將士之心。亦欲我軍以壓敵氣也。公於東伐西討自任而不任人。是以崛強如彼者皆能鏖之。若夫以此時任人而不自任則吾未知勝敗之所在也。況越萬里之海遠爭人之國。不自任而任人。雖有奮鬬克敵之勢而師無鎭重之威。諸將相忌軍心不一。是以一旦畧之之地又隨而爲敵有。是見其智畧之不至也。夫伐人之國者必先以謀絕外令其失所賴。然後敵可破焉功可成焉。秦之伐齊也使張儀欺懷王絕齊楚之親。邯鄲之役先聲言曰吾攻趙。諸侯敢救者必移兵先擊之。或以利欺之或以勢壓之。是用兵者之所宜先也。韓之爲地與明接壤。則彼請援于明者必矣。請而出師則我以一當二。衆寡之不敵也亦明矣。是宜先謀所以止明兵者也。明兵不出則韓之事固易耳。然則何以止之。奮力死鬬疾先入韓都。行軍嚴肅禁

殺掠士民按兵無動。密遣使於明就貴重用事者獻方物金帛。又密以貨財賂在朝之臣。曰、卑國恭獻王之時嘗通上國。蒙世祖皇帝之特恩世々臣屬中國。後遇兵亂貢物絶者百年。至臣秀吉久懷奉順之心。實欲一通上國繼恭獻王之跡。以寵光卑國。而海路遼邈非假道朝鮮則不可。嘗請之朝鮮朝鮮不喜猥加賤辱。臣不堪憤怨是以擧兵討之。待其服罪乃旋師結隣好長臣屬中華。非敢有他也。彼漢人素矜尊大。而悅奉事于已者。況此時神宗失德政在閹宦。而朝廷無人邊隅叛亂。聞此言則必喜以爲寔然。是或可庶乎援之不出矣。若不聽而出兵。則奮力死鬪先挫援軍之鋒。而後分軍爲二。留一軍守王城。一軍退慶尙據險要。多運糗糧以爲久駐計。彼來攻王城。則一軍直向王城以爲聲援。一軍乃入江原而出彼後。則彼必又兵而當江原軍。王城二軍乘其虛而擊之則彼力不敵必退與江原兵合。而後王城二軍擊其前。江原一軍擊其後。前後夾擊則彼雖衆且勇必不戰而走。我不敢窮追之。王城軍還守其城江原軍留略其地則京畿・江原・慶尙三道不日而可得矣。乃與其民約賦稅以充軍糧。休兵養氣而後南略忠淸。忠淸既擧則全羅・黃海二道望風而潰。乘勢以謀其西北則有智者不及謀雖有勇者不及戰氣屈鋒挫不待七歲而七道全爲我有矣。不知出於此乘勝直入其地幸彼昇平百年民不知兵、一城破而萬壘瓦解。雖曰我威武亦天也。迨明兵出揚威聲而壓我我氣却爲之頓挫折沈維敬輩察我軍情巧鼓簧舌得以致講和之謀至再用兵兵氣不奮戰屢不利者蓋

韓人懲初敗守備防禦愈益嚴戒。士氣亦隨憤勵。彼今日之鋒鋭於前日而我今日之勢鈍於前日。遂至擲莫大生靈之命而不能取尺寸之地者。不知其勢之過也。夫能用兵者先察其情而後使伐可得而施焉。猶如良醫之察形貌氣脈而用藥無不當其疾。是以其用力也少而收功也大矣。若夫力戰無謀而用兵則設令有大勝亦僥倖而耳。余觀漢・唐之所以興者不在於群雄之怯弱。而在於高祖・太宗之自任之也。秦所以滅六國者不在於諸侯之衰弊。而在於秦之能排合從擠連衡之畧也。竊怪以公之雄才大略不出於此何也。目不見古今之成敗耳不聽天下之形勢。獨智自用以任其聰明。是其所以敗也。雖然公者非常之英雄固非可以一事而論也。公嘗謂諸將曰吾將以李氏爲前導滅朱氏而王漢土。余始謂是亦英雄欺人之常言已耳。後及讀明史愕然久之。乃知覆明國者公而非覺羅氏。蓋征韓七歳明之兵力爲之挫財用爲之盡。天下流賊亦因之起。則其腹心先受疾者公。而彼覺羅氏者成公之事者也。

一〇　石田三成論

昔織田右府之亡也。其臣以死抗太閤者獨柴田勝家是已。勝家死太閤始得志于天下。或謂石田三成關原之擧亦猶勝家之於太閤也。太閤薨關東威權日盛。而大坂之危既已迫焉。三成以一城主擧兵抗關東。成敗天也其志可悲也。甚矣三成之欺天下也。生以欺當時死亦以

歟後世。其陰險邪智豈非奸雄之尤者哉。蓋三成不啻徳川氏之亂賊。抑亦豐臣氏之亂賊也。照公戮之亦不啻爲關東。而爲大坂也。何哉。天下忠臣義士未嘗有相忌害者也。況於國危人疑之日乎。宜同心協力以謀國事。亦何暇至相忌害哉。蓋其相忌害者必也一正一邪氣類殊異勢不得不然矣。豐臣氏諸將如淺野幸長・加藤清正忠誠固天下之所知也。今三成果忠豐臣氏乎。則豈與此輩可爲忌害哉。然特相爲仇讎者是其氣類殊異。而三成爲奸邪可知也。以奸邪之人而擁人孤寡。鳴罪募兵以爲似義之舉。此其所包藏亦可知也。昔者太閤挾三法師以討勝家。遂以得志天下。是三成所親視目擊。而心常存其故智。而獨憚照公英武。除照公則天下不足定也。於是挾豐豎子以鼓動天下。其陰險邪智豈非豐臣氏之亂賊哉。勝家死三法師不過爲一岐阜侯而耳。假令三成得志關東則將以豎子處乎何地。其爲一大坂侯則幸矣。然則照公戮之爲大坂除亂賊也何惟爲關東哉。夫勝家與太閤同織田氏臣。而勝家以死抗太閤者憤奸雄智術挾公子以竊天下也。彼三成亦欲挾以竊天下則二人之心事豈特天淵哉。嗚呼三成心事昭々如彼。而得欺後世竊忠義之名。此其陰險邪智抑非奸雄之尤者哉。

二　嫦娥奔月論

淮南子載羿得不死之藥於西王母。嫦娥竊之以奔月遂託身於月。是爲蟾蜍。甚哉淮南子之

好佞也。夫月之在天。人之在地。大空茫々不知其幾萬里。非駕雲乘烟則何以升之。人能駕雲乘烟邪。雲與烟山川地氣之所蒸。無體無形凝以爲態。則不可駕乘焉。況乎月與人其形質既異。月不可以通人。人不可以通月。假令有雲烟之可駕乘人與月不相通也。雖然月之與女均大陰之精也。自其同氣觀之。月則在天之女。女則在地之月也。是故有月則有女。有女則亦有月。月與女雖異天地不同形質。而同氣之所相通。其理或然。然則嫦娥之奔月謂之妖濫妄佞豈可哉。嗚乎此談其理已耳。抑於其實何如邪。割一玉爲二玉。二玉之氣可相通邪。分一水爲二水。二水之氣可相通邪。玉與水割之分之則雖同氣同質。尚且不通也。況乎月與女異天地不同形質者邪。然則嫦娥之奔月謂之妖濫妄佞。豈不可哉。且試使此事實邪。月則天地之理也。嫦娥則失節之婦也。以天地之理與失節之婦通此月決非天地之理也。令月不天地之理邪。運行或有時而差。然朔後生望後死。亘古今極天地不易不差則月固天地之理也。何與失節之婦通。嗚乎在彼而無此實在此而亦無此理。則嫦娥之奔月此妖妄之事也耳。夫以妖妄之事爲實有之事。此淮南子之所以好佞。而後世詩人以之說月宮仙娥之妄。其好佞更甚乎淮南子。

一二　貴穀賤貨策

今國家之患莫甚於食貨之弊也。雖小猶足以害氣脈而況其大弊乎。夫以有司朝夕所講求之政日夜所撫循之民勵精而施之。跂予而望其治。而食貨之大弊爲之壅蔽。誠心不達恩德不徧。水旱荒凶之害至民不免饑亡。其弊不可得而言。而遂熟視而無如之何。此其故何也。食貨之弊起于錢鈔。錢鈔之害由于無實蓄。無實蓄何以正之。正之抑亦有術矣。方今與昔日之勢名實相反孰有如錢鈔之甚者哉。昔日之鈔也實蓄其半矣。今也不及于十二三。而造數則三倍于昔日。嗚呼。此非今日之勢所以金錢少而貴鈔夥而賤百穀由于斯致賤且耗歟。故曰食貨之弊起于錢鈔。錢鈔不正其何以救之耶。然錢鈔之數不下五十萬。此有司所以熟視而不得施術也。方今之一策莫若廢三百五十鈔以下小者。廢之可以通三百四十九錢。通三百四十九錢則錢之藏于下者不得不出焉。此賴廢小鈔之勢而可以正大鈔之弊。其如此則錢不貴鈔不賤。權在於商者歸於官。穀價可以得平。穀價平而貯積不實者。未之有也。其於是誠心達恩德徧。水旱荒凶之害民免饑亡。嗚呼今之急者。其在于此乎。

（九—一二横井時靖藏寫本）

一三　讀諸葛武侯傳

司馬德操云。儒生俗士何知時務。知時務在俊傑。此言可以戒天下之學者。蓋所貴乎學者。以

知見洞達明天人之理而適事變之宜。行之正大光明如青天白日也。自孔孟而下苟躰道於其身者何嘗不如此。然而俗儒常泥章句訓詁之末而不知道之大本。所講脩身平天下之道。而其所以爲心者。鮮不溺於人欲之私。論國之治亂則茫乎無知焉。是其不爲徳操所斥者幾希。我輩日夜講習此學。所以勉而脩勵者。脩己治人之道。而責知識之不明鞭力行之不及必期賢人君子而止耳。夫道存於經求於此而足。雖然不求諸人則希賢之心其或不實也。是以求賢人君子之傳讀之。自三代而下莫諸葛武侯盛。而徳操之所謂俊傑者其人也。嗚乎三國之世是其何時也。擧天下爲功名奇貨之場。一智一能苟有寸長者紛然而起莫不衒於世者。然武侯抱膝朗吟如終身於耕耘者。一旦遭遇眞主龍變鳳翥。起漢室於既絶而明大義於萬世。心術事業正大光明。眞非百世之師者哉。則學者當希武侯爲人而躰其萬一斯可謂不背聖賢之道者矣。讀武侯傳書以質同學諸君子。

（小楠遺稿）

一四　讀漢紀

嘗怪西漢有天下二百餘年。徳澤入人心者既深。而莽賊竊神器之日士大夫爭献符瑞。而能自潔者無幾人。甚矣名敎之亡也。因而考其始末知所從來者。蓋是文帝黜儒術而貴黄老之

大弊也。何則文帝苟安自守無有爲之志。舉天下以移其無爲之化。而士大夫以合時世爲通變。以得爵祿爲名譽。天地間又不知有綱常之大倫也。士風日弊至元成以後天下義理之心斬伐銷鑠而無復存焉者。嗚呼是莽賊所以易竊神器而不憚何怪焉。及光武中興深知前代之弊。是以尊儒術而斥異端。抑奔競而重隱逸。汲々乎風勵天下士大夫之心力矯西京委靡之陋。其所以激頑起懦者至。而風俗一變士氣振興。其弊雖或有過激近名之憂而比諸前代。何翅霄壤而已哉。中世以後群奸並起。國家之危如絲髮。而不敢下手神器者何也非諸君子名節守義以徇天下之力耶。抑余又有感焉。漢末大亂群雄並起。昭烈君臣不有尺土而起大義於天下。百敗不摧遂正名號於一方。此已隊之三綱復明已亡之天下再興。而天下之忠臣義士有所憑藉焉以慰其憤恨之氣。則光武崇尚風節之道於是可貴哉。夫名節之稱雖起於叔季。而扶持綱常者實賴乎此。則當衰世之時謀國家者深鑒兩漢之得失。當以風勵其士氣而培養國本。不然徒踏因循之徑日隊於頽敗者。是繼西京之覆轍不自知也。可勝嘆哉。

一五　讀島原志

天下太平之治將興。天且令不化之民聚以自殲。於是乎萬世悠久之業定矣。何以言之。昔武王崩成王幼。三監・四國乘虛而扇亂。周公東征頑民無餘孽。周家八百年之天下至是而定矣。

嶋原之賊猶四國之叛。蓋坂城一炬火豐氏之族。豈噍類無遺哉。不過殲其魁而餘孽之存者不知幾萬人。誅之不可勝誅也。既不誅之。而子弟念其父兄之死臣僕念其社稷之絕憤恨入骨。一奸雄投其機而倡之則焉得不脅其民而叛。嗚乎此勢之所必然。名雖曰賊實則豐氏之頑民也。夫癰疽之毒不發於背則發於腹。頑民之在天下猶疽毒之伏於身。不發於東則發於西。有此邪氣焉得不發。此亂發而平之。然後天下隱邪之毒除清明澄淨之氣新。嗚乎嶋原之賊天將與太平之治。令之聚以自殲者歟。

（一四―一五横井時靖藏寫本）

一六　讀黃仲本朋友說

朱子跋黃仲本朋友說曰人之大倫其別有五。自昔聖賢皆以爲天之所敍而非人之所能爲也。然以今考之則惟父子兄弟爲天屬而以人合者居其三焉。是則若有可疑者。然夫婦者天屬之所由以續者也。君臣者天屬之所賴以全者也。朋友者天屬之所賴以正者也。是則所以紀綱人道建立人極不可一日而偏廢。雖或以人而合。其實皆天理之自然有不得不合者。此其所以爲天之所敍而非人之所能爲者也。然是三者之於人或能具其形矣而不能保其生。或能保其生矣而不能存其理。必欲君臣・父子・兄弟・夫婦之間交盡其道而無悖焉。非有朋友

以責其善。輔其仁。其孰能使之然哉。故朋友之於人倫。其勢若輕而所繫爲甚重。其分若疎而所關爲至親。其名若小而所職爲甚大。此古之聖人脩道立敎所以必重乎此。而不敢忽也。然自世敎不明。君臣・父子・兄弟・夫婦之間。既皆莫有盡其道者。而朋友之倫廢闕爲尤甚。世之君子雖或深病其然。未必深知其所以然也。予嘗思之。父子也兄弟也天屬之親也。非其乖離之極。固不能輕以相棄。而夫婦・君臣之間。又有雜出於情物事勢而不能自已者。以故雖或不盡其道。猶得以相牽聯比合而不至於盡壞。至於朋友。則其親不足以相維。其情不足以相固。其勢不足以相攝。而爲之者初未嘗知其理之所從。職之所任。其重有如此也。且其於君臣・父子・兄弟・夫婦之間。猶或未嘗求盡其道。則固無所藉於責善輔仁之益。此其所以恩疎義薄輕合而易離。亦無怪其相視漠然如行路之人也。夫人倫有五而其理則一。朋友者又其所藉以維持是理而不使至於悖焉者也。由夫四者之不求盡道。而朋友以無用廢。然朋友之道盡廢而責善輔仁之職不擧。彼夫四者又安得獨力而久存哉。嗚呼其亦可爲寒心也已。非夫彊學力行之君子。則孰能深察而亟反之哉。始予讀王深甫告友篇。感其言若有補於世敎者。徐而考之。則病其推之不及於天理之自然。顧以夫婦・君臣一出於情勢之偶合。至於朋友則亦不求其端。直以爲聖人彊而附於四者之間也。誠如是也則其殘壞廢絕是乃理分之當然。無足深嘆。而其至是亦晚矣。近得黃君仲本朋友之說讀之。其言天理人倫之意。乃有會於予心者。然

於朋友之道廢所以獨至於此。則亦恐未究其所以然也。因書其後如此。庶乎其有發云。

（洪水文庫藏寫本所錄、題名編者所擬）

一七　讀鎖國論

鎖國論は享和年間の人志築和雄の譯したるエンゲルト・ケンフル著鎖國論なるべし。此の論は完結に至らざれどもケンフルの鎖國論に共鳴して、小楠自ら盛に鎖國論を强調したる時代精神の一斑を窺ふに足るから載せることにした。

我邦孤峙東海中。得天地中物足人蕃。外焉有山海風濤之險。內焉有列國藩屛之固。雄視萬國二千年矣。昔日蒙古擧十萬軍來侵。一風濤淹滅之。爾後醜虜不敢萠覬覦之心者抑天之於我邦。非有獨厚之者存焉哉。豐太閤以雄大之見一切絕萬國之通。當今之制因之。獨許進港者淸・蘭二國。此二國我非修好結交。與書籍・藥物有所需于彼。又非因其交通以窺察萬國之動靜。但二國之通久且謹故許而不絕者所以示我覆天之仁也。至近世和蘭學漸行有見泰西諸州沿革之勢。遻愕其戰艦・火器之大且巧。動以魯西細亞・諳厄刺亞等呑幷之事虛喝我邦人。是其人眼無淵識膽落虛聲安知天下之勢。天下之勢不唯我有眼者能知之彼泰西人既已知之。乃如檢夫爾鎖國論。窺我山海之險絕見我士氣之剛銳。知我土地所產之百物自足而極服我鎖國卓越之見也。蓋泰西諸州大抵襟帶相接猶我七道。不得不交互爲生。是

彼之與我所以同球而殊地也。故在彼開通爲道。在我閉鎖爲道。各得其所宜而後謂之順天。夫民所頼以爲生者天也。天之所賦既殊地則治法亦不得不殊是檢夫爾之所論而各非所以安斯民之道哉。不唯檢夫爾泰西人所論往々出于此。予聞志伊勃留杜（シイボルト）言云和蘭千七百年間魯西細人奉其國王之命輕舸廻旋東洋窺測我海上之險易。海淺岸高風濤暴起稱歎天險而去。志伊勃留杜在我邦者五年悉我邦内外之情實。與舌官某書所見特與檢夫爾合。則醜虜之絶志于我者在彼既爲一定之見也。雖然吳子不云乎。在德而不在險。我頼其險而不脩德則滔天之禍覆地之變。何世之無。益脩其德益固其鎖不安醜虜既絶之念而不頼天險之可頼。豈非天下所以保萬世之安之道哉。

方今五大州内列國分裂强弱呑幷爲帝爲王。朝治夕亂無定。猶我永祿・天正際。而我邦獨願泰平之治日益　（以下未完ノマヽニテ缺文）

（横井時靖藏寫本）

一八　恭題泰勝公和歌卷後

右和歌一首幷序是（細川氏初代藤孝）泰勝公之所詠而儆戒人臣者至矣。臣横井時存謹題卷後曰。凡我一藩人士口有食身有衣。病也有醫藥死也有葬祭。有以成其生也。不唯有成其生我父以是而

生我祖以是而生。推而及高祖・太宗之先莫不以是而有成其生也。嗚呼是誰之賜哉。每一念恩之敬懼之心悚然而起。粉身碎骨不足以報　國家也。則希望寵榮僥倖非分凡以營其私者何暇發於心哉。且夫君臣猶父子也。本乎天性。而成乎自然。則愛君憂國出於不忍之誠。假令取疑於其君。以陷不實之罪。而一念不怨君者是忠臣之心然也。恭惟　泰勝公之於室町氏。流離顚沛之間死生從之。既復其宗社又諫其啓釁於強藩。忠言不用身被擯斥。而社稷因以亡者抑亦天也。於是脫然勇退無復意於人世。獨屢訪故主於流竄之地未嘗有一日忘室町氏也。嗚呼室町氏季世是何時也。擧天下亂臣賊子。而　公獨以大義特立此際終始不失臣節。則此卷所以道其心。而人臣之道蓋不外於此也。夫人臣之道無古今無治亂無賢愚無彼我無或有變者。由是而行爲忠臣爲義士。推而及之父則孝。及兄則悌。爲夫婦之禮爲朋友之信彝倫綱常之道盡此卷矣。則我一藩人士服膺　公之言儀刑　公之行。篤信而不疑日夜砥礪。求所以爲臣之道則私心日除而道義日集。雖未必及古人正大之行而亦可以報國家無窮之恩也。雖然學之不講道之不明安能信此卷。不信此卷則問之天然不雜之心。其豈得不油然而發乎哉。

一九　題見聞私記後

見聞私記者長門崇文公之言行錄也。先是長門有黨民之亂。公時爲世子深憂至懼至廢寢食。乃與耆老臣解喩一藩人民。亂以是已。予始知長門有賢世子也。後有傳述齋林公之言者曰。公接人多矣。而未嘗見如長門世子者。溫良恭儉。蓋大賢之資也。予乃知世子天資之美也。既而聞公卒。竊謂此君不世而出而忽喪之。天未興其國乎。及其藩人來問之。則曰先君不唯天質之美也。好學親賢至誠愛民。年二十有二而承封越月乃卒。卒之日一藩哭泣如喪父母也。予於是知公有學問之好。而仁愛入人心之深也。今茲仲春友人获收遊長門。得此册子歸。反覆敬讀乃嘆曰。公蓋以大賢之資篤信聖人之道。治民必本乎脩身。脩身必自閨門始焉。欲法關雎・麟趾之德。而行周官之法度。其立志之大識見之明直期三代。而自秦・漢以下所不屑焉。嗟乎令公永世則其民觀感愷悌之德興起禮讓之道。而忠厚雍化之風化可以行者何疑焉。是豈唯一藩人民之不幸而已哉。抑又天下萬姓之不幸非可慨嘆者歟。方今天下盛運列藩振興。其間非無一二名公也。然皆任私智。或以氣節爲志或以功名爲心。鼓動振作其民人雖有一時赫著之勢。而是蹈秦・漢以下之邪徑者何足貴焉。孔子曰道之以德。齊之以禮。夫德、禮、所以爲治之本而德又禮之本也。不本於此而治民雖或爲速効而害必到。顧弗察而已矣。抑泰平三百年星霜不爲不久也。天下三百藩侯伯不爲不多也。而信聖人之道本於躬行之德以治其民人者。唯有米澤鷹山公而已。蓋鷹山公之爲治也自身而家自家而國。造端乎夫

婦而德禮行於一藩。雖公已沒世而盛德事業深染民心愈久而不能忘也。嗚呼聖道之治其効如此。而世方以功利權變治民。益治而益弊。不嘗少悔悟者其又何心也。論付於此以告讀此卷者。天保癸卯冬十一月。

（一八一一九小楠遺稿）

二〇　題犬追物圖後

友人某持犬追物圖來。命余書其後。披之人馬服色宛然如眞。往日余把弓矢馳馬此圖中。距今十餘年。毎思之未嘗不慨然。丙申之春吾到其場。舊情汪然復試藝。則臂屈而不可滿弓。力疲而不可制轡。驅馳十回以不隊爲幸。既卒藝悵然久之。夫吾壯年血氣尙盛廢之十餘年。髀肉既生無復往日之態。則知夫講武壯歲而廢其業者令之復試。猶吾今日之拙。豈獨犬追物已哉。書實還之。

（横井時靖藏寫本）

二一　湯文正公遺稿跋

淸代稱三不及（朽カ）者。湯潛菴先生及安溪李公光地外寥々乎無聞焉。先生遺集既公布彼土。已

『湯文正公遺稿』の表紙と最終頁の小楠自筆跋文
（德富蘇峯藏）

亥夏商舶傳此本。獲吉士得之爲千里所贈。披而讀之。其文根據六經涵養深湛。體製迥別而義蘊無窮。蓋先生之學合鵝湖・鹿洞爲一。深信陽明良知之教而其言不必盡信之。或譏上而遺下爲偏重失中。故龍溪四無之說先生之所不取。身體力行通微達性是其學之要之所歸宿也。嗟乎宋・元以來儒者立門戶朱・陸相背。至明中葉朋黨之禍因而以起。遂覆其家國則心性之學。果何事哉。在何人。旣以破行淸議之責受之一身然悔不可追。改過力行一以法先生爲學之教。則有顏面之復對天日。謹書卷後自託門下士之末云爾。橫井存盥手錄宕山下邸。

二二　會澤正志書幅書後

（德富蘇峯藏）

此一幅。是水府藩士相澤（會カ）翁常藏之所書也。翁以黨禁囚於幕府。苦楚萬狀天下所共知。義名高于星斗。辛亥之夏余遊大坂訪大久保要。二夕快談。臨別贈以此書。要土浦侯之臣也。侯爲大坂所司代。從任在坂者二年於茲。要少壯遊學水府。從翁而學。與藤田虎之介輩交。談及水府之事。慷慨悲憤顯於顏面。亦天下之義士也。書以傳於子孫者如此。嘉永五年正月二日

小楠堂主時存

（小川泰雄藏）

右會澤の書は

　鸞駕播遷時岌岌。勤王並起羽書急。孤軍據險金湯堅。逆豎頓兵螻蟻集。大義與人亂賊懼。精忠貫日鬼神泣。誰言身死偉功空。天柱地維爲樹立。

の詠史の作である。此の軸の箱の蓋裏には秋月胤永が左の如く記してゐる。

　此幅熊本小川爲言君所藏。元係小楠横井翁所有。君曾爲横井家有所謀。遂謝以之云。余距今五十年弘化甲辰訪會澤先生於水戸。爾後再三面之。純然篤行君子可以爲一世師表者。後文久辛酉訪横井翁於幕府總裁松平春嶽公邸。乃與翁相謀。有所告岳公。翁以卓識偉斷助公始知其有爲人蓋

天下之奇才也。今爲言君以二先生爲荷友則其所得豈淺々乎哉。

明治二十七年十一月　　秋月胤永錄時年七十有一　印

二三　五樂園詩鈔題言

「五樂園詩鈔」は元田東野の詩集。

嚴滄浪云作詩有別才不關學問。此言一出令浮薄才子藉口。華麗風流纖工雅淡大旨以爲詩本色。譬如無源之水無根之花。不翅不關係世道大妨風敎。夫學益深則志益厚。志益厚則天地之理。通徹于一心。可憂可喜之情不能自已而爲文爲詩以發明正大光明之道。則其關係世道風敎可勝道乎。今試令此篇覽滄浪其將下何評語。嗚乎詩豈在乎別才也哉。

横井平拜評

（五樂園詩鈔）

二四　甲斐宗運傳

甲斐宗運世爲阿蘇氏老臣。父親直。天文中御船行房叛。阿蘇氏命親直討之。宗運時年十二。進而謂曰兒生髮既燥請命兒。可一戰而擒。親直奇其言請阿蘇氏許之。宗運乃乘風雨襲御

船城。斬行房。阿蘇氏賞以御船之地。親直殁。宗運代爲大老。先是菊池氏衰。大友氏獨制九國。阿蘇氏傾心屬之。當宗運時。嶋津氏起于薩。龍造寺氏起于肥前。大友氏威令不行。九國將士多叛應二氏。二氏併呑數國。勢日強大。而不敢窺肥後者。憚宗運之材武也。永祿七年。熊庄城主木山惟久叛。與宇土・本鄕應嶋津氏。阿蘇氏令宗運及甲佐早川兵攻之。城固不拔。宇土・本鄕援兵襲早川軍。城中應之出擊。宗運聞之。上馬而馳。銳兵二百大呼擣宇土軍。鏖戰走之。城兵膽落。城遂陷。岩尾城主黑仁田某納欵于日向伊東氏。宗運詗知之。詒而召焉。舍從士于外舘。擇健兵數百伴之。令曰吹螺一聲。齊殲之。宗運手刄黑仁田。而螺鳴。伴兵起鏖從士。天正三年。河尻・鹿子木・隈部・宇土・高橋諸將謀將攻御船。宗運聞之。逆擊託摩原。隈部・鹿子木・高橋三將隔白河陣。宇土・川尻兩將伏兵樠原。擊其後。宗運提兵僅三百。直薄丹花灘。敵亂流而進。我兵迎半渡擊之。敵殊死鬪。我兵却。麾而進又却。宗運斬却者數人。身先將士。揮刀戰。敵兵識宗運。鑽矛而刺。躍馬斬三人。岸上軍氣奪。麾而奔。我兵乘勢奮擊。斬獲無算。宇土・川尻不戰而敗。四月。相良義陽應嶋津氏。擧大兵入益城。分兵攻堅志田・赤蜂尾兩城。宗運聞諜。令其子宗立率民兵。躋飯彫山。爲逃避之狀。親提孤軍。從間道伏旗鼓而馳。至響原。義陽方會將士宴。我兵鼓譟斫營而入。敵擾亂不知所爲。進入幕中。斬義陽。玖摩軍大潰。追擊得甲首四百餘級。此役也。以二百人破二萬餘敵。宗運用奇往々類之。嶋津氏將略肥。肥之將士納欵者皆爲宗運所

殺。以爲不誘宗運則肥不可圖也。乃遣使諭宗運。宗運詣而得叛者七十名急令健士誅之于其家。薩使咋舌而去。宗運浴木崎溫泉暴疾而卒。或云所毒殺。年七十五實天正十一年也。及疾革流涕曰勿令吾屍埋路傍。不及三年。薩兵以弓末指之曰是故甲斐宗運墓也。豈非大恥邪。言終而死。子四人長宗立。宗立不類乃父。宗運死薩軍果入于肥。不及戰而降。初嶋津氏城益城備候斥。終宗運世通問不絕。宗運死宗立襲殺其戍兵。嶋津氏入于肥阿蘇氏因以亡。

外史氏曰我肥邦內往々多城墟。蓋菊池氏衰。諸將士矛楯。據其邑而爭者百餘年。天文・弘治間一國有四十餘城云。余嘗考之國誌如隈部・赤星。城・小代諸族僅可以見其履歷。而其餘則無傳焉者也。及阿蘇氏起甲斐氏獨顯。至今傳其事功歷々不晦滅者。豈非由其忠勇謀略服人心而然歟。宗運嘗嘆曰吾得鳥雲陣于菊池氏。吾死此法亦亡矣。嗟乎使宗運生于關東用武之地。焉知與謙信・信玄。並驅而不下。此法亦傳後世。不與二氏同稱邪。如宗運者可謂一世豪傑矣。余恐後人以宗運與隈部・赤星輩同年而語也。作宗運傳。

二五　藤崎八幡社經堂記

八幡社之在天下無州不在焉。而我州藤崎八幡社建於天慶中將門誅戮之時。爾後九百餘年巖然爲一州之崇。神社右有一切經堂。相傳唐僧某携來藏于此。吾觀所藏之經刻本而非

寫本。蓋刻本始于五代之際。唐以前皆以傳寫行。則此經之非唐本可知也。夫今之經非古之經。然古嘗無此經。則今又何有此經。此經之藏此社本雖異而經則同也。然則謂之某之經豈不可哉。嗚乎此社之悠久如彼。而此經之不朽如此。彼與此其將非偶然焉者也歟。

二六　友岡氏家祖祠堂記

天保某歲遭友岡君某死事之二百五十年忌。其裔孫子善建祠於堂之西北祀之。子善與族人謀曰。維茲祠堂無辭以刻。非所以妥先靈而示後昆也。以存外戚之姻命爲之文。存於友岡氏既有外戚之姻。又少嘗從子善遊則此文不肯禮辭。案家譜及國史記君之死事也詳。加々井城之役　松向公(細川氏二代忠興)先登。敵將某(笠井半六)迫公。君進而擊某被瘡而死。時年十七實天正十一年某月日也。嗚呼士生戰國。或以一鎗起身或以一鎗捨生。捨生不必武之短。起身不必武之長。幸而生不幸而死要之命也。命也者在天不可奈之何。故炮烟掩天戈戟奪日。前者斃後者顚。而有進有退。是我邦士氣之勇銳。而孰肯求生於其間哉。然而幸而生者有爵祿之榮。不幸而死者有美死之名。二者相去不翅天壤。則命之於人何其不齊之甚也。雖然爵祿之榮者止於一世而無餘。美死之名者窮於百世而不盡。是以語忠臣節士伏仁死義之人則百世下凜々生色。如夫爵祿功名顯於世者抑亦何感人心之有。然則命之於人未必無齊。而生之與死亦

未必幸與不幸也。我藩士之祖先或以一鎗起身顯於世者不少。而以一鎗捨生如友岡君非留百世之名者邪。君之祀日族人讌集。予善淸酌羞奠語座人曰。祖先之死氣息尙存。 松向公親藥呼名撫背勞之者甚至矣。祖先瞠目合掌而絕。言未畢一座爲之淚下。存曰昔者佐藤嗣信之死源廷尉勞之者至矣。其言凄惋動人。蓋有嗣信之死而廷尉得以免危。有廷尉之勞而嗣信可以瞑目。然而忠臣節士致命其主者不少。而其主之所以勞之未嘗有如廷尉之厚且至者也。今君之死庶幾嗣信。而 松向公之勞之有似於廷尉。則君之爲榮比之夫爵祿功名顯於世者抑亦何如哉。嗚乎人誰無死。死如君豈非士夫之所願乎。君姓藤原失名。世仕室町氏。所謂西岡三十六騎之一也。室町氏亡仕我 泰勝公・松向公。君沒無子。弟某繼家。至子善凡九世謂之勝龍寺家。勝龍寺者 泰勝公興業之地。而我藩士之仕此時者名爲開國舊臣。今存者蓋不過十餘家云。

二七　罍湧石記

久我夫人遊于桂川得奇石。質堅而色黝。磨之湧然生罍。因名曰罍湧石。 夫人珍愛玩好之餘躬揮彤管書所以得之之由。且命侍臣寫江若水詩。併賜之竹原尼。尼感荷渥恩欲有所奉謝焉。乃請國子先生及館中諸生徵其文詩。存也忝列菁莪之員不可得而辭。思所以記之。按

山城府志及京師諸雜誌鴨水出硯石自昔而然。至桂川纍石則無見焉。其他國史所載珍異奇瑞之獻。及諸州風土記等之書舉土產彙品者多。而纍石之事未嘗有見也。且在彼漢土。亦所甚希。唯曹公遺藏三臺纍石。及五龍山下所產烏石而已。夫纍石其希如此。而我桂川出焉。然而數千載間僅有徵一隱士之賦詠也耳。乃今於　夫人顯焉者何也。蓋珍奇異靈之祥必出於至誠之所感而顯於歌詠之所動。大焉麟鳳龜龍小焉芝艸珠玉皆應德而感時者。世所甚希有必待其人而然也。恭惟　夫人溫恭貞靜之德以和其內。婉娩愉悅之氣以達其外。其情性時發爲國什可以感鬼可以和基。則纍石之珍異感而出者無足怪矣。然則自今以往珍異百物感應呈祥。而歌詠之。頌揚之者豈止於一纍石哉。自貝筆玉硯之奇以及雲箋冰綃龍琴鳳瑟之珍將粲然集於蘭室瑤房之間。其如此則不啻存等記之天下將踴躍而記之。

（二四—一二七橫井時靖藏寫本）

二八　九十歲硯記

硯以九十名者何。以九十翁之所相授受也。九十翁爲誰。西依・赤松二先生是也。二先生磨之得壽各九十。則此硯壽祥之物。而名以九十有故也。夫壽得九十。是百千人中之一。而亦長生也哉。古今求長生莫秦皇・漢武若也。令二君得此硯而磨之。則何以得壽矣。時無此硯妄信方

士之言。名山大川蒼海瀛洲窮天下之力盡兆人之智而求長生。不唯不得其壽且以招致天下之禍亂。抑非至愚之甚邪。假令此硯在二君之時磨之不以其道尋常瓦石何壽祥之有。磨之以其道神靈奇瑞必以得無量之壽。今夫令二君以治兆人之心磨之。左右圖書闌闢禮樂以求長生之心而求天下之治安。以待方士之禮而待天下之賢士則仁被萬姓而天下太平。何翅其壽九十而已哉。古之人嘗以之治天下。堯・舜及禹。皆年百歲。此時天子萬福百姓亦安樂壽考。語云。仁者壽。豈非仁者而後壽者哉。夫知仁者而後壽則此硯唯一頑石而已。雖然仁其不磨何以得之。故磨其仁者磨之圖書磨之文章磨之賢人君子之言行磨之古今治亂之應變或磨之他山之石。而此數者不磨之于硯則何以記其要。不記其要仁其何以磨乎。然則硯者君子所以磨仁之器而一日不可以廢也。西依・赤松二先生以一世之碩學宿儒既磨其仁亦得其壽考。蓋因日磨此硯而然也。嗚乎令二先生生秦皇・漢武之時以其所得之道進二君輔以治萬姓。則天下太平壽考無量。何翅一硯石之可以爲壽祥之物而已哉。硯傳至吾師米元先生。（劍術之師、米田元太郎）先生篤信二先生之教。晨夕磨之令德日尊。今年齡七十有八步履輕翔神完而氣固。所謂仁者而後壽者。果而可信也哉。　先生命記此硯。乃辱列門下之士安以不文辭焉。乃推其所以然之故謹作九十歲硯記。并以祝　先生之壽考無量云爾。

（小俣和三藏）

二九　白雪樓記

成瀨徑翁旣老之年退隱玉名縣晒口。作一樓於居室之南題之曰白雪之樓。後三年余北遊鹿門。沿水下晒口訪白雪樓。則翁喜而迎延而登樓。滿引巨觥。壯談其少壯時事。翁武人善鎗。試敲之則曰。蚤歲入齋高壽先生之門與其徒傑豪交。血氣自負好使酒。每醉怒睨眈々逼人。人目以暴虎。一日先生講蒙求。至周孝侯折節讀書事。顧謂予曰士之所以爲士。如周孝侯。眞可謂大丈夫矣。予慚愧入骨不覺而俯。退而思之。彼孝侯懷絕人之才是以一旦悛行足以爲名士矣。予無其才讀書何足立身。不如學武繼我家素之業也。於是折節學鎗。日夜攻其術者三十餘年。謂國家一旦有事。馳驅千乘萬騎中一死可以報國也。言畢而起。操牀上鎗向空而揮則風颯颯生樓中。旣而拋鎗。慨然嘆曰予齡今年七十又八。手能揮鎗。而足不能上馬。已哉老驥徒懷千里之志耳。余旣壯其矍鑠又偉其氣節。乃浮太白祝之曰。齋子之門人傑輩出。各用於世耀盛名于一時者如彼。而今安在哉。翁獨寓志於一鎗恬然自樂老而益壯。則其稟福之厚薄抑亦何如哉。翁莞爾笑曰有是哉。遂相共醉臥一樓中。夜間忽聞折竹聲如裂帛虛響動樓。天明而起則大雪滿山野。混茫一白不見天地。是樓之名非獨爲予今日道耶。不待其請而作之記云。

一日亭記

府城之南外郭之隅有亭。翼然臨乎絶壁可以恣東南山海之觀者爲一日之亭。松江大夫政（八代城代松井氏）暇游息之所也。在昔移封之初。　先君妙解公（細川氏三代忠利）大乎大夫之祖佐渡守（寄之）君之功。加賜邑地班列世卿第一。後又賜第宅此地以優賞其勞也。佐渡守君既老營亭于斯。優游吟哦以自樂。　公又時臨于此。顧園中之叢竹命天巖禪師大書一日之二字。賜以寵異之。然後一日亭爲都下名園之冠云。古大臣勳業顯赫君臣無一芥之嫌。兼有淸閑之福者亦難矣。況於澤及子孫儼然爲一國元老與國同休戚者乎。竊惟佐渡守君忠誠一德孚于上下。既以成創業之難又以致守成之績。　國家今日之盛隆抑君與有力焉。則宜其享非常之寵。以致累世顯貴之榮也。嗚呼松江氏之於藩儼然爲大老。而世世忠誠報國決大計。定群議以爲　宗社萬民之社者。不唯佐渡守君而已也。至今大夫弼諸盛際。嘉謨忠賛以報上文武儉節以導下。勵精恪勤終始如一日矣。方今藩内富厚百事就緒。士馬之鋭文物之盛致列藩絶無之盛者抑非大夫忠誠爲之輔佐而然邪。宜乎藩内顒顒然仰以爲名賢大夫也。而於大夫自視漠然。時或遊後園寄情於山林曠野。托風月寓聲歌未始知與望之叢於其身。是其懷襟之洒落可以想像。則非與夫佐渡守君曠世而同契者乎哉。抑夫園之勝狀不少而獨取名于竹者何耶。布淸陰於朱

夏挺勁節于玄冬。蒼蒼貫四時之運。稷稷飽風雨之變。貞心不改卓立千古者唯竹爲然。嗚呼先公之取以名亭者豈非期松江氏世世忠誠報國如此竹哉。然則凡大夫之子若孫宜忠誠自勵以報國家。若佐渡守君及今大夫。而後爲不背此亭之名矣。若夫不然晏然安累世之顯貴。懵然忘一日之寓意。忠誠之心有或不勝逸樂之欲。則　先公命名之意廢矣。存也野質不文。竢記此亭。顧無可言者。敢竊言君家世世忠誠功勳。而推先公命名之意。謹爲之記。

（一九一三〇小楠遺稿）

三一　吐月軒記

余未窺吐月軒。嘗聞其名之與諸名莊藉藉乎文詩之間。今茲乙未初夏始得遊于此。至則蕭然一小軒扁曰枕流。無泉石之致無花木之美。唯東嶽當闌于白水流軒下而已耳。其以之名之者何也。抑非以水月之大觀邪。夫東嶽之巖巖擧目而望。則烟雲之所凝變爲紅彩。光芒粲粲爲珠璣爲玻瓈。既而大月出山金線射波流錦漾玉。月之明與水之淸相蕩漾相混同。不知月之爲水水之爲月也。然在天之月未嘗降而爲水。在地之水未嘗升而爲月。月自月水自水。高低懸隔不知其幾萬里也。今坐此軒起而觀明月之所升如山吐月。臥而聽波瀾之韻如枕淸流。當其蕩漾混同也。起而觀者如在地臥而聽者如在天。此豈非水月之大觀邪。余於是乎

知此軒之與諸名莊其名同藉藉乎文詩之間者果不虛也。不唯同其名抑亦有超然于此者。夫西溪・龜泉諸莊有月則無水。有水則無月。能有其一而不能併有其二。月無以助其明水無以益其清。然則有月謂之無月。有水謂之無水豈不可邪。然則西溪・龜泉諸莊與此軒不能爭其勝也必矣。於是呼童命酒揮筆以記其文。明月在杯水氣透骨。陶然一醉憑欄而睡。不知余亦混水月爲廣寒之遊者也。

（横井時靖藏寫本）

三二　雖無小室記

余向爲一室名之曰庸室。或曰庸有二。子思作書名之曰中庸。謂人有其常而不易也。後漢之人稱胡廣曰中庸。謂其無可不可與世能上下也。子思之中庸至極之名也。胡廣之中庸巧言之稱也。子將安處焉。曰吾所謂庸者非子思之庸亦非胡廣之庸。茫乎憒乎無知無聞。如嬰兒如昏愚。入則家人笑庸。出則友朋誚庸。此非一鄉一國之庸天下古今之大庸也。吾之爲庸也多矣。以是乎名室。豈又二子之庸哉。嗚呼吾知吾庸之爲大庸。大庸者其亦可以變歟。人之自處也不憤。則不啓。豪傑也庸劣也憤與不憤可以變其質之上下也。乃自奮曰玉之藴於石頑然石也。輝光明耀有時乎生。性之拘於質昏然愚也。本然天理有時乎發。其可敢自棄哉。於是

乎改庸曰雖無乃復自嘲曰此古之豪傑不待文王而興者以余之大庸不既甚邪復自解曰天下之庸人以庸自處是以其庸益庸劣而如胡廣之庸亦難矣余之大庸以豪傑自處其可以爲衆人之庸爲衆人之庸又可以爲豪傑之士既以爲豪傑之士則聖賢中庸之地於是乎可至矣此余之所以取名雖無而其豈夸然自矜哉亦平庸也耳雖然吾恐吾志之與此名相背將大庸而朽作雖無小室記

三三　自拔石山至浣布溪記

金峯之脈透迤而盡盡而聳東西者爲拔石山山形側成屹立徑急甚可傴僂而上至七八仞屑石嶄嶄成丘逾石丘而得石洞乃拔石之處也洞中石理龜折工人斧其拆拆穿而石拔拔則轉於徑徑無曲折一轉至山下試轉一石千仞瞬息聲如雷霆余悚然立若身與石俱轉既而下逕急甚步以尻如跛者乞市狀可笑至半腹徑稍緩足始能步山下樹竹蓊鬱小徑曲折若窮而忽又廓然乃浣布溪也溪水清冽穿石嚙涯觸激之音鏘然如鳴玉溪之兩岸多士人別墅引泉移石窮山水之巧致惟予飽眞山水意不欲觀是何足遊不觀而還噫予學文者也以文論山水無直叙故雋無複叙故清不爲工故險而遒不拘律故奇而新天機之所觸靈氣之所發成此山成此水問之天天不知也問之山水山水亦不知也不知其然而然者是非天

地之至文邪。恍然有悟記以聞世之學文者。

三四　記南湖夜泛

歲戊戌之夏余自豐歸。住家園之東齋。齋狹小著甚不可居焉。六月望。一夕遊南洲。洲在府城一里外。其源出　公之別園。水勢稍壯到沙鳥橋爲浩流。遂入溪毛澤則汪然大湖也。日已沒。飯顆諸峰空翠如滴。既而月上東山最高峯。長烟一空清光射波。水涵天低萬象淑瀲。余興情躍然。呼小艇順流而下。過書圖橋泛大湖之中央。遙望西南水烟中見長岸縈廻窮湖而不盡者。此淨池公（加藤清正）之所築設也。在昔湖水泛濫居人蒙害。公察利害築長岸而防之。民始得安生。嗟乎制法以便民者奚翅公而已哉。而身死世變則并其姓名失之矣。獨公之遺績歷二百餘年之久民思其德不能忘者。豈非至誠愛民之所致哉。抑余亦有所感者。湖光月影今猶古。公愛民治國之暇焉知泛此水賞此月迴廻游詠如今夕之興情也哉。慨焉者久之。還至書圖橋則天將曉。明月傾山東方已白。同遊者。鳳陽山人（町野玄齋）・樵伯立（榎原漆齋）・榮城田千二子名某某

三五　送澤子寬重遊學江戶序

異常卓偉之士恃其所抱持動輒爲放蕩不羈之行。此固常情之所不容。物論沸騰并其所長

之才棄之。終身沈淪吞恨而死。衰世鬱抑士氣之風如此。豈非慨嘆之甚邪。唯其明君賢輔相之在上也。百政之急在於育才。毛髮絲粟莫不收焉。而況卓然于衆者乎哉。若夫行或失者則必令之矯正脩爲以成其所長之才。夫是以能鼓舞變化一世之人材。而偉能奇俊有爲之士奮然而起以自思見於世。庸常無能之徒亦自知其分而不敢抱僥倖之思。作新淬礪之政將於是觀也。吾友澤子寬才與學兩富氣豪使酒。壯年入黌。以肆行見斥。後復命遊學江都行益不悛與俠豪之徒交。隨意放縱任氣視人。至人目以綦虎不敢指名。辛卯之冬歸省家庭。則物論沸騰爲士林所棄斥。而子寬不以爲意也。日釣南湖脫然塵世之外。欸乃漁歌以樂其心志。蓋子寬之心知矯脩之無益于身。而所長之才不復見于世也。茲歲三月　命再遊學江戶。擧藩皆愕。余獨曰此擧固當然。非然不足以爲　國家育才之道。夫高節篤行才大智深守常理而達機變者上材也。才秀識高英邁俊豪不拘撿束持重者中材也。諄諄守庸行謹謹拘格例。而智力不能以應變者下材也。下材固不足用。而上材者百世一人以爲難得焉。則必擇中材之士可用其所長之才也。昔者　威公中興之盛擧用必中材異能之士。而苟有所長之才不問其行何如。而顯擢於格例之外。故士之有一材一藝不脩小諒邊幅之行。思所以奮起樹立以自見於世。是以朝野之間俊傑之士往往輩出。得以爲赫赫作新之治矣。降至近世淬礪之政漸衰。取士不得不拘常格。甄別進退激揚風勵之道失。而有識之士沈淪吞氣抱無涯之恨。

是所以子寬之不自愛而輕棄其身也。今夫超然于衆論之外起子寬於既廢之餘。令之洗濯舊汚以自新刷。則知士氣之欝抑沉淪于下者揚然而伸奮然而起。一材一藝異能奇俊之士。思所以自見於世。而闒冗無能之徒沉淪潛伏不敢抱分外之思也。夫如是。寶曆赫赫之治將重於今日觀之。是余之所以感起踴躍而自奮於庸劣也。豈翅區區爲子寬賀之也哉。抑在子寬享無涯之大恩如此。則其所以報之者將何以爲焉。余且拭目俟之。

三六　送某公巡撿鎭西序

方今天下封建。三百列侯各有其地各治其民。愼戒嚴密承命大府。大府設諸道巡撿使。觀民之好惡察政之得失。所以布王政而飭治功其事亦大矣。夫觀察布政之在古也。王者之巡狩四方所以觀風土人物。正禮樂制度。而天下之諸侯警戒奔走莫不畏且肅也。今之列侯猶古之諸侯。今之巡撿亦猶古之巡狩。代大府而行觀察布政之事。則任此職者其亦重且難哉。某公自某官擢巡撿鎭西。公之淸節素著。信義之有根而德之有源。鎭西之民。感藏信仰歡然欣然以頌公德已耳。然則吾唯祝公之榮。無一言告公而可邪。韓子曰知之而不以告人者不仁也。吾鎭西人其以山川雲物之態告公邪。公之臨我土非徜徉遊觀焉。則山水烟霞之勝所其聽而不悅可以無告也。然則公之所聽而悅者吾將何以告之。吾觀鎭西之地廣莫拓土。列侯

封疆相接。公之此行觀政于一方。接列侯之得道。觀風布政之得宜。公將何以處之。嗚呼是公之所以寢而不安食而不甘。吾知其不以自榮。而有所大難矣。苟知其難則有一言以告公者。今夫巡撿之行天下。名雖觀風布政而實則因之爲奸。是以朝出都門情態卽變。暮到州縣威福便行。馳迫郵驛拆辱侯伯。賄賂公行民不聊生。猶大軍之暴掠人民屏息及其去初知生。嗚呼巡撿之行天下其亦大害哉。今公之擢任此職。吾知巡撿之害聞大府。大府將矯其大弊。觀風布政播德敎於天下也。則公之此行。滌蕩舊弊布新政。當先接列侯以道。禁賄賂正屬吏之奸。夫如是則怨者變恩憂者變喜鬱者伸悲者歌沾濡一方。施而及天下之民者不難也。存也化行之日竊觀而側聽之。將欣躍歡舞重頌其盛事。

三七　送長野立大序

鹿門長野立大久遊府城與吾黨人士交。講古人爲己之學實信而篤志。絕聲利而安現在。將歸而敎其鄉人子弟請言於予。予曰方今學之弊也久矣。師之所以敎弟子之所以學無非記誦文詞之事。忘本追末懷利去義至於所謂爲己之學則蓋未有聞也。且夫鹿門四達之地行旅商賈之所湊會。貨利淫蕩之習舊而風俗之陋極矣。而今欲與之講學論道多見其不知量也。雖然均是人也秉彝之心不可磨滅。父子君臣之倫無以風俗而廢。上下尊卑之分不以古

今而改。天理不亡乎人心而民彝行乎日用。猶四時之運其間雖有風雨寒暑之乖戾。而春夏秋冬之序未嘗有變者也。嗚呼是道之命脈也教之根本也。開而導之豈有能不化而入道哉。故教之爲道本諸固有之性施諸日用之實。如木之有芽因其善端擴之。如糸之有緒就其知識繹之。不切切然責其私心欲自察而克焉。不規規然督其汚行欲自恥而改焉。無作爲以害其本。無預期以求其効。循循而導漸漸而化。而其要則在自修而已。蓋非觀感則無起信者。非起信則無所施教。是以德厚則及人之効深。德薄則及人之効淺。如幹之有枝如形之有影。蓋亦不能出其實得之外也。故有聖人之德然後有聖人之効用矣。有賢人之德然後有賢人之効用矣。有君子之德然後有君子之効用矣。未有君子而有賢人之効用者也。未有賢人而有聖人之効用者也。是豈唯教之道然而已哉。治國平天下。皆莫非此理。此謂之本末也。自學術不明士不知道。不務其本而追其末。亡諸己而求諸人。是其心不過取名釣利之計。則宜矣道益不明。其可嘆已。立大與余講學者五年於茲矣。其於古之大學所以脩己治人之道。則莫不考究焉。與世之讀書者異。今以其得己者欲施諸人。余知有其必所爲也。立大勉旃。自今而後聞鹿門之士觀感而起。重禮義貴廉恥。有孝悌忠信之風藹然而行。是則立大之德之脩之驗也夫。

弘化四年三月四日序

（三二一—三七小楠遺稿）

三八　擬朝鮮國王書

日本大將軍源某。奉書朝鮮王。先者關白怒王不恭。鋭兵百萬蹂躪王邦。王之赤子肝膽塗地。王雖還舊物實同新造。關白歿吾代執天下兵馬之權。猛將如林虎賁如雲。神威之所鎭四海載清。吾惟兵用於不得已不殺乃天之心。斯大敷文教用以安乂天下之民。吾雖不及古之先哲俾萬方懷德。而不可不使四海知吾代豐氏定天下之意。故特遣使持書布告腹心。自今以往通問修好以相親睦。況王邦境壤相接情如一家。隣好不修至重用兵夫孰所好。王請圖之。

三九　擬上某相公書

月日布衣某再拜上書某相公閣下。嘗讀唐韓愈上宰相書。竊謂擧用薦進責在于宰相。我唯修吾之可爲之道而已。然愈敢進求於宰相者不在中心憤懣。自抑不止而發者邪。雖有不自重之責而其志可悲矣。唯宰相何人也。天下之士憤然譏之。何啻當時然也哉。昔歐陽文忠公之好士也士有一言之合于道不憚千里之遠而求之。此豈若世之好名者勤延天下之士以傾動海內哉。良以天下之事非一人聰明才智之所獨能運也。故求士如此其至者忠愛憂國之誠凝結于中不啻猶商賤夫之於利途。又如夫饑渴者之就食與水也。凡爲大臣者以歐陽

公好士之心爲心而後天下之士歸焉。既歸焉則又應擧以任職共謀宗廟社稷之安令赫々之美有所繼承。夫如此則爲不負大臣輔弼之任矣。方今閣下抱經國之大才當化理之至要。士之抱負才能者孰有不致望於閣下者哉。閣下今歐陽公也。伏惟聖主在上隆治丕新之政莫急乎擧賢退不肖。寤寐頃刻之間務思得天下賢能之士以備四海生民之望。是以小人擯斥君子登用。若閣下以不次擢拔之選畀以以人臣至貴之位。則閣下之所以報聖主其最大且急者意在繼聖意得人材以樹國家久遠之業也。方今千古一遇。爲大臣者宜留心於進善類以爲至治之化矣。昔在春秋時管仲當齊國之政隆治赫々天下仰其風。至萬世頌桓公之德。而稱管仲之功者不衰。然仲之所爲獨自任其政不博求人材擧以共其事。是以仲死而險邪用事齊國大亂。使仲早自爲慮擧賢以繼其業。則雖有豎刁・易牙・開方之徒而不足深以爲患也。今閣下涖位既久未嘗聞有推引後進矣。抑天下之大求之無有當其望者邪。將國事繁多未暇及之邪。竊恐太平無事苟且因循遷延日月。險邪隱奸伺隙乘虛。一旦以致縱其黠巧之智矣。方今唯閣下可以聞此言。而某草莽野夫學識淺劣行事無成。不復萌用世志則非固負不自重之責者矣。但恐閣下當清明之日有爲之秋。來天下憤然之譏。是以敢進言不諱狂愚之罪自知誅戮。閣下幸憐容焉。

四〇　小野某墓表

小野君某歿而七十餘年矣。其外姪中島君某來諗曰。予外叔小野某之歿也不娶而家絕。其墓惟一沒字碑草深苔厚。每展拜之中心感惋。因思不及今表之則後世或無以知也。欲煩子書履歷。以不朽之。具狀敢請。案狀曰君諱氏俊。小野氏。稱源吉。本姓芳賀。祖考某有故改小野氏。某仕于藩臣小笠原氏。至君致仕。君少壯嗜武學於西某。技術精妙。窮居合・兵法・組討之術。寶曆五年命居合・兵法・組討師範。賜三口班諸役人段。同八年賜切米七石。明和九年爲步小姓師範如故。以安永四年八月九日歿。浮屠氏私諡曰玄明院。卜兆於熊本出街妙教寺中。合葬乎妹深入院墓。納金若干爲永世香火料。蓋君之遺意也。門人牧某繼其後爲居合・兵法師範。弟某爲組討師範。後河添某再爲三藝師範。河添某歿牧某繼之。嗚乎君家絕而無後。然其技術傳于世。其徒衆多則君之無後亦猶在焉。抑予有感焉者。君之歿也七十餘年。一片墓碣在草苔中。而未以有表之者也。今得中島君表之。而百世之後嚴然識爲小野君某之墓也。則中島君報親之厚共何如哉。嘉永三年冬十月橫井時存撰。

四一　木野君墓表

君姓木野氏方其名稱庄左衛門。壯爲番方。入小姓組。擢組脇。轉鐵炮十挺頭。經二十挺。累進三十挺。前後祗役江戸者四。賜章服者二。生於某年某月日。歿於嘉永二年五月二十九日。春秋五十有八。葬於城南蓮政寺。從先壠也。其友横井時存表其墓曰。嗚呼君以質直易良之資。脩治心養氣之術。勇於見義必爲。而不求近於名。毀譽得喪無以足累其心。而臨變處事必出乎常情之外。嘗送囚之江戸。到新井關。關吏撿之無券。令不得過。君令人言曰某以　大府之命送囚。請以非常過。吏不可。往復數次。自朝至日中不少易前言也。吏知不可奪。乃召君謂曰當以非常許之。但子到都宜告主公致無券之謝。君曰謝不謝在於寡君。某非所知也。乃過關。小姓組之役江戸也以輪次。命例也。有或不然者。君時爲組脇。一日會客。客罵曰非例如彼。而不能救焉用組脇爲。君若不聞者。既而客散。獨留罵者謂曰子謂我不救之乎不能則如此耳。出片紙於懷中披之則辭職表也。罵者大慙服。予在江戸與君同邸。一日君來告曰僕竊我金十兩何以處之。予曰客舍僕奴之賴。彼而爲之太可憎也。屬吏之外豈有他哉。君曰吾亦知其然。然彼年少蕩心花柳是以有盜心。且吾忽於藏金所以易竊也。是其罪雖重而情則輕。不若恕以保其生也。遂不屬吏亦不出僕。僕亦深感動不復爲惡也。君以不次擢三十挺。深感知己之恩必思有所報焉。是以雖病惱日深職事不少懈。先於捐舘二旬尚能馳馬試武。嗣子某以爲言。君曰以不肖之身蒙此擢拔死而後已耳。吾命在旦夕而未辭職。人將曰暗進退。吾豈爲

名爲之哉。既而臥蓐。乃上辭職表。君少壯學拔刀之術於大里子。子授以一句曰開半目見鼻端。是靜坐之術也。自是治心養氣終身無懈。嘗謂某曰新井之厄吾分必死。而此心泰然不動。是少異於衆者靜坐之効也。君志行之高大率如此。而與人交虛懷坦率不設畦畛。杯酒之際往往談笑諧謔。未嘗留意於世事。是以人目之爲闊於事情。是只以外貌見君者焉得知其內之所存哉。嗟乎吾與君交十餘年於茲。花晨月夕舉杯談笑。言或及心術之隱微。吾只據經而說理。而君則體究而心會。每思之未嘗不赧然服於心也。宋杲曰如載一車兵器不是殺人手段。我只有寸鐵便可殺人。若君者非寸鐵殺人者哉。因并書之使以表於墓上。後之君子庶有考焉。

（三八—四一横井時靖藏寫本）

四二　池邊憲里墓表

余素聞池邊君之名久矣。及家兄爲郡宰君頻頻來見焉。余亦接之。君質實不飾嚴正人也。其言吏事主清廉而糾胥吏之奸。斷爭訟而達寃民之情。不苟媮惰事先衆以身。不姑息循下行法必嚴。如夫勸農救荒起利除害凡所以愛養撫育斯民者。雖吏事之所最重且急而根本不治。則其用奚得而行哉。是以君之所至。必先糾奸吏斷爭訟不少以姑息臨下。有或以嚴酷病

君者君不顧也。余毎慨今之郡吏率長於富豪狃於游惰未嘗置心於民事。一旦及爲吏上承官長之意下徇屬吏之私。廢事曠職浮沈取容而已。求其毅然行己如君者豈易得哉。君名憲里稱爲之允。其先出於菊池氏遺族。天正中。有池邊玄蕃者喪亂失所領。落寓民間以終。子孫世家內田鄉上小田村皆不仕。至君初入內田官舍爲胥吏。擢郡代附横目轉田迎惣庄屋。自池田正院遷總以弘化三年八月十一日終。終月遷小田不果之也。齡五十有七。葬於上小田村先塋之域。君妻原口村某氏擧一女無男。養石原氏之子憲道爲後以女配之。憲道嗣爲杉島惣庄屋。及其來徵墓表。余謂之曰官途如浮雲憂喪則罔職。如子之先君子志在民。而不在官。是以得毅然行己子其勉之。見夫趨拜馬首摩掌献笑仰人之氣息以爲憂喜者。是豈有志於民哉。并書勵憲道。是又先君子之志也夫。

横井時存記

（洪水文庫藏寫本）

四三　矢島忠左衛門の配三村氏碑隠の記

此棺は益城郡中山の御總庄屋矢嶋忠左衛門の配三村氏を納めしものなり。三村氏名は鶴、和兵衛某の女、寛政十年三月朔日に生れ、文政二年屋しま氏に歸し、嘉永六年五

月廿一日春秋五十六歳にて終りぬ。此人貞正の生れにして、義理に明らかに禍福利害にうつされず、又能なさけ深く人を憐を以て心とせり。家にありて能く祖父母に仕へ、兄妹と同じく賞せられて銀若干を給りぬ。既に嫁して家貧しく自ら農事を勤め蠶を養ひ、人の堪ぬ業を盡し舅姑に仕ぬ。やゝゆたかなるに到りて衣服飲食みづからの事は極めて儉素なれども、理に因て財を出すは聊も嗇なる事なし。二男七女を生み子を教るに必眞心を磨き行實を盡を以て心とせり。病て牀に在ること殆百五十日に及び、疲勞日々に進めども精神平生にかはらず、折に觸事に就き子を教へ戒ること到れりと云ふべければ、其子の母をしたひ忘られぬ餘りに、世替り時移山崩れ地拆けしるしの石も無く成りて此棺を發かん人のあはれみてうづみ給はん事を希て余に乞て其あらましを記せしむ。余と云ふものは熊本の横井時存にしてその子の矢嶋源介が師とし友としする人ぞかし。

（徳富蘆花著「竹崎順子」）

四四　龍喩

天下果無レ龍邪在焉。見レ之邪否。不レ見而曰レ在焉將有二其說一邪。易曰雲從レ龍。既曰レ龍其在二於天下一

三寺三作に與へたる小楠の筆蹟（長野幹藏）

也必矣。然則古在焉今無焉邪。在於古者豈無於今邪。蛇者吾知其爲蛇。蚪者吾知其爲蚪。至龍吾未知其爲龍也。今夫人指以爲龍者非蛇則蚪非蚪則蛇。蛇與蚪爲龍。於是眞龍者潛矣。嗚乎英雄豪傑之士世無常出甚於龍。天下之衆夥多果無其人邪。術智之類英雄。權詐之似豪傑。人不知其爲術智權詐。信然以爲英雄豪傑之士。嗚乎眞龍不與蛇蚪伍。英雄豪傑之士於是晦其跡矣。夫有豢龍氏而眞龍見矣。有明主而英雄豪傑之士出矣。天下眞無其人邪。其眞不知其人也。

（横井時靖藏寫本）

四五　李語書後

李退溪曰。第一須先將世間窮通得失榮辱。一切置之度外。不以累於靈臺。既辨得此心。則所患已五七分休歇矣。

學者當先立本領。本領已立有可居之處。所謂本領者在此一言。而眞心脩養洒然脱却。則順境逆地無不適而泰然焉。是學所以貴立本領也。三寺君見來訪講學二句。道同心合間以此言告之

則深以爲然。君將歸其國。各國千里再會何期。乃不顧拙筆謹錄此語以代贈言。

嘉永二年十一月

横井時存拜

（長野幹藏）

小楠は常に此の言を愛したから德富一敬が嘉永四年に小楠塾を辭して鄕里に歸る時にも亦之を書き與へたのを蘇峯が藏してゐる。德富のには「已立」の下に「斯」の字あり、「此之一言」を「李退溪之此言」、「修養」を「會得」、「順境」を「順地」、「逆地」を「逆境」となし、又「是學所以貴立本領也」を省いて「葦北德富子將歸其鄕余告之以此言更述其所以然者以爲贈言如此　嘉永四年九月小楠堂主書」と記してある。

四六　書與宗家横井次郎吉之語

祖先以百戰之勞僅起其家。而子孫安然有其業。每思之眞不悚然起于內矣。而或忘祭事或荒職分而逸樂以送其生。不取罪於神明者幸也。

爲士夫者當以學文講武爲樂。玩好技藝一切以酖毒待之可以進德矣。

振起三千年神州男兒之士氣。一洗六大洲禽奔獸蹄之醜夷。是謂大丈夫之志。

生皇國不知皇國之道焉知聖人之道。眞知聖人之道則知皇國之道。是道不二天地之間也。

爲横井君書

横子操

（德富一義「東遊日錄」）

四七　內藤泰吉に告ぐる語

一　士・農・工・商及醫共職異なりといへ共苟も道を學ぶものは皆士なり。士にして志家職にあり、士と云べけんや。家職を卑として勉ざるは分を知らざるなり。思はずんばあるべからず。

一　西洋之書を讀むは第一彼諸國之治亂・興廢・政事・兵道及士風・人物に至る迄詳に研究し、天下の見聞を廣めずんばあるべからず。彼れ醫書のみを讀むは俗醫の陋なり。

一　我國以前の外寇專唐國を相手にせしに因て軍備中必儒者の手當あり。今日は專西夷にあれば通辯を學び緩急の用に備ふるは西洋醫之役なり。學ばずんばあるべからず。

一　東洞吉益氏云醫者非レ醫二一人之病、當レ醫二天下之醫。達哉言、如レ此志を立業を勉む、方に是眞醫と云べし。

嘉永三年八月書以與二泰吉子一　　横　平　識

（洪水文庫藏寫本）

四八　送二左・大二姪洋行一（左は左平太 大は大平）

明二堯舜孔子之道一。盡二西洋器械之術一。何止富國。何止强兵。布二大義於四海一而已。有レ逆二於心一勿レ尤レ人。尤レ人損レ德。有レ所レ欲レ爲勿レ正レ心。正レ心破レ事。君子之道在レ脩レ身。

（横井時靖藏）

小楠の二甥送別語（横井時靖藏）

四九　南朝史稿

本書は半面十一行毎行二十一字、廣版の無罫紙に小楠親ら筆したもので、今横井（時靖）家に藏せられてゐる。墨附すべて五十八葉は三つに分れて、「一」は首から隱岐より還幸まで廿四葉、「二」は護良親王の入朝から延元元年十月新田氏一族の越前に於ける義戰まで廿七葉（もと「一」とは別册だつたかの痕迹も見える）、「三」は「一」の中の幾章かの文を修正した七葉である。卽ち「一」と「二」とは初稿、「三」は再稿であるらしい。再稿の存するが少くて「南朝史稿」が何處まで筆を進められたかを明らかにせられぬは遺憾の至りだ。始の部分は胡粉で消しては字を改めてあるが、終になると消したまゝで傍に書足してある（「三」に於てさへも）など眞の稿本で有る。「一」と「三」とは並べ出せば小楠の作文の用意も窺はれて興味もあるが、今は「三」の

存する限り「一」のに取代へて之を出した。南木之夢を論じた文章は「三」にのみ存するのである。

本稿は開卷に「南朝史稿」と題し、後深草・龜山兩統迭立の由來を略述して、後醍醐帝の御即位よりを本文として上述の如く、延元元年十月の記事に至りて止んで居る。蓋し南朝史は同年十二月後醍醐帝が吉野に潜幸せられ（此の時京都には光明帝おはす）てより起るべきで、後醍醐帝の當初からでは無いから、此の史稿では實はまだ南朝に及んで居らぬ。再稿では無論其處まで進んだらうと察せられる程未完成の物であるが、小楠が特に南朝史の撰に從事したことそれ自身が興味ある事實であるから之を明らかにする目的で左に掲げる事にした。小楠の本史の起稿及び中止につきては傳記は第五章、四に記載して置いた。

南朝史稿

小楠自記「南朝史稿」の第一頁

（横井時靖藏）

承久之亂北條義時遷後鳥羽・土御門・順德三帝于遠地。立後堀川帝。帝傳位于太子。是爲四條帝。帝崩無後。北條泰時以土御門不與承久之事也。立後嵯峨帝。帝二子後深草・龜山相繼升位。後嵯峨特愛龜山。欲令其後承皇統也。迨後宇多生。輙立太子。而長講堂領爲後

深草湯沐邑。後嵯峨崩。後深草以不得志。與龜山不相善。嘗爭政柄。北條時宗不知後嵯峨帝遺命也。訪大宮院太后。(二帝母)太后告以屬龜山帝。事乃得定矣。後宇多即位。後深草憤恨欲削髮。又密遣使關東以後嵯峨帝意不獨屬龜山也。於是北條時宗以上皇皇子爲後宇多儲貳。是爲伏見帝。帝立三年有賊淺原爲賴。夜入宮中謀逆不成自殺。北條氏檢之事連龜山上皇。上皇賜書于貞時誓無他。帝又密敕貞時曰。龜山之在位憤承久事陰有所圖。恐非卿利也。貞時乃立帝皇子。是爲後伏見帝。後宇多上皇遣使貞時。責違後嵯峨帝遺命。貞時乃□帝。立後宇多皇子是爲後二條帝。因議定後深草・龜山兩統更立之策限以十年。及帝崩。立後伏見之弟是爲花園帝。帝欲立後二條皇子邦良承其後。龜山上皇特屬意于後宇多二子。遣使諭貞時立之。是爲後醍醐帝。(本紀・藤原定房傳・北條高時傳・正統記・太平記・增鏡・讀史餘論)

文保二年春二月帝即位。後宇多上皇聽政院內。三月立皇姪邦良爲太子。(本紀)

元享元年上皇還政。帝始萬機勵精求治。十二月置記錄所親聽訟訴。廢天下新關但大津・葛葉二關依舊置之。先是北條氏列世執天下之權。皇統□□一任其意。帝憤怒陰謀滅之。適北條高時失政。其家宰長崎高資等恣權。將士離心多背叛者。帝竊喜之。令大納言藤原師賢・中納言藤原隆資・宰相平成輔・中納言藤原資朝・右少辨藤原俊基稍延攬武人。俊基以要劇不暇思屛居經畫大事。會延曆寺狀訴。俊基故誤讀狀中字。衆目嗤之。俊基爲羞色稱疾家居。竊

裝道士觀察畿內・關東・海西民俗要地。資朝亦潛行東國以結豪傑。美濃人土岐頼貞・多治見國長並以英武著。資朝蚤緣得見。會頼貞・國長番直京師。乃欲共謀大事而慮其或不聽。於是與俊基及師賢・隆資・左衞門督藤原實世・僧游雅・玄基・武人足助重範等數延頼貞・國長深相交驩。每會脫冠露髻座無位次。令美姬單衣行酒名曰無禮講。極盡歡心。遂告以大事。頼貞等傾心相謀。而恐物議。令僧玄慧講唐韓昌黎集託以文會。南都僧徒稍多歸心者。（本紀・資朝俊基高時傳・太平記）

正中元年九月。六破羅府帥遣兵襲頼貞・國長于京師殺之。初頼貞族頼春妻齋藤利行女。利行六破羅府吏也。一夕頼春對妻泣下。妻怪之問則以實告焉。妻走告利行。利行告之六破羅府。明日府帥分兵討國長・頼貞。頼貞起而理髮。見敵提刀奮鬭久之。敵兵掩至。知不可免。走入寢所潰腹死。一族盡鬭沒。敵軍襲國長。國長方被酒而臥。倉皇驚起。側有一妓助而擐甲。呼起族兵小笠原通弘。適依其舍奔出禦敵。見車輪旗章知爲六破羅兵。馳入呼衆曰。大謀已發諸君宜決死。乃執弓箭登門櫓大呼亂射發二十三箭。殺傷如數。箙留一箭執插腰間。拋箙呼曰此箭可以備冥路也。乃嚼刀鋒投櫓下死。國長及一族二十餘人環甲執兵。闔門而待。敵不肯進迫。乃開門大呼恥敵。敵怒爭進。擊却之。敵更以生兵戰。自辰至午。殺傷甚多。既而敵兵一千人自舍背入。國長與二十人互刺而死。至是北條高時遣兵收資朝・俊基致之鎌倉。鞫問不服。高時憤甚將議□帝。帝遣中納言藤原宣房。賜書誓以無他。高時奉還其書。釋俊基還京師。遂

流資朝於佐渡。（本紀・賴貞國長高時傳・太平記・增鏡）

嘉曆元年三月。太子邦良薨。立後伏見皇子量仁爲太子。先是廷臣多貳太子者。帝憤之欲廢太子立長子尊良。詔北條氏諭之。北條氏不奉詔。至是太子薨。帝又欲立二子護良。高時更立量仁親王爲儲貳。帝大怒以爲人臣與議皇統在古未聞之。且後嵯峨帝遺詔皦如明鏡。然屢違之。何其不臣之甚。乃遣藤原定房詔高時曰。朝廷立太子。關東肯挾異議終不厭天心。後深草宗世有長講堂領。雖登祚之日併奉之。而龜山宗潛龍無復有奉邑。甚無謂也。必奉十年迭立之約當以長講堂領奉附朕也。高時又不奉詔。帝憤恚陰謀北條氏。乃與皇子尊雲謀誘諸寺僧徒。因以尊雲爲山門座主。護良廢棄講讀專習武技。矯捷絶倫頗通韜畧。見者以爲非座首所宜爲。莫不怪焉。帝屢幸延曆・東大・東福寺等以收僧徒之心。又託皇后生子。召諸寺僧呪詛北條氏。（本紀・護良藤原定房傳・正統記・太平記）

元德二年四月盜殺大判事中原章房。初帝謀討北條氏于章房。章房固諫止之。帝恐語泄陰命參議平成輔圖之。成輔乃募刺客。伺章房出刺殺之。（成輔傳）

五月高時遣兵。捕僧圓觀・文觀・忠圓致之鎌倉。圓觀不首詛北條氏。高時鞫而得實。乃再收俊基。會後伏見上皇使人來具告朝廷之謀。高時大怒。議圖帝及皇子遷之遠境。公卿黨者斬之。遣二階堂貞藤等率兵三千至京師。尊雲親王諜知其謀。馳使奏曰高時遣兵西上。欲遷乘輿

于絶島殺臣尊雲。陛下宜乘夜幸南都。更假御服于近臣陽爲陛下以赴叡山揚言車駕避賊。賊聞之必盡銳來攻本寺。僧兵拒之數日。則徵畿內勤王兵夾攻之殲賊必矣。願陛下速用臣策。不然則大事去矣。時大納言師賢・中納言藤房・弟宰相季房宿直。帝召與議。藤房曰事急矣。宜用皇子策。乃裝宮人輿乘帝及神器奔。中納言源具行・大納言藤原公敏・左近衞少將源忠顯等追至。帝更御竹輿。大膳太夫重康・樂工豐原兼秋・隨身秦久武昇之赴南都。遂幸笠置寺。使大納言師賢服龍衣詐稱帝赴叡山。中納言隆資・左近衞中將爲明・源定平等隨之。僧徒大喜來集一夕得三萬。而六破羅帥謂帝在宮中也。遣兵索之不獲。則收大納言宣房等四人而去。於是以萬人攻叡山。尊雲與尊澄將僧兵六千陣八王寺。別以三百逆擊于辛崎走之。斬賊將海東仲家。遂議以本院爲行在。僧徒悉集。會風揚輿簾。見師賢龍衣而坐也相顧愕然。乃悉散去。師賢等奔笠置。護良兵亦散。乃與尊澄分路出奔。（本紀・尊雲藤房高時傳・太平記）

八月帝在笠置。詔畿內勤王莫復應命者。帝憂之。適夢紫宸殿庭有一大樹南枝最繁。其下設御座百官班列。有二童子來跪。指座泣奏曰天下無地容陛下。唯此可以坐也。既覺。念文木從南楠也。意有姓楠者出扶朕以定禍亂。因召山僧訪之曰地方豪傑有姓楠者乎。對曰金剛山下有楠正成者。其祖出橘諸兄。而落爲土豪。母祈志貴山生正成。山神毘沙門也。以故小字多門以材武著。帝曰是也。使藤房往召正成。正成即決意隨藤房詣行在。帝命藤房言曰討賊之

事。朕一以託汝。抑汝以何策決必勝。正成感激對曰東夷大逆自招天誅。但中興之道有智與勇也。東夷有勇而無智。較于勇擧天下兵不足以當武藏・相模。較于智是易與耳。雖然勝敗常也。不可以少衂折變其志矣。正成而未死也陛下毋復勞叡慮。乃辭行在城赤坂將以奉乘輿焉。備後人櫻山茲俊。起兵據一宮城。正成茲俊傳・參考太平記

橫存曰甚矣史之不可信也。欲美其人託以附會。不唯無益適足以害忠臣義士之大節矣。余於南木之夢深爲楠公憾之也。果如史之所言則公是顧利避害之徒。何爲天下大節之臣。何哉。天子大難近在咫尺。公坐視之待詔卽起。夫生其土食其粟。而坐視其君之大難不敢輙援之。非利害有所制焉。而圖成敗之勢者哉。圖成敗之勢待詔卽起。是高德・茲俊輩尙且所不爲。而以公大節甘然爲之。余知其必不然也。帝之在笠置也。近畿將士方持兩端無一人入援者。意公慨然獨起而赴其難獻策定議。辭還赤坂以誘四方勤王之義氣者。不待史而明矣。不然則危據赤坂固守千破劔。以千百就盡之卒戰百萬日滋之師。義氣奮然不少變折以致中興之大勳者安能得然也哉。然史者不察其實。美公平生。爲之附會以擬高宗・文王之夢。令其大節隱滅不傳致疑于千秋。甚矣史之不可信也。夫妄莫甚乎夢。夢而有實天下何事有不實焉。高宗・文王之夢奚知出于史者文飾而然哉。余遂未能信之也。

九月六破羅二帥發兵七萬犯笠置城。城兵三千人擁錦旗嚴肅守陣。賊軍氣褫不肯輙進。是

助重範登櫓呼曰身是參河人足助重範也。欽奉天子之命守此城門。先軍旗號非美濃・尾張兵乎。車駕所御謂六破羅公可親詣也。命大和工鍛一二箭鏃。公等請試其利。乃滿引而發達二丁外。中一騎將而顚。有一賊以身蔽屍。手扣其心曰君技不似所聞。請再射之。重範以爲彼蓋特重鎧。乃射其兜應弦而殪。南都僧本性房多力乘高投石。賊不得進而退。適高時遣北條貞直・足利高氏等六十三將舉八州兵十餘萬西上。未至笠置。賊兵乘夜襲城城遂陷。將士潰散。錦織俊政奮勵曰奉詔討賊義當死。逃將何往。袒肩力鬪。矢竭刀折與其子某・衆十三人割腹而死。石川義純父子亦力戰自殺。親王以下文武官僚盡就執。帝與藤房・季房奔有王山。將赴赤坂。賊執以奉平等院。遂徙之六破羅。帝命備行幸儀乃往。於是賊奉皇太子即位。（光嚴帝）請帝傳神器。帝命藤房傳旨曰此器歷朝所授受。雖世有亂臣未聞恣相與奪。且璽・鏡遺之笠置。唯有寶劔。若或近迫玉體朕將有用之。不聽。賊迫請之。乃授以鏡及新劔璽。每日沐浴拜皇祖如常禮。賊頗憚之。僧良忠謀奪帝不果。尋就虜。（本紀・重範高時傳・參考太平記）

正成之城赤坂也城方可二丁。三面平地。兵僅五百人。取農粟充糧。慮行在不守方欲迎駕拒賊。賊陷笠置乘勢來攻。兵亡慮三十萬。正成令弟正季・族和田正遠率兵三百伏城外山中以待東軍。東軍至望見其城。憫笑曰此可隻手撥耳。爭下馬肉薄攻之。城兵齊射殺傷千餘人。東軍沮卻卸甲而息。正季分兵爲二馳入賊軍呼譟擊之。正成以二百人開門突出麾兵亂射。東

軍擾亂棄器械而奔。旦日東軍分爲二軍。一設伏一攻城。正成豫設複墻。俟其肉薄絶纜壓之。因投巨石大材壓殺七百人。居五日敵更蒙盾齊進。以鐵搭鉤坤坤殆壞。正成令士卒以長柄杓沃沸湯。敵焦爛而退。東軍於是築營爲持久之計。而城中兵餘五日食。正成謀衆曰吾先天下起兵討賊死固其分也。然臨事而懼好謀而成勇士所尚。今我佯死賊必去。去則復起令賊勞奔命。是制勝之道也。衆曰善。乃爲二大坑塡以死屍。積薪其上。留一卒戒曰。度我行遠發火。乘風雨夜稍遁入金剛山。及火發東軍爭上城。見坑中積屍以爲正成信死。乃引兵東還。櫻山玆俊既略國内將出兵于隣州。聞笠置陷正成死衆皆散去。玆俊遂自殺。（正成玆俊傳・太平記・增鏡）

元弘二年二月高時遷帝于隱岐。其禮比承久頗厚。參議忠顯・一條頭大夫行房・嬪藤原氏從。三月遷尊良親王于土佐。尊澄親王于讃岐。恒良親王于但馬。流大納言師賢于下總。大納言公敏于下野。權中納言藤房于常陸。參議季房于下野。殺平成輔于相摸。足助重範于京師。（本紀）

四月車駕至隱岐。以國分寺爲行在。置兵護衞。初帝之在笠置也。備後人兒島高德起兵將赴援行在。聞笠置陷楠氏敗乃止。聞帝之西遷也。謂其衆曰我聞志士仁人者殺身以爲仁。將與諸君奪駕擧義。卽死耀名于千秋。衆奮從之。伏舟坂山而待。久之不至。遣人候之車駕向山陰道。乃間行至杉坂既過矣。衆遂散去。於是高德獨變服到行在。護衞甚嚴不得見帝。乃夜入行館。斫櫻樹書之曰。天莫空勾踐。時非無范蠡。旦日衞兵聚視無知所以也。遂奏之。帝視之欣然

心知有勤王者也。高徳傳

五月正成出金剛山。以兵五百攻赤坂城。城將湯淺定佛徵糧于紀伊。正成諜知之遣兵奪之。充甲其苞。使卒三百爲送糧者。荷到城下。別出兵爲追撃之狀。城兵望見以爲敵奪我糧也。開門納之。三百人取甲于苞大呼奮戰。外兵應之轟入城中。定佛不及戰而降。正成併其兵徇和泉・河內得二千人進陣天王寺。京畿大震。六破羅二帥。遣隅田通治・高橋宗康將兵五千來攻。正成設三伏于天王寺側。別以羸兵三百拒渡邊橋。賊望而易之輒渡橋進。我兵佯走。賊追至天王寺伏發掩敵。敵軍相呼而却。正成奮撃乘之。賊兵爭橋橋墜溺者無算。大敗而還。會宇都宮公綱來援。六波羅二帥。命公綱來撃。公綱以紀・淸兩黨五百人發。和田某謂正成曰隅田・高橋五千兵我輒破之。彼公綱五百逆撃鏖之。正成默然久之曰兵在和而不在于衆。公綱坂東驍將加以紀・淸兩黨。且承敗衂之餘以寡兵來擬。其志在必死。我藉使克彼必多傷我衆。天下之大事何止今日。宜愛士力以圖後擧也。我將不戰而屈之。卽拔營而去。公綱代營之。正成卽夜遣卒三百加以民兵炬火山野。漸多漸近。公綱嚴兵待者三晝夜。一軍氣屈乃引還。正成復軍天王寺。嚴禁焚掠。威信並布。遠近多來屬者。寺有上宮太子讖文。正成請見之曰當人王九十五代天下一亂而主不安。此時東魚來吞西海。日沒西天三百七十餘日。西鳥來食東魚。其後海內歸一三年。如獼猴者掠天下三十餘年。大凶變歸一元。正成指謂其衆曰所謂人王九

十五代方當今上。而東魚非高時乎。西鳥食東魚當有起兵滅關東之人也日沒西天三百七十餘日明指上在隱岐。復辟蓋在明年之春也。諸君勗之。衆皆奮勵。乃收兵還金剛山。相千破劔城之。令別將守赤坂。(正成傳・太平記)

六月高時殺中納言資朝于佐渡。資朝爲人英明果斷抱有爲之志。常憤時世。正和中權中納言藤原爲兼謀滅北條氏。事泄流土佐。資朝遇之于道路。目送嘆曰大丈夫處世。得如此而足。嘗與內大臣藤原實衡直禁內。會西大寺僧靜然入朝。淸瘦長身鬚眉皓白。實衡起而敬之。資朝曰此老瘦耳何敬之乎。又嘗愛盆樹聚幹條盤屈者。一日避雨于東寺門見丐兒癃殘跛躄。厭其醜穢曰所謂怪奇如此不如平常之可尙也。還家以盆樹盡棄之。其志操卓然不與世同好惡也如此。臨死作偈曰五蘊假成形。四大今歸空。將首當白刄。截斷一陣風。資朝之在佐渡也。其子國光年甫十三自京赴省。就監吏請見不許。國光憤之。及資朝死夜詗監吏將有所報焉。吏適易寢。見本間某臥。某刄資朝者。國光意此亦一時之仇。乃殺某逃京師。玆月高時又殺中納言具行于近江。右中辨俊基于葛原岡。俊基作偈曰古來一句。無死無生。萬里雲盡。長江水淸。(本紀・資朝俊基傳)

玆冬尊雲親王起兵據吉野山。先是尊雲出叡山遷南都般若寺。笠置陷賊遣兵圍寺。尊雲不知所爲。傍有三經函。一函蓋空經出。乃跳匿函中以經自覆。擬刄胸間而臥。賊兵周索不獲。遂

檢二函一函以卒蓋不檢而去。尊雲度彼逸一函必再來檢。急移匿別函。賊果返檢傾函出經。戯曰大塔宮不在也。（尊雲宮居大塔因稱大塔宮）唯大唐玄奘三藏在耳。大笑而去。（唐塔國音同）於是尊雲與村上義光・片岡八郎・矢田彦七・平賀三郎・（失名）及僧光林房（玄尊）・赤松則祐・木寺相模房（惠勝）・參河房（英實）・武藏房（豪雲）等九人爲道士裝。負笈走熊野。所經深谷層嶺無人煙。饑困旬餘。始抵十津川。憩一廢祠。玄尊適乞一家。見家童出問主人名。曰是戶野兵衛者也。玄尊素聞其名。乃入門覘察。會家有疾病。玄尊陽爲道士語。一女奴出接曰主母罹邪氣。願煩師之祈禳。玄尊指廢祠曰老師在彼奇功如神。乃請尊雲誦經呪祈。病者忽愈。兵衛出謝曰山家無物可供。願止數日以解羈疲耳。一夕兵衛對爐謂曰師未聞乎。大塔宮避難熊野。別當定遍素黨北條氏。非駐駕之地。弊邑雖小四方負險。人心素勇而武。昔日平維盛來依我祖。卒得保全。今大塔宮幸來于此。某將死生奉之。尊雲曰大塔宮果來君實爲之用。曰我門雖微一旦唱義吉野十八鄉誰肯背命。尊雲乃目勝憲。勝憲促膝進指尊雲曰是卽大塔宮也。兵衛熟視猶有疑心。片岡八郎・矢田彦七脫巾露額。乃大驚曰果非眞道士也。於是築室奉之。扼絕險阻爲守備之計。兵衛舅竹原八郎迎致其家。尊雲蓄髮更名護良。納八郎女有寵。八郎益奉戴無貳。四方近鄉稍歸心。既而賊購其首千金。土豪變志。乃入吉野山路于芋瀨。令庄司啓行。庄司不奉命。乃與錦旗去。村上義光後至。見庄司兵持錦旗問故。大怒罵曰我君討賊。汝匹夫敢爲不逞。奪旗掀賊去。到小原。主置庄司據險絕路。

乃遣片岡八郎・矢田彥七諭之。玉置不答而入。室內騷然。窺之則甲二人走。玉置馳數十騎追之。返戰斬一騎。敵兵亂射。八郎傷二矢。麾彥七曰去矣。速報皇子。前鬪死之。護良聞之謂衆。事既迫何避之爲。我死劈面割鼻令不識別。不然自我死。天下勤王義膽落。衆皆奮激爭赴玉置兵。會野長瀨六郎兄弟。率兵來援。玉置兵不戰而潰。抵吉野據寺爲城。以兵三千守。（護良傳・太平記）

三年正月帝在隱岐。二月賊將二階堂貞藤以兵六萬攻吉野。接戰七晝夜。城固不拔。會賊乘夜縋城而入縱火呼譟。外兵應之。城遂陷。護良親執薙刀率左右二十餘人戰鬪。賊兵披靡。護良甲被七箭。頰腕傷兩処。流血淋漓。退入幕中。命酒與將士訣。滿引巨觥。立嚼三爵。木寺勝憲貫首于刀鋒歌舞侑之。村上義光被十六箭奔謁曰臣戰內門。聽引訣之聲凄然而還。城既陷不可復爲。請速奔。幸賜臣錦甲。侵尊佯以死。護良曰死可共死何必獨生之爲。義光大聲罵曰何怯。以是舉大義可慽哉速脫甲。起解甲緒。於是護良以爲然。乃賜錦甲。潸然涕下曰我生祈冥福死同冥路。遂出城奔。義光穿錦甲登櫓。大聲呼護良名。啣刀鋒投櫓下死。義光子藏人義隆欲從共死。義光戒之曰父子之義則然。而且存命以任皇子緩急。乃隨護良奔。敵兵追急義隆止死。於是護良逃匿高野山。（護良傳・村上義光傳・太平記）

是月高時遷恒性親王于越中。尋戕之。（本紀）

護良之在吉野也。遣赤松則祐諭其父則村舉兵。則村起兵播磨。城苔繩據之兵凡一千人。分

守杉坂山里以絕山陽・山陰二道。進城馬邪山據之。於是京師失西海之援軍。勢日益振。伊豫人土居通治・得能通言並起兵勤王進土佐。長門探題北條時直以兵艦三百來攻。通治・通言逆戰星岡大敗之。四國兵多來屬者。乃艤于今治謀東攻京師。（則村土居得能傳）

賊將阿曾時治攻赤坂城。城兵力拒殺傷過當。賊絕水道城乃陷。赤坂・吉野既陷。畿內勤王獨在正成也。關東三軍盡萃千破劍城。而西南諸道兵應高時檄者亦會焉。稱八十萬。合勢薄攻。正成以千餘人拒之。城東西臨谷。南北接金剛山。壁立數千仞。賊兵恃衆四面仰攻。正成令士卒投巨石隨亂射之。大敗而奔。賊令十二史記死傷。三晝夜不閣筆。乃令軍中嚴禁攻城。設營環圍。城有五泉大旱不涸。正成更作大槽數百貯水。雨則引屋溜槽養以黃土。以故水常有餘。賊議謂叢爾山巓不可有水。毋乘夜出汲乎。前攻赤坂絕水乃陷。此謀可襲也。令名越守東溪。久之無出汲者。正成瞰其稍怠。以兵三百乘夜疾擊走之。奪其旗幟而還。且日樹之城上呼曰此名越公所贈。有公徽號我無所用。遣一族人來取之。因大笑之。名越慙恚舉族薄城。城上豫懸巨材發而投之。仍大射之死傷略盡。於是賊益禁戰長圍苦之。正成作藁人數十被以甲鎧羅列城外。乘曉霧大鬨。賊相告曰城兵窮蹙出戰也。爭而赴之。我兵略發數箭逡巡入城。敵薄藁人則連投巨石。殺傷八百人。賊又作雲梯長二十丈跨壑架城。銳兵數千乘梯進薄。正成令投炬火。唧筒灌油以助火氣。梯絕陷壑焚死數千人。六破羅二帥遣宇都宮公綱來援。公綱以

手兵攻城。鑿陷城櫓。正成應機拒之。賊竟不能拔。諸道豪傑望正成之風。起兵應官軍。護良又令民兵絕賊糧道。賊兵大困逃亡相繼。（正成傳・太平記）

閏二月帝竊出隱岐。奔伯耆。依名和長年。先是高時以天下多勤王者。慮帝逃出。乃戒監吏佐佐木清高益嚴守備。清高更令州郡兵警衛行在。遏絕中外。不得通。富士名義綱守中門。竊謀奪帝。帝一夕使侍女賜酒義綱。義綱因白曰皇上未聞乎。楠正成據金剛山擧義。關東兵百萬攻之不得拔也。伊藤惟群起兵備前。城三石。絕山陽道。赤松則村奉護良親王令。略播・攝二國。進陣摩耶山。勢震五畿。而土居・得能二氏起南海。大破北條時直。四國兵盡屬二氏。或唱理軍艦來迎車駕。或將攻京師也。是皇運將回之秋也。然聞高時更謀不良。以臣番直之時。宜出行在帆千振港。幸出雲・伯耆之間。臣佯追而隨之。帝不輙信也。乃賜侍姬察之。義綱感激。益堅忠節。於是遣義綱于出雲。諭鹽谷高貞。高貞拘義綱不還。帝乃僞稱宮人夜出行在。奔。獨少將忠顯從之。叩一民家。主人熟視帝狀貌。知非常人也。乃負而至千振港。託之舟人。舟人亦有感喜色。忠顯告以實。揚帆而馳。顧見十數艘近。則清高也。舟人匿帝及忠顯于舟底。覆以魚苞。坐其上而釣。清高兵來索。舟人詐曰嚮京裝者二人發港。去在數里外。清高走之。既而敵舸百餘艘又追至。會風止。所御舟不得進。帝投佛舍利于海。默祈。風忽暴起。敵舸不知所之。漂蕩四日。遂到名和港。忠顯問港人土豪可倚者。答以名和長高。乃獨至其家。傳詔。長高方集族而宴。未有

荅也。弟長重進曰古今人之所重名也。今辱帝者自託。死生以奉之擧名于百世耳。何議之爲。長高乃決意曰度賊兵且至。長重去迎帝奉駕船上山。諸君宜繼至。卽隨數人擐甲上馬。而馳迎帝名和港。忽卒無輿。長重被新薦于甲背負帝登山。帝羸困甚。藉木葉進食。遂御船上山。長高令邑人運我倉粟于山者。人賞錢五百。一日致五千石。乃燒其家。率百五十人以護行在。伐樹爲塞。列屏爲垣。弟氏高計以松煙薫布。晝近國諸豪章幟樹列山上。明日淸高以兵三千來攻。望見旌旗大沮。我兵以寡少蔽樹而射。射殺一將。賊兵八百來降。淸高不之知也。麾兵急攻。適日沒雷雨驟至。長重及弟長生等乘雨奮擊。擠賊兵于谷。鏖千餘人。淸高僅以身免。帝製文及和歌。賜長高曰以示汝忠于百世也。於是授長高左衞門尉兼伯耆守。賜名長年。富士名義綱・鹽谷高貞以千餘騎先至。山陰・山陽諸豪望風來屬者數十姓。軍勢大振。（本紀・富士名義綱忠顯長年傳）

三月賊將佐佐木時信等以兵五千攻摩耶山。赤松則村令羸兵三百誘敵于山下。敵望見易之輙進追之。我兵佯走。追至七曲坂。坂險絕賊不肯進。赤松則祐・飽間光泰乘高亂射。賊兵擾亂。則村以五百人奮擊大敗之。賊更發兵一萬來攻。則村率三千人下山逆擊。會驟雨憩小村。賊軍數千掩至。則村以五十騎突戰。從兵殆殲只餘六騎。乃撤章幟混亂兵。有一將將上馬。則村佯爲賤者扶乘之。目衆爲赴敵狀。馳入本軍。明日則村進擊賊于瀨川。筑前守貞範・佐用範家・宇野國賴・中山光能・飽間光泰等七騎草林登山突出賊軍。賊軍大騷。乃下馬亂射無復虛

箭。我軍七百騎大聲奮擊。賊軍敗奔。則村將收軍。則祐曰賊盡銳來一敗膽落。直攻京師拔六破羅必矣。衆善之。分兵二軍乘夜縱火而進。黎明至桂川。賊兵六萬臨川而陣。則祐擧鞭亂流。飽間光泰・伊藤介久・河原宗充・宇野國頼・小寺勝憲繼渡。勝憲馬溺。泅水底先衆上岸。範資・貞範麾軍渡。賊兵氣奪不戰而走。則村長驅入京。我別軍將左衞門佐忠俊進入七條縱火街舍。光嚴帝奔于六破羅。時旣薄暮則村以寡兵。按軍不進。賊縱騎絕背我軍大敗。貞範・則祐渡河追賊欲馳入六破羅。全軍旣敗乃棄章幟雜賊中。賊將呼曰敵雜我軍。彼渡河人馬必濕。見濕搏擊。貞範等知不可紛並轡馳敵。從兵盡沒奔入本軍。則村收敗兵得一千騎。分爲二軍。進戰七條。賊又縱騎絕後我軍遂敗。奔保山崎。（則村傳・北條本・太平記）

是月菊池武時起兵肥後討北條英時于博多。不克死之。初武時與少貳貞經・大友貞宗協謀勤王。密奏行在。帝喜之賜以錦旗。既而謀泄。英時時在博多召武時。武時欲先發。遣使少貳・大友約期。貞宗觀望不荅。貞經聞王師屢敗也。遂斬其使送首英時。武時大怒曰恨爲奴輩所給。奴輩不與。我豈可不戰乎。卽以百五十騎發。過櫛田祠馬俄不前。乃罵曰武時臨戰。何物神肯咎無禮。賦和歌。顧射其龕（武士ノ上矢ノ鏑一スチニ思フ心ハ神モシルラン）馬輒前。前攻英時。英時大敗將自殺。會少貳・大友大兵來援。武時度不可克。分兵五十屬長子武重。戒曰起兵勤王死固其分也。汝宜還國完城聚兵上定國家禍亂下復乃父仇讎。汝所以報我莫大于此。武重請從共死。武時不聽曰存汝爲

天下。武重乃揮涕而去。於是武時與三子頼隆督殘兵。不顧援軍。進入城中奮戰死之。（武時傳・太平記）
赤松則村以左近衞中將源定平詐稱靜尊親王。連營八幡男山。扼絕水陸兩路。六破羅府帥遣兵來攻。則村聞之率兵先發。距京一里許。沿道設伏。敵至伏發擁柵而射。一軍橫出衝之。一軍縈斷。其後。賊駭顧大潰。尋與定平及僧良忠等攻京師不利。帝令源忠顯與兒島高德率山陰・山陽兵來援。忠顯行收兵得三萬。太田守延奉恒良親王擧兵丹波。與忠顯會。合兵軍于峯堂。僧良忠軍男山。則村軍山崎。兵部卿護良與叡山僧兵約將戮力入京師。而忠顯獨欲專功。孤軍進戰輙敗。守延死之。高德及名和高方留而力戰。忠顯遣使召還。謂高德曰敗軍氣索不可再戰。且營近賊恐有不虞。不如少退以圖後擧。高德切諫之曰勝敗在運小衂何憂。但有進而無退。赤松則村以一千兵陣山崎。三進三敗猶能守之。況我殘兵比賊尙多。何退之爲。若虞賊夜襲我請往扼七條橋。遂以三百人守橋備敵。夜半顧望營堂炬火稍少。高德料忠顯逃矣引兵而還。遇荻野朝忠。曰大將既奔。往視其營錦旗仆地器械狼藉。高德大罵曰怯將何不令陰斬墼而死。乃取錦旗追及朝忠。收潰兵守高山寺城。（則村忠顯高德傳）
四月高時遣名越高家・足利高氏以大兵援六破羅。高氏遣使行在納欵。高氏源義家之裔也。初義家臨終遺書其家曰吾七世之孫必有取天下之權者。七世適當家時。時家時以爲時未至也。祈八幡神曰吾後以三世際取天下之權。遺書而自殺。家時子貞氏欲滅北條氏不果。高

氏貞氏子。將乘釁成先人之志。會帝起兵討北條氏。高時命攻笠置。赤坂城陷而還。於是高時命又西上。有疾不欲行。强之再三。高氏大慍。陰謂其親信曰彼虐使我一何至此。我欲歸官軍以興我家如何。上杉憲房・細川和氏等皆贊成之。乃力疾而起欲擧族西上。高時疑焉。令誓書以行且留質其族。臨發高時取一白旗授之曰是自八幡公以傳右大將。而我家受傳者。請賜此行。高氏受之心竊喜之。與弟直義率兵三千發鎌倉至三河。告謀於其族吉良貞義。貞義亦贊之曰事至今日既已晩矣。高氏意益決。抵京師。卽密奉使船上請降。帝素聞其家聲得降大喜。賜使者以邑。勅曰天下官軍女其帥之以滅北條氏。平賊之日。賞當隨所請焉。而後伏見上皇。亦詔高氏令攻船上。高氏意持兩端。名越高家不知之也。與高氏約攻忠顯・則村。刻日而發。高家戰久我畷。則村部下佐用範家射殺之。一軍大潰高氏方張宴于大原野。指一佛舍問其名。或答以勝持寺。高氏哂曰我將勝而持之。聞高家死。進至丹波篠村建旗八幡祠前。始唱以義。州人久下時重率兵先至。旗號書一番字。見之問故。高師直曰昔右大將之起杉山也彼祖先諸將而至。右大將曰。我之得志首以汝。賞自書一番字賜之。因以號旗也。高氏喜曰是我家再興之兆也。得兵二萬入京。臨發祈祠神薦以願書。行收兵。近國將士爭附之。獨兒嶋高德不欲屬。高氏與荻野朝忠轉自若狹入京師。高氏進軍神祇官故趾（高氏則村高德吉良貞義細川和氏上杉憲房傳・難太平記・增鏡）

茲月帝下條制源忠顯曰朕於北宗崇奉之意無少渝易。雖在廷臣庶跡涉懷貳。其姓嗣世秩

共欲存全。特命諸軍勿肯侵掠仙洞近邑及諸莊園。犯者處以嚴刑。北條仲時・時益伏誅。先還新帝及兩上皇于京師。嚴防震駭。扈從公卿具以名聞。軍中貴和務期成功。前軍戰屈後軍應援。不援者罰奪三勳。將士雖有仇憾。臨戰戮力勿圖報復。分糧勉在平均勿私意增減。死傷者具狀奏上。有功之徒所領外加以重賞。許子孫世襲。戰死者子孫授以舊領。朝士及武人僧徒速歸順。詣官軍及行在者。所領外更有重賞。不能身詣能有獻策助軍糧者准之。降附之徒聽其建功自效。凡賊軍所過剽掠焚燒殺戮無辜。極爲暴逆。天討所致專爲此徒。諸將宜體朕意。制令士卒嚴禁抄掠非預軍機。勿恣縱火。課取糧粟勿致嚴刻。所願得天神地祇之祐賴宗廟社稷之靈。速致恢復。其宣布四方聞知朕意。本紀

五月源忠顯軍竹田。赤松則村軍東寺。與足利高氏進攻六破羅。府帥遣兵二萬拒高氏。高氏擊走之。賊嚴守東寺深隍連壘。則村部下妻鹿長宗踰隍先登。則村麾兵進薄奮擊破之。賊奔保六破羅。三軍進圍城。忠顯恐千破劔賊解圍來援也急攻之。出雲・伯耆兵運車數百輛積以屋材傳城火之。府帥北條仲時・北條時益度不可支。擁新主及兩上皇東奔。時益中矢而死。兵部卿護良親王起兵要擊近江番馬。仲時以下盡敗死。□新主及兩上皇。忠顯則村高氏傳・參考太平記

新田義貞起兵上野討高時。義貞源義家十世之孫也。初正成之據千破劔也義貞從東軍攻之。竊抱歸順之志。謂家宰船田義昌曰源平相制擁護王室。自古之爲然。吾雖不肖忝列源氏

之冑裔。特以時勢爲北條氏所驅使。豈是吾之志也哉。高時近狀自招亡滅。吾將歸上野除宸憂。而無所受命不可。聞護良親王匿近鄉安以計策得親王令旨。義昌諾之。以三十人爲山寇狀。而已爲亡卒。鬪于葛城山。山寇見之來援。義昌捕之。縱一人通意于護良。護良乃與以令旨權用詔辭。義貞感喜。稱疾歸上野。日會宗族謀討高時。高時兵敗于京師。更發大兵調糧郡國。以新田素多豪戶課六萬貫。限以五日。縱吏催迫。義貞曰奴輩亡狀蹂藉我地。遣兵捕吏斬而梟之。高時大怒欲發兵討義貞。義貞聞之會宗族議。或曰拒利根川。或曰赴越後依其宗族。弟義助進曰所以士者輕生重名也。北條氏攬權既百十餘年。威盛澤深人無不重其命。縱令拒利根川命窮則敗。赴越後依宗族宗族不和則敗。起兵無功一敗奔死。使人曰新田氏戕使者而誅死。豈非吾族之恥乎。死一也寧死于王事。雖匹馬單兵出徇國內。衆附則進攻鎌倉。不則戰死。孰與坐而誅死。衆以然。乃與大館宗氏等百五十騎起兵。竪旗于生品祠前。拜讀令旨。進軍笠懸野。比日暮利根川側塵起。兵可二千向我軍而馳。衆以爲敵。近則越後宗族來援也。義貞驚喜曰諸君何以知舉義。大井田經隆伏鞍對曰前有人徇國內言公奉勅起兵。是以馳至。遠境族兵將明日來。言未畢越後・甲斐・信濃諸源以五千騎至。進入武藏。近國將士競附一日得二萬人。軍聲大振。高時令族櫻山貞國・金澤貞將將十一萬兵來擊。對陣小手差原。敵望見我軍不肯輙進。義貞進渡入間川。一日三十餘戰互有勝敗。明日戰久米川。我軍奮擊大敗之。

高時更遣弟泰家。以大兵夜抵其軍來援。義貞不知之也。侵晨迫之。賊以生兵鬪。我軍大敗而退。相模人三浦義勝以六千騎來屬。義貞禮而詢計。義勝曰僕諜賊軍將驕卒懈可擊也。請朝僕請爲公先焉。乃卷旗徐進。賊以爲義勝來援我軍也不肯備之。俄而義貞繼進。三面掩擊賊兵驚潰。泰家僅以身免。而小山秀朝・千葉貞胤等破金澤貞將于鶴見。賊軍盡奔入鎌倉。八州豪傑響應爭附我軍。我軍進至關戶議攻鎌倉。分兵三軍。大館宗氏・江田行義將一軍自極樂寺坂。堀口貞滿・大島守之將一軍自巨福呂坂。而義貞・義助將全軍自假粧坂。縱火五十餘所進薄。大館宗氏戰死其兵却奔。義貞乃以二萬人乘夜赴之。賊數萬守坂。列兵艦于海。軍不得輙進。義貞下馬免冑向海拜曰天子爲逆臣所迫播遷西海。臣義貞不忍坐視背執斧鉞臨戰。志在勤王靖亂。伏願海神鑒臣忠義退潮通路。因執所佩金裝刀投之海中。比天明潮退二十餘丁兵艦皆漂去。義貞大喜麾兵而進。敵不及戰而奔。江田・堀口諸軍相競進乘風縱火。三面鏖戰高時遂奔葛西谷舉族自殺。自舉兵至此凡十五日而鎌倉平。即馳使行在奏捷。仍居鎌倉搜索賊黨撫納降附。威望日隆八州豪傑莫不聽命焉。(義貞傳・太平記)

先是帝在船上得京師捷議還闕。親筮之。遇師之蒙。曰大君有命開國承家。小人勿用。乃決議。二十三日車駕發船上。大和守景藤執旗在左。伯耆守長年帶劍在右。鹽谷高貞前驅朝山家藏後拒、左近衛中將行房・勘解次官光守衣冠侍輿。其餘百官戎服從之。壬戌晦次兵庫赤松

則村・土居通治・得能通言竝來謁。帝特勞則村賜錦袍隨行。適得新田氏捷報衆咸驩呼。敕授使人官。遙授義貞左馬助。六月二日發兵庫。楠正成以七千騎迎謁。帝親勞之曰今日之事皆汝忠勤之所致。正成曰不賴陛下威靈。臣曷得脫賊圍。詔令正成前驅入京。四日車駕至京御東大寺。議用巡狩還都之儀。五日丁卯車駕還闕。去新主年號盡削所署官爵。罷置關白。（本紀・正成傳・太平記）

是月平泉寺僧徒起兵誅淡河時治于越前。越中兵誅名越時有。少貳大友等誅北條英時于博多。長門探題北條時直降。於是天下大定。而金剛山潰兵聚南都猶數萬人。詔正成與源定平將畿內兵攻之。賊帥時治・高直・貞藤・高資・公綱等率衆降。盡處斬。獨公綱以特旨宥罪。（本紀・公綱傳）

編者註、此間十行空白

護良親王在志貴山。四方將士來歸之。初官軍之克京也。足利高氏嫉護良威名竊圖激而除之。會護良候人殿良忠部兵剽掠都下。乃捕二十餘人梟之。護良怒之欲圖誅高氏。更約士衆備繕器械。將率以入朝。時勤王將士來集京師者聞其欲有所討。各懷危懼。群情洶々。帝令宰相淸忠諭曰天下既定。爾集兵士將何爲。宜削髮復舊。稱朕與治之意。護良對曰。高時伏誅餘黨未殲。宜嚴武備戒非常。且致今日之太平雖陛下神武大德而微臣與少有力焉。治部大輔

足利高氏攘爲己功。擅凌有功陰懷飛揚之志。不及其勢微而除之則將復生一高時也。臣聞佛有二道。曰攝受。曰折伏。願陛下借臣一戎號。將以誅高氏消禍亂于未生也。帝報曰高氏未有罪責。一旦加戮將士解躰誰爲朕用。爾勿妄擧失士心也。乃拜爲征夷大將軍。於是護良入朝謝命。從兵數萬。鞍馬鎧甲炫燿道路。護良傳

七月詔天下休士卒勤農業。又下詔兵革始収民宜安堵。日者遠近士民來集闕下無益也。其各歸其本國。凡除賊黨外。將士所有食田領職一切襲故不須更來請。如特旨所予奪勿得準此。本紀

八月諸國將士悉朝京師。廷議先論大功。以足利高氏叙正三位拜參議。爲武藏・常陸・下總三州守護。特賜御諱改名尊氏。弟直義爲遠江守護。新田義貞叙從四位上任左兵衛督。爲上野・播磨二州守護。子義顯越後守護。弟脇屋義助駿河守護。楠正成爲攝津・河内守護。名和長年爲因播・伯耆守護。赤松則村奪其播摩守護賜以佐用庄。則村大懷觖望。更議將士賞使權中納言實世掌之。將士爭奏功狀集者數萬。率多詐冒軍功。實世不能決。經月僅得銓定二十餘人。尋復以所考冒濫見収奪。敕中納言藤房代之。藤房甄別眞僞擬授畧備。而内旨多所恩賜。藤房不知所爲稱病辭命。帝更以民部卿光經代之。備加驗問將以奏行。而内旨又以高時領供御料。大佛貞直領賜準后藤原氏。北條泰家領賜護良親王。其餘分賜衛府諸司宮闈諸僧

及雜伎倡妓輩。天下無復有遺地。於是有功將士虛手。主者依違。或以一邑授數人。相成爭攘。又置決斷所。使楠正成・名和長年交直聽斷訟獄。主者有論定。則內旨多改易。不復由所司。曲直相反大爲騷擾。天下復思亂矣。本紀・藤房傳

十月皇后藤原氏崩。

帝以天下新定。思欲鎭綏東陲。以參議源顯家爲陸奧守。出鎭陸奧・出羽。准大臣源親房輔之。顯家以不閑戎事固辭。諭曰古者皇子・皇孫若執政大臣之子率出臨戎事。方今海內統一治化同歸。不宜分文武。爲二揆。其速往守爾藩屛。顯家不得辭就任。欲請皇子藉重。乃奉義良親王行。上野介結城宗廣副之。帝親書旗銘賜之及戎器數具。時縉紳之仕事久廢缺。及顯家出鎭。乃悉稽儀。帝特召御前。賜衣馬遣之。顯家至任。首置評定衆・引付衆以掌國務。兩州大治。顯家親房之子也。顯家傳・正統記

十二月詔。號廢帝爲太上天皇。本紀

立珣子內親王爲皇后。珣子後伏見長女也。

玆月以皇子成良爲上野太守。出鎭鎌倉。以左馬頭足利直義。爲相模守輔之。帝懲北條氏不欲威權假武人。及皇子出鎭心頗安之。直義挾成良。關東軍國事專決于己。遂扇成建武之亂。帝始悔焉。直義傳

建武改元春正月。大營宮闕。以安藝・周防充其經費。更徵諸國地頭所入二十分一。用度不足。
始製楮幣。又鑄新錢。銅楮幷用。本紀
立皇子恒良爲皇太子。同
二月右大臣源長通罷。以前關白經忠爲右大臣。先是罷關白。特詔左大臣藤原道平・右大臣
藤原經忠。參輔庶政。史略
三月北條氏餘黨本間某・澁谷某反襲鎌倉。足利直義討平之。本紀
夏五月出雲守護鹽冶高貞獻千里馬。骨相異常。朝出本州暮到京師。帝大悅納左馬寮呼爲
天馬。先是起馬場殿于二條。車駕屢臨。遊宴之次觀騎射以爲樂。於是幸馬場殿大會公卿問
内大臣藤原公賢曰天馬之出自古未聞之。今當朕世不求而至。其應爲何。公賢歷徵古事以
讃祥瑞。群臣稱賀。權中納言藤原藤房後至。帝又問之。藤房對曰天馬之出于本朝臣愚未聞
之雖然徵之漢土。周穆愛八駿而政衰。漢文及光武却千里馬。國以隆昌。由之見之非瑞祥明
矣。　編者註。以下十四行藤房の切諫を記しゝ者今刪に從ふ。
九月内大臣藤原公賢罷。以准大臣定房爲内大臣。史
冬十月權中納言藤原藤房棄官而去。時帝起土木□□□□。藤房屢諫之而不聽。藤房謂爲
臣之道於我盡焉。一夕侍帝諷以比干死忠夷齊遜世事。至曉而退。即斥從者入北山岩藏爲

僧。帝大驚、命父宣房索之。宣房遣人召之。藤房以和歌答之曰、那義揮都奴。烏喇耶馬志沙義。喀而祿揮基。天義牙祿都梯毛。依都而庫蘇世霉。宣房疾至岩藏、則既去。題和歌于窓紙曰、使米使卽祿。耶馬烏務基天奴。志都都花花。牙喇志耶義花奴。馬卽義庫達而嫣。後又書「棄恩入無爲、眞實報恩者」。及「白頭望斷萬重山。曠劫恩波盡底乾。不是胸中藏五逆、出家端的報親難」。及後村上時、有牧童。詣藤原實世邸曰、晨往西郊。逢一僧。貌甚悴。命我致此書。書中有和歌。曰基米喀使某。耶都奴牙沙利烏。基梯米力花。某喀志義喀哇祿。使米蘸霉奴蘸梯。乃藤房所書也。實世入朝以聞。詔諸關吏物色之、弗得也。新田義助自越前詣行在。言其臣畑時能曾入山中。見一僧坐庵室。問之乃曰、貧道東方人也。讀經不復言。其面大肖藤房也。義助與少將藤原行實。急尋之則既去。石上有和歌。曰庫庫毛馬達。務基天奴志都奴。都依姑力花。蘸喇天姑姑毛義。耶都毛都霉其嫣。行實認其手跡也。後竟無所見云。

右大臣藤原經忠罷。以前關白冬敎爲右大臣。

執兵部卿護良親王錮馬場殿。先是足利尊氏陰蓄反逆。深忌護良。乃結帝寵姬藤原氏謀排陷焉。而護良不察多蓄死士。又密徵諸國兵。欲請帝誅尊氏。以帝不許而止。於是尊氏得其檄以藤原氏上變。告親王謀反欲廢帝立其子興良爲帝。帝素不悅護良。然以其建大勳勉從其請。及得尊氏奏赫然發怒。託中宮和歌會召護良。伏兵執之錮馬場殿。誅其親臣三十餘人。護

良憂憤。因所識宮人上書曰臣以勅勘之身欲奏無罪之由。涙落心暗愁結言短。只以一介察萬。加詞被憐悲者愚臣生前之望云足而已。夫承久以來武家執權。朝廷棄政年尚矣。臣苟不忍看之。一解慈悲忍辱之法衣忽被怨敵降伏之堅甲。内恐破戒之罪外受無慙之譏。雖然爲君依忘身爲敵不顧死。當此時忠臣孝子雖多於朝。或不勵志或徒待運。臣獨無尺鐵之資搖義兵。隱嶮隘之中窺敵軍。肆逆徒專以臣爲根元之間。四海下法萬戸以贖。誠是命雖在天奈何身無措處。晝終日臥深山幽谷石岩敷苔。夜通宵出荒村遠里跣足蹈霜。撫龍鬚消魂踐虎尾冷脅幾千萬矣。遂運策于帷幄之中亡敵于鈇鉞之下。龍駕方還都鳳暦永則天。恐非微臣之忠功共爲誰人之勳功乎。而今我戰功未立罪責忽來。風聞其科條一事非臣所犯。虛說所起惟恐不被尋究。仰而將訴天日月不照不孝者。俯而將哭地山川無載不禮臣。父子義絶乾坤共棄。何憂如之乎。自今以後勳業爲誰策。行藏於世輕。綸宣儻被優死刑永削竹園之名速爲桑門之容。君不見乎申生死而晋國亂。扶蘇刑而秦世傾。浸潤之譖膚受之愬。事起于小禍皆逮於大。乾臨何延古而不鑒今。不堪懇歎之至伏仰奏達之誠。書入莫敢奏達者。

十一月徙護良于鎌倉。足利直義遣兵衛護。幽之二階堂谷址牢。（護良傳・尊氏傳・參考太平記）

二年春二月左大臣藤原道平薨、内大臣定房罷。以右大臣藤原冬敎爲左大臣、藤原公賢爲右大臣、權大納言藤原經通爲内大臣。（本紀）

夏六月權大納言藤原公宗謀反。使左近衛中將源定平等收之。從而誅之。(本紀)

秋七月北條時行作亂。相模族人名越時兼應之進攻鎌倉。足利直義戰敗績。奉成良親王西奔至山內。召淵邊義博曰時行不足患。可患者兵部卿也宜乘此時除之。義博往窺地牢。護良方焚燭讀經。顧而蹶然奮起曰汝將殺我乎。前奪其刀。義博斫膝踣之將斷其吭。護良縮頭嚙刀。刀鋒折寸餘。更以貳刀刺心。乃絕。年二十八。義博欲以首示直義。見其不瞑而含鋒棄去。所侍宮人與致光院收屍火之。齎首歸京師。(護良傳・太平記)

八月以足利尊氏爲征東將軍討北條時行。時天下新定。朝議將革郡縣兵馬之制一復古昔。排抑武人。守護威令不行。所在將軍家人下編民伍。於是天下武人憤怨思政權復出將門。尊氏以將族素懷大志。心期源賴朝窺覦時變。欲濟宿謀。弟直義爲之計畫。外示忠款以媚朝廷。帝不之悟也。及陷護良親王無復所憚。會時行破鎌倉兵勢日熾。尊氏苦請往討詔許之。又請任征夷將軍。管領關東。帝不聽。於是任征東將軍。尊氏怒不辭而發。武人失職者一時雲從。亦松則村密結尊氏助其逆謀。令子貞範從焉。至矢矧驛合于直義。進與時行兵遇。七戰皆捷遂入鎌倉。時行敗奔。詔叙尊氏從二位。義詮從五位下。義詮千壽也。更遣藏人頭源具光勞之。且趣其西歸。直義曰公有蓋世之功。而朝臣及新田義貞皆嫉之。今免危而至此天也。何復赴虎口之爲。尊氏從之。乃開府于源右府舊基自稱征夷將軍管領關東。賞功撫降大布恩信。移書

則村及鹽冶高貞等。諸道將士爲應結。關東將士爭歸之。新田義貞以族望素相敵獨憚之。自謂除義貞則天下無復可畏者。乃上書列義貞罪狀。且收新田氏邑在關東者割予部下。先是京師傳言尊氏反。帝奮怒將下誅伐。北畠親房諫而止。乃遣僧惠鎭詢其反跡。未往。細川和氏齎尊氏書至。其略曰元弘之初。東藩賊臣恣振逆威頻無朝憲。臣尊氏以不肖之身麾同志之師。得勝于瞬息之中擴賊於京畿之外。義貞稱義。元出於爲逋租課擅殺賊使。聞臣已克于京師始以勤王爲唱。義貞三戰而三敗。臣兒義銓以幼弱起義下野。軍日以振遠近爭歸。義貞藉其威聲得以破鎌倉。戰雖在彼而功實在我。義貞遂攘其功敢要重賞。是國之大蠹宜行誅於未發。臣久勞于外而內有讒臣。豈非趙高謀內章邯降楚乎。幸賜臣明勅誅戮逆類將致太平。義貞聞之亦收管內所有足利氏邑地狀疏其八大罪曰王師討賊之日南有楠正成西有赤松圓心四方響應。足利尊氏初應賊命盡族西上。見官軍屢勝首鼠兩端。聞名越高家死始唱勤王。功微賞多遂冀非望。害臣忠功欲詭言陷之。臣賜詔。奉詔起義上野五月八日也。尊氏以同月十日從諸將官軍破六波羅。都鄙相去二百里。豈一日能可傳哉。而誣臣聞其破京而敢起義。其罪一也。臣以五月廿二日率諸將誅高時。彼之兒子以百餘騎來從實六月三日也。而誣臣藉其威聲滅賊。其罪二也。王師克京之日尊氏未許歸順也。而擅成京都之政。且戮護良親王之部下。其罪三也。以皇子鎭東國將定反側而尊氏自稱征夷將軍擅張威福。其罪四也。

時行窮寇。猶蟷蜋之怒。尊氏乃搆虛喝以請東國管領。肯不用勅命。其罪五也。中興之功兵部卿親王爲第一。而尊氏忌親王威名。竟陷遠竄。其罪六也。親王遠行元爲懲過猶武丁放桐宮。而尊氏以宿恨苦尊體于地牢之中。其罪七也。直義畏時行不及戰而奔。乘亂戕兵部卿親王。其罪八也。此八大罪天地所不容焉。刑罰而不論則必有噬臍之悔。願陛下斷乎聖衷。速下明詔以誅戮尊氏兄弟。書奏下公卿議。藤原清忠曰尊氏八逆其罪不輕。就中戕兵部卿親王大逆莫甚焉。但片言不可定獄。果得其實可以下誅伐也。會親王侍姬歸自鎌倉上狀。西國又進尊氏反書。帝大怒暴尊氏罪于天下。命義貞討之。（義貞尊氏傳）

十一月以中務卿宗良親王管領東國。賜節刀于左兵衞督新田義貞。奉親王討足利尊氏。兵凡六萬自海道進。忠房親王以一軍自山道進。尊氏以兵二十萬出拒參河。義貞至矢矧望河東皆賊軍。義貞命長濱顯寬視津。返報曰津有三處。然河岸險峻賊攢鏃守之。不若誘敵衝之河中也。義貞從之。賊果分兵渡河我軍迎戰。殺傷過當。賊更縱萬騎衝我中堅。義貞撰精兵七千爲中軍當賊。栗生左衞門・篠塚伊賀・亘新左・畑六郎・由良新左・長濱六郎・名張八郎等驍勇絕倫。退與俱奮擊破之。即夜賊退陣鷺坂。宇都宮公綱・熱田大宮司等兵三千後至。進攻鷺坂大破走之。足利直義以二萬騎來援賊軍復振。乃拒手越河原。義貞望之曰前軍敗卒後者必破。令脇屋義助・宇都宮公綱等攻之。一日十七戰互有勝敗。各收兵退。乘夜遣驍騎亂射其後

隊。賊軍大亂奔還鎌倉。義貞連戰皆勝進入伊豆府。尊氏窮蹙不知所爲。而我軍逗府數日待山道軍。賊敗卒復集稱三十萬。出拒竹下・箱根二險。我軍分爲二。義貞攻箱根。義助奉尊良親王與諸公卿攻竹下。親王部下擁錦旗進呼賊罵之。賊見其旗號曰是京軍。長袖何爲。奮刄突戰。京軍接鋒輙走。賊乘勝直衝中堅。義助勵兵以旗下奮擊。互無勝敗而退。子義治年甫十三與從兵三騎陷敵中。撤號被髮使敵不識別。義助復馳入救之。從兵三百大呼死戰賊軍潰走。義治知義助來救佯呼賊兵盡反戰。躍馬趨我軍。二賊從之義治目從兵斬之以免。義助大喜退而息。令鹽治高貞・大友貞載更戰。貞載・高貞降賊反射我軍。我軍遂潰。左近衛中將藤原爲冬死之。義助收敗兵欲合義貞軍。義貞方戰箱根。肥後守菊池武重先登驅賊三千山上。宇都宮公綱・千葉某等大呼奮擊。僧將助注・祐覺率兒十人戰。兒皆插紅梅于兜鍪拔衆而進。賊射斃八人。僧兵大怒揮長刀而戰。賊軍披靡。義貞麾下栗生左衛門・篠塚伊賀・長濱六郎等十六騎驍勇善射。同其徽號進退與俱。賊氣奪。義貞憑高指麾諸軍幾克之。會日暮。竢明且進。舟田義昌在一陣。聞賊中唱我竹下軍敗。一騎巡視諸營。帷幕儼在而無復一人。馳告義貞。義貞默然曰少退收散卒。戰、收百餘棄營而西。來從得五百騎。聞足利氏兵數十萬在伊豆府。栗生左衛門・篠塚伊賀起鞍上顧我軍曰可一當千諸君之謂矣。請先登啓行進馳賊軍。賊軍爭闘。一賊擬義貞。伊賀趨阻其間受刄于鎧袖抛賊二丈。賊尙迫乃下馬一蹴踣之。餘賊群蕩。伊賀又

蹴而踣之立斬九人。賊軍披靡。義貞行收散卒得二千騎。連戰西至天龍河造浮橋濟軍。義貞與船田義昌後濟。有叛者潛斷其繩。闔人共馬陷。栗生左衛門重鎧沒水。兩手提人馬達前岸。義貞・義昌相挈而跳。有二十餘兵不能濟。名張八郎（名久昌）抛鎧兵濟。二十人挾二人于兩掖而跳。既濟。或議撤橋。義貞曰我且造橋。彼焉不造。不撤而去。屯矢矧驛兵多逃亡。宇都宮公綱曰不如少退阻洲股河。義貞從之。退屯尾張。

越中守護普門利清叛。國司左近衛中將藤原定清死之。

諸國將士爭叛應于足利氏。赤松則村起于播摩。細川定禪于讚岐。佐々信胤于備前。久野時重・波々部某于丹波。富樫介于加賀。河野通治于伊豫。足利高經將士于越前。四窺京師。京師大震。乃召義貞還。尊氏躡其後西上。招誘諸道兵並趣京師。

延元々年春正月。京師戒嚴。使左兵衛督新田義貞以二萬人守大渡。權大納言藤原公泰・兵部少輔脇屋義助以七千人守山崎。河內守楠正成以五千人守宇治。參議源忠顯・伯耆守名和長年・結城親光以二千人守瀨田。江田行義以五千人備應援。丹後賊六千攻峯堂。師甚敗走。進據老坂。江田行義以三千騎擊賊走之。

足利尊氏以大兵攻大渡。官軍起櫓東橋。橋半撤板翦桁不殊。柵于水中拒之。我兵呼于岸曰丹後之賊既已殲之。此軍旗號非宗徒人乎。（一族世臣謂之宗徒）盍濟于此。敵簸咄笑。賊兵怒乘筏而濟。遇

柵不進。官軍亂射筏壞溺者數百人。又呼于橋曰舟筏無益。請由此來。有一賊步桁而進。二賊從之。至櫓下挽柱殆拔。我軍佯退。賊千餘人爭進。桁斷而溺者無算。尊氏遂休戰。賊以二萬攻山崎。接戰不利。京軍爭降賊。賊即入京。義貞聞山崎軍破。賊兵指闕。引兵奔還。將奉帝及二上皇幸叡山。賊將細川定禪以兵六萬尾義貞後。義顯不告而返射戰久之。度義貞已至闕。則以三千爲二軍大呼衝賊。宇都宮公綱・大友氏泰降在賊中。見義顯爭赴之。義顯破圍返戰八度。甲鎧紛裂。被大創數十流血淋漓。扶馬返至紫宸殿。帝親臨勞之。遂與義貞・義助護車駕赴叡山。賊軍入京。縱火焚宮闕。細川定禪進據圓城寺。勅使河原丹三郎（一作中務丞）從義貞守大渡。聞宇治・山崎軍破。帝出奔。曰見危致命人臣之義也。我有何顏面與逆賊同此天地。父子三騎。遂死于羅城門。○名和長年守勢多。聞山崎破。帝幸叡山。曰直赴叡山非夫也。以兵三百入京。賊數万充滿白川。見其旗號爭圍之。長年奮鬪十七合。兵存者僅百騎。遂至皇宮下馬脫兜再拜于南庭。垂涙者久之。見賊軍迫。跨馬陽明門。馳今路赴叡山。○結城親光從義助守勢多。王師敗績。帝奔叡山。親光詐降。將刺尊氏。尊氏怪之。遣大友貞載出察其狀。遇之于途。貞載曰降者法當解甲伏。子其知法。親光知其見疑。拔刀斫貞載。從兵三百圍繫親光。親光及衆十六人與之交刺而死。

帝幸叡山。僧兵無來從者。帝憂之。作文祈神。俄而法印定宗以五百人來謁。分宿休官兵。南岸坊・道場坊千餘人從來。諭一山勤王。一山盡應來護行在。祐覺（道場坊）積錢六萬貫・米七千石于講堂。以配諸軍。諸軍驩然軍威再震。

鎭守府將軍源顯家奉義良親王舉兵入援。初義貞之討尊氏。帝詔顯家會軍。顯家徵國內兵。應者少。乃以見兵轉戰而進。至鎌倉。則尊氏業已西矣。會新田義興・千葉貞胤・宇都宮公綱兵來屬。兵凡五萬。尾尊氏晝夜兼行。至近江。攻六角氏賴觀音寺城拔之。斬首五百級。帝遣船五

百艘迎之遂至叡山。諸將因會議戰。顯家將休馬而戰。大館氏明曰勞馬不可休。休則蹄血。且兵貴神速。請以明朝攻園城寺。義貞・正成然之。卽夜令諸軍進兵志賀辛崎。黎明千葉貞胤以千騎先登。賊縱大兵圍之。我軍敗。顯家以二萬騎交戰又敗。賊將細川定禪乘勝盡兵六萬進戰。義貞・義助合二軍三萬騎奮擊敗之。進薄園城寺。義助呼栗生左衛門・篠塚伊賀・畑六郎・亘新左應聲進。賊撤橋板不可濟也。傍見二大率都婆長各五六丈。左衛門・伊賀拔之抛岸宛爲大橋。六郎・新左戲曰兒等爲造橋吏。僕輩請戰。各進迫城門。賊自門中叢鎗刺之。新左奪其十六鎗。六郎曰新左去。僕破其門。令諸軍快戰。擧足蹋門扇。扇折門開我軍盡入。擧火示勝。僧兵二萬人見火下如意峰。縱火進戰斬首七千餘級。定禪僅免。顯家乃斂軍而旋。義貞亦欲收兵。船田經政扣馬說曰兵利在乘勝。賊兵魂褫。我因躡之縱火而進。終可以獲其渠魁也。義貞然之。卽率騎三萬追之。由良新左・長濱六郎・吉江某・高橋某（一作黑田・船田）在先軍。遇夷而射。遇險而不得返戰。伏屍充途。餘衆走歸京師。義貞分軍爲三。一向將軍塚。一向眞如堂。一向二條磧。上花頂山望。賊軍充滿京中。不知其幾十萬也。義貞計以寡克衆。不如用奇。乃令兵卒相識者每五十人爲一隊。卷旗撤號爲敗卒狀。混入賊軍待戰而起。部凡二千騎遣之。賊以二萬騎爲二軍出戰。脇屋義助・大館氏明・堀口貞滿・結城宗廣等率三千騎當之。選精射兵六百革樹亂射。賊軍騷擾。乃盡兵奮擊大破之。既而兩軍接戰六十餘合。每合皆捷。至日暮所遣二千騎揚旗幷起。

賊軍擾亂。因自相擊遂大敗奔。我軍追蹙。尊氏欲自刄者三。義貞自桂川而還陣京。細川定禪率兵三百夜襲京軍。京軍不支。船田義昌等死之。義貞遂還叡山。

彈正尹忠房親王・權中納言藤原實世等帥兵二萬。自山道入援。諸將復議戰。乘夜下山。楠正成・名和長年・結城宗廣以三千陣下松。洞院實世以二萬陣赤山。山僧以一萬陣鹿谷。顯家以三萬陣山科。義貞・義助以二萬陣北白川。僧兵不待日。進攻神樂岡。賊不支奔京師。（因幡金村著重鎧把長刀無弓而隻箭。箭如雨。鐵如驟。立岸自名。拔箭手擲。女嘗內敵一手。須微背。賊軍大寶。僧兵千餘人進戰。賊不支奔京師。金村以是知名。人呼手擲因幡）明日下松軍縱火進。賊五萬騎出拒。正成令步兵各持楯數百鈕而聯之。自蔽以射。敵郤縱騎兵乘之。賊敗奔。顯家進火車大路。尊氏以大兵向之。兩軍接戰。義貞・義助分軍爲三。建旗五十旒橫衝賊軍。賊軍呼曰例之中黑也（遇所畏憚者不指其名。從呼之例。）輙崩潰義貞變鎧馬。單騎入賊軍狙擊尊氏。不得。乃分軍追之。至日暮收軍。正成曰今日之戰雖勝所獲少。我兵鹵掠四散。賊若返戰敗必矣。盍戒前日之事。且賊乘勝後難爲力也。不如旋軍養銳再舉攻京。驅賊于數百里外。是全勝之道也。義貞然之。卽夜收軍還山。尊氏復入京師。明日正成遣數人入京按戰場詐泣曰昨日之戰新田・北畠・楠等七將皆戰沒。將以收屍。尊氏聞而喜曰彼勝而退有故也。乃索七將首。得肖義貞・正成者梟之。此夜正成令兵執炬數千北走。賊見之以爲我軍喪將領而潰走。乃急分兵四出要之。不復警備也。於是諸將合爲一軍。乘夜下山而陣。待旦縱火攻京。賊出不意不及戰而潰。尊氏奔攝津。卽夜帝還闕。御華山院。

二月宇都宮公綱・武田某來降。義貞與顯家・正成將十萬騎追尊氏至攝津。會尊氏遣直義大兵攻京。兩軍遇豐島磧接戰方酣。正成以手兵衝其後。賊敗退。官軍追擊又大破之。尊氏狼狽。航海奔鎭西。諸軍還京。詔遷義貞左近衞中將。義助右衞門佐。顯家兼右衞門督撿非違使。尋遷權中納言。茲月改元延元。以義良親王爲陸奧大守。使源顯家・結城宗廣奉以歸鎭。

尊氏至鎭西。少貳貞經叛應之。菊池武敏以兵三千攻少貳。拔城斬貞經。進擊尊氏于博多。時尊氏兵僅三百鎧馬不具。將自截。直義等止之必死奮戰。會北風起沙石皆揚。我軍不利。松浦某等謂尊氏大軍擧衆降之。合擊武敏軍。武敏遂大敗奔還肥後。阿蘇惟直・秋月某死之。於是鎭西盡叛。而山陽・南海諸將並起應尊氏。將謀東攻京師。

三月詔義貞管領山陽・山陰十六州討尊氏。義貞適疾。遣江田行義・大館氏明擊赤松則村子書寫山敗之。義貞尋發。則村詐請降。義貞信之馳取朝旨往復十餘日。則村繕完守備嫚言指斥朝廷。義貞大怒合兵六萬。攻白旗城意期必拔。而五十餘日不能下。義助曰頓兵堅城下食乏氣挫。不如分軍略山陽也。義貞然之。乃分二萬付義助攻舟坂三石二柵。二柵險而守固我軍不得進。兒島高德在備後。欲待義貞擧兵。聞之馳人献策曰徒攻二柵勞軍無功。高德將起兵熊山。賊必來攻乘虛襲之。拔船坂必矣。義助大喜刻日而待。高德乃以其日起兵。兵僅二十五騎火屋而發。族兵來附得二百騎。夜登熊山。列炬山上爲大軍之狀。賊果分兵來攻。七道拒

之賊五百人乘夜襲山上。山上兵僅十四騎。必死奮戰。高德創而墜馬。賊欲取首。從士扶退。創甚而絕。其父範長叱曰。被一小創。何其怯。高德聞聲而蘇。呼曰。扶我上馬。再戰驅賊。範長喜曰此兒未死。請與諸君衝敵。以十七騎馳奮擊走之。義助以二萬分爲二軍。一攻杉坂。一攻船坂。別選精兵三百。衝枚冒險。間道出三石・船坂之背。賊以爲熊山軍還。更不之怪也。三百騎到城下。揚中黑旗。縱火大閧。賊出不意。驚騷。向背夾攻。拔船坂。遂進圍三石城。遣江田行義率三千騎攻菩提寺城。遣大井田經隆率二千騎據福山城。

五月尊氏舉九國兵發太宰府。兵艦凡七千艘。進至鞆津。遠近爭附。遣直義率二十萬人上陸攻福山城。城兵議退合義助。大井田經隆曰承命討賊。賊來而退。非夫也。宜與諸君決死。城兵然之。據城待敵。敵以三千騎來薄。城中閴如無人。賊大閧者三。我軍乃鳴鼓而閧。賊不輙攻城。合諸軍四方仰攻。城兵亂射殺傷。經隆曰衆寡不敵。城終不可守。不如一戰直其中軍。乃留五百人守城。自將一千騎馳敵。敵二萬餘潰奔不肯追之。見重畵旗衝之。血戰久之。知非直義。馳出。聚其騎馬失五百騎。顧城城既陷。經隆曰徒死無益。潰圍而奔合于義助。義助遣使義貞曰賊海陸並進。若押陸軍則海軍直犯闕。不如退兵庫。合押海陸。於是解白旗・三石・菩提寺三城圍。諸軍皆合兵庫。兒島範長聞福山陷。將合義助父子。以八十騎到三石則義助既去。卽夜間行高德以創破。託之而去。以是遲刻。天明到那波。賊以三百騎圍之呼範長降。範長笑曰尊氏

百方招我。我裂其書投火。況降汝輩乎。潰圍而奔。士寇數千人亂射。範長盡失其騎唯存六騎。顧其騎曰悔不擧族來。潰腹而死。義貞到賀古河河水方漲。或議諸將先濟。義貞曰未濟而賊來背水決戰。吾殿而濟。令創者先濟。會水落遂濟。則士卒逃亡過半。乃飛書告急。擧朝太駭。帝詔正成赴援。正成献策奏曰尊氏擧九國西上其鋒必鋭。我以疲兵當之其敗必矣。不如召還義貞再幸叡山。臣還河內塞斷賊糧道。令其窮蹙。則彼兵日散我兵日聚。於是夾擊一擧可以滅賊。意義貞蓋計出乎此。但不戰而退涉于物議。凡戰雖不利于始而有利于終。願朝廷再計之。坊門淸忠曰自王師討賊常以寡克衆。晩今賊軍雖盛必不及嚮日。且節度使未接戰。而陛下再幸叡山莫皇威之不重哉。宜速遣正成決戰都外。帝從其言。促正成赴援。正成知其不可回。辭闕而西。至櫻井驛。以帝所賜菊作刀與子正行。戒之曰獅子生子三日投之千仭之壑。其子飛躍不死。今汝既十一歲。吾言銘之心肝。天下安否在此役。吾不復見汝。吾死天下必歸尊氏。竊一旦之命拋列世之忠。不可以從賊。有一族一兵存據守千劍城以身殉國。所以汝報我。莫大于此者。乃別。正行請從共死。叱之起。正行揮涙而去。正成至兵庫見義貞。言廷議及所献之策。義貞曰以疲兵當鋭師吾亦知其必敗。雖然去歲敗于關東。今復不拔一城見賊大軍不戰而退。人其謂吾何如。吾故欲決死一戰。正成曰前日殪高時。後奔尊氏。雖曰聖運而非公威武乎。衆言何足恤。義貞歡然。訣飲終夜。且日尊氏軍艦蔽海而至。直義自須磨旌旗彌天。義

貞・正成勇氣不少屈撓。分軍和田嘴。脇屋義助以五千騎陣經島。大館氏明以三千騎陣燈爐堂。正成以手兵七百騎陣湊川。義貞以二萬五千騎陣和田嘴。兩軍未接戰。我軍有一騎乘黃瓦馬着紅裝鎧。海岸杖弓呼曰將軍西上必多載妓置酒。爲獻珍下物。注箭羽而俟。有鶚颺魚而擧。乃馳而射之中其隻翼而墜敵舟中。兩軍讙呼。一賊立舳間名。其騎曰賤人無名。但以弓箭。坂東兵中有或識之者。此箭以代自名。滿引鏑重畫旗發。軼六町貫穿艦舷。中一賊死。尊氏視其箭彫相模人本間重氏。賊軍傳駭。重氏揚扇呼曰方今接戰中一箭可愛。請返其箭。尊氏選精射者將射返之。有一賊大呼而射。其箭不軼二町。我軍大嗤之。射者恥之。二百人上經島軍。義助以五百騎圍之。盡射殲之。賊更縱七百艘沿岸而東。欲自紺邊浦上。我軍三萬馳而拒之。如舟軍進陸軍退。而義貞・正成東西相隔。兵庫無復一人矣。賊艦六十艘乘虛而上。正成曰腹背受敵既陷死地。驅前敵而擊後敵。分七百騎爲二軍。馳衝賊軍。賊軍爭闘。正成・正季七合而七分。賊軍大敗殆得直義。尊氏以六千騎援之。正成兄弟棄直義衝援軍。凡十七合兵存者七十三騎。正成固決死。乃奔入村屋。釋鎧被身十一創。從兵無完者。正成顧弟正季曰地下有何志。正季笑曰七生人間將滅逆賊。正成欣然曰是獲吾心。交刺而死。正成年四十三。從兵皆自截。菊池武吉以兄武重命來觀湊川戰狀。正成見武吉曰還告乃兄正成卽今死。武吉曰見人之死節。焉有生還者。同潰腹而死。正成既死。尊氏・直義合軍薄義貞。義貞顧之曰是賊魁可

擊。分四萬騎爲三軍。江田行義・大館氏明將三千騎。中院定平・大江田・里見・鳥山等將五千騎。脇屋義助・宇都宮公綱・菊池武重・土居・得能等將一萬騎。一陣二陣進戰互有勝敗。義貞乃以二萬五千騎直衝賊中堅。賊軍數十萬圍擊中黑重畫。旌旗亂翻血戰數刻。衆寡不敵我軍遂敗。義貞殿戰馬被七箭而殪。乃立丘岡求馬。我軍不知無肯授馬者。賊軍追迫。義貞射斃一賊。賊逡巡不進。四方環而射之。義貞被薄金鎧。左右揮鬼切・鬼丸二刀截十六箭。且截且避輕捷若神。小山田高家馳至以所乘馬授之。進戰而死。（初高家斬刈民麥。法當死。遣人視其營。鎧馬皆具而無粒米。義貞恥之不問其罪。且贈米十石。高家感喜。遂死之）義貞乃得免以六千騎還京師。京師大駭帝復幸叡山。

初尊氏陷京師也謀奉後伏見冑緒爲帝。而諸皇子皆從帝于叡山。及敗奔鎭西赤松則村亦以爲言。乃竊遣人請廢帝之命。於是持明院法皇・廢帝及帝弟豐仁親王皆託疾不從。往依尊氏。尊氏遂擁之據東寺。謀犯行在。

六月尊氏遣直義以兵二十萬三道犯行在。義貞與諸將守東坂。鑿塹架橋樓櫓相望。列艦湖上以備傍射。賊軍氣褫。乃先攻西坂。西坂恃險不設備。令公卿僧侶守之。會大霧咫尺不辨。僧徒擊走之。後又攻西坂。千種忠顯・坊門忠正率三百騎拒之。賊截其背。二卿戰死。僧軍不支而退。賊乘勝進至大嶽。山上大騷。義貞與宇都宮公綱馳救之。乘高奮擊賊軍大潰。義貞留守大嶽。賊更攻東坂。義貞令士卒齊射。與土居・得能等馳衝賊軍。湖上軍近岸傍射。賊遂大敗。賊以

熊野兵又攻西坂。其兵壯勇穿堅甲而進。本間資氏・相馬忠重見之笑曰今日之事不復煩諸君。歟步近敵百餘步。各射一卒應弦而殪。賊不肯進。二人顧我軍曰戰且合矣。請命的以試我技。我軍揭紅月扇相距二百步。二人戒月不可以射射其左右。兩箭夾月。乃命取百箭滿引副弓。自名于敵曰曷不來試堅甲。賊軍不戰而退。山僧光澄叛夜導賊兵。宇都宮公綱擊殲之。始我軍約兩坂有急鳴鐘相報。一日群猿撞鐘。諸軍各警。賊望而大騷。我軍東西下坂縱火賊營擊大敗之。擒高師重。附山僧梟之。賊軍四散。既而又聚。我軍謂賊兵寡出攻京師。尊氏聚軍東寺出寡兵誘我軍。我軍爭進賊縱大兵前後要擊大敗而還。大納言師基以北陸兵三千人援。諸將議曰先日深入是以敗。不如東西夾京縱火而進。義貞・師基各將一軍二道攻京。有叛者泄其議于賊。賊分兵爲備迎擊師基。師基敗走。乃合軍圍義貞。衆寡不敵我軍遂敗。復還叡山。帝以爲官軍累敗由僧徒漏謀。賜邑僧徒以獎激之。令招南都近畿將士聞之所在起兵。各請將帥以絕賊糧道。賊軍大窘縱兵四掠。公卿促義貞進戰。乃令南海兵列炬于阿彌陀峯約諸將四面攻京。義貞率宗族入辭。帝親勞之。剪所御紅袴分賜士卒以爲笠幟。義貞感激白曰成敗天也不可逆料。今日之戰。不發一箭賊營不復生還矣。以二萬騎發。賊詗知之縱火北白河。八幡軍以爲戰合先期進攻大敗而還。南都兵亦後期不至。義貞不之知也。分作三軍縱火進攻。賊兵披靡。遂抵東寺。義貞立馬大旗下注射。呼尊氏曰天下恟々民不聊生以我二人也。曷

不獨身決戰。滿引而發。軼高櫓入尊氏帳中。尊氏遂不出。時諸卿軍皆爲賊所敗。賊兵盡合圍義貞。以二萬作一軍馳衝賊軍。至三條磧。千葉・宇都宮及名和長年軍皆離。初長年發叡山。路人指曰正成・忠顯戰死。獨伯耆守存耳。長年聞之曰彼謂我惜死乎。決死而戰。以二百騎鎖大宮巷門。背門皆死。賊軍追圍義貞。義貞不復爲退。馬首于西而戰。額中流矢人馬皆紅。義顯傷左手。從兵無不傷者。紅笠幟者八百騎來救。擁義貞潰圍還叡山。於是諸將帥皆棄守遂走歸。南都叛應尊氏。尊氏分兵四絶糧道。山上大困。賊將佐佐木道譽詐降。帝信之以爲近江守護。道譽至近江舉兵叛。遣義助討之敗還。山上益困逃亡相繼。

八月尊氏奉後伏見皇子豐仁親王稱帝于京師。冬十月尊氏上書詐降。帝信而聽之。尊氏又陰招諸將諸將多應之。勸帝還闕。議已決。義貞不之知也。洞院實世馳人告義貞曰尊氏納款車駕赴其軍。公知之乎。義貞不信。堀口貞滿曰今曉氏明・行義無故赴行在。吾因怪之。請行詗之。乃馳至中堂。則車駕將發。貞滿脫甲進跪輿下。扣其轅泣曰道路傳還闕之議不肯信之。今乃信矣。抑義貞有何罪。而陛下一旦棄之。義貞奉詔滅高時于元弘其功莫大。諸將不敢班者。自尊氏之叛靡軍虜師。出萬死而逢一生。宗族墜命王事者百三十二人。兵卒死者八千人。雖然屢敗京師是豈戰之咎哉。蓋天之未眷聖德耳。陛下必欲還闕。召義貞與五十餘人賜死御前而後發矣。帝憮然。左右皆服其理無肯出言者。頃之義貞父子兄弟率兵三千人入謁。禮恭

而不亂。帝近召義貞・義助慰喩之曰貞滿之言雖然而遠慮不足。當尊氏之反。卿以其同宗挺身歸義捨生勤王。朕甚嘉之。欲使卿宗族。鎭平四海。而天運未至兵疲勢蹙。是以權成講和將待時耳。恐其敗事。臨期知之。先遣河島維頼于越前國内必平。且氣比社人城于敦賀舉義。卿且赴之。略定北陸重謀興復。以朕還京恐卿必得賊名。今讓位太子下北陸。卿視之猶視朕。軍國之事一以委卿。朕已忍恥卿亦宜努力。言畢垂涙。將士皆泣莫肯仰視者。即日傳位太子。義貞夜謁日吉神納寶刀。祈願曰神鑒吾忠義。令吾行無恙再起大軍滅賊。即不得然則猶令子孫再起以續父祖之志。明日奉太子及尊良親王舉族北行。公卿從者左衞門督實世・其子少將定世・侍從泰季・其子左少將爲次・頭大夫行房・其子少將行尹率七千騎發。懷良親王奔吉野。中納言隆資走紀伊。大納言親房奔伊勢。大納言師基・中納言光繼・中將定平奔河内。其他公卿及武人大館氏明・江田行義等從車駕入京。尊氏遣直義迎帝法勝寺迫奪神器。帝以僞器與之。即幽帝花山院置兵監衞。奪公卿以下官職。拘諸將士。殺本間資氏・僧祐覺・菊池武重逃歸肥後。義貞至鹽津。足利高經以大兵塞路。轉由木目嶺。會大雪人馬凍死。士居通言與族通繩殿迷失道。敵兵圍擊。將士凍餒人馬皆凍不能操兵。三百人皆植刀于地自貫而死。千葉貞胤以其兵叛降于敵。義貞行三日僅至敦賀。氣比氏治率三百騎迎入金崎城。遣義顯于越後。義助于杣山。催兵來援。義顯・義助以三千騎至杣山城。城主瓜生保厚待之。而高經詐傳詔

旨討義貞。保信之鎖其城守之。保弟僧義鑑來謁曰臣兄昏愚輕信賊計。曉之不聽。雖然終必歸義。願附臣于一公子待時奉以起兵。義助察其無他。以義治託之。義顯兵散不能赴越後。與義助還金崎。今庄淨慶以兵塞路。義助曰毋乃法眼久經之族乎。久經從我叡山必不忘舊。誰往說者。由良光氏應聲而進。呼于敵曰脇屋公自杣山還。何者肯塞路。淨慶答曰臣奉尾張公命。雖然何忘舊恩。賜一將士以藉口。光氏返報。義顯曰從我危難者情同父子義。寧吾代士死。不令士代吾。更往告之。不聞則戰死耳。光氏再告焉。淨慶不決。光氏下馬脫鎧罵曰主將且欲代士。士曷不代主。拔刀自殺。淨慶感激奔奪其刀曰君臣踏義吾何辭罪。開路跪伏。義助慰勞之與刀而去。我兵盡亡。在者僅十六人。而聞敵二萬圍金崎。或議赴越後。栗生左衛門曰取路敵地直赴越後非策也。乘曉薄敵呼杣山援兵。若敵騷奔直入城。否則血戰死于將帥之前。衆然之。待旦乃解衣帶結之樹爲旗幟之狀以張疑兵。擁中黑旗革山馳敵。武田五郎傷右指不能操兵。約木刀于右腕先登。左衛門亡副刀斫木爲挺。次五郎大呼杣山援兵馳衝敵兵。敵兵擾亂。義貞因出擊奔之。迎十六人入城城圍頓解。乃奉太子親王于船置酒慰之。太子親王彈琵琶。左衛門督實世彈琴。義貞笛。義助笙。河島維賴起舞。會魚躍入船。實世曰是莫周克殷之兆乎。煮奉太子。太子親王歡飲竟日。尊氏更遣諸將以兵六萬海陸來攻。城據山海。守險拒戰日斃千餘人。僧義鑑及兵庫助重・彈正左衛門奉脇屋義治起兵杣山。

附錄

以下五篇は他の論撰に對する批評だから其の論撰と併看してこそ其の妙味も明らかになる。但し此の批評だけでも小楠の所見を知るに足る貴い內容を有するから今附存することゝした。

（イ）元田東野著「答問管見」批評

元田は安政三年十月二十七日に「答問管見」なる一文を草し、「喩を承く。所謂國家今日の大患は一二にては論ずべからず。然れども其の本を言へば則君志未だ立たずして紀綱張らず、大臣和せずして士氣廢弛し、無事を以て國體となし承順を以て臣道となし、眞言聞かれず賢才擧げられずして風俗頽廢する是れ今日の大患なり。今にして救はずんば徃々將に救ふ可からざる憂あらんとす。之を救ふ所以の道も亦誠に一二にては悉すべからず。然れども其要を論ずれば則ち大抵八策に過ぎず」と打出して君道・紀綱・大臣・世嗣・賢才・士氣・國力・兵制の八項につきて論じてゐる。左はそれに對する小楠の批評である。

八策一々中今日之事情。而其要領在講正學而正君心耳。正學明則君心正。君心正則國是定。國是定可以擧大臣。可以正世嗣。賢才・士氣・國力・兵制次第得盡其道。而國無不治。眞非至道哉。嗟乎古今天下治日少而亂日多。人材鬱抑于下而吞無限之苦。是豈今日之事而已哉。雖然變易者時也。治亂順環遂無一定。安知雲散日輝。道明于上而八策行于下也。是君子所以貴自脩。而獨非志伊尹之所志。亦樂顏子之所學耳。如何々々。

沼山漁叟拜

又云。當今人才不レ爲レ不レ少。而識見及二於此一者爲二誰某一。恐無下可レ當レ焉者上。予獨於二茶陽一應レ退二三舍一。敬服々々。

沼山又拜

（癸庚存稿）

元田東野著「答問管見」の末尾に記せる小楠の評語（元田竹彦藏）

『癸庚存稿』は元田東野自筆の遺稿で、卷頭に左の叙言がある。

此冊子は嘉永癸丑の年より萬延庚申の年迄八年間の草稿なり、心友の批評もあれば存し置ものなり。

慶應元年乙丑晩秋　　茶陽山人識

（ロ）　元田東野著「私議」批評

「私議」は幕末の肥後藩にて兵制に關し從來の法を固守せんとする者と西洋法を用ひんとする者との間に確執を生じ相讓らざりし際に、其の處置につきて東野の意見を述べたるもの。

好義論にては御座候へ共、穩靜にて弊發無レ之樣被レ

存候。小生所見は人と話合致候には向方之意思を酌取申儀第一義と存申候。大略は自身之存念斗を主張致候て向方之意は一向に躰し不レ申、是話合落兼申源本にて御座候と存候。又云人と話合申候には向方の思寄不レ申處を二稜斗り乗懸け不レ申候ては乗落しは出來不レ申儀と存候。詩云鳥飛魚躍、活々潑地、高意如何。

（癸庚存稿）

（八）　荻昌國著「近思錄說」批評　弘化二年

荻は朱子の「四書は六經の階梯、近思錄は四書の階梯」てふ語を引きて說を立て、後學の者が直ちに聖經の研究に取懸るのは等級を越えた遣方で却つて岐路に踏み迷ふ恐れがあるから、先づ其の階梯として正學の正統を承繼ぎたる四子の『近思錄』を讀み、順序を踏み次第を追うて孔孟の遺經に進むべきで朱子『近思錄』編纂の趣旨は全くこゝにあることを明らかにし、次に道體・爲學等の類別に就き之を『大學』と對比して自己の所見を開陳してゐる。

時存按に學問の淵源より云えば本文の通りなれども、全體朱子近思錄編輯の大意は後世學者四先生（周濂溪・程明道・程伊川・張橫渠）の學問の本意を合點せんと志せども四先生の書たるや全躰夥數有レ之て見とられざるのみならず、其語錄と云ものが大抵は門人の面々思ひ〳〵の聞書なれば其人々の學問の正不正と深淺厚薄に因ては四先生の道の正路眞味を失ふも又不レ少、是れが甚恐れ有ることにて是非共精撰の編輯無れば叶わざる天理自然の道筋より起りたる近思錄の書なり。卽ち序文に有レ之通り讀二周子・張子・程子之書一歎二其廣大閎博若レ無二津涯一。而懼二夫初學者不レ知レ所レ入也。因共掇下取其關二於大躰一而切二於日用一者上以爲二此編一と有り又若憚二煩勞一安二簡便一以爲下取二足於此一而可上則非下今日所三以纂集此書二之意上也とも有りて、凡て朱子の此書を編輯なされたる本意は序文の通りにて學者直には四先生の書に取

り付き難きに因て先づ此を土臺にして是より全書に求むるよふにとの教なれば、近思錄にて四先生の學問は相濟と心得ると大に相違することなり。然るに語類に近思錄は四子の階梯と有レ之るは四先生の全書の大本骨髓は近思錄に取り擧げ盡したることなれば是を得斗合點して、四先生の心を我が心とし四先生の志を我が志と眞實底心から分別を極めて扨四書に取り懸れとの教にて全躰は本文の通りなり。只近思錄の書たる所以は前に云通にて心得ずんば有るべからず。

其子細は道體より聖賢迄の十四ヶ條の部分より等級次第有レ之候事を子細に差示し被レ申たる事にて御座候に至り議論甚明白、眞是得二子朱子之心一敬服々々。

時存案るに近思錄の部分は全躰は大學に本き委敷篇目を分て見せたる者なり。先道體を立たるは序文に有レ之所三以求二端にて聖學に取り懸るに人道の然る所以を知らざれば本意の志の立て所の間違に成り、甚だ以て恐る可きの叓なれば開卷に先づ道體を擧げられたるなり。去れども道體と云は此の道の至極の筋にて初學の者の腹に合點す可きにあらざれば、伯恭の序の通り特使下之知二其名義一有上レ所二嚮望一而已とあり。又語類に近思錄首卷難レ看某所下以與二伯恭一商量。敎下他做二數語一以載中於後上。正謂レ此也。若只讀レ此則道理孤單如三頓二兵堅城之下一。却不レ如三語孟只是平鋪說去可二以游一レ心。又云看二近思錄一若於二第一卷一未レ曉得。且從二第二・第三一看起とありて兎角道體は初學の合點し難きことなれども其本意を大略先づ合點せざれば本體の志は決して起らぬ故に如レ此に首卷に擧られたるものなり。所レ謂是求レ端の處にて大學の前の小學と心得可し。小學と云は子供の學問の如くに思は大なる間違なり。古の時分は大學の道明なるに因て大凡の人の心に天を敬ひ命を知り仁義道徳の箇樣なる筋と云ふことが三尺の子供迄

も合點して扨小學の道を學び、習土臺作りが出來たる上にて大學に入り大人の學を修行することなれば、全體道躰は子供より合點の入りたることにて六ケ敷ことも何も無きことなり、是が所ﾚ謂一句の道體と云ものにて種々樣々に說き出して有れども積るの處が此のことに歸着することなり。其れ故に朱子小學を編輯なされたるに第一義に天命性を擧られたるは則ち近思錄の道體と同じ義にて事六ケ敷吟味すべきことにて無ﾚ之、ざつと先人間と云者は箇樣なる譯合と云ことを合點するが積る所本意の落着なり。去れば道體の篇は小學と心得るが宜敷、扨爲學は立志是以て大學の先のことなり、致知よりしてが則大學の條目を詳密にケ條を分て示されたる筋にて、存養を致知克已の中に擧られたるは必意存養の功實に知行を貫の地なる故なり。是が大學の立樣とかわる樣なれども全體爲學の篇が立志より存養を兼ねたる意味にて、大學の前の小學を朱子敬の一字にかえられたる所と同じ筋なる故に存養を知行の中に立て、兎角存養が知行の土臺なることを示されたるなり。大學にては致知より直に誠意と續けども是は次第の筋を云たることにて現實の心持は致知の先に存養則ち爲學の所にて、扨致知になりて致知するも致知したるあとの心は存養にて、其存養の不足より私心が起を克ち去るが誠意なる故にて、大學には存養は小學のことにて委しく盡し、正心の場所も存養なれば致知誠意の中には云わずしてあるが、全體存養は致知が行の根本なることが知れるなり。其を近思錄には委敷示して工夫を用ひしめる爲に致知と克已の中に擧られたるにて、曾て以て大學の條目にかわりは無く、條目を委細にわりて工夫を示す處なり。扨又家道・治體の間に出處を擧たるは全體出處の筋は大學にては致知より修身迄の處に備りたれども、人に取りて出處進退程大切成ことは無き故に自修り家齊仕ふ可き場所に當り審に吟味す可き爲に出所の一目を加へたることなり。治體より政事迄は治國平天下細に分て示たるなり。政事の後に教學・警戒・辨異端・觀聖賢の四條大學に無き事にて、古來樣々の說あれども愚按近來發明い

たしたることあり。全體大學は三代聖王天下を治め玉ふ學體の書なれば懸り口が毎も上より下を治る筋に說き來れり。近思錄は其大學の道を學者の上に取りて工夫を用る爲の書なれば政事の先に出處と云目もありて、人主の身より說き出すと學者の上より云との筋がかわるが、大學近思錄の立て樣の少しくかわれることにて全體は初に云通り一ト筋の書なり。去る故に大學は平天下きりに畢り、近思錄は政事の後此の四條目を付けたるは右の趣意にて、先教學と云は學者進では其の學ぶ所を以て天下の民を治め、退て此道を明にして其徒を教養す可きことにて、此か卽取も直さず新民の當然なり。孟子の三樂の一の得二天下英才一而教二育之一が此のことなり。全體私に其徒を集て講學することは三代の盛なる聖人の御代には無きことにて、凡て身が修り知が明なる人は直樣に取り擧て其人相應の役義を命じらるれば所レ謂野無二遺賢一の所にて、人道の講學は天下中の學校にての修行なり。去る故に教學より以下のヶ條は大學には有る間敷ことにて大學は人道の曲（クル）わざることを述たることとは此にて合點すべし。扨三代の間も世に否泰があれば否塞の時は賢者は必ず野に在ることなれば卽ち教學が其人の職分にて、孔子・孟子より程朱の講學不レ得レ止の天然自然の新民なれば卽此の教學を政事の後に付たるなり。警戒は又學者修レ己治レ人の上に格別尙又戒謹の心を用ひざれは人欲忽に萠して可レ恐の甚しきことなれば省察の意不レ可レ忘を示されたる所にて、明德新民に至善の有る如く其至善の工夫と心得ると間違なし。辨異端が又尤大切なる所にて君子の學既に明なりとも此に明辨の力を用ひざれば不レ知不レ覺見違いがある者にて、程子の門人第一・第二と云われる人と雖ども既に佛には墜入たる例ありて中々に恐る可きことなり。去る故に此に於て毫末も見違れば弊害を人心に貽すこと的面なれば警戒の後に立たるものなり。觀聖賢を終に立たるが堯舜以來聖賢相傳の道統、孔・孟・顏・曾承繼ぎ玉いて其餘の諸子は學術の不精に因てとても道統に列することを不レ得、周程・張子出玉ふて初て孔孟の相傳を得此道

復天下に明なることを見、道體爲學より修行積りて程・張の道我に得るが是れ學の終りなることを明したることとなり。是要するに初に云ふ如く大學は平天下きりに終りたるは人君天下を治るの大道を云ふ故にて、近思錄は學者より聖賢に成る迄を云ふ。彼より語り是より說くの違あるを知るが此條目の差別にて、全體は大學の條目にかわることは無くやはれ大學の條目の筋より立たることなり。

（ニ） 荻昌國著「孟子說」批評　弘化二年

荻の孟子說は王道を闡明して覇道を斥け、仁義の道を高調して功利主義を排した議論で、左はそれに對する小楠の批評。

此段は議論明白一語之增減も致す可きこと無く敬服仕候。誠に學者に限り不レ申天下古今之人情より孟子以後程朱諸公を見候は理論精微に至れる道德之君子に極ては、國天下之政事を取り國天下を治め候人は別に有レ之と心得、只今にも如レ此有德之賢人出られ給ふとも教助訓導之撰擧に成るべきは間違有レ之間敷候。さればこそ退野先生も抱レ經隱二窮山一之嘆息も御座候て中々に習俗の陷溺古も今もかわれることは無レ之、彼之管・晏が罪は天地に通じ惡むべきの極に奉レ存候。

（八・ニ洪水文庫文書「荻角兵衛先生雜著」）

（ホ） 元田東野「贈二梁川星巖一書」批評

元田東野は安政三年三月に自己の詩稿に平素自ら抱懷せる詩に關する意見書をも添へて在京の梁川星巖に其の示教を求めたことが

ある。其の書に對しての批評で、元田の意見書の大意は傳記篇第十九章、四に載せた。

議論正大。識見透徹。固非今詩人之所企及也。僕亦聊具知詩之眼。而一々感嘆不自已也。唯以性情識見分別聖賢與學者之詩。是恐非通論。蓋詩者無聖凡賢愚之別。發乎性情之不可已。是爲眞詩。則愚夫愚婦亦有發乎自然而渾成無迹者。是以三百篇中雅・頌之外大抵取諸宮閭閭巷之間爲多。何必獨聖賢之詩而已哉。至六朝・李唐以詩爲一種之學。而眞詩廢。非有識見者不能得古人之眞意。是杜子美之所以冠乎千古。而王・劉・韋・孟之徒。有志者不取也。然則性情識見不可分別而非識見何以作眞詩。賢兄以爲如何。

横　存　拜

（癸庚存稿）

元田東野「贈梁川星巖書」の小楠評語

（元田竹彦藏）

（乙）漫錄

一　戊戌雜志（寓館雜志）　天保九年

册子の表紙には『戊戌雜志』、卷首には『寓館雜志』と題してあるを見ると天保九年時習館居寮長時代の隨筆漫錄である。云ふまでもなく小楠の手筆で、其の收むる所は凡そ六十三則、鈔錄・詩話・文談・時事評隲等筆に任せて記述して有る中に後來其の大をなしたる片鱗は既に窺ふに足りる。行文往々雅馴ならず、時には脫文に非ずやと疑はるゝ程の處もあるが、一々原書に引き當らずに句讀を附した。『小楠遺稿』には之を揭げてない。

小楠手記『寓館雜志』の第一頁
（横井時靖藏）

寓館雜志

晉虞溥爲鄱陽内史、大修庠序、廣招學徒、獎諭之曰、夫聖人之道淡而寡味、始學者不好也、及至期年、所觀彌博、所

習彌多然後心開意明。敬業樂羣忽然不覺大化之陶已至道之入神也。故學之染入甚於丹靑。丹靑吾見其久而渝矣。未見久學而渝也。夫工人之染先修其質後事其色。質修色積而染工畢矣。學亦有質孝弟忠信是也。君子內正其心外修其行。行有餘力則以學文。文質彬彬然後成德。夫學者不患材不及而患志不立。故曰希驥之馬亦驥之乘。希顏之徒亦顏之倫。

鄒南皐曰丈夫生世間具耳目口鼻之形。所以異於物者以有此學耳。學莫貴於立志。千古聖人倶是一箇肉身漢子。只是志不肯作凡夫。單刀匹馬所向無前何聖域之難臻。唐人語云語不驚人死不休。吾以爲不至聖死不休也。

王塘南曰爲天地立志爲生民立命。爲往聖繼絶學爲萬世開太平。學者發心之初便須立此大志願。有此大志願然後能量包宇宙度越古今。終日乾乾務欲充滿此志願則必念念無滲漏・事事無愆違。滿腔惻隱之心貫徹於天地萬物無少虧缺。乃爲盡性之實功。此聖門求仁之學也。

張南軒曰道二。義與利而已矣。義者亘古今通天下之正道。而利者犯荊棘入險阻之私徑也。人之秉彝固有坦然正道之可遵。而乃不由之而反犯荊棘冒險阻顚蹶終身而不悔獨何與。血氣之動於欲也。動於聲色動於貨財以至於爵祿之可慕則進以求達。知名之可利則鋭於求名。不寧惟是。凡一日夕之間起居飮食遇事接物。苟私己自便之事。意之所向無不趨之。則

天理滅而人道或幾乎息矣。其胸次營營豈得須臾寧處於斯世。亦僥倖以苟免耳。徒知有六尺血氣之軀而不知其體元與天地相周流也。豈不可惜。雖然義內也。本其良心之不可自已者反而求之。夫豈遠哉。

陸象山曰古人入學一年早知離經辨志。今人有終其身而不知自辨者。良可哀也。（以上五則蓄德錄中抄錄）

近時列侯中盛名嘖嘖天下者常・肥二公。而常公天資英邁不拘小節。最好內。宮中無美醜莫不愛矣。夫人（有栖川親王女）滕姬某氏有殊色。公竊召寵之。有孕事聞外廷。廷臣諫者十數公皆不聽。有一臣某（失名）死諫。公感其志出某氏于外。或云公之行事聞其一二。頗類棊君可驚矣。而是出英氣之餘無妨盛事。余云從來英雄之主好色是其常態。不足怪也。肥前侯天資嚴肅每事必敬。宮中無寵姬。衣服綿布。城災後減食禁酒自苦如寒士。余竊評二公云常公似我靈威公。肥前公似鷹山公。蓋以其天資言也。

榮侯訪礫川邸。席上賦七律云回頭世上漫紛紜。肯將毀譽付白雲。天下英雄纔屈指。平生知己獨逢君。林梢風斂鳥聲滑。檻角日暄梅氣薰。自戒宴安如酖毒。從來治國要勞勤。宴安酖毒之句意蓋指水戸公牀第之好也。（水戸公有答和詩未聞也）

榮侯一日坐燕室。偶爾賦云蕩々大路久荊蓁。天將蒼生寄此身。腰下常橫三尺劍。胸中別蓄一團春。千年學術推晦庵。百代功名屬守仁。讀書窓前新月色。焚香默坐養精神。何等懷襟。精

神可想。

文中子曰無赦之國其刑必平。多斂之國其財必削。又云古之史也辨道。今之史也耀文。又云古之文也約以達。今之文也繁以塞。又云漢文景廢肉刑害於義。損之可也。衣弋綈傷乎禮。中之可也。雖然以文景之心爲之可也。不可格於後。又云婚娶而論財夷虜之道也。又云通變之謂道。執方之謂器。又云通其變天下無弊法。執其方天下無善敎。故曰存乎其人。又云詩書盛而秦世滅非仲尼之罪也。虚玄長而晋室亂非老莊之罪也。齋戒修而梁國亡非釋迦之罪也。易不云乎苟非其人道不虚行。又云樂天知命吾何憂。窮理盡性吾何疑。又云愛名尙利小人哉。未見仁者而好名利者也。又云賈瓊問何以息謗。子曰無辨。何以止怨。曰無爭。又云聞謗而怒者讒之由也。見譽而喜者佞之媒也。絶由去媒。讒佞遠矣。又云吾不仕故成業。不動故無悔。不廣求故得。不雜學故明。又云凝滯者智之蝥也。忿懥者仁之螣也。纖悋者義之蠹也。又云君子先擇而後交。小人先交而後擇。故君子寡尤。小人多怨。良以是夫。　余曾讀温史知文中子天下之遺才也。然其人豪傑濟時之才。而爲非以此道任者。迨見朱陸書二公極推尊文中子。則鄙意竊不能無疑也。今讀其書知識見之高殆以仲尼自任者。焉有一時豪傑間。雖過高自尊而其人可想也。今錄其語可服膺者敬以自箴。時四月十三夜。

丁酉春榮侯有關札之變。永山貞武還江都。夜過金澤賦七絶云既將一死付鴻毛。乘月吟過

金水濤。料理機宜諸老在。瞬間笑撫菊池刀。」

近代諸史自歐陽公五代史外。遼史簡略。宋史繁蕪。元史草率。惟金史行文雅潔敍事簡括稍爲可觀。然未有如明史之完善者。蓋自康熙十七年。用博學宏辭諸臣分纂明史。葉方藹・張玉書總裁其事。繼又以湯斌・徐乾學・王鴻緒・陳廷敬・張英先後爲總裁官。而諸纂修皆博學能文論古有識。後玉書任志書。廷敬任本紀。鴻緒任列傳。至五十三年。鴻緒傳稿成。表上之。而本紀志表尙未就。鴻緒又加纂輯。雍正元年再表上。世宗憲皇帝命張廷玉等爲總裁。卽鴻緒本選詞臣再加訂正。乾隆初進呈。蓋閱六十年而後訖事。古來修史未有如此之日久而功深者也。

皇清經世文編十二套百二十卷善化賀長齡所編輯。總目曰學術。曰治體。曰吏政。曰戶政。曰禮政。曰兵政。曰刑政。曰工政。目中又有細目。原學・儒行・法語・廣論・文學・師友六目屬學術。原治・政本・治法・用人・臣職五目屬治體。吏論・銓選・官制・考察・大吏・守令・吏胥・幕友八目屬吏政。理財・養民・賦役・屯墾・八旗生計・農政・倉儲・荒政・漕運・鹽課・榷酤・錢幣十二目屬戶政。禮論・大典・學校・宗法・家教・昏禮・喪禮・服制・祭禮・正俗十目屬禮政。兵制・屯餉・馬政・保甲・兵法・地利・塞防・山防・海防・蠻防・苗防・勦防十二目屬兵政。刑論・律例・治獄三目屬刑政。土木・河防・運河・各省水利・海塘五目屬工政。舉清人一代有用經世文莫不盡焉。余嘗有志于清代治績而乏其書無所考焉。及得文編一代制度文物考攷有餘則經世之名。果不空也。此書去月自崎陽到眼醫福嶋仙

壽請而求之。

明宣宗時特著三法。一久任。二不次遷擢。三不限流品。是所以宣德稱少康。

顧炎武云非常之策。陳湯不奏於公卿。度外之功。班超不謀於從事。千古之格言。明曆大火令諸侯就國。松平伊豆公不謀之於朝廷者亦非是乎。

待至誠之人當以至誠。待譎詐之人尤當至誠。蓋譎詐之人病在不誠。若以爲其人未可誠動。偶參譎詐則彼必愈增其技以加我。我又加之。是不唯不得動彼以誠并且陷我于詐也。噫是所以處世之難。只自修而（己カ）耳。

賈長沙。才識卓越于一世。文帝之不用之是古今人所同慨。而吾則不謂然也。文帝世天下始定。是宜休養生息而削藩王正風俗。爲紛紛改作之政。不重搖動天下之人心。文帝淵識深慮因天下之勢爲治。則不用誼者亦知勢之不可也。然不知者以爲文帝不知誼。特惜長沙之謫夫文帝豈不知誼。長沙之謫蓋亦深慮之所寓。慮少年銳氣少涵養將爲衆所傾。故暫謫以養心志。待其學力益進識見益圓。行將大用爾。明太祖識方孝孺。而曰吾不能用。僅除漢中教授擢解縉爲御史。及縉詆袁泰之奸遣歸。諭曰大器晩成。吾將待其成大用焉。亦非文帝之意邪。

蘇子瞻少年入京名動一世。英宗在藩邸既聞其名。迨即位欲以唐故事召入翰林知制誥。韓魏公曰軾遠大器也。他日自當爲天下用。要在朝廷培養之。今驟用之則天下之士

未必以爲然。適足以累之也。軾聞魏公語曰公可謂愛人以德矣。可觀若子之愛才不欲早用貴其人。而欲斬抑以成其才也。大臣撰士。宜體此理矣。

五月念一日。崎村某刄竹居某死。先是辛卯歲有井澤某事。皆丱角童子以紛爭及殺刄。或云我藩士氣之盛童子尚不受窘辱。非他之所能及也。吾則不謂然。是苦節也非尙節也。夫丱角童子爭毆是其常事。或受奇辱何爲失節。然勢之不可止也及殺刄。則其爲節出乎窮苦無地。豈非可悲也哉。所以然者。理窟之風爲之大弊也。夫究其理則不得不潔其行。潔其行則其爲弊也酷以責人。於是乎互白其短。互訐其過。朋黨相比。以一國之人相視如仇讐。酷責之甚。令人無天地之大容其身之寸隙。積弊之餘責及童子至殺刄不厭。則苦節之極非痛心邪。嗟乎士之處今日其亦難矣。今而不救此弊則積弊之極必至不可救。則非當路之大苦心哉。

吾所目擊相殺刄者。有藪田岩次之於河井清十郞。塚本文之允之於鎌田某。井澤山之於吉木某。春木某之於簑田平八及崎村事。甚矣相刄之多也。春木之刄與崎村事同日。

是又人事之至變者。焉知非天之所以戒今日之大弊邪。是士以上相及者、如夫輕士以下、不遑枚擧。書之備々焉。

太宰純所重刻古文孝經。其書之爲僞是公論也。間嘗閱知不足齋叢書第一卷首脩(改カ)古文孝經。蓋武林人汪翼蒼者隨估舶來我崎陽。訪求以歸相傳珍重。二千年逸書復出乎世可笑。後閱簡明目錄既知爲僞書。則彼公論正矣。古文遂不可欺世也。事關奇異故錄。

歐陽公晩年嘗自竄定平生所爲文用思甚苦。其夫人止之曰何自苦如此。當畏先生嗔耶、公笑曰不畏先生嗔。却怕後生笑。可觀不朽之重如此。

錦里先生。諱貞幹。字直夫。順菴・錦里・敏愼齋・薔薇洞皆別稱也。京師人。十三歲作太平頌獻鳥丸亞相公。因遂達　天覽。厥後受業於惺窩先生門人尺五先生。門友如貝原損（軒脫カ）・安東省菴・宇都宮遯菴。推爲先達。以矜式焉。應加賀侯聘。遷東都。聲名藉天下。列國侯伯欲接見者多。而先生皆辭不往。常憲公郎位特徵入侍。無幾令脩國史。優待極厚。卒。私諡曰恭靖先生。有文集行于世。

許魯齋先生曰講究經旨。須是且將正本反覆誦讀。求聖人立言指意。務於經內自有所得。若反覆誦讀。至於二三十遍以至於五六十遍。求其意義不得。然後以古註證之。古註訓釋不明未可通曉。方攻諸家解義。擇其當者。取一家之說以爲定論。不可汎汎莫知所適從也。

魯齋雜言二聯云「光景百年都是我。華夷千載亦皆人」「擬陰冷墮雲間雪。和氣幽生地底春」是知先生胸中曠達。

歐陽公云天下之事必窮而後知。未經窮困之地何得天下之情。達哉言。魯齋偶成一聯云「遠懷未得生前遂。俗事多因困後諳」吾輩靑年生胸中應不失此念。嗟乎趙括所以敗非易言兵之故耶。

吾每作一文必請藤（近藤淡泉）先生雌黃。先生精裁下批。一字一點未嘗不心服也。及讀所謂史論十三篇竊疑此恐非先生得意之作。蓋行文與體裁不無可議者。大與其文論之精當不似。嘗敲之先生。先生曰史論是中年之作。於今觀之。疵瑕百出似童蒙之筆。何奈外間既傳悔不可追焉。先生此語宿疑頓解。彼傳以稱者殆非先生之意。書以記不忘。

病間偶讀虞書新志大起惰逸之念。此等之書應誓不觸眼。有所感書以自箴。

館本文集目錄　賈長沙新書　陸宣公集　韓文　柳文　歐陽文忠公集　蕪老泉集（蘇カ）
王半山集　曾南豐集　王文成公集　朱文公集　張南軒集　呂東萊集　沈歸愚集
小倉山（房脱カ）集　徐文長集　袁中郎集　八大家文鈔　二十二史文鈔　八大家讀本　明文
授讀　毛西河全集　歸震川集

以上二十二部。是文章精粹可熟讀者。

能處黜悔者必鮮（決脱カ）斷。能長決斷者必乏黜悔。所天之賦人者不能兩全。彼眞正之豪傑處沸亂之地能不失其平生。豈非兩全之才哉。

兩全之才鮮矣。漢則諸葛武侯。唐則陸宣公。宋則李文正・韓魏公・程明道・歐陽文忠・朱子・陸象山。元則許魯齋。明則薛文正・王文正・劉念臺。僅僅乎數人也耳。

大猷（德川家光）公時人材甚多矣。是我朝古今所未嘗有。而吾獨服酒井空印（忠勝）公。其他若松平伊豆・阿部

豐後・土井大炊諸公自是一長一短之才非兩全之器也。峯印公德量之大才智之秀絕似韓魏公。而論其人品殆是伯仲之間。豈私論也哉。抑天下之公論不得不出於此也。（峯印公遺事有傳錄二卷）

魯齋云革人之非不可革其事。要當先革其心。其心既革其事有不言而自革者。至哉言。人君總萬機臨照百官。此言可以銘心肝。

魯齋先生幼有異質。七歲入學授章句。問其師曰讀書何爲。師曰取科第耳。曰如斯而已乎。師大奇之謂其父母曰兒穎悟不凡。他日必有大過人者。吾非其師也。稍長嗜學如飢渴。轉魯留魏。人見其有德稍從之。居三年還懷往來河洛間。從柳城姚樞得伊洛程氏及新安朱子書益大有得。尋居蘇門與樞及竇默相講習。凡經・傳・子・史・禮・樂・名物・星曆・兵・刑・食・貨・水利之類無所不講。而慨然以道爲己任。嘗語人曰綱常不可一日而亡於天下。苟在上者無以任之則下之任也。世祖出王秦中。以姚樞爲勸農使教民耕植。又思所以化秦人。乃召先生爲京兆提學。秦人新脫於兵欲學無師。聞衡來人人莫不喜幸來學。民大化之。世祖南征。乃還懷。時王文統以言利進爲平章政事。害竇默正直。且疑先生與之爲表裏。乃奏以樞爲太子太師。默爲太子大傅。先生爲太子太保。陽爲尊用之實損其權也。默與樞拜命將入謝。先生曰此不安於義也。乃相共懷制立殿下。五辭乃免。改命阿合馬爲中書平章政事。擅權勢傾朝野。先生每與之議必正言不少讓。已而其子有僉樞密院之命。先生獨執議曰國家事權兵・民・財三而已。今其父典

民與財。子又典兵不可。帝曰卿慮其反邪。先生曰彼雖不反此反道也。阿合馬由是大銜。丞薦先生宜在中書。欲以事中之俄除左丞。先生辭免。從幸上京。又論列阿合馬專權罔上蠹政害民若干事不報。因謝病請解機務。遷集賢大學士兼國子祭酒。後以疾請還懷。皇太子爲請於帝。以子師可爲懷孟路總管以養之。十八年先生病革。家人祠先生曰吾一日未死。寧不有事於祖考。扶而起奠獻如儀。既徹家人餕怡怡如也。已而卒年七十三。是日大風拔木雷電。懷人無貴賤少長皆哭於門。四方學士聞訃皆聚哭。先生善教照照。雖童子語如恐傷之。故所至無貴賤賢不肖皆樂從之。隨其才昏明大小皆有所得。可以爲世用。聽其言雖武夫俗士異端之徒無不感悟者。丞相安童一見先生語同列曰若輩自謂不相上下。蓋十百而千萬也。翰林承旨王磐氣槩一世少所與可。獨見先生曰先生神明也。其所敎時輩如此。（以上因元史略以作小傳。）

松崎慊堂跋林祭酒家園漫吟云「堂下水浮新綠。門前樹長交枝。晚涼快寫一篇詩。不說人間憂喜。」此朱子西江月詞也。如此襟懷。惟我林先生有之。而先生此詩非以是詞跋之不可。後廿年獲睹槿宇長公所編次。更雖以前詞之超凡絕塵。非復所能閒也。

近藤重藏曾云妨吾追仕者水野出羽・林大學也。誓必殺二人。林公聞之曰吾無怨于重藏。重藏其如予何。乃邀重藏酌酒。賦詩示之云「雲散風涼孤月白。小園秋色澹澄夕。獨踞西邱俯清池。蟾影落波恰可摘。大星小星共收光。一天如水萬里碧。老子翛然動興情。嗒坐向誰披肝膈。

門前剝啄藤子來。蒼皇相迎倒著履。呼僮移榻頓南涯。交臂接膝脫巾幘。滿甕之釀初發醅。又辨乾鰕與枯腊。供給不須問儉豐。遭此良宵誠爲適。茲時夜漏將赴闌。晶晶凉露濕蒲席。四隣人定息衆喧。所在陰蟲聲絡繹。君方妙齡負多才。進取不嫌履紛劇。戴星而出戴星歸。遑遑政如在程驛。胡爲自苦一如斯。竟來人壽不滿百。百年縱然坐不煖。人事無窮似潮汐。功名在天不在人。豈若功名付一擲。李廣數奇衞霍貴。振古班班存史籍。五湖煙波一葉舟。大勝輕車馳廣陌。今我不樂日月慆。莫辭玉杯盛琥珀。人間淸福享亦難。忙了此生寧不惜。我有鐵笛君且聽。向月一吹聲裂石。」

初清三家文大抵相似。氣焰可喜。降至乾隆。獨歸愚叟沈密占地步。如袁子才輕浮任筆不過江南一才子。其外方靈皐・劉大櫆各有長短。不及歸愚也遠矣。

歸愚叟文甚是老實似其爲人。雖乏赫々拉鬼之氣。而篇篇沈着絶無輕浮之態。諸體中獨記久多用四字句。是予所未解。恐非歐曾之體。

曾南豐下筆時目中不知劉向。何論韓柳。予固之文未必高於中壘・韓柳也。然立志不苟如此。學者志道須得此意。

人有不平於心。必以清比己。以濁比人。而谷風三章。轉以涇自比。以渭比新昏。何其怨而不怒也。杜少陵詩云「在山泉水清。出山泉水濁。」亦然。

沈歸愚云四言詩締造良難。於三百篇太離不得太肖不得。太離則失其源。太肖秪襲其貌也。五言古長篇。難於鋪敍。鋪敍中有峯巒起伏則長而不漫。短篇難於收斂。收斂中能含蘊無窮則短而不促。又長篇必倫次整齊起結完備方爲合格。短篇超然而起悠然而止不必別綴。起結反其位兩者俱僨。

又云漢魏詩只是一氣轉旋。晋以下始有佳句可摘。此詩運升降之別。

又云轉音初無定式。或二語一轉。新四語一轉。或連轉幾音。或一音疊下幾語。大約前則舒後則一滾而出。欲急其節拍以爲亂也。此亦天機自到。人工不能勉强。

又云起手貴突兀。王右丞風勁角弓鳴。杜工部莽莽萬重山。帶甲滿天地。岑嘉州送客飛鳥外等篇。直疑高山墜石不知其來。令人驚絕。

又云中聯以虛實對・流水對爲上。卽徵實一聯亦宜各換意境。略無變換古人所輕。卽如蟬噪林愈靜。鳥鳴山更幽。何嘗不是佳句。然王元美以其寫景一例少之。至圓荷浮小葉。細麥落輕花。宋人已譏之矣。

又云三四句。貴音稱承上斗峭而來。緩脈趁之。五六必聳然挺拔別開一境。上既和平至此必須振起也。崔司勳贈張都督詩出塞清沙漠。還家拜羽林。和平矣。下接云風霜臣節苦。歲月主恩深。杜工部送人從軍詩今君度沙磧。累月斷人烟。和平矣。下接云好武寧論命。封侯不計年。

泊岳陽城下詩「岸風翻夕浪。舟雪灑寒燈。」和平矣。下接云「留滯才難盡。艱危氣益增。」如此拓開方振得起。

又云中二聯不宜純乎寫景。如「明月松間照。淸泉石上流。竹喧歸浣女。蓮動下漁舟。」景象雖工詎爲模楷。至宋陸放翁八句皆寫景矣。

又云收束或開一步。或宕出遠神。或本位收住。張燕公「不作邊城將。誰知恩遇深。」就夜歛收住也。王右丞「君問窮通理。漁歌入浦深。」從解帶彈琴宕出遠神也。杜工部「何當擊凡鳥。毛血灑平蕪。」就畫鷹說到眞鷹。放開一步也。就上文體勢行之。

黃子澄詩云「仗鉞曾登大將壇。貂裘遠賜朔方寒。出師無律眞兒戲。負國全身獨汝安。論將每時悲趙括。攘夷何日見齊桓。尙方有劍憑誰借。哭向蒼天幾墮冠。」題云聞李景隆敗績紀事。予每誦此詩。未嘗不悲子澄之志也。

戚少保繼光生平方略。見於西北者。未展其一二。感慨憤志多寓于詩。今舉其一二。盤山絶頂云「霜角一聲艸木衰。霜頭對起石門開。朔風虜酒不成醉。落葉歸鴉無數來。但使玄戈銷殺氣。未妨白髮老邊才。勒名峰上吾誰與。故李將軍舞劍臺。」二屯新城工成志喜云「受降新築壯三屯。燈火遙連十萬村。障燧層巒秦作塞。風雲大陸薊爲門。東迴地軸山河固。西擁天關宮闕尊。百二城邊過質子。千秋同戴漢家恩。」客館云「酒散寒江月。空齋夜宿時。風如萬里鬪。人似一鷄

棲。生事廿吾拙。流年任物移。邊愁頻入眼。俯仰愧心期。」出塞云「欝葱千里綠陰肥。澗水縈紆一
徑微。魚爲驚鈎鬪鼓動。鳥因避幟傍人飛。江南塞北何相似。幷郡桑乾總未歸。惆悵十年戍底
事。獨將羸馬立斜暉。」「石壁凌虛萬木齊。依稀疑是武陵溪。長城舊飲紛胡騎。大漠初驚過漢蹄。
國士死來今已盡。邊機愁絕劍空攜。天山鬪說尤佳勝。欲乞君恩試馬蹄。」伏龍寺云「梵宇蕭條
隱翠微。丹楓白石靜雙扉。曾於山下揮長戟。重向尊前醉落暉。裘艸尙迷游鹿徑。秋雲空鎖伏
龍磯。遙看滄海舒孤嘯。百尺仙橋一振衣。」登石門驛新城眺望云「萬壑千山到此寬。邊城極目
望長安。平生自許損軀易。遙制從來報國難。尙有二毛驚歲變。偶聞百舌送春潮(湍カ)。廟堂只恐開
邊釁。疏艸空教午夜看。」塞外觀音巖云「朔庭喜見戰塵收。石洞思從大士游。不道受降唐節度。
何如奉使漢通侯。天垂臺觀三千里。雪染顚毛四十秋。短劍蕭森心尙赤。班超獨倚玉門愁。」脊
兵過湖州渡云「汗血炎方七見春。又隨殘月渡江津。行藏莫遣沙鷗識。一片浮雲是此身。」望闕
臺云「十載驅馳海色寒。孤臣手此望宸鑾。繁霜盡是心頭血。洒向千峰木葉丹。」馬上云「南北驅
馳報主情。江花邊月笑平生。一年三百六十日。多是橫戈馬上行。」宿石門驛聞馬嘶云「伏軾長嘶
動石門。時艱滿目幾消魂。非于冀北空群久。羈靮年來苦漸繁。」辛未除夕云「四指廻朽猶障寒。
顚毛如許怯簪冠。驚心歲月愁仍在。回首風塵夢已闌。百戰勞銷千口集。萬金散盡幾人歡。燕
然北望空彈劍。馬革尋常片石難。」以上十四首。盡極感慨悲壯。不唯寫其心志。句亦巧練。李献

吉獨不得擅其長。

水戸青山拙齋皇朝史略序云天下之勢蓋三變矣。上古封建之時世質人朴。天下奉法政出王室。至大化始置國司郡領封建悉廢。天下之勢一變矣。大寶以後制度大備典章可觀。然外戚寖盛政歸攝關。天下之勢又一變矣。保元以降王室失馭武臣專政。諸國置守護地頭。而與奪之權悉歸關東。天下之勢至是又大變矣。此迺讀史之關鍵。而斯書之要領也。

好古小錄等所載堀出土偶。或謂上古殉葬者不然也。按日本史。垂仁皇后崩。先是倭彥命薨以其近習爲殉。哀號聲聞于外。帝聞而惻之詔禁殉死。至是使群臣議之。野見宿禰奏請以土偶代之。帝嘉之立爲永制。然則上古殉以人。而土偶之殉肇于垂仁也。彼土偶掘出者中古之物而非神代也。小錄所載石人謂出乎神武陵傍者。恐非□□(二字不明)然則是非神武之陵。而垂仁以後天子之陵也。錄以具考按。

仲哀帝征熊襲崩于橿日宮。神功后秘不發喪。與大臣中臣烏賊津・大三輪・大友主・物部膽咋・大伴武以及武內宿禰等議決意西征。皇后身爲丈夫裝執斧鉞令三軍。直入新羅縛國王。旋軍至筑紫。此時應神庶兄麛坂・忍熊二皇子擧兵要于皇師于播磨。皇后進討之遂平二皇子亂。立應神帝。夫仲哀崩。外則熊襲亂如彼。而內則二皇子叛如此。皇室之殆何啻一髮之係千鈞而已哉。幸皇后英明。能處大事以定禍亂。則國家再造豈非皇后之功哉。

應神崩。太子稚郎子讓位其兄大鷦鷯尊。尊辭。相讓三年太子遂自殺。大鷦鷯不得已而卽位。是爲仁德帝。帝之辭與太子之讓兩得其宜。而太子之死・帝之卽位非大義照千秋者邪。蓋稚郎子雖太子於倫序不得不讓。仁德雖兄於名分不得不辭。辭與讓大義之所係。乃太子之死萬出乎不可已。而仁德之卽位亦萬出乎不可已。與夷齊事非同一轍哉。

上古姓氏混淆不可分別。允恭帝憂之。會諸氏人於味橿丘設探湯。正其詐冒以定姓氏。

探湯上古以定眞僞。其事不可知也。武內宿禰傳云宿禰弟甘美宿禰譖其兄據筑紫以圖不軌。帝命二人探湯於磯城川濱。質情僞於神祇。蓋上古質樸甚敬神祇。探湯者猶彼龜卜也。

阿部仲麿呂入唐授左補闕。後至秘書監兼衞尉卿。藤原淸河至唐。玄宗命仲麿呂接伴。及淸河還。仲麿呂欲與歸。玄宗命爲使。海上遇風復至唐。肅宗擢左散騎常侍・安南都護。卒贈潞州大都督。仲麿呂以朝使受唐官。是叛臣辱我國體爲多矣。其望月和歌雖有情之可惻而不足以償其罪也。與王摩詰受安祿山僞官。後以凝碧池詩免死事甚相類。文人無節慨可嘆也。

藤原百川廢井上皇后。立山部親王爲太子。然其事所傳傾險鄙褻非君子之所爲也。靑山拙齋論之云。是稗官小說欲成其美。緣飾傳會以至於是。必非其實也。達哉論也。孟子云盡信書不如無書。讀史宜體此心。

錦里先生一代醇儒。名與喬嶽均。及讀其文章竊疑先生之德之美鮮表見于文字間。文與詩

多是應酬作。且如其對韓稿非知道者所爲也。下鳩巢文集不知幾等。既又思之。彼挖身理學一言一句必出之道學。務以妝裝者。比先生之平坦和夷。其眞僞何啻天淵也哉。

史論源賴朝云沈毅有度量。算不前定未嘗擧事。二句中寫盡英雄之心內。大抵天下之事未有以輕擧而成者。彼創業之主先算天下之勢。胸中既有一定之略而後發擧天下之事。是以惟變如決河而我權足以應之。遂爲其事業。嗚乎是英雄之事。今其爲此少事。算不前定而擧事。未嘗有不破者也。

采蘋女子。筑人原某女也。游于江都才名藉々。一時稱爲香奩之秀。嘗送野(町野)鳳陽西歸詩云「鴻鴈呼群木葉稀。龍灣秋色入斜暉。客中頻□(不明)西歸客。離恨紛如不洗衣。」

八月十三日南彊繹史開卷

道光御製書事

幼年即羨聞我攝政睿親王致書明臣史可法事。而未見其文。昨輯宗室王公功績表傳。乃得讀其文。所爲揭大義而示正理。引春秋之法斥偏安之非。旨正辭嚴必實嘉之。而所云可法遺人報書。語多不屈。固未嘗載其書語也。夫可法明臣也。其不屈正也。不載其語。不有失忠臣之心乎。且其語不載。則後世之人將不知何所謂。必有疑惡其語而去之者。是大不可也。因命儒臣物色之書市及藏書家。則亦不可得。復命索之于內閣冊庫。乃始得焉。卒讀一再惜可法之

孤忠。歎福王之不慧有如此臣而不能信用。使權奸掣其肘而卒致論亡也。福王卽信用可法其能守長江。爲南宋之偏安與否猶未可知。而況燕雀處堂無深謀遠慮。使兵頓餉竭。忠臣流涕頓足而歎無能爲。惟有一死以報國。是不大可哀乎。且可法書語初無詬誶不經之言。雖心拆于睿王而不得不强辭以辨。亦仍明臣尊明之義耳。予以爲不必諱。亦不可諱。故書其事如右。而可法之書並命附錄於後。夫可法卽擬之文天祥實無不可。而明史本傳乃稱其母夢文天祥而生。明出於稗野之傳會失之不經矣。

福王之立。非史閣部及諸大臣意也。此時潞王（穆宗之後）渡江至淮上。諸大臣意多屬之。以福王立恐修釁三案也。馬士英握重兵于外。與黃得功・劉澤清・劉良佐・高傑等相結。遺書諸臣迫以立福王。蓋貪推戴之功也。

燕京自闖賊淪陷。懷生之倫莫不痛飲。然大河南北雖經蹂躪而吳・楚・閩・越・滇・黔・彊場安然也。南都擁立既定人心。史閣部忠亮招徠耆舊。如高弘圖・姜曰廣・張愼言・徐石麟・張有譽・顧錫疇・劉宗周諸賢濟濟布在朝廷。將告九廟閱六師大擧翦除寇仇。萬姓喁喁想望中興。卽未能興復中原而江南一壁守備有餘。猶未失爲晋元・宋高也。奈何馬士英一奸賊盜竊秉鈞。外連强帥內起狐羣。逐斥正人君子擧朝爲獸窟。

（横井時靖藏）

二　遊學雜志

天保十年四月より翌十一年二月に至る江戸遊學間に其の見聞する所を無造作に筆記したもので云はゞ覺書であるから、啻に文字に彫琢を加へざるのみならず肥後藩に於ける慣用語や幕府及び諸藩の慣稱などを其のまゝ記せし所尠からず、中には事の實否の聊か審かにしがたき點すらあるが、壯年より其の意思の存する所の一斑をも窺知せられるので收錄することにした。「小楠遺稿」には江川太郎左衞門の事を記せる所より以下は節略してあるが、本篇には幕府諸役の事を細記した所をのみ省略して他は全部をとつた。

小楠手記「遊學雜志」の第一頁
（橫井時靖藏）

天保己亥春三月熊本發程、四月朔大坂に着、同十六日江都に着、木挽町不破萬之助御小屋に到留、五月十一日愛宕山下邸移住す。

海鷗社文會久其名を聞、五月十七日初て出る。受持丸龜藩儒者赤井源藏也。出席の人神戶文學澤三郎・津

山文學勾谷五郎・島原文學河喜多喜右衞門外兩輩及秋月の釆蘋女史也。

水藩藤田虎之助を訪。此人久しく名を聞、當時しらべ方元締と云役也。（しらべ方元締と云は本藩にて御奉行より御近習御取次た兼たる樣の役也）其人辨舌爽に議論甚密、學意は熊澤蕃山・湯淺常山抔にて、程朱流の究理を嫌ひ專ら事實に心懸たる樣子なり。從來水戶士にて八年前より江都に詰きり、近日の內に御用にて暫く下る由の咄なり。先年中納言樣御家督の節山ノ邊兵庫を介抱し江戶に上り大事を定しことは其藩士の著せし龍宮夢物語に委しくして徧く世人の知る所なり。我が訪し時は未だ退公せずして暫待し內に歸り、直に應對極神速なり。布の肩衣・奈良の古帷子・葛の袴、脇差は鐵金具にて木綿糸を太刀卷に卷き、欛は皮包なり。當年三十七歲、色黑の大男、中々見事なり。都下花奢の風を嫌ひ專武事に心懸け、公務の暇には藩中の子弟を引立、尤鎗劍に達したる由なり。中納言樣思召格別にて、此春の頃百石の加增加へられ席も被ㇾ進たるなり。當時諸藩中にて虎之助程の男は少かる可し。先年の凶荒水戶に限り三年の貯有りて其民流亡に至らざると風說を承りしは虛說なり。虎之助咄に其節は極々の難澁にて僅に國民の饑を免たる迄なり、必竟仙臺抔に比れば天災も薄くして少しは五穀も出來たる故に兎や角と押し凌しなり。當秋も不作なれば一切に何の手當も不ㇾ付今より上下氣遣するとの咄なり。

御國の風說は何方にても大に宜敷、十年の貯も有る樣の唱なり。農政の事を虎之助尋しに、我此事不案內なれば辭退せしに、是非々々尋ぬるに因り筒免受免の替り一通咄たれば大に感心にて、流石　感公以

來の御政事屆かれたりと挨拶致せしなり。

五月二十八日林祭酒に謁し門下に入る禮了て佐藤一齋に對面す。一齋當年七十に成る由、壯健なる老人、言語しほらしく物慣たる容子言外に見るなり。門人の中河田八之助文藝出來たり。其外二十許も有れども格別の人は不ㇾ見。一齋實子佐藤幸助今年十七八計世上にて豕兒の唱有れども親しく談ずれば聰敏なる少年、未だ讀書は出來ざれども不才子に非ず。

羽澤松崎慊堂學問博大胸中幾萬卷の貯有る事を不ㇾ知。近年唐刻十三經の石經を得て飜刻に懸り既に過半は出來たり。十三經、孟子を入れて太戴禮を不ㇾ入、慊堂の說に孟子を推尊するは韓退之に始り宋儒に到て論極る。唐人の石經、孟子を列する譯無し。然るに石經太戴禮を置て孟子を入る是宋人の取捨にして本來の石經に非る明なり。故に飜刻の經は太戴禮を入れ、孟子とともに十四經の目に定む。經の十四名は千古の說にて羽澤翁に始　其說甚長、考據極涉夥、一々記臆に暇なし。

慊堂爲ㇾ人藹然春風の如く胸中少の城郭無し。予音韻のことを尋しに例を引證を爲し其說二時に及ぶ。當時大儒一齋・慊堂と唱れども、其實は一齋中々慊堂に及ばず。唯一齋人物聰敏世事に錬通す、是れ二家名を齊する所以なり。

去年御代替にて　大御所樣(家齊)西丸に被ㇾ爲ㇾ移　將軍樣(家慶)と御引替なり。其節御三方樣御近習を　大御所樣親ら御見積被ㇾ遊、三等に分け、第一等の人を　右大將樣(家定)に御附被ㇾ遊、其次を　將軍樣に御附、又其次を

御自身に御選、西丸に御引移なり。此れ御一代の御美事と唱と承る。

將軍樣は君子の御生質にて、世上にて不滿の唱有れども其實は温厚成徳の御方樣なり。西丸より御本丸に御移被レ遊萬事の御仕置　大御所樣御代通被二仰付一、御庭木に到る迄御自身の御物數寄無し。其中　大御所樣御愛被レ遊、御自身に御つまへ抔被レ成たる者は　將軍樣又其通に御自身に被レ遊なり。此事にて將軍樣の御篤實知れるなり。

去年の冬　右大將樣御筒にて鶴を御獲物有りて　將軍樣に被レ献たるに、　將軍被二仰出一には未だ京都に初鶴不レ被レ献れば召上られざる旨にて、其事と無く西丸に被レ献しに　大御所樣御同樣の思召にて、其鶴終に腐れしなり。是の一事にて關東の京師を御尊敬被レ遊る事は知れるなり。二百年餘の太平此に基きたると乍レ恐奉二敬承一なり。

此の夏の頃なり　右大將樣御灸被レ遊しに　大御所樣より御見舞被レ献る旨被二仰出一に、　右大將樣に何の御好の品被レ遊樣との御事なりしに、　右大將樣御請には御自身の御事は天下の世子と御生被レ遊御不足無き御事なれば御願被レ遊思召無し。されども　大御所樣よりの被二仰出一なれば一つの御願有。枝なりの茄子未だ御覽不レ被レ遊素燒の瓶に種え畑に有し儘にて被二仰付一旨御請なりしかば　大御所樣甚御感悦被レ遊しなり。爾後諸大名抔より被レ献し御庭の鉢種の美麗なる鉢は悉く破壞被二仰付一、御近習に被レ命御庭にうづめられ御鉢は素燒に成りたるなり。今年十六に被レ爲レ成角く御聰明に在し御英氣の

壯なることは　大御所樣に似させられたる御樣子なり。以上五條田邊助二郎と六庶木の咄なり。田邊氏、父は御書院にて三百石の人なり。

八月十一日田邊氏と靜勝寺に遊。靜勝寺は太田道灌問燕の室跡にて道灌沒後廢絶して中古雲水の僧此に草庵を結び道灌寺と號す。爾後掛川侯今御老中太田備後守樣道灌の孫裔なり。より建立有りて靜勝寺と改む。院主喜で迎へ酒肴を出し歡待し吾輩の詩歌を乞、盡日閑話暮に及月に乘じて歸る。按るに鎌倉大草紙・皇朝史略・道灌一代記及び江都名勝圖會云、道灌實名は資長或は持資に作る。太田左衛門大夫と稱す。初の名は源六郎、世に左金吾と稱す。道灌は薙髮の號にて又春苑・香月・靜勝の諸號あり。永享四年相州に生る。父は備中守資淸入道して道眞と號す。扇谷上杉修理大夫定政に屬し江戸城に住す。父子文武の道に達し、其名八州を掩ふ。道灌城を築に巧なり、東國の名城多は其の築く所にして、長祿元年江戸城を築き今の西丸則道灌の繩張なり。城中に問燕の室を營み自ら靜勝と名け、其室の西を含雪、東を泊船と稱し、和漢の書籍を集め政事軍國の暇此にて詩歌を賦して志を養ひ、又天下の名士高僧を招き道味を談じ風流を話し、自戰國劇務の身たることを不レ知が如し。此時兩上杉扇谷山内權を爭殆ど戈戟に及ぶ。されども扇谷に道灌在り、山内の上杉房顯敵すること不レ能。終に間計を用、定政をして道灌を疑はしむ。定政其計に陷入道灌を呼び浴室に於て刺殺す。時文明十八年七月廿六日、享年五十五歲。相州糟谷洞昌寺に葬る。死に臨み從容と笑云、定政公是より武威衰ん、實に亡國の兆なりと。果して定政威衰力盡き再び振はざるに到る。是より先き寬正年中に道灌上洛すること有りしに　天子より武州の勝景を問はせられしに、和歌を賦して奉答「露置ぬ方もありけり夕立の空よりひろき武藏

の丶原」。又平生間室の眺望を問はせられしに「我庵は松原つゝき海近く富士の高根を軒端にそみる」。

叡感の餘り

御製を給ふ、「むさし野は高かやのみと思ひしにかゝる言葉の花や咲らむ」。又或時角田川都鳥を問はせられしに「年ふれと我またしらぬ都鳥角田川原に宿はあれとも」。其餘の歌、家の集に出づ。（蓉（蘇カ）葉集と名く時習館御藏書中に在り。）

八月十九日川路三左衛門殿を訪ふ。此人其名を聞こと久し、果して非常の英物なり。當時御勘定吟味役にて甚繁用也。朝五ツ半（九時）より登城、歸は七ツ半（五時）或は暮に及び、且朝夕諸役人應待書附のしらべ休まれるは必九鼓（十二時）に及よし噂なり。尤も西の丸御用被仰付、別て多用にて、今の如くは平生無きことなり。從來九十俵三人扶持の旗本にてとめ役になり、（とめ役は熊本にて御穿鑿役（編者註、裁判官、問ひ調べる役）のことなり。）大久保加賀守様御取立吟味役に登用し、五百石高に三百俵の勤料、座席は上布衣なり。加賀守様死去の後水野越前様に睨まれ一旦は手足出ざりしに、近來は様子變り西丸御用被仰付、大に時めき首尾能きなり。（此咄は藤田虎之助より承る）松平周防様の一件は三左衛門殿の口より發顯したり。周防様は水野出羽様に續きたる老中にて中々動し難き人なる故に彼一件の奸事知りたる役人も多けれども口を噤み在りしに、三左衛門殿は右の御取立の身にて身分を厭ひ口を噤み居ては心中に恥入と了管致し、虚病を搆へ三十日引入り一件の奸事をしらべ　大御所様に持ち出されしに、　大御所様案外の御事にて、被仰出には周防事は御承知に成り居り誰ぞ申し出かと御思召在しに三左衛門差出、神妙なりとてバタ〳〵と御尤被仰付しなり。此時三左衛門殿は　大御所様

の御目に留りし由承る。三左衛門殿繁勤の中に學問武藝を好まれ、朝啓明に起き飴の素づき貳百づゝは課業なり。讀書の暇は無れば登城往來駕中にて致さるゝなり、近來小學近思錄を好み大に心得に成ること有と咄なり。如何なる事柄たることは知らざれども流石の英物、今日の實用に當られたる人なれば極て會心のこと有る可きと知らるゝなり。

御勘定吟味役は天下郡國の貢賦を司り、貨財の出入は元よりにて諸侯の上納米御手代等何事に因らず金米出入に預ることは御勘定の請まへなり。其故に御郡代・御代官等は總て御勘定奉行の支配にて政事第一の大局なり。此の大局なるに御奉行四人吟味役五人にて勤めらるれば繁用は知らるゝなり。

御城御役人の人數御老中四人若年寄五人寺社御奉行五人大目附六人町奉行貳人御勘定奉行四人同吟味役五人御作事奉行三人、此にて天下の政事治るは簡易可レ想なり。

旗本八萬騎と稱れども、其實は當時に到り次第に增多に及び九萬に滿の由なり。九萬の旗本なれば風俗の一齊す可き道理無く、譬ば文學を好む人は文學連あり、武藝を好む人は武藝の連あり、風流放蕩の人は風流放蕩の連ありて樣々の風俗なり。此連と云は一のことにてなく、九萬に滿る人員なれば文學武藝の連又幾多なることを不レ知なり。去れども概して云ふときは一種旗本の風俗武事を嗜むが根本にて、弓馬は勿論其他の武藝に至る迄終身に是を心懸るは厚き風俗と思はる。譬は川路殿の如き一人の樣に見れども是旗本の風にて役人に成りたる人々武藝を廢せざるは幾多も有るなり。況や武官或は無役等の人は十に七八は四十に成り五十に成りても修行せることなり。一つ

を擧て云へば御歩は游の稽古役前なれば日々御歩頭游場に出勤見分にて、六十に成り七十に成る者とても御歩を勤めとる間は日々游場に出で游がねば成らぬことなり。箇様に職分を重る格式なれば武士と云者は武事は終身のことゝ云ふ所を自然と一統の人心に染み入りたるより老年に至る迄心懸ることゝ思はる。近來は炮術の稽古尤盛にて、中々勵しき修行の由承る。

旗本文學は盛に行はれざることゝ思はるなり。古より是と指して天下に名を揚る程の人一人なきことにて、況して今日に至りて尤も寥々なり。當時御勘定吟味役岡本忠次郎殿・御代官羽倉外記殿、外に其名有る人なし。尤所ㇾ謂夫の濟世の學流にて御政事の格式古實又は是非黒白の議論抔に心懸は絶無のことにて、予竊に疑ふ所有りて旗本の人に交り彼是と心を附け是迄考來りて近日斷然と疑晴れたり。前に云ふ如く御役人甚簡易にて旗本九萬騎より目當るに所謂千三とも云可からず。去れば望み欲ても出來ざることとなれば誰か御役人に目當て其趣向に志し學問する者有んや。將た又武官の渉夥一部の御役人附十の九は御備の御役にて譬へば五千石高の御留守居大番頭・御書院番頭・御小姓組頭に千石八百石の旗本多く、又同組頭は千石高なるに千石の人は甚稀なり、何も其身分の高に搆ひなく三千石も千石も御足出ることとなれば是れ旗本の目當に成りて心懸ることとなり。其故に武事專にして文事は甚疎なり。況して御政事是非の議論抔は一切なきことにて風俗の樣子大に諸藩と異なるなり。因て又考るに人本來智慮有れば格式古實又は政事の議論に心懸けざれ共事に臨み時に當り自ら恰好の分別有て時宜に的當する

なり。即ち御三代の時政事を執り名譽の聞有し酒井空印(忠勝)・松平伊豆公(信綱)の如き總て自然の智慮を以て二百年泰山の御政事の基本を立られしなり。されば政事は從來の智慮在ることにて必しも學で出來ることに非ず、只其智慮有りて世故に熟練の人にて學ぶときは甚だ益有るなり。今旗本風俗前條の通り專ら武事に志し一切世故に心懸ざれ共、九萬の渉夥に及人員なれば其中智慮有り德量有り吏才有り天機の鋭なる有るの如き種々の人才固より乏しからざれば、此中より其器に應じ仕はるゝより川路殿の如き筒井殿の如き名を得たる人出で御政事盛なること從前に不レ異。近年の凶荒の如き當御代の一大變にて殆ど人氣浮立たる勢なるに嚴と押し鎭め無事太平に治めたるは　大御所樣御英明に因ることなれ共、亦政事の人に英才有りて彼是智慮を殫じ其智慮時宜に的當するに在ることなり。又嘗て考るに政事の上に出る善惡となく下たる者謹んで其命を承け肯て異議せざるは江戸の風俗にて、是を要するに今日治平の象此にて見るなり。彼の學問究理の末弊士氣卑陋に陷溺し名利に馳奔する時に至りては上の政事善となく惡と無く異議を付け誹謗するの風俗に成り、終には上の人心屈し氣勞れ下の議論を顧み其の向ふ所に就て政事を成すに至りて國家の政事上に無して下に落ち威權自ら輕く、其末弊に至り何の術か是を救はん。去れば今日の勢威權上に歸し下其令を奉承し一人無二異議一は實に太平の象なり。因て又考るに政事異議の起るは市人に非ずして士大夫に在り。然るに旗本の風專ら武事に心懸け肯て政事學問に志ざゝざるは即ち前に云る如にして、役人の善惡才不才共に旗本に與ること無れば固より異議を

云可きこと無し。或は役人に望み有り彼れ取て代んと欲るの風俗なれば必ず異議の起ることにて、善なれば善にして種々と唱ゆ惡なれば惡にして又種々と唱るは譬ば女の妬心の如く善惡に付けて異議するなり。是れ政事の大なる害にて古今天下國家の衰亡此に基せざるは無し。然るに旗本の風俗彼れが如くなるは要するに役人の少く武官の涉夥しく御足を出さるゝに出でたる御政事にて流石に感入りたることとなり。（市人の政事を誹謗し異議する世は上の政收斂に在りて下と利を爭に因ることなり。）

此れ旗本の概畧を言なり。九萬に滿るの涉夥なれば其中學問を好治體に志の人も不レ少れども要するに是旗本一體の風に非ざるなり。按ずるに當今淸朝禁軍・滿漢蒙古の三八旗（三八旗各七萬合せて二十一萬。）專ら武事を主とし文事は其の所業に非ず。是れ旗本に類して只彼は平生三旗分て天下を巡行し非常を戒め寇賊を察す。有レ事ときは八旗の一軍總督に從軍し禍亂を鎭撫する者は封建郡縣の勢異なるに因る。其實武を以て天下を治るは自ら其術を同す、是治道の大基本にして千古不レ可レ易の道なり。

林祭酒は天下の儒宗なれば邊隅の國州に至りても少く讀書する人は知らざるなし。吾初林門に入て思ふ旗本の人多く出入する可と考しに、存外の事なり愛日樓（佐藤一齋）の講釋に旗本の人或は一人も見ぬ程にて、吏に平生出入の人なし。又旗本に林家のことを尋るに詳かなる不レ能、是れ讀書せる人にて如レ此なれば武人一偏の人は其名も不レ知程なる可し。是にて旗本の樣子も知れることとなり

水戸公の英主なることは偏く人の知ることにて西山公以來の中興なり。此の夏の頃なり羽倉外記殿・江

川太郎左衞門殿を召されたることあり。初は表書院にて對面、畢て御用人案内にて後園の別莊に伴ひ、暫して中納言様(齊昭)御出なり。一と通挨拶了りて外記殿に向ひ外記此方の顏色衰たる成るべし近頃胸痛にて甚不氣分なりと被レ仰しに、外記殿取り合に餘り御閨房の過させられたる末と御答被レ申しに、中納言様いやそう云れては返答が出來ぬなり。考ても見よ水戸は三十五萬石と云へども其實は貳十五萬石なり、貳十五萬石にて尾張・紀州の百萬石に列し三家と云れて釣合の出來ぬに、又近年の凶荒に逢ひ國民の饑に至らぬ様に種々と心を用れば如レ此の仕合なりと被レ仰しに、外記殿閉口被レ致し由なり。其後御飯被レ出しに麥飯に鹽魚を燒たる向迄にて御自身も被二召上一、又酒の出たるに肴は同じ燒魚なり。江川殿は酒徒にて引重て呑れしに後は大醉に成、中納言様と海防の議論に及びこは高く成りしかば、御用人罷出で江川様御氣げんよ程御宜敷、暫く御休息被レ成様にと取り持て中納言様御引取に成し由なり。

此節のことにて中納言様兩縣令に御尋なさるには誰か能く鐵炮を心得候哉と被レ仰しに、江川殿反答には外記心得候旨被レ申しかば、則ち鐵炮場に御連被レ成一寸かくを懸け外記殿に御所望なり外記殿三發皆中被レ致しに御感悦にて、御自身も御打被レ成三發共皆中なりし由。(此咄は水野越前様御儒者鹽谷甲藏外記殿より聞たるを、甲藏より承る。)

江川殿は伊豆代々の御代官にて極て豪傑なり。學問は薄き由なれども武事は甚厚く心懸け、山野に懸廻り山道一日に二十里も歩て勞れざる程の强勇なり。此人民を憐の心深く又能吏事に長じ、其支配所甚だ治り、今縣令の中治功第一と稱るなり。

江戸都城の廣大なる西洋人世界第一と唱る由承しに、志筑忠雄が飜譯せし(忠雄享和年間人)鎖國論を讀むに(西洋人エンゲルトケンフルと云人の著。)世界の都城江戸より大なる者有り。亞夫利加都兒格(アフリカ トルコ)の地厄日多(エジプト)國該祿城外郭より中央迄一日半路。是城十二重の門有り、中なるは鐵を以て造れり。市に生たる獅々及畳龍の類を賣り、是天下第一の大都城なり。其次は北亞墨利加(アメリカ)の墨是哥(メキシコウ)城周圍拂郎斯(フランス)國道法にて三十里。(我が二十六里余に當る。)支那國北京周圍都逸國道法にて二十四里。(我三十四里八合に當る。)其外魯細亞(ヲロシヤ)國都莫斯戈(モスコウ)城寛文の比迄は周圍我が九里に當る程なりしに、漸々と興大に成り今は世界一二の大國なれば都城亦必ず廣大なる可し。是等江都より大なる者にて、歐羅巴(エウロウハ)州の大都城と稱する者總て江戸より小なるなり。意多利亞(イタリヤ)國都羅媽(ロウマ)、拂郎斯國都把理斯(パレース)、諳厄里亞國都ロンデン此の三城大都城と稱す。然も羅媽城周圍意多利亞の道法にて十二四里、(我四里七合余に當る。)把理斯・ロンデン共に羅媽城の類なり、ウエーネン諸城の中最大なるは伯爾齊亞(ペルシヤ)國のイスハンなり、其周圍我十里四合に當るときは此れを圓形の算にすれば全經三里三合斗なり。江都の全經四里なれば右の數城何も江戸の大なるに及ばぬなり。是を以て云へば亞夫利加の馬邏可城・弗沙城の類大都と稱れども江戸より大なる者は得難こと必定なり。然らば泰西人の京江戸を以天下最大城の中に在らしむ事元より的當の論なり。

我邦吉利支丹教を禁ぜらるゝこと深き所以を考へざりしに、ケンフルが鎖國論にて此の教の大害にして太閤以來嚴禁に及ばれしことを知れり。波爾杜瓦爾(ホルトガル)人千五百四十三年(我天文十二年なり。)偶然と日本に漂着し大に交易の利を得たり。(歐羅巴人我邦を知りしことは北條氏代の事なり、勿搦祭亞(ベネシヤ)士のマルキュスポーリスコと云人十八歳にて本國を出、後宇多天皇建治元年なり、韃靼國に行きキュアライと云ふ王に事え、是元太祖忽必烈なり、其王支那國を併するの時に逢ひ支那に行、前後十七年の間稍重く用られ其後印度

を經て歸國せり。此の人の話にて歐羅巴人始て我邦を知れり。無レ程人を渡し植民し人を植るは彼の國の習なり。使僧を遣し耶蘇教を說法し、新化の者と婚を通暫時の間に大なる富を致し又深く國人の信心を得たり。諸事如レ意に矜り終には國の政事を變革する所あるに至り大に民の野心を誘い日本の大害となりぬ。大友・小西等の如き政事を番人に委るに至る、此類を指なる可し。「ケイツル」殊に驚けるは「ケタツル」は歐羅巴人帝王を指の辭我大將軍を云なり。二通の書に奸計充滿したるに在り。其一通は和蘭人が取り戾しつるなり。洋中にて波爾杜瓦爾の舶を奪により得たるなり。又其一通は廣東より日本人が得て歸りしなり。何れも此方の賊徒が彼國につかわす密通の書なり。又執政家の諸侯路次にて一人の耶蘇の官僧に遇しに彼僧不遜にして恭敬の禮を盡さず、平生國人に準ぜず執政家大に憤り頻に朝廷に訴たる在り。如レ是に吉利支丹教盛に行れ九州は殆ど波爾杜瓦爾人の教化に歸し、其國の神佛及び教法を忌嫌い其法の爲に他を禦ぎ自を護するの勢に成り、國家の憂不安の基既に明白なれば太閤深く慮り、漸く波爾杜瓦爾貨利增長・吉利支丹信心弘通の際限を立たり。太閤既に死し後人に遺命し其事を成就せしむ。遺命誤なる可し、東照公吉利支丹教を禁の睿慮殊に太閤より深し。是に於て磔刑を以て國中に示す。其趣意は波爾杜瓦爾人其僧侶及び諸族通婚の故に族有り、此方にて得つる妻子なり。を伴い國を退去す可き事、日本の土人將來恒に國中に土着し、當時現に國外にあらん者は一定の時節を期し歸り來る可し。若し其期を過ぎ猶も異國に在留せん者は同刑を以て是を罪す可き事。吉利支丹教を奉ぜん者立所に改む可き事。是れ皆至極の難澁を歷たるに非れば奉行成就す可からず。嚮に日本人が一統の主を得んとして許多の肖像者の血吉利支丹に對し此方の人を指の辭なり。を流して漸く太平一統の主を得たるに、今又禍亂の本を絕ち國權を固くせんは吉利支丹の血を流すに若ざる可し。元より彼の新化の徒信心甚深く道理を以て

說て廻心す可からざるを以て、刀刄・徽索・烈火・磔架等の恥しき警戒を設たれども、彼等が信愛凝結の心少も動搖せず、其信心の虚からざるを己の血を以て磔架に銘せんと願い比類無き堅固不拔の氣象見したり。斯く異教の爲に民心を奪はれしは永く是國の肖像家の恥辱たりと謂可し。イエミツ死し大猷院と號す、ヒテタ、の（ケンフル自註に曰列後台德院と號す。）世子にしてイエヤスの孫なり。此君に至り終に鎖國の事を擧げ比類無き猛烈の氣象を以て三萬七千餘の吉利支丹を屠戮し、一旦に國中異教を奉の殘黨を殲せり。是れ吉利支丹人嶋原なる有馬の城に會し心志を一定し戰死せんと欲せし者共なり。此城攻擊三ヶ月にして落つ、是れ日本の寬永十五年二月廿八日即ち我千六百三十八年第四月十二日に當れり。此に至り吉利支丹の血を流す事最後の一滴に及ぬと云えども、苛察屠戮の全く止ぬるは千六百九十年（我が元祿三年）の比なり。是の如く日本國中悉く掃淨してより以來土人に於も異國人に於も四邊常鎖閉せり。（以下略）雄志云當時我國人を蠱惑せし南蠻人は波爾杜瓦爾人のみに非ず、伊斯巴泥亞人もありしかども波爾杜瓦爾人に比れば其事小にして又別に憂とすることなし。是の二國皆和蘭の南方に有りて殆ど一國の如し。又云波爾杜瓦爾と我國交易の事をケンフルが全書に詳に記し、其交易前後盛衰有しと雖も大抵年々運輸し去る所の金三百トンに過たるを以て其大利ありしを知る可しと云えり。一トン各今の文銀にして大約四百貫目也三百にては拾貳萬貫目なり。其利の最小なるも運來運去の貨物各一倍となりて共に四双倍の利あり。千六百三十六年（寬永十三年）船四艘にて銀二萬三千五百貫目を輸し去る。諸人私の利は此外に在り。翌年六船にて二萬千四

百二十三貫六百五十四匁一分、又其翌年小艙二艘にて一萬二千五百九十貫貳百三十七匁三分を輸す、委しく彼方の事を記したるものにてケンフル現に見たりと云り。ケンフル又云右の三年は彼が交易衰微の極なり。其全盛の時の如く頻に二十年の年を經ば日本より亞媽港（アマカワ）（アマカワは波爾杜瓦爾人諸國に通行の窒穴なり。）に輸す財寶の積、彼の古撒剌滿（サロモン）大王（三千年前の某國の王にて稀なる富有譬に引ものなり。）の時に如德亞（ジョテア）城中に在し金銀に適しかなえる可し。以上雄志か（マヽ）ケンフル全書を見て譯したるものにて、波爾杜瓦爾人の我邦に大害あること知る可きなり。去れば吉利支丹を嚴禁のことは甚深遠の慮にて第一は吾が愚民を誑し信心弘通せしめ禍亂の基に成り、第二は我が貨財を輸し去り虛乏空耗なさしむるに至り、國家の大害此の敎に如くもの無し。寬永十七年（吉利支丹敎嚴禁に逢い波爾杜瓦爾交易た止められし後なり。）波爾杜瓦爾人の使者を長崎に遣し尙又敎法交易のことを願しに、其使者敎僧六十一人嚴命にて斬罪に處せらる。是にて波爾杜瓦爾人の望を絕ち長く邪敎の禁行る本にて當時英斷奉レ仰なり。

吉利支丹敎淸朝にて許容の事、康熙帝の時なり。二流に分れ、一流は儒を雜え孔子を奠り祖考を祀ることを許し、一流は儒法を忌雜えず行れしに、儒を許したるは本國より禁止せられ、儒を雜えざるは其後敎法を禁じ國内を追逐せらる。總て唐土は文明の國なれば此敎に惑ふ者希にて、國家の害たること鮮きなり。

諸大名留守居勤の事は臺德院（秀忠）様御代に始る。松平大隅守（久家）様國許え御暇の節、留守中嚴命を蒙候ても薩州は遠路の事にて以來在國の節は家老一人差置候間萬事被レ仰付レ候様御願にて則家老一人御目見被レ

仰付ニ萬事の御用を勤めしより、諸家總て在國の節は家老を差置候なり。是れ留守居の始にて爾後今の留守居の起りしは恐に寛永以來の事なる可し。

久留米世子今年十八歳賢名の唱あり。其藩士木村庄三郎咄を聞くに甚英氣有りて專ら武事を好まれしに、近年佐賀侯のすゝめにて學業にはまり極て修行にて、眞德秀の大學衍義を喜び治レ國安レ民の道此書に盡せりとて朝夕に手を放されざる程なり。一藩の人心自ら世子を欣戴し、少壯の者文武に勤勵する近比殊に格別なり。竊惟ふ今公殆暴君の唱ありて、國政の廢弛・士氣の衰弊及貨財の虛乏九州の諸侯久留米より甚しきは無し。是殆ど一藩饑渴の時にして、世子方に其の氣運に當られたれば一新の勢遠に非ざる可し。是を書するは後來の虛實何如と見に在り。

公方様御持道具幷御玄關御床飾御道具

十文字御鎗　備前永次作　天正三年之御拵(作カ)□菊銅。

紋毛彫(ケボリ)太閤より御讓、此者平生御佛參・御社參・御鷹野に御持なり。

對御直鎗　無銘　此は平生御成之節御持せ、御紋散(モンチラ)せ。虎皮拋請御鎗貳筋是は御成御持せ、八郎爲朝の矢鏑。

藤堂家は一體の御取あつかい井伊家抔に類して、外樣にして御普代並なり。家督御禮之節家格人念候樣被ニ臺命一、井伊家同斷なり。御謠初、玄猪(イノコ)御禮に出るなり。

公義緣組離緣等の御格合、

一　緣組の義、再緣三度迄、婚姻の上離別有ㇾ之、再緣三年相立不ㇾ申内は願書御取上無ㇾ之事。

一　養子に參り、父存處に不ㇾ相叶ㇾか病身抔にて離緣なれば、拾ヶ年不ㇾ相立ㇾ内再養子不ㇾ相願ㇾ事。

一　御母方の面々御取立の者、大名にも被ㇾ仰付ㇾ候事候處、享保年中　有德院樣（吉宗）御在世之節向後五千石に可ㇾ限之旨被ㇾ仰出ㇾ、以來右高に限る。

一　御召御紋は御小姓・御小納戶其外被ㇾ下無ㇾ之、御側衆も被ㇾ下は無ㇾ之、御側衆以前御小納戶頭取抔之衆拜領候へば着用致候事。尤拜領候へば三代着用相成候事。

但大名衆・御小姓・御小納戶之緣邊有ㇾ之、彼方より讓請候へば着用致候事。

公方樣薨去に付停止御觸

公方樣薨去に付今日より鳴物・普請停止。

一　御直參の面々御初七日過髭剃可ㇾ申候。

一　陪臣ども御初七日過月代剃可ㇾ申事。

但御目見仕候陪臣と同斷。

一　御目見以下は大抵十五日程にて月代剃可ㇾ申候。

一　坊主・組頭共に大抵十日程にて月代剃可ㇾ申候。

一　同心以下其外輕は右同斷。

一　普請は十九日・廿日程にて、其節不レ苦方御書附出る。

一　鳴物・所作仕候は見斗五日程にて御免。

　但御出棺迄可レ致ニ遠慮ー候事。

一　國持・外樣萬石以上表高家幷寄合・小普請之面々は大樣御三十日程にて月代剃可レ申候。

一　御普代衆同並諸番頭・諸物頭・諸役人・御番衆月代御三十五日程にて剃可レ申候。

以　上

大納言樣薨去之節

松平加賀守・溜詰・御普代大名・高家・雁間詰・御奏者番・菊之間・緣頰（エンヅラ）詰・御番頭・諸物頭・諸役人・御番衆

不レ殘御初七日過月代剃可レ申候。

國持大名並庶流・外樣大名・交代寄合・表高家・寄合・小普請之面々は五日過月代剃可レ申。

御目見以下之者ども坊主同心以下輕きもの三日過月代剃可レ申。

　但陪臣は月代剃候義搆無レ之。

西丸之面々御目見以上は五十日程、已下は三十五日過月代剃可レ申。

　但御初七日は西丸附御直參之面々甚剃可レ申候。

右薨去日普請は十日、鳴物は十五日。

文化九年三月松平陸奥守家來伊達藤五郎・伊達將監主人家督に付出府之砌鐵炮火繩附淺草御門通行之處、大御番所にて差留候處、何も從二先年一出府之砌爲レ持來候趣相答候へ共、六十年以前祖父代之節由、雖レ然淺草筋違も明和九年火災以後先年之御書附無レ之番所より被二相達一候處、相通候樣同夜に至り御差圖有レ之候て罷通候事。其後御書附を以被二仰渡一候趣

松平陸奥守南部大膳大夫

陸奥守家來

片倉小十郎

伊達藤五郎

伊達將監

文化九年三月伊達陸奥守家臣伊達藤五郎・伊達將監御目見出府之砌鐵炮火繩付淺草御門通行之節見付にて差留候處、右は六十ケ年以前父安房出府之砌持通候趣答候へ共、淺草御門明和年月に火災以來御規定も相洩候付藤五郎鐵炮差留置にて伺申上、以來松平陸奥守南部大膳太夫陸奥守家來伊達藤五郎・同將監・片倉小十郎に限鐵炮火繩付向後相通可レ申之趣、申三月淺草筋之御番所え御書附出候事。　以上要僅辨去鈔錄。

來二月三日水戸様此許御發程之被ニ仰出一に付昨今御供繰出被ニ仰付一邸中多事なり。此節之御下國は第一學校御立方之御積にて、當春以來諸方御聞つくらひ有レ之、是非利害種々議論區々にて終に御建方に相極り、此許にて漢書類五百兩程御買上なり。且又水戸は御先代以來之御制法にて公邑・私邑之別有レ之、公邑は御郡奉行支配いたし、私邑は其主人々々直に所務いたすなり。（公事賞罰等之事は公私之別無く御郡奉行一統に支配するなり。）いまだ知行不レ被レ下御取立など御擬作（知行を假りに與へる）にして藏米取なり右之公私之別百年以前迄は藏米取より知行取大に利方宜敷候處、近十年に至り公邑は御郡奉行支配故極高之年貢相違無くいたし來候へ共、私邑は兎角申譯を立て收納年々に減少知行藏米之不釣合甚敷、藏米より知行に直り候事大に恐れ候様に相成、必竟制度宜敷無レ之處より此大弊に及、是又近年御詮議漸一體いたし、此節御下國之上に御領知一統地方改被ニ仰付一筈にて右之私邑總て公邑並に御郡奉行支配に被ニ仰付一、熊本之通り扶持方迄知行所より取り、其餘は御藏より被ニ渡下一筈之御改格之御積なり。是に付て又彼是難題之事多、第一は一藩連年之困窮にて知行取より一二年まへのもの（物）成りを先取りいたし居候面々多く、右之御改格迄は此節總て百姓に返辨いたし不レ申ては不ニ相叶一甚難澁之由なり。乍レ然此御改格にては以來弊害は起り申間敷御盛事感心なり。御郡奉行以前は四人なりしに熊本之御制度に被レ擬十一人員增被ニ仰付一候處多人數に成り、其外に落方薄く且は何事もにくみ合いたし十分に差はまり出來兼、彼是却て不辨利にて此節又以前之通りに四人に減員被ニ仰付一、右之四人は總て御家中之人才をすぐり被ニ仰付一なり。

御領分之中何とか云所に以前より青樓一ヶ所有レ之、士分以上は嚴禁なれども御隣藩之者杯にまぎらかし是迄遊び來り、風俗に於て不レ宜、近來肥前一統嚴禁して青樓被ニ取拂一候事相聞、此節右之青樓毀つ不レ毀と是非利弊いまだ定り不レ申、過半之詮議は是迄あり來り此節毀候ては子弟之風俗返て不レ宜相成、穩密之奸事闕隙を越候樣之弊害難レ計彼是と兩議に成りいまに一定いたさゞるなり。　以上十一月二日藤田虎之介〔マヽ〕咄なり。

會津藩儒牧原只次郎其人頗傑豪。醇乎程朱也。予始訪レ之。忽問ニ學意何如一。以レ好ニ史學一答。則盛レ氣非斥極加ニ輕侮一。一日談及ニ大學一議論精確。服ニ其明晰一也。說ニ心性明德之別一云心者性情之主宰本ニ于理氣一。故有ニ善惡一。明德則心中之一。而獨擧ニ善者一言レ之。又云心無ニ善惡一則敎何所レ用。只有ニ善惡一故大學之道起。又云八條目各有ニ功夫一不ニ必行ニ于一時一也。當レ物則格レ之。當レ知則致レ之。意・心・身・家・國・天下總當ニ其時一有ニ誠・正・脩・齊・治・平之功夫一。故八條目分明辨別不ニ相混雜一也。牧原足跛而短。故廢レ武脩レ文。二十年前來ニ江戶一爲ニ藩邸之儒官一。今歳近ニ六十一。氣力豪健如ニ壯者一。

南部侯舊臘少將に轉任は老若御側衆迄知られざることなり。此の結構は中野闞翁（旗下何某の隱居にて、大御所樣御意に入り、隱居にて大奥に出入許されし當時權門の甚敷人なり。）の手に出たり。闞翁に付入られたる譯は江戶者なるや何某と云丁人曲者にて此の先に大坂に上り銅のさばきに懸りしに出處も不レ正者故大坂より打合す、空しく江戶に歸り何かと致す中西丸燒失にて銅の御用を察し、機會に乘じ闞翁に付入り、銅のさばき己に被ニ仰付一るゝ樣に賴込み、內命を得て大

坂に上り、公義御用の譯にて安々とさばきを付け御用を辨たるにて當時銅の坐元被仰付たり。此者を賴み關翁に付入られて望の如に少將に轉任なり。近日の事にて南部侯此者を伴い關翁に行れたる唱え有りて實否何如と思いしに、肥前の古賀大一郎咄にて果して實なるを知りぬ。關翁の家は江東なり。南部侯從者を斥け右の者と二人步行にて江東を行れしを何某と云大一郎交の人行逢たる由甚敷ことにて、近日の一つ咄なり。

肥前侯此節の御樣子專ら列藩の事實を探らる御趣向なり。正月三日より御次勤の者永山十兵衛・牟田口庄右衛門御內命を蒙り奧羽觀國に出懸けたり。江戶のことは大一郎抔聞繕ひ善惡少のことも御耳に達す。又外國のことを御しらべにて是は長崎御受持故と知らるゝなり。

去春尾張の騷動種々の唱え有りて其實を得ざりしに、一つ實況と思ふことを聞く。先侯御逝去、大御所樣思召にて田安樣御養子被仰付、一藩不服にて內輪樣々の中分起り、去秋の比國家老大導寺玄蕃と云人江戶に上り、先づ水戶樣に參り御對面願たりしに、御三家の御格にて御家老御對面のことは先以て其君公より被仰入ざれは御逢難叶譯にて御斷に成り、玄蕃不得已水野越前公に出、御對面を願しに、越前公御斷にて脇坂中務公に參しに、中務公御對面あり、玄蕃願の趣は攝津守樣事當君の御世續被仰付候樣申出たりしに、中務公御返答、此節田安樣御養子は二十年前先中納言樣御直々　大御所樣に御願の趣。尾張の家も次第に御血筋遠く罷成り、御連子樣の中御養子被仰付被下候樣被仰上、尤の

由其節　大御所樣御返答に被レ爲レ及、此の譯を以て此節田安殿御養子被二仰付一なり。然るに攝津守殿順養子とは從來　大御所樣及び御隱居樣の御主意に背きたる申分なりと被二申聞一しに、玄蕃始て承り、一言の申譯無く罷歸たり。其後中務樣再玄蕃を御呼被レ成、被二仰聞一には此度田安殿御養子に付き國士何角と申分を起哉に相聞え不埒之事に付、御下國の上被二仰付一旨有レ之との申付にて一件靜りたる風說なり。此のこと藤田虎之介に承りしに尾張のことは自身抔より兎角咄は斷旨、大に心配致せしなり。

久留米藩内亂種々の唱ありて定かならざりしに實況と思ふ咄しを承りしに書留ぬ。此の亂去七月廿五の夜なり。是より先御玉と云ふ女寵を得て廢立の結構を爲したるより起しなり。御玉は本町家の娘なるが水天宮祭の節君公の御目に留り抱へ給しものにて、此腹に御女子生させ給ひ君公の御心には當世子旣に成長し給ては御隱居も跡遠からせられんを嫌はせられ、（御内亂之事ありて第一御官位昇進の思召甚し。）御女子樣に婿養子の思召うつ立せられ、世子を廢せられんとの御心なり。又彼の女曲者にて種々の離間を設け、御父子の間日に增して不レ宜。就ては彼女世子と讒言ありて、去春の比なりし如何成る事にて哉ありけん世子憤給ひて彼の女の笄をうち折り打擲に被レ爲レ及ことありて是より彌讒間深く、一旦は君公の御目通も六ケ敷ことに及びしなり。御近習のもの共大抵奸惡多く、君公にへつらひ參せ彼女に追從し出世するもの不レ少。是に因て世子の御身彌孤立の勢に成り危きこと甚し。（詰カ）結合の有馬織部と云家老忠義の志深く竊に同志のものを語ひ、如何にもして國家の禍亂を鎭めんとて樣々に心を盡し世子を補翼しに世子も織部を賴

に思召されたれども、被二召寄一て御内話あらせらるゝ様のことは脇々の目も憚あり、此比のことにて織部小屋に毎夜殿中より何者に哉ありけん一人の男來り裏の爐路より入り夜明て歸ることあり、晝夜廻りのもの不審し見咎たりとて邸中申唱へ流言浮說樣々なり。七月廿六夜は高縄の臺にて御父子共に例年月見の御宴ありて、此の夜世子の御身も大凶ありとて密に告げ參らす者あり。織部共こと承り、大事此時なりとて同志の者相談らひ凡五人なりしも一人は御用人のもの有レ之由其姓名は不レ承、廿五日の夜に君公の御許に參り御用有レ之て織部罷出候間被二召出一被レ下樣に申込たりしに、御不快とて御逢難レ被レ爲レ成とのことなりしに、倘又申上しは大切の御用にて御寢間に罷出候とて推して御前に出で、御左右を拂ひ何事か一時斗申上。君公の御聲にて箇樣に成り候ては此方も覺悟有レ之と被レ仰に、織部御受にて御隱居被レ遊候へば如才も無二御座一と申候、是儀御聞屆被レ下奉二恐悅一候と申聲外にも聞しよし。扨其夜は御寢間被レ爲レ替嚴に御守り奉り、世子の御近習のもの某不審有レ之とて及二吟味一しもさして其跡は無りしよし、此結構は先に織部一人にて心細とて有馬播摩と云者度量ありて兼て御家中より被レ信し者なり、是者を急速に呼上し相談堅まり彌御隱居に決定せし折柄、薩摩の世子共事如何して聞れしならん不斗被レ參て織部・播摩に逢、此節の結構世子の御身より事起り、推して玄蕃頭樣隱居爲し奉るは外向の聞も如何なり折もあるべきことなれば先此節は見合べきこと宜かるべしとて、頻に和を入られしに、播摩事如何成了簡事もやありけん一番に御同意申たれば、織部も致し方無く世子の取り扱にて御隱居

の事止て是迄の結構卒敷なり。君公の御振舞は隠させらるゝ事もれて昔日よりも甚し。織部は覺悟の筋有るとてうち立しに世子より様々の御留ありしも不レ得レ止御國に下りしなり。從來薩の世子は君公と殊之外の合口にて世間の唱宜からず、殿中抔にて大膝まくれに成り酒宴に被レ及事ありて外々の諸侯も此の二君には迷惑甚しき由風評なり。

米澤の學校に藏れる珍書、霜臺公の讀給ひし左傳自身に句讀を切り評抔も有り。又直江山城が讀し前漢書是も句讀を切批評あり、珍敷書なり。戰國の時に角く讀書の出來たるは此の君臣格別なり。其藩士に謙信の詩を尋しに霜滿軍營の七絶を誦して其外は一句二句にて全句傳れるはなきと咄せしなり。殘り多き事。

謙信の事は世の人傳へて弓矢の猛を稱嘆せしにて、平生のことは大凡に思ふて傳へぬなり。學問は右に述る如く唐本の句讀を切らるゝ程なれば今時の學者なまめきたるは叶わぬと思つるなり。治世の志も格別にて今の越後の田賦の製則ち謙信の行れし仕置なるよし、高田の藩士語りしなり。其外賞罪の明白なる臣下の思ひ付き武勇迄にて無く一言も言れぬ事多かりしなり。去りながら流石の猛將なれば時に取りての甚しき行は様々にて有しなり。

（横井時靖藏）

三　遊歴聞見書

嘉永四年上國遊歴中柳河より紀州までに於て其の見聞した所を隨行の門生德富一義に口授筆記せしめ、京都より在熊本の米田是容に送りしもの。

柳　川

一　士風は兼て承り居候に不二相替一至て樸實無文、祖宗已來節義之御家風能々一定いたし、士人何も氣慨有ㇾ之専武事心懸相嗜申候。併し當時は以前よりは少敷衰たる様子にて藩士慨嘆仕候。此藩の様成る士風は關西にては至て稀少に相見申候。

一　先々侯以來君侯木綿服御着用、夏袴葛麻之由、依ㇾ之御家中何も大小身に不ㇾ限綿服仕、家内は帶・袖口・髮飾迄帛相用帶は縮緬八丈迄なり。市・在は一統木綿にて御座候。袴裏は士人或は帛を着候を見請申候。

一　御家中市・在共に宴會一切豪華を被ㇾ禁、婚禮・御用有杯の折も一と通麁末なる肴にて、痛飯(マヽ)仕候事無二御座一候。御役人集會に酒を出し候事或は有ㇾ之候も元氣付迄なり。

一　御家中家居は御丸内に付見受不ㇾ申候。市中は大抵川尻町位にて諸物至て下品にて御座候。立花主計菓子を贈り候に、十分の念入の由にて白玉に限り申候。是にて萬端相知申候。

一　芝居・三味線・おどり類近年來御家中・市・在共に一切停止にて御座候。

一　凶荒之政事是迄之處成り行任にて一として可レ見事無二御座一候。

一　立花壹岐此節は外邪にて出會不レ仕、彌以學事出精仕候。此度右不快にて逢申儀出來不レ申に付書狀遣し、自身工夫之筋申遣候處中々英物にて餘り氣力過ぎ却て氣遣しく御座候。池邊藤左衛門一昨春熊本にて咄合仕候後此節出會仕候處不レ怪進歩仕、知識も格別に相見え申候。此二三年は晝夜篤學仕候由に御座候。柳川藩にては池邊一人隱然と柱石に相成申候。學校諸老輩人物一人も無二御座一候。大抵代々之儒者にて誠に下劣無レ限事に御座候。

久留米

一　士風温和にして圭角險陂之態無レ之、又能文字を好み讀書仕候程之人は聊にても詩文取りはやし不レ申候ものは無レ之候。

一　筑後守様御事は熊本にて承り候通にて御下國卽下御逝去故格別被二仰出一候御美政は新聞不レ仕候。儉約・士氣此二條御本意に御座候。御學意初發は程朱にて有レ之、（是は御幼年來本庄一郎杯御侍讀仕候故にて只々程朱の書御讀被レ成候位にて御座候。）後は水戸學御信用にて御座候。

一　當侯御樣子熊本にて承り候とは違ひ至て大よふ成る御生付にて、曾以俗心邪氣被レ爲レ在候御模樣にては無二御座一候。儉約は筑後守樣御主意不二相替一御繼被レ成候思召にて、御守殿一切御家格に被レ改候

間御物入莫大に減少仕候。是は諸臣之建議にても可レ有ニ御座一候得共、必竟は君徳に關係仕候。

一　御儉約當時も不ニ相替一被レ行、御家中家内に至る迄一切木綿服にて唯帶のみ帛を用申候。袴は裏といへ共帛を着る事被レ禁候。市・在は帶・袖口・髮飾り迄皆木綿一式也。宴會甚以麁略簡易にて、私共珍客の歡待に逢候て所々に集り候に吸物（はまぐり或は竹）肴二品（小付或は漬しもの）にて、給（タベ）れ候もの無ニ御座一候。藩士平生集會或は酒を出し候へば有合の肴にて別段設け候事は相成不レ申候。市・在は三人以上酒給候事は堅く停止にて、芝居・三味線・おどり類一切禁制にて御座候。

一　筑後守樣御代御儉約被ニ仰出一候に八分被ニ仰出一候も下々にて十分に相心得候處、今日に至り候ては市中尤きつがり、少にても弛み候得かしと申心に相成り、殊の外儉約いやがり申候。依て或は今少し弛べるが可レ宜抔と申説も承り甚以六ッか敷、先づ虎に乘る勢に相見え申候。當時老輩織部（有馬）一人にて是も既に七十に過ぎ、外に棟梁の人物無レ之、終には廢弛に成行可レ申哉と氣遣敷被レ存候。

一　士人學術樣々にて、或は水府或は考證學（是は松崎奉藏門にて御座候）（マヽ）或は程朱抔相分り相互に忌嫌を生じ申候。要レ之當時之士人は筑後守樣御盛時に生れ合ひ一躰盛大之氣象に御座候得共、學術頭腦無レ之より眼識甚以卑近に御座候。此儘にては人才出來仕候命脈一切見え不レ申候。何れ次第に衰廢に及候勢に相見申候。本庄一郎程朱を奉候得共是は通例の一老儒にて、何も無レ之人物にて御座候。

一　郡政は隨分力を被レ入候樣子にて、凶荒之御手當穀類大分御買上に相成申候。凶荒には郡尹抔心實

氣遣仕候。木村三郎內話に御國より拔米夥敷別て粟多參り、是は餘程久留米の仕合と笑語仕候。拔々殘念なる事に御座候。

一　筑後川次第に川牀淺く相成、近十年洪水の恐有ㇾ之、別て去夏の洪水氾濫甚敷、依ㇾ之別に一流を堀り二流にて捌き可ㇾ申と專其詮議最中にて御座候。一日藩士同道にて川見物に參候處中々鯰・手永（熊本の地名）杯の水害にては無㆓御座㆒候。全體水勢夥敷上急流之處も有ㇾ之、久留米御城下にては川幅殊之外狹く、其には川上に押上げ候間目も及不ㇾ申計に水害所御座候。是は餘程大そう成る事にて九州水害第一之所と被ㇾ存候。

一　家中御知行手取百石に付三斗五升入百俵にて御座候。千石にて手取減少無㆓御座㆒候。

一　村上守太郎事所々にて承り申候處、此人爲ㇾ人敏捷には有ㇾ之候得共本心紫肝にて隱險成る生質にて御座候由。筑後守樣御逝去後本相を顯し殊之外我身勝手に相成り一切同志之切磋川ひ不ㇾ申、此前下國いたし候節木村三郎・眞木和泉守列四五輩嚴嚴及㆓苦口㆒候處目前にては程能申置、退て他人に對して右之面々を誹謗仕候。此事相顯候間木村列最早是切に存じ其次第を以て及㆓義絕㆒、是より書問之取遣も不ㇾ仕候處大變に相成申候。馬淵貢事は差て學問の力は無ㇾ之候得共生質剛直者にて身を以國に許す心は一藩中にも推し許され、既に筑後守樣顧命一人にて御座候。右貢平生守太郎心底を能々見拔居候間兼て貢を憚り心苦敷存居候より何樣論談の末及㆓刄傷㆒候ものと相聞候。右論談は馬淵節儉を弛候主意に

て不レ得レ止勢に相成及ニ双傷一候と初發は一旦相唱候得共、決して左様にては無レ之、必竟守太郎一身の私より及ニ大變一候者にて、其あと聊さし障之儀無ニ御座一候。野崎平八郎も村上同腹にて我見甚敷御座候間木村列より村上一同に義絶仕候由。右の咄は木村列之咄迄にては無ニ御座一何れも斯様に噂仕候。國論は裏はら成るものにて一概には聞取れ不レ申、何分外に宜申人は無ニ御座一候。其外様々承り申候得共總て誹謗い事共にて畧仕候。

秋　月

一　邦内打詰にて少し餘りも無レ之、人口不ニ相分一。

一　士風輕浮にして樸實の風無レ之唯々利に馳候故、文武の道聊實を務候處無ニ御座一候。

一　治所秋月の高山に據形勢甚堅固に有レ之、所レ謂山を背にして平野を前にする所にして二筑中にて第一之要害に御座候。海よりは十里位も有レ之前に一條の河流れ申候。只恨むらくは河水の乏敷誠に急流にして舟の運送出來不レ申、治所より三里下り候て漸く小舟通り申候。右に付て諸物の運び甚以不自由にて困究の様子に承り申候。且又此川秋月山谷衆流の會する所にて平生は水乏敷御座候得共、少敷霖雨には甚敷出水仕り、殊に大急流に有レ之大石を押流候間年々水害甚敷、別て去夏は莫大の損所に相成困入候由に御座候。

一　當主春秋三十七八に御成り被レ成、御家督是下伊藤吉左衛門と申人根に成り候て御儉約取り締りに

懸り君侯より以下一統綿服に相成、在方・市中甚以嚴密に制度を立堅固に相守り、今日に至り最早十八年に及び申候。勿論宴會堅く停止仕り、芝居・三味線等の類は若きものは見も聞も不レ仕と申事に御座候。伊藤に引續き太田多左衛門と申仁執政仕り不ニ相替ー節儉主一に守申候。

一　郡政餘程力入申候。社倉の備村に有レ之、仕方は豪家より出候迄にて外に良方は無レ之候。且山地之方次第に人畜乏敷相成必竟半産の害にて堅く嚴制被ニ相行ー姙身に相成候得ば庄屋村役人立合承り屆け相違、出生仕候と直に產衣一々五香抔之藥被ニ相渡ー若し出生之兒相果候へば是又庄屋列見屆常變を正し申候。自然制度不ニ相用ー半產いたし候へば婦人は尼になし候嚴罰に御座候。此藩にては可レ然人に出會不レ仕委細之事は承り不レ申候。御家中・市中も同樣に御座候。

一　札は櫨方と申局より出し申候。此之仕組は邦内は申に不レ及福岡領櫨を大分に仕立申候間、下た方の樣に相成不レ申樣に札にて相當の直段に買上に相成、蠟に致し大坂表に遣し金銀取り下し引替へ滯り不レ申候に付是迄札之勢甚以宜敷有レ之候。尤一切摧候にては無レ之候。直に商人之手に渡す儀も不レ苦候得共官府直段立宜敷御座候に付大抵官府に出し申候。然る處福岡にて去年より秋月の仕方に習ひ御領內之櫨一切摧し申候に付、右仕組さし支へ候間札之勢散々に相成遂に崩に及申候。就ては市中通用迄の新札出來いたし、中々困窮の樣子に御座候。然し秋月より福岡は宗藩の事故何も申候事出來不レ申候。尤福岡にては右仕組に在中所々夥敷大小御役人出居候間必定奸曲出來不レ遠崩に可ニ相成ー何れ三年は待

中間敷と見積り實は笑居申候。

下　關

一　此地長防之管内に懸り候得共長防よりは猥に士人參候儀嚴禁にて、他國に能越候同樣にて願書さし出免許之上に參申候。畢竟青樓甚以盛にて大坂に次ぎたる繁華にて士人往々身を失ひ風俗を亂し候故にて御座候。長防よりは役所を立役人出張り一切之取計いたし候。諸問屋・青樓等の運上金每年一萬金と申事にて此地之繁華相知れ申候。

一　此地北國・西國の大湊にて諸問屋六百軒餘有レ之、商家の中取次ぎいたし暮し候故一人の豪商無レ之、中々諸國の藏本抔いたし候者は存じも寄り不レ申候。米價は此地近日餘程下げ申候、（三月朔日なり）白米壹升代百七拾五文にて御座候。北國去年は相應之出來にて、此響にて大坂初め何方も引下げ候樣子に御座候。私下關に居申内加賀米五艘初て入津いたし、（加賀米六斗俵にして金百四拾貳匁。）直に大坂に參り申候。是よりは日々北國米參り可レ申と承り申候。米價長防より姫路迄之諸驛何も壹升に付百六七十之間にて御座候。何方も不レ怪津留（ツドメ）拔米（ヌケマイ）嚴密にて御座候。此處にて加賀藩中上田作之丞と申人に出會（此人は隱居いたし遊歷仕、御國えも參り妙解寺中に滯留仕候よし、加賀にて學校付の先生被ニ仰付一少しは學力も御座候。）彼藩之事い才承り申候處、北土の風氣九州・中國抔には違ひ余程勁烈の風にて、面白二三條の佳話も御座候得共何れ能越實見の上可ニ申上一候。

長　府

一　實封十七八萬石も有レ之由、士風先づは柔弱にて可レ見事は無ニ御座一候。

一　學問は詩抔取はやし風流を主とし都會風にて御座候。

一　御儉約被レ行、御家中家内共に一式木綿服、町・在は帶・袖口・髮飾に至迄帛類相成不レ申候。芝居・三味線類一切禁制、宴會は御家中打より候事も御座候。然し肴は至て麁末にて有レ之由、中川清左衞門・臼杵駿平と申人に被レ招候て參り候節吸物貝そ肴二ツ小肴色付久留米同樣に御座候。

一　御家中手取百石に付三十五石二百石以上も減少無レ之候。

德山

一　實封は少し延ノビ有レ之由、士風長防同樣也。

一　此藩二十年前より粟屋主水家老東藤太中老と申もの政を取り甚敷聚斂の利政を起し賄賂公行唯利是貪と申勢に罷成り、一日役人と相成候へば忽に富を致し候由、如レ此利政次第に長じ一統の困弊至極に至り候。藩士中井上彌太郎十餘年前辛島翁の塾に參居私も懇意にいたし居申候。此四年前弊政一々書達仕候處却て誣告の筋に成り行、右彌太郎嚴叱に逢ひ一切閉居外人應對も不レ仕罷在候內、舊冬の凶荒に付て德山領百姓騷立弊政の筋本藩萩御郡奉行手許に訴出候に付本藩より一々御察討に相成、本藩にも弊政の筋は一々御承知に相成居候由に御座候得共、大事に付是迄はさしひかへ居候よしなり。右主水を萩表へ被ニ呼出一御吟味御座候處、奸曲の筋夫々露顯いたし德山侯は兼て不審には被レ成ニ御座一候得共因循にて押移られ候由。主水・藤太の巨魁御知行御取上げの上二人共に囹圄の中に蟄居被ニ申付一候。是に依て右彌太郎御取上げ御日附に被ニ仰付一專ら事を執、

一二の人と心を合せ是迄の弊政を除き、且又御家老始在中打廻り民間の艱苦を訪、專ら撫育筋に心を盡し醫藥等に至る迄御世話有レ之候間人心大に安穩に相成凶荒を忘れ申候。萩表よりも米金御貸方に可二相成一段申來候得共此節拜借いたし候ては德山義理相立不レ申手前にて心配才角仕萩へは斷仕候由。是より非常の儉約に打立君侯を始御家中家內に至り候迄一切綿服にて、宴會御家中・市・在共に禁制、芝居・三味線停止に相成、專ら國民を愛養する御主意に御座候。只恨らくは廿餘年來の傾廢にて御家中士氣一切消滅、總此弊習に染み一人の人物も無レ之候。

一　君侯思召學校を被二引起一士風御引立の御志意に御座候得共是迄學校懸りの儒者總て時世に遲れ一人の人物も無レ之、是れには彌太郎列大に痛心慨嘆仕候。

一　通路の諸驛且在中にて孝子何某と有レ之新敷表札を方々にて見受申候。

岩國

一　實封打詰め人口不レ分、治所は海邊より一里半餘引上り高山の麓に有レ之、前に錦川流（北川大川にて治所より六七里川上より舟運通仕り甚便利なり）川向は町にて町の裏は家中にて有レ之、所レ謂錦帶橋横たわり中國南海の治所にては要害第一の處にて御座候。

一　當主當年廿三歲、餘程の明主にて誠に學を好み甚治道に心懸被レ申候。何れ行先は盛に相成可レ申候。

一　士風溫良和易曾て輕薄の風無レ之、必竟は江戶へ參勤無レ之より都會の風に流不レ申、至て樸實に有レ

之候。山陽道筋にて稀なる風俗にて御座候。

一　一昨年始て學校建立に相成、玉乃小太郎五十四五歲・二宮元輔四十七八歲此兩人主として世話いたし出來仕候。寮生も有之、中々盛なる事に御座候。小太郎案內にて學校に參り學職以下寮生に寬話致し申候。靈像は大內家之舊物にて元春公之手に入、是迄寶庫に藏有之候を此節聖堂に奉安置候。元來は足利學校の舊物と申傳候由、則奉拜上候處御眼光人を射候御樣子にて自然に敬畏之心を生申候。學意は小太郎列先は程朱と申事に御座候得共かたはら堀川・龜井抔取用候咄にて、一體正學にて甚可惜事に御座候。唯其人物は樸實に有之至て虛心平氣にて深く益を求候意旨に相見へ申候。

一　此藩主人一代に江戶え一度參勤いたし候。萩え全く主從之禮をなし候にては無之、先づは附庸と申ものにて五年一度位萩表え參候家格に御座候。

一　儉約は誠に甚敷、當主已下總て綿服家內も同樣にて御座候。宴會上下一切禁制、私共十分之珍客にもてなされ候に一度も酒肴の振舞に逢不申、藩士何も甚以氣之毒がり、度每に重疊相斷申候。市中酒屋暮六ツ(六時)限り酒賣堅く禁制、芝居・三味線類同樣に御座候。尤市・在婚姻等の禮義には酒被相許候得共庄屋・町役人抔必其席に參り立會見屆候制度に御座候。

一　錦帶橋入口に訴訟箱有之、市・在何も存寄差出候樣、上政事向に付て不宜と思筋は何者たり共書達致候樣との事に御座候。

一　家中知行手取百石に付當分二ッ渡り、二百石已上減少無レ之候。

一　質封打詰め人口不二相分一、御家中年手取百石に付て二十石、二百石以上減少無レ之候。全躰は三十石にて有レ之候處當時御不如意にて被レ減候間、何も四五年内には三十石に被レ返候筈之御達に御座候。

廣　島

一　士風傾廢無レ限、文武衰微山陽道第一に御座候。

一　御政事一向利政のみにして賄賂公行甚敷、一事を擧申候へば豐島屋何某と申者元は大工にて候處諸有司に賄賂を入れ御用達に相成諸問屋の株を潰し己れ一身其利を專らにし、且又官府の金錢を取出し御ふやし方と申立或はかし付或は諸物を擁し二十ヶ年位に七八萬兩餘の豪富に相成權威甚敷有レ之候處、去年官府の御用と稱し銀札を以市中より一二萬金程買上候より金銀一統殊の外拂底に相成、遂に敗に至り當時は囚人に成り居、未だ罪決無レ之候。如レ此弊政にて當時銀札百文壹分に付半文に相成、わら草履一足貳拾文四拾日に當り、誠に危急の樣子に御座候。

一　去冬在中極難澁にて御救恤奉レ願候處極至貧の者吟味致し差出候樣にとの事故、何れに御救被レ下候事と存村々孤獨無告のものさし出候處、官府より此分は御入用に無レ之早々何方えぞ立除候樣にと沙汰に及び候間何れも甚悲號仕候由。依レ之御隣國所々廣島領百姓飢民夥敷御座候。誠に暴政甚敷とも可レ申、近來は飢民のものに川堀さらへ被二仰付一男子幼弱に不レ限一人前に麥五合宛被レ下候故日々朝飯

後引もさらず其場へ參申候を見受申候。

一　衣服等の制度御家中は上大夫より一切木綿にて家内はつむぎ位相用、市・在は帶・袖口・髮飾に至迄木綿にて御座候。酒宴は一統長候由にて候得共三味線・芝居・踊り抔は一切禁制にて有レ之候。町家にて聊美婦と唱申ものは御家中の面々爭候て妾に抱申候。心有人は甚以慨嘆仕候。

一　淺野遠江・上田主水・淺野豐後是家を三家と稱し、代々御政事を執事は無レ之、猶熊本御一門の格式にて御座候。尤此家より御政事向に付て所存申出候得ば何事も行れ申格合の由。淺野遠江當年三十二歲餘程器量才識有レ之深國家の大弊を憂居候得共、當時の所にては上は暗君下は總て利欲者共にて一切手を出し候儀不二相叶一甚痛心致し居候由。此家來に吉村重助と申人有レ之、佐藤一齋門人にて最早六十近く、餘程得力有レ之知識も又格別に相見申候。遠江も十分信用いたし日夜會讀の相手に相成、何角主從咄合申由に御座候。此重助學意は例の陽明にて御座候得共十分咄も合い面白御座候。山陽道中には第一の人物と見受申候。

一　窮すれば復る道理にて當世子（當年十六歲）殊の外聰明に被レ爲レ在、今日の弊政既に御見破りに相成專ら學問の修行有レ之、金子德之助・加藤太郎藏（兩人共に專ら程朱を奉じ、此藩にて人物なり。）御侍讀被二仰付一兩人共に江戶へ相詰め申候。聊志有レ之ものは實に世子を奉レ賴、何れに不レ遠氣運復可レ申と咄し合申由。

福　山

一　實封相詰め人口不二分明一。士風三都の風弊を受不ㇾ申候間至て樸實にて順良成る風義にて有ㇾ之、中國筋にては珍敷御座候。學校文武ともに出精仕候。年の比四十餘の人も不二相替一勵み申候。武藝は劔・槍・炮術重に仕り、劔・槍は當時流行の旅人流の長しなひ抔用ひ不ㇾ申、袋しなひ・めん・こ手にて稽古仕候。炮術は諸流御座候内荻野流盛にて内藤權五郎尤精練にて、左一右衛門追々參り吽合仕候處專ら實用を主と致し餘程精微に至り甚我折申候。學文は程朱を宗と仕候得共大抵江戸古賀精里抔の學流にして未だ徹底不ㇾ仕候。然し京攝の學風抔は重々嫌ひ申候て詩文は末技と心得申候。

一　此藩君侯御奉職にて御家中三歩一は定府仕候間御國より諸役人江戸に登り勤候事は至て稀にて、年に僅に十人位も上下いたし申由に御座候。

一　當侯御父備中守樣御老中御勤被ㇾ成、樂翁樣御同志にて御明君に有ㇾ之、御國家老には三浦遠江、江戸御側御用人には太田八郎と申人有ㇾ之、江戸御國許におゐて兩人心を同くし輔佐いたし候。中國筋にては赫々たる御政事に御座候。備中守樣御逝去御嫡子（實は御二男）伊豫守樣（當時御隱居）御家督後御政事相弛み傾廢に及候勢に御座候處、御末子御養子に被ㇾ成御隱居（七年程御在勤）則當伊勢守樣にて御座候。

一　當侯之御事は熊本にて承り居候とは御樣子相違仕、至て御仁愛御座候順良之御人物にて被ㇾ爲ㇾ在候由、御家督足下備中守樣御政事向に被二引返一嚴敷御儉約被二仰出一御家老より末々に至り男女之差別無ㇾ之一切綿服着用酒宴遊興尤嚴重に引締め芝居・三味線之類堅禁制に付市中も寂寥に相見申候。

一　去年來江戶より被二仰付一調錬相始り盛に被レ行、操打抔は每月御座候。何分因循之模樣は少も見へ不レ申候。

一　御家中渡方總て御藏納より被レ下、百石高現手取廿四石餘、百五拾石より少々減少有レ之、貳百石以上は總て貳拾石手取にて減少無二御座一候。御家中嫡子十七歲に相成候得ば供役と申て被二召出一（是は江戶御上下幷に江戶內にて供役なり。）當時は御城內廣間番に出る現米二人扶持現米拾貳石被レ下、嫡孫も同樣也。依て一家より三人相勤候ものも有レ之、次男・末子・弟は其人物才氣に因て右同樣に被二召出一候。

松　山（是は參りは不レ仕、所々にて承り候を記候に付間違も可レ有二御座一、御用捨可レ被レ下候。）

一　當侯は眞田樣御二男樂翁樣御孫子に被レ爲レ當、中々聰明勇決非常之英主にて御座候。御家督（未だ廿四五歲計）直に非常之節儉被二仰出一、衣服・飲食一切之奢美必急度御停止御自身御同樣にて御座候。去年始て御入部に御座候處是迄之格例に隨ひ御役人より一統に上納金出させ候處、御聞に達し當年凶作民間難澁之上右上納金と申候ては實に忍びざるの至りに被二思召一旨にて一統に御差返に相成申候。

一　文武甚御嗜被レ成御自身を以御引立被レ成候間、御家中殊之外競立相勵候由。

一　平生至て御眞率にて御遠乘抔には御供十四五騎に限り、外に御自身中間一人の由に御座候。

一　御領分中御打廻り民間の艱苦直に御見聞に相成候事節々にて、其節は御腰兵粮にて殊之外御簡易にて御座候。尤豪家には決して御入無レ之極々貧家御見立にて御小休御座候。直樣百姓御呼出し萬端御

聞被レ成先づは水戸老公之風味有レ之、何方にても評判殊之外宜敷御座候。此分承り申候。

岡　山

一　實封打詰め熊澤以來の新田五萬石餘も有レ之、是は芳烈公(池田光政)御子方御分家に相成（必しも新田た御分被レ成候にては無レ之御知行は別の所にて御座候。）候間少も延方無ニ御座一、御家中現手取知行より直に所務（ショム）不レ仕、御藏納受取百石に付て七十七俵三斗五升入二百石以上減少無レ之候。

一　當今紀綱の陵夷・士風の傾廢は中國筋廣島に引續候ては當藩にて有レ之候。士人町人に對し一切威光無レ之、町人よりは餘程輕蔑いたし候樣に御座候。依て町家之風俗尤以不レ宜、貪利失禮公領に替り不レ申候。

一　御家老三人・小仕置役五人（御番頭より兼る。）御郡代・判刑方・作廻方・大御目附・寺社奉行・町奉行・學校奉行（御物頭席）此分御政事役にて御座候。小仕置役と申候は御家中より何事に不レ寄申出候儀を取次候役にて、譬ば御番頭より組之人物の善惡を正し、或は撰擧或は御尤等の儀必す小仕置役に申達候筋にて、小仕置役承り候て御郡代已下の役々に相渡集議一決の上小仕置役より御家老に相達す事に御座候。御郡代・判刑方等は熊本の御奉行の役に相當り此下役に御郡奉行・御郡御目附・地方御目附・御作事御奉行・挽方御奉行抔夫々の有司有レ之候。總て烈公の御制度にて當時に至り候ても少も相變り不レ申候。依て今日の傾廢にても聚斂の利政に成り不レ申候は誠に烈公の御遺澤感心仕候。

一　伊木若狹（三萬石）虫明（ムシアゲ）に邑す。池田出羽（三萬石）天城（アマギ）に邑す。池田伊（一萬五千石）周匝（スサイ）に邑す。池田刑部（一萬石）建部に邑す。日置（ヒキ）猪左衛門（一萬石）金川（カナ）に邑す。土倉左膳（一萬石）佐伯（サヘキ）に邑す。（此内周匝・建部・金川は同じ方角なり。）此六家邦内の四方に居候て兼て持口極り有レ之候。依て平生御備頭と申候ては無レ之、御番頭・御物頭以下御先手（御役付め御備附なり）四備に分ち有レ之、事ある時は四ヶ所の手に付申候御番頭十四人一組廿五人餘に御座候。

一　刑法大略熊本に同じ、徒罪無レ之候。

一　學校は芳烈公御建方にて當時迄火災無レ之、拜見仕候處（圖は仰止錄に有レ之此にけ略す。）全躰規模廣大にて禮樂より化を成候思召にて御座候。御作事は至て麁略に相見え美麗成る事は聊も無二御座一候。獨聖堂講堂のみ結構に御座候。春秋二季之御祭今以不二相替一有レ之、春は岡山秋は閑谷（シツタニ）兩所にて被レ行候。

一　閑谷學校にも參り拜見仕候。御城下より八里位東に當り候深山之内に御建方に相成申候。是は烈公御廻在之節此地に御出被レ成候處深山幽谷誠に澄心至極之地にて御家中若者共學業無類の處と御見立被レ成、學校御建方被レ成閑谷と名をも御付に相成申候。烈公御建方之節は至て麁略の制作にて屋根は茅ぶき位にて御座候處、御子伊豫守樣御代津田重次郎（左源太事）引請無類之美麗成る御作事に相成、江戶聖堂之外は天下に如レ此壯麗之學校は有二御座一間敷被レ存候。其內講堂之側に三疊二間・四疊半の間有レ之是は君侯御出之節御休息の所にて御座候。殊之外麁略なる普請にて柱はふしある末木之樣にて先き細りを其儘荒かんなにて用ひ、天井は矢篠竹にて御座候。是は烈公御代のものゝ由に御座候。美麗無レ限學校に

御居間は右之通に有レ之候は誠に感入申候。則圖形別紙の通に御座候。烈公思召にて以前は岡山より諸生參り詰め居り候得共當時は左樣の事無ニ御座一候。近村之鄉士・醫生又は他國のもの十輩計りも寮詰めいたし居候。尤岡山より教官一人外に諸役人參居申候て彼是之世話仕候。外に月に六度近村の百姓講堂に罷出講釋を聽聞仕候。此講釋は烈公御代よりの事にて白鹿洞掲示を繰返し仕り今以相替不レ申候。元祿の頃に候哉一ツもの餘り繰返し候もよろしかる間敷、論語抔に替へ候も可レ然哉と岡山にて詮議有レ之候處、市浦毅齋と申人確論御座候て前條通り掲示の一書に限り二百年來替り不レ申候。

一　芳烈公之御事は熊本にて承り居候よりは格別の御英君にて、是を要して申候得ば聰明勇決表裏無隔、規模甚廣大にして眞に三代以上之御方と奉レ存候。尤剛健之御性質にて愷悌の御樣子にては無レ之、譬へば臣下の諫言一ト通りにては御聞受に相成不レ申、實にと被ニ思召一候へばぽろりと折れ被レ成候御樣子に被レ爲レ在候。將又御家老已下御駕御被レ成候にも少もあまき事無レ之、甚以嚴正に有レ之ひしくと御せり付被レ成候樣之事段々御座候。或は御家中誅戮も追々被ニ仰付一、中々嚴敷御方に御座候。且義理之筋にては少しも後難を顧み被レ成候事無ニ御座一候。如何成る風波險難にも少しも心を動ぜられ候事無ニ御座一候。急流中之定柱とは此君を申べしと奉レ存候。御遺事書色々御座候得共仰止錄と申候て文政比出來仕候本七八卷有レ之是が先づは大成と可レ申、未だ御國には參居申間敷存候間寫方賴置申候。此本にて全躰は相知れ申候間此には畧仕候。

一　烈公熊澤御信用にて定て御自身も陽明學被ㇾ遊候と存じ居申候處左樣にては無ニ御座一、烈公之御學意は全たく程朱にて御座候。是は必竟御獨得の御見識と被ㇾ存誠に御聰明驚入申候。御當代諸方より程朱之學者を御招請被ㇾ成、前條に有ㇾ之候市浦毅齋初數十輩相集り實行實見を本とし講學仕候間、當時之學風は實に見事成る事に御座候。泮水餘波と申候て諸儒討論之書有ㇾ之候、寫方賴置申候。熊澤弟泉八左衞門も程朱之學にて御座候。陽明學は熊澤一人にて一藩は總て程朱學にて御座候。然處今日に至り候ては萬事衰廢致し、別て儒官は代々の家筋のもの被ㇾ用候間不學文盲何之唱も出來不ㇾ申候、誠に打替りたる事に御座候。乍ㇾ然祖宗來學意正大に御座候間右の面々も實學が宜敷と申事は何も承知いたし居候は流石に烈公之御餘風と奉ㇾ存候。

一　御城下朝日川と申は伯耆・美作より流て衆流之會にて川上三十里餘有ㇾ之、山陽道一二之大河にて水害誠に以て夥敷御座候。烈公御代津田重次郎心力を盡し水利を付申候間今日に至る迄御城下聊も水害無ㇾ之候。其大略を申候へば御城下より川幅別して廣く三俣に分流いたし堅く川臥を禁じ今以其通にて御座候。且御城下川上一里許の處に水越を作り（俗に地名たゞ百間と唱ふ。）田畑幅三丁餘流二里に及び兩方に塘を築立川床となし、平生は並々之通りに耕作いたし候。又川上に右之通の川床を仕立有ㇾ之候。此水は備中之樣に（方向の意）流申候。扨大洪水にて氾濫いたし御城下も危有ㇾ之時は川上第一之水越を切流候へば幅貳丁餘の大分流と成り候て直に新開に至り海に落申候。若又無類之大洪水是にても治り不ㇾ申候時は更に第二之水越を

切、備中之樣に流申筈に御座候。二百年來追々洪水御座候得共第一之水越迄にて治り來、遂に第二之水越切流之儀は無レ之候。如レ此遠大なる水利は恐くは天下に有ニ御座ー間敷、烈公御器量且は津田が才力想像仕候。

一 新開と申が名高き備前新田にて御城下より二里の所に有レ之、向は兒島にて御座候。大抵三萬石餘之高地にて塘幅・石垣等は通例相替不レ申候。唯相替候儀は塘內湖水の樣に水をたゝへ其水力にて塘を守り候故如何成風濤にても破壞に至り不レ申由に御座候。井樋大小二十餘之間に有レ之、就中から樋と申は二十枚戸之井樋にて中々精巧成るものに御座候。圖形別に書す、此に略す。此數多之井樋にて平生塘內之水の增減をなし且つ朝日川洪水之節分流之水落にて水はきをいたし候。此新開は津田主として出來いたし候。津田人物不學文盲成る人にて力量才幹は熊澤に引續候由。別て水利に長じ事業樣々有レ之、今日に至り候ても藉々と唱有レ之人物に御座候。

一 烈公已來在中社倉不ニ相替ー御座候得共、當時は其法度存するのみにて格別力を入世話いたし候儀は無レ之候。

一 御城下より二里板倉と申は公領にて賣女樓盛に有レ之、此あたりの歌吹海(カスイカイ)にて御座候。士人馬上行にて五騎十騎登樓いたし公然たる事に御座候。中々文武の道は程遠相見え、武藝は弓馬盛に行はれ劍槍は微々たる樣子に御座候。平常宴會盛に有レ之、町家などにて少數美婦之唱有レ之ものは相爭ふて妾に抱

へ、其末申分と相成打果候事も御座候由誠に傾廢の甚敷と可ㇾ申候。如ㇾ此酒色世界にて候得共流石に烈公の餘澤有ㇾ之御城下町に賣女と申すもの無ㇾ之、且芝居・三味線停止にて御家中衣服大夫より以下總て綿服にて袴の裏にも帛を着不ㇾ申候。士人家内はつむぎ位着用いたし候。是も實は御制度にて候得共綱紀之相舒み候處より近來漸々と如ㇾ此に相成候由、町人・百姓も右之通にて當時は絹服相用ひ申候。

姫　路

一　實封打詰め人口不二相分一。

一　國老高瀨隼人若手にて專ら家中を引立文武相勵み候樣子に御座候。

一　學校は林門・崎門の二派有ㇾ之、崎門の學は其弊甚固陋に陷り、林門派は專ら其弊を矯め詩文多識を務め、各一偏に相成必竟識力有る人無ㇾ之よりの事と相見申候。右之通にて當時は林門・崎門之學官隔日に出席いたし、公然と兩途に相分申候。

一　仁壽山と申學校城下より一里計り南に有ㇾ之候。惣躰此學校は已前河合隼之助國政を取候時分一藩崎門之學風固陋に有ㇾ之處より此弊を矯め候爲に諸方之學士を招き講學いたし候。則猪飼敬所・賴山陽抔其人物にて歷史詩文を專ら唱え殊之外盛に御座候由、今日に至り候ては御家中之子弟も總て城門學校に引取候故殊之外淋敷相成候。

一　松平孫三郎八廿七文武御委任にて專ら學校を引立寮生百人餘に及び申候由、大夫已下諸有司の面々も

學校に出席會讀等有レ之候由、學舘殊之外繁勤朝五ツ(八時)時出席夜四ツ(十時)過に引取候て出會の餘暇も無レ之、委敷話承り候埒に至り兼申候故士風現實不ニ相分一候。

一　御先代忠清公(酒井)大老職御勤已來御代々御奉職無レ之、溜り詰にて並々列侯に不ニ相替一候。當君侯は御旗本御末家より御養子未だ御若年廿歳位にて御政事向萬事御家老任にて御座候。御家老之威權殊之外盛に有レ之候。

一　御家老五人・年寄二人・御奉行以上共に諸士政事役にて御座候。代官・公事裁許方・御勘定奉行・町奉行・大目附・御吟味役以上諸士、年レ然役に依て上下あり。之役名有り、代官・公事裁許方・御勘定奉行は御奉行に附屬す。町奉行・大目附・御吟味役は諸達物直に御家老へ差出し候得共諸僉議は御家老より御奉行へ下候て決斷致候よし、故に御奉行殊之外威權有る役也。

一　軍備五備(イツソナエ)、知行取以上は御家老に屬す、惣人數五百人に不レ足。御中小姓は番頭に屬す、惣人數四百人許、物頭十八人一組の弓鐵砲足輕四十人程有レ之由。

一　當時儉約嚴敷引締め士人一切綿服婦人は家老已上之家内帶に繻子・ごろ(緞絽)抔、士分は紬の帶位相用候。然る處當藩は四達之地にて市中は兎角都會之風に流中々手の及び候勢にては無レ之、先づ手を束ね居候由に御座候。

一　固寧倉と申社倉市・在に有レ之候。是は其ケ所々々の豪富より年々麥をさし出置凶荒の備となし置

候由。方々にて倉は見受申候得共取扱等之始末は委敷不レ承候。

一　御家中渡方百石高現米百俵三斗五升以上殺ぎなし、御中小姓は七人扶持より十三人扶持迄、此の御中小姓は昔しよりの家筋も有レ之候得共、又は御家中二男・末子・弟之内よりも被二召出一候由。

紀　州

一　實封或云六十萬石、或云伊勢十八萬石餘分有りと、人口不分明。

一　士風隱險なる所有レ之正大ならず、三藩之貴を挾み聊恭遜之態無レ之、善を他に求めずして萬事自負の意御座候。要レ之忠信質實の風に向はずして權變知巧を貴び、所レ謂齊國之風とも可レ申候。

一　一藩の學意以前より徂徠學被レ行、只今に至り候ては少し完變ヅヽ候事も有レ之候得共大抵徂徠學にて御座候。會讀は左傳・國語・蒙求等にて文義を折衷いたし候迄にて有レ之候。且又學者の榮とする所は著述にて誰某は左傳之輔正を著し誰某は詩經毛傳補義をこしらへ候抔と藉々として稱譽いたし、少數讀書出來候えば直に著述に取り懸申候。依レ之詩文も又別段に出精いたし候間諸生といへども一ト通りは作候て先は文國にて御座候。尤御城内にて月に六度御老中以下諸有司聽聞の講釋儒官よりいたし候は朱註にて有レ之候。是は江戶朱學御用被レ成候に被レ對候筋と申事に御座候。

一　官職一切江戶同樣にて有レ之、其外萬端江戶に擬し御家中・市中衣服之制度無レ之候。

一　御制度御仕置筋南龍公(德川賴宣)御遺制にて有廟(吉宗)・芳嚴公所レ謂紀州の麒麟にて西條より本藩を被レ繼候。いふものなるに、其の法論は後出の香嚴院たり。今芳・香岐出の故を知らず。編者註、この說明治貞を　別て

御引起被レ遊、御二代尤文武節儉に御力を被レ爲レ盡、既に有廟も芳巖公も木綿御着用被レ成學問は不レ及レ申武藝も御終身御修行被レ成候間當時は御家中文武殊之外盛に相成節儉も又嚴敷被レ行風儀正しく御座候由。今日に至り候ては奢美自然に盛に相成、士人一僕も連候は大抵皆絹帛着用いたし候。文武藝は競立候勢にては無レ之候得共先文武藝出精致さねば不レ叶と申成行にて有レ之候。

一　郡政は南龍公已來殊之外御心を被レ盡、香巖公別て百姓を御憐愍被レ成候間養老・救恤等政被レ行、社倉も有レ之、大略朱子の制に基き御邦內にて二個所に役所被二建置一、元米を官庫より被レ出市・在に貸渡し利分九朱にて御取立に相成、米にて收り來り候處、近年は金子に相成申候。是れは士人も殘念に存以前之通米に相成不レ申候へば社倉の本意無レ之候と噂いたし候。勸農には今日も不二相替一力を盡すと相見え、九州・中國・五畿內にては紀州程に耕作に委敷有レ之處は無二御座一候。農具の制抔誠に至理に至り候。譬ば地方を起しすき立て御國にて三遍もいたし候は紀州にては一遍にて能出來候程之要用なる農具有レ之（是等は圖にいたし兼候。）依レ之紀州領に限り麥・菜格別に相見え中々見事成る事に御座候。

一　香巖公御政事向御言行等は麟德記と申書有レ之、寫方賴置申候間此に略仕候。麟德記に認無レ之士人之口碑に傳候ケ條承候は數々の事にて事長御座候間是又略す。

一　御知行は直所務（チキショム）にて五百石以上江戸役、（江戸に詰居候而も詰居不レ申も同樣。）免（メン）三ツ八分、請置（ウケオキ）一分八厘、（請置と申候は御家中江戸詰に被レ下候米金之爲に御知行の內より御取立に相成候ものなり。）居役、免三ツ五分、請置九厘、五百石以下江戸役、免四ツ、請置一分八厘、居役、免三ツ七分、請置

九厘にて御座候。

（小楠遺稿）

四　同姓應對一件の扣

上國遊歴中名古屋にて同姓横井家を訪ひ、同家系圖を調べ、傳來の寳物を見、菩提寺に詣でなどせし事を自記したもの。

嘉永四年五月十九日七ツ比（午後四時）に名古屋に着、本町六丁目銭屋所次左衛門方に止宿す。直に鬼頭忠次郎を訪。

鬼頭は京師春日讃岐守門人。春日より轉書いたし、同姓懸合世話いたし候様申越に因て先鬼頭を訪懸合頼候事。

小楠自記『同姓應對一件の扣』の第一頁
（横井時靖藏）

鬼頭翌日早々横井次郎吉方に參り、家來に逢候て小生問尋の爲に參り候段申向候處、家來より後刻是より家來を遣しい才可ニ申入ーと

の返答にて、鬼頭直に旅宿に參り知せ候間酒肴を出し何角咄し居候內次郎吉家來旅宿に參る。
家來口上之趣遠方遙々參り、鬼頭より申入候次第忝候。先達平右衛門殿よりも其趣申參り相待居候。然處次郎吉は當年十五歲に相成いまだ幼少之事に付實方横井次郎左衛門方に同居いたし、屋敷には家來のみ留守いたし候間何角內輪さし支明後廿二日に罷越呉候樣、早速招請いたし申筈に候へ共右之次第にて斷旁先以使者申入との言上なり。尤廿二日には朝飯後家來迎に參り候段に付是非參候と及二返答一候事。

廿二日四ツ比(午前十時)家來迎に參り、同道にて白壁町屋敷に參り候。先家來兩人玄關敷臺に迎ひ表座敷に通し茶烟草盆を出す。家司あいさつに出づ。

家司はさい越(マヽ)(敷居カ)に罷在り候。

則土産之脇差を遣候間奥に持入候。暫して次郎左衛門・次郎吉出候て(次郎吉土産之脇差持出候。)次之間より時宜いたし候故此方も次の間に下り時宜いたし、一ト通のあいさつの上座敷に直り、主客對坐にて何角之咄に及彼是之內書にも相成候間次郎左衛門差圖いたし先茶づけさし出候樣家來に申付る。

次郎左衛門は肩衣袴、次郎吉は袴迄なり。是は此方より羽織・肩衣も所持いたし不レ申袴迄にて參り候段家來迄相斷置候故、次郎吉同樣にて對面いたし候。

暫して茶づけ出す

ひら（平）、かまぼこ・おば（ゆカ）杯とり合せ、さら（皿）、かばやき（蒲焼）・ならつけうり（奈良漬瓜）。尤両人も相ばん（伴）なり。飯終りて暫咄し、次郎左衛門休息いたし候様あいさつし、父子共に奥に入る。家司系圖持參り見せ候。

　次郎吉家係一冊　横井一統之家係二冊

家司に咄候内次郎吉薄茶たて候て自身持出す。又むし菓子を自身持出、茶かへ候様申候付尚一杯給候。暫休息之内次郎左衛門・次郎吉出候て咄す。暫ありて吸物持出す。次郎左衛門より當時は殊之外儉約被ニ仰出一萬端取り締に付麁末之至重々相斷る。先三はち（鉢）出す。

　もり合一・肴色付一、一つは不ㇾ覺。

一ト通り献酬終り候比追々に四はち出す。

　肴の丸につけ・うなきかば燒、あとは不ㇾ覺。

何角咄し候内次郎左衛門家司呼出し、此方之杯遣し呉候様及ニ挨拶一候間家司に遣し取合いたし、暫して酒相斷候間夫々取り入る。次郎左衛門は同役寄合日にて時刻に相成候間相斷引入。次郎吉家司出候て色々咄す。次郎吉又薄茶持出す。夕方に及旅宿に歸る。

　次郎左衛門大番組之目附役なり。物なれたる人にて殊之外丁寧いんぎんなり。馳走之様茶の湯の崩たる仕法なり。其後藩中所々に參り候てやはれ（やはりの意）箇様成る振舞にて有ㇾ之候。

伊折介方には明朝次郎左衛門參りい才可ニ申入一樣子は夕方迄知せ可レ申との事なり。
横井一統系圖是は三家之外分家之面々所持不ニ相叶一候間、寫方伊折介方に懸合許之上遣し可レ申との事なり。

三家は伊折介家（マヽ）・孫右衛門・次郎吉なり、是代々兄弟分之申合之由。

以來此方よりも取合之事咄合候處、重々同意にて以來は文面つくろひ候事相止、且あり合之紙にて認候方に可レ致却て情意□□（一字不明）可レ有レ之と次郎左衛門より咄し候事。
彌次右衛門時春之事段々承合候處一向に系圖に相見へ不レ申、尤伊折介方家來にも咄合候へ共是も同樣なり。

廿六日肩衣・一僕次郎吉より借用、三ノ丸内伊折介屋敷に參り、表玄關より上り玄關番に姓名申通じ、用人岩田小彌太に逢申度申入、玄關番案内いたし廣間に通す。

是は前日小彌太より次郎左衛門迄返答いたし、一ト先屋敷參り候樣申向候故參り候。

暫して小彌太罷出何角咄す。伊折介に對面、且一統系圖寫取之事咄候處、い才相伺追て及ニ返答一可レ申と約いたす。小彌太咄に知行所は赤目斗にて無レ之、所々に有レ之候。
今の赤目は所替之所にて元の赤目は以前洪水に流れ寺も之れ無く相成候由なり。夫れ故伊折介以前之墓一も無レ之候。時某君より今の赤目に移り一心寺と申寺則代々之墓所なり。

家來三十七八軒有レ之、大抵赤目之在所に居住、代る〳〵三ノ丸屋敷に相勤るなり。尤定詰も少々は有レ之候。

鎗土産白木臺に乘せ小彌太に渡す。

古き系圖も有レ之候へ共虫付に相成讀め不レ申候由。

右等之咄合にて歸る。玄關敷臺迄小彌太送る。

廿七日陰早朝次郎吉方に參り家來一人同道、墓所三淵正眼(ゲン)寺に參る。名古屋より北に當り四里半あり。

三里斗は名古屋より木曾街道にて小枝と云宿より左に入る。小牧山之麓を通り一里斗行て正眼寺なり。

正眼寺は此藩にて一二の大寺邦内五百寺之頭寺なり。曹洞派之禪家なり。横井氏代々の菩提寺にて元來は伊折介・孫右衛門之家も此寺の旦那なりしが、二家は別に寺を在所に建立いたし分れ候間當時は次郎吉一家迄なり。尤外には旦那は無レ之、墓所も次郎吉一家のみに限る。扨て寺に參り家來を以申入、先役僧出會座敷に請じ咄候内あり合のうどんを出す。夫より位はい(牌)に參、次郎吉家代々之位はい有レ之、時久君之畫像箱入にして正面に有レ之、甲冑に刀を帶いたぐらみ(胡坐)の像なり。是は四代目佐左衛門奉納のものにて眞の肖像に非ず。夫より奥座敷に參り時久君之陣刀を拜見す。(別に圖記、故に略す)墓所に參り拜す。寺僧一人附參り讀經す。又座敷に參りざつとしたる齋振舞を出す。方丈は外邪(風邪)にて打臥居候へ共遠方之客故に押て對面し一ト通りの咄いたし候内茶菓子を出す。金一歩奉納いたし候。此寺川尻大慈寺位の大寺なり。

其後節々次郎吉・次郎左衛門方に參り萬端承り申候。次郎吉方に時久君御陣刀無銘關なるべし、貳尺三寸斗中直双（スグハ）・つめ地見事成るものなり。短刀是は備前もの格別之道具なり。則押方いたし候。此二つは御所持のものゝ由。外に具足一領有レ之、是は誠に美々敷中々古物に相見申候。熊本より以前之紙面數通寫置申候。

次郎左衛門方に眞源院様御直書一通有レ之寫置申候。

一　紋所いをり（庵）にもつこう（木瓜）、是は平生衣服等には餘り付不レ申、武具抔に用ひ申候。是は伊折介・孫右衛門・次郎吉之外は不二相叶一と申事に御座候。

一　丸に三ツ鱗、右三家は太ト輪、三家之外は細輪にて御座候。

一　丸に三橋、是も替への紋にいたし候。

一　横井一統之系圖いまだ十分に出來不レ仕、此節此方に寫取仕度申入候に付にわかに伊折介方にて手入に相成、其故大に間取り迷惑仕候。此節は先寶暦年中迄寫方いたし、殘りは手入出來之上伊折介方より寫し遣し申筈に相談御座候間其通りにいたし、寶暦迄之所次郎吉より寫取追付熊本に遣し申筈に御座候。

一　次郎吉知行所海西郡高畑村四十石餘・同郡松山中島村二十石餘・中島郡一ツ寺村四十貳石餘・愛知郡荒子村百四十貳石餘。

一　右高畑村に在所有レ之、此に家來三軒代々居住、佐藤新左衛門・佐藤與左衛門・水谷祐助・佐藤佐助

是は新知所なり。右のもの代る／＼屋敷に詰る。

一　時久君御甲は關原之節はたらきにて破れ申、其儘神君（家康）に御目見、神君いつも替らぬ其方のはたらきと御賞美有レ之、此よりはち破れの作左衛門と稱候申傳なり。此甲は行衛不二相分一。以來取遣之事先條々認候通り此方よりも文通いたし候は申に不レ及、吉凶其外節々之取遣可レ仕と次郎左衛門より咄申候。

六月五日迄の筆記なり。

（横井時靖藏）

安政三年
小園樂事

小楠手記「小園樂事」
（横井時靖藏）

五　小園樂事

半紙四ツ折の薄い小帳簿で、其の表紙の中央に「小園樂事」と題し、其の右側に安政三年と記してある。大したものではないが小楠が沼山津閑居間園藝を樂しんだ狀況が想像せらるるから揭げることにした。

予が府下にありし日は種蔬の事に心なく打過ぎしに、村居以來は何彼と心ろ付て人にも問ひて小園の營をし朝夕に廻りて見繕ひせしに、早

一とせも過ぎ聊樂しき心に成りたり。古人の所レ謂小園の樂事實に閑人の境致と一笑し、種蔬の日附をして名て小園樂事と云ふ。時に七月廿日夕陽已に沒し筆を南軒に取りぬ。

一 唐　茗　六月廿九日

一 人　參　同

一 後の唐茗　七月八日

七月十三日
一 畑大根瓜跡横に種

七月十九日
一 同水（西カ）瓜跡

七月廿一日
一 貞作畑大根江戸・尾張・浦賀三種

一同　日
一 同ほうれん草

七月廿五日
一 唐茗二たむね

一 かぶ丸

（横井時靖藏）

(丙)　詩

『東游小稿』『小楠堂詩艸』及び『雜詩』の三より成つてゐる。其の內容は各條に解題して置いた。然るに此等は編者の目の屆いたものに止まり、恐らくは小楠の詩の全部ではあるまい。又本遺稿篇には收めない詩でも其の當時の小楠の心事を推察するもの數首を傳記篇の處々に引用した。それをこゝに割愛した理由は未だ未定艸らしく云はれて居るからだ。

『東遊存稿』の第一頁
（橫井時靖藏）

一　東游小稿

本稿は「壯齡初めて江戶に遊べる來往中の作なり」として『小楠遺稿』に收錄されてあるもの。然るに橫井(時靖)家には上圖の如き『東游存稿』といふがあつて之よりも題に於て二十六、詩に於て三十四首少く且つ題や詩の句なども少しの出入がある。小楠自ら「過半を節錄」して存稿となし

た以上之を存すれば足りる譯でもあるが、今は博を貪りて「小楠遺稿」のまゝに出して、選ばれたものには題若しくは詩の右肩に囹と標して置いた。なほ行間及び字間の括弧内の文字も「存稿」によつたもの。末尾の小楠の識語は無論『存稿』にのみ存するものである。

なほ小楠當時の漫錄たる既記「遊學雜志」の餘白に本稿に載せてない數首がある。之は小楠も「小楠遺稿」編者も存するに足らぬとしたものと思ふから今は採錄しない。

發熊府

脱將十歲撿繩身。一笑飄然東海雲。白水灘聲侵耳冷。龍山花氣撲衣薰。觀風聊抱吳兒志。講學何求商也文。目送飛鷹搏萬里。拂披雙翼已離群。

[存] 菁莪諸友送到大津驛。盡夜小酌臨別口占二絶兼寄黌中諸子。

杜鵑聲裡夜沈沈。挑盡燈華話此心。莫怪別離頻攬涙。十年苦學想同衾。

[存] 談史講經短五更。當時何料別離情。爲言黌舍諸君子。分手前途吾獨行。

[存] 與弟永仁別

應是三年別。不覺涙如霰。萱堂尚老健。無復方寸亂。所憂汝年少。志或半途變。文事非所業。憤勵在武辨。維昔我家祖。結髮經百戰。十死僅(纔)一生。起家一何難。(通)思之心悚然。豈容怠與倦。汝性壯且勇。可以受百鍊。勉哉干城志。精神莫汗慢。去路三千里。此情付鴻雁。

過二重峰

巨石當前如虎龍。其間櫻樹或蒼松。頑雲十里霏々雨。纔到一峰更二峰。

石黑熊太佐々倉郷士。嘗仕家兄。聞予東行迎飲其宅。酒間出山水圖二幅請題辭。余醉甚揮筆錄三絕句。興情所觸不遑鍊句也。

不是柳州諸記圖。却非摩詰輞川無。縈青繚白柴門遠。中有丈人坐撚鬚。

樵客歸時山日沈。漁舟去處水烟深。蘆花楓葉秋多少。恰有前林還暮禽。

書窓十載伴孤檠。又向東風萬里行。笑我胸中無遡志。漫題山水說幽情。

〔存〕到霍崎舍家兄郡齋待風。十七日黎明告便急奉別。家兄遣傔贈酒及鹽魚。賦古風爲謝。

此酒與此魚。拜謝總斷腸。帆既得風出浦口。一瞬飛過周防洋。洋中風浪高於（于）山。驚動魂魄若帆颶。此時應飲此佳酒。放來精神入醉鄉。却想此夕月明時。杯酒誰復侍郡堂。鼓楫一歌歌聲遠。頻揭孤蓬獨悲傷。

〔存〕舟中雜詩

〔存〕森江江外泊舟時。海面潮來月上遲。夜靜頻聽杜鵑過。鄉心萬緒亂如絲。

〔存〕周防二百里空洋。風得便時帆正颶。到得中央水雲界。東天如恰望硫黃。

〔存〕布帆朝出竈門關。幾隊浪魚跳浪間。（鯨魚一隊長丈餘。三五成隊出沒浪間。舟人呼爲浪魚。）舟子説言前路穩。南風容易到横山。（舟人以浪魚出爲海穩兆。〔浪魚鯨魚一隊長丈餘。三五成隊出沒浪間。此魚出舟人以爲海穩兆。〕）

〔存〕寄生水烟（羽水）狎沙鷗。蜑女可憐巧含（帶）羞。婚旆高颺良日定。（蜑女成婚。建旆爲信。）贈將海鼠嫁隣舟。（約婚以海鼠爲贈。）

〔存〕繫舟鞆港待朝晴。浦浦亂檣映水明。忙報西南風得便。萬帆均翦（剪）雪濤行。

播洋風穩曉雲晴。一帶淡洲望裡横。海面乍看孤島現。舟人指點吸川鯨。

沙明樹碧播州路。點點布帆破浪奔。一望淡阿天接水。萬雷吼處是鳴門。

〔存〕臥看曲江水上樓。酒旗垂柳夕陽稠。人丸祠下潮千尺。直逐春風入攝州。

〔存〕兵庫伊丹看過時。湊川何處水之涯。舟行偏恨不如意。遥拜楠公八字碑。

〔存〕坂城指點渺茫間。港口近看天保山。風靜瀾平雲又散。萬檣影映夕陽閑。

〔存〕大坂雜題

〔存〕碁布坂城十萬家。家家鐘鼎競豪華。攀空高閣烟雲鎖。弄水畫船歌管譁。無月天煇錦燈夜
不（未）春地簇紫街花。夕陽春處長江晩。四百八橋虹影斜。

〔存〕仁德奠都王者地。豐公雄據霸圖城。金甌丹碧摩天峙。紫陌樓臺映水明。利寄豪商習海內。
術窮侯伯寄蒼生。長沙悲憤非吾事。且把酒杯唱昇平。

〔存〕淀河舟中

漁舟呼客柳灣間。醉裡蓬窓夢更閑。殘月醮波天未曉。水烟彷彿八幡山。

存 昔賦澱水詩。今上澱水舟。今昔殊虛實。意象宛然侔。迴迴十里餘。月明落蘆洲。杜宇頻啼過。牽起客子愁。雄德山何處。曙色滿天稠。

存 伏水覽古

妖祲衝天日色曛。危城獨當百萬軍。抛將一死比鴻毛。要令世人知君臣。猛將勇士次第死。烏公一笑酒方醺。從容東向九拜死。忠勇名垂無窮聞。吾來吊古三月暮。桃花落盡柳絲紛。擧酒灑地酹魂魄。想像威神仰餘薰。君不見妖祲一掃四海清。昇平長唱硒年春。

存 春盡近江道上作

近江路沿水之涯。望裡去帆暗雨絲。獨倚長亭把杯酒。滿湖風浪送春時。

義仲寺謁旭將軍墓

議論自有天下公。持筆容易難折衷。嘗讀水府史。到旭將軍傳。叛臣之名被將軍。豈非以襲法住殿。此事從來不免責。唯見其心必非叛。將軍天資自木强。不好犯上不好亂。奈何長於木曾山中野人樵夫手。朝弓夕馬武技慣。唯知平氏爲父讐。不知朝憲與冠辨。鼓判官是何者。却以好亂招狂煽。將軍所恨此等人。豈挾賊心忘帝眷。北條氏竄三王。足利氏叛醍皇。此輩何以免大誅。將軍何以受惡名。商量彼是失權度。不見心跡有重輕。久爲將軍欲雪冤。今

日來謁不能忍。世間別有公論否。肯作長歌述不斂。

〔存〕石部客舍壁上糊先君子名札。係十許年前行役時所標。拜瞻之餘感愴成篇。

〔存〕疾痛誰呼久抱愁。孤兒豈計向東遊。偶然旅舍拜名札。涙滴衣襟不可收。
唯夢有時接嚴顏。每看遺物涙潸潸。十年旅舍新名札。堂上眞如此鬢顏。

題光寬次扇扇畫薩嶺富士

薩嶺芙蓉背入耳。且題扇面畫圖美。頻思勝槩壯精神。何日飽看眞富士。

桑名舟中

蒼茫海氣曉烟深。七里風帆興不禁。山色欲晴雲變幻。水紋如織鳥浮沈。
恰是風恬瀾不揚。帖然萬頃曉蒼蒼。日升海色分明霽。二見浦遙水一方。

桶狹間是今川義元戰死處

山河依舊夕陽催。已矣霸圖一敗哀。纍纍古墳春草裡。忠魂長護主君來。

〔存〕望遠江洋

遠海茫茫望壯哉。鯨濤鯢浪捲山來。天風萬里從南極。我且振衣把酒杯。

〔存〕遠駿道中

遠尾駿頭路奈何。薔薇花發望中多。晴空廿日天無雨。身踏乾沙萎草過。

題望岳樓　樓在薩嶺半腹

左則京洋右薩嶺。前頭露出玉芙蓉。平生奇景應無是。和雪灑濤酒味濃。

踰函關　存（ナシ）

八里函關路。雨絲灑笠簑。林冥穿樹去。天近踏雲過。湖有（在）神魚躍。谷皆山鬼巢。眞知行役苦。奇險奈吾何。

夜下墨水

風露鳴雁度。一江遲暮潮。蘆花三十里。長汀飛雪飄。水烟漠漠凝不散。紅燈點點兩岸遙。聽唱欸乃曲一聲。滿天明月下東橋。

寶刀歌。爲和氣子元作。　存

子元示我三尺氷。鐵色晶晶清氣凝。銘鑄備前清光作。大樋小樋勢稜稜。子元祖先百戰士。幾以此刀斫陣靡。最是坂城兩度役。從軍藩侯勇名鬼。灰賄兩韻快劍觸處如割（剖）瓜。又無堅甲又無鎧。馘大將。斬偏將。獲級如芥不可記。亂軍深入味銳利。先鋒終被大創死。死時手尚不離刀。顛末具錄在國史。藩侯憐忠祿（錄）子孫。世世傳承到子元。子元好武又好文。其人磊落魁一藩。手撫此刀啞然笑。自稱快劍報君恩。君不聞一刀臨陣死如毛。意氣不是日本魂。

安士公　存

分明一定算乾坤。強則避鋒弱則呑。賺得虎狼甲與越。遂驅麋鹿取中原。

存 北條氏康

百瘢刻身老練深。笑他互角戰相尋。英雄不是一時志。勉攬八州豪傑心。

存 上杉謙信

蕭々陣營不用刀。按兵月底坐中宵。八州人士無生氣。解警馬蹄入廐橋。

存 武田信玄

神機韜畧寸毫分。心拆阿瞞能御軍。死葬信湖亦兵意。變來七十二堆墳。

存 毛利元就

夙昔雄風耐嘆嗟。幾年馬上鬢邊華。自憐經畧兩山道。東望中原亂似麻。

存 小早川隆景

聊攘老臂試兵旛。百萬虜軍流血翻。英畧於君何足語。苦心別有護宗藩。

存 仙臺黃門

二郎斗膽眼無倫。不脫猿奴籠裡禽。擲碎金爐獨叱咤。未嘗百戰動斯心。豐公嘗言天下英雄爲我籠中之禽

存 柴田勝家

幾年鎭守北門關。還賜茗鐺一笑顏。南望中原空裂眥。滿天白雪越州山。

觀大石良金別母手札引爲堀部某作。

君父之仇不共戴天。分明大義銘心肝。一夜侵雪斫仇家。十五男兒意氣桓。死無遺憾獨有母。寄書告別淚闌干。字字淋漓語縷縷。多謝生育恩如山。阿弟尙幼只事戲。膝前誰復陪笑歡。思之兒心腸百斷。而於大義豈不憚。平生母訓嚴在耳。棄孝就忠母所安。今世孝養旣已矣。只願老躰愛護善加餐。一字一淚數行筆。讀之毛髮骨共殫。大義孝道殫不殘。字亦老成極眞率。堀君藏之有因緣。其祖父子同大難。遺愛是以多藏家。就中此札不忍看。男兒十五尙總角。此人大節何卓卓。君不聞獅子之兒生下飛躍千尋之谷。

存 讀北畠公正統記

百王揭出正閏明。大筆冠以正統名。公著此書何心情。欲向千秋說不平。君不聞建武之亂慘毒滿天地。何物獮猴掠神器。四海盡成魑魅崛。南山僅存勤王志。先皇呑恨按劍崩。親拜遺詔老臣淚。乃棄衣冠執甲兵。起向東西勤王事。睢陽孤守苦戰危。賀蘭(閑)觀望責以義。百敗不摧氣益振。出將入相白霜鬢。棣萼未嘗向地委。無奈南風屢不競。武人獸心何足尤。冠辨不復辨正閏。以賊當劍已(已)當璽。何等醜穢滅天性。嗚呼(乎)南山雖偏神器之所存。正統天子萬乘尊。今世假令飜黑白。天定萬世有公論。憤悲述作正統記。字字渾(非)見血淚痕。嚴然大義匹春秋。讀之千秋聲空呑。正閏雖殊皇統一。鴻號無窮照(照)乾坤。明幽不隔九原下。可慰一點忠

愛魂。唐張巡守睢陽城。請援於賀蘭進明。進明擁兵不援。南齊実責以大義。以喩公小田城之役責結城親朝観望之義。○北朝後光嚴即位。群臣皆謂無三種神器如何。藤原良基曰。尊氏爲劍。良基爲璽可也。乃行禮。○明徳三年南北講和。皇統爲一。

秋季七日訪芳州公子（細川利和）東橋邸。遂歩江東。遊木母寺。得長律三首。（存一首）

江東野趣路高低。閑歩呻吟到處題。墨水隄頭雁寫字。梅兒墳北日成蹊。風驅病葉林全痩。天入落暉眼欲迷。沽醉旗亭何處去。隔江吹笛愛淒凄。

[存] 訪藤田虎之助（介）夜話極適。和虎之助（和以下ナシ）韻。

温酒寒閨夜摘蔬。虚心交膝總忘予。議論不熱冷於水。似讀集義内外書。

恵心寺集。分賦三夫詞。得漁父。

江湖十萬頃。是我衣食田。無賦又無税。悠悠老水烟。垂條柳掩門。紅桃花飄船。欸乃趁晴出。孤棹載月還。妻兒迎浦口。歡語送魚傳。小者截爲羹。大者當酒錢。生涯日日是。無復人世患。彼營營者何。終世名利累。同生此天地。憂樂何其偏。

[存] 冬至後一日。得樂泉翁書。云南湖漁候已盛。余東遊心終不能忘焉。興情飛躍。賦二律。奉呈。兼寄湖上諸友。

[存] 冥雁忽傳湖上音。漁哥小艇憶懷襟。飛橋向晩（寒）殘烟滅。長岸入雲落日沈。秋水蘆花同釣侶。寒燈雨雪獨吟心。客情總苦有何慰。時或江東（雁）載酒尋。

[存] 十年舊約梟鷗盟。一旦飄然在武城。憶起雪中傾笠釣。神飛湖上戴星行。貪魚渾爲誇同侶。

禁酒從來因養生。（湖上禁酒。令出栗泉翁。）已矣漫遊吾正倦。長竿終老水雲深。

（存）臘月念五日藤田子登（虎之介）招飲。列藩諸友在坐。賦七古一篇述志。痛加切磋是所願望。

家各東西千里隔。相逢一笑吐肝膈。滿甕之酒新發醅。併嚙道味眞爲適。吾輩從來非文士。動輙意氣論成癖。上自三代下明清。及我　皇朝治亂迹。如是（此）而治如此亂。此乃得術彼可惜。究竟天下明君少。是以亂日滿史册。雖然爲臣豈尤君。彼尤君者心不赤。赤心忠愛自有道。徐挌君心是臣職。慷慨悲憤氣卽氣。恐於國家無裨益。炎漢朱明亡可徵。何事君子心甚迫。嗚呼（乎）臣道豈如此。一點忠愛發魂魄。其容靄然如春風。其神凝然如金石。治亂只是盡我心。不與群小爭黑白。聖賢之教如此耳。萬古臣道不可易。而在我輩動任氣。一言一行渾被役。忠愛仕君何在哉。甚耻頑顏對典籍。良會知多不易得。何說風月弄文墨。諸君應各有所（志）思。試披肝膈向坐擲。

得壽安山樵訃

慢然分袂客春時。相約壯遊去探奇。歸國卽今裝正迫。不圖忽賦哭君詩。

吏方近正若君稀。何事一生窮食衣。自是千秋珠玉在。靈魂好向九天飛。

長野清淑惠詩及梨菓一筐。清淑旗下士勤番甲府。客秋遊江都偶見芙蓉問室。爾後往來契濶殊深。余西歸已迫。取路甲陽將訪君于清風軒。而唔何日屈指在近。使

者求答甚急走筆呈酬。

士人之交豈偶然。苟對面目吐心肝。客秋見君芙蓉間。三五月色秋正闌。擧杯一笑說此志。志合氣得何等歡。我客江都已一歲。每見士人心不遜。議論如君眞奇鋒。寸鐵直迫褫人魂。考亭之史傷嚴酷。平允屢將鐵案飜。區區我只守腐舊。心或不服何以難。霜臺兵行自神速。對陣何人心能安。君歸十月小春天。甲陽一路木葉丹。送到西郭郭外驛。驛頭分手無一言。長風騎馬大道去。宛似一鶚秋空搏。爾後西東書音絕。每聽飛鴻屢倚門。忽寄新詩及梨棗。狂喜披來心桓桓。我正西歸期在近。取路甲陽寬寬還。甲陽一路山川遠。何日得升清風軒。別來新著定堆几。待我不惜一夕論。

發邸書客舍壁上

慣住邸中舍。臨發題小詩。一年爲汝主。豈不傷別離。但是人世事。去留何必期。譬如雲變態。集散無定時。謝汝年來事。來事與俗違。或時坐夜更。讀書有所思。會心編之文。觸情賦之詩。或大會朋友。議論肝膈披。慨然天下事。悲歌交把卮。淋漓意氣揚。醉語四隣馳。會者無俗客。多是天下奇。奇才豈易得。殫心接新知。究竟是學士。交遊欲不遺。謝汝年來事。幸寬此生癡。

諸友送到新宿驛口占二絕言 一首

一片孤雲去向西。斜陽山色有餘凄。多情何止郭門別。滿路東風送馬蹄。

踰駒關

山恰陳倉險。關偏劍閣門。前村雨飛度。遙嶺亂雲屯。峽水振巖角。天風拔石根。崎嶇何克耐。時復聽啼猿。

小佛嶺

披陀疊嶺碧潤群。決背不看海岳雲。指點茫茫天低處。飛鴻影沒夕陽曛。

過郡內驛戲作蠶詞

暖雨桑條三尺長。家家窰屋養蠶忙。賽神彼是殊緣起。不祭馬孃祭玉孃。（馬孃乃馬頭孃。玉孃郡內蠶神祭在大見村。）

存　甲府雜題

一城吹笛水南流。形勢依然客倚樓。地接駿相平野沃。山連信越亂雲浮。春深新府思調馬。夜靜長街聽甲謳。惆悵英雄無限恨。欝葱尚見舊金甌。（新府距府一里武田氏調馬之處。（）甲府有國謳。係淺山氏盛時之章。今猶存。）

存　題永清淑清風軒詩稿後（ナシ）三首之一

一筆分明執鑑衡。不須寸鐵戮鯢鯨。沈吟燈暗雨窓外。古鬼忽然泣有聲。

存　別清淑

說到（至）明朝萬里別。百卮之酒忽然醒。代人燭淚淒其甚。況復芭蕉雨墜聲。

存　木曾道中作（雜詩）

存 嶄嶄古城亂岳中。回頭不問幾英雄。居人何識近時事。惟説浦郎與宜公。浦郎謂浦島子。漁磯亦在峽河中。○宜公即旭將軍。

存 窮山深谷別爲(成)天。朝暮慣看峽水灘。自恨終生不窺海。逢人乃問打魚觀。(註ナシ)打魚即捕魚。老杜有觀打魚歌。陸放翁詩然哉打魚觀。

存 委地臭魚鳳肉珍。生涯飽食是安初。山家何物供佳客。笑指簷頭玉味噌。(曾)

存 鳥銃成生不離手。漆顏蓬髮獸皮衣。淋漓血滴店頭肉。昨夜前山獵鹿歸。

一劍飄然徒自憐。窮阪身墜信中天。雲深塞岳地無竹。雪解亂山嶺有泉。崩崖峽灘吼雷霆。嘶風牧馬破雲煙。吾行恰是春三月。半發早梅花正妍。

存 遊興願寺贈了山師

似雀瘦身似雪髯。修成玄默大乘禪。憐君獨對山中月。坐聽清猿三十年。

存 踰十三阪

山行苦厭山。山疊路彌窄。窮谷起雲霧。峽水裂巖石。人家望不見。盡日稀行客。石怪驚虎臥。林冥疑日沒。山鬼嘯有風。陰氣冷入骨。憶昨桑名海。望見蘇山碧。山水勝可想。企首惱騷魄。豈料今日行。遇此窮險厄。僅踰十三阪。萬山天色夕。

渡太田川

岐蘇峽水建瓶懸。到此長流汪汪然。樫柳毿毿落日風。漁舟掉破灘水煙。遙望下流犬山城。城樓丹碧峙半天。茫茫沃野菜麥秀。幾簇村落犬雞連。吾入蘇峽已一旬。險路萬山谷又巔。

巔則踏雪谷則雨。雨雪加以陰風寒。昨日出信入濃州。山勢稍平水亦妍。而到此地初曠濶。快心宛似下灘船。嗚呼行役苦境常多樂境少。如此明秀坐可憐。

關原

不守至堅大坂城。進將烏合敵精兵。交鋒一敗空成虜。笑向戰場按舊營。

題望湖樓（樓在摩鍼嶺上）

踏來蘇峽萬山峰。直上摩鍼春色濃。波浸比良殘雪嶺。烟籠錦浦日沈鍾。雲鴻點點當杯落。水氣朦朦升檻鍾。此景重遊豈可必。題詩樓上認遺蹤。

發草津

夜雨新晴天色清。春愁夢破驛鈴聲。長亭南走勢州道。幾隊綺羅侵曉行。

存 近江道上

逶迤官路沿湖行。幾簇漁村夕照明。水色蒼茫濃似畫。遠山尙雨近山晴。

訪益田君積・井上子柝二條客舍。遂共遊西山得一律。

燕城分手昨之秋。不料今春京洛遊。路入西郊行話舊。吟因古跡儘回頭。灑花微雨雲容淡。適躰單衣野氣悠。水碧沙明嵐峽近。落紅點點下清流。

到嵐山花事正闌。掩賞盡日不忍還也。乃採拾落英押之紙冊。還鄕之日以示騷友。

而誇今日之勝遊豈非一佳事哉。得小詩曰。

晴日麗雲爽水明。飛紅撩亂晩風淸。多情有似袁郎致。枉令芳魂託楮生。袁中郎嘗遊羅浮。採拾花片。措之白紙中。名曰芳雪。係以絕句。分與友人。事見池北偶談。

〔存〕謁北野菅廟

起身儒門宗。積學磨天德。鬱抑三十年。文章動異域。遭遇聖明主。一旦冠百職。豈莫知己感。欲盡股肱力。致君堯與舜。自許益與稷。何料高明下。鬼神逞忌刻。群言掩聰明。天日忽薄蝕。誣公竄西陲。以折翩羽翼。天位誰定策。有功枉寃抑。何堪湘纍淚。唯自托文墨。良夜對月明。戀闕空想憶。嗚呼公忠誠。天人總憫惻。太寃豈不白。祀典恩榮極。魂魄歸禁（紫）闕。靈威照兆億。星霜一千秋。廟宇儼雕飾。作詩酹（酧）神明。聊以易碑勒。

〔存〕發京君積子拆送到洛外而別

飛雨落花春返時。都門驛路望逶迤。滿懷離恨紛難裂。寄在毿毿萬柳絲。

下淀河

長江平似凍。風帆去悠揚。去路水烟合。回頭入渺茫。汎汎水氣凝。欸乃渺茫裡。臥看長江暮。暮山一點紫。

此係少壯時作。血氣方剛奇俊自負。好論當世則何暇用心於風藻哉。其或吟詠發乎一

時之興二而不レ及二推敲一是以無レ論二躰裁字句生硬一眞兒童之戲耳。吾齡既過二知命一又在二客土一。偶撿二舊稿一得二此冊子一。披而見レ之燕市交遊大抵歸二黄土一而我之老態亦可レ知。則豈無二今昔之感一哉。乃節二錄過半一贈二　雲處詞伯一乞二雌黄一。　詞伯風流會二了性情一必能察二少壯之情一笑而品レ之品評允當吾將下錄二不惑以後之詩一重乞中其雌黄上也。不レ知　詞伯下二何等評語一否。

萬延改元夏六月　　小楠老逸識

右小楠の識語の「贈二雲處詞伯一」の「雲處」は『小楠遺稿』には「雲如」となつてゐるが、今は『存稿』によつて訂正した。雲處は姓は蒔田、名は亮、字は公弼、越前の人で、幼より書畫を善くしまた詩に巧であつた。晩年には交を小楠の心友たりし笒爪禪師と結びて心を桑門に寄せ慶應元年五十四歳にして卒した。雲處は小楠の需に應じて『存稿』中の數首に對し短評を加へ―これは割愛する―且つ末尾には左の如く記してゐる。

亮聞　先生不レ事二雕蟲小技一。今見レ寄二其舊稿一卷一。亮受而讀レ之。其詩大率輕々著レ筆流滑不レ滯。不レ用レ力而其學力自見。使二人愕然敬服一。吟誦之餘。不二敢辭一而妄下二評語一。固以レ蠡量レ海。　先生其笑而置レ之。　　亮謹評

雲處の此の文の次に雲如の自筆になる左の詩がある。無躾の申分だが『小楠遺稿』の編者は之によりて小楠識語中の「雲處」をも「雲如」と誤つたで無からうか。

題二小楠横井先生東游存稿後一　　雲如山人濬

不下與二尋常韻士一伴上。江山何暇筆端收。豪懷常是輕二千里一。優待聊應レ遣二百憂一。未下敢大才抛二小技一。便知二異境也同レ儔。洪鐘若許二寸莛扣一。剔レ燭西窓期二再游一

雲如は遠山濬の字、號は裕齋又雲如山人とも署した。江戸の詩人だが、號の雲如が前記雲處と殆ど音を同じくして居る如く歳も亦同じ五十四歳で文久三年に歿した。小楠は三たび招かれて萬延元年三月から福井に赴き、其の年は此の地に越年したので、本稿は

蒔田に見せるのが本來の目的であつたらうが――右小楠の識語によりても――翌文久元年は越前から、同二年には肥後から倶に春嶽に招かれて出府したから、そのいづれかの滯府間に遠山にも見せたものであらう。

二　小楠堂詩草

横井（時靖）家に藏せられて皆小楠の手筆にかゝるものである。昭和四年五月長野忠次の協贊に依り德富蘇峰之を三百部複製して自ら跋文をものし兩人の知己に頒ち與へたが、其の文中に左の三節がある。

此の詩草は、先生壯時江戸遊學より熊本に還りたる後に始まり、晩年召命に應じて上京する以前に終る。卽ち先生の約四十歲前後に始まりて、五十五六歲に至る。年代を以てすれば、弘化嘉永の間より文久元治の際に至る。日本の歷史に於ても、先生の一代記に於ても、最も重大なる時期である。

小楠自記『小楠堂詩草』の第一頁
（横井時靖藏）

凡そ先生の一生の學問と、事業とは、殆んど此の時期に盡くしてゐる。而して其間に於ける先生の精神的告白、若しくは靈的自叙傳とも云ふ可きものは、正しく此の詩草である。予が之を寶重する所以、固よりこれが爲めだ。人或は此の詩草の塗抹改刪の痕、甚だ多きを病む。然も予が取る所は、寧ろこれが爲めだ。是れ單に先生の作詩の功夫に就て、其の路程を繹るのみならず、亦た先生の心機の、如何に發動しつゝある乎を察するの指針とするに足る。然もこれは唯だ這中の三昧を解する人と與に語る可きのみ。

右蘇峰の跋文にある如く此の詩草には塗抹改刪の痕が甚だ多く、且つ其の欄外に「刪」と記したのが數首ある。『小楠遺稿』にも載せてないから亦採らぬことにした。

送橋爪子共到菊池賦別此日秋盡

一劍飄然賦壯遊。來敲蓬戶且淹留。武城昨日同爲客。紫海今朝共送秋。蘇嶺煙昏人北去。黃花波颺水南流。別離不耐頻揮淚。古壘茫茫落月愁。

擬唐人岳陽樓詩　水明樓課題

春色巴陵郡。登樓雄壯驚。水涵三楚白。山會百靈明。陰霧遊龍躍。斷雲長笛聲。指看千里外。江北是神京。

題竹內宿禰像

日沒扶桑樹正顛。此間誰使死灰然。老臣捧抱神龍肉。留得百王躍在天。

洗風堂上與阿蘇大宮司

家出祖皇第二兒。百孫血食事何奇。想麼往昔戰爭日。領畧一州彼一時。

還山吟 課題

白雲牽人萬重岑。行路耳清流水音。戀闕心如臥櫪馬。還山身似脫籠禽。野花欵欵春風廻。塵夢惺惺夜雨深。愛想滿庭諸君子。篋中貯得玉堂吟。

謁堀大夫墓

盛時不生才。大才起衰世。天欲玉其人。窮困以養志。憂患磨神智。鬱抑挫剛鋭。百錬之所致。識量以是濟。赫赫堀大夫。天命賦大器。方其未得志。國家極衰弊。庸人列當路。志士哭散地。或陷腹非律。又負朋黨戾。俗論何太苛。高明鬼神忌。令夫君子輩。總如囚獄繫。所恃蒼蒼天。終無翳雲蔭。善類厚其交。忠誠刺血誓。天憐我國家。明主出澆季。起君百寮班。登君三卿位。委君以腹心。責君以至治。水魚何怡怡。君臣一德契。乃舉平素學。措之事業際。一新百年弊。挽回旣傾勢。元脉張且揚。典章蔚其備。誰道諸生論。迂濶誤國事。嗚呼君精神。其將何處逝。存在此天地。永護我後裔。乃以神明力。揮起人中驥。菁菁千里足。是豈天所棄。駿傑得登用。中興不足致。再拜新墓前。感激滴涕淚。

題月兎圖

弱肉雖肥何愛爲。當他强食命如絲。閑閑月夕出林去。想否玉宮搗藥時。

感懷二首

感懷已往悔何追。渾付逝波來日期。不擇冬温夏冷處。欲凌天熱地凍時。簡編有味前賢意。高尙從他流俗嗤。寄語親交諸君子。苦言無惜療吾癡。

誦去周公七月篇。感懷時事只空憐。潮崩新墾田成海。風破荒村人泣天。鄉縣三秋社皷斷。都城一夕凶音傳。廟堂幸有諸賢在。救卹斯民無罪年。

偶作二首

草茅謝客少人事。堅坐一窓盡日閑。欲去怠心新浩氣。轉煩門外晩晴山。

憂戚知天欲玉予。看來集義一條途。不將窮困變其志。到此人間大丈夫。

答阿蘇大宮司

欲折仙桃花一朶。探來奇僻苦相尋。陽明洞裡窮陰合。春在武夷九曲深。

觀山水圖有所感而作

清世何妨有逸民。徜徉山水畢斯身。決然欲隨白鷗去。不忍萱堂垂白親。

送池邊熊藏歸柳川

此道未聞一躍求。不助不長自悠悠。即今鬢髮如斯絲。脩得同爲白首頭。

不流功利不流禪。大丈夫心希聖賢。盡得終生堅苦力。欲披雲霧見青天。

舟望河內灣

嵐氣夕凝金嶺巓。漁村一抹燒鹽烟。月升海色白於晝。天女祠頭水拍天。

漁父某携六排屛風來。需吾書。欣然賦六絕句揮毫。

人間有大樂。雲水以爲家。日日勞其力。獲魚換酒賖。

春風吹海水。潮氣暖暄催。報道昨宵雨。萬魚新上來。

縣尹新代來。不知何名姓。吾自爲我生。不關縣尹政。

官吏暴于虎。筅摧利不餘。農商被其害。獨未及樵漁。

今日役百夫。明日役幾村。村夫日雖耗。漁樵日益蕃。

莫道風波惡。風波奈汝何。更說志士心。多於萬疊波。

讀易

居始有家身始衣。人天脈路未相違。看來此裡存眞理。皇犧如何說是非。

遊盧北宿江口氏樓而作二首

江流魚樂躍波間。深樹密林鳥語閑。眠覺枕頭無一事。臥看驟雨過前山。

綠水青山秀爽陣。淹留到處不思歸。十年心事無斯興。忘却人間閑是非。

病中雜詩三首

病牀謝客鎖柴扉。後圃前庭曳杖稀。午睡覺來無一事。開窓秋蝶忽然飛。
促老病牀眠不成。呻吟長夜伴孤檠。屢呼阿母訴愁苦。知是呱呱索乳情。
無端綠樹爲黃落。鴻鴈一聲渡碧空。想像南湖即今候。蓼花洲下釣秋風。

感懷十首 節七

披書見古人。反思志不高。前賢直自期。磨礪何厭勞。汗血驚鞭影。奔帆截雪濤。消除經營心。超達即人豪。
吾慕紫陽學。學脈淵源深。洞通萬殊理。一本會此仁。進退任天命。從容養道心。嘆息千秋久。傳習有幾人。
圜碁何其變。顏面一不同。人事率如此。變態誠無窮。何以應無窮。靈活方寸中。果知君子學。總在格知功。
心官只是思。思則眞理生。或在一身上。又入天下平。古今天地事。莫不關吾情。寂然一室中。意象極分明。
村居少人事。風物自淸絕。朋以少加親。詩從進益拙。榮利如浮雲。意思與世別。只有典籍樂。道味向誰說。
幽厲失朝綱。王室東方遷。何者乘此際。開成邪徑端。旣竊一世功。又爲漢唐先。古今歸功利。管

仲罪通天。

吾愛陶靖節。貧賤非所憂。窮居對書卷。襟懷自悠悠。朝與仁義生。夕死復何求。此人眞千古。淸氣衝斗牛。（第五第六全用陶句）

和池邊子見寄韻

自笑陶家一例貧。有時微醉滿懷春。近來返却杯中味。不愛剛鋭愛柔純。

送池邊龜三郎歸省二首

磨去磨來日本魂。欲酬列世國家恩。分明文武一途事。分作兩輪眞俗言。

後先憂樂果名箴。忠愛養來深又深。人類不須分黑白。包荒識量服人心。

送永鳥某東行

惟疾之憂父母心。晩行異食總相箴。東天一路三千里。暮雨朝風關意深。

送鮫島生東行

五尺短身一竹節。千山萬水去無蹤。平生心事知何處。寄在芙蓉第一峯。

偶作

天命人心屬老公。振興士氣一揮中。十年染頭窮陰雪。咲坐朝堂總小戎。

偶作二首

婦女還能見死輕。義肝國稱男兒名。紛紛擾海彼何虜。此虜不殲誓不生。
平生厭說南宋事。忍聽滿淸和醜夷。必竟宴安誤家國。分明利害萬人知。

又

非守不能戰。非戰不能和。和豈不利事。顧戰守如何。我武已呑虜。和以安邦家。看看今日和。不保明如河。

送淺田生歸國

思親遊子促歸頻。歸去萱堂情話親。斜月横窓眠未覺。梅花夢入小楠春。
有疑相質過相箴。書卷三年交誼深。豈是區區章句事。磨來報國丈夫心。

畫梅

自愛幽姿能耐寒。擊霜壓雪百艱難。淸香不向春風伐。付與閑人子細看。

和高橋維詔見寄韻

漠漠水村梅熟時。卜居結得小茅茨。柴門盡日無人訪。坐看亂山雨似絲。
塵俗萬緣付水流。種蔬拂草不知憂。閑來總隨老農事。一種難忘七道州。

村居偶作

尙友古賢書滿牀。何人適意問行藏。詩家大抵歸輕薄。隱士從來無硬腸。有性氣唯陶靖節。變

家國獨杜襄陽。二公之外吾誰與。吟詠文章閑日長。

田中虎六爲吾作四時軒記。賦七古一篇爲謝。

滿城風塵十丈颺。名奔利走人如狂。余生此間五十年。老矣兩鬢半白霜。人事紛紛可厭哉。去遊山碧水清鄕。沼山離城二十里。佳地獨擅四時美。乃結草屋寓琴書。日與家人樂山水。水勢汪汪山勢雄。曠原大澤接西東。朝靄暮霞風光殊。況則四時之景變無窮。四時軒文誰能記。迂儒才人非吾類。吾類何人獨田君。欲累君作此文字。寄書爲致云云語。君曰諾哉吾共試。無幾寄來一大篇。其文正大令人虔。期予古人眞隱事。吾愚何以希先賢。雖然君子之道豈棄世。所貴安民在經濟。試揭此文讀百回。令吾情心奮且勵。方今洋夷擾海來。各藩戍兵東西催。廟議紛紛和與戰。經國安民安在哉。鳴呼民貧兵弱何以戰。地震海嘯天示變。天變人事明如日。上下恬然在安宴。君不聞洋夷各國治術明。勵精能通上下情。公撰人才俊傑擧。有事詢衆國論平。薄征稅斂民不貧。厚貯錢糧養勁兵。綠眼紅毛幾禽獸。尙有人心得盛名。我聞敵國之强我之力。今而警戒可興國。不然龍鬪蛟戰山河裂。血雨腥風苦兆億。四時軒記何快論。不覺令人顚乾坤相危起傾有其人閑人唯應拂閑園。水冷冷兮山蒼蒼。月明風淸倒一罇。

村居雜詩七首 錄五

利勾名牽三十年。年華狂了半生天。知今渾付流波去。却怪無心似老禪。

止說人間閑是非。一吟一醉見天機。愛他好好南陽老。淸濁混同渾不違。

既擲榮途甘退閑。豈將高蹈傲人間。養將山水淸靈氣。欲踰利名第一關。（朱子送吳茂實詩、六朝市令人俗。山林使人傲。誰知俗傲兩俱非、但說山林是高蹈。）

不釣前津即畫湖。機心既去狎鷗鳧。逸民豈可無淸世。自賛富春嚴子徒。

閑臥秋風人事稀。高山流水入吟詩。倦來又伴隣翁去。紅蓼洲頭釣落暉。

和道家・元田二子酬和之韻

一陽欲復太微姿。至日鎖關在此時。養得他年發生氣。春風滿野少茅茨。

城居雖好塵爲雨。視聽無時不所思。請看沼山山水興。陟山泛水送生涯。

沼山閑居雜詩十首　節七

予自移居于沼山。客日以疎事日以略。讀書治園之外遊山泛水。眞爲適況矣。今春適得微恙不出門累日。有感古今之事。輙作五言古十首。要皆寫平生之意不及爲錬琢所以有疎鹵也。題曰沼山閑居雜詩。

人君何天職。代天治百姓。自非天德人。何以愜天命。所以堯巽舜。是眞爲大聖。迂儒暗此理。以之聖人病。嗟乎血統論。是豈天理順。

唐帝則昊天。授民以四時。繼之虞帝聖。七政齊其儀。所以天人間。脈路不相離。規模何其大。治

化及蠻夷。後世失其道。天人總乖違。雖有賢明君。治術出其私。私心臨天下。朝盛忽莫衰。前車與後車。覆轍旨不差。嗟乎二帝道。置之民何治。

虞帝擧八政。其中有百工。財利之所生。人情之所同。治而和其職。百貨四海通。後王不法此。天下常困窮。小人起利政。富豪逞姦凶。世世禍亂本。渾坐財用空。吾聞西洋夷。治術百工攻。以之富其國。薄斂不傷農。

君臣尊卑殊。情則如友朋。相信不相疑。未然互勸懲。盛哉唐虞際。君臣道議親。(通書)滿廷吁咈聲。治化如日升。

周有師尙父。八十釣水濱。其間幾治亂。頑如不知人。鄕曲笑其迂。隣叟憐其貧。一遇周王興。君臣水魚親。鷹揚伐殷紂。倏拂天地塵。八百年周家。功業屬老臣。

西洋有正敎。(洋人自稱正敎)其敎本上帝。戒律以導人。勸善懲惡戾。上下信奉之。因敎立法制。治敎不相離。是以人奮勵。雖我有三敎。人心無所繫。□佛良荒唐。儒亦落文藝。政道與敎法。聵聵見其弊。洋夷交進港。必以貨利曳。人心溺異敎。難禁是其勢。嗟乎唐虞道。明白如朝霽。捨之不知用。甘爲西洋隷。世豈無魯連。去踏東海斃。

虞帝巡天下。以通天下情。湯王征四方。以息四方兵。身常犯風雨。山川跋涉行。爲君應則之。以承南面榮。如何徒自重。獨尊坐太平。嗚呼太平君。禍亂何處生。

送櫻井純藏歸鄕

幾日酒杯傾所思。無端告別出柴扉。關河一望三千里。到處春山雨似絲。

和田茶陽韻五首

沼山一夕月輪圓。對月懷人不作眠。閑誦君詩情自怡。雖非吾老病希痊。踐來眞學紫陽道。體得性靈邵子賢。何日把杯說心事。秋風吹老又今年。

浮雲無地不關愁。何事就中最係憂。日月失明暗天地。華夷誰辨絕春秋。良圖豈勿御群虜。一令未聞施列州。光景如斯眞寂寞。任他屈曲水橫流。

年光如水去迢迢。新令未曾出一條。仰虜氣聲國是決。剝民膏血列侯朝。天高地下渾爲否。內潰外患徒自招。勁馬强兵往昔事。即今兵馬漫空驕。

秋容滿地入荒蕪。獨坐夕陽杯酒呼。塵事老來總疎懶。遊行催得幾踟蹰。更憂對卷精神短。偏愛隔窓脩竹癯。詩興動時打乖去。自嗤風格似坡蘇。

灑園掃室愛棲遲。漫學簡狂廢百爲。無往無來閑臥日。何憂何慮默思時。釣竿肯擬太公隱。情性聊同老杜詩。不向人前發言語。此心唯有一燈知。

和田子敏見寄韻

十首閑吟寫所思。更吟五首素心披。進成尹志大經世。退養顏仁總省私。否泰惟天吾不與。行

藏有命獨安之。平生心事向誰說。一任人呼虛學兒。

題楠公父子訣別圖

古今殉國士如林。心事茫茫不可尋。君自天成好男子。奚曾一點愛名心。

偶作

奉命孤臣千里身。靑山碧海一望春。此行唯欲盡心事。成否在天不在人。

漫興二首

迂濶人間不可爲。漁樵吾欲了生涯。沿山何事神飛去。境是梅霖水滿時。

一望滿地水迢々。幾隊遊鱗吹浪跳。買酒隣村人未返。夕陽網晒捕魚橋。

遊農日樓 樓在足羽川上狛氏別莊也。

長河一帶水搖樓。亂絮雲圍山腹浮。況復書畫奇絕甚。洒然身似登瀛洲。

題畫美人

豈勿懷春情。警戒師傳言。愛他行路露。自重潔麗魂。

讀二典七首 節六

鳥羽獸毛渾作媒。四時定得百工開。庶民不識若天業。只道帝功安在哉。

渾將人事付皇天。六府脩來又濬川。勿道西洋明治術。四千年古既開先。

典刑嚴肅象天雷。欽恤好生德懋哉。何事唐明說律者。紛々不本五倫來。
洞闢四門賢若林。地天無物不懷襟。隨知後世開言路。擬餌虛名釣士心。
如聽君臣吁咈聲。滿廷講學見眞情。叩頭流血果何益。枉令賢材買直名。
明君初政總磨精。荒廢中年以後情。何事暗明分晝夜。看看二帝老書生。轉句一作竟究唯無學一字。

與長谷部司計

何其道誼得情深。日不對顏即惱心。半夜鷄聲夢正覺。思君呼酒坐閑吟。

雪日同諸子訪井上某

猪肉與丹釀。携來安道家。初知雪國興。白白滿天華。

仲冬十四日秋田參政傳大夫人之命賜衣於賤母。賤母何幸受此寵榮。感佩之至恭賦七絕奉謝。

表黑裡紅九曜鮮。恩深阿母壽如仙。家鄉千里亂山雪。何日捧持舞膝前。

無題

去年爲客北庄城。幾望故山雪遮晴。還對故山把杯酒。無端又促越前行。

貝津山中

頑雲掩嶺不爲晴。雨後溪流處處生。山中五月袷衣冷。深林尙聽老鶯聲。

踰木嶺

身世茫々渾耐驚。三踰木嶺越前行。極知人事不須必。流水行雲寄此生。

偶作二首

帝生萬物靈。使之亮天功。所以志趣大。神飛六合中。

道既無形躰。心何有拘泥。達人能明了。渾順天地勢。

和孝顯禪師見寄韻

白石清泉寄此身。愛君洒洒滿胸春。春風吹茁蒼生草。非爛柯人對局人。

與長谷部司計

同病一旬不把杯。閑分茶品亦悠哉。呵呵何事酒魂動。人道丹釀入港來。聞・淵二子報六發拔丹艀既入三國港。

寓言五首

智唯在撰善。撰善即執中。何以執其中。方寸一字公。

衆言恐正議。正議憎衆言。二者名利耳。別有天理存。

既非衆與正。天理何處求。一生和同意。忽乘子莫舟。

是彼又非此。是非一方偏。姑置是非心。心虛即見天。

心虛即見天。天理萬物和。紛紛閑是非。一笑付逝波。

病中偶作二首

客舍幽居塵事稀。琴書日日對忘機。深霖生草園全廢。殘暑侵人汗欲揮。臥病三旬酒盃絕。歸心千里夢頻飛。何當相伴諸同好。名水名山詠落暉。

阿母七旬杖作行。秋風吹起倚門情。巢梁燕率新雛秩。栽圃菊依舊色榮。人向黃泉去不返。神通幽夢死如生。兄喪弟逝吾爲客。誰復膝前侍酒觥。

仲秋月夕牧野氏芙蓉庵集即事二首

佳人佳夕坐佳筵。微醉閑吟風露天。定知雨氣未全霽。月張輕傘丈餘圓。

芙蓉庭樹露欲流。催得佳交月夕遊。一曲陽關君止唱。令人暗憶故山秋。

和長谷部司計秋日書懷韻

愛汝峻嶒郡史抽。閱來塵俗幾春秋。人間從是更多事。挽却萬牛回首憂。

和笠原醫伯見寄韻

奇疫盛行厨絕魚。幾旬甘食齋家餘。贈來海膽促詩報。枵腹恥無一片琚。

遊山本氏別莊與諸同好同賦（莊名丹巖洞）

稻田菜野欲殘秋。到處吟笻步步悠。天爲吾曹開霽色。樓離塵界俯淸流。山河萬狀供詩興。鴻雁一聲入客愁。不害笑歡酒可飲。明年人在鎭西州。

余欲ﾚ和ニ笠子馬韻一。井公道助ニ成第二句一。初而爲ニ全詩一。即錄以贈ﾚ之。

秋光月夕總休ﾚ遊。印度癘神如ﾚ水流。咄咄不ﾚ須祭ニ狼社一。滿城生命賴ニ斯叟一。（マヽ、失韻）本州日社。俗謂ニ之狼神一。有ﾚ祈則神必令ニ狼除ﾚ邪。疫病盛行。滿城洶洶祈ﾚ神求ﾚ救。可ﾚ謂ニ俚俗之甚一。

初冬本多執政宅集笠子馬詩先成和ニ其韻一。

水聲雨聲天未ﾚ晴。滿堂人映ニ玉杯一明。新聞奇事動開ﾚ口。說盡近來矜與ﾚ英。

梁瀨題ニ中川瀨平墓一

三劍七槍盡錦衣。豐家霸業在ニ斯時一。嘆君不ﾚ受ニ公侯拜一。留得空山一片碑。

踰ニ櫪峯一用ニ昨年木峯詩韻一

堆ﾚ途殘雪看堪ﾚ驚。又越ニ櫪峯一四越行。山色依然笑迎ﾚ客。慚吾兩鬢滿霜生。

題ニ清風軒一

水明青松日傾ﾚ杯。更上清風水上樓。鯤躍鵬飛三萬里。盡將風色集ニ三州一。水明・青松・清風三樓均臨ニ河港一。爲ニ三國之佳勝一。

題ニ蘭竹一

浴後清風喫ニ茶坐。幽蘭翠竹紙中栽。夕陽相對無心甚。笑拍ニ欄干一又喚ﾚ杯。

題ニ秋江晚釣圖一

秋水落霞欲ニ黃昏一。湖山風色迸ニ吟魂一。漁歌棹去歸ニ何處一。家在ニ斷橋西就村一。

泰安寺

後背亂山前面川。自然奇險絕烽烟。太平何說兵家事。趺坐梵城聽杜鵑。

喜雨賦與長脩谿

炎官苛逆颷炎塵。大地物皆仰至仁。昨夜西風沛然雨。滿庭草木一時新。

偶成

柴門茅屋是吾家。日日閑吟品綠茶。菊向秋風初結蕚。槿過白露欲殘花。西窓翠色千竿竹。後圃紫雲百顆茄。何必客居不適意。培栽聊作小生涯。

病中次舊詩之韻寄芙蓉庵集賞月諸同好。

去年此夜月如流。此夜今年思舊遊。獨臥空房眠不得。幾回吟及故山秋。

送江口純歸國

明朝遊子踏春行。此夜陽關一曲情。歸向家人好傳語。無端身在燕都城。

裁錦樓即事（川端大夫別業在羽川之濱。）

三逢白雪一逢春。春色無涯羽水濱。痛飲狂歌君止笑。明朝東海道行人。

奉和春嶽老公述懷韻

斯道在懷三十年。向公一日始談天。天行如此公看取。雨雪風雷發自然。

右原作

雲霧褰心經幾年。一朝快霽見靑天。虞廷當日無爲化。只在平生任自然。

過河中島

龍虎誰論劣與優。何人不說筑河洲。即今若令兩公在。也用當年兵法不。

發福城。南窓・脩溪・南陽諸子送到府中。重次南陽韻爲別。

行看閒雲隨意收。悠悠歸臥故山樓。羽川赤鯉慰民酒。貯待明年黃葉秋。

澳水舟中 文久二年六月廿七日

占得生涯在沼山。漁樵日日一身閑。閑身老去更多事。澳水舟中九往還。

和半南陽所寄之韻

臥床人去不成眠。忽得新詩更悄然。旅況渾同若相約。鄉心亂夜雨綿綿。

送元茶陽旣歸鄉

五十三程秋好時。名山名水入吟詩。傳將臥別平安信。笑飮沼山酒一卮。

大夫酒井氏別業寓居

小住渾忘羈旅心。春園佳樹日相尋。微微香動黃昏月。起向美人影裏吟。

幽莊深傍羽川湄。佳樹滿庭次第披。忘却家山無限思。春風春雨小生涯。

日日逍遙園裡春。春風迎客興偏新。滿堂娘子皆知己。幾樹紅花爭向人。潑潑魚吹波浪去。嬌嬌鶯弄霽光頻。說來故舊無他事。忘却飄零千里身。

和雪爪禪師送別韻

今代高流獨超群。贊來流水與行雲。老夫別後無多事。每有會心即想君。

右原作

膽氣入神元脫群。見機變態若風雲。我行君送前宵約。今日何圖却送君。

送小楠先生衲囊將飛錫他峯。既而還留。由及之。

鴻雪爪の筆蹟（小楠の和したる詩）
（横井時靖藏）

和笠原白翁韻

心事分明無所疑。四時佳興坐傾卮。此生一局既收了。忘却人間喜與悲。

偶成

群嶽亂山總草茸。奇觀何處立斯笻。愛來大丈夫心事。寄在芙蓉第一峰。

和野野口生韻　文久三年三月二日

十載浪遊不識津。歸來一笑沼山春。窮通天也吾奚敢。流水行雲是此身。

和三岡安之見寄韻

今代眞名士。經綸其屬誰。止杯克加餐。多少不爲詞。

右原作

奉贈小楠先生足下

承恩深幾尺。古來有似誰。思情述不盡。告只平安詞。

城野靜軒・井上某來訪。時余痛齒不能相見。謝以酒肴。

不耐齒牙痛。唯向家人瞋。丹釀與鯨肉。聊供二佳賓。

靜軒見和又疊其韻及東都舊事。

不能語舊事。一任痛牙瞋。想昨仲秋夜。水明樓上賓。

又疊

東都無翰墨。墨士見君瞋。揭出蕃山額。長爲越老賓。

和靜軒韻

歸臥渾忘翰墨興。風前雨後把杯嘯。故人高誼偶來訪。圓筆重看昔代書。

三　雜　詩

前二種以外で『小楠遺稿』に收められ又は小楠の「書」として編者の目に觸れたもの。

秋夜雜感

長夜漫漫眠不ㇾ成。起挑二孤燈一暗又明。阿兄一去呼不ㇾ還。追二想往事一涙縱横。

和二內藤生元日韻一

北風頑自二北海一吹。水氷山雪春未ㇾ披。天運人事渾相同。萬物何時入二熙熙一。堯治舜化豈意廢。請二明大道一在二此時一。

昨夜風從二東海一吹。春光萬里一時披。江頭氷雪渾融解。滿林花鳥自熙熙。旣久二千年舊國。是命維新在二何時一。

右原作安政五年元旦

送二內藤泰吉之二京師一

久矣交遊君亦老。相逢相別迹何奇。把ㇾ杯共說二平生事一。不ㇾ識今朝是別離。

題二三岡君寫眞一

編者註、此の寫眞は板寫しで有つた爲に流石の小楠も表裏を取り違へて右刀左袵と題したが、未だ發送せぬ前に其の誤を氣付いたので、此の詩は其のまゝ筐底に藏せられたと傳へられる。(傳記篇第十六章五、ロ參照)

怪此長鬚束髮似仙家翁。又怪張輕傘伴佳人似冶郎容。更怪右刀左衽似痴兒童。仙乎郎乎將痴兒觀色相認形跡奚知烏雌雄。看々滿腹經綸絲欲爲袞龍縫。（編者註、欲爲袞龍縫又作欲成袞龍縫）

偶興

客稀柴門鎖不開。閑園曳杖幾吟回。日沈仙岳暮霞紫。偶坐西窓呼酒杯。
含笑家人温酒來。請君一酌夕時杯。初霜白雪雖佳味。又是釀成新發醅。
東海波濤北越雪。飽看光景百杯傾。十年無限風塵客。歸臥故山聽雨聲。
客去西窓酒未斟。出門何處寄吟心。平原渺々荒村夕。一片閑雲度遠岑。
臥看書卷坐敲棋。朝品綠茶夕把卮。勿道閑人無一事。悉將佳興入吟詩。
催得家人出箪門。秋光無限渺茫原。小兒携餅大兒飯。到處團欒倒一樽。
延客西窓坐落暉。諸君一局發兵機。項劉勝敗平生事。大澤在前不太歸。
霜氣輕寒新霽天。三竿紅日射前川。驚醒殘夢枕邊噪。出柵家鳧破水烟。
日日閑園灌菜蔬。一壺醪酒興何如。怪來食指頻頻動。應是釣隣獲鯉魚。
書卷何須句解爲。陶家遺法是吾師。分明意會神融處。嗤與古人把一巵。
黃雲白雪滿堂秋。亂插交枝也自優。不是茶家不公道。天然一種野人流。
北風吹盡長防天。屍作丘岡血作泉。何若故山歸臥客。梅花窓下日高眠。

『元田東野詩稿』卷尾に於ける小楠自筆の詩
（元田竹彦藏）

送左・大二姪洋行

若聽高臺恩意優。一家感泣總忘憂。
好將生死付蒼海。鯤躍鵬飛六大洲。

和大久保君自題虚堂韻

虚明明地有神王。人界奚曾立寸牆。
滾滾風塵滿城裏。想君閒氣坐虚堂。

聊寄微物訪蕉雨先生起居附以詩一絶。

自鈎魦魚自製茶。素心聊表饌羞加。
秋風欲老沼山興。早晩籃輿訪隱家。

小園即事

試着裌衣倚瘦笻。小園春色去無蹤。
鐘聲何處白雲外。寺在飯山最頂峯。

題畫嵐山　明治元年

曾棹小舟嵐水浮。飛花如雪撲清流。

如今復無舊時態。獨對書圖作臥遊。

讀東野詩稿

深瀨刻々夜氣幽。剔來孤燈又呼油。几上一卷詩興濃。淡如閑雲大空浮。君心自冷河漢水。君才偏剪搖華藻。水則寫心花鬪才。吟魂凝成黃山柴。目無今人友古人。高尙趣與詩賦眞。獨有王劉先得心。其他數々恥比隣。淡恬爲體文藻用。加以議論爲鄭重。觸境任情淸吟朗。篇々粧成錦繡縫。錦繡之縫眼先驚。細味幽意理極精。或寫高情無一世。或起九原戮鯢鯨。要之一心忠與愛。發揮凜然大節槩。光鋩不露深又深。葆有爛々錦繡內。想余辱同此文盟。何辭把筆下品評。評成隣雞三報曉。起望西窓殘星明。

題元田東野獨樂吟稿

不向中原爭着鞭。却將心事入吟篇。俛嘗泗水源頭味。自得春風一室天。

論心論世又論天。發得神機三十篇。東走西馳吾老矣。任君大道着先鞭。

偶言

神知靈覺湧如泉。不用作爲付自然。前世當世更後世。貫通三世對皇天。明前世王者之道盡心於當世以開後世。謂之君子之志。

偕溪君見贈自題南村之詩次韻述情兼寄雪爪禪師・立軒學士

四時佳興羽川間。我寓君家水作鬪。我去君來如隔世。神飛千里渡前灣。

後八月（文久二年閏八月）望發暴瀉。一時萎衰命殆危。幸賴半井・坪井兩賢得生。快哉之餘賦古風一章爲謝。時廿二日也。

虎乎狼乎鬼乎神。吸人五臟及全身。我臥此病僅半日。面波手足極老皺。半點血水渾去盡。口唯呼水幾頻々。我命如鷄在今晨。欲托後事無其人。仰望屋角嘆一聲。一聲聲中極悲辛。幸得兩賢天下手。兩肉死骨更覺新。不復呼水復呼飯。欲呼杯酒濡口脣。嗚乎虎乎狼乎鬼乎神。去々去々勿逡巡。若過半刻我不許。欲屠汝肉爲佳珍。

第五談録

一 沼山對話

井上毅（梧陰）肥後藩時習館居寮生たる時沼山津に小楠を訪ひ問答したることを自ら筆記したるもの。

寒煖の挨拶畢て翁問　學校に寓せられ何年に相成候哉。

全二年に成申候。

學校のこと書物と云氣養と云御國の學校ほど結構なる學校はなかる可く候。扨學校の法古三代の制天子より凡民の俊秀迄學校に入り學問仕りしと申ことに候が、三代は今日の樣に書物の讀むべきものなかるべく候。又孔門三千の徒にいたり候ても書の讀むべきは詩書を第一としたるものと被レ存候。然るに孔子伯魚に御教示あるをみるに詩を學びたりや又周南召南を學びたりやなど殊更に仰せられ候。其口氣を以て考ふるに孔門の學問も詩を誦し書を讀むを以て第一のこととなすには非るものとみえ候。此等の處に氣を付べきに候。古の所レ謂學は何を以て學といたしたるものに候哉。

客問　古の學問は後世の學問とは違ひ候哉。

書經に堯の德を稱して文思安々と申したり。此の文思の字學問の眼目にて古の學は皆思の一字に在としられ候。凡そ人心の知覺は誠に限なきものにして、此の知覺をおしひろむれば天下一物として我心に遺す所はなきものに候。心の知覺は卽思にあることにて思ふて其筋を會得いたし候えば天下の物理皆我物に相成申ことに候。

問　學問の眼目は思の一字に可レ有レ之候得共、學問の業は何を務といたし候哉。

大學に所レ謂格物卽ち古の學問の業なるべく候。其格物と申は天下の理を究ることにて卽思の用にて候。佛氏の徒も澄心の修行をなして已に虛心淸淨にはなりたれども、此の思を用ざる故に天下の理に昏しと可レ知候。

然ば古は思を以て學と致し候哉。

左樣にて候。一身の修爲より天下經綸の事業に至まで皆思より出候。

論語開卷に學而時習と申候は如何なる敎にて候哉。

古の學問は第一己に思ひ思ふてえざる時に是を古人に照し其理を求むるとみえ候。故に其格物の業皆己が誠の思より出候て得る處の理皆我實得と相成申候。學而時習は是を古人に照すのことに候。

然ば中庸には何故博學明辯を先して愼思を後にいたし候哉。

博學明辯共に皆思の字の小割れにて、其實は思の一字にて學問大端を包めり。今躰己に思ふの誠なけれ

ば後世の如く幾千卷の書を讀候ても皆帳面しらべになるものに候。先書は字引と知べく候。一通の書を讀得たる後は書を抛て專己に思ふべく候。思ふて得ざるときに是を古人に求め書を開てみるべし。心の誠より物理を求むる處切なれば必中夜にも起て書を閲するほどになるものに候。右樣致し候えば我知覺も日々にひろまり、學問の精神ひたすら增長致すものなり。己に思はざれば學問の益なく、又思ふに是を古人に照さゞれば一己の私智になることもござ候。故に思而不ㇾ學則殆とも有ㇾ之候。扨此に一つの知るべきことあり。學問を致すに知ると合點との異なる處ござ候。天下の理萬事萬變なるものに候に徒に知るものは如何に多く知たりとも皆形に滯りて却て應物の活用をなすことあたはざるものに候。合點と申すは此の書を讀て此の理を心に合點いたし候えば理は我物になりて其書は直ちに糟粕となり候。其我物になりたる以上は別事別物に應ずるにも此の理よく彼に通じて活用致すものに候。此の處よくよく心得べきことに候。

學は思を以て業と致し候が、其思ことには何を以て手始と致すべきや。心の分際は限なきものに候えば先宇內を規模といたし候て一天下のことも了解すべく、一天下のことを了解する丈の幅御座候て一國のことをも運用すべく、それより一家一身とつゞまり候哉。

幅のかゝる處を申せば左樣にて候。我思のかゝる處宇內にかけて皆我が分內といたし候故宇內のこと皆我心稱かにひゞき候て所ㇾ謂格物も皆容理に相成不ㇾ申、我惻怛の誠にひゞき候て今日千緖萬端見聞

する處の者皆我心の働と相成候。それ故大學に古之欲ㇾ明ニ明德於ニ天下ㇾ者はと先廣大の規模を示され候。

然ば先治ニ其國ㇾ先齊ニ其家ㇾと彼れをなすには此より曲尺を取り出し候は如何に候哉。

是は脩行のことにて候。學問の規模は宇宙皆我分內と致すべく候。凡我心の理は六合に亘りて通ぜざることなく、我が惻怛の誠は宇宙間のこと皆是にひゞかざるはなき者に候。世の學者大抵一偏に拘執せられて我れと我心を狹小にするもの多く候。

誠に宇宙間の理皆我分內にて乃格物の用なること敬服仕り候。扨無ㇾ序樣に候え共是も格物の一端と存候えば御尋申候、只今海外は大抵耶蘇敎を奉じ候と申事、誠にて候哉。

八分通は耶蘇を奉じ候。

耶蘇敎の義は倫理を主として人に善を勸むる者に候哉、又は專ら利を主として敎を立候ものに候哉。

耶蘇敎も亦人に善を勸め候を主といたし候。扨耶蘇敎の淵源を尋ね候えば耶蘇は本西天竺の地に生れ佛の後に起り候て其敎を立る處を見るに全く佛の一種に相違なく、然して西洋に流漸致候。扨其處說を見候に耶蘇の說佛に比ぶれば一入深玄に候。全躰耶蘇にも八派ほど分れ候て、其內西敎と申すは尤も晚近に起り、只今英・墨等の國に專ら流行致し、或は漢土に參り著述など致候ボイレン等も皆西敎を奉候ものに有ㇾ之候。右ボイレンが說に其一を擧て申候はゞ唐にて心・耳・目・鼻・口を五管と稱ふること主從

を渾說したるものにして誤なく。（りカ）耳・目・鼻・口は皆皮膚にて其理は心に備へたれば心は一身の主にして皮膚の一管一職と並べ稱ふべきにあらずなど申す樣なること重疊尤の說にて、佛說には此等の精密なる處は無レ之候。

其害を申候えば佛と耶蘇とは何れか甚しく候哉。

佛は倫理を廢し、耶蘇は倫理を立候えば、佛の害甚しく候。扨此に一つの辨あり、我孔孟の道は堯舜三代の道統を祖述いたされ候ものにて、堯舜三代は位に居て天下を治められし故其道正大にて天に繼ぎ敎を立てられたり。孔孟は又其天下正大の理を以て敎を後世に傳へられ候。佛と耶蘇との如きは元來下位に在て私に愚夫愚婦を敎化するの心より起りたる故に天堂地獄などの說をなし、方便を設けて人々の曉り易き樣にいたしたるものに候。

然ば聖人と佛・耶蘇と易レ地皆然らんか。

左には非候。聖人の道は中々人に敎解する位のことに無レ之候。

佛の害耶蘇に比べ候えば倫理を敗ること甚しく候義尤のことに被レ存候。扨佛の中にも一向宗は夫婦父子御座候て倫理に近く候は如何にて候哉。

耶蘇は一向宗に類して今一層深きものと被レ存候。

一向宗は倫理に近く候得共、君臣は七世の契佛は萬代の契など申唱候て不慮の變をも起し候えば其

政治を害し候事は禪宗・天台などよりも甚しく可ﾚ有ﾚ之被ﾚ存候。

强ち左様なるものにても無ﾚ之候。併し一つの慮るべきもの御座候。佛日本に入りし以來其教深く民心に染みたり。今耶蘇教と姑く其說の是非を不ﾚ論、只耶蘇若しも日本に入込候えば必ず佛との宗旨爭を起し乍ちに亂を生じ生靈塗炭と相成可ﾚ申、此患顯然たることにて何分にも耶蘇教を入れ込候ては相成まじく被ﾚ存候。全躰宗旨亂と申すこと成程不慮の變をも起し至極恐るべきものに候。日本の□□なども尤害あるものにて、近來水戸・長州の滅亡を取候にて知れ候。

其耶蘇を防ぎ候には何の術を以てし候哉。

外に術も有ﾚ之間敷、只本を正して民心を堅く仕候えば耶蘇には染み申間敷候。

教法のこと宗旨愈邪なるほど愈愚民を惑はし易く被ﾚ存候。譬へば今論語を講說致爲ﾚ聽候よりも坊主の說法を聽せ候が信仰仕候。又坊主の說法にして禪宗よりも法花宗・一向宗などを信仰致候。是愚民の通情にて候。然ば縱い我に本を正し候とも夷人と交通致候えば耶蘇は必ず入込可ﾚ申被ﾚ存候。

近來夷人も開け候て宗旨亂には甚だ手懲いたし、强て人に我宗旨を勸め候こと嚴禁といたし居候。是は追々宗旨の爭より大亂に至り候事有ﾚ之候故にて候。羅馬教とてゼルマニヤに出候教師郎「キリシタン」にて候。今イスパニヤ・ポルトガルなど專ら此教を奉じ候が西教よりも强て此の教を敗り候など仕らず候。之にて相分申候。されば宗門入込の氣遣は先無ﾚ之候。

道は必ず一に歸する譯の物にて候へば教旨も彼此必消長を相爲すものにて有レ之べく候。縱い互に異同の爭不レ仕候共又互に勸說不レ致候共後には彼我に化し候か我彼に變候か何樣にも必傳染可レ仕、是れ自然の勢にて候と被レ存候。然ば何を以て彼此の分限を明白に仕候て向後の傳染を防ぎ可レ申候哉。是此方の法制にあることに候。先年ハルリス談判の時分にも此方より教師は此の地に來留致こと禁止たるべしと申放しに相成候へばハルリス申分に教師は宗門の趣意にて教法を廣め候を主と致し候へば私共より教師の來留を禁じ候こと相成兼候。是は御地にての法制にて宗門傳染の患は有レ之間敷候と申すこと尤の申分と被レ存候。

耶蘇教に聖人の道に合したる義は無レ之候哉。

昔の耶蘇教は只だ愚民を教解する迄にて至て淺近なるものに候。然るに近來に至て西洋に致し候ても其士大夫たるものは强ちに耶蘇を信仰するにては無レ之、別に一種經綸窮理の學を發明致候て是を耶蘇の教に附益致し候。其經綸窮理の學民生日用を利すること甚だ廣大にて、先は聖人の作用を得候。全躰聖人の作用利世安民の事業二典三謨にて粗見得可レ致候。皐陶謨に六府三事允乂と有レ之、六府は水・火・木・金・土・穀の六物を指候て民生日用の財用不レ可レ欠者なり。聖人上に在て民生日用の世話をいたされ右の六府を乂めて其用を盡し、物產を仕立て器用を造作し許大の生道を建立せられたり。是實に聖人代天の大作用なるに、朱子之を知らずして五行の氣と穀とを合して六府とすと說けるは大なる誤にて候。

又一篇の禹貢を讀候に禹の水利を順導いたされ候功業西洋人も是を見て甚だ其作用の廣大なるを嘆感すと云。又禹貢は至て簡古の文躰なれども九州の物産をば逐一記載して、其土宜を察し以て有無交換の法制基本を立てられたり。先是にて聖人の事業を知べく候。其他舟楫交易の道理易にも見えたれば乃聖人の始められしことに候。大凡民は農を以て本とすと雖とも、農業一端のみにて民用百物を仕立つる者なき時は生活の道不足致候。此に擁する所の火鉢を作る者もあるべく又握る處の煙管を作るものもあるべし、室中皆他人の作る處にて皆交易を以て我用をなしえたり。されば民用は交易ならざれば不レ立と可レ知。今某浪人にて此に住居し候に若し熊本に出て日雇を事とし貧窮を救はんと思はゞ随分日雇錢をも得べし。又妻女等にしても女工の賃を得んと思はゞ熊本ならば必ず木綿賃引等を頼むものもあるべくして随分とも飢渇を防ぐべし。然るものは熊本は都會にて融通交易の便利を得たる故に候。今此に熊本を去ること僅に二里にして某縦い日雇をなさんとしても誰有て雇ふものもなく、又妻女に賃引たのむものもなし、誠に迷惑なる境界也。是畢竟融通の道を得ざるが故に候。況や更に五七里の遠郷にしてはさぞかし難澁の次第なるべし、是にて交通融通の民生に便なること知られ候。其交易融通の道日本全國に取り法制を得ざる故に今日本如レ此の貧國となりたり。今日本三千五百萬の生靈其衣レ帛食レ肉の族は五六百萬に過べからず、其餘は大抵凍餒の民なるべし。是畢竟鎖國の見にて一郡一國各自己の便利のみを計り正大の融通行はれざれば財貨のさばき口自由ならず、さばき自由ならざる故に國々もろも

ろの物產皆滯りて坐ながら陳腐するに至る、物產滯りて售られざれば游民工職につくこと不レ叶、なすべき手業もなく無二餘義一手を空して日を送ること憐むべき次第なり。全躰百人の民口あらば其七十人は農業を事とすべく、其餘卅人は老幼或は貧民にて農業をなすこと叶はず、徒に餘力を空し全き游民となることとなり。今日本全國十の三は游民なれば如レ此の貧弱國となりたること誠に道理なり。是畢竟地々の物產諸物を仕立べし、物產を仕立つるには物のさばき口を流通させて餘計の物產涌出る樣に出來すとも少も滯ることなき樣にすべし。右の法制を立つるは交易の道を開くこと畢竟の便利なり。交易の道開けなば何一つ餘るものなく自由に捌け可レ申候。今洋人の所爲をみるに火輪船・蒸氣車・傳信器・水車木綿等を始として民生日用に便利のこと皆講究造作して其至極を究め、近來又紅海の海峽を堀りぬぎ海路とする等のこと誠に莫大の利なり。其上に萬國に交通して交易の利を廣くする故に渠等國富兵强民用の利厚くして租稅等も至て寛なることを得たり。之其經綸の功業聖人の作用を得たるものと可レ申候。

經綸の文字は已に聖人利物の大業にて仁の功用とも可レ申候ゑば、洋人も仁の功業を得候哉。

誠に仁の功用を得たりとも申され候。大凡仁の用は利を以て人に及ぼすにあることに候。譬へば子たるものゝ孝道は十分心を親の身に懸けて、只々親の心を安んずる樣に致すことに候。人君愛民の道は是又專ら民を氣に付けて、民の便利をはかり世話致す事に候。天日の恩と申ても專ら萬物を煖め養ふて是を

育つるにあることに候。是皆己を捨て人を利するのことなり。故に利の字己に私するときは不義の名たり、是を以て人を利するときは仁の用たり。仁の躰は固より己に在て、仁の用は利ㇾ物にあることに候。

洋人已に仁の用を得候て人を利するの道を施し候えば、追々には和蘭は咬𠺕吧を其土の國王に還し、英吉利は印度を其舊王に還して各其所を得る様に可ㇾ仕、必定左樣可ㇾ有ㇾ之候はん乎。

何分左樣には參兼候。是必竟各國に於て各の割據見の氣習を抱き、自利するの心躰にて至誠惻怛の根元無ㇾ之候故何分天を以て心として至公至平の天理に法り候こと不ㇾ能ものに候。此は是非もなきものに候。管仲が仁と申すも畢竟は此根元なき故覇術と相成申候。乍ㇾ去渠等追々の世變を經て利害の終始を瞭視する處有て不仁不義の終に患を招くに至ることを知て甚しき暴虐はなさゞるのみならず、近來は又人の國を奪取など申すことは勢不ㇾ行ことゝ存決して不ㇾ仕候。扨印度は膏腴の地にて交易の便利至て宜しく甚だ愛惜致し、頗る寛政を行ひ租税なども至て薄く取立て其民心を懷て候。是はアメリカの事に手懲したる者とみえ候。

然ば洋人の經綸は有ㇾ末而無ㇾ本ものに候はんか。

左樣にて候。其見る處元來皆利害上より出でたるものにて、皆向ふ捌とみえ候。

洋人の萬國一躰四海兄弟と申唱へ候は天理に叶候哉。

是は全躰を申したるものにて、其實を申せば親疎の差別あるべきことにて、然るに華夷彼此の差別なく

皆同じ人類にて候えば互に交通致交易の大利を通じ候が今日自然の理勢と被レ存候。

萬國一躰四海兄弟の理は必ずとも互に交通致候て相顯はれ候乎。今城下の士衆より小子輩末々の者に至る迄同じ一國の人に候えば固より一致一和に無レ之候ては難レ叶、然處貴賤上下となく知る不レ知となく必途中にても目禮挨拶等致互に親み合不レ申候は一致一和とは被レ申がたく候乎。

夫は勢不レ行ものに候。今日宇内の勢火輪船出來天涯如レ此比隣に相成候えば互に交通可レ致の形勢に相成候。今日に至り獨立鎖國の舊見を主張するは天理に悖候ことに候。

西洋にも航海交易を起し候は三百年來のことゝ見え候が、其以前は萬國皆天理に悖り候か。

古今勢異候。勢に隨ひ理亦不レ同候。理と勢とはいつも相因て離れざる者に候。

今日の勢有ばこそ今日の理御座候乎。

左様にて候。

物産交易の法制日本一國にて國々互に融通致候而已に事足り不レ申候哉。然ば必しも夷人と交通不レ致候共宜しかるべしと被レ存候。如何にて候哉。

今日の勢宇内萬國一同交通致し候えば今日本一國鎖國割據の舊習を主張致候えば乍に萬國を敵に引受眼前滅亡の禍を招くべく、長州の一件にて被レ知候。さしより江戸御城下を始め巣等に燒き立てられ人民慘怛の禍を極むべく候。

渠等は已に萬國を一躰に視候ほどの公平の心に候へば、今日本現在夷人應接のことより內亂を引起し候處を以て是非もなき次第故謝絶に及候はゞ、何故日本を敵と致し候て日本滅亡の禍に陷るべき哉。

渠等申唱へ候議論皆枝葉末流に付て精微に研究する迄にて、至誠惻怛より發出致候者とは相違いたし候。其本く處は畢竟利害より出候て暴虐無理を振舞候ては終に其害を受くべきことを察知致し、只今に至りては萬國皆人の國を奪取などのことは不㆑仕候。七分の合戰より三分の交易は莫大の利にて候えば今に謝絶致候はゞ必ず戰爭に及可㆑申候。渠等は一度の慘怛にて萬世の大利を開くべしと存、且又所詮戰爭に及ばずして日本人心つまり交易の方に安心不㆑仕と見込居候ものとみえ候。渠等申立候議論は甚だ精密なる物にて丁度易を見たる樣の物に候。易は吉凶悔吝を以て教を示し候。渠等が見る處も本利害より出候え共、向ふ捌は甚だ根强きものに候。

英より初發兵艦を以て强て通商を求め候は是又無理なることにては無く候哉。

イギリスはイギリスの割據見、ロシヤはロシヤの割據見にて各の一國々々の議論主張致候故追々慘怛の戰爭引起し候。已に近年兩國釁を搆え五年か十年內に大亂に至り可㆑申、如何成行可㆑申乎、甚だ痛ましく被㆑存候。全躰割據見と申す者免れがたきものにて、後世は小にして一官一職の割據見、大にしては國々の割據見皆免ざることに候。眞實公平の心にて天理を法り此割據見を拔け候は近世にてはアメリ

カワシントン一人なるべし。ワシントンのことは諸書に見え候通國を賢に讓り宇内の戰爭を息るなどの三個條の國是を立て言行相違なく是を事實に踐行ひ、一つも指摘すべきことは無レ之候。然るにアメリカも今日に至りては已に南北の戰爭に相成候てワシントンの遺意は早失ひ申候。何樣渠等如何なる心意を抱き候にも目前申立候稜々は皆道理をふまへ候えば我應する處のものも道理を以てするより外は無レ之、縱い彼は二重三重に城府を搆へ參り候共我は至誠惻怛を以て交るべきことに候えば世界に透らぬ處はなかるべく、所レ謂煙管一本にて事足ると申處に候。

西洋前代の形勢は如何にて候哉。

西洋の前代は總て商賈を以て國を立て候ものとみえ候。近來に至り許大の經綸を發明したり。船も本支那作りにて、蒸氣船になりしは近百年のことなり。蒸氣船の軍艦になりたるは抑も三十年來のことにて、各國如レ是の富强になりたるは曾以て前代よりの遺業にあらず候。大抵ボナバルテの一亂より諸洲甚だ手懲して共に會盟を結び、爾後駸々と振立今日の强勢とはなりたる者とみえ候。日本にしても今一新法制を設け規模を立候はゞ乍に海外を威服し諸國の暴横なるをば制壓するに足るに至るべく候。若し又鎖國の舊習を固執せば乍に莫大の禍を招くべし。二つの物利害現然たることなるに、拘滞にして通ぜざるは誠に昏愚の至りに候はずや。

今日本の法制を一變仕候はゞ人心居合兼ね、現在の長州・水戶の如く必内亂を引起すべく候。是は何

を以て治め候哉。

不レ得レ止ことに候。古より聖人皆干戈を以て世を始められ候。黄帝より下成湯・文武の聖德と雖も皆師を用ひて天下を混一致され候。兵力は德を輔くるものにて長州の一條にて相知れ候。夷人來り候えば乍に膝を屈し候が今日本勢推寄せ候とも容易には屈服致すまじく、畢竟兵力の强弱にあることに候。今躰今日の人情は開國と鎖國と因循の三通に相分れ候。今日の因循なりに打過候はゞつまり衰亡を招くべく候。

其開國の內にも三通有レ之候樣に存候。國本を正大にして神聖の道を宇內に推廣可レ申との說に御座候。

神聖の道とも被レ申まじく、道は天地自然の道にて乃我胸臆中に具え候處の仁の一字にて候。人々此の仁の一字に氣を付け候へば乃自然の道にて候。□□の害は甚しきことにて、水戶・長州など□□を奉じ候族君父に向い弓を引候塲に相成候。

一つは自ら强ふして宇內に横行するに足るに至らんとには水軍を始め航海を開くべしと申說に御座候。

一つは彼れが四海兄弟の說に同じて、胸臆を開て彼と一躰の交易の利を通ずべしと申す說に御座候。

横行と申すこと已に公共の天理にあらず候。所詮宇内に乗出すには公共の天理を以て彼等が紛亂をも解くと申丈の規模無レ之候ては相成間敷、徒に威力を張るの見に出でなば後來禍患を招くに至るべく候。

先時明二明徳天下一のこと、凡宇内は皆已が分内に候へ共、今殊更に天下を治むると申處を先心掛と致候はゞ、念慮外に馳せ候て間違あるべく被レ存候は如何に候哉。

夫は文義の見にて噛も出來兼候。眞實本心の誠に反り求むるにあることに候。我と我心に不レ忍の誠發る所有レ之候。朱子の註に因二其所レ發而遂明レ之と致され候は至極の註にて候。扨人には總て氣習と申すものあることに候。一鄉は一鄉の氣習、一國は一國の氣習、坊主は坊主の氣習、醫者は醫者の氣習ある者にて、何事も皆氣習の見より出候。能く心を正大にして此の氣習を除くべきことゝ被レ存候。且又學者は粘滯の疾を去べく候。今日筒様に講習すれども明日に相成候えば直に昔に相成申すものに候。

古人行二一不義一而得二天下不レ爲とも有レ之、縱い天下眼前に慘怛の苦を受候共我心の不レ安ことを枉候て是を救ひ候事は不レ致候と相見候。然ば古人の學は就二心所レ安を第一と致すことゝ被レ存候は如何に候哉。

それも可レ有レ之候。大公望にも諸葛孔明にも其初は皆手を出して救二天下一ことは不レ致候。全躰古の聖賢は皆上に居て治められたり、故に賢人君子は本上にあげらるゝこと當然に候。然るに世道昏亂して賢

路雍塞致候節は處ㇾ變安ㇾ命のこと是又義の當然に候。

方今諸藩大抵分黨の憂ある樣に見候。歷史上にて見候に國に分黨あるは禍の本づく所に候。分黨の憂を消し候は何の術を用ゆべく候哉。

是は上たるものヽ明の一字にあることに候。上たる者黨派の別には目を付ず只其人才を見立て之を拔擢いたし候えば黨派は自ら消する者に候。全躰君子小人類を以て分れ候こと丁度酒飲の酒中間、茶飲の茶中間同樣にて必ず有ㇾ之者に候。只上明にさへ候えば朋黨の禍は無ㇾ之候。

上たる者にあることは固より左樣被ㇾ存候。又小人は責むるに不ㇾ足候共、君子の上に致候て朋黨の禍に處し候には如何可ㇾ仕候哉。

公平の心にて處するの外には無ㇾ之候。殊更に自韜晦するは宜からず候。縱い學問を止め學校を廢けなど致候共亡國の禍に至り候時勢は救はれ間敷、國家の危亡は是に預ることには無ㇾ之候。

處身のことは一條の道理を直達致候外は有ㇾ之間敷候に、易に括ㇾ囊吉、又見二小人一吉など委曲の教を示し候は如何にて候哉。

凡小人姦人と申すは百に一も僅に有ㇾ之ものに候。其餘は皆不ㇾ及輩にて候。然るに直ちに小人の名目を與へ長を捨て短を責るは己れ卽小人にて候。是以二小人一責二小人一にて候。小人と申す樣なる人には吾等は交りたきことなり、是第一己れが修行にて候。又道理直達と申ても凡物は鹽と申すもの有ㇾ之候、此の

機と申すものは至誠惻怛の心より出候て固より知術とは相違致候。親に孝なるものゝ務て親を悦さんとて機を見て笑を含み、又貴人の前に出てゝは序を得機を見て言語も發し候など皆自然の誠にて候。故に凡そ人は機らしく無しては萬事行はれ兼候。我に道理あつても透らぬ物に候。易の示す所即此の機にて候。

上たるもの只人才を見立拔擢し候えば黨派は消え候樣御教示には候え共、水戸の如きは君子上に擧げられ候程分黨の患は盛に相成益〻爭を激したる樣に候。是は如何にて候哉。

水戸は君子黨と申すも盡く君子に無レ之、小人黨と呼候も或は見込有て異議有レ之候者も間には有レ之候て、國主不明にて天狗黨の者共のみを專信用なされ、己も分黨の一人となられし勢故如レ是の大禍を釀し候。全躰君主の物を待は至誠を本として城府を去り交接致すことに候。明道の新法之行吾黨激二成之一と申されたること其氣象をよく〳〵合點すべきことにて候。又范文正公が吾一生無レ怨二悪於人一と申して呂夷簡が爲めに用いられし事誠に稱すべきことにて、文正などは後生の人物と被レ存候。今茲に兩客と對坐して一面會の講習なれども誠意を盡して自分丈の議論を發し、互に猜疑を抱く樣なることなきは是れ互い脩行地にて平生心を用ゆべき處に候。

(小楠遺稿)

二　北越土産

小楠が始めて越藩の招聘に應じたは安政五年で、其の三月熊本を出發して福井に赴き、居ること七ケ月にして歸省を請願し翌年正月熊本に歸着した。これを待焦れて居た元田永孚(東野)は三日二晩に亙りて親しく小楠と寝食を俱にして其の談に聞き入つた。本篇は其の大要を記して當時郡代として豐後久住に居た兩人の親友荻角兵衛に寄せたもので、「北越土産」とは元田の命ずる所。

態と册子を以得二貴意一申候。然ば横子操歸府之儀に付御委細被二仰下一、御懇篤御致意之段深く忝く奉レ存候。同子にも舊臘十五日越地致二發足一、去る三日に無レ滯山鹿驛より致二內着一、彌益壯健にて御同慶に奉レ存候。當日には晝前に小川方え着暫時滯座、速に在所に歸着致し、翌々五日御添狀納に致二出府一候に付、拙家・不破家兩家之內にて寛話可レ致段致二約束一置候處、其夕不破家に參り居候段申越候に付、直に彼方へ罷越寛話仕申候。一年振りの歡會にて談話も新敷、誠に洒然たる快話にて言々活潑久々に心胸を醒し申候事に御座候。其夜は不破家へ枕席を同くし、翌六日拙家之様に伴歸申候處、晝前より歸郷を迯り候て沼山津へ罷越其夜は一宿致し、翌七日晝前に相歸申候。(小川)源左衛門・村井も同道にて、前後三日之寛接歡心を盡し、終には快飲無二殘處一交歡を極め申候事に御座候。御傳言之趣は具に申通じ、同子にも大慶仕候。拜顏不レ致段は甚殘念に存候事に御座候。尊兄御同座にて御座候はゞ猶蘊底をも御叩き被レ成候て非常之話も出で可レ申候處、此節は甚遺憾に奉レ存候。三月には猶又驥尾に陪し候て餘蘊を盡し申度、如二貴

教二御面會ならでは迚も精敷儀は盡し得不レ申候へども、一躰之樣子一時も早く入二貴聽一度、話合之件々荒々左に記呈上仕候。

一　今度詰中措置之次第は此元にて是迄講習之通りに聊相違致し候儀無レ之、唯致二講習一候儀を實地に體驗致候事にて、其實驗之上には聊會得致し候儀有レ之、是を此節之土產と存候との事に御座候。惣じて識見も第二之事にて、天下之事は唯德之一つに歸着致し候段明白に實驗致し候由。其德と云は心中一點之私を不レ容公平和順にして能人之情を盡すに有レ之候事にて、此德あれば此道行れ、此德なければ此道塞がり申候事、其感應實に影響のごとく、一日克己復禮天下歸二乎仁一と申事初て歷然と相分申候故、詰中千差萬別之措置只此心術之一つを苦心會得致候との事に御座候て、其實驗之模樣辭氣之上に顯れ、實に上達之樣子相見へ王佐之才と益感服仕候事に御座候。

一　天地間之理惣て無用の中に寓し申候と覺へ申候由。有用と存候より早や功名之一念胸中に生じ候て、人情を盡し不レ申理の自然を得不レ申候。左候へば町人には町之事を問、在中之者には在之事を問など、惣て有用と思ふ心より其心内に有レ之候へば所レ向之人其情を盡し得不レ申物に御座候。唯我に一念なく、人々之所レ欲レ言之言を盡さしめて其內に開發之機有レ之候處より話合候へば開き申ものに有レ之候との事にて、能人情を盡し申たる體驗之迹と相見へ申候。

一　詰中一度も論談に亘り候儀無レ之、唯々熟談にて相濟候由。惣じて論談に亘り候儀は己が功名之私

心其々之中に有レ之候故終に論談に及び候もいにて、一度論談に亘り候ては天地間の道決して被レ行申ものに無レ之處得と致ニ了解一候由に御座候。長谷部甚平抔彼國第一之人才にて、才力敏鋭論談壓レ人中々六ケ敷男に御座候處一度も論談に及不レ申、毎度異論申述候節は取合不レ申、直に酒など振舞候て其說には同意出來兼候に付先酒など飲候へと申て雜談に轉じ、再三左樣に致し候へば毎々甚平より了簡を替え候て參り候故、其上にて同意致候話合調候由に御座候。

一　君子俗流之辨別一切致し不レ申、双方共に話合にて其人々々其筋々々に其情を盡し申候由。俗流よりりは初めの程は追々落書抔も致し候由に御座候へ共聊片乘致し不レ申、公平に其話合を聽き候故、後には人心一致いたし候由に御座候。

一　江戶變故已前は越前一國之順境にて同子には逆境に有レ之、變故已後は越前之逆境にて同子之順境に有レ之候由。變故已前は人心之歸向未だ一定致さず候故、實に千辛萬苦居多之心性を苦しめ候由之處、變故後は斷然として處レ之而不レ疑、人心之歸向初て一致致し候由に御座候。右に付今度歸着之樣子も天下に於て一毫不足之意思相見へ不レ申感服仕候。

一　初め越前町・在之樣子を致ニ見聞一候處、君德にて感向致し居候て政令には歸服致し不レ申由にて、全く文武節儉之風習より德政二つに相分れ候源本を早く見拔き申候故、第一此根本より手を付話合候て弊政一二條改り申候由。夫より德政一致に運び候て町・在共に難レ有がり、人心益歸向致し候由に御座

候。

一　江戸出府無レ之儀深き思慮有レ之候ての事に御座候由。江戸大變之機もはや六月前に同子は一見致し居候故、迚も同子之力にては救ひ留め難レ成勢に御座候に付、東行は初めより辭し申候由。當時天下之勢と云越公之御様子と云其上橋本左内少年之人才帷幄に在て順風を得候へば、却て同子に相抗する勢にて迚も眞之君臣合躰難レ成機微を眞知いたし候故、東行には意を絶申候由。夫故數度之招命も有レ之候へ共、龍ノ口之下命無レ之候ては東行難レ仕と託言を構え候て辭申候由。岩瀬肥後(忠震)なども種々建議も有レ之候て强て呼登せの手段も付候由に付、此間には實に甚敷苦心にて、萬一岩瀬周旋も行れ候様に相成候て龍ノ口よりの下命も有レ之候節は、早速心疾を構え西歸之覺悟致し居候由之處、無レ程大變却にて相止み申候由に御座候。

一　變故前後江戸之往返時事之變轉誠に無レ限事にて實に踏二薄氷一之思をなし、前後三十日程は晝夜眠を著申候事無レ之由。江戸へい取遣初めは書通にて有レ之候處、江戸え着き申候節はもはや事情打替り居候様に有レ之候に付人使に相成候へ共、夫にても間違候に付後は江戸は江戸、國許は國許限りにて取計ひ、双方より一切異議申まじくと相談に相成候由。其節之話に人才甚難き事にて、一度之變に應じ候迄之人才は有レ之候へ共、再度之變に應じ候人才は難レ得と申候て嘆息致し候との事に御座候。

一　變故已後人心一定之處置皆同子に話合候て一定致し候由。惣じて上下之勢不レ可二動搖一と申も智數

之上より見候事にて眞之安住に無レ之、天王聖明と申も强て慰候事にて活見之理にあらず、畢竟二千年來之鎖國一時に開き候事順路に參り候道理に決て無レ之事にて、此節之一變なくんば必士君子の亂可レ有レ之、士君子之亂無レ之候へば此節之亂可レ有レ之事必然之理勢にて有レ之候へば、今日に至り候ては士君子之亂有レ之候て內外之大亂一時に起り鎖國の見開けざらんよりは、此節之變動にて鎖國の見忽崩れ候事不幸中之幸と申ものに有レ之候へば、此天理に安んじ候事今日之天道にて有レ之、もはや一度鎖國の見開け候へば此後は何之變動も無レ之、五年之後は交易次第に開き人心始て安定可レ致と話合候由にて、人心一定致し候由に御座候。

一 彼許にても京都開きの一說も起り候由にて、同子を勸め立候輩も有レ之候由。同子一向にははね切申候後は吉田(悌の誤)鼎藏選擧も御座候由、是も同子心配にて鎭り申候由に御座候。小河(彌右衞門)見識尊兄御叱り付之事など咄候て、東西一轍之事と一笑仕候事に御座候。

一 御懇命之段は得二貴意一候迄も無レ之候。同子途中之絕句、御和韵御染筆にて被二下置一候御詩に

恥辱二金枝玉葉身一。曹騰空過卅年春。自レ今磨礪勞二君力一。不レ作二醉生夢死人一。

經綸條理繫二君身一。應レ作二一方有脚春一。尺素誰裁付二双鯉一。天涯寄慰白頭人。

又御短刀一口被レ爲二拜領一、是は横井平右衞門借受持歸候由にて未だ拜見仕不レ申候。

一 勇姬樣御紋服拜領願も此許にての評判とは些相違致し居候事に御座候。何ぞ望之品と被二仰出一候

に付、老母七十に相成候に付是に拜領させられ候はゞ心願不ㇾ可ㇾ過ㇾ之候段願出にて、龍ノ口へ御問合せに相成、支不ㇾ申との御模樣にて黑縮緬紅裏九曜御紋付御小袖老人に被ㇾ爲二拜領一候事に御座候。尤御召之御品は何れも御模樣付に付、別段に御仕立に相成、一度御召被ㇾ遊候て被ㇾ下候由。其節拜恩之詩に

表黑裏紅九曜鮮。恩深慈母壽如ㇾ仙。家鄉千里亂山雪。何日捧持舞二膝前一。

感吟仕候事に御座候。且又養母事も養子に相成候上は母にて御座候處、一人之母は拜領仕候て一人之母は拜領仕不ㇾ申處にては心情安じ難く、此儀は奉ㇾ願候譯にては無二御座一候へ共内情迄申上候段申入置候處、是も龍ノ口へ御問合せに相成候處、御紋服兩人一度に拜領は御見合せ、無ㇾ之と申事にて其儀は難ㇾ被ㇾ爲ㇾ叶候に付、君公之思召にて御自身樣之御召を被ㇾ爲二拜領一候。尤國許にて制度も可ㇾ有ㇾ之候に付何品不ㇾ苦候哉と御尋に付、紬は着用不ㇾ苦段申達候處、奉書紬にして葵崩し御紋付御小袖被ㇾ爲二拜領一候。實に結構之御懇命にて老人之難ㇾ有がり無二申斗一事に御座候。

一　此節は老母歸省之願にて百日之御暇にて、四月初旬には又々罷越候模樣に御座候。此儀も龍ノ口御問合にて願相濟候由、尤猶又被二差越一候節は當御國許にて被二仰付一有ㇾ之候上被二差越一候との御模樣に御座候。彼許よりは是非々々今一度は御招待可ㇾ被ㇾ成との御模樣に有ㇾ之、萬一此許にて御異變も有ㇾ之候節は早速長谷部甚平御使者に罷下り、夫にても難ㇾ叶候節は本多修理二の目之御使者に治定致し候由にて、迚も御斷も難ㇾ叶勢に御座候由。今一度罷越候へば來春は罷下り、夫よりは沼山之漁隱と相成可ㇾ

申と小生此節歸郷之作を稱擧仕候事に御座候。拙作も左に錄呈、入二御笑覽一申候。

閑二臥沼山一不レ識レ年。始逢二明主一一談レ天。歸來復對二沼山月一。笑棹烟波舊釣船。

曾逐二東風一出二故關一。復隨二春風一返二家山一。掬二來越嶺千重雪一。添得老萱一笑顏。

一　彼許にて集義和書之會讀力を得申候由。論語之會讀首章より三省之章迄之發明之說も承り申候。大要仁は和順底之道理と申すに深き意味合甚だ明かに聞へ申候。此節は全く仁之意思に餘程得力相見へ、言々活潑致候事に御座候。

一　脩身之樣子餘程地步を占め候模樣に相見へ申候。彼許にては一言を出せば忽一國天下に係り候故實に戰々競々之形に相成候由に御座候。非常之招命に應じ候て非常之變亂に逢候事にて、其砌は實に心性を苦め候てため噫氣衝き候時も有レ之、或は一杯を把てほゝ笑み致し候節も有レ之候由に御座候。右に付餘程心德之修行に相成候て一階之上達と見及申候儀に御座候。

一　酒は一切大酒不レ致、少しく飮過候へば慟悸にさし障候由にて寢酒一二杯迄に相成候由。しかし此節一ヶ年振りの出會にて三日之間は餘程之快飮にて御賢察可レ被レ成候。

一　容貌は少し肉合減じ候方にて老て見へ申候へ共、肥太りよりも却て相應と大慶仕候。元氣は彌宜敷相見へ申候。

一　未だ何方へも參り不レ申候との事にて、五日には頭宅平野家(九郞右衞門)(下津休也)・新堀留守其餘緣家一二軒に立寄候迄

に御座候由。今暫は出府も致し不レ申との事にて、十四日後にも相成候はゞ猶出府可レ致、其節は拙宅逗留之筈に御座候間猶高論をも承り可レ申と相樂居申候事に御座候。

右之件々得二貴意一申度、間には意味合之聞取違も可レ有レ之、又は洩れ候事も可レ有レ之、先荒増之所書取入二貴覽一申候。御推覽可レ被二成下一候、頓首再拜。

正月十日　　元田永孚拜

荻賢丈

座前

尚々河瀨典次も壯健にて致レ着申候。竹崎は逢不レ申候へ共、是も元氣に御座候。此段も得二貴意一申候。以上。

（癸庚存稿）

三　沼山閑話

[illegible]沼山に小楠を訪ひ、其の應答談話の要旨を自ら筆記せしもの。

沼山有二眞人一。襟懷似二冰雪一。經綸亘二六合一。卷懷不レ可レ撥。我欲レ隨二其遊一。中宵情思切。坐酌二盃中酒一。寄醉二沼山月一。是予が春日閑居の詩なりしがいつしか風に隨て沼山に到れり、沼山も亦予が賞ずるを待

よしなれば、一日秋晴に孤杖を曳、曉を侵して閑居を訪しに、容顔は昔日に變りたれども、藴蓄は益深く、兩鬢には霜を戴きたれども精神は加倍せり。折節訪人も來らざれば終日の閑話に、積年の情懷を盡したり。予が不敏遺忘も多ければ閑話の一二を錄し置ぬ。言葉は限あれど情意は窮り無し、文字は極り有りて理義は盡ること無し、只其綱領を誌して尋繹の所に備ふのみ。

慶應元年晩秋廿七日　　　　茶　陽　山　人　題

一　宋の大儒天人一體の理を發明し其說論を持す。然ども專ら性命道理の上を說て天人現在の形體上に就て思惟を欠に似たり。其天と云ふも多く理を云、天を敬すると云も此心を持するを云ふ。格物は物に在るの理を知るを云て總て理の上心の上のみ專らにして堯舜三代の工夫とは意味自然に別なるに似たり。堯舜三代の心を用ゆるを見るに其天を畏るゝ事現在天帝の上に在せる如く、目に視耳に聞く動搖周旋總て天帝の命を受る如く自然に敬畏なり、別に敬と云ふて此心を持するに非ず。故に其物に及ぶも現在天帝の命を受て天工を廣むるの心得にて山川・草木・鳥獸・貨物に至るまで格物の用を盡して、地を開き野を經し厚生利用至らざる事なし。水・火・木・金・土・穀各其功用を盡して天地の土漏るゝこと無し。是現在此天帝を敬し現在此天工を亮る經綸の大なる如レ之。宋儒治道を論ずるに三代の經綸の如きを聞ず。其證には近世西洋航海道開け四海百貨交道の日に至りて經綸の道是を宋儒の說に徵するに符合する所有る可きに、一として是れ無きは何なる故に乎。然るに堯舜三代に徵するに一に符合すること

書に載る所の如し。堯舜をして當世に生ぜしめば西洋の砲艦器械百工の精技術の功疾く其の功用を盡して當世を經綸し天工を廣め玉ふこと西洋の及ぶ可に非ず。是れ堯舜三代の畏天經國と宋儒の性命道德とは意味自ら別なる所あるに似たり。張横渠・西銘の合點は有れども、是も道理を推演して合點と覺ゆるなり。治道事も封建をするの井田を興すと云論あれども、是後世に廢れたる古法を彊て興さんとしても人情にも叶はず却て益なかる可し。三代の如く現在天工を亮くるの格物あらば、封建井田を興さずとも別に利用厚生の道は水・火・木・金・土・穀の六府に就て西洋に開けたる如き百貨の道疾く宋の世に開く可き道あるべきなり。時世古今の別あれば今日の樣には開け間布くも其講究義迹はいくらも說話の殘りある可けれども是れ無きは全く三代治道の格物と宋儒の格物とは意味合の至らざる處有る可し。一草一木皆有レ理須格レ之とは聞えたれども是れも草木生殖を遂げて民生の用を達する樣の格物とは思はれず、何にも理をつめて見ての格物と聞えたり。大儒を批議するには非ず、後學のもの徒に理學の說話にのみ奔りて現在天人一體の合點なければ大源頭に狂ひありて事實の上に於て道を得ざる事多し。能々合點致す可き事なり。

一　歷代の治績を見るに漢に若くは無し。經術と云も詞章の末には爲りたれども吏治を尙び、かくの如く財用を治めたり。民を治るに心を用ひて三代に近し。此時に三代の學問明らかならば治道も三代に復す可き也。晉已後五胡の騷亂南北朝と爲り唐に到りて一統致したれども夷狄の風相混じ三代の治迹地

を揃へり。一代の治唯當世の務を爲したる迄なり。宋起て聖道明かに治教休明なりたれば三代の治道此時に復す可きに、王安石出でゝ復古の說を唱へて一世を誤りし故に諸君子皆々是れに懲りて治道の事は當世の法政に循て變革を云ふ事は嫌ひたるなり。故に學問は性命道德上の僉議を專らにし、三代の治道の講究自ら廢れたり。惜む可き事なり。

一　人は三段階有ると知る可し。總て天は往古來今不易の一天なり。人は天中の一小天にて、我より以上の前人、我以後の後人と此三段の人を合せて初て一天の全體を成すなり。故に我より前人は我前世の天工を亮けて我に讓れり。我之を繼で我後人に讓る。後人是を繼で其又後人に讓れり。前生・今生・後生の三段あれども皆我一天中の子にして此三人有りて天帝の命を任課するなり。仲尼祖二述堯舜一繼二前聖一開二來學一、是孔子のみに限らず。人と生れては人々天に事ふる職分なり。身形は我一生の假託、身形は變々生々して此道は往古來今一致なり。故に天に事ふるよりの外何ぞ利害禍福榮辱死生の欲に迷ふことあらん乎。

一　孔子吾不三復夢見二周公一と宣へり。何が故に周公を見玉ふならん、德をいはゞ堯・舜・文王も在せば周公に限るまじ。周公を見玉ふこと意味あるべし。三代の治道周公に至りて全備せり。孔子天下經綸の御志にて其周公を慕ひ玉ひし故別けて周公を夢に見玉ふなる可し。御老年にて道の天下に行はれざる時の御言葉なる可し。

一　伯夷之事韓退之伯夷頌を作りてより、後世唯一種の潔白人と思ふこと孔子の說には合はず。孔子は不レ思二舊惡一求レ仁得レ仁と宣へり。故に伯夷叩レ馬の諫言を考ふるに決て抗激底の模樣に非ず、惣じて天下を三分にして其二を保ち殷に服事す、文王の時既に三分の二を保ちたれば武王に到りて殷益小弱なる事知る可なり。此時に當りて時勢を以て云ふにも何ぞ殷を伐つに及ばんや。文王の如く只德政を修め民を恤み、紂王は紂王にして存し置かば自ら衰へて終る可し。然るを我より事を起し人臣の道を失ふて數世連綿の國君を我手にかけて亡す事さても／＼道を得ざる事と伯夷は眞誠明了に存じ込みしより馬を叩て諫たり。言行はれざるより退て首陽山に隱て奉公を停たるなり。是則求レ仁得レ仁の處なり。此處深く味ふ可し、萬世に關係する故なり。此處に在りて孔子盡レ美未レ盡レ善、殷有二三仁一など味ふ可し。太史公伯夷の事を云ふは一々信ずる事にも非ず。

一　張子房眞に不屆の人豪なり。韓の爲めに仇を復し、高祖を助て天下を定むなど固より其本意にも有る可らず。堯舜の世と雖ども仕て臣たる人に非ず。從容儒者の氣豪ありなど、子房の評論には當らずと覺えたり。

一　小松内大臣は大賢已上の人、顏子の資なる可し。其君・父の間に處して擧措進退誠に機宜に適中せり。誠にして明なる材德に非ずしていかでか處し得ん乎。其武家に生れて學の一字も知らず、佛經の外見ることの無れば石清水に祈る等の事も有れども成德の累とするにも足らず。若し聖賢の學を知らば

聖人にも到る可き人なり。鎌足公の如きは大材の人には有れど其南淵に學び天智帝に結びし事等を見れば權變ある人にて成徳の人には非ず。菅公も學材は餘ありて其資は大臣よりも劣れりと見えたり。明道の學徳を以ても大臣の地に居らしめて如レ是處置を得るや否未だ知る可らず。企て及ぶ人に非ず。

一　西洋通信已來年所を經しも未だ此邦の人情を知らざるなり。人情を知らざる故に兵庫開港等いつまでも引かゝり、付て雙方の事情通融せざることなり。是全體學意の違ひなり。西洋の學は唯事業之上の學にて、心徳上の學に非ず。故に君子となく小人となく上下となく唯事業の學なる故に事業は益々開けしなり。其心徳の學無き故に人情に亘る事を知らず、交易談判も事實約束を詰るまでにて其詰る處ついに戰爭となる。戰爭となりても事實を詰めて又償金和好となる。人情を知らば戰爭も停む可き道あるべし。華盛頓一人は此處に見識ありと見えたり。事實の學にて心徳の學なくしては西洋列國戰爭の止む可き日なし。心徳の學ありて人情を知らば當世に到りては戰爭は止む可なり。天守教の如きは西洋も本意とする事に非ず、此の邦の佛教の如し。唯以レ是喩ニ愚民一の一法に備ふるのみ。淸土の學は上等人と雖とも程朱の流か王陽明の流にて、性命心法の外三代治道を講究するの學はこれ無と見たり。其政に預る人は俗流當世の務を爲す迄の人と見えたり。故に西洋新製の器械等聊採用せず、依然として故轍を守れり。西洋人頻に卑下する由なり。

一　本朝は古昔より流義の一定せし學なく神道・儒・佛法面々あり。當世に至りては西洋の事功も採用

する様になれり。方今若三十萬石以上の人に其人を得て、三代の治道を講じて西洋の技術を得て皇國を一新し西洋に普及せば、世界の人情に通じて終に戰爭を止むることいかにも成る可なり。此道本朝に興る可し、後來何かになる可き乎。

一 淸土人近來戰法には餘程熟したる由なり。陸戰等强くして西洋とも勝敗相當れる由。通商はあれども動もすれば戰になれり。英人も窮困の勢と聞えしなり。

一 亞墨南北の戰爭も南地降伏にて相止しなり。五六年間器械益開け當時戰艦五百艘に及べり。英と爭論起り、其子細は南北の戰に英より南地に戰具を助けし由聞えし故、北地より是を憤り、英は同盟の國なるに北地の賊とする所の南地に軍器を助くる事聞えぬとの議論なり。英よりは商人の所爲にて政府の知りたる事に是無と陳ずれども、亞より猶議論ありて未だ治まらざる由、終に戰とも成る可き勢なり。是を見るに則人情を知らざる弊なり。全躰北地より南地を賊と云ふこと其國の私論にて、世界よりは南部相爭と見る可きこと公論なれば、英より軍器を南地に借すも無二餘儀一次第なり。唯北地に答へ無しに南地を助くこと同盟に對してすまぬ仕方なり。されば此の義を以英より陳じ、亞も能く英の事情を知らば此の難解く可く也。

一 當世に處しては成も不レ成も唯々正道を立て世の形勢に倚る可らず。道さへ立て置けば後世子孫可レ残なり。其外他言無し。

一　當世外國の事は悪なれども、事實案の國になれば一度戰爭になりても解可き道ありて和になる可し。內地の事件いかゞ成る可き乎、此後の勢未レ可レ知。

一　我れ誠意を盡し道理を明かにして言はんのみ。聞くと聞かざるとは人に在り、亦安ぞ其人の聞ざることを知らん。預め計て言ざれば其人を失ふ、言ふて聞ざるを強く是を誣ふるは我言を失ふなり。孔子沐浴而朝の一章是當世に處する標準なり。

一　誠と信と意味別なり。誠は本然の眞實源頭より湧出す、工夫を用ひず。信は發二於己一而自盡レ之謂、誠に至るの道なり。吾輩道理を見ても心はまだ誠ならず。自ら勉て是れを行ふ是信の工夫なり。信なくして何ぞ誠に至らん乎。

一　人常に云長所に短所ありと、然らず。長所は其人の道心の全き所、短所は其人の心の雜なる所なり。故に剛なる底の人は到底剛の善、柔なる底の人は到底柔の善。其短所は剛も柔も均く是人欲の雜なり。

一　論語の一書にて孔子の全書とも云ふ可らす。孝經・家語・禮記等の諸書に雜出する內に孔子の微言も有る可し。吟味したき事なり。

一　村丈（何人の略稱なるか詳でない）の見事に萬全を求む、條理利害萬全ならざれば一歩も趾を擧ず。故に常て是を評して可二與謀一不レ可二與共往一と云へり。

一　蕉雨（下津休也）は識見なし、然ども識見を着けば運用は非常の人なり。天下國家の事も平常念頭にあるにも非

す、一度念頭に起れば懇到徹底故に事に臨で語る可し、平素講學の人に非ず。

一 （由良洞水、一名長谷川仁右衛門）洞水は條理なく識なく而殆し。能く條理を着けば擔當して事を爲すの人なり。

一 （米田）米家内助の外評は先年論ぜる如く全躰直截ならざるの弊より起れり。自家の言は自家と云ひ、他の言は他と云ひ、甲は甲乙は乙と云ふて行はれ行はれざるは天也。此事今は然らざる可し。又思ふに米家の地位に居て人に交るに正大ならず、今萬事下問の心を以て國家の事は諸局の役々を招て是と講習し、心術の事は學友と講習せば出入の士人又公平にして種々の世評自ら解けん。自家の道に於て其宜を得ば益を得も極て多からん。建言致し度事なり。

一 世人の村丈を批判する皆其人を知らざるなり。然れども村丈に於て自反の道無くんば有る可らず。今世人村丈を非とする處村丈自ら顧みて非とせざる所なり。其非とせざる心捨てざる故に世人益非とする所以なり。村丈是非の見を捨て天人同體上の見より運び出さば世謗自然に解可きなり。

一 方今の天下危機誠に迫れり。耆舊の名臣を不ㇾ用列藩の賢俊を擧ず長を憎み薩を忌み、一二の閣臣會・桑と事を運ぶ是れ誠に幕府の私見にして益々困窮に至れる所以なり。其本に反りて私心を去り天下と共に事を爲す者の心にならば忽に治まる可し。

（小楠遺稿）

慶應元晩穐　茶陽記

由利公正より横井時雄への書簡の後半部（「小楠遺稿」卷尾）

（前文畧）然るに先生平素道德を講じ談必經綸に及ぶ、事の是非に渉らず時事總て條理のある處に任ず、百般の疑團言笑の間に解して其跡を止めず、故に時人其意を解せざるもの或は疑ふ者あり。明治元年應　召して出京の時、生大坂に出で之を迎ふ。先生謂て曰く「我邦世界無比の幸福あり、　皇統の一系之なり。加るに後れて開く、是亦一の幸なり。他日大いに成る事あるべし。唯　君德を補翼し奉り、條理のある處に任ずれば開明無比の域に達せん、敢て疑を容れず」と。又先生　至尊を敬慕する心止むときなく、或日病甚しく朝を辭す、晨に起て口嗽、遙に　至尊を拜す。其至情切なるの狀狂するが如きものあり。先生の德廣且大、人を教る各其性に順ふて開發す、唯一定の條理あるのみ。又平常の議論開毎に感發興起せざる事なし。生先生の教を受る事年あり、若夫教誨庇保なかりせば或今日あるを期すべからす。右は小生親炙致居候當時之事情爲ニ御參考ニ申上度、旁御暇乞迄、閣筆候也。

頓首

明治二十一年二月廿一日　　公正

横井時雄樣

侍史

第六　講義及び語錄

洪水文庫（熊本縣水俣町にあり）文書中に小楠の『大學』『論語』『孟子』『詩經』及び『近思錄』の講義を門人が筆記したのがある。啻に其の體裁や繁簡が頗る不揃であるのみならず、行文整はず措辭蕪雜、特に假名遣に一定の法なく、口語と文語、漢文と俗文とを混用して意義の不明なる、書き誤りではないかと思はるゝ處さへ比々相望む。それも經學に通じたる人にして之を讀めば必ずや處々に小楠の卓見を窺ひ得るではあらうが、本書に收むるには適せぬから之を割愛し、今は講義としては『小楠遺稿』に採錄されたるもののみを轉載する。語錄も講義の如くに殘つてゐるものが甚だ少いが左に記するものは僅かに洪水文庫文書中より得たものである。

一　講　義

（イ）學而之章　筆記者不詳

此章は開卷の第一義にして尤大切なる義なり。扨學の一字經に見えしは傅說より初まりて、以來中來りて古來聖賢の心を用ひ玉ひし處なり。學の義如何ん、我心上に就て理解すべし。朱註に委細備はれども其註によりて理解すれば則朱子の奴隷にして、學の眞意を知らず。後世學者と言へば書を讀み文を作る者を指て云ふ様なれ共、古へを考れば決して左様の義にてはなし。堯舜以來孔夫子の時にも何ぞ曾て當節の如き許多の書あらんや。且又古來の聖賢讀書にのみ精を勵み玉ふことも曾て聞ず。然則古人の所レ

謂學なるもの果して如何と見れば全く吾方寸の修行なり。良心を擴充し日用事物の上にて功を用ゆれば總て學に非ざるはなし。父子兄弟夫婦の間より君に事へ友に交り賢に親づき衆を愛するなり、百工技藝農商の者と咄し合ひ山河草木鳥獸に至るまで其事に卽て其理を解し、其上に書を讀て古人の事歷成法を考へ義理の究まりなきを知り孜々として止まず、吾心をして日々靈活ならしむる是則ち學問にして修行なり。堯舜も一生修行し玉ひしなり。古來聖賢の學なるもの是を舍て何に有んや。後世の學者日用の上に覺なくして唯書に就て理會す、是古人の學ぶ處を學ぶに非ずして所ﾚ謂古人の奴隷と云ふ者なり。今朱子を學ばんと思ひなば朱子の學ぶ處如何んと思ふべし、左はなくして朱子の書に就ときは全く朱子の奴隷なり。譬へば詩を作るもの杜甫を學ばんと思ひなば、杜甫の學ぶ處如何と考へ漢・魏・六朝まで泝つて可なり。且又尋常の人にて一と通り道理を聞ては合點すれども、唯一場の說話となり踐履の實なきは口耳三寸の學とやいはん、學者の通患なり。故に學に志すものは至極の道理と思ひなば尺進あつて寸退すべからず、是眞の修行なり、忘るべからず。

有ﾚ朋　此義は學問の味を覺え修行の心盛んなれば吾方より有德の人と聞かば遠近親疎の差別なく親しみ近づきて咄し合へば自然と彼方よりも打解て親しむ、是感應の理なり。此朋の字は學者に限るべからず誰にてもあれ其長を取て學ぶときは世人皆吾朋友なり。憧々として往來するの謂にあらず今一際廣めていへば當節　幕府より米利堅へ遣はされし使節を米人厚く待（アシ）らひし其交情の深きにても考へ思

ふべし、是感應の理なり。此義を推せば日本に限らず世界中皆我朋友なり。

人不レ知　此己が爲にする學にして存養の工夫なり。尹氏の說甚好し、考べし。圏外程子の說深く味ふべし。一通りの人にして時に用られざるを慍らざるは君子と稱するに足らず、勞力の積りて信從するもの多く一代の碩德とも云べき程の人才にて世に用ひられず逆境に逢ふとき少も慍らざるこそ眞の君子と云べきなり。

(ロ)　賈　誼　江口高廉筆記

古より往々賈誼は大有爲の人傑なるを漢家其策を用ひず故に至治に至ることを得ず終には吳・楚七國の大亂をも釀し成せりと皆惜めること、思はざるの甚きと云べし。治安の策は賈誼骨子の言にして、其胸宇の有する所事業の就る所倶に概見すべし。蓋文帝の代大亂旣に世を隔て民方に安息し諸侯王平世苟安の政に乘じ驕奢淫佚尾大不掉の漸を釀すことも明かに見えたれば、古堯舜の道に則とり大經大綸を施し其民至治の澤を蒙むり、其諸侯盛世の化を承順すべき時なり。然るに賈生大道の要を識らず三代の治に目的なくして、徒に時勢の危迫を憂ひ心目眩惑し匆々然として一箇の知數を以て世を救正せんと欲す、難ひ哉。彼の所レ謂諸侯王は帝室骨肉の親なるを却て讎敵の思をなし削弱離間の策を施さんと欲するの意旨仁義地を掃つて絕え私曲偏淺、如何ぞ天下の平治を得んや。後來晁錯其遺意を用ひしかば倏然として大亂を牽き起し、纔によく諸將帥の力に賴て帝室危殆の境を脫せるを以ても見るべし。其他

匈奴を制するの術も亦戰國權畧の餘裔にして帝王宇內を總攬し威信を四方に布くの道に非ず。又聞くとるべきの論ありと雖も大本既にくるひ我見を此上も無き上策と固執し意思偏薄氣象局促なれば如何なる良謨も終に行はるべからず。如レ之風を傷り俗を害ひ果は亂亡を招くこと分明なり。文帝渾厚の資禀なるが故に其策を用るに忍びざるも亦宜なり。故に諸侯王も其德に叛くに忍びずして帝在位の間終に治安なり。しかし帝之不レ聽二於賈誼一可なりと云とも苟安姑息手を拱すべき時に非ず、德を堯舜の隆に比し治を三代の上に期し虛懷善言を察納し大公萬方に臨まば條理粲然として綱擧り目張り上下各其德を愼み其情を伸べ、怨嗟の人驕梁の徒絕て情交相通じ所レ謂九族既睦平章百姓の實行はれ、三代の君臣講學隆盛の朝廷再び漢家にあらはるべし。然るときは彼の讐と見たる諸侯王も治化を贊くるの良牧となり、跳梁の匈奴も威信に化服し、賈誼を始め樣々の人物も皐夔稷契の流亞となるべし。惜むべし文帝天資高しといへども黃老の學に溺れ、事にふれ一歩を退くるの工夫に味を得て人を傷ひ世を誤られたることを。嗚呼腐儒俗士は論ずるに及ばず、偶才識ある人も後世道明かならざるにより着眼遠大高明ならず心術狹隘疎脫なるが故に不レ知々々私邪に陷り、君となりては世を毀ひ臣となりては君を誤り事を破ること恐るべきの甚しきに非ずや。故に古聖人人心道心危微の頃精一執中の工夫を以て本とせり、深ひ哉。

（八）陳平　筆記者不詳

陳平は張良と並べて漢朝佐命の名臣と稱すれども其行事を察すれば甚巧智の小人にして當時を欺きしのみならず後世までも欺きたり。初めより高祖を助け天下の塗炭を救はんと思立しにも非ず、唯時の會に乘じて巧智を以て富貴を取しもの也。高祖をして功臣を猜忌するの名を受しめ、諸功臣をして終りを全ふすることを得ざらしめ、呂后の權威をして强大ならしめしも皆陳平の方寸より出たり。其故如何となれば高祖は元來濶達大度の人故功臣を猜忌するの心は決して無し。其證を擧るに韓信を雲夢に虜にして歸り、直に許して淮陰侯に封じ、陛下將ゝ將臣多多益辨などの談話にて君臣の間至つて平和にして疑はざるの躰見るべし。高祖初めより韓信を殺すの意なく、韓信も亦高祖の己を殺さゞるを信ずればなり。高祖の晩年に及び天下漸く靜謐になりしかども太子仁弱なれば一旦高祖崩ぜば諸功臣の制すべからざるを呂后甚だ患て兎も角も高祖在世の內に諸功臣の手に立つ者悉く誅滅し天下をして己が意の如くせんと晝夜思慮ありけるを陳平早く其意を悟り、天下の權呂后の手に歸するを知り、呂后に忌るれば禍の速かに及ばんことを懼れて、是より一意に呂后の存意を受け、呂后の惡む處は是を抑へ好む處は是を助け、事々呂后の意の爲さんと欲する處の如くならしむ。而して韓信を始め諸功臣皆其終りを保つことを得ざらしめ、高祖の大度をして猜忌の譏りを後世に受しむるに至る。張良の辟穀も實は陳平の機鋒を避しものなり。高祖崩じて呂太后の勢日に强大になり其黨與朝廷に滿て如何とも爲べからざるに至り、又禍の己に及ばんことを懼れ周勃等と計を合せ智力を極めて呂氏を亡せしことも、名は劉氏を安す

といへども實は禍を懼れてなり。文帝位に卽て恭儉明敏の主なれば詭秘の陰謀行はれざるを知て專ら面を革め正大の論を立て、其文帝に答へて宰相者上佐二天子一理二陰陽一順二四時一下育二萬物之宜一などの論は以前の陳平には似合ぬ議論なり、是其相位を固くするの術にして眞の面目に非ず。六度奇計を出で高祖を助くるなどいへども、高祖豈陳平の奇計を待て免んや。陳平無くても高祖必ず別に處置することあるべし。高祖終りに臨んで呂后の問に答へて陳平智餘り有て獨任じ難しと云しは其機智陰謀を少し見附けられたる故なり。正しき智ならば餘り有る筈はなし。餘りありと云へば唯不用の智と云のみならず、有て害あるの義なり。今より想像するに當時陳平一人朝廷に在て機智を巧にせしゆゑ滿朝の士大夫自然と氣味の惡しくなり、皆々身用心をいたし前後を見合せ易簡正大の風は日に薄く成行しと見えたり。されども其形跡を顯はさぬゆゑ姿より見れば餘程世用に立つ人と思はるゝなり。其陰謀詭秘にして隱映出沒測るべからずといへども、靑史に載する處に就て推考すれば其情を逃るゝこと能はず。故に陳平が自ら云しにも我多二陰謀一是道家之所レ禁、吾世卽廢亦已矣と云へり。此語にて考ふれば自分にも天の許さぬ處は覺悟せしと見えたり。故に曰く陳平は巧智の小人にして當時を欺くのみならず後世までも欺きしものなり。嗚呼陳平の如きは所レ謂後世の人才にして古の小人なる者也。

（イ・ロ・ハ小楠遺稿）

二
語録

一　義は心の制、事の宜なりの義　今門前か又道端にても貧しき者の寒中に破れたる衣裳を着たるを見るに、是は誠にむごひ成り果てじやとの心の發る是が則ち惻隱の心にて、誰も所有すること同じ。自身今着たる衣裳にても遣はさうかと一端は思ひ、又いや／＼是にては餘り過ぎたる事にて、我分限の處を以て着餘りにても遣すべくかと思ふ、是が則義は心の制と申ものなり。又曰親類縁者貧困にして死亡諸災難等ありて救はざる能はざるとき譬へば二三兩の金にて其場の入費金濟み可レ申時に自家心の發りには五兩もやり度と發り候へども、夫より又いや／＼ケ樣なる事は又も難レ計事に付、先づ此節は二三兩にて助力すべしと推極むるが則心の制なり。是を引かへて其場の入費十分助力すべき處を五分より發り、又是丈にては人の見聞もあれば如何哉と思ひ八九分より十分の處迄推し登せ候ても用の濟む事は同じ事に付、初發心の發る處五分より推し登るは皆吝なり、是全く名利心の處よりして出たるものなり。右の二ケ條が義と吝との二つの辨別にて、人は靈妙なるものにて自身の鏡は向へ移り安きもの丶由、依て今自家注意して深く味ふべしとなり。

一　一家齊はざるは上たる人の勉强靜（ヤ、）の正しからざるより三綱破る丶ものなり。親は親たる道を以て子を愛し、兄は兄たる道を以て弟を愛し、夫は夫たる道を以て妻を愛し、節義正しく己々が道を守れば

一家は治るものなり。夫を引かへて親・兄・夫たるもの平常無理非道にして我が下なる者を如何樣使ひ候ても宜敷樣心得ては、子弟や妻たる者も自然とさからひ戻り終にはそむき離れ、兄より弟、夫より妻も又同じ事にて家の齊は扱置大破となり行き可ㇾ申候。依ㇾ之三綱之基本破れざるよふすべく、上たる人は本領正誠を守り克己勉勵致さねばならぬ。そふ有りてこそ下たるもの自然と應ずるものゝ由なり。

一　父子の爭論訟出致し候に付父子共に死罪に處せられる由。然る處門人其外力有る人々右死罪に處せらるゝは如何の譯にて候哉と論談甚しければ、朱子の御答に自身の役は天より命ぜらるゝ處なり。然ば天より見下す通り眞直にして人倫の大明なるを以て双方死罪に行ひしものなり。是下として上を犯すは畢竟上たる人の節義の正しきを失へばなり。依ㇾ之罪は皆上にある人より起るものなり。上たる人とは父子にては父也、君臣にては君也、兄弟にては兄なり、一家にては家長なり。

一　今學問を少し合點致し、氣分も大分さつぱりと成りぬと申候ても日用事物の上にも出ず、又親に事ゆる上にも離れ武藝の上にも出ぬは前の話しは皆虛也。今日暫も不ㇾ離持ち續て武藝や又は日用事物閑居の上にても矢張り暫くも離れず藹然たる氣象にて無ㇾ之ば學問を合點したる者にては無ㇾ之由。畢竟學問之筋相離れ候處よりして、□□(欠字)となり可ㇾ申由、此□□(欠字)と申者は我が氣儘より出る處にて尤下等に對する時出る者也。自身兼て世話になる人か又上たる人には決して出ぬものなり。譬へ出候ても左樣なる人えは押へ安きものなり。一家の中母親か弟・妹・奴僕抔え得て出るものなれば、本心の出口を胸中

にて利欲より押へとらへられ、中んづく奴僕抔えは給錢も何程宛出し置召遣者なれば如何様の非道を以て使ひ候ても宜敷様心得候て、無理非道勝に口先きの出候儘に使へば夫が移りて奴僕は表裏の仕事迄を致し可レ申者なり。左候てもつかはねばならぬ時使はぬは姑息と申ものにて極めて弱き心取りにてわるき心也。左候へば此利欲の綱をさつぱりと絶ち切り、本心を兼て培養持ち續きて一切あわれむの心を以て本心の出口を重々培養いたし、日用事物千變萬化應接の上暫くも離れず、母親や弟妹等を初め奴僕等を口の先きにて使わず惣て我が本領に引返し召つかわねばならぬものゝ由なり。

一　一僕被レ送候時彼も又人の子也、又芭蕉翁の箱根峠の發句に「箱根山かごかきも人乗るも人」此武人の語皆あわれむの心よりして被レ申たる由なり。此等の心を暫くも離れ不レ申様との御教示なり。

一　沼山先生曰伊藤東涯の弟行状悪敷遊女屋抔へ出浮き候得共東涯一向に存じ不レ被レ申故、他人より貴様弟には行状全くケ様〳〵にて悪敷有レ之候段知せ候上にて漸く承知致され候得共、弟へは格別是と申程の切勘等も致されず候處、或夜又々遊女屋え出浮歸り見候處未だ初更の比に門關し有レ之候に付門外より火事々々と頻に扉を叩き候へば、東涯從容として追つ取り刀にて門の戸をあけられ候處、右の弟恥ぢ入り候て據なき申開には最早火事は消し方濟申候由、弟の不埒是の如きの次第に候得共兄の東涯聊切勘致されぬ迄もなく、從容たる處置押して知るべきなりと。是等の事は頓斗筋にはあたらぬとは雖も切勘せざる方より云へば兄弟の和なり。右之通り信實より感服させるは貴き事の由、御示教に相成申

候。

疑　問（嘉永四年辛亥正月九日曉より）

私儀人え對話仕候節は獨居よりも少し氣分も宜雜話仕候得共、人と離れ只獨りに相成り候へば何となく閑寂にしておとろへ候樣覺申候。此分如何心を得可ㇾ申候哉。

沼山先生曰畢竟人より氣を引立られ候ものにて、本心より出るに非ずして志の立ざる故也。因て爲ㇾ己にする學にして立志勉勵に尤心を用ひはげみ候樣との御教導にて御座候。

私儀朝夕の中親見舞候に、惣て心の發る處用向の上より起り候ての尋問と相成候間、如何修行仕候得ば靄然たる眞情出づ可き哉。

沼山先生曰此儀畢竟自分流儀を押し立親の心と相違致す樣に、親よりたま〳〵申聞候儀も多くは受不ㇾ申、たとへ受候ても父より如ㇾ此に被二申聞一候儀とて上わ向斗りの屈服と相成、聊以て心情に受ぬものなり。左樣なる心得にて今父を諫め候ても決して順には參り間敷候。因て是も子より切角諫候事にとまげて親も容らるゝものなり。左ある時は親愛の道絕へ離れて皆他人えの應接向きとなるものなり。素より天性相濟ざる事につひて一切自分流儀を絕ち切り決して出さぬ覺悟にて、ひつたりと父え眞情より事へ候事のみを思ひ込み候へば自然と親敷相成可ㇾ申者なり。又父大義に拘り外聞も相濟まぬ儀か、且御上に相濟ざる儀抔も有ㇾ之節は從容として相諫め候樣返す〳〵も我流を絕ち切り聊たりとも出し不ㇾ

申様平常相心得、克己勉勵致さねばならぬことぞと御教導に相成申候。

今親に事へ方兄弟の愛育如何様に考へ見申候ても大舜の御心の通り從容として信切になり不レ申、此儀如何修行仕候へば大舜の御心の様春風和氣になり可レ申哉。

沼山先生曰聖人は虛心にして事物の蔽ひなく候。因て親子兄弟の間は勿論、他人といへども應接する所皆信切なり。今學者修行工夫の義は克己勉勵にて虛心になるべし。左あれば忠孝愛敬天下の事物信愛ならざるはなし。惣て事物人欲のためにくらまさるゝ者なり。因て忠孝慈愛より萬事に應接する處從容として信切になる者なり。

後妻をむかへし家は必ずどの家も混雜可レ仕ものにて御座候。繼母の心如何様の心得にて子を愛育可レ致申ものに御座候哉。

沼山先生曰實に我が子と思ふ心を勉强して愛育すべし。今我が實子えは麁食麁服致させ、先妻の子えは勉めて美服美食を盡して致させ、叱愛も又同じ。左ある時は他人より見る處どふか先妻の子に慈愛の心深くしてなにとなくよき都合に見ゆれ共、先妻の子たる者の引受る處我には美を盡し、後妻の子えは麁食麁服のみならず叱愛尤違へば、どふも心に心よからぬ者なり。何故なれば是皆繼母の心作りものよりして如レ是ものなり。それで繼母の心作り飾りなき様にして隔てなく本領愛育信切なるべし。

今男子壹人もなく女子迄もてり。養子致し不レ申候へば先祖の名跡斷然致し可レ申儀眼前にて御座候

問、養子可レ仕か否哉。

沼山先生曰男子をもたざる儀は命なり、養子は致す事なかれ。

御高教の通り天命にして養子を一切不レ仕節は名席必定斷絕可レ仕家は一國中何百千可レ有二御座一か。

又右之跡々の祭り候儀誰か相營み可レ申哉。

沼山先生曰是官府より祭り可レ被レ下ものなり。人臣の感發興起爰に有り。又君主宰相の心得爰に於て深く考へ、信切の處置あるべく事なり。

鷹山公作文疑問之薄之丞處置の處、叔父□(不明)左衞門を打果し切腹にても仕可レ申哉、如何之處置可レ仕哉。

沼山先生曰叔父□左衞門は現在父の敵とはいへども、大恩の叔父信情の人なり。依レ之薄之丞は唯自身切腹可レ致より外の處置は無レ之由、右之通りに成り行かぬ先きに如何樣とも子たる者の根本に力を入れねば成らぬものゝ由、御示教被二仰聞一候事。

又鷹山公作文疑問之駒之丞處置如何可レ仕哉。

沼山先生曰此儀迚もケ樣に成り行き候上は叔父同道にて他國へ走り可レ申より外は無レ之段御示教に相成申候。是以て兼て叔父の行狀は承知前の事に付、事物に顯れぬ先きに根本に我が力を盡さねばならぬものなりと御示教に相成申候。

御編集に相成申候讀書法の第一に讀書は第二義の事と相見え申候。右如何の御譯にて朱子如レ此に被二譯申一候哉。

沼山先生曰先づ第一番に我が心なり。心を存して讀書いたし候へば格物の功も見え知識も章句毎に廣まるものなり。空心にて何十年讀書いたし候とも何の益もなきものなり。因て心要にあらざれば見れども見へず聞て聞へざるの如くなるべしと御示教に相成申候。

聖賢御問答の中に欲すると好むとの義は格別に六ヶ敷様に奉レ存候。此二字の義には我が身を斷然となげこみ申候へば此の欲・好の處義になり行き可レ申哉。なげこむと申候は一身投沒の處にて、眞實に私心利害を絶ち切り克ち去り不レ申ては出來兼可レ申か。如何に修行仕り可レ申哉。

沼山先生曰今讀書するも致知も力行も人の爲にするうちは欲・好にはならぬものなり。自家々々の工夫うちに信實用ひて修め致す時は初て欲・好となるものなり。依て學の不レ進は人の爲に學ぶと己が爲に學ぶとの二つにての別ちにて、内外により可レ申ものなりと御示教に相成申候。

今小人と君子相對したる時論派相逢はざる義は勿論之事と奉レ存候。然るに君子の徒と君子の徒と二派になり、合はぬ時有り。所レ謂堀大夫徒と蒲池徒の如き此不合なる原因は如何の心取りに御座候哉。

沼山先生曰徂徠流にて功用のみの人なれば積る處我が力量を立る故より、君子と君子二派となり候て合はぬものなり。そこで道學でなければならぬものぞ。道は一筋にして天理流行道にて聊の私心利欲な

く候故何人寄り候ても道の合はぬ事はなきものなり。因て程朱の學の尊き事深く考へ玩味致し候樣にと御示教に相成申候。

（附）聖學問答

德富一敬が弘化三年師小楠の策問に答へたる按文にて、行間の細字は朱批で小楠の手筆である。

「聖學問答」の第一頁
（德富蘇峯藏）

弘化三年丙午八月

聖學之第一義は立志に有ㇾ之候。然に學者一旦憤發興起いたし志立候得共久からずして又崩れ候は必竟是學問の本領を合點いたし不ㇾ申に因り候所ㇾ謂本領なるもの如何。

答曰本領と申候は學問仕候目當にて、
本領は仁義禮智の性を指して言ことにて
其目當と申候は我受得たる仁義禮智之
は無ㇾ之候。古より聖賢人に指示し玉ふ性
性を指て申なり。本領を合點仕候と申
命の理を人々心に固有しておると迄知り
は此心既に氣質之偏に暗まされ物欲充
て、眞實固有しておることは知らぬなり。
滿して禽獸に類する樣に成りたる處に案じ付重々後悔いたし、此所には暫も安着いたされず一日も早く本然の
然るに本心の感發に心付き、成程こゝのことと心に眞實に合點したるが本領の合點と云ものなり。此の合點なるときは世間窮
性に復せねばのさぬ心に成るを指て申と奉ㇾ存候。然に是迄志申たる處を顧に追々之御教示にて氣質之偏利害の
通得失榮辱等の一切の外欲實々废外のことに思ひ絶て此心を累らわさるゝことなし。こゝよりして舜何人か我何人かの志脱

心等に手を付可ㇾ申と一旦振立候得共其場に至心付候ても十に一二も克去得不ㇾ申、致知之事も書籍の上は素よ
然として起り、此學問に打はまり日用事實の上に就て致知力行の修行に成ることなり。
り日用觸來る事に付て成丈推究候事と奉ㇾ存候得共書の上にても終に心に合點仕候迄見出不ㇾ申、又日用の事に
知覺は未發の上にての事なり此心のひゞきを云ふ。去ればこゝ
當りても義理と心付候儀は稀にして多く利害の上にて耳知覺して義理は外向申譯になり、落着は利害に陷入申
にては知覺とは云ひがたし、利害の上にのみ思慮わたりてと云ふ可し。
候。然れども左まで是を悔も不ㇾ仕只今通にて取續讀書いたし候はゞ自然に知識開らけ可ㇾ申、左候へば夫れに隨
是がこれ
い進歩いたす事と思ひ日々と押移申候處、此節御問によつて得斗相考候へば是迄之志は本領に推上得不ㇾ申、至
今日の學者の心にて孰も大方同樣なり。去れば今日本領を眞實に合點すれば直樣眞實の志立て三四分の段は驚く樣にかわる
て近小麁底之事にてずらずらと押移候は必竟今日の此身に安心仕本領を合點不ㇾ仕故と覺申候。右之通爲善工夫
こと何の疑か有るべし。
も不ㇾ仕いつ迄年月を重候とも知行共に進候期は有ㇾ御座ㇾ間敷と存、此後の事をつくづく相考候得共今日の此身
實に口惜しく思へば其れが
心にては決て相濟不ㇾ申、本然之性に復せねば一日も安着不ㇾ被ㇾ致と申處に實心立不ㇾ申口惜事に奉ㇾ存候。見聞
本領の合點なれども、やはり二四分の口惜にて眞實の口惜しきと云ふものにては無ㇾ之候。
のうへにては既に此處も存知居申事に御座候へば吾丈け見へ候知識にて日用語默の間知覺仕候を正邪如何と省
察仕力の及丈け正き方に引直し可ㇾ申、格物之筋もヶ條多を心懸不ㇾ申、成丈け心に合點仕候迄推究可ㇾ申、此功夫
取續候は敬と氣力にて怠りさへ不ㇾ仕候はゞ自から此身心にては暫も安じ不ㇾ申是非本然之性に復不ㇾ申ては止
まれぬ處を合點可ㇾ仕かと奉ㇾ存候。

徳富萬拜

本領合點の工夫は本心の起りたるを察識して成程こゝのことゝ云ふ樣に平生心懸候が此工夫にて御座候事。

（小楠所記）

弘化三年丙午

九月十九日御問

對曰、此道に志御座候得ば、日用動靜語默に通じ、暫くも此の心を放す、間斷なき樣に工夫仕候が忠信の修行にて

御座候と奉レ存候。成程然り。然るに聊今日志は御座候ても、日用の間工夫間斷の時は多く、修行心有る時は少く、偶四端の發有りても心を用不レ申故、其儘消へ申候は、必竟忠信ならざる處より、志實に運び不レ申事と奉レ存候。果して然り、如レ此力を用れば自然に忠信の心に成り可レ申候。故に日用尊卑長幼親疎共に人に接するに、撲實なるや否を省察仕、撲實ならずして外を勤候事あれば此を克去り、心中、人に對して言行致されぬ事無レ之樣に相心得、最是切實の工夫なり。又心に發せぬ事は言行に顯不レ申、たとへ雜談に成りとも其人の好惡に付き私欲利害の筋に陷り情の儘に馳不レ申樣に制可レ申候。書見或は物を考へ候時は主一に有レ之哉否を省み、主一ならざれば思慮を斷ち、暫く未發の體に歸して後、元の書見か又は考に移り可レ申、左候て倦候節は、幾度も未發に歸可レ申候。尤無事閑暇にて起臥居步の時、道理の考と、未發の體の外に、花鳥風月山川の景勝を詠め候事もあらば、只此の心の養と心得、決て其物に取られ不レ申樣猛省可レ仕候。如レ此動靜語默の間工夫間斷不レ仕候へば、良心の發も多くなりて、實に志を欺かずして忠信の修行に相成可レ申と奉レ存候。しかしながら知もひらけ不レ申、利害のつるも斷然と切れ不レ申、地位にては一日の間幾度も崩れ候は必定にて御座候得共、信道の心を以成丈もり返可レ申と奉レ存候。

德富萬熊
謹對

此答は殊之外切實に相見へ珍重に存候。箇樣に工夫行れ候へば何か學事の難き事や候べき。言を食被レ申間敷吳々も祈申候。
（小楠所記）

弘化三年丙午十二月

學者本領を會得いたし候へば志卽ち此より立ち申候。昨日の心と今日の心と雲泥の相違有レ之ものにて、氣象も又

格別に見へ申候。此時の意味有體に承度候。

答曰書見又は物を考へ候に色々の利欲心さし出胸中甚だ煩らはしく、是を克去んとしても去られず、空しく時日を移候に一旦すらりと學ぶ筋をさとりては此心快然となり、今迄克去り難き雜念も些々たる事にて何の苦もなく消へ果、胸中洗い上げた樣に成りて、本の考へ候筋に移れば吾丈けの了簡出來る成り。此時にあたりては毀譽得喪榮襄等の事實に何ともなき樣に御座候。此心を取られず持屆候はゞ一歩進め候も不レ遠と奉レ存候。

徳富萬熊

再拜

果して然り。乍レ去又々舊習之俗心立ち歸り依然たる心に相成は本より免れざる事なり。此處にて必死の力を用ひ克將去れば又々道心に歸るなり。兎角此心程變化するものは無レ之、孟子の所レ謂操則存捨則亡出入無レ時之言誠にしみ〴〵と覺へ申候。

（小楠所記）

（徳富蘇峯藏）

横井小楠　下卷　遺稿篇（終）

昭和十三年五月二十一日印刷
昭和十三年五月二十九日發行

横井小楠（全二册）

定價金拾五圓
特價金拾貳圓

著・編者　山崎正董

發行者　東京市神田區錦町一丁目十六番地
株式會社明治書院
代表者取締役社長　三樹退三

印刷所　東京市神田區神保町一丁目三十四番地
株式會社開明堂東京支店
印刷者　高田壬午郎

發行所　東京市神田區錦町一丁目
【振替貯金口座東京四九九一番】
株式會社明治書院
電話神田（25）二一四七番
二一四八番
二一四九番